富岡幼稚園安全対策工事

令和７年３月

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
Ａ－００	図面リスト	Ｓ－０１	建築改修工事特記仕様書（構造１）	Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）
Ａ－０１	浦安市工事特記仕様書（１）	Ｓ－０２	建築改修工事特記仕様書（構造２）	Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書（２）
Ａ－０２	浦安市工事特記仕様書（２）	Ｓ－０３	２階梁伏図（補強位置図）	Ｅ－０３	電気設備　１階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０３	浦安市工事特記仕様書（３）	Ｓ－０４	Ｒ階梁伏図（補強位置図）	Ｅ－０４	電気設備　２階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書１	Ｓ－０５	既存躯体撤去図（１）	Ｅ－０５	電気設備　１階平面詳細図＜改修後＞
Ａ－０５	建築改修工事特記仕様書２	Ｓ－０６	既存躯体撤去図（２）	Ｅ－０６	電気設備　２階平面詳細図＜改修後＞
Ａ－０６	建築改修工事特記仕様書３	Ｓ－０７	梁補強図（１）	Ｅ－０７	電気設備　２階遊戯室平面詳細図＜改修後＞
Ａ－０７	建築改修工事特記仕様書４	Ｓ－０８	梁補強図（２）	Ｅ－０８	電気設備　１階平面詳細図＜改修前＞
Ａ－０８	建築改修工事特記仕様書５			Ｅ－０９	電気設備　２階平面詳細図＜改修前＞
Ａ－０９	建築改修工事特記仕様書６			Ｅ－１０	電気設備　２階遊戯室平面詳細図＜改修前＞
Ａ－１０	建築改修工事特記仕様書７				
Ａ－１１	建築改修工事特記仕様書８				
Ａ－１２	配置図				
Ａ－１３	１階平面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１４	２階平面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１５	屋根伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１６	立面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１７	①②CB壁撤去　園児トイレ断面詳細図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１８	③二次部材補強　外部２通り断面詳細図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１９	④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞				
Ａ－２０	④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞				
Ａ－２１	１階天井伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２２	２階天井伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２３	建具表＜改修前・改修後＞				
Ａ－２４	仮設計画図（参考）				
Ａ－２５	概略工程表				

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ａ－００
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 図面リスト	縮尺	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０１
	作成日 令和７年３月	全４４葉

案内図

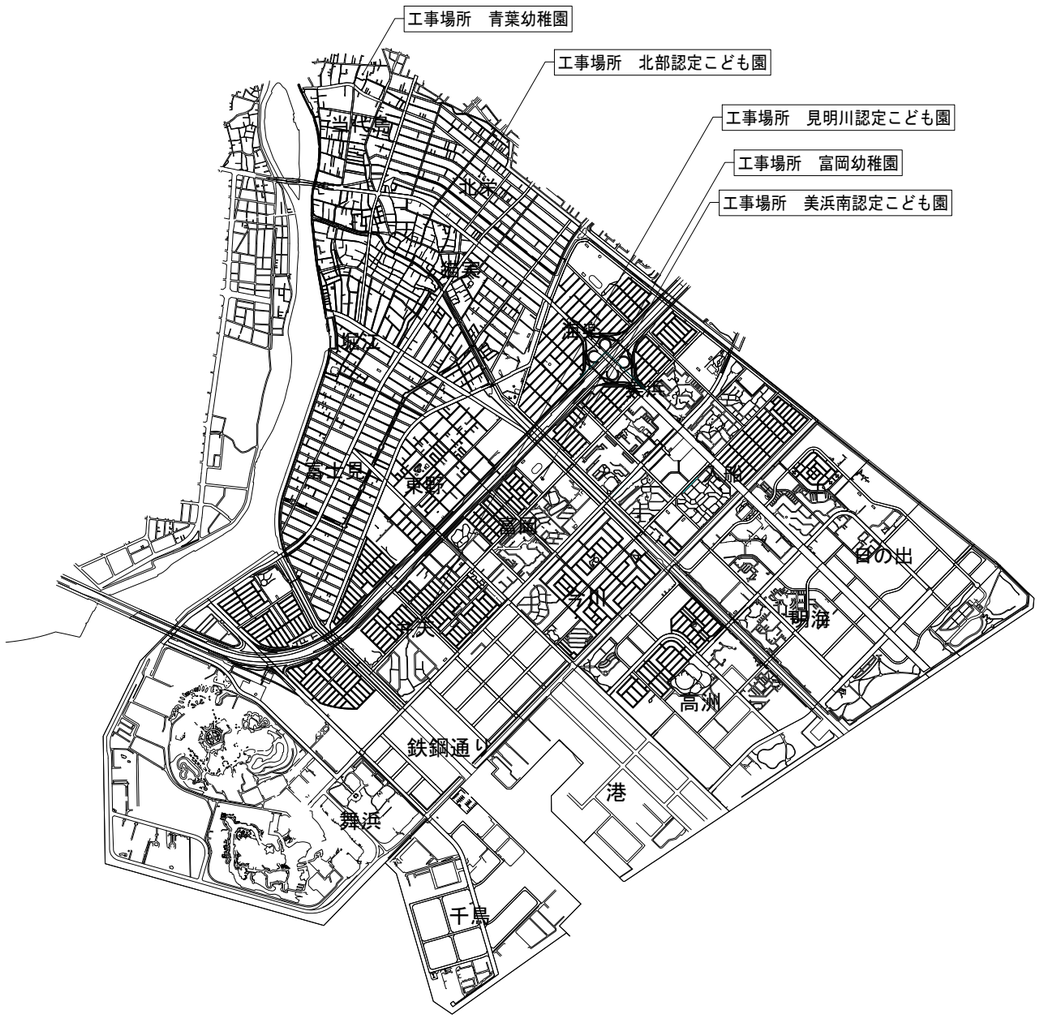

図面リスト

図番	図面名	図番	図面名
	別紙図面リストによる		

工期

~~●本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制モデル工事の対象工事（発注者指定方式）である。~~

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
　なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
　ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
　イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年５月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
　ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
　エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
　オ 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。

工事概要

青葉幼稚園園舎・北部認定こども園園舎・見明川認定こども園園舎・富岡幼稚園園舎・美浜南認定こども園園舎
・構造二次部材の耐震補強工事
・非構造部材の耐震化工事
・上記に伴う電気設備工事
見明川認定こども園園舎
・トイレ改修工事

特記事項

・現場における工事は夏休み期間中とし、検査課検査（現場）を受けること。
（VOC測定結果（速報）も提出すること。）
・本工事はこども園施設内で行われるため。園児等関係者への安全確保に努めながら工事を行うこと。

一般共通事項

項目		特記事項
特.1.1	適用範囲	・本工事は、1.質疑回答書 2.特記仕様書 3.図面 4.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書により、工事を行う。
特.1.2	工期	・契約締結日の翌日から令和７年１０月３１日まで。 ~~ただし、8月31日までに工事完了し、使用できるように中間検査を完了させること。~~
特.1.3	工事作業時間	・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。
特.1.4	作業休日	・原則として日曜日及び祝日とする。
特.1.5	工事場所の環境	・工事場所：青葉幼稚園　浦安市当代島三丁目１２番１号 北部認定こども園　浦安市北栄三丁目２０番２号 見明川認定こども園　浦安市弁天三丁目１番３号 富岡幼稚園　浦安市富岡一丁目１番２号 美浜南認定こども園　浦安市美浜三丁目１５番２号 ・工事車輌の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。
特.1.6	公害防止	・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。
特.1.7	安全対策	・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輌の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。
特.1.8	工事用道路	~~・仮設道路を整備する。幅員　m、延長　m~~ ~~・砕石敷き・鉄板敷き~~
特.1.9	仮囲い	・仮設計画図（参考）を基本とする。 ~~・万能鋼板(H=3,000)修景に配慮した物とする。　延長　m~~ ~~・B型バリケード(H=1,800)程度とする。　延長　m~~
特.1.10	工事内容掲示板の設置	・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表 建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。
特.1.11	残土・産業廃棄物の処理	・再生資源の利用促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。
特.1.12	諸官公署による指導	・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。
特.1.13	光熱水費等	~~・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。~~ ・本施設のものを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。
特.1.14	受電に伴う主任技術者の立会い	~~・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。~~
特.1.15	経年検査	・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ~~竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築・設備全般について経年検査を行う。~~ ~~立会者：請負者各工事担当者・主任技術者~~
特.1.16	環境に対する配慮	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型(超低騒音型含む)機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・CO等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。
特.1.17	建物解体に関する法令の遵守	・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則・建設ﾘｻｲｸﾙ法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。
特.1.18	浦安市検査監理課による検査	・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。
特.1.19	契約時に提出する書面	・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条にに基づく書面を契約書とともに提出すること。 （１）建築物解体:延べ面積　80㎡以上 （２）建築物新築・増築:延べ面積　500㎡以上 （３）建築物修繕・模様替え:　請負代金　1億円以上 （４）土木工事等:請負代金　500万円以上
特.1.20	設計変更等	・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。
特.1.21	LED照明器具の採用について	~~・JIS C7550：2011 4.4リスクグループ分類内の免除グループのLED器具であること。~~
特.1.22	フロン排出抑制法の遵守	・空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が運営する冷媒管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 ・フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に入力すること。 ・機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書、フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 ・なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。
1.1.1	標準仕様書の適用範囲	・標準仕様書の通りとする。
1.1.2	用語の定義	・標準仕様書の通りとする。
1.1.3	官公署その他への届出手続等	・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。
1.1.4	工事実積情報の登録	・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）
1.1.5	書類の書式等	・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。
1.1.6	別契約の関連工事	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 Ａ．別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 Ｂ．本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。
1.1.7	設計図書等の取扱い	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.13による。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０１
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（１）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０２
	作成日 令和７年３月	全４４葉

項目		特記事項
1.1.8	疑義に対する協議等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.9	工事の一時中止に関わる事項	・標準仕様書の通りとする。
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	・標準仕様書の通りとする。
1.1.11	特許権等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.12	文化財その他の埋蔵物	・標準仕様書の通りとする。
1.1.13	関係法令等の遵守	・標準仕様書の通りとする。
1.2.1	実施工程表	・標準仕様書の通りとする。
1.2.2	施工計画書	・標準仕様書の通りとする。
1.2.3	施工図等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・施工図の製作は円滑に行うこと。また施工図を製作後速やかに関連する設備担当者と打合せ、遺漏のないことを確認した後、監督職員へ提出し、承認を受けること。 ・承認期限は工事着工の約７日前に承認を受けること。
1.2.4	工事の記録	・標準仕様書の通りとする。
1.2.5	工程会議及び工程表	・請負者は週間工程、月間工程を作成すると共に、~~週１回の割りで日を定め、~~関係者全員による工程会議を行いお互いにそれぞれの事項を確認し合うこと。
1.2.6	提出書類等の様式	・工事に関する各種書類の形式及び体裁は、浦安市営繕工事書類作成の手引きによる。
1.2.7	提出書類	Ａ．着工時 １．現場代理人・主任技術者・監理技術者届　２部 ２．全体工程表　３部 ３．設計図面製本・~~設計図書縮小版~~　５部 ４．総合仮設計画　１部 Ｂ．工事中（監督職員の指示による。） １．工事工程表(月間・週間)　１部 ２．工事打合せ議事録（質疑回答書・指示書）　１部 ３．工事記録写真　１部 ４．検査願・立会検査結果　１部 ５．工事使用材料承諾願　１部 ６．施工計画書（各工種）　１部 ７．下請業者リスト　１部 ８．製造業者リスト　１部 ９．産業廃棄物処理計画書　１部 １０．施工図及び製作図承諾願　１部 １１．工事進捗状況報告書　１部 Ｃ．検査時（工事中提出書類の報告書の他、次に挙げるものとする。） １．使用材料品質証明報告書　１部 ２．産業廃棄物処理報告書　１部 ３．工事完成図報告書　１部
1.2.8	色、柄等の指示	・監督職員により決定したものを色見本帳として作成し、提出する。
1.3.1	施工管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.2	施工管理技術者	・標準仕様書の通りとする。
1.3.3	電気保安技術者	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ~~・要~~　・不要
1.3.4	工事用電力設備の保安責任者	・標準仕様書の通りとする。

項目		特記事項
1.3.5	施工条件	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事用車両の駐車場所　※図示　Ａ－３７図参照 ~~・資機材置き場　※図示~~ ~~・建設発生土仮置場　※図示~~
1.3.6	品質管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.7	施工中の安全確保	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事の着手に際し、総括安全監理責任者を定め、工事場に出入りする下請業者それぞれの安全責任者を統合した安全委員会を組織し、工事に携わる全ての職員・作業員を対象に随時安全教育を行うなどして現場内の保全対策を周知せしめ、工事場内を常に安全に保つための努力を怠らぬように注意する。 また、工事場の労務者その他出入りの管理・風紀衛生の取締に十分注意する。 また、休務日の安全管理に十分注意する。 大型資材搬入時、道路掘削工事・大型車輌使用工事等の際には交通整理員を配置し車輌の整理を行い、事故の完絶を図ること。特に学校・幼稚園等が付近にある場合は十分な安全対策を行うこと。
1.3.8	交通安全管理	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事により生ずる各種公害は極力これを防止するように努める。特に騒音･振動･塵埃については注意し必要に応じ周辺住民町内会あるいは事業所等と工程・作業時間・道路使用等の事前打合わせをするなどして、工事の円滑な進捗を計るものとする。日曜・祝日は原則として休務日とする。 特に騒音･振動を伴う作業は行ってはならない。 尚、浦安市環境保全条例及び指導に従い工事を行う。
1.3.9	災害時の安全確保	・標準仕様書の通りとする。
1.3.10	施工中の環境保全等	・標準仕様書の通りとする。
1.3.11	発生材の処理等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・場外搬出適切処理。 ・市に引き渡す発生材は発生材調書と共に引渡す。 ・監督職員の指示により処理。 ・発生材の処理の運搬処分地等は関係法令等に従いこれを行う。 ・処分に当たりその通行経路・運搬台車・処分地等の計画書を監督職員へ提出し、承諾を受ける。
1.3.12	養生	・標準仕様書の通りとする。
1.3.13	後片付け	・標準仕様書の通りとする。
1.3.14	各種保険	・請負者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、請負者が必要と考える各種保険(火災保険・賠償責任保険等)に加入すること。 請負者は自己の責任をもって監督職員の承諾する妥当な金額の各種保険を付し、その写しを提出する。
1.3.15	周辺環境の調査及び管理	・工事着手に先立ち、周辺民家･事業所等の建物及び公園用地の現状を出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあると予見できる箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 ・工事期間中も定期的に調査すること。 ・特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 ・工事による隣地･公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によってすみやかに復旧すること。
1.4.1	環境への配慮	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・構造材、仕上材、造作材、塗装材、下地材、断熱材、緩衝材、家具材等及び加工(接着剤含む)に使用する材料は、特記なき限りﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾃﾞﾋﾄﾞに関する規制対象外建材(F☆☆☆☆又は大臣認定品)とする。変更によりF☆☆☆以下の材料を使用する場合は、関係法令を遵守し、監督職員の承諾を得ること。

項目		特記事項
1.4.2	材料の品質等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会等)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ・建築材料の製造所･製品及び施工業者などは、特記された物、又は同等品以上とし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。ただし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
1.4.3	材料の搬入	・標準仕様書の通りとする。
1.4.4	材料の検査等	・標準仕様書の通りとする。
1.4.5	材料の検査に伴う試験	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.4.6	材料の保管	・標準仕様書の通りとする。
1.5.1	施工	・標準仕様書の通りとする。
1.5.2	技能士	・標準仕様書の通りの他、適用については次に挙げるものとする。 ~~・下記表中○印の工種について適用する~~　・適用しない

適用工事種類	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄鋼作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業 ・自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業　・壁装作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	・造園工事作業

項目		特記事項
1.5.3	技能資格者	・標準仕様書の通りとする。
1.5.4	一工程の施工の確認及び報告	・標準仕様書の通りとする。
1.5.5	施工の検査等	・標準仕様書の通りとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.5.6	施工の検査等に伴う試験	・標準仕様書の通りとする。
1.5.7	施工の立会い等	・標準仕様書の通りとする。
1.5.8	工法の提案	・標準仕様書の通りとする。
1.5.9	化学物質の濃度測定	・施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定物質は、次による。 ・学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ~~・その他　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン~~ その他、濃度測定箇所・方法等については監督職員の指示による。
1.6.1	工事検査	・標準仕様書の通りとする。
1.6.2	技術検査	・標準仕様書の通りとする。
1.7.1	完成時の提出図書	・整理箱にて納品すること。 (参考品番)積水ｶｾｲ成型株式会社　S-54-Ⅱ、ﾌﾀS-54 (上記以外の整理箱を使用する際は監督職員の承認を得ること。)
1.7.2	完成図	・標準仕様書の通り他、次に挙げる竣工図書を引渡しと共に提出する。 ~~Ａ．竣工図２つ折り製本　(白焼)　１部~~ Ｂ．竣工図２つ折り製本縮小版　(白焼)　３部 Ｃ．施工図２つ折り製本（白焼）　１部 Ｄ．竣工引渡書　１部 Ｅ．竣工図PDF・CADﾃﾞｰﾀ(浦安市指定ﾌｫｰﾏｯﾄによる。)　１部 ※竣工図作成において工事中の設計変更による図面修正を含むものとする。 Ｆ．浦安市工事検査提出図書一式（決裁を受けたもの。）　１部
1.7.3	保全に関する資料	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ~~・長期保全計画書を作成し提出する。~~
1.7.4	記録	・工事記録写真及び竣工写真の作成は、次の通りとする。 Ａ．工事着手前の状況写真（Ｌ判）　１部 Ｂ．工事状況写真　（Ｌ判）　１部 ※上記写真作成は、浦安市工事写真管理基準及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）による。 ~~Ｃ．竣工写真(金文字黒表紙)１部、PDFﾃﾞｰﾀ１部~~ ~~※カラー写真とし、各面の外観(夜景１面)、内観各室１カット程度を監督職員の指示に従って、監督職員の承諾する撮影業者に撮影させること。~~

※図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　電気設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　機械設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築木造工事共通仕様書　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築物解体工事共通仕様書　(最新版)

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０２
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（２）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０３
	作成日 令和７年３月	全４４葉

浦安市工事特記仕様書（石綿含有建材を使用する建築物の解体工事に係る特記仕様書）

1.1 一般事項

石綿等の取扱については、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)（以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等を遵守すること。 〈標準9.1.1〉〈共通6.1.1～2〉

この特記仕様書に記載されていない事項は「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」等による。（各最新版）

この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。

1.2 発注者からの情報

石綿則第8・9条に基づき、発注者は石綿に関する下記情報を受注者に提供するとともに法令に基づく調査への配慮をするものとする。

⊙竣工図面　⊙工事書類（過去実施）　⊙石綿含有調査報告書

1.3 事前調査

石綿則第3条、大気法第18条により、事前調査を実施すること。

また、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号）に基づく方法（下記）による。

〈標準1.5.1〉〈共通6.1.3〉

⊙JISA1481-1または2の「アスベスト定性分析」によるものとする。

1.2の「発注者からの情報」以外に、分析調査等が必要となった場合は、事前に監督職員に報告し、協議すること。

調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議すること。

1.4 調査結果報告・届出

調査結果は、図面等に記録し、書面により監督職員に報告すること。

また、各法の工事内容・規模等に応じて、必要な届出・報告を各法の定める期限内に遅滞なく行うこと。 〈標準1.5.1〉〈共通6.1.3〉

1.5 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所は下記による。 〈標準9.1.1(5)〉〈共通6.1.4〉

測定方法は、「JIS K 3850-1　空気中の繊維状粒子測定方法－第1部－：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

・測定時期・測定場所・測定点は下記のとおりとする。

適用	測定名称	測定時期	測定場所（注１）	測定点	室名等
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	点	
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	点	
・	測定４		セキュリティーゾーン入口（空気の流れを確認）	点	
・	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	点	
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	点	
・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内又は敷地境界	点	
測定点総計				点	

注1：監督職員と協議し決める。

なお、事前調査の結果及び新たな箇所で石綿含有物の撤去が必要となった場合は、上記測定内容を監督職員と協議すること。

~~・測定時期・測定場所・測定点は別紙図　　のとおりとする。~~

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５mm		４７mm
試料の吸引流量	１L／min	５L／min	１０L／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	長さ５μm以上、幅３μm未満 アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／L	０．４７本／L	０．３本／L

1.6 除去工事共通事項

記録する項目

ア．測定結果

イ．測定時間

ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）

エ．サンプリング条件

（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）

オ．マウンティング法

カ．顕微鏡視野面積、計数視野数

キ．測定時（各測定場所ごと）の

天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関

都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、施工計画書に記載し、報告すること。

事前に「建築物解体工事共通仕様書」及び「石綿則」に定められた内容を盛り込んだ施工計画書及び工事に相応した技術を有することを証明する資料(建築物解体工事共通仕様書6.2.1)を監督員に提出し、承諾を得た後に施工を行なうこと。

専門工事業者 〈標準9.1.2(1)〉〈共通6.2.1〉

石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。

石綿作業主任者 〈標準9.1.2(2)〉〈共通6.2.2〉

石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

石綿作業主任技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

除去作業者の教育 〈標準9.1.2(3)〉〈共通6.2.3〉

作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 〈標準9.1.2(4)〉〈共通6.2.4〉

産業廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置する。ただし、石綿含有整形板の除去工事を除く。

施工区画 〈標準9.1.2(5)〉〈共通6.2.5〉

石綿含有建材の除去に当たり、直接除去を行う区域（場所）、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成する廃棄物保管場所等で、除去工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。

表示及び掲示 〈標準9.1.2(6)〉〈共通6.2.6〉

※作業場等の見やすいところに掲示するもの

※喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外立入禁止

※石綿作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項

※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要

※石綿を取り扱う作業場であること（石綿有の場合）

※石綿の人体に及ぼす作用

※石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具

※運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱注意事項

※労働者及び周辺住民の見やすいところに掲示するもの

※「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」

（特定粉じん排出等作業を行う場合は届出の内容を上記に追記する）

※公衆が見やすいところに掲示するもの

※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要

保護具等 〈標準9.1.2(8)〉〈共通6.2.7〉

石綿則に基づき、作業内容に応じた、呼吸用保護具（半面系は保護めがね又はフードを併用）を使用すること。

保護衣・作業衣 〈標準9.1.2(9)〉〈共通6.2.8〉

石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。ただし、隔離空間で作業する場合は、保護衣を使用する。

保護衣はJIS T 8115（化学防護服）の浮遊個体粉塵防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、原則使い捨てのものとする。

作業衣は、石綿が付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

1.7 作業計画

石綿解体工事開始前に作業計画を作成し、監督職員の承認をえること。

石綿解体ﾚﾞﾙ1・2は法に基づき、関係省庁に計画届等を届出すること。

1.8 保管、運搬及び処分

一定の場所に、他の建設副産物と分別保管し、シートで覆うなど飛散防止処置を講ずる。また、保管場所の表示（内容）をする。なお、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管すること。

運搬及び処分を委託する場合は、委託契約書及びマニュフェストに、必要事項を記載すること。（吹付け材及び保温材は、固形化又は安定化の方法、廃石綿等込を、成形板は石綿含有廃棄物込を記載）

隔離養生に用いたｼｰﾄ、使用した使い捨て保護衣等、高性能真空掃除機ﾌｨﾙﾀｰ、粉じんﾌｨﾙﾀｰ等は粉じんが飛散しないようにし、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(0.15mm以上、二重梱包)に密封する。

運搬車及び運搬容器は、飛散及び流出のおそれがないものとし、荷台に覆いをかけるなどの飛散防止措置を講ずること。

廃棄する石綿含有物により、中間・最終処分場に運搬し処分すること。

集積及び積込に当たっては高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努めること。

また、成形板は原形のままﾌﾟﾗｽﾁｯｸｼｰﾄにて梱包するか、原形のまま入れることの出来る十分な大きさ且つ丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れるなど飛散防止等の処置を講じる。やむを得ず破損した成形板の廃材は湿潤化のうえ、丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れ飛散防止の処置を講じること。

除去した石綿含有物等を現場に保管する場合は一定の保管場所を定め他の廃棄物と分別して保管するものとし、ｼｰﾄで覆う等飛散防止の処置を講ずること。

〈標準9.1.2(7)・9.1.3(3)・9.1.4(3)・9.1.5(3)・9.1.6(4)〉

〈共通6.3.3・6.4.4・6.5.4〉

1.9 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

作業場等の隔離等 〈標準9.1.3(1)〉〈共通6.3.1〉

※　作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※　床面	※　0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※　壁面	※　0.08mm以上のプラスチックシート等

セキュリティーゾーンの設置 〈標準9.1.3(1)〉〈共通6.3.1〉

※　下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※　更衣ロッカー　※　呼吸用保護具保管箱 ※　新品の保護具　※　洗顔(眼)、うがい設備
※	洗身室	負圧	※　エアシャワー（温水シャワー）
※	前室	負圧	・　高性能真空掃除機　HEPAﾌｨﾙﾀ付(同等性能可) ・　使用済み保護衣保管かご

※上記、隔離シートの性能及びセキュリティーゾーンの設置の特例

（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書をを取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。

除去 〈標準9.1.3(2)〉〈共通6.3.2〉

石綿含有吹付け材に飛散抑制剤を散布し、湿潤化した後除去する。

また、飛散抑制剤の効果を確認し、除去すること。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

除去物及び汚染等 〈標準9.1.3(2)〉〈共通6.3.2〉

除去物を湿潤化又は固形化し、耐水性の材料で密封処理（二重袋梱包）すること。（隔離シート、使用済み保護衣、各フィルタ含む）

確認及び後片付け 〈標準9.1.3(4)〉〈共通6.3.4〉

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

隔離シートを撤去する前に付着物を除去し、室内の空気を吸引・ろ過し隔離内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、確認後に撤去すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.10 石綿含有保温材の除去

石綿含有保温材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

〈標準9.1.4〉〈共通6.4.1～3,5〉

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

除去及び除去後の各作業については、1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法の場合にも1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

1.11 石綿含有成形板の除去

石綿含有成形板の除去工事　・行う　⊙行わない

（適用範囲　　）

〈標準9.1.5〉〈共通6.5.1～3,5〉

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

作業場（内部）は隔離シートで囲むこと。仕様は1.9「石綿含有吹付け材の除去」と同様の性能のシートで囲むこととする。

石綿含有成形板の除去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等を散布し、十分に湿潤化し、原型のまま、手ばらしすること。特に釘・ﾋﾞｽ周りを十分に湿潤化すること。また、除去作業中も石綿含有を常に湿潤な状態に保つため、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等の吹付けを行うこと。

石綿含有成形板がくぎ･ﾋﾞｽ等により下地材に固定化されている場合は事前にくぎ･ﾋﾞｽ等を取り除き成形板に破損が及ばないように除去すること。

石綿含有成形板の除去作業は「手ばらし」とし、可能な限り破断を伴わない方法で行なうものとするが、やむを得ず破壊しなければならない場合は、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等を吹付け、湿潤化した状態で作業を行なうこと。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

確認及び後片付け 〈標準9.1.5(4)〉〈共通6.5.5〉

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.12 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去工事　⊙行う　・行わない

（適用範囲　　）

施工区画し、内部においては隔離シートも行うこと。（仕様1.11）

撤去方法は関係法令・技術指針等を遵守し、行うこと。

水洗工法を実施する場合は、使用した液体が飛散しないよう養生する他使用済みの液体を適切に回収すること。

〈標準9.1.6〉

特.1 施工記録報告書の提出

下記の書類を提出すること。

1．施工計画書（作業計画・産業廃棄物処理計画）

2．工事記録及び工事写真

3．産業廃棄物処理記録

4．事前調査結果報告書

5．法令に基づく官公庁等提出書類の写

6．作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録

7．粉じん濃度測定結果（測定時間、測定位置、使用機器の規格・仕様（サンプリング条件）、測定方法、測定時の気候（風速込）

8．その他必要事項

特.2 工事写真

写真の撮り方は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方」に従い下記の撮影箇所、撮影項目を行なうが、下記に明示していない場合監督員と協議して定める。

撮影箇所は石綿解体の除去対象部位ごとに下記の①～③を施工手順ごとに実施内容が確認できる写真として記録すること。

撮影項目

①除去工事前：除去前の対象部位及び粉じん飛散抑制剤等の吹付け状況が確認できる写真。

②除去工事中：除去作業のやり方がわかる写真。成形板の場合は、中くぎやﾋﾞｽ等を取り除く際に除去する成形板が破損しないように作業している状況が確認できる写真。

③除去工事後：除去後の当該部位の状況及び除去物の梱包状況が確認できる写真。

特.3 その他

・石綿解体工事は関係者以外が作業区画にはいらないように対策を講じた上で行ない、原則として一時的に施設を閉鎖するか、又は、利用者がいない時間帯に行なうものとする。

・学校及び児童福祉施設等での石綿解体工事を実施する場合は、原則として、解体対象が室内であれば作業場周辺、外部であれば敷地に児童生徒がいない日(土・日・祝祭日、施設の休日）に行なうものとする。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０３
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（３）	縮尺 －	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０４
		作成日 令和７年３月	全４４葉

工事名称　　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事
特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所

富岡幼稚園
千葉県浦安市富岡一丁目1番2号

2 改修建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
富岡幼稚園　園舎	RC造	地上２階	―	1,098.68	

3 工事種目　（ ● 印の付いた種目）
○大規模改修　　○構造改修　　○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

4 工事内容　（ ● 印の付いた種目）
(1) 大規模改修
外　部
○屋上防水改修　●外壁改修　●金属製建具一部取り替え
○ガラス取り替え　●サッシ廻りシーリング打ち替え　○ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ取り替え
○屋上手摺取り替え　○竪樋取り替え　○ガラスシール替え
○＿＿＿＿＿＿　○＿＿＿＿＿＿　○＿＿＿＿＿＿

内　部
●天井張り替え　●内壁塗り（貼り）替え　●巾木塗り（貼り）替え
○床張り替え　●便所改修　○障害者便所設置
○便所地下ピット設置　○土間配管（配線）ピット設置　○＿＿＿＿＿＿
●木製建具取り替え　○黒板張り替え　○掲示板張り替え
○教壇取り替え　○ロッカー取り替え　○＿＿＿＿＿＿
○＿＿＿＿＿＿　○＿＿＿＿＿＿　○＿＿＿＿＿＿

(2) 構造改修
○構造壁設置　（鉄骨ブレース壁　＿＿＿箇所、RC造＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱設置　（RC造　＿＿＿箇所、S柱　＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱補強　（鉄板巻き　＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○その他　（RC袖壁　＿＿＿箇所、RC床＿＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（片持ち梁二次部材補強、ＣＢ壁撤去＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(3) その他
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
● 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）　図、機械設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図による。

2 特記仕様
(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（⊗及び○は適用しない。）
(3) 特記事項に記載の［　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	● 1 適用基準等	● 建築工事標準詳細図　（令和4年） ● 営繕工事写真撮影要領　（令和3年） ● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ● 建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ● 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成28年） ● 公共建築木造工事標準仕様書　（令和4年） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国営整第221号　平成29年3月1日） ● 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	● 2 工事実績情報の登録	[1.1.4] 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時　　工事完成後10日以内
	● 3 発生材の処理等	[1.3.12] 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	○ 4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(Vo＝ ＿m/s) 地表面粗度区分（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ） ○積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（＿＿＿＿）
	○ 5 電気保安技術者	[1.3.3] ○自家用電気工作物　　○一般電気工作物 ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（＿＿＿＿＿）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 6 工事用電力設備の保安責任者	[1.3.4] 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。
	● 7 条件明示項目	[1.3.5] フレックス工期契約制度 ● 適用する　工事着手期限　（令和＿年＿月＿日）、工期の終期日（令和 ＿年 ＿月 ＿日） 留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条） ~~(1) 発注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。~~ ~~(2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。~~ ~~(3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。~~ ~~(4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、共機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。~~ ~~(5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。~~ ~~(6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。~~ ~~（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）~~ ○適用しない 工事を施工しない日・時間帯 ● 令和 7年 7月20日　～ 7年10月31日　＿：＿　～＿：＿ ○ 令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿ 資材置場及び駐車場所 ●　敷地内　　○敷地外（　○無償　　○有償） （千葉県＿＿市＿＿町＿＿丁目＿番地＿号） 部分使用 ● 有り　　○無し 令和 7年 9月 1日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（施工範囲すべて　　）
	● 8 環境への配慮	[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	● 9 材料の品質等	[1.4.2] 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水材、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、錆鉄製ふた
	●10 材料の試験	[1.4.5] コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	○11 ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 (1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 (2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○12 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ⊗石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。"m 貸与資料(＿＿＿＿＿＿＿＿) ○分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	(JIS A 1481-1)または(JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿	○　　（箇所）	○　　（箇所）
＿＿＿＿	○　　（箇所）	○　　（箇所）

サンプル数　　１箇所あたり３サンプル
採取箇所
○図示による　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○13 技能士	[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業
外壁改修工事	○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業
建具改修工事	○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業
内装改修工事	○自動ドア施工作業 ○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業
塗装改修工事	○建築塗装作業
耐震改修工事	○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業
ブロック工事	○コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣ工事	○ＡＬＣパネル工事作業
石工事	○石張り作業
植栽工事	○造園工事作業

●14 化学物質の濃度測定	[1.7.9] 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定対象物質は、次による。 ● 学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ○ 庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 着工前の測定　○行う　●行わない 測定対象室　○仕上表による　○図示　● １階園児トイレ、２階遊戯室 測定箇所数　○仕上表による　○図示　● ２箇所＿＿＿ 測定時間　⊗24時間　○＿＿＿＿＿＿ （「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照） ~~測定はＧＣＭＳ法採取機器により行う。~~ その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。
●15 中間検査	[1.8.2] ● 中間検査を実施する　（回数：　１回） 実施時期：　令和 7年 8月30日 中間検査の範囲　（部分使用範囲＿＿＿＿＿＿＿＿） ○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
●16 完成時の提出図書等	[1.9.1～3][表1.9.1] 工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様		部数
⊗完成図面	○図面（A1版）折りたたみ製本 ● 図面（A3版）見開き製本	サイズ　○A4 版 ●A4 版	⊗ 1 部 ● 3 部
⊗工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		⊗ 1 部 ○ 部
○完成写真	○　キャビネ判 ○	撮影箇所　○ 2箇所 ○　箇所	○ 1 部 ○ 部
⊗保全に関する資料			⊗ 1 部 ○ 部
⊗電子成果品	電子納品による		⊗ 2 部 ○ 部

⊗完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。

●17 ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータ　⊗貸与する　　○貸与しない 貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
●18 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。また、その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。 なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。 4 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
●19 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
●20 県内生産品	受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。
○21 施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、２年以内（原則として１年目）に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、施設改修課から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。
●22 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。 コア抜き、はつり工事等 ⊗既存資料調査 ● 探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査 配管　配線等の位置の墨出しを行う。 範囲　⊗図示 ○放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数＿＿＿枚 フィルムサイズ　＿＿＿＿ コンクリート厚さ　＿＿＿cm
●23 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記－２（工事区分表）による。
●24 設計ＧＬ	⊗図示　　○設計ＧＬ＝現状ＧＬ
●25 安全対策	1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施行条件検討、安全点検等に協力すること。
●26 保険等	1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。 2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。 3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。
●27 過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。 (1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の見渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。
●28 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
●29 環境対策	受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。 (1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。 ○大気汚染対策　⊗騒音、振動対策　○水質汚濁対策 ○地盤沈下対策　○防塵対策　○一般廃棄物対策　○交通障害対策 ○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） (2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。 (3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。 (4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 (5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
●30 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ａ－０４
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書１	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０５
	作成日 令和７年３月	全４４葉

2 仮設工事

◉ 1 騒音　粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル　◉防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
○図示　○＿＿＿＿＿＿

◉ 2 足場その他

[2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

◉内部足場　　種別　⊠脚立、足場板等　○＿＿＿
○外部足場　　○設置する　　○設置しない
防護シートによる養生　⊠行う　○行わない
ネット養生シート（⊠防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類　○＿＿＿＿＿＿）

◉ 3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
◉既存部分　　養生方法　⊠ビニールシート　合板等　○＿＿＿＿＿
◉既存家具、既存設備等　養生方法　⊠ビニールシート等　○＿＿＿＿＿
◉既存ブラインド、カーテン等
養生方法　◉ビニールシート等　○＿＿＿＿＿
保管場所等　◉指定場所に保管、再取付け　○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動　◉行わない　○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　○図示　○＿＿＿＿＿＿
2 仮設間仕切りの種別と材質

種　別	下　地	仕上材（厚さ mm）	塗　装	充填材
○Ａ種	○木 ○軽量鉄骨	○せっこうボード（⊠ 9.5　○＿） 種類（○＿＿＿＿＿＿） ○合板（⊠ 9.0　○＿＿＿＿＿＿） 材種（＿＿＿＿＿＿）	○片面 ○なし	⊠有り
○Ｂ種				
⊠Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上材（厚さ mm）	塗　装	設　置　場　所	充填材
⊠木扉 ○鋼扉	⊠合板張り程度 ○＿＿＿＿＿	⊠無し ○片面	⊠図示　○＿＿か所	○有り ○無し

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）

○ 5 監督職員事務所

[2.4.1]

○既存建物内の一部を利用する　○構内に設置する　○設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度　○２０㎡程度　○３５㎡程度　○ユニットハウス程度

○ 6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

◉ 7 工事用水

構内既存の施設　⊠利用できない
◉利用できる　（　⊠有償　○無償　）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する

◉ 8 工事用電力

構内既存の施設　⊠利用できない　◉利用できる　（　⊠有償　○無償　）

○ 9 仮囲い等

仮囲い　⊠成型鋼板　Ｈ＝＿＿m　Ｌ＝＿＿m
○ガードフェンス　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿m
○カラーコーン及びコーンバー　Ｈ＝０．７ｍ　Ｌ＝＿＿m
出入口　○シートゲート　Ｈ＝＿＿m　Ｌ＝＿＿m　＿＿箇所
○キャスターゲート　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿m　＿＿箇所

○10 仮設道路

○砕石敷き　（厚さ＿＿mm　幅　＿＿mm）　Ｌ＝＿＿m
（砕石は、再生クラッシャラン Ｇ を使用）
○鋼板敷　（長さ６ｍ　幅１．５ｍ　厚さ２２mm　）　＿＿枚

◉11 交通誘導員

配置人数　１０人
配置期間　施工期間　資材・重機　搬入搬出時
配置場所　工事車両進入口

3 防水改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿
調査方法　○図示　○＿＿＿＿＿＿
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○＿＿＿＿＿＿
調査報告書　提出部数　○２部　○＿＿＿＿＿＿

○ 2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

⊠　改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿）
○行わない
既存防水層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　○行う（○M4AS　○M4ASI　○M4C　○M4DI　○L4X）
○行わない

○ 4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　○図示　○＿＿＿＿＿＿
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　⊠改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　○＿＿＿＿＿
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理　○図示　○＿＿＿＿＿

○ 5 アスファルト防水

[3.3.2～5][表3.3.3～10]

屋根保護防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○P2A	○A-1 ⊠A-2 ○A-3			⊠ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ○＿＿＿＿
○P1B	○B-1 ⊠B-2			
○P2AI	○AI-1 ⊠AI-2 ○AI-3		(種類) ⊠JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	⊠ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度
○P1BI	○BI-1 ⊠BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　⊠水下　80mm以上　○＿＿＿＿＿＿
床タイル張り　⊠水下　60mm以上　○＿＿＿＿＿＿
立上り部の保護工法
○既存保護材（品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表による）
窯業系パネルⅠ類　（厚さ＿＿＿(mm)　幅＿＿＿(mm)）
○コンクリート押え
○モルタル押え（屋内）
○れんが押え　（　⊠JIS R 1250　○＿＿＿＿＿＿）

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○M4C	○C-1 ⊠C-2 ○C-3 ○C-4			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3D ○P0D	○D-1 ⊠D-2			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0DI ○M3DI ○M4DI	○DI-1 ⊠DI-2		改修特記仕様書3.3.2(9) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
⊠図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○＿個

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種　別	施　工　箇　所
○Ｐ１Ｅ ○Ｐ２Ｅ	○Ｅ－１ ○Ｅ－２	

保護層　○設ける（⊠図示　○＿＿＿＿）
○設けない
○Ｅ－１の工程３を行う部位
⊠貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　○＿＿＿＿＿＿
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿＿
屋上排水溝　○図示　○＿＿＿＿＿＿

○ 6 改質アスファルトシート防水

[3.4.2～4][表3.4.1～3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○MA4S	○AS-T1 ○AS-T2 ○AS-J2			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1 ○AS-J3			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○M3A SI ○M4A SI ○P0A SI	○ASI -T1 ○ASI -J1		改修特記仕様書3.4.2(3)(ｳ) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない 防湿層 ○設ける ○設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠　改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠　改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　L-35×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿＿
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定
設置数量　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定　○＿個
絶縁断熱工法の防湿用シート　○設置する　○設置しない

○ 7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4][表3.5.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○POS ○S4S	○S-F1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
	○S-F2					○適用する	
	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	
	○S-M2					○適用する	
○S3S	○S-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○		○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
○M4S	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-M2					○適用する	
○POSI ○S3SI ○S4SI ○M4SI	○SI-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○	改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
	○SI-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
	○SI-M1		改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	
	○SI-M2					○適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　⊠非歩行仕様　○軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム　○設置する　○設置しない

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚(mm)	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
○PIS	○S-C1		○＿＿＿＿	⊠7mm以下 ○＿＿＿＿

平場の保護モルタル床塗りにおける床の目地の目地割り及び種類
目地割　⊠2㎡程度、最大目地間隔3m程度　○＿＿＿＿＿
目地の種類　⊠押し目地　○＿＿＿＿＿
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
○JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（＿＿＿＿）　厚さ（＿＿）mm
絶縁用シートの材質　⊠発泡ポリエチレンシート　○＿＿＿＿＿
固定金具の材質、形状及び寸法
⊠厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○＿＿＿＿＿
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠ルーフィングシート製造所の指定による
設置数量　⊠ルーフィングシート製造所の指定による　○＿個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
○行う（　○図示　○＿＿＿＿＿）　○行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1の場合）
○行う（　○図示　○＿＿＿＿＿）　○行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3 ）倍の風圧力に対応した工法

○ 8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	⊠X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○L4X	○X-1 ⊠X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠主材料の製造所の仕様　○＿＿
設置数量　⊠主材料の製造所の仕様　○＿個
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○設ける ○設けない
○P2Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○設ける ○設けない

○ 9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
○シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　○適用する　○適用しない
エッジング材張り　○適用する　○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）

仕上を行わない施工箇所　○図示　○＿＿用
シーリング材の目地寸法　⊠図示　○＿＿＿
接着性試験　⊠簡易接着性試験　○引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
○１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
○２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取箇所　計＿＿＿箇所
２）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。
３）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

○10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　10年
○合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　○10年　○15年
○塗膜防水　5年　（X-1工法は、10年）
⊠受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ａ－０５
図面名称	宮岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書２	縮尺 －
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ０６
		作成日 令和７年３月
		全４４葉

3 防水改修工事

○11 とい

[3.8.2、3][表3.8.1]

といその他の材種
○配管用鋼管　○硬質ポリ塩化ビニル管　○ルーフドレン
○表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　○＿＿＿＿＿）　○＿＿＿＿＿
ルーフドレンの種別及び呼び

種別		呼び	施工箇所
○ろく屋根用たて形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○ろく屋根用横形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○バルコニー中継用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	
○バルコニー用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	

とい受金物の材種、形状及び取付け間隔　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　○＿＿＿
足金物の材種、形状及び取付け間隔　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　○＿＿＿
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔　⊠0.5m 以下
防露材のホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法　⊠図示　○＿＿＿＿
鋼管製といの防露巻き　⊠改修標準仕様書表3.8.4による　○＿＿＿＿
たてどい受金物の取付け　⊠図示　○＿＿＿＿
ルーフドレンの取付け　⊠水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○12 アルミニウム製笠木

[3.9.2、3][表3.9.1]

種類　○オーブン形式（○押出250形　○押出300形　○押出350形　）
○板材折曲げ形（○ オーブン形式 ○ シール形式 ）
本体幅（＿＿＿）mm　板厚（⊠2.0mm　○＿＿mm ）

表面処理　種別（＿＿＿）種
色合　○標準色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
○特注色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
既存笠木等の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿＿）
○ 行わない
下地補修の工法　⊠図示　○＿＿＿＿＿
板材折曲げ形の笠木の取付方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿
笠木の固定金具の工法等
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法

3-2 屋根工事

○ 1 長尺金属板葺

[13.2.2、3)(表13.2.1、2)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	⊠JIS G 3322の屋根用 着色　○有 ○＿＿＿	○5類（AZ150） ○＿＿＿＿＿	○0.4 ○0.5 ○＿	○心木なし瓦棒葺 ○立平葺 ○蟻掛葺　横葺 ○＿＿＿＿	

下葺材料　○アスファルトルーフィング940
○改質アスファルトルーフィング下葺材
（　○一般タイプ　○複層基材タイプ　○粘着層付タイプ　）
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○設置しない

○ 2 折板葺

(13.2.2、3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○重ね形 ○はぜ締め形 ○かん合形			（ ＿）種	⊠鋼板製 ○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		○有り ○無し	○30分 ○無し

材料　鋼板の種類（⊠JIS G 3322の屋根用　（着色　○有　○＿＿））
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（○5類(AZ150)　○＿＿）
断熱材張り　○行う（種別：＿＿＿＿＿、厚さ(mm)：＿＿＿、防火性能：＿＿時間）
○行わない
耐雪性能に対応した工法の適用　○適用する　○適用しない
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
折板のけらば納め　⊠けらば包みによる方法　○＿＿＿＿＿＿
雪止め　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○設置しない

4 外壁改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○外壁改修範囲　○図示の範囲
調査時期　○外壁仕上げ等除去前　○外壁仕上げ等除去後
調査内容
ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○＿＿＿＿＿＿
調査報告書（提出部数　○２部　○＿＿＿＿）

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

○ 1 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.2.4～7]

○樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 2 欠損部改修工法

○Ｕカットシール材充填工法
○シーリング材
充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　○＿＿＿＿＿＿
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
○パテ状エポキシ樹脂　○可とう性エポキシ樹脂

[4.1.4][4.2.4、8]

充填工法
○エポキシ樹脂モルタル
○ポリマーセメントモルタル

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

○ 1 既存モルタル塗りの撤去

○ 2 ひび割れ部改修工法

[4.1.4][4.3.5～8]

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿
○Ｕカットシール材充填工法
○シーリング材
充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　○＿＿＿＿＿＿
シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
○パテ状エポキシ樹脂　○可とう性エポキシ樹脂

○ 3 欠損部改修工法

[4.1.4][4.3.9、10]

○充填工法
○エポキシ樹脂モルタル　○ ポリマーセメントモルタル
○モルタル塗替え工法
○現場調合材料
セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
○既調合材料
既製目地材　○使用する（形状　○図示　○＿＿＿）
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4 浮き部改修工法

[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○＿	⊠25 ○＿			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○＿	⊠20 ○＿	⊠12 ○＿	⊠20 ○＿	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○＿	⊠20 ○＿	⊠12 ○＿	⊠20 ○＿	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿	⊠16 ○＿			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿	⊠16 ○＿	⊠9 ○＿	⊠16 ○＿	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○＿	⊠16 ○＿	⊠9 ○＿	⊠16 ○＿	⊠50
○充填工法					
○モルタル塗替え工法					

アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　○＿＿＿＿＿＿
注入工法用材料
○ポリマーセメントスラリー

広がり速度(cm/s)	長さ変化量(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

保水係数　0.35～0.55
粘調係数　0.50～1.00
充填工法用材料
○エポキシ樹脂モルタル　○ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料
○現場調合材料
セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
○既調合材料（　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
既製目地材　○使用する（形状　○図示　○＿＿＿）
仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　⊠図示　○＿＿＿

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

○ 1 既存タイル張りの撤去

○ 2 タイルの形状、寸法等

○外壁タイル張り全面　○図示の範囲
撤去範囲　⊠下地モルタルまで　○張付けモルタルまで

[4.4.5、8]

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ 3 ひび割れ部改修工法

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
○行う（施工箇所：＿＿＿＿＿）　○行わない
試験張り
○行う（範囲、使用は図示による）　○行わない

[4.1.4][4.4.5、6]

改修箇所　⊠既存タイル張り面
○既存タイル撤去面（　○コンクリート面　○モルタル面　）

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4 欠損部改修工法

[4.1.4][4.4.5、7、8]

○タイル部分張替え工法
接着剤の種類
○ポリマーセメントモルタル
○外壁タイル接着剤 JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
、
○タイル張替え工法
張替え用材料
○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○張付けモルタル　（○現場調合材料　○既製調合モルタル　）

伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
⊠ 改修標準仕様書表4.4.2による　○ 図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
○行う　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○＿＿＿＿＿
タイル張りの工法
外装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
シーリング　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○＿＿＿＿＿
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　○＿＿＿＿＿
伸縮調整目地その他の目地　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 5 浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.5、9～15]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○	⊠25 ○			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○	⊠20 ○	⊠12 ○	⊠20 ○	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○	⊠20 ○	⊠12 ○	⊠20 ○	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠50
○注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	○＿	○＿			⊠25
○タイル部分張り替え工法					
○タイル張り替え工法					

アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
○＿＿＿＿＿＿
○タイル部分張替え工法
接着剤の種類
○ポリマーセメントモルタル
○JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

○タイル張替え工法
張替え用材料
○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
○張付けモルタル　（○現場調合材料　○既製調合モルタル　）
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
⊠改修標準仕様書表4.4.2による　○図示
外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
○行う　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○＿＿＿＿＿
タイル張りの工法
外装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
シーリング　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　○＿＿＿＿＿
シーリング材の種類
打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　○＿＿＿＿＿
伸縮調整目地その他の目地　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 6 目地改修工法

[4.1.4][4.4.5、16]

○目地ひび割れ部改修工法
○伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地の位置及び寸法　○図示　○＿＿＿＿
シーリング　改修標準仕様書3章7節による

4-4 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁等改修

○ 1 既存塗膜等の除去及び下地処理

[4.5.4][表4.5.4～7]

工 法	処理範囲	下地処理（下地のひび割れ部等の補修）
○サンダー工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	○ひび割れ部改修工法 ○浮き部改修工法 ○欠損部改修工法
○高圧水洗工法 加圧力⊠30MPa程度以上	⊠既存仕上げ面全体 ○図示 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
○塗膜はく離剤工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	
○水洗い工法	⊠ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ○図示	

○ 2 下地調整塗材

[4.5.2][4.5.4、5]

○下地調整塗材（Ｃ－１）
⊠下地調整塗材（Ｃ－２）
○下地調整塗材（ＣＭ－２）
○下地調整塗材Ｅ
○ ポリマーセメントモルタル

○ 3 仕上塗材仕上げ

[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類
○薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装薄塗材Si	○＿＿＿	○砂壁状
○可とう形外装薄塗材Si	○＿＿＿	○ゆず肌状（○吹付け　○ローラー塗り）
○外装薄塗材E	○＿＿＿	○さざ波状　○平たん状
○可とう形外装薄塗材E	○＿＿＿	○凹凸状（○吹付け　○こて塗り）
○防水形外装薄塗材E	○＿＿＿	○着色骨材砂壁状（○吹付け　○こて塗り）
○外装薄塗材S	○＿＿＿	○砂壁状じゅらく　○京壁状じゅらく

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装厚塗材C	○＿＿＿	○吹放し　○凸部処理　○平たん状
○外装厚塗材Si	○＿＿＿	○凹凸状　○ひき起こし　○かき落とし
○外装厚塗材E	○＿＿＿	上塗材　○適用する　○適用しない

○複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 複層塗材CE	○＿＿＿	○ゆず肌状　○凸部処理　○凹凸状
○ 可とう形複層塗材CE	○＿＿＿	耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 複層塗材Si	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 複層塗材E	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系
○ 複層塗材RE	○＿＿＿	樹脂　⊠アクリル系
○ 防水形複層塗材CE	○＿＿＿	○シリカ系　○ポリウレタン系
○ 防水形複層塗材E	○＿＿＿	○アクリルシリコン系　○ふっ素系
○ 防水形複層塗材RE	○＿＿＿	外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 可とう形改修塗材E	○＿＿＿	○平たん状　○さざ波状　○ゆず肌状 耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 可とう形改修塗材RE	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 可とう形改修塗材CE	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系 樹脂　⊠アクリル系 ○シリカ系　○ポリウレタン系 ○アクリルシリコン系　○ふっ素系 外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○ 4 マスチック塗材塗り

[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

種別　○Ａ種　○Ｂ種

○ 5 外壁用塗膜防水材塗り

[4.1.5][4.7.2～4][表4.7.1]

仕上げの形状　○＿＿＿＿
工法　○＿＿＿＿
仕上塗料の耐候性　○＿＿＿＿

下地挙動緩衝材の適用
○適用する
○適用しない
コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章2節による
ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-1章　外壁改修工事
コンクリート打放し仕上げ外壁による
モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修標準仕様書4章3節による　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-2章
外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁による
吹付け工法の模様材の種類　○＿＿＿＿　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
外壁用仕上塗料の種類　○＿＿＿＿　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4.5.4(1)～(6)による

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ａ－０６
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書３	縮尺 －
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ０７
		作成日 令和７年３月
		全４４葉

5 建具改修工事

● 1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
●アルミニウム製建具		○	●	●建具表による ○
○樹脂製建具			○	○建具表による ○
○鋼製建具	○外部	○	○	○建具表による ○
	○内部	○	○	○建具表による ○
○鋼製軽量建具		○	○	○建具表による ○
○ステンレス製建具		○	○	○建具表による ○
○木製建具		○	○	○建具表による ○

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※図示 ○
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○
建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○ 2 防火戸 [5.1.4]
防火戸の指定
○指定する（適用箇所 ○建具表による ○ ）○指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
○連動させる （○建具表による ○ ） ○連動しない

○ 3 見本の製作等 [5.1.5]
建具見本の製作 ○行う（建具符号： ）
○行わない
建具見本制作の目的等（ ）
特殊な建具の仮組 ○行う（建具符号： ）
○行わない

○ 4 防犯建物部品 [5.1.7]
○適用する（○建具表による ○ ）
○適用しない

● 5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表5.2.1]
性能値等
耐風圧性等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）

外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○Ａ種	S-4	A-3	W-4	●70	※図示
○Ｂ種	S-5			○100	※図示
○Ｃ種	S-6	A-4	W-5	○	※図示

○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
アルミニウム材 改修標準仕様書5.2.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具 種別 ○BB-1 ○BB-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ●標準色 ○特注色
屋内の建具 種別 ○BC-1 ○BC-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ○標準色 ○特注色
結露水の処理方法 ○水貯め式 ●排水式
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

○ 6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
○防虫網	※合成樹脂製 ○ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ○	※16～18メッシュ ○
○防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]
性能値等
耐風圧性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○Ａ種	S-4	A-4	W-4	○	※図示
○Ｂ種	S-5		W-5	○	※図示
○Ｃ種	S-6			○	※図示

○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（○T-1 ○T-2）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 断熱性の等級（○H-4 ○H-5 ○H-6 ○H-7 ○H-8）
（建具符号：○建具表による ○ ）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ○
枠の見込み寸法 ○建具表による ○
材料
樹脂形材 改修標準仕様書5.3.3(1)による
ガラス ※複層ガラス ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面色 ○標準色 ○特注色
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

● 8 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2～5][表5.4.2]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。^m
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。^m
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 改修標準仕様書5.4.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.4.2による ○ mm
標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による ○

○ 9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～5]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する（建具符号：建具表による）
○ 適用しない
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 ○亜鉛めっき鋼板 ○ビニル被覆鋼板 ○カラー鋼板 ○ステンレス鋼板
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL
召合せ、縦小包み板の材質 ※鋼板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム合金
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.5.1による ○ （使用箇所： ）

○10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面仕上げ ※HL ○鏡面仕上げ ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL程度 ○No.28程度
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ○角出し曲げ

○11 木製建具 [5.7.2～4][表5.7.5]
建具材の加工、組立時の含水率 ※Ａ種 ○
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆ ○
○フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による ○

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
○普通合板 G	表面の樹種 ○ 板面の品質（※広葉樹１等 ○ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○天然木化粧合板 G	樹種名（ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ○ポリエステル化粧合板 ○メラミン化粧合板 ○ 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○ＭＤＦ G		

表面板の厚さ ※改修標準仕様書表5.7.6による ○
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ○適用しない ○適用する
○かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ○建具表による ○
○ふすま
張りの種別（○Ⅰ型 ○Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ○鳥の子 ○新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ○塗り縁 ○生地縁（素地） ○生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ○建具表による ○
○戸ぶすま
表面板の仕上 ○建具表による ○
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
○紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
枠、くつずりの材料 ○建具表による ○

●12 建具用金物 [5.8.2、3]
金物の種類及び見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による ○
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.2による
○建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.3による
○建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.4による
○建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※改修標準仕様書表5.8.5による
○建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
○建具表による
○
錠前類
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠（品質 性能、試験方法は別表による）
クローザ類（品質 性能、試験方法は別表による）

○13 鍵 [5.8.4]
マスターキー ○製作する ○製作しない ○既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵の製作本数 ※各室３本１組（室名札付き） ○
鍵箱 ○無し ○有り

○14 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3] [表5.9.4]
戸の開閉方式 ○建具表による ○
○引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.1による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
種類 開閉方式 （ ）
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.2による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○引き戸用検出装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.3による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
防錆 （ ）
防滴 （ ）
電源 （ ）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目
○建具表による
○
タッチスイッチの種類
○無線式タッチスイッチ
○光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
○大形押しボタンスイッチ
○非接触スイッチ
凍結防止装置 ○行う ○行わない

○15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.2、3]
性能値等
※改修標準仕様書表5.10.1による
○以下による
手動開き力 （ ）
手動閉じ力 （ ）
閉じ速度の調整 （ ）
制動区間 （ ）
開閉繰返し （ ）
耐衝撃性 （ ）

○16 重量シャッター [5.11.2、3]
シャッターの種類 ○管理用シャッター
○外壁用防火シャッター
○屋内用防火シャッター
○防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（ ）Pa
開閉方式の種類 ※電動式（手動併用） ○手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
管理用シャッターのシャッターケース ○設ける ○設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ○JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量 ※Z12又はF12 ○
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○

○17 軽量シャッター [5.12.2～4]
開閉方式の種類 ※手動式 ○電動式（手動併用）
耐風圧強度 （ ）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
スラットの材質の種類
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06 ○ ）
○JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90 ○ ）
スラットの形状 ○インターロッキング形 ○オーバーラッピング形

○18 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ○アルミニウムタイプ ○ファイバーグラスタイプ	○50 ○75 ○100 ○125	※バランス式 ○チェーン式 ○電動式	○スタンダード形 ○ローヘッド形 ○ハイリフト形 ○バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ○ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）

●19 ガラス [5.14.2～4]
適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。

○フロート板ガラス	
フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
○型板ガラス	
型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による ○
●網入板ガラス	
網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
○合わせガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による ○
形状による種類	○平面合わせガラス ○曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅱ－１類 ○Ⅱ－２類 ○Ⅲ類
○強化ガラス	
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による ○
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅲ類
○熱線吸収板ガラス	
板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
性能による種類	○１種 ○２種
○複層ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による ○
断熱性による区分	○Ｔ１ ○Ｔ２ ○Ｔ３ ○Ｔ４ ○Ｔ５ ○Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	○Ｇ ○Ｓ
乾燥気体の種類	○空気 ○アルゴン
○熱線反射ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
日射熱遮へい性による区分	○１種 ○２種 ○３種

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０７
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書４	縮尺 －	
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０８
		作成日 令和７年３月	全４４葉

5 建具改修工事

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	◉シーリング材 ○グレイジングチャンネル ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____
鋼製及び鋼製軽量	○シーリング材 ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____
ステンレス製	○シーリング材 ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○
樹脂製	○グレイジングチャンネル ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____

○20 ガラスブロック [5.14.5]

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
○160×160	○95 ○_____				
○200×200	○95 ○_____				

壁用金属枠及び補強材 ⊗図示 ○_____
力骨 材質 ⊗ステンレス鋼(SUS304) ○_____
寸法 ⊗径5.5mm ○_____
形状 ⊗はしご形状複筋及び単筋 ○_____
化粧目地モルタルの色（○白 ○グレー）
金属製化粧カバー 材質 ○ステンレス製 ○アルミニウム製
寸法 ○図示 ○_____ 形状 ○図示 ○_____
目地部の横力骨の納まり
⊗ガラスブロック製造所の仕様による ○図示 ○_____
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.5 ○1.3） 倍の風圧力に対応した工法

○21 ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
○日射調整フィルム G	○SC－1	○SC－2	
○低放射フィルム	○LE		
○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○GI－1	○GI－2	
○相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○GD－1	○GD－1	
○ガラス貫通防止フィルム	○SF		

品質 JIS A 5759による

6 内部改修工事

◉ 1 改修範囲 [6.1.3]
既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
⊗壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
⊗壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ○図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
⊗既存のまま ○図示

◉ 2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]
ビニル床シート等の除去 ⊗仕上げ材のみ（接着剤とも）
○下地モルタルとも（○図示の範囲 ○除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法 ○機械的除去工法 ○目荒し工法
改修後の床の清掃範囲 ⊗室内の改修箇所 ○_____

◉ 3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]
間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
⊗改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り ○_____
（全塗厚が25mmを超える場合の処置 ⊗図示）

◉ 4 施工一般 [6.5.2]
材料のホルムアルデヒド放散量
⊗F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による ○_____

○ 5 製材 G [6.5.2]

○JAS1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		⊗2級 ○_____	⊗A種 ○B種 ○____		○____
		⊗2級 ○_____	⊗A種 ○B種 ○____		○____

○JAS1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え係り面		⊗上小節 ○_____	⊗A種 ○B種 ○____		○____
見え係り面以外		⊗小節以上 ○_____	⊗A種 ○B種 ○____		○____

○JAS1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種 ○B種 ○____		○____
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種 ○B種 ○____		○____
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種 ○B種 ○____		○____

○JAS1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		(_____) 造作材の場合 (※(a)種 (b)種)	○適用する ○適用しない	⊗A種 ○B種 ○_____	○_____
		(_____) 造作材の場合 (※(a)種 (b)種)	○適用する ○適用しない	⊗A種 ○B種 ○_____	○_____

○ 6 造作用修成材 G [6.5.2]

○「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					⊗1等 ○2等	○_____
					⊗1等 ○2等	○_____

○「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板：__ 芯材：				⊗1等 ○2等	○_____
		化粧薄板：__ 芯材：____				⊗1等 ○2等	○_____

○「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含有率	間伐材等の適用
				⊗15%以下 ○_____	○_____

○「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板：__ 芯材：_____				⊗15%以下 ○	○_____

○ 7 造作用単板積層材 G [6.5.2]

○JAS0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				○適用する ○適用しない	○_____

○JAS0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			⊗14%以下 ○_____	○適用する ○適用しない	○_____

○JAS3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
							○____

○ 8 合板等 [6.5.2]

○「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	⊗5.5 ○____		⊗1類 ○2類	広葉樹 ⊗2等以上 ○1等 針葉樹 ⊗C-D以上 ○	○適用する ○適用しない	○____

○「合板の日本農業規格」 構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	⊗2級以上 ○1級		⊗1類 ○特類	⊗C-D ○以上	⊗12 ○__	○適用する ○適用しない	○適用する (____) ○適用しない	○____

○「合板の日本農林規格による」化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			○特類 ○1類	○適用する ○適用しない	○_____

○「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用
			○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

○「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	化粧加工方法	防虫処理の適用
			○1類 ○2類		○適用する ○適用しない

○パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	⊗15 ○		⊗13タイプ ○_____	⊗P又はM ○	

○JAS0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法(mm)

○MDF G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

○ 9 接合具等 [6.5.3]
造作材の化粧面の釘打ち
⊗隠し釘打ち ○釘頭埋め木 ○つぶし頭釘打ち ○釘頭現し
諸金物
⊗かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品 表8.20.1のF種程度）
○_____ （形状：_____ 寸法：_____ 材質：_____ ）

◉10 接着剤 [6.5.3、4]
接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊗F☆☆☆☆ ○_____

○11 防腐・防蟻処理 [6.5.5]
薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	○K2 ○K3 ○K4
	○K2 ○K3 ○K4
	○K2 ○K3 ○K4

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	⊗薬剤の製造所の仕様による ○	⊗JIS K 1571に適合又は同等品

○薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（_____）
○合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（_____）

○12 内部間仕切軸組及び床組み [6.5.6]
○間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗杉又は松 ○_____
○床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗杉又は松 ○_____

○13 窓、出入口その他 [6.5.7]
○窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉 ○_____

◉14 軽量鉄骨天井下地 [6.6.2～4] [表6.6.2]
野縁等の種類
屋外（⊗ 25 形 ○ 19 形） 屋内（⊗ 19 形 ○ 25 形）
屋外の形式及び寸法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔 ○図示 ○_____
周辺部の端からの間隔 ○図示 ○_____
野縁の間隔 ○図示 ○_____
既存の埋込みインサート ◉使用する ○使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
○行う
試験箇所数 ⊗屋内の場合、該当階において３箇所
○（_____）箇所
引張試験にて確認する強度
⊗つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
○（_____）N
○行わない
○つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法 ⊗図示 ○_____
○天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法 ⊗図示 ○_____
○天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所 ⊗図示 ○_____
補強方法 ⊗図示 ○_____

◉15 軽量鉄骨壁下地 [6.7.3、4]
スタッド、ランナーの種類
⊗改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類 ○_____
スタッドの高さが5.0mを超える場合 ⊗図示 ○_____
出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ⊗標準仕様書 6.7.4(5) による ○_____

◉16 ビニル床シート G [6.8.2、3]

種類の記号	色 柄	厚さ(mm)	備考
⊗FS（複層ビニル床シート） ◉_____ ○_____	○無地 ◉ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ○柄物	⊗ 2.0 ○_____	

接合部の処理 ⊗熱溶接工法 ○_____

○17 ビニル床タイル G [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
⊗KT(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○	⊗2.0 ○3.0	
○TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○	○2.0 ○____	
○FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	○2.0 ○2.5 ○3.0	
○FOA(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○500×500 ○_____	○4.0 ○____	
○FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○_____	○____	

○18 特殊機能床材 [6.8.2]

	厚さ、寸法、形状	性 能	種 類
○帯電防止床シート	_____(mm)		
○帯電防止床タイル	×____(mm)		
○視覚障害者用床タイル	_____(mm)		
○耐動荷重性床シート	_____(mm)		
○防滑性床シート	_____(mm)		
○防滑性床タイル	×____(mm)		

視覚障害者用床タイル 突起の形状、寸法及びその配列は JIS T 9521 による

◉19 ビニル幅木 [6.8.2]
材質の種類 ◉軟質 ○硬質
高さ(mm) ⊗60 ○75 ○100
厚さ(mm) ⊗1.5以上 ○_____

○20 ゴム床タイル [6.8.2]
種類 ○単送品 ○積層品
色柄 (_____)
厚さ(mm) ○3.0 ○4.5 ○6.0 ○9.0
寸法(mm) (_____) × (_____)

○21 カーペット敷き G [6.9.2、3] [表6.9.1、2]

○ 織じゅうたん

織り方	パイル形状
○ウェストンカーペット ○ダブルフェースカーペット ○アキスミンスターカーペット	○カットパイル ○ループパイル ○カット／ループ

色柄 ⊗模様のない無地 ○_____
パイル糸の繊維種等
⊗無地の織りじゅうたんの種別（種別：○A種 ○B種 ○C種 ）
○_____
帯電性 ○適用する ○適用しない
織じゅうたんの接合方式 ⊗ヒートボンド工法 ○つづり縫い
下敷き材 ⊗反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ○_____

○ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備 考
○ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	○5～7	○全面接着工法 ○ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ 工法	○適用する ○適用しない	
○ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	○4～6			
○ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	○			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
⊗反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ○_____

○タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備 考
⊗ループパイル	⊗ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	
○カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	
○カット、ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊗F☆☆☆☆ ○_____
タイルカーペットの敷き方 平 場 ⊗市松敷き ○模様流し ○_____
階段部分 ⊗模様流し ○市松敷き ○_____
見切り、押え金物 材質（_____） 種類（_____）
形状等 ⊗図示 ○_____

○22 合成樹脂塗床 [6.10.2、3] [表6.10.5～7]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			⊗平滑仕上げ ○防滑仕上げ ○つや消し仕上げ
○厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		○薄膜流しのべ工法 ○厚膜流しのべ工法 ○樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	○平滑仕上げ ○防滑仕上げ
○薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			⊗平滑仕上げ
○ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		⊗製造所の指定による	表面仕上げ ⊗平滑 溶剤 ⊗水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量 ⊗F☆☆☆☆ ○_____

○23 フローリング張り G [6.11.2～6] [表6.11.1～4]
フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
⊗改修標準仕様書6.11.2(2)による ○_____
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量
⊗F☆☆☆☆ ○_____

○単層フローリング（フローリングボード1等）
工法 ○釘止め工法（○根太張り ○直張り）
○接着工法
樹種 ⊗なら ○_____
間伐材等の適用 ○適用する ○適用しない
○単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種 ○_____
厚さ(mm) ○_____
大きさ ○_____
間伐材等の適用 ○適用する ○適用しない
○複合フローリング
工法 ○釘留め工法（○根太張り ○直張り）
○接着工法
樹種 ⊗なら ○_____
種別 ○A種 ○B種 ○C種
間伐材等の適用 ○適用する ○適用しない
接着工法の場合の不陸緩和材 ⊗合成樹脂発泡シート ○_____
○現場塗装仕上げ
⊗ウレタン樹脂ワニス塗り
○オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
○生地のままﾜｯｸｽ塗り

○24 畳敷き [6.12.2] [表6.12.1]
種別 ○A種 ○B種 ○C種 ○D種 （畳床：○KT-Ⅰ ○KT-Ⅱ ○KT-Ⅲ ○KT-K ○KT-N ）
下地の種類 ○標準仕様書 表12.6.1による床組
○ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
○_____
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：○C1 ○C2）

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－08
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書５	縮尺 －	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 09
	作成日 令和７年３月	全４４葉

6 内装改修工事

●25 せっこうボード その他のボード張り

[6.13.2、3] [表6.13.1]

ＭＤＦ及びパーティクルボートのホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

合板のホルムアルデヒド放散量
☒改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか
○＿＿＿＿

接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

木質系セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿
○中質（ＭＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿
○普通（ＮＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿

木片セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＦ）	○12　○15　○18　○21　○＿＿＿
○普通（ＮＦ）	○30　○＿＿＿

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
◎けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）◎5　○6　○8
○化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6　○8 表面への化粧張り等の加工 ○アクリル樹脂系焼付け　○＿＿＿

火山性ガラス質複層板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○火山性ガラス質複層板	○図示

繊維板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ハードボード（素地） スタンダードボード（無処理）	○素地ハードボード （○未研磨板（RN）　◎研磨板（RS）） ○内装用化粧ハードボード（DI） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○テンパードボード（処理）	○素地ハードボード （○未研磨板（RN）　◎研磨板（RS）） ○外装用化粧ハードボード（DE） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○ミディアムデンシティ ファイバーボード（MDF） G	○3　○7　○9　○12
○インシュレーションボード G	A級（○天井仕上　○内装仕上　○＿＿》 ○9　○12　○15　○18

パーティクルボード G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○単板張りパーティクルボード	○無研磨板(VN)　○研磨板(VS) ○10　○12　○15　○18
○化粧パーティクルボード	○単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)　○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ○塗装(DC) ○10（難燃）　○12（難燃）　○＿＿＿

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ロックウール化粧吸音板(DR)	○フラットタイプ （◎9（不燃）　○2（不燃）　○＿＿） ○凹凸タイプ （○2（不燃）　○5（不燃）　○＿＿））
○ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	○ 25　○＿＿＿
○グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	○ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　○＿＿＿

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
○せっこうボード(GB-R)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5　（不燃）　○化粧無（下地張り用） ○化粧有（トラバーチン模様）
○シージングせっこうボード(GB-S)	○12.5（☒不燃　○準不燃）
○強化せっこうボード(GB-F)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○せっこうラスボード(GB-L)	9.5
◎化粧せっこうボード(GB-D)	○木目　12.5（不燃）幅440mm程度 模様（○柾目　○板目）専用下地材有り ◎トラバーチン模様　9.5（準不燃）

合板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （☒ﾗﾜﾝ合板程度　○＿＿＿） 不透明塗料塗り （☒しな合板程度　○＿＿＿） 板面の品質　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○天然木化粧合板	化粧板の樹種名　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（○ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　○ﾌﾟﾘﾝﾄ　○塗装） 表面性能（＿＿＿）タイプ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない

化粧板

○メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による（☒1.2　○＿＿＿）
○ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
☒図示　○＿＿＿＿
合板類の張付け　○A種　☒B種　○＿＿＿＿
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
☒仕上げ表による

○26 壁紙張り

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類

突付け工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクェアエッジ
目透し工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクェアエッジ

化粧加工の方法（○オーバーレイ　○プリント　○塗装　○＿＿＿＿）

[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備　考
	紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
せっこうボード面及びその他のの素地ごしらえの種別　☒B種　○A種

◎27 モルタル塗り

[6.15.3～6] [表6.15.2]

モルタル　◎現場調合材料　○既調合材料（＿＿＿＿＿＿）
既製目地材　○設ける
施工箇所（＿＿＿＿）　形状（☒図示　○＿＿＿＿）
○設けない
床目地　○設ける
目地割り　☒２㎡程度（最大目地間隔３ｍ程度）　○＿＿＿
目地の種類　☒押し目地　○＿＿＿
○設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
○図示　○＿＿＿

○28 タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　☒縦、横とも4m以内ごと　○図示　○＿＿＿＿
床タイル以外　○図示　○＿＿＿＿
伸縮目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書3章7節による
見本焼き　○行う（施工箇所：＿＿＿＿）　○行わない
試験張り　○行う（範囲、仕様等は図示による）　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタルの品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(1)4章
既調合モルタル（内装改修工事共通）による
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材の品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6章
タイル張りによる
壁タイル張りの工法
内装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内壁タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

○29 セルフレベリング材塗り

[6.17.2、3]

塗厚（mm）
○＿＿＿＿

6-2 ユニット及びその他の工事

○ 1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	○置敷式 ○支柱調整式	○500×500 ○		○1.0G ○0.6G	○3000 ○5000	○帯電防止床ﾀｲﾙ ○ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ○＿＿＿＿	

寸法精度
☒標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による
○以下による
パネルの長さの寸法精度（＿＿＿》
パネルの平面形状（角度）の寸法精度（＿＿＿》
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（＿＿＿》
帯電防止性能
○評価値（U）≧0.6以上　○評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）≧1×106Ω
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章フリーアクセスフロアによる

○ 2 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	構成基材の種類 ﾊﾟﾈﾙ	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
○スタッド式(内蔵) ○スタッド式(露出) ○スタッドパネル式 ○パネル式			○ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ○壁紙張り ○＿＿＿＿	○0 ○12 ○20 ○28 ○36	○不燃

パネル内に取付ける建具　○あり（☒図示　○＿＿）○なし
パネル内に取り付ける建具のドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは
標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章8節による。
パネル材のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

○ 3 移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	パネル圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材 材質	パネル表面材 仕上げ	遮音性(db/500Hz)
○平行方向移動式 ○二方向 移動式	○手動式 ○電動式 ○部分電動式	○ブッシュ式 ○ハンドル式 ○＿＿＿		○鋼板 ○＿＿	○焼付塗装 ○壁紙張り ○＿＿＿	○36未満 ○36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
ハンガーレールの取付け下地の補強
☒取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
○図示
パネルをランナーに取り付ける部品
☒ランナーに加わる重量の５倍以上の荷重に耐えられるもの
○＿＿＿＿
ハンガーレール及びランナー
☒パネル重量の５倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
品質、性能は建築材料等品質性能法（改修）(2)6-2章移動間仕切による
○＿＿＿＿

○ 4 トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類	脚部 種類	ドアエッジ 材質	ドアエッジ 形状
○メラミン樹脂系化粧板 ○ポリエステル樹脂系化粧板 ○＿＿＿＿	☒幅木タイプ ○＿＿＿＿	☒製造所の仕様による ○アルミニウム製 ○ステンレス製 ○表面材と同材	○標準 ○Rﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章トイレブースによる

○ 5 視覚障害者用床タイル

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		○塩化ビニル製　○＿＿＿＿	○300×300 ○＿＿	○7.0 ○＿＿
屋内		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿	○＿＿
屋内		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿	○＿＿
屋外		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿	○＿＿
屋外		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿	○＿＿

ブロックパターンは JIS T 9251 による

○ 6 手すり

(20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
○SUS304　表面処理　☒HL程度　○＿＿＿＿
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき（☒標準仕様書表14.2.2による種別（＿種））
○アルミニウム　表面処理（☒標準仕様書表14.2.1による種別（＿種））
色合等　○標準色（＿＿）　○特注色（＿＿）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○集成材 （材種：＿）	○クリアラッカー ○＿＿＿＿	○30程度 ○35程度 ○45程度		
○ビニル製ハンドレール		○30程度 ○35程度 ○45程度		

○ 7 階段滑り止め

(20.2.7)

材種
○ステンレス製　○黄銅製押出型材　○アルミニウム製押出型材　○＿＿＿
形状
☒タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂等）　○タイヤレス型
端部の形状
○フラットエンドあり　○フラットエンドなし
寸法(幅)
○35mm程度　○40mm程度　○50mm程度
取付け工法
☒接着工法　○埋込み工法

○ 8 黒板及びホワイトボード G

(20.2.9)

○黒板
区分　☒焼き付け　○＿＿＿＿
種類　○鋼製黒板　○ほうろう黒板　○＿＿＿＿
色　☒緑　○＿＿＿＿
○ホワイトボード

○ 9 鏡

(20.2.10)

取付箇所　（＿＿＿＿＿＿）
寸法（mm）　○図示　○＿＿＿＿
厚さ（mm）　☒5　○＿＿＿＿

○10 表示

(20.2.11)

衝突防止表示
○設置場所　☒図示
形状、寸法（○30φ　○＿＿＿》
材質　（○ステンレス製　○塩ビシート　）
○設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示
☒消防法に適合する市販品　○＿＿＿＿
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（室内用図記号はJIS Z 8210による）
☒図示

○11 タラップ

(20.2.12)

材質及び仕上げ
○SUS304（スリップ止め加工　☒あり　○なし　）
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（標準仕様書表14.2.2による種別（☒C種　○＿種））

○12 ブラインド

(20.2.14)

形　式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ　ﾚｰﾙの材種	幅、高さ取付箇所
○横型	○手動	☒ギヤ式 ○コード式 ○操作棒式	☒アルミニウム合金製 G ○＿＿＿＿	☒ 25 ○＿＿	☒鋼製 ○＿＿	○図示 ○＿＿
	○電動					
○縦型	○手動	☒２本操作ｺｰﾄﾞ式 ○１本操作ｺｰﾄﾞ式	○ アルミスラット ○ クロススラット	○ 80 ○ 100	☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ○＿＿	○図示 ○＿＿
	○電動					

縦型ブラインドのスラットの材質
○アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
○クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

○13 ロールスクリーン

(20.2.15)

操作方法	スクリーンの材種	その他の材料	幅、高さ取付箇所	品質等
○スプリング式 ○コード式 ○電動式	○ガラス繊維製 ○合成、天然繊維製	☒製造所の仕様	○図示 ○＿＿＿＿	○＿＿＿

スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する
場合は G とする

○14 カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
○ｼﾝｸﾞﾙ ○ﾀﾞﾌﾞﾙ	○片引き ○引分け	○手引き ○ひも引き ○電動	○つまみひだ ○箱ひだ、片ひだ ○プレーンひだ		○図示 ○＿＿	
						（暗幕）

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　☒300mm以上　○＿＿＿＿

○15 カーテンレール

(20.2.16)

材料による区分　☒ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
○ ステンレス製
強さによる区分　☒10-90　○＿＿＿＿
仕上げ　☒アルマイト　○＿＿＿＿
形状　☒角形　○＿＿＿＿

○16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　○90×150　○120×80　○120×150　○150×80　○図示
材質　○集成材（仕上げ：＿＿＿＿）
○アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書　表 14.2.1）　○BC-1種　○BC-2種
色合い　○標準色（＿＿＿）　○特注色（＿＿＿）
○鋼製（仕上げ：＿＿＿＿）

◎17 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○＿＿＿	◎450×450 ○600×600 ○＿＿	◎一般形 ○気密形	○屋内外用 ◎屋内用	◎額縁タイプ ○目地タイプ	◎額縁ﾀｲﾌﾟ ○目地ﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章天井点検口による

○18 床点検口

材種	寸法	形式		備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製 ○鋼製	○450×450 ○600×600 ○＿＿	○一般形 ○密閉形	○屋内外用 ○屋内用	○鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章床点検口による

○19 止水板

形　状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
施工箇所　○ 図示　○＿＿＿＿＿

○20 エキスパンションジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従量(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○＿	（避難経路の床等） ＿＿以上 （その他） ＿以上	○有り （＿） ○無し	○有り （＿） ○無し	
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○＿	（避難経路の床等） ＿＿以上 （その他） ＿以上	○有り （＿） ○無し	○有り （＿） ○無し	

外部に設置するものは、防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－09
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書６	縮尺 －	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １０
		作成日 令和７年３月	全４４葉

6-2 ユニット及びその他の工事

○21 くつふきマット

材種	受け枠	備考
○塩化ビニル又はゴム製	○ステンレス鋼（SUS304）	
○硬質アルミニウム合金製	○硬質アルミニウム合金	
○ステンレス鋼（SUS304）製	○＿＿＿＿	
○＿		

○22 流し台ユニット

材　種	寸法(mm) W	D	H	備考
○流し台	○1200 ○1500 ○1800	○550 ○600 ○650	○800 ○850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○コンロ台	○600	○550 ○600 ○650	○620 ○670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○つり戸棚	○1200 ○900	○450	○500 ○700	市販品
○水切り	○1200 ○900 ○600			市販品 ステンレス製 ○1段式　○＿

品質、性能
外観はJIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。
　構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の既定による。
形状
　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

○23 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	JISによる種類
○鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○１種　○２種　○３種
○鋼製物品棚		○４種　○５種　○６種

○24 屋内掲示板

枠の材質　⊠アルミニウム製　○＿＿＿＿＿＿
表面の材質　⊠塩ビ発泡シート張り　○＿＿＿＿＿＿

○25 洗面カウンター

材　　種　○メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き(mm)　○約 450　○約 600

○26 防煙垂れ壁

○固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
⊠網入り磨板ガラス ○線入り磨板ガラス	⊠6.8 ○＿＿＿	⊠500 ○＿＿＿	アルミ製枠付き

○可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
○垂直降下式 （巻取り型）	⊠ 不燃布 （不燃認定品）	⊠500 ○800 ○＿＿＿	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠500 ○800 ○＿＿＿	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○＿＿＿

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○28 収納家具

材料のホルムアルデヒドの放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
材質、形状、寸法　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

7 塗装改修工事

● 1 材料　[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
防火材料　⊠屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　○次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：＿＿＿＿＿＿）

● 2 下地調整　[7.2.1～7] [表7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　⊠劣化部分は除去し、活膜部分は残す　○図示　○＿＿＿＿＿＿
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　○行う（＿＿＿＿箇所）　○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	⊠不透明塗料塗りの場合はＲＢ種 ○	
鉄鋼面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	
亜鉛めっき面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	
モルタル、 せっこうプラスター面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	○行う ○行わない
コンクリート面(DP以外)、 ＡＬＣパネル面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	○行う ○行わない
押出成形セメント板面	○ＲＡ種　○ＲＢ種 ○ＲＣ種	○行う ○行わない
コンクリート面(DP)	○ＲＢ種　○ＲＣ種	○行う ○行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿	

● 3 素地ごしらえ　[7.3.2～7] [表7.3.1～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠Ａ種　○Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	⊠Ｂ種　○Ａ種
鉄鋼面（DP以外）		⊠Ｃ種　○Ａ種　○Ｂ種
鉄鋼面（DP）		⊠Ｂ種　○Ａ種　○Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		○Ａ種　○Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		⊠Ｂ種　○Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		⊠Ｂ種　○Ａ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		○Ａ種　○Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		⊠Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	⊠Ａ種　○Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	⊠Ｂ種　○Ａ種

○ 4 錆止め塗料塗り　[7.4.2、3] [表7.4.1～6]

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP （工程の種別は表7.4.3）	塗替え	Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G （工程の種別は表7.4.3）	塗替え	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	DP （工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b)による。	○Ａ種（下地調整ＲＡ種） ○Ｂ種（下地調整ＲＢ種） ○Ｃ種（下地調整ＲＣ種）
		新規	7.4.2(1)(イ)(a)による。	○Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP （工程の種別は表7.4.5）	塗替え	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規　その他	⊠Ｂ種　○	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G （工程の種別は表7.4.5）	塗替え	⊠Ｃ種　○	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ｃ種　○	⊠Ａ種　○＿＿
		新規　その他	⊠Ｃ種　○	⊠Ｂ種　○＿＿
	DP （工程の種別は表7.4.6）	塗替え	⊠Ｂ種　○	
		新規	⊠Ｂ種　○＿＿	

● 5 塗装　[7.5.2～7.12.2] [表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
●合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ⊠1種　○2種	木部屋外	⊠B種　○＿＿	⊠A種　○＿＿
	木部屋内	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
	鉄鋼面	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	⊠A種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
○クリヤラッカー塗り(CL)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○A-1種　○A-2種 ○B-1種　○B-2種 ○C-1種　○C-2種	○A-1種　○＿ ○B-1種　○＿ ○C-1種　○＿
○つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	屋内の木部	⊠B種　○＿＿	⊠A種　○＿＿
	屋内の鉄鋼面	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	屋内の亜鉛めっき面	⊠A種　○＿＿	⊠A種　○B種
●合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
○ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
○ステイン塗り		○ピグメントステイン塗り ○オイルステイン塗り（ＯＳ）	
○木材保護塗料塗り(WP)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
○高日射反射率塗料塗り G
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　○ＲＡ種　⊠ＲＢ種　○ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	○１級 ○２級 ○３級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程２の適用
　○適用しない
　○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色の適用
　○適用する
　○適用しない
オイルステイン塗りの工程等
　○製造所の仕様による

○ 6 有害物質の処理

除去処理対象物質　○ＰＣＢ　○六価クロム　○＿＿＿＿
　除去対象物　○＿＿＿＿
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去方法　○＿＿＿＿
　処分　○＿＿＿＿
　有害物質の取扱については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 環境配慮改修工事

○ 1 石綿含有建材の除去工事　[9.1.1、3～6]

○石綿粉じん濃度測定
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 2		調査対象室外部の付近	○計＿＿点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	○計＿＿点
○	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹き出し風速 1m/s以下の位置 ○計＿＿点
○	測定 6		処理作業室外 ○施工区画周辺 ○敷地境界	○計＿＿点
○ ○	測定 7	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 8	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 9		調査対象室外部の付近	○計＿＿点

測定方法
○自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測定 4 ○測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

○JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)
○測定 4 ○測定 5 ○	25	5	30
○測定 ○＿	47	10	120
○測定 ○＿	47	10	240
○測定 ○＿			

○ 3 ＰＣＢ含有シーリング材の処分　[9.1.3～6]

石綿含有建材の処理
○石綿含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法
　　⊠改修標準仕様書9.1.3（2）(ｱ)による　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
　　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有吹付け材等の処分
　　○埋立処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法　○破砕して除去　○手ばらし
　除去した石綿含有保温材等の飛散防止　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有保温材等の処分
　　○埋立処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有成形板の処分
　　○石綿含有せっこうボード
　　⊠埋立処分（管理型最終処分場）
　　○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　○埋立処分（安定型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　隔離養生（負圧不要）方法
　　○ビニールシート等による養生を行う　○＿＿＿＿
　足場　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　　○埋立処分（安定型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
　　○＿＿＿＿
○石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　着工前の試験施工　⊠行う　○行わない
　除去工法
　　○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
　　○集じん装置併用手工具ケレン工法
　　○集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
　　○集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○剥離剤併用超音波ケレン工法
　　○剥離剤併用手工具ケレン工法
　　○剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
　　○剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
　養生方法
　　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有仕上塗材の処分
　　○埋め立て処分（安定型最終処分場）
　　○埋め立て処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　○図示　○＿＿＿＿

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	

○ 4 外断熱改修工事 G　[9.2.1～4]

断熱材
　断熱材の種類　○＿＿＿＿
　断熱材の厚さ（mm）○＿＿＿＿
　施工箇所　○図示　○＿＿＿＿
　ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
外装材

種類	防火性能	備考
○＿＿＿		

鋼材
　改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木
　改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
　既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
　下地面の清掃　○行う　○行わない
　欠損部の改修工法
　　○改修標準仕様書4章による
　　○＿＿＿＿
工法
　1-4　適用区分による風圧力（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　不陸等の下地調整　○＿＿＿＿
　断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　通気層の有無　○有（＿＿＿mm）　○無
　外装材の外壁への取付け　○図示　○＿＿＿＿
　笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○＿＿＿＿

○ 5 断熱・防露改修工事 G　[9.3.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
工法
○断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　○＿＿＿＿
　厚さ(mm)　○＿＿＿＿
　施工場所　○＿＿＿＿
○断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○＿＿＿＿
　吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○＿＿＿＿
　施工場所　○図示　○＿＿＿＿
○断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　（＿＿＿＿＿）　厚さ（mm）　（＿＿＿＿＿）
　○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
　　材質　○＿＿＿＿＿　厚さ　○＿＿＿＿(mm)
　○張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　○＿＿＿＿
　　断熱材へのボードの張付け工法　○＿＿＿＿

○ 6 屋上緑化改修工事 G　[9.4.1～4]

植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の種類等　⊠図示　○＿＿＿＿
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○＿＿＿＿
　品質、性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)9章　屋上緑化改修による
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○＿＿＿＿＿＿）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○＿＿＿＿

○ 7 透水性アスファルト舗装改修工事　[9.5.2～5、9] [表9.5.7]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○＿＿＿＿
路床
　路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○＿＿
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G　○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○	○図示 ○＿＿
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○＿＿

○凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験
　○行う　○行わない
○路床安定処理　○適用する　○適用しない
　安定処理の方法　○置き換え工法（○＿＿＿）○安定処理工法
　路床安定処理添加材料
　　種類　○普通ポルトランドセメント　○高炉セメントＢ種 G
　　○フライアッシュセメントＢ種
　　○生石灰（○特号　○1号）　○消石灰（○特号　○1号）
　　添加量　○＿＿＿　kg/m3　（目標CBR　⊠3 以上　○＿＿＿）
　　目標ＣＢＲを満足する添加量の確認方法
　　○安定処理土のＣＢＲ試験　○＿＿＿
○ジオテキスタイル
　単位面積質量　○60g/㎡以上　○＿＿＿
　厚さ（mm）　○0.5～1.0　○＿＿＿
　引張強さ　○98N/5cm（10kgf/5cm）以上　○＿＿＿
　透水係数　○1.5×10-1cm/sec以上　○＿＿＿

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１０
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書７	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １１
	作成日 令和７年３月	全４４葉

8 環境配慮改修工事

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　○行う（___箇所）　○行わない
路床締固め度の試験　○行う（___箇所）　○行わない
現場ＣＢＲ試験　○行う（___箇所）　○行わない
六価クロム溶出試験　○行う（現場説明書による）　○行わない
路盤
路盤の厚さ　○図示　○_____
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン　G
○再生粒度調整砕石　G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ　G
○粒度調整鉄鋼スラグ　G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ　G
舗装の構成　○図示　○_____
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う　○行わない
舗装の平たん性　⊗著しい不陸がないもの　○_____

9 その他

○ 1 土工事

1. 埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
種別　○A種　⊗B種　○C種　○D種
○建設汚泥から再生した処理土　G
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」
（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2. 建設発生土の処理　(3.2.5)
○構外搬出適切処理（別記－１による）
○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（_____）

○ 2 コンクリートブロック工事

1. 補強コンクリートブロック造　(8.2.2～5)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○_____				○無、○有		
○_____				○無、○有		

モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　_____）：砂（　_____））
各部の配筋　：　⊗図示、○（_____）
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊗図示、○（　_____）

2. コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○_____				○無、○有		

塀の厚さ（mm）　：_____
塀の高さが2m以下　⊗120 、○（_____）
塀の高さが2m超え　⊗150 、○（_____）
壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊗図示、○（_____）
各部の配筋　：⊗図示、○（_____）

○ 3 ガラスクリーニング

施　工
⊗外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○ 4 既存建具金物調整

○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所
○金属製建具　（　○内外共　○外部　○_____）
○木製建具

○ 5 コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、
これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○ 6 上ガス対策

○なし　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器
○その他（_____））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記１「建設副産物の処理」

◎ 1 共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○ 2 建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
_____工事
_____市_____町地先
イ　土質及び処分量　：　第____種建設発生土 _____m3
ウ　搬出時期　：　令和___年___月～令和___年___月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（_____m3）は、_____ 市 _____ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（_____m3）は、片道運搬距離 _____kmに搬出するものとする。

○ 3 路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___t	___郡市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	

◎ 4 建設廃業物等

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○コンクリート塊（有筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃プラスチック	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○金属くず	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○混合廃棄物	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○		___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○スクラップ控除	___t		___km	⊗有価物処理	

なお、上記数量については参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（_____）
②特別管理産業廃業物
○無　○有　品目名（_____）ー処理方法（_____）
③現場において再利用を図るもの（　_____）

別記２

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	解体、穴明け	●	○	○
		鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	●	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	●	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	●	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	●	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	●	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	●	●
		切込み　（開口補強無し）	○	●	●
基礎	屋内	配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	●	○	○
		受水槽、タンク類等	○	●	●
	屋上	テレビアンテナ、避雷針、	●	○	○
		高架水槽、クーリングタワー	○	●	●
		消火水槽等			
	屋外	キュービクル、受水槽、	○	●	●
		タンク類等	○	●	●
点検口	架台、アンカーボルト		●	●	●
	床、壁、天井		●	○	○
	配管ピット、トレンチピット		●	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	●	○
		二次側	○	●	●
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	●	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	●	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	●	○
	換気扇取付パネル		●	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

枠組み本足場

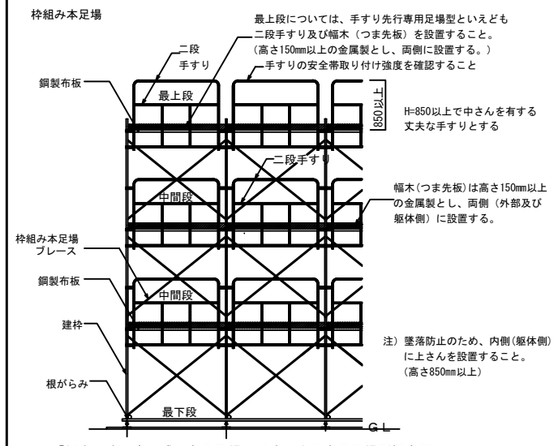

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番　Ａ－１１
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事　建築改修工事特記仕様書８	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　１２
	作成日　令和７年３月	全４４葉

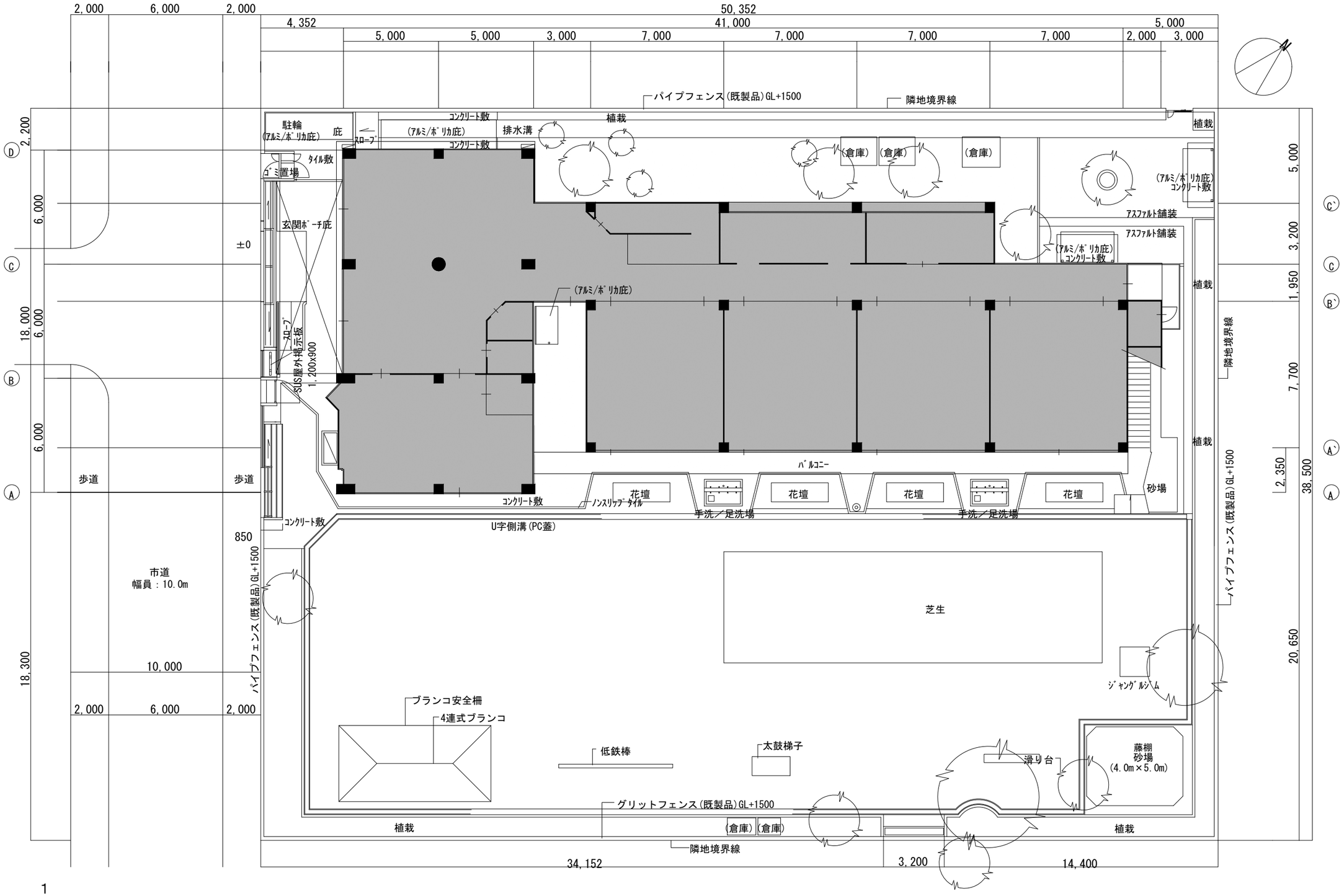

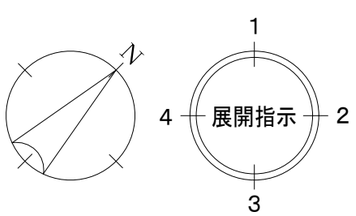

配置図　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１２
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 配置図	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １３
	作成日 令和７年３月	全４４葉

①ＣＢ壁撤去
天井：軽鉄天井下地19形＜一部撤去・新設＞
けい酸カルシウム板厚6　EP塗装＜一部撤去・新設＞
壁：CB壁＜撤去＞
軽鉄壁下地65形＜新設＞
石膏ボード下地＜撤去・新設＞
化粧けい酸カルシウム板厚6＜撤去・新設＞

④二次部材補強
天井梁：片持ち梁補強＜新設＞
建具＜撤去・新設＞

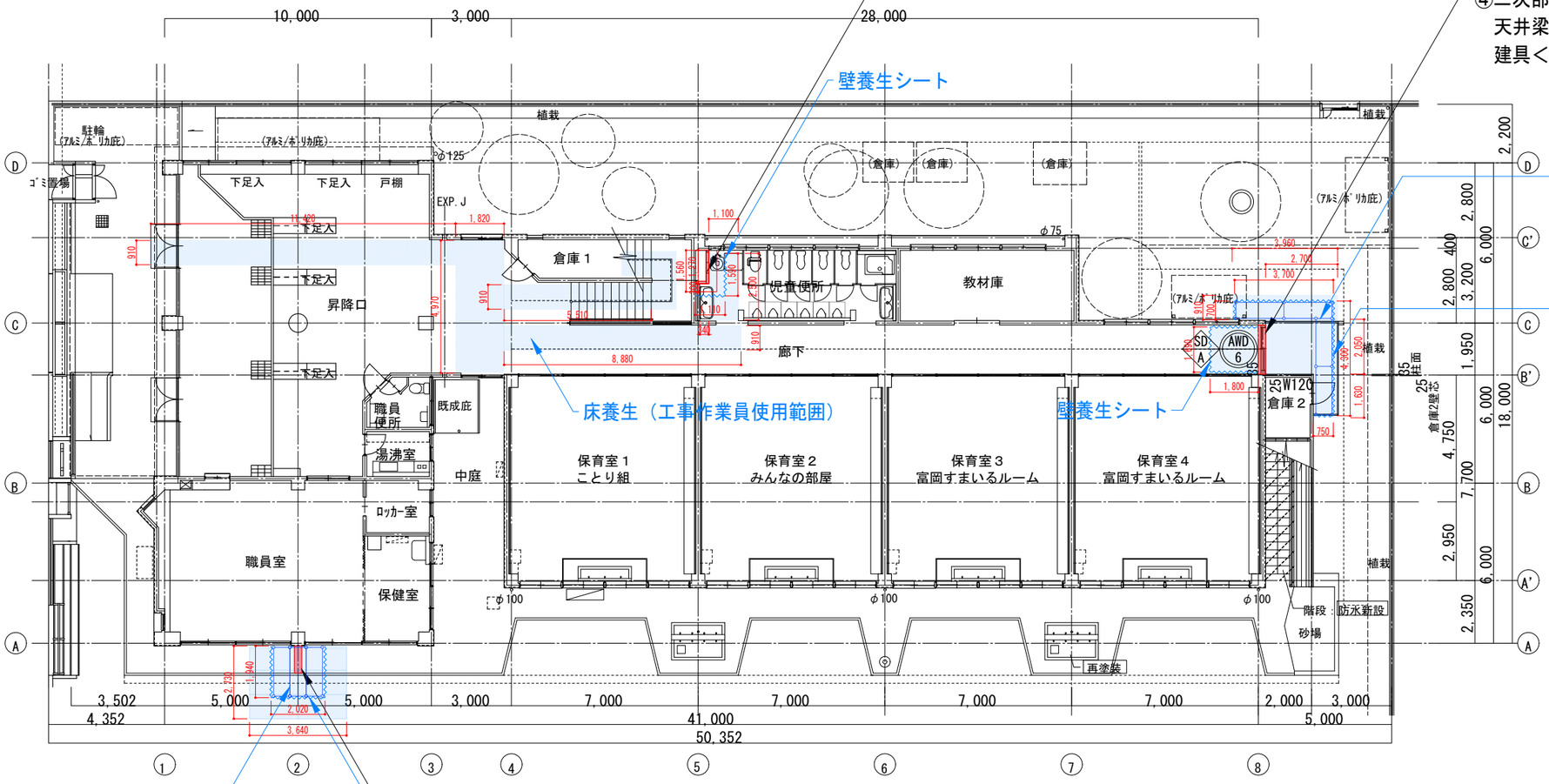

1階平面図 S=1:200

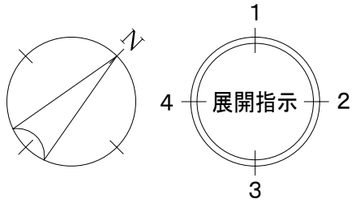

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１３
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 １階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １４
	作成日 令和７年３月	全４４葉

②ＣＢ壁撤去
天井：軽鉄天井下地19形＜一部撤去・新設＞
けい酸カルシウム板厚6　EP塗装＜一部撤去・新設＞
壁：CB壁＜撤去＞
軽鉄壁下地65形＜新設＞
石膏ボード下地＜撤去・新設＞
化粧けい酸カルシウム板厚6＜撤去・新設＞

④二次部材補強
床梁：片持ち梁補強＜新設＞

⑤二次部材補強
天井梁：片持ち梁補強＜新設＞
建具＜撤去・新設＞

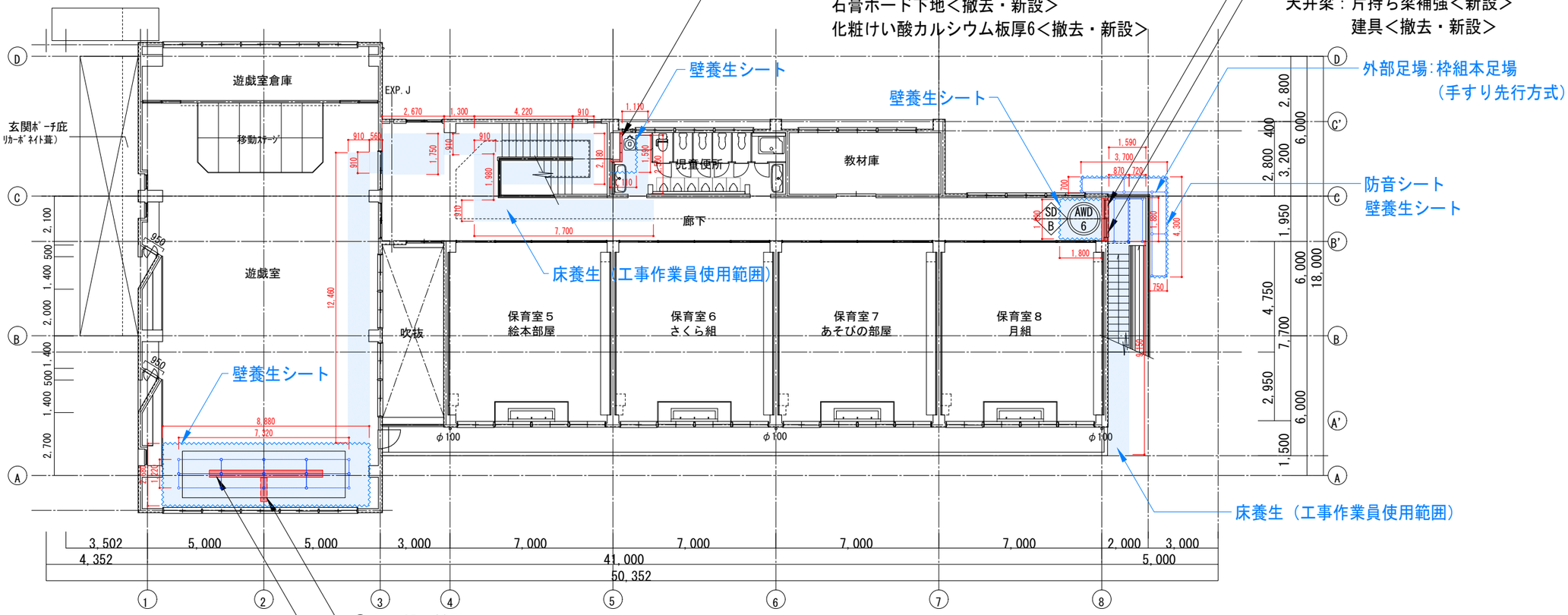

2階平面図 S=1:200

③二次部材補強
床梁：片持ち梁補強＜新設＞

⑥長スパン梁補強
天井梁：梁補強＜新設＞

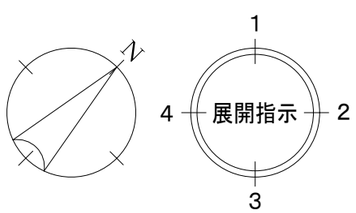

２階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１４
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 ２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １５
	作成日 令和７年３月	全４４葉

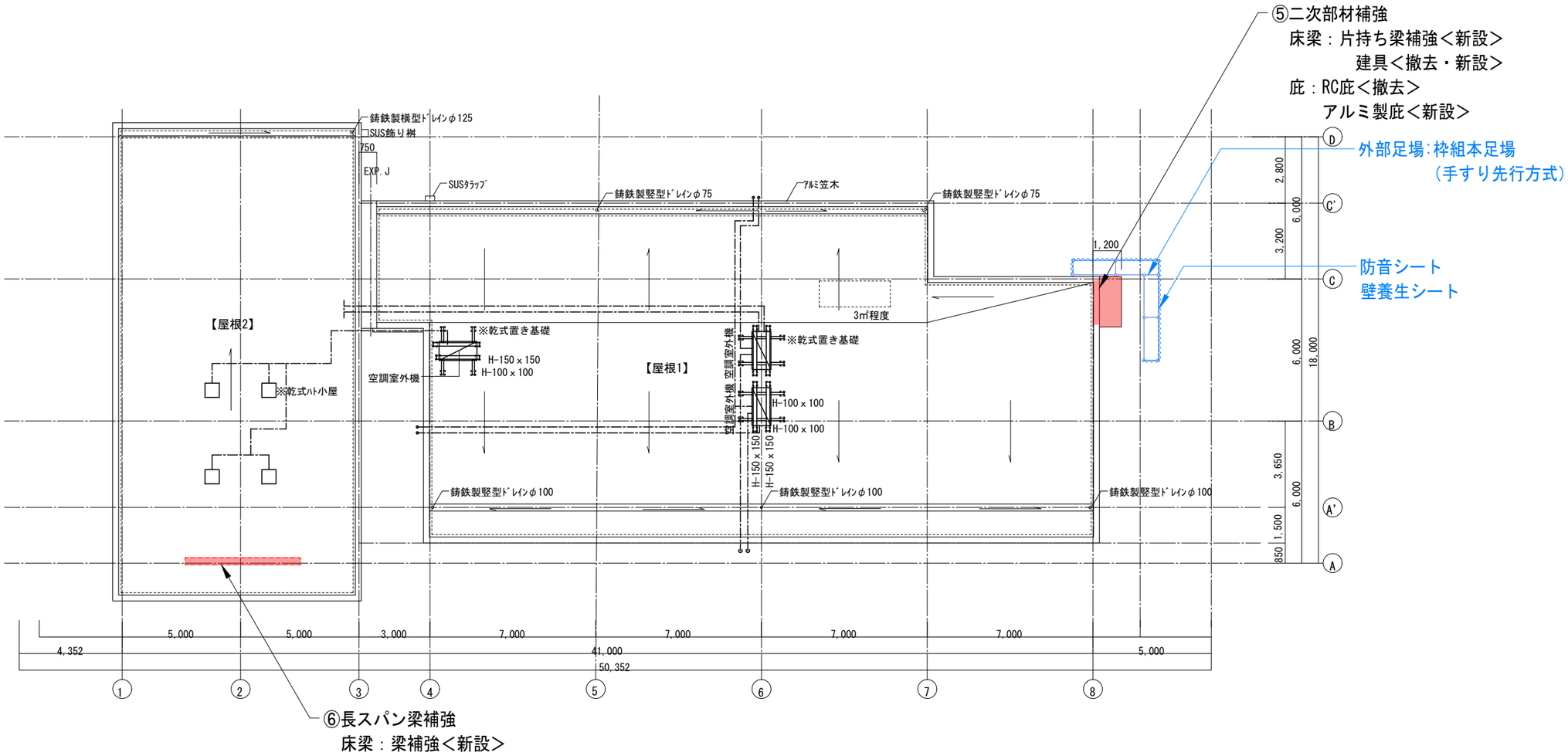

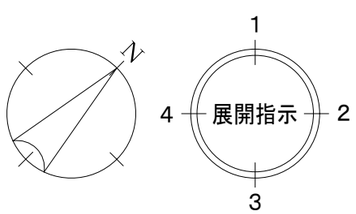

屋根伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１５
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 屋根伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １６
	作成日 令和７年３月	全４４葉

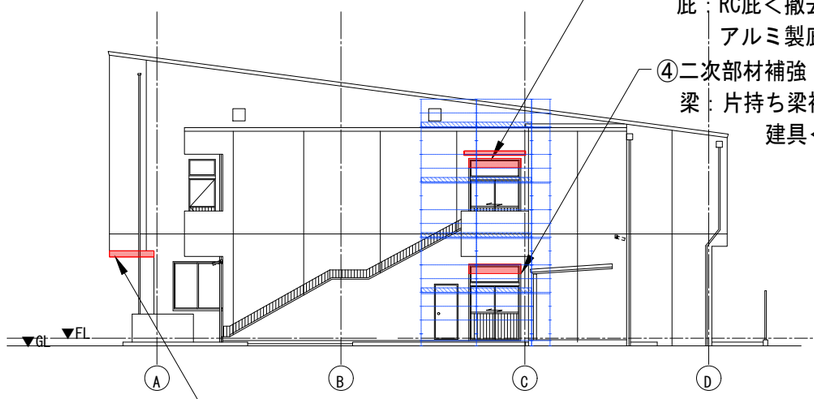

東立面図　1/200

③二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞

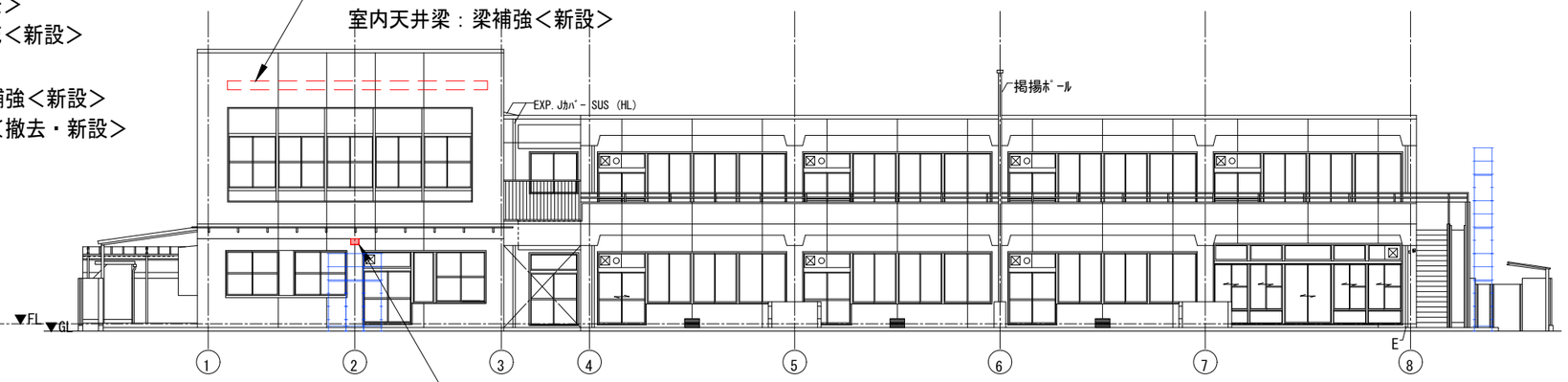

南立面図　1/200

③二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞

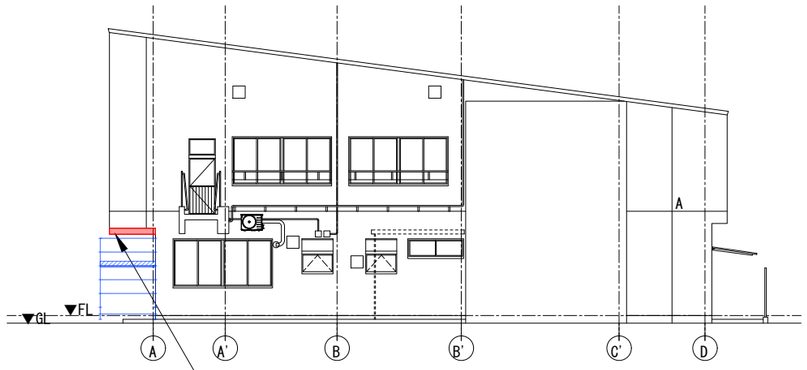

3 通り

③二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞

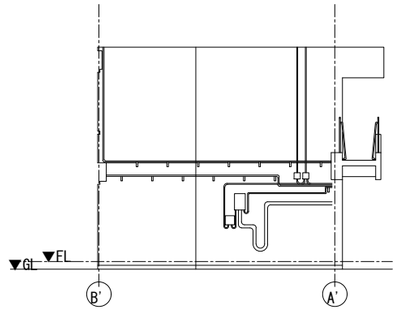

4 通り

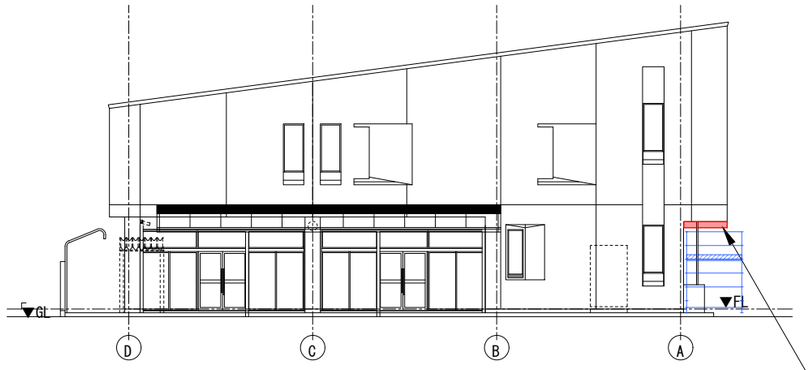

西立面図　1/200

③二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞

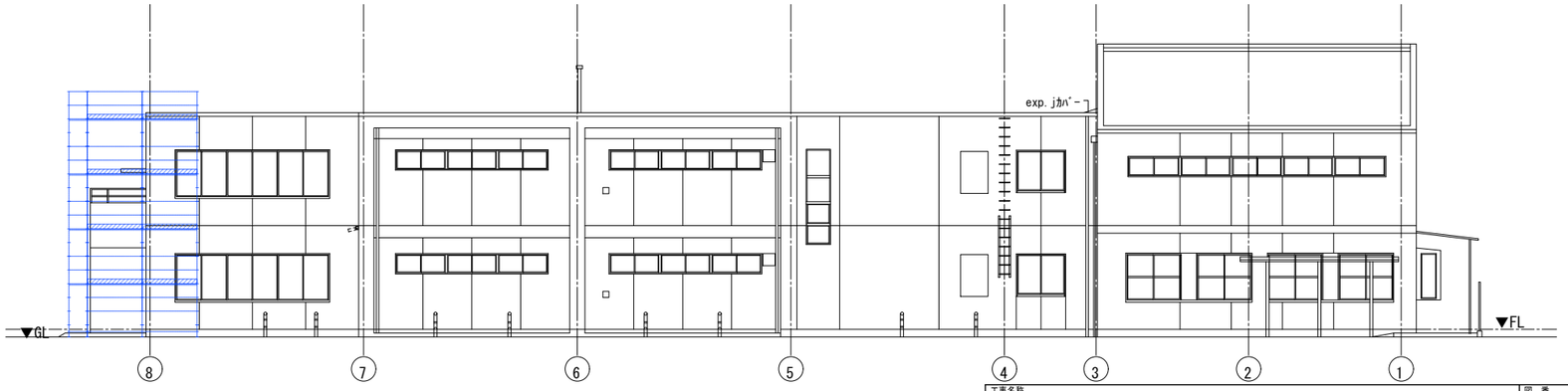

北立面図　1/200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１６
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 立面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １７
	作成日 令和７年３月	全４４葉

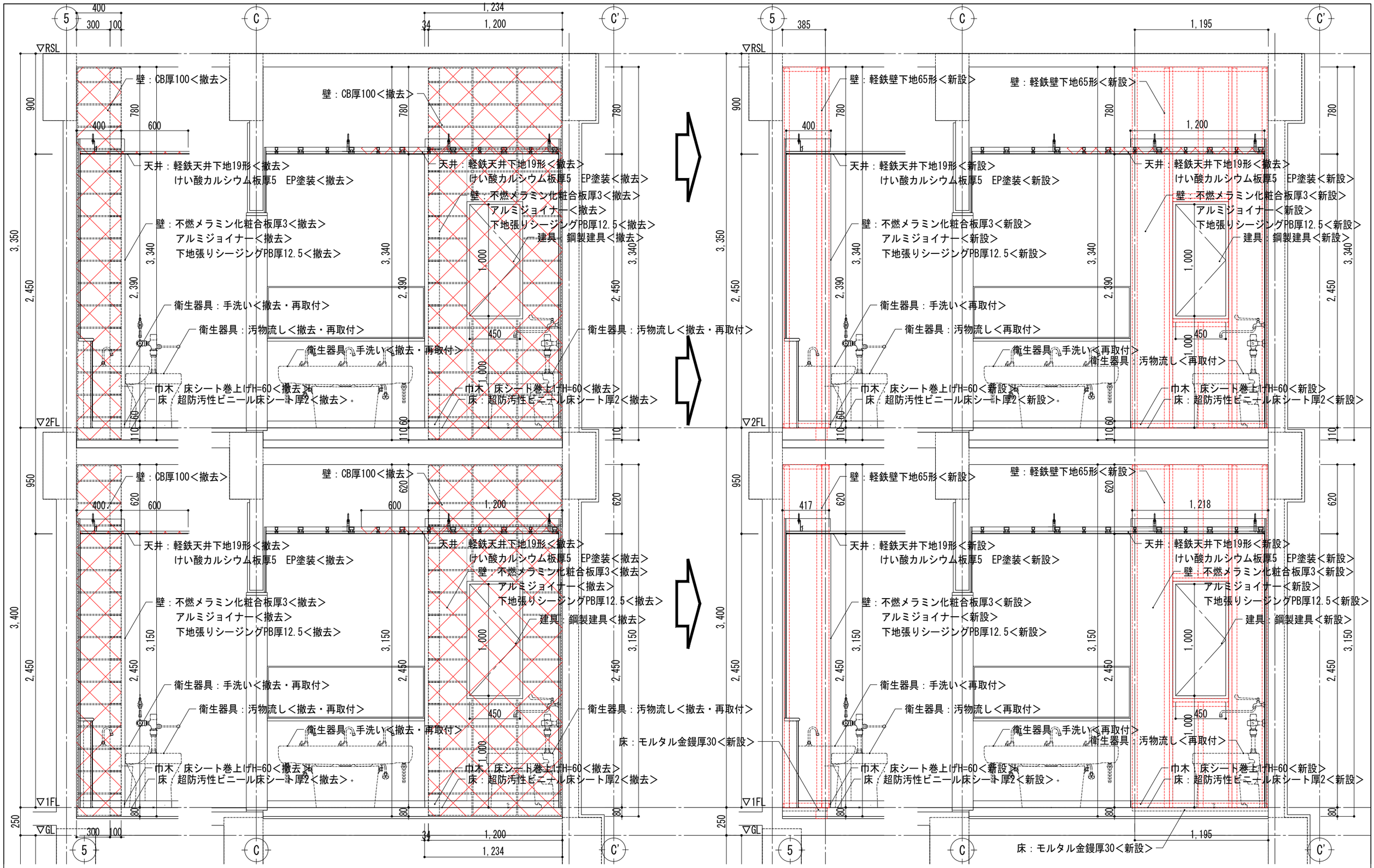

①CB壁撤去　園児トイレ断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

①CB壁撤去　園児トイレ断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１７
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 ①②CB壁撤去　園児トイレ断面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:30	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １８
		作成日 令和７年３月	全４４葉

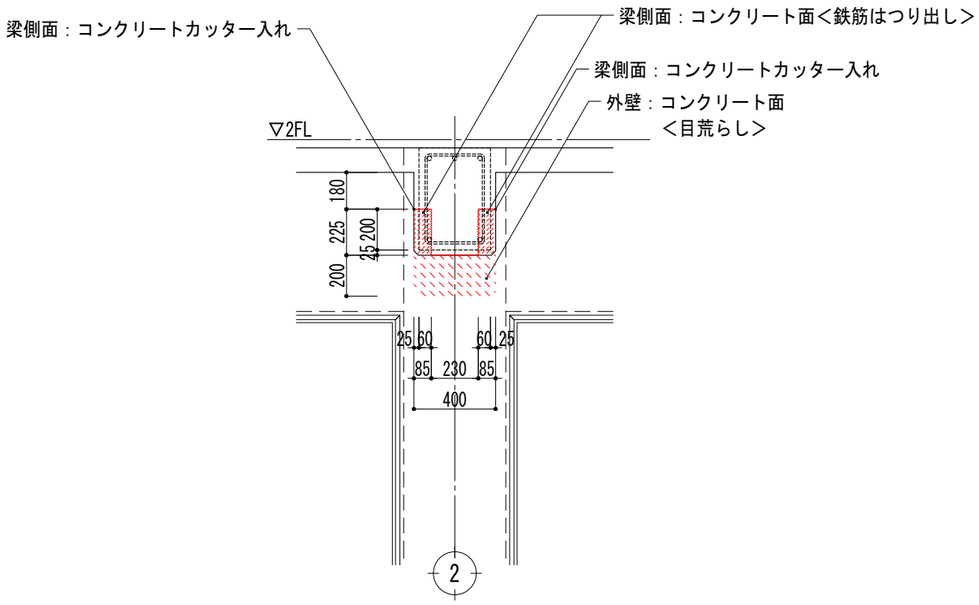

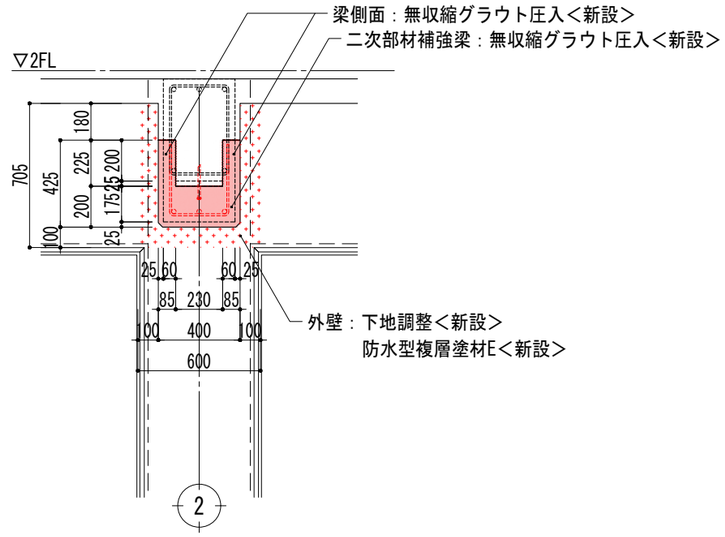

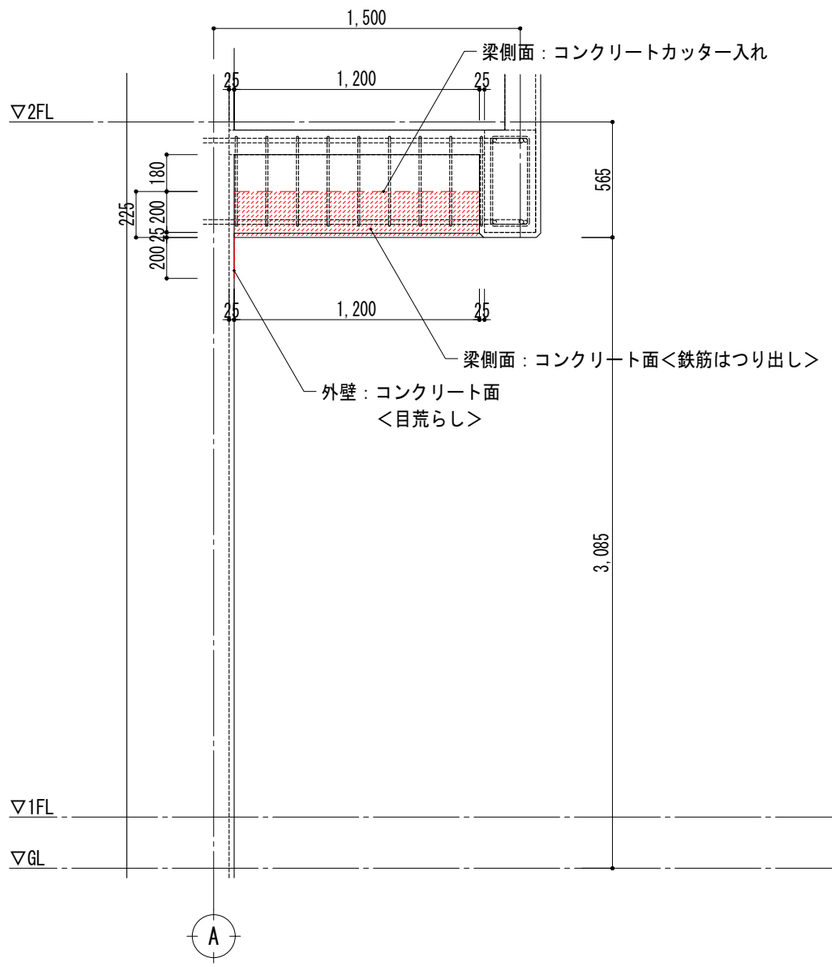

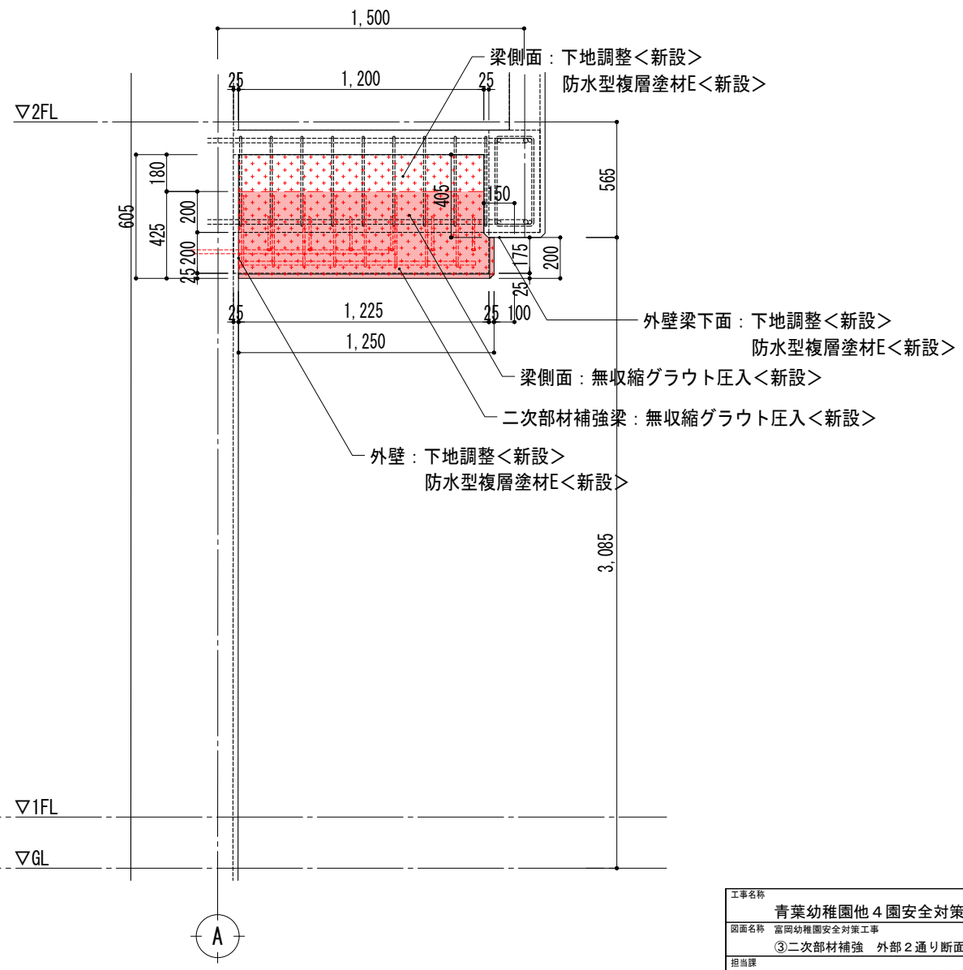

③二次部材補強　２通り廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

③二次部材補強　２通り断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１８
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 ③二次部材補強　外部２通り断面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １９
	作成日 令和７年３月	全４４葉

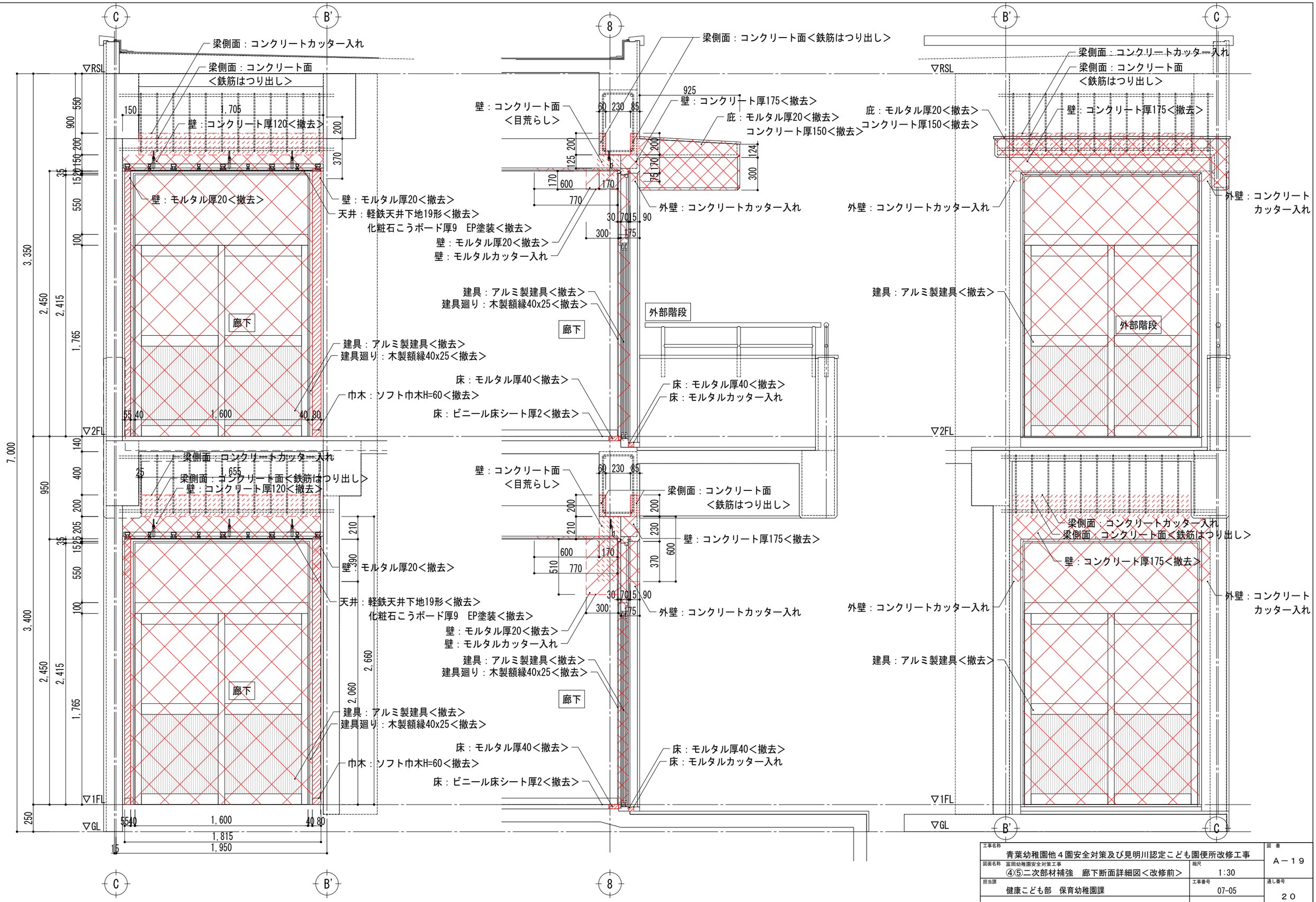

④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１９
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 ④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:30	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２０
		作成日 令和７年３月	全４４葉

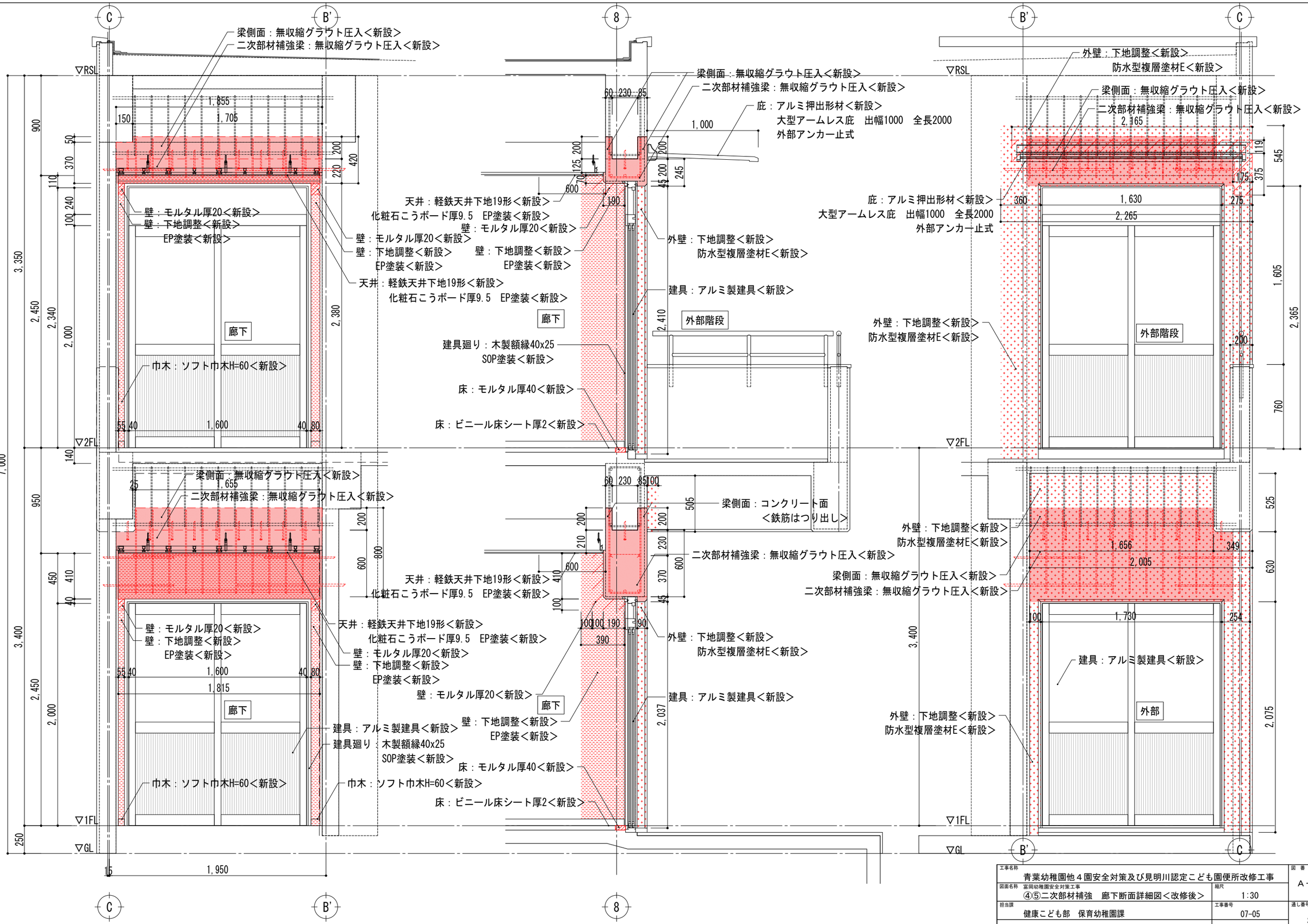

④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－２０
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 ④⑤二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２１
	作成日 令和７年３月	全４４葉

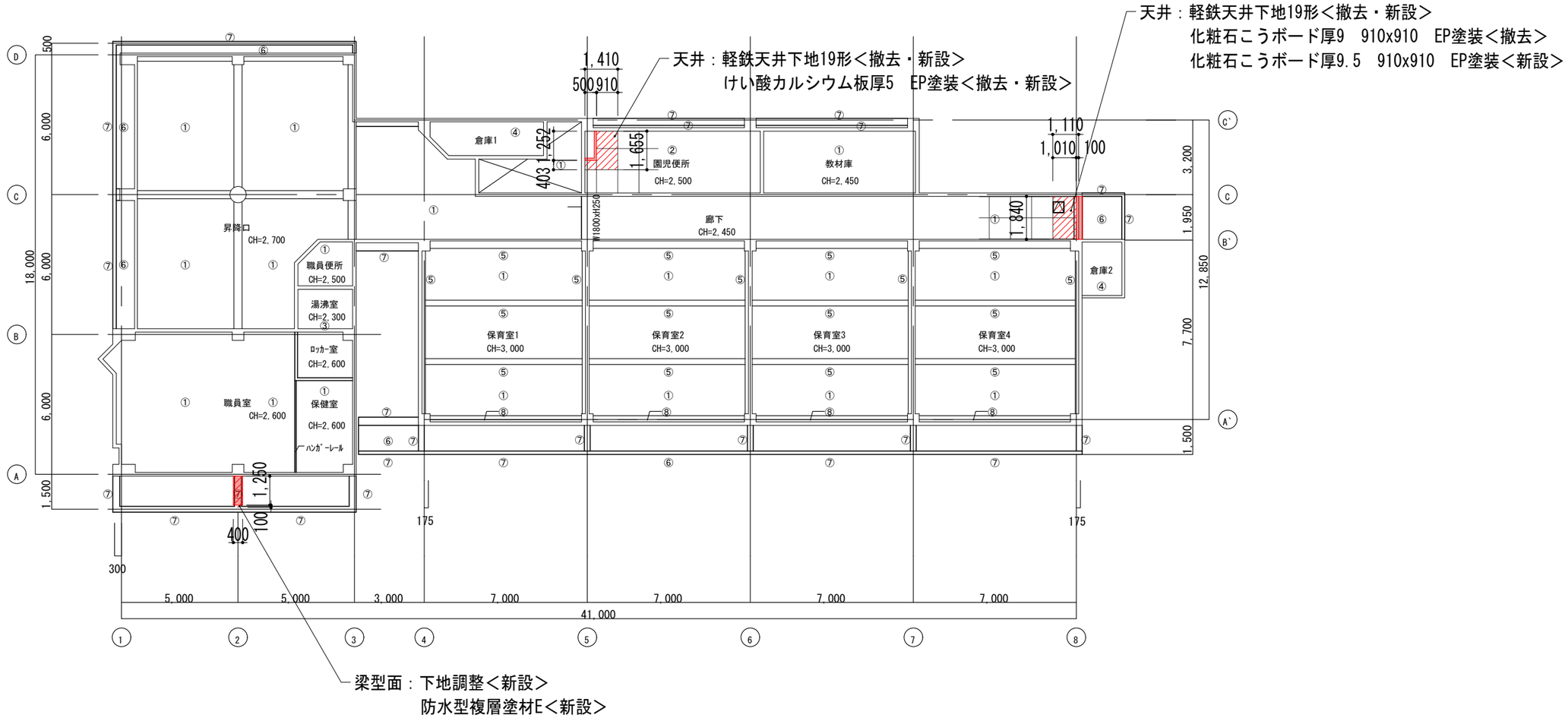

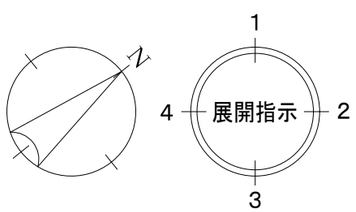

１階天井伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２１
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 １階天井伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２２
	作成日 令和７年３月	全４４葉

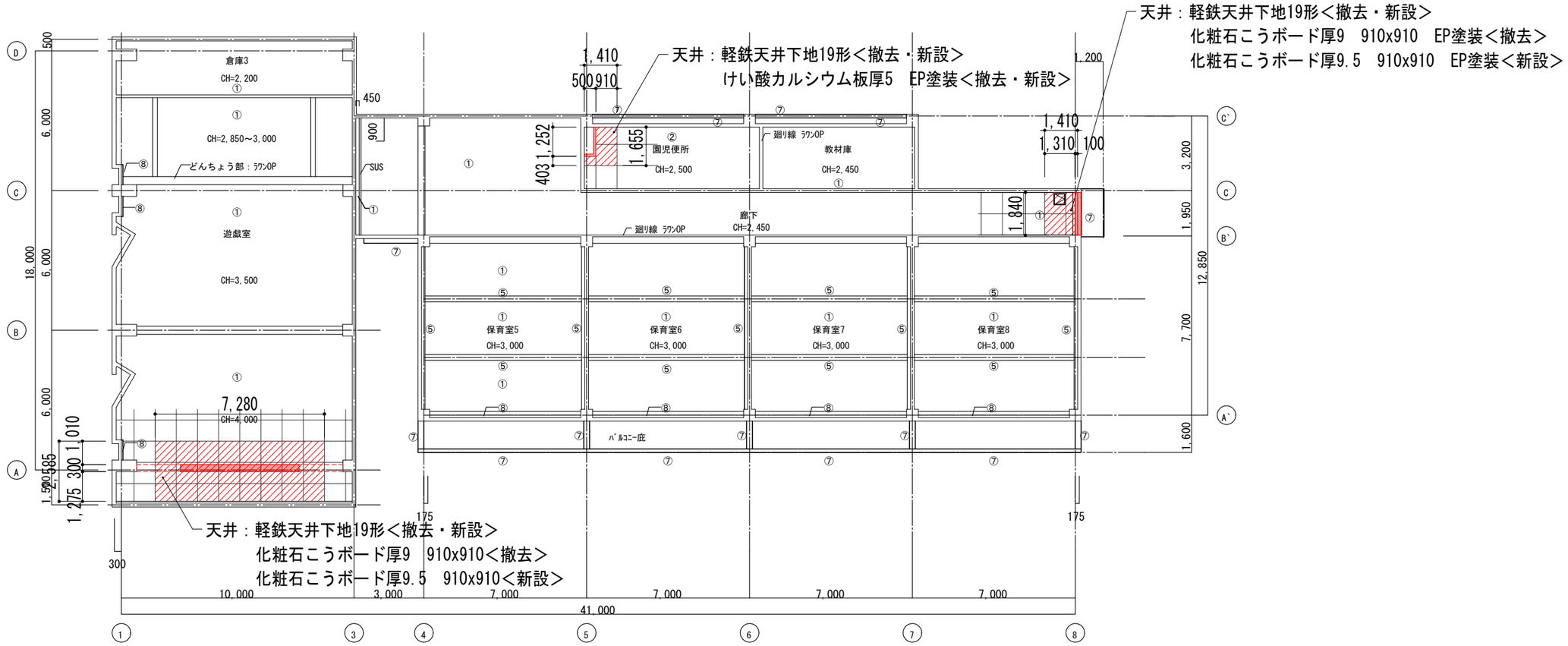

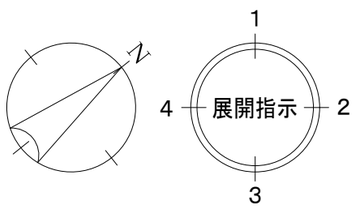

２階天井伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－２２
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 ２階天井伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２３
	作成日 令和７年３月	全４４葉

建具記号							
名称	AWD 6	引違い戸					
階数		1F	2F				TOTAL
個数		1	1				2

姿図

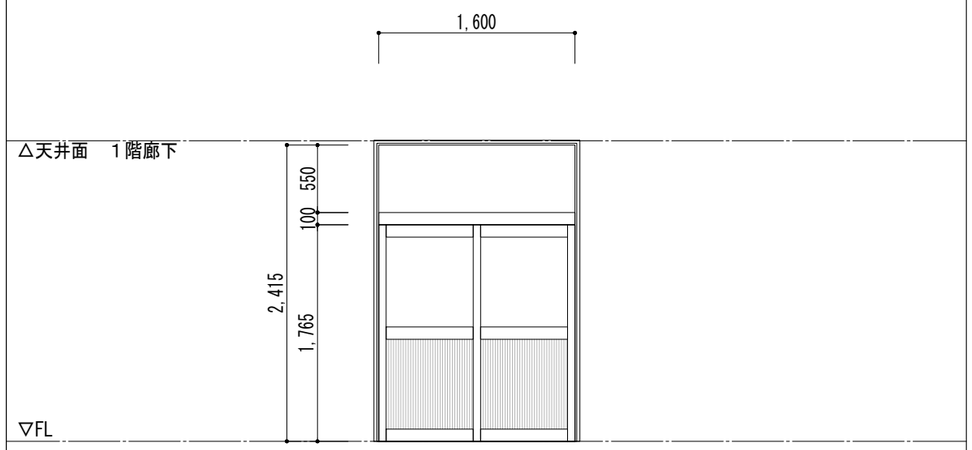

材料・仕上	アルミ製<取付枠共撤去>
付属金物	クレセント<撤去>、下枠レール<撤去>
摘要・ガラス	枠見込70・学校用強化ガラス厚5<撤去>

建具記号							
名称	SD A	引違い戸					
階数		1F	2F				TOTAL
個数		1					1

姿図

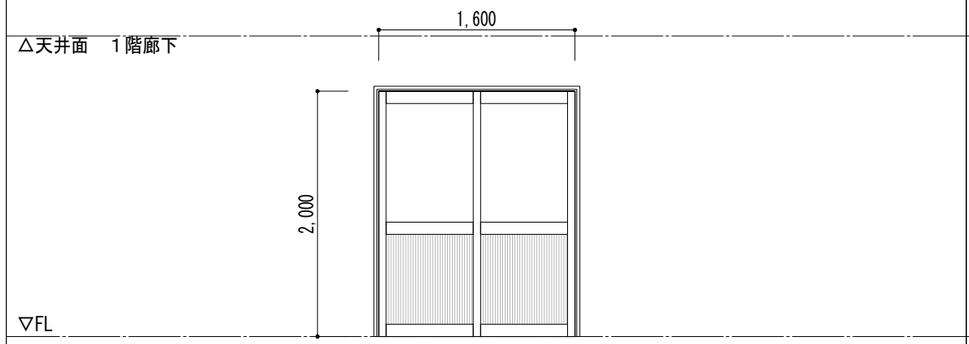

材料・仕上	スチール製　大臣認定防火設備（個別認定）・アクリル樹脂焼付塗装<新設>
付属金物	戸車<新設>、引手<新設>、クレセント<新設>、下枠レール：ステンレス<新設>、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込100　網入り磨き板ガラス厚6.8<新設>

建具記号							
名称	SD B	引違い戸					
階数		1F	2F				TOTAL
個数		1					1

姿図

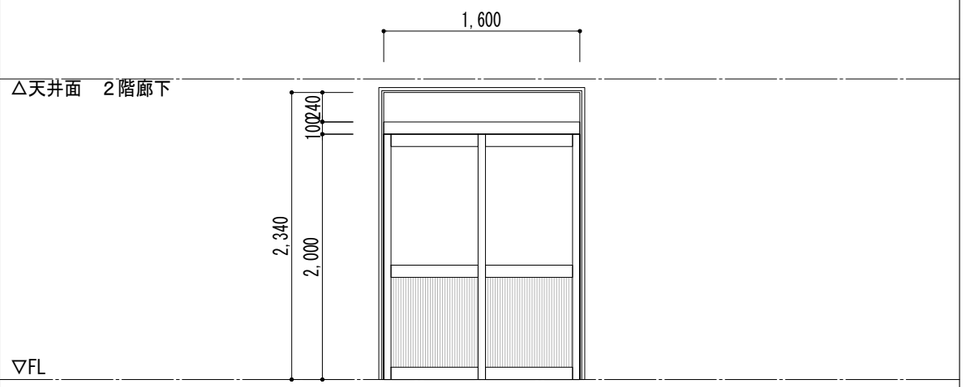

材料・仕上	スチール製　大臣認定防火設備（個別認定）・アクリル樹脂焼付塗装<新設>
付属金物	戸車<新設>、引手<新設>、クレセント<新設>、下枠レール：ステンレス<新設>、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込100　網入り磨き板ガラス厚6.8<新設>

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ａ－２３
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 建具表<改修前・改修後>	縮尺 1:50
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ２４
		作成日 令和７年３月
		全４４葉

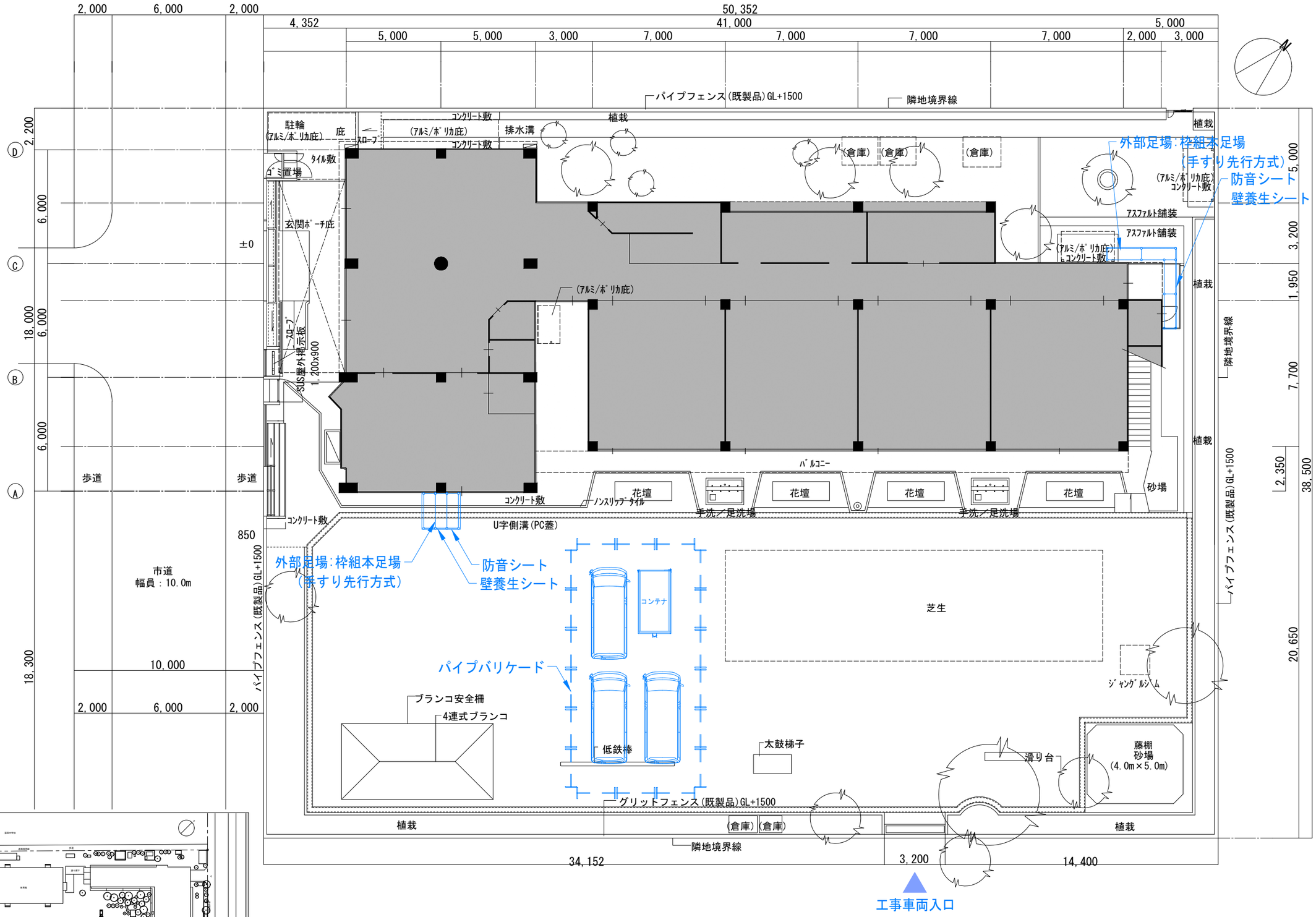

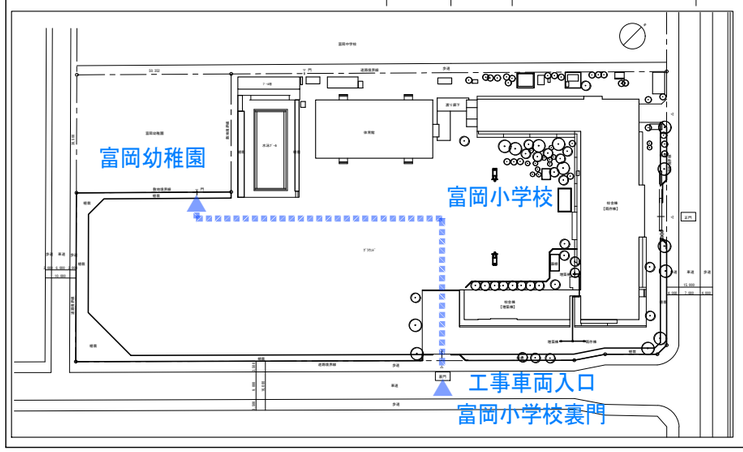

※工事車両等により、園庭に影響を与えた場合は
現状復旧すること。

仮設計画図（参考）　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－２４
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 仮設計画図（参考）	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２５
	作成日 令和７年３月	全４４葉

概略工事工程表

工事名：富岡幼稚園安全対策工事

	年	令和7年＜2025年＞			
	月	7月	8月	9月	10月
	日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 ～ 31
	日数	31	62	92	123
	準備期間				
1	共通仮設 直接仮設	内部養生 内部・外部足場	内部養生撤去　竣工清掃 適宜　取付・撤去	適宜　内部養生取付・撤去 竣工清掃	
2	＜内部仕上撤去＞ 天井撤去 壁仕上撤去 CB壁撤去 梁鉄筋はつり出し	天井撤去 壁仕上撤去 梁鉄筋はつり出し	天井撤去 壁仕上撤去 CB壁撤去		
3	＜外部仕上撤去＞ R階庇撤去 建具撤去 梁鉄筋はつり出し	R階庇撤去 二次部材補強RF建具撤去 二次部材補強2F建具撤去 二次部材補強RF梁鉄筋はつり出し 二次部材補強2F梁鉄筋はつり出し			
4	＜二次部材補強＞ ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠 無収縮モルタル圧入	ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠　型枠撤去 無収縮モルタル圧入			
5	＜内部仕上＞ 鋼製建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装		鋼製建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地　軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード	軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装	
6	＜外部仕上＞ 外壁塗装 鋼製建具 アルミ製庇取付		外壁塗装下地塗　外壁塗装仕上塗 鋼製建具	アルミ製庇取付	
7	＜電気設備＞ 照明器具撤去 配線切廻し 照明器具再取付	照明器具撤去 配線切廻し・照明器具再取付			
8	＜工事書類整理期間＞ ＜検査課完了検査＞		工事書類整理期間 検査課中間検査 VOC測定	検査課完了検査	引き渡し

※夏休み期間は7月19日～8月31日
※夏休み期間に検査課中間検査（現場）を受けること。又、VOC測定（速報）も提出すること。
※基本的には夏休み期間内での施工完了を目標とするが、一部施工が残った場合は完了検査（10月末）までの施工は可とする。ただし、施工日は発注者と協議し決定すること。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２５
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 概略工事工程表（参考）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２６
	作成日 令和７年３月	全４４葉

構造特記仕様書

1.工 事 概 要

1.工 事 名 称　富岡幼稚園園舎安全対策工事

2.施設構造・ 改修概要

施設構造等

⊙ 構造　⊙ 鉄筋コンクリート造　・ 壁式鉄筋コンクリート造　・ 鉄骨造(屋根)

・ 規模　地上 2 階 地下 ___ 階　塔屋 ___ 階

・ 面積　延べ面積 _____ m2　建築面積 _____ m2

・ 建築年月　昭和 54 年 3 月

構造改修概要

・ 構造壁設置(鉄骨ブレース壁 ___ 箇所、塔屋RC壁 ___ 箇所、_____)

・ 柱設置(RC柱 ___ 箇所、S柱 ___ 箇所、_____)

・ 柱補強(鉄板巻き ___ 箇所、RC増し打ち ___ 箇所、その他 _____)

⊙ その他(RC袖壁 ___ 箇所、RC床 ___ 箇所、基礎補強 _____)

(RC壁開口閉塞 ___ 箇所、耐震スリット ___ 箇所、柱増打ち補修 ___ 箇所)

(梁増打ち補強 4 箇所、庇撤去 ___ 箇所)

1.耐震改修工事仕様

1.共 通 仕 様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)

設計基準は下記によるものとし、施工にあたり参考にすること。

⊙「2017年版　既存鉄筋コンクリート構造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「学校施設の耐震補強マニュアル　RC造校舎編、S造屋内運動場編《2003年改訂版》」(文部科学省)

・「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成18年版)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

⊙「2011年改訂版　耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針:同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「2013年改訂版　既存鉄骨造建築物の耐震改修施工マニュアル」((一財)日本建築防災協会)

2.特 記 仕 様

1) 項目は、番号に ◯ 印のついたものを適用する。

2) 特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。

⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。。

⊙ 印と ⊗ 印のついた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の[　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

また、(　)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	特　記　事　項
①一般事項	本工事は、既存の構造体に対して補強等することにより耐震性の向上及び構造の改善を図るもので、既存部材との接合がきわめて重要である。また、この工事は、改修工事であることから一般の建築工事とは施工方法等に異なる面があるので特に次の点に十分注意すること。 1)躯体寸法・部材寸法・階高寸法等は、実測による。 2)既存コンクリートとの一体化をはかること。 3)補強部材の製作は基本的に下記のフローチャートに従って行う。また、フローチャートが設計図書に明記されている場合はそれによる。

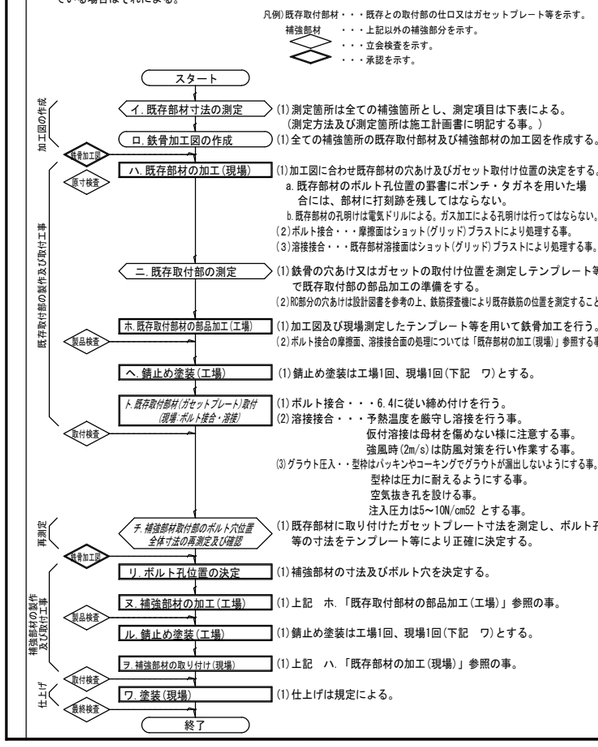

章	特　記　事　項
①一般事項	4) 測定項目　　検:検査報告書　監:監理報告書

No	測 定 項 目	測 定 器 具 等	報告書
1	⊙ 階高(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
2	⊙ 柱スパン(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
3	⊙ 架構(骨組)の対角寸法(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器、ピアノ線等	⊙ 検・ 監
4	⊙ 部材断面		⊙ 検・ 監
4−1	⊙ 断面形状	設計図、目視等	
4−2	⊙ 断面寸法(断面成、フランジ幅等)	コンベックススケール等	
4−3	⊙ 板厚	ノギス、超音波板厚計等	
4−4	⊙ 材質	設計図、鋼材材質識別計等	
5	⊙ 鉄筋の位置	設計図、鉄筋探査機、コンベックススケール等	⊙ 検・ 監
6	・ コンクリートのひび割れの有無	目視、クラックスケール等	・ 検・ 監
7	・ コンクリート強度	設計図、シュミットテストハンマー等	・ 検・ 監
8	⊙ 現場作業範囲の確認	目視、コンベックススケール等	・ 検・ 監

5) 施工に先立ち全工程の施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。なお、施工計画書には工事中の安全対策についての方法等を明記すること。

6) 既存部材の穴あけに失敗しない様に十分に注意し、穴あけ位置を誤った場合には監督職員の指示によること。

7) 補強部材の寸法違いが生じた場合は監督職員の指示によること。

8) その他

・ 工事に先立ち、下記の項目について調査を行い、不具合等が認められた場合にはその部分の補修を行うものとする。

(a)既存部材接合部(高力ボルト接合部及び溶接部)の現況調査

調査箇所:鉄骨大梁接合部

なお、調査箇所の状況により他の部分についても調査が必要と判断された場合には、監督職員と協議のうえ、別途調査を行うものとする。

章	項　目	特　記　事　項
②耐震改修工事(鉄筋工事編)	鉄筋工事編 ①鉄筋	鉄筋の種類　[8.2.1]　[表8.2.1]

規格	種別	呼び径	適用
JIS　G3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	※ SR235　・	※ 6φ　・ D6　・ 9φ　・	
	※ SD295　・	※ D16以下　・	補強部鉄筋
	※ SD345　・	※ D19以上　・	補強部鉄筋

2.溶接金網　網目の形状寸法及び鉄線の径　[8.2.2]

規格	網目の形状寸法	鉄線の径(mm)
網目の形状寸法及び鉄線の径 JIS　G3551	※ 100	※ 6
	・	

③鉄筋の材料試験　改修標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。[8.2.3]

④鉄筋の継手　継手方法　[8.3.4]

規格	呼び径	適用箇所
・ ガス圧接		
・ 重ね継ぎ手		
⊙ フレア溶接		梁補強

※フレア溶接部外観検査、自主検査100%、第三者検査100%とする。

鉄筋の継手位置　[8.3.4][表8.3.2][表8.3.3]

⊙ 図示

重ね継手

主筋及び耐力壁の重ね長さ

・ 図示

・ 改修標準仕様書　表8.3.2による

5.帯筋 組立の形　組立の形　[8.3.1][8.3.2][8.3.3]

・ 図示

・

⑥鉄筋のかぶり厚さ及び間隔　鉄筋及び溶接金網の最少かぶり厚さ　[8.3.5][表8.3.6]

⊙ 表8.3.6による

・ 耐久上不利な箇所の鉄筋の最少かぶり厚さは下表による(下表の適用箇所以外は、表8.3.6による。)

施工箇所	表8.3.6の数値に加える寸法(mm)
柱・梁・壁及び庇等の外気に接する打放面	・ 10　・
塩害のおそれのある部分等	・

最少かぶり厚さは目地底から算定する。

⑦各部の配筋　構造関係共通図(配筋標準図)による。

割裂防止筋

※ ラップ長はピッチの2倍以上とし結束線で縛ること　⊙ 図示

8.ガス圧接　圧接完了後の検査

※ 超音波探傷試験　[8.3.8][5.4.9)

箇所数

※ 全圧接部

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・標準仕様書 5.4.9.(2)(i)による

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・ 引張試験

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	コンクリート工事編 1.レディーミクストコンクリートの類別	※ 1類　・ 2類　[8.1.3][表8.1.1](6.2.1)

2.コンクリートの品質

※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	気乾単位容積質量(t/m3)	スランプ(cm)	適用箇所
※ 24	2.3程度	15 又は 18	
		18	
・ 18 ・ 27	2.3程度	15 又は 18	
		18	

3.コンクリートの温度補正　※ 別記による　[8.2.5] [表8.2.4]

4.セメントの種類

セメントの種類	適用箇所
※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	
・ 高炉セメントB種 G	
・ フライアッシュセメントB種 G	

※　普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメントの品質は、JISR5210に示された規定の他、次の規定に適合ばならしなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g 以下
	28d	402J/g 以下

5.骨材の品質　※ A　[8.2.5](6.3.2)

・ B(コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m3以下)

6.混和材料の種別　[8.2.5](6.3.2)

・ 混和剤(JIS　A　6204に適合するAE剤、AE減水剤または高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分は1種とする。

また、防錆材を併用する場合はJIS A 6205による防錆材とする。)

・ 混和材(JIS　A　6201に適合するフライアッシュの1種又は2種若しくは4種、

JIS A 6206による高炉スラグ微粉末、

JIS A 6207によるシリカフューム又はJIS　A　6202に適合する膨張材とする。)

7.型枠　せき板の材料　[8.2.7]

※ 複合合板(JAS規格品とし監督職員の承諾を受けること)

コンクリート打設時の充填性確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は強度、変形等について、事前に監督職員と協議すること

・ 床型枠用鋼製デッキプレート

・

スリーブの材種　[8.2.7][表8.2.6]

・ 改修標準仕様書8.2.6(f)(2)及び改修標準仕様書表8.2.4による

打増し厚さ　[8.7.8]

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)

・ 20mm　・

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)

・ 10mm　・ 20mm　・

・ 外装タイル後張り面の打増し処理

・ 20mm　・

打増し範囲

・ 図示(床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面の打増し部に限る。)

・

8.型枠(せき板)の組立　シアコネクタとセパレーターの兼用

・ 兼用してもよい　・ 兼用しない　・(　　)　[8.7.8]

9.打放し仕上げの種別　[8.1.4][表8.1.4]

種　別	施　工　箇　所
・ A種	
※ B種	
・ C種	

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	10.MCR工法用シート	気泡緩衝材の種別　(6.8.3) ※ 難燃処理を行った合成樹脂製の気泡性緩衝シート　・
	11.コンクリートの打込み	コンクリートの打込み工法　[8.7.3][8.21.8] ※ 流込み工法 ・ 圧入工法 既存構造体との取り合い ※ 既存RC梁と増設壁との間隔を200mmとし、無収縮グラウトを圧入する。 ・
	12.無筋コンクリート	コンクリートの種類　[8.11.1](6.14.1～3) ※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ(cm)	セメントの種類	適用箇所
※ 18 ・	※ 15 又は18 ・	・ 普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメント又は混合セメントのA種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎
		・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	13.コンクリートの試験	*印は第三者機関による試験 試し練り検査 ・ 実施する(箇所　　)　・ 実施しない　[8.2.5](6.3.2) 試料採取方法 JIS A 1115による。但し、トラックアジテータから採取する場合は、排出の初めと終わりの部分から採取してはならない。分取試料はコンクリート流の全横断面から採取する。[8.8.2](6.9.2) *スランプ JIS A 1101による。　スランプ　21　許容差±1.5　スランプ　8～18　許容差±2.5 *空気量　[8.6.3](6.9.3) JIS A 1116, JIS A 1118, JIS A 1128のいずれかを適用。　許容差±1.5 *軽量コンクリートの単位容積質量 JIS A 1116による。　許容範囲±3.5%　[8.9.4](6.10.4) *温度 JIS A 1156による。　[8.7.7](6.7.1) *塩化物量　[8.6.3](6.5.3) (財)国土開発技術研究センターの技術的評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における3回の測定の平均値とする。[8.6.4](6.5.4) *圧縮強度試験　[8.8.3～6](6.9.3～6) 試験回数は、製造工場及びコンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつコンクリート150m3ごと及びその端数につき1回以上とする。 a)調合強度管理のための試験 1)JIS A 1108 「コンクリートの圧縮強度試験方法」による。 2)試験は標準養生で材齢28日で行い、回数は試料採取方法欄に示す割合で行い、3回を1検査ロットとして合否を判定する。1回の供試体本数は3個を標準とする。 b)構造体コンクリート強度推定のための試験 1)JASS5T-603 「構造体コンクリート強度推定のための圧縮強度試験方法」による。 2)試験の回数は試料採取方法欄に示す回数とし、各回ごとに判定を行う。供試体本数は1回につき3個を標準とする。供試体は、適当な間隔をあけた任意の3台の運搬車から1個ずつ3個採取する。 材齢が28日の場合は現場水中養生とし、材齢が28日を超え91日以内の場合は現場封かん養生とする。

別　記　　コンクリートの構造体強度補正値(S)　※ 適用期間については配合計画書にて再度確認すること。

セメントの種別　※ 普通ポルトランドセメント　・ 早強ポルトランドセメント

本工事の対象地区	地　区	市　町　村　名	セメントの種類	普通ポルトランドセメント			早強ポルトランドセメント		
			打設後28日までの平均気温	暑中におけるコンクリート	8以上	0以上8未満	暑中におけるコンクリート	5以上	0以上5未満
			補正値　(S)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)
・	千葉中央地区	千葉市・市原市・四街道市		7/15～9/7	2/28～7/14 9/8～12/1	12/2～2/27	7/15～9/7	1/1～7/14 9/8～12/31	該当なし
・	千葉北部地区	我孫子市・柏市・鎌ヶ谷市・野田市・松戸市・流山市		7/11～9/3	3/3～7/10 9/4～11/21	11/22～3/2	7/11～9/3	2/1～7/10 9/4～12/14	12/15～1/31
・	千葉西部地区	市川市・浦安市・習志野市・八千代市・船橋市・印西市・白井市・本埜村		7/15～9/4	3/4～7/14 9/5～11/18	11/19～3/3	7/15～9/4	2/7～7/14 9/5～12/11	12/12～2/6
・	北総地区	成田市・佐倉市・八街市・神崎町・栄町・酒々井町・芝山町・多古町・富里市・印旛村		7/21～9/3	3/7～7/20 9/4～11/17	11/18～3/6	7/21～9/3	2/11～7/20 9/4～12/7	12/8～2/10

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番　S－01
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事　建築改修工事特記仕様書（構造１）	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　２７
	作成日　令和７年３月	全４４葉

章	項目	特記事項
④耐震改修工事（グラウト工事編）	グラウト工事編 ①材料	・ 構造体用モルタル [8.2.12] 材料 ・ 改修標準仕様書[8.2.5] 圧縮強度 ・ 図示 ・ フロー値 ・ 図示 ・ 材料の種類 [8.2.11] 種類 ／ ⊙ 無収縮グラウト：無収縮グラウトはプレミックスタイプとし、材齢28日:40.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.11」による。 ・ 無収縮モルタル：無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、材齢28日:45.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.10」による。
	②圧入工事 （既存構造体との取合）	[8.21.9] 圧入工事はグラウトポンプ等により行い、空隙が密実に充填できるように計画すること。 グラウト材の攪拌にはアルミ羽の攪拌機は用いないこと。 オーバーフロー管の流出先の高さは、圧入高さよりも10cm程度以上高くすること。 周囲はグラウト用配管枠にて隙間なく固定すること。
	③材料試験	改修標準仕様書8.2.11 による。 [8.2.12] ※ コンシステンシー試験 「J14ロート試験」による。1作業班ごとに午前と午後の作業開始前に測定する。 ※ 圧縮試験 (1)供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm高さ100mmの円柱とする。 (2)供試体の材令は3日、7日及び28日とし、養生は封かん養生とする。 (3)供試体の採取は、午前、午後の打設前、及び最終打設時の3回を標準とする。 数量は材例に応じてそれぞれ1体とする。ただし1日の打設料が3m53を超える場合、増加量2m53当り1回を追加する。

章	項目	特記事項
⑤耐震改修工事（あと施工アンカー工事編）	あと施工アンカー工事編 ①あと施工アンカーの材料	あと施工アンカーの材料 [8.12.1] ・ 金属系アンカー(耐震補強用 等辺山形鋼固定用（補強プレート受け）) ㊙ 接着系アンカー（補強プレート接合部、各妻面、玄関、機械室等） 接着材の材質及びカプセルの種類 ※ 回転・打撃式ガラス管タイプ有機系カプセル 接合筋の種類 ※ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ・
	②あと施工アンカーの施工	アンカー穿孔前に鉄筋探査機等を用いて障害物の確認をすること。 作業者の資格 ※ 第一種あと施工アンカー施工士「(社)日本建築あと施工アンカー協会(JCAA)」 ・ 穿孔機械 ※ ハンマードリル(メタルセンサーリールを使用する) ・ 穿孔に失敗した場合は、アンカー芯よりも内側に再度穿孔すること(下図ー1) 穿孔失敗部分は、躯体と同等以上の強度のモルタル等で補修すること。 アンカーの定着 ※ RC増設部は表ー1、S増設部は表ー2 ⊙ 図示 アンカー長さは、首下までの寸法とする。 [8.12.2] カプセルはガラス管製を使用すること。 表ー1 (単位:mm) （表ー1参考図） 接着系アンカー径 ／ L 1 ／ L 2 ・ D10 ／ ー ／ ※100 ・ ・ D13 ／ 300 ／ ※130 ・ ・ D16 ／ 350 ／ ※160 ・ ・ D19 ／ 400 ／ ※190 ・ ・ D22 ／ 450 ／ ※220 ・ L :コンクリートの穿孔深さ L1:アンカー筋の定着長さ L2:アンカーの有効埋め込み長さ （表ー2参考図） 表ー2 (単位:mm) 接着系アンカー径 ／ h' ／ L 1 ／ L 2 ／ ラップ長 ・ D16 ／ ※ 160 ・ ／ ※ 120 ・ ／ 160 ／ 60以上 ・ D19 ／ ※ 200 ・ ／ ※ 150 ・ ／ 190 ／ 80以上 ・ D22 ／ ※ 250 ・ 200 ・ ／ ※ 190 ・ 150 ・ ／ 220 ／ 130以上 (図-1) 失敗穴(無収縮モルタル等で補修) アンカー芯 アンカー芯より内側へあける。
	③あと施工アンカーの確認試験	打音確認 ※ 接着系アンカー(※ 全数 ・) ・ 引張試験 [8.12.7] 引張試験は、改修標準仕様書8.11.5により行うこと。 ただし、1ロットは、1日に施工されたものの各径及び各仕様ごとととする。 設計引張強度は、図示による。 アンカー径 ／ ピッチ(mm) ／ 引張試験確認強度(kN) ／ 備考 ~~D10 ／ ー ／ 15~~ ~~D13 ／ ー ／ 25~~ ~~D16 ／ ー ／ 40~~ D19 ／ - ／ 60 ※本工事での引張試験による強度確認は、Ｄ１９（３本）のみとする。

章	項目	特記事項
6 耐震改修工事（鉄骨工事編）	鉄骨工事編 1.鉄骨の製作工場	製作工場の加工能力 [8.1.5](7.1.3) ・ 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評定機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Mグレード」以上として国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場 ・ 監督職員の承諾する製作工場 施工管理技術者 [8.1.6](7.1.4) ※ 適用する ・ 適用しない
	2. 入熱、パス間温度の溶接条件	鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件 ※ 図示 ・ 適用箇所 ・ 図示 ・ 柱、梁、ブレース、 のフランジ端部の完全溶け込み溶接部 [8.2.8](7.2.1)
	3.鋼材の材質	種類の記号 ／ 使用箇所 ／ 規格等 ※ SS400 ・ SN400 ／ ※ ブレース構成材 ・ ／ ※ JIS規格 ・ ／ ・ ／ ※ JIS規格 ・ ／ ・ ／ ※ JIS規格 ・ ／ ・ ／ ※ JIS規格 ・ ／ ・ ／ ※ JIS規格
	4.高力ボルト	区分 [8.2.9](7.2.2) ・ トルシア形高力ボルト 2種(S10T)(建築基準法に基づき認定を受けたもの) ・ JIS形高力ボルト 2種(F10T)(JIS B 1186(摩擦接合用高力ボルト) 高力ボルトの径 ※ 図示 ・ すべり係数試験 ※ 行わない ・ 行う
	5.縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等	※ 構造関係共通図(鉄骨標準図)1 縁端距離及びボルト間隔による [8.1.6](7.3.2)
	6.溶融亜鉛メッキ高力ボルト	セットの種類 ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当)(建築基準法に基づき認定を受けたもの) 摩擦面の処理 ※ ブラスト処理(表面粗度 50μmRz以上) ・ りん酸塩処理 すべり耐力の確認方法 ・ 図示 ・ [8.2.10](7.2.5)
	7.溶接材料	次の規格品のうち、母材の種類・寸法及び溶接条件に適した種類のものとする。 JIS Z 3211,JIS Z 3214,JIS Z 3312,JIS Z 3313,JIS Z 3315,JIS Z 3320 JIS Z 3313,JIS Z 3183,JIS Z 3351,JIS Z 3352,JIS Z 3353
	8.貫通ボルト	材質 (7.2.4) ・ 構造用(JIS B 1220)転造ネジ ・ ABR400 ・ ABR490(ボルト材質SNR490B) ・SNR400B（溶融亜鉛メッキ） ・ 建方用(JIS G 3101) ・ SS400 ・
	9.スタッド	スタッドは、JIS B 1198 規格品とし、頭付きスタッドとする。 スタッドボルトが継手プレートに当たる場合は、原則としてプレートを避けて打つ。 (単位 :mm) スタッド径 ／ L1(首下までのスタッド長) ・ 16φ ／ ※ 120(ダブル) ・ ・ 19φ ／ ※ 150(ダブル) ・ ・
	10.ターンバックル	JIS A 5540 規格品とする。 (7.2.6)
	11.溶接工法	スカラップの形状 ・ 改良型 ・ エンドタブの切除 ・ 行う 適用箇所:・ 全て ・ 構造図( )による ・ 行わない
	12.錆止め塗料	工場製作の素地調整は、ショット(グリッド)ブラストによる。 [7.3.2](18.3.2) 下記錆止め塗料を工場２回、現場１回塗りとする。 ただし、コンクリートに接する摩擦接合面及び高力ボルト接合部摩擦面は塗布しない。 (改修標準仕様書8.16.2による。) 鉄鋼面 種別 ／ 錆止め塗料 ／ 適用箇所 A種 ／ ・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(1種) ／ ・ B種 ／ ・ JASS18 M-111(水系さび止め) ／ ・ B種 ／ ・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(2種) ／ ・ B種 ／ ・ 耐候性塗料塗り(ＤＰ) ／ ・ 亜鉛メッキ鉄鋼面 種別 ／ 錆止め塗料 ／ 適用箇所 A種 ／ ・ JIS K5629(鉛酸カルシウム) ／ ・ B種 ／ ・ JASS18 M-109(変性エポキシ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ) ／ ・ C種 ／ ・ JASS18 M-111(水系さび止め) ／ ・
	13.溶融亜鉛メッキ	種別等 ・外部に面する鋼材 [8.20.4][表8.20.1)(7.12.4)(表14.2.2) 亜鉛メッキの種別 ／ 材料 ／ 適用箇所 ・A種(HDZ55) ／ 最小板厚6.0mm以上の形鋼、4.5mm以上の鋼板 ／ ※ 図示 ・B種(HDZ45) ／ 最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板 ／ ・ ・C種(HDZ35) ／ 普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板 ／ ・ めっき作業はJIS認定工場において行う。 素地ごしらえは、JIS H 8641溶融亜鉛メッキ作業標準による。
	14.仮組み	・ 実施する ( ) ※ 実施しない [8.13.10]

章	項目	特記事項
6 耐震改修工事（鉄骨工事編）	15.ベースプレート下面のモルタル	モルタルの種別 (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.1)[8.2.12] ・ 無収縮モルタル 圧縮強度 ・ 図示 ・ 材料、調合等 ・ 標準仕様書 7.2.9による 品質及び試験方法 ・ 標準仕様書 表7.2.5による 工法の種別 ・ 標準仕様書 表7.10.2 ・ A種[モルタル厚さ50] ・ B種[モルタル厚さ30]
	16.耐火被覆	種別 [8.18.1～9](7.9.2) ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火材吹付け ・ 耐火板張り ・ 図示 所要性能(区分) ・ 30分耐火(＿＿＿＿＿) ・ 1時間耐火(＿＿＿＿＿＿＿) ・
	17.製作精度	※ (一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則6[鉄骨精度検査基準]による。 (7.3.3) ※ 通しダイアフラムの許容誤差 ・ 全てのダイアフラムはH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること ・ ダイアフラムをH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り 補強方法 ・「突合わせ継ぎ手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・
	18.鉄骨の試験及び検査	*印は第三者機関による試験 立会検査 ・ 現寸検査 ・ 組立検査 ・ 製品検査 [8.18.3](7.10.5) ・ 施工図を作成し承認を得ること *材料試験 下記材料は、標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 [8.2.14](7.2.10) 鋼材、スタッド、HTB、アンカー 溶接工の技量付加試験 [8.15.3](7.6.3) ・ JIS Z 3801, JIS Z 3841による(「鉄骨工事 3技術者資格等」参照)。 ・ AW検定試験規定による。 ・ AW検定有資格者は省略できる。 すみ肉溶接及び完全溶込溶接の自主検査 [8.15.11](7.6.11) 1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法及び合否判定は自社基準による。検査は下表を対象とする。 *すみ肉溶接及び完全溶込溶接の受入検査 [8.14.11](7.6.11) 1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準・ 同解説」による。合否判定は原則として7.2.1(1)「溶接部に引張力が作用する場合」による。検査は下表を対象とする。 溶接場所 ／ 製作工場：外観検査 ／ 製作工場：超音波探傷試験 ／ 第三者機関：外観検査 ／ 第三者機関：超音波探傷試験 すみ肉溶接 ／ 工場溶接 ／ 100% ／ ー ／ 30% ／ ー すみ肉溶接 ／ 現場溶接 ／ 100% ／ ー ／ 100% ／ ー 完全溶込溶接 ／ 工場溶接 ／ 100% ／ 100% ／ 30% ／ 30% 完全溶込溶接 ／ 現場溶接 ／ 100% ／ 100% ／ 100% ／ 100% 高力ボルト締付け施工法の確認 [8.14.5](7.4.8) 1)高力ボルトの締付け作業開始時に、工事で採用する締付け施工法に関する確認作業を行う。 2)確認の方法は、JASS 6 6.5[締付け施工法の確認]に準じるものとする。 トルシア形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8) 改修標準仕様書[8.13.8(a)]による JIS形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8) 改修標準仕様書[8.13.8(b)]による 標準ﾎﾞﾙﾄ張力 標準ボルト張力(単位:kN) ねじの呼び／セットの種類(ﾎﾞﾙﾄの等級) ／ M12 ／ M16 ／ M20 ／ M22 ／ M24 2種(S10T、F10T) ／ 62.6 ／ 117 ／ 182 ／ 226 ／ 262 ・高力ﾎﾞﾙﾄ軸力試験を行う *すべり試験 [8.14.2](7.4.2) ・ すべり耐力試験 ・ すべり係数試験 ・ 行わない ・ 行う (摩擦面の状態) スタッﾄﾞ溶接部の受入れ検査 [8.16.6](7.7.6) 溶接完了後、ハンマーにより15度打撃曲げ検査を行う。本数は100本又は梁・ 柱材1個に溶接した本数のいずれか少ない方を1ロットとし、1ロットにつき1本とする。
⑦耐震改修工事（その他）	①既存部分の撤去・処理	騒音,粉塵,落下防止等、十分考慮して施工すること。 [8.21.2] 既存腰壁、アルミサッシ取り壊し前にカッター入れを行い既存柱・梁を損傷しないこと。 適用範囲 [8.19.3][8.21.2][8.21.3] ※ 既存コンクリートとの打ち継ぎ面 ※ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合部 ・ 既存コンクリートの目荒しの範囲 ⊙ 平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける。 ・ 既存コンクリートの目荒しの程度 ⊙ 既存柱、梁面 打継ぎ面の全面 ⊙ 既存壁 打継ぎ面の全面 ・ 既存躯体及び既存CB壁撤去後の処理 ⊙ 既存鉄筋防錆処理の上、樹脂モルタル等で補修する。
	2.柱補強	・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5] ・ 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6] ・ 連続繊維補強工法 [8.24.1]

章	項目	特記事項
7 耐震改修工事（その他）	3.連続繊維シート巻き	材料・ 形状 [8.2.13] 採用した工法の規定を満足するもの 材質 引張り強度(含浸硬化後) ・ 2500N/mm52 以上 ・ 3000N/mm52 以上 ヤング係数(含浸硬化後) ・ 2.35×1055 N/mm52 程度 ・ 2.00×1055 N/mm52 以上 工法 ※ (一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 [8.24.1] ・ 下地調整 ひび割れ部の改修工法の種類 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 柱の隅角部の面取り ※ 工法の評価内容による
	4.スリットの施工	形状 [8.25.1] ※ 完全スリット ・部分スリット スリット部の配管等の探査 ※ 探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う ・ はつり出し 工法 ・ ・
	・ 溶接規準図	溶接規準図 (注)f:余盛 G:ルート間隔 R:フェース S:脚長 (単位mm) (1) 隅肉溶接 ※ 図面に記載のあるものは図面による。 t≦16mm t ／ 7以下 ／ 8～10 ／ 11～13 ／ 14～16 S ／ 6 ／ 7 ／ 10 ／ 12 ●但し片面溶接の場合はS=tとする ●t1≧t1, t2のかなる方とする 余盛は(1+0.1S)mm以下とする ●軸力が加わる場合のS≧母材と同厚とすることが望ましい (2) 部分溶け込み溶接 (使用箇所に注意) R≦2 t/4≦S≦10mm t≦t1 t ／ t>16mm 溶接姿勢 ／ F,V ●両側に補強すみ肉溶接を付加する (3) 完全溶込み溶接 (平継手 T形継手) f=t/4 t ／ 6<t≦19mm 溶接姿勢 ／ F,V ●両側に補強隅肉溶接を付加する AAG MC NGC ／ GC tmm ／ θ ／ G ／ t1 ／ L ／ θ ／ G ／ t1 ／ L 6≦t<12 ／ 45° ／ 6 ／ 6 ／ 5 ／ 45 ／ 6 ／ 6 ／ 5 12≦t<16 ／ 35° ／ 9 ／ 9 ／ 8 ／ 45 ／ 6 ／ 9 ／ 8 16≦t ／ 35° ／ 9 ／ 9 ／ 8 ／ 35 ／ 9 ／ 9 ／ 8 溶接姿勢 ／ F,V ●補強隅肉溶接を付加する T形突合せ継手余盛 f=t/4 のど厚 t(mm) ／ 余盛の高さmm t≦4 ／ 1 4<t≦12 ／ 2 12<t≦19 ／ 3 t>19 ／ 4 t ／ t≧19mm 溶接姿勢 ／ F,V ●AAG( )内はGC でF,HOの場合 ●両側に補強隅肉溶接を付加する f≧0.5mm(ただし、t≧15mm のとき4mmとする) a)4mmの場合 平継手で板厚が異なるとき 削り面 ●両側に補強隅肉溶接を付加する t ／ 6<t<19mm 溶接姿勢 ／ F,V f=t/4 MC NGC ／ GC tmm ／ θ ／ G ／ t1 ／ L ／ θ ／ G ／ t1 ／ L 6<t<12 ／ 45° ／ 6 ／ 6 ／ 5 ／ 45° ／ 6 ／ 6 ／ 5 12≦t≦19 ／ 35° ／ 9 ／ 9 ／ 5 ／ 45° ／ 6 ／ 9 ／ 5 t>19 ／ 35° ／ 9 ／ 9 ／ 8 ／ 35° ／ 9 ／ 9 ／ 8 溶接姿勢 ／ F,V

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－０２
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書（構造２）	縮尺 －	
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２８
		作成日 令和７年３月	全４４葉

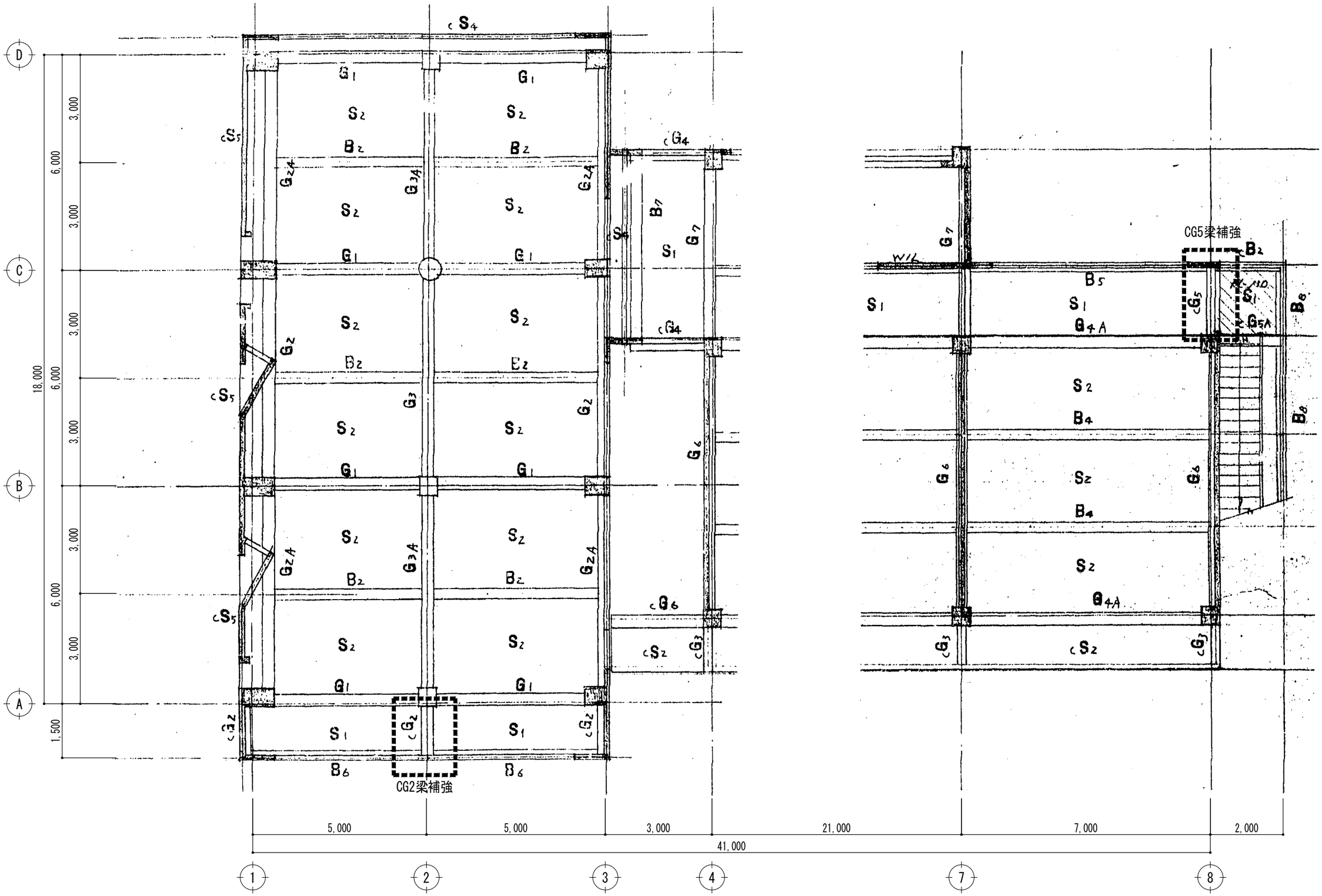

２階梁伏図（補強位置図）　S=1:100

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－０３
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事	２階梁伏図（補強位置図）	縮尺 1:100	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２９
		作成日 令和７年３月	全４４葉

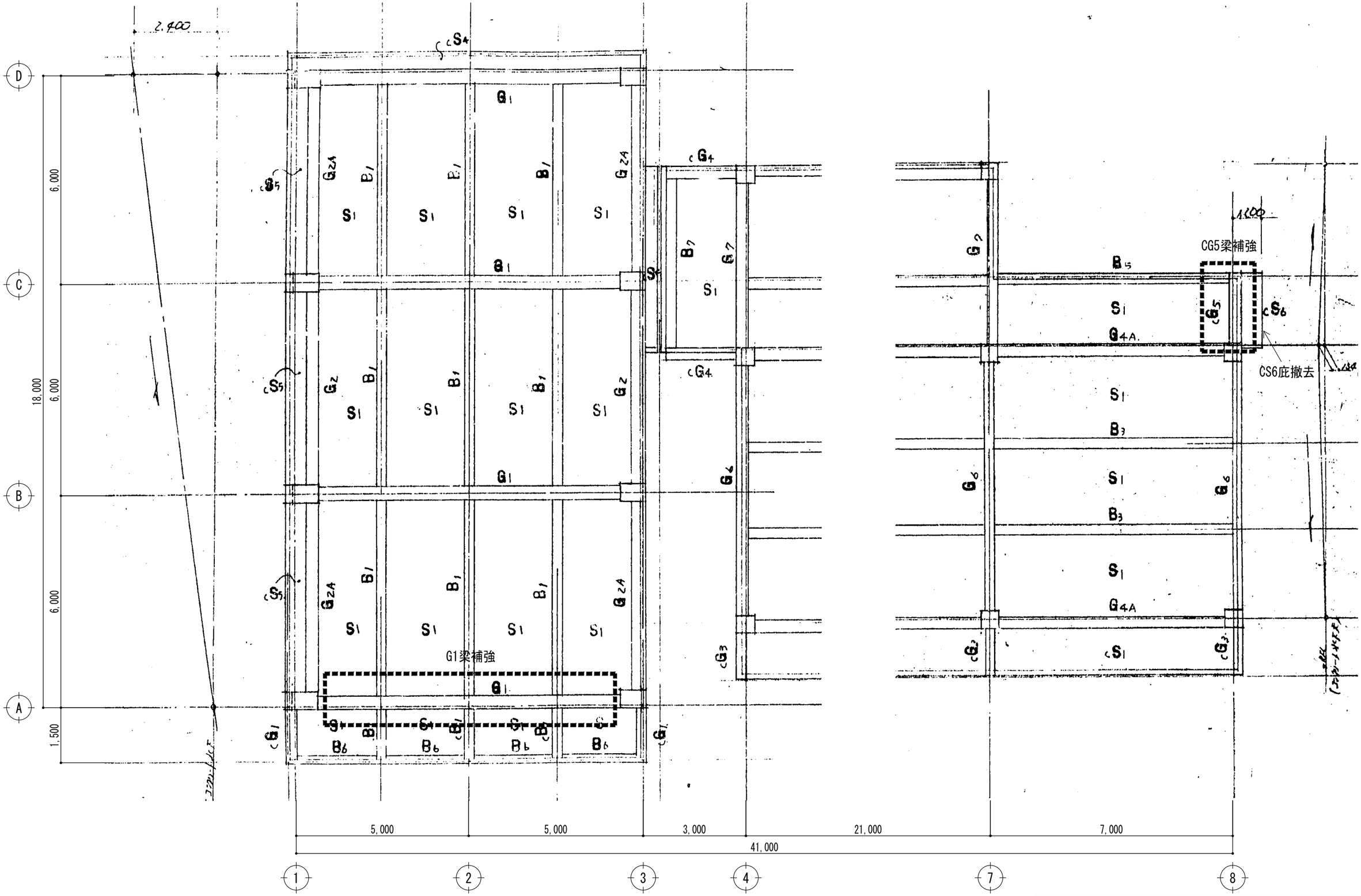

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０４
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 Ｒ階梁伏図（補強位置図）	縮尺 1:100	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３０
	作成日 令和７年３月	全４４葉

符号	CG2	CG4	CG5	RG1
位置	全断面	全断面	全断面	中央
断面	350×500	350×600	350×600	400×900
上筋	3-D22	4-D22	5-D22	3-D22
下筋	2-D22	2-D22	2-D22	6-D22
肋筋	D10-150@	D10-150@	D10-150@	D13-150@

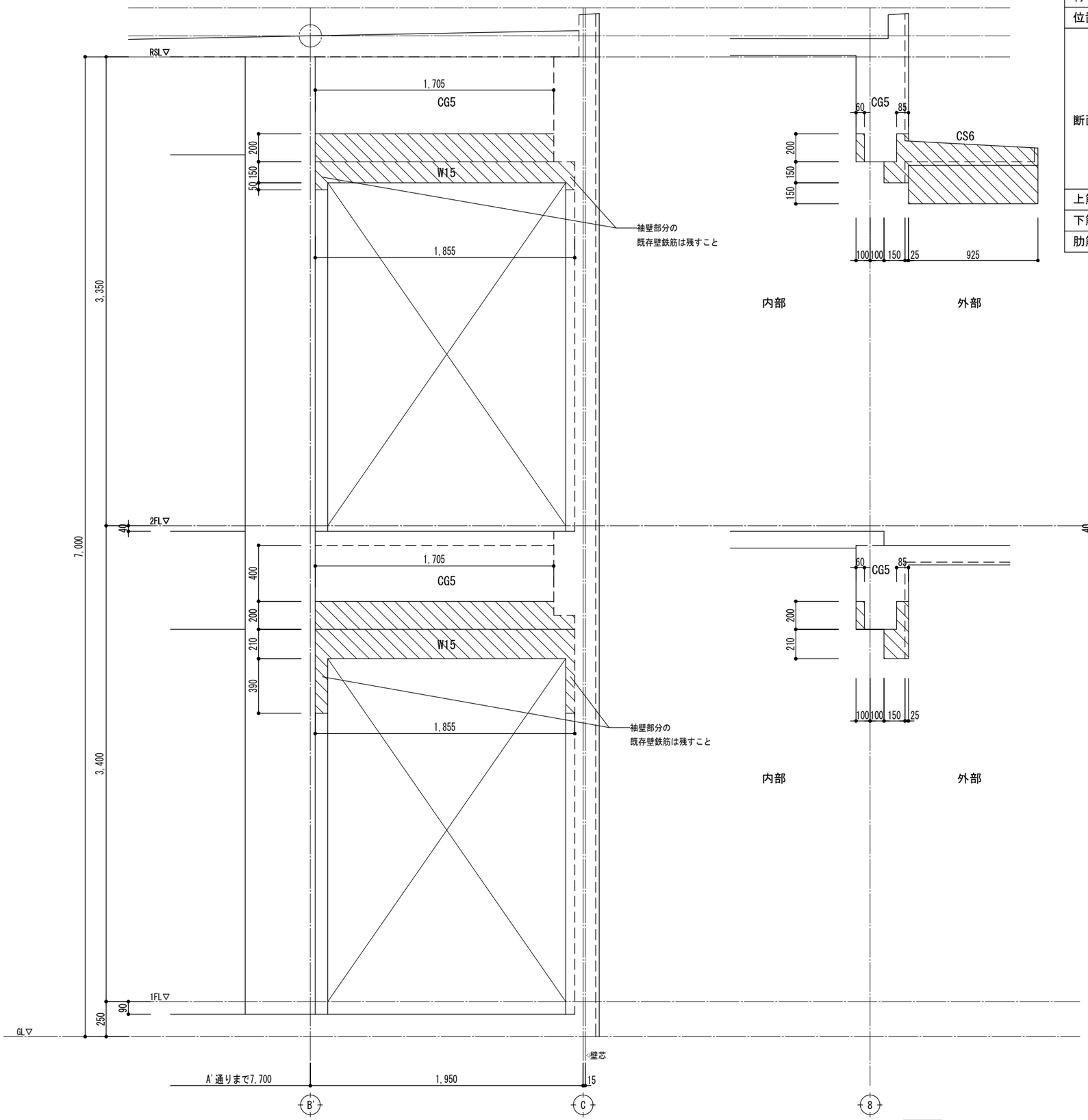

８通り既存躯体撤去図　S=1:30

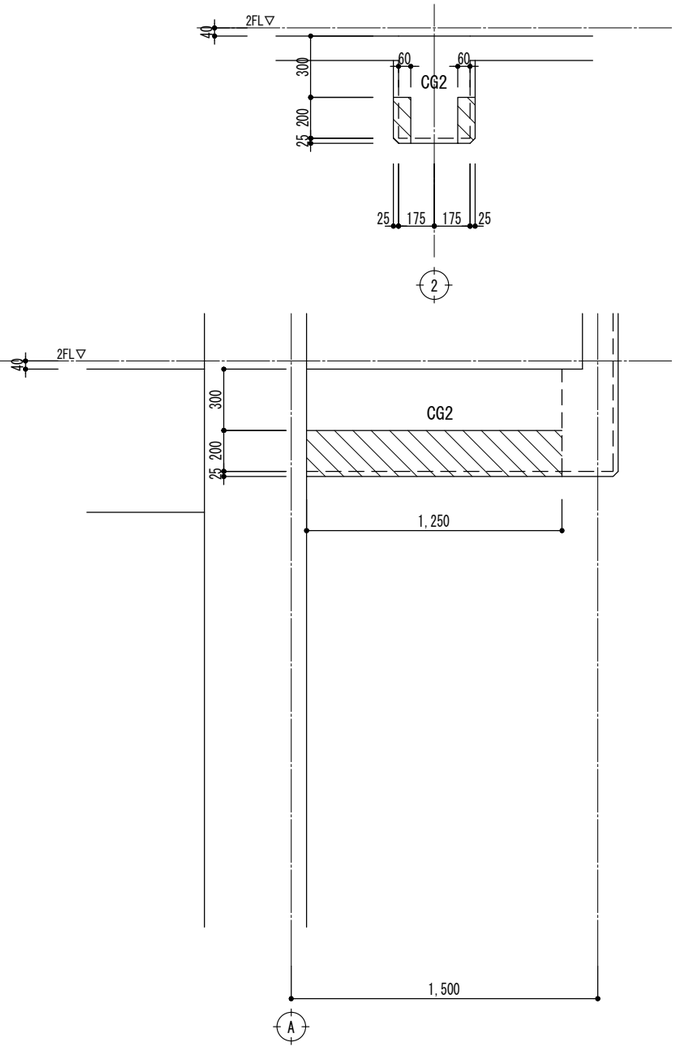

２通り既存躯体撤去図　S=1:30

部分は撤去範囲とする

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０５
図面名称	富岡幼稚園安全対策工事 既存躯体撤去図（１）	縮尺 1:30	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３１
		作成日 令和７年３月	全４４葉

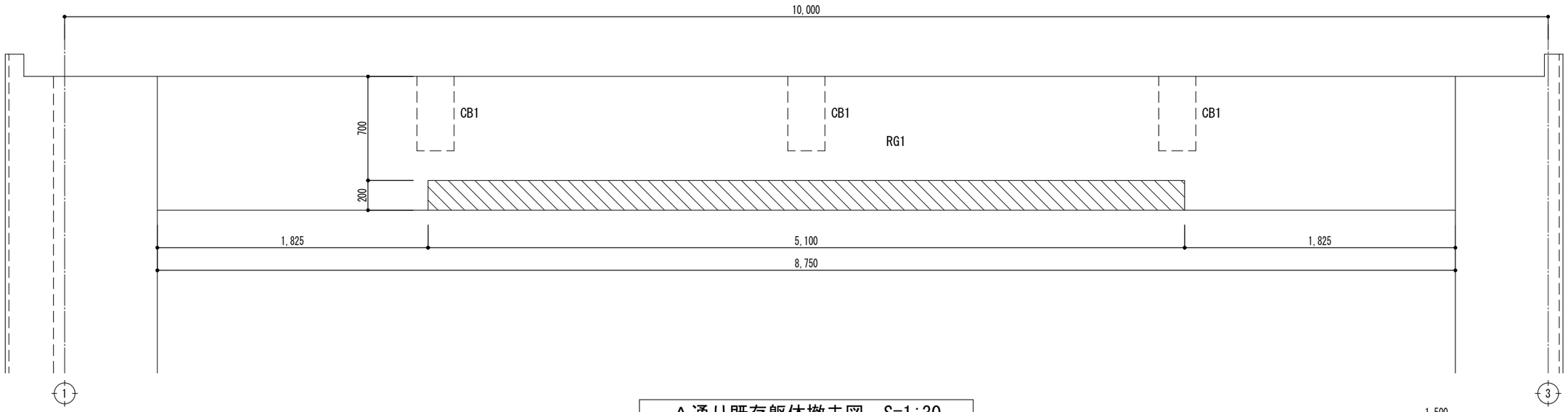

Ａ通り既存躯体撤去図　S=1:30

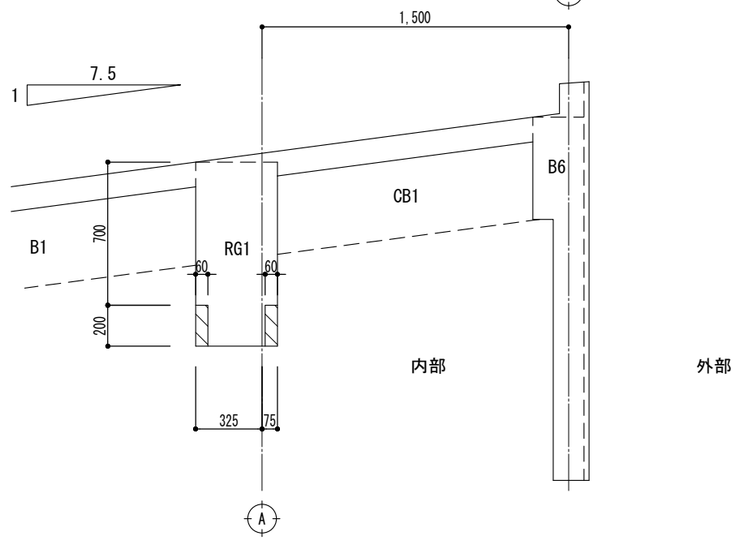

部分は撤去範囲とする

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ｓ－０６
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 既存躯体撤去図（２）	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３２
	作成日 令和７年３月	全４４葉

特記事項

・補強部材に接する躯体面の表面仕上材、モルタルは撤去し、
　コンクリート面の目荒らしを行うこと。

・あと施工アンカーの打設前に、鉄筋探査を行い既存鉄筋位置
　を確認後施工すること。

使用材料　・鉄筋　Ｄ１６以下　ＳＤ２９５
　　Ｄ１９以上　ＳＤ３４５
　　・無収縮グラウト　設計基準強度Ｆｃ＝４０Ｎ／mm2

・あと施工アンカーの引張強度試験は、Ｄ１９（３本）とする。

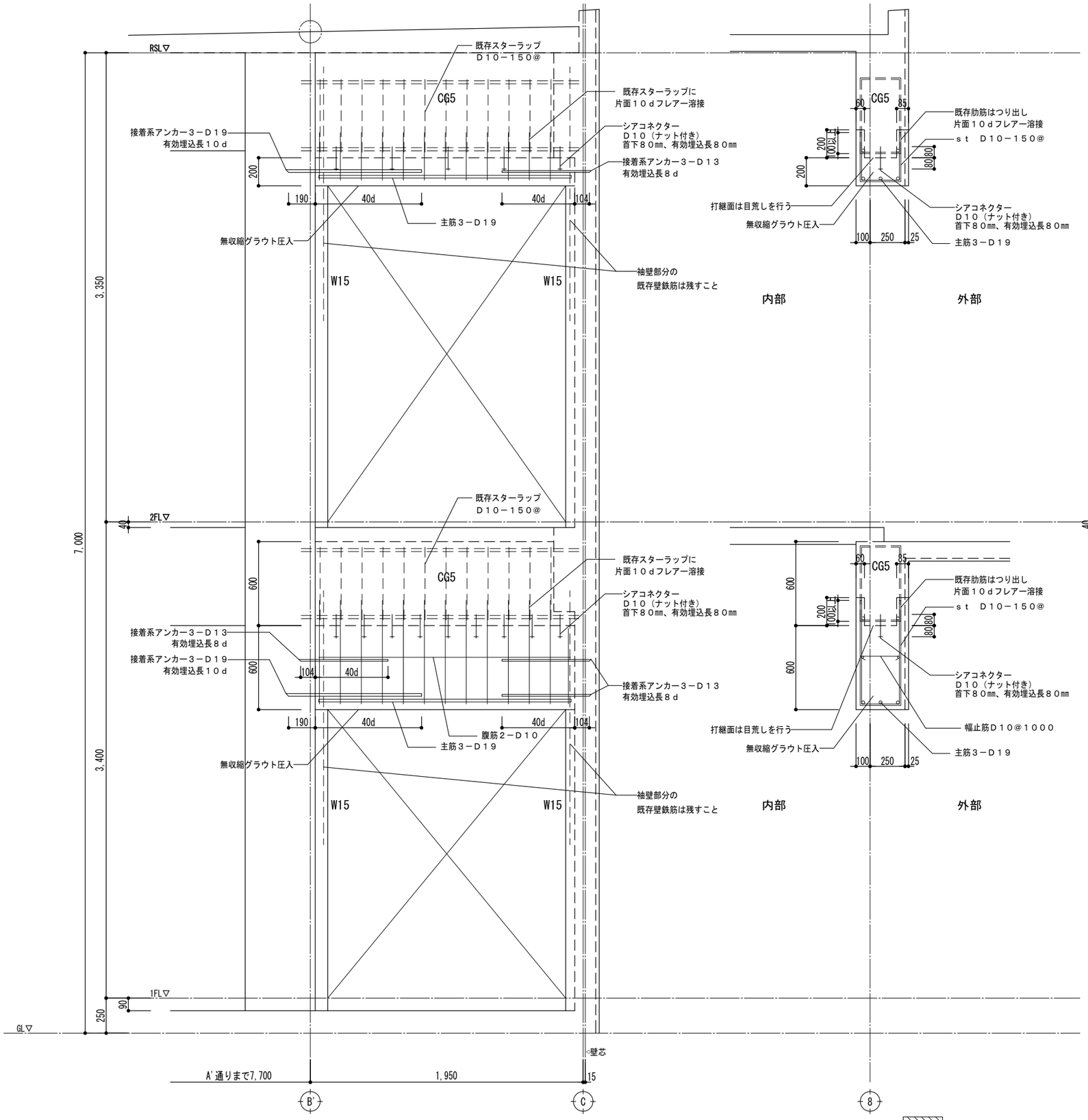

８通り梁補強図　S=1:30

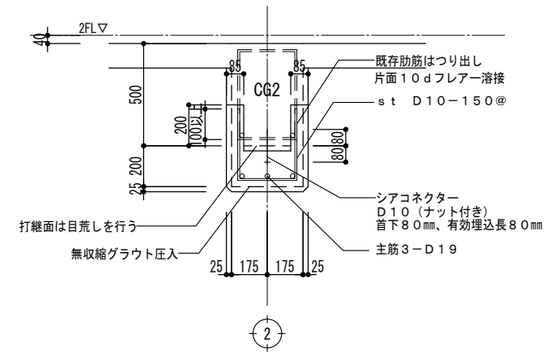

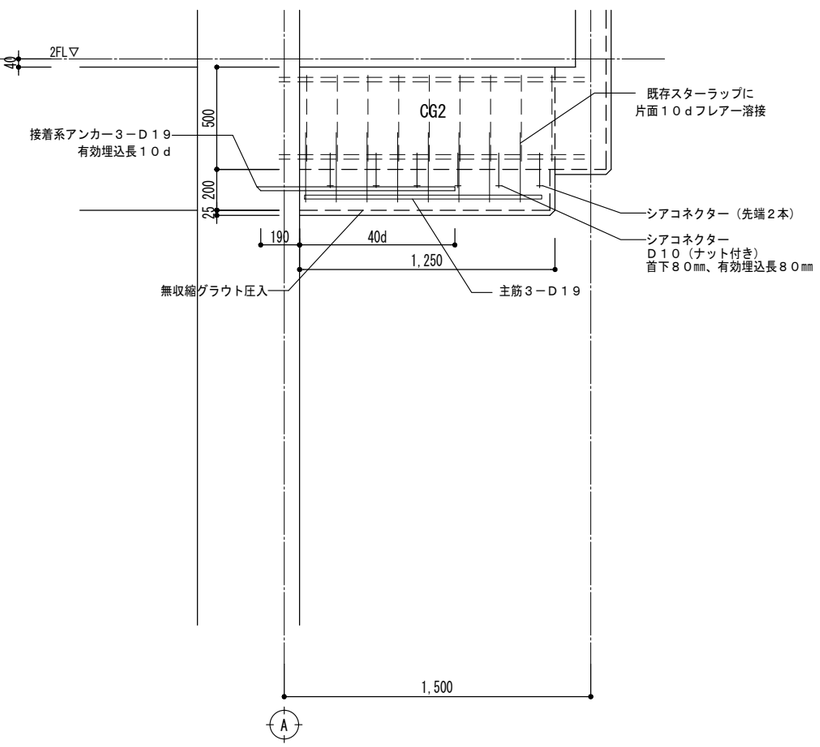

２通り梁補強図　S=1:30

部分は撤去範囲とする

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番　Ｓ－０７
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事　梁補強図（１）	縮尺　1:30	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　３３
	作成日　令和７年３月	全４４葉

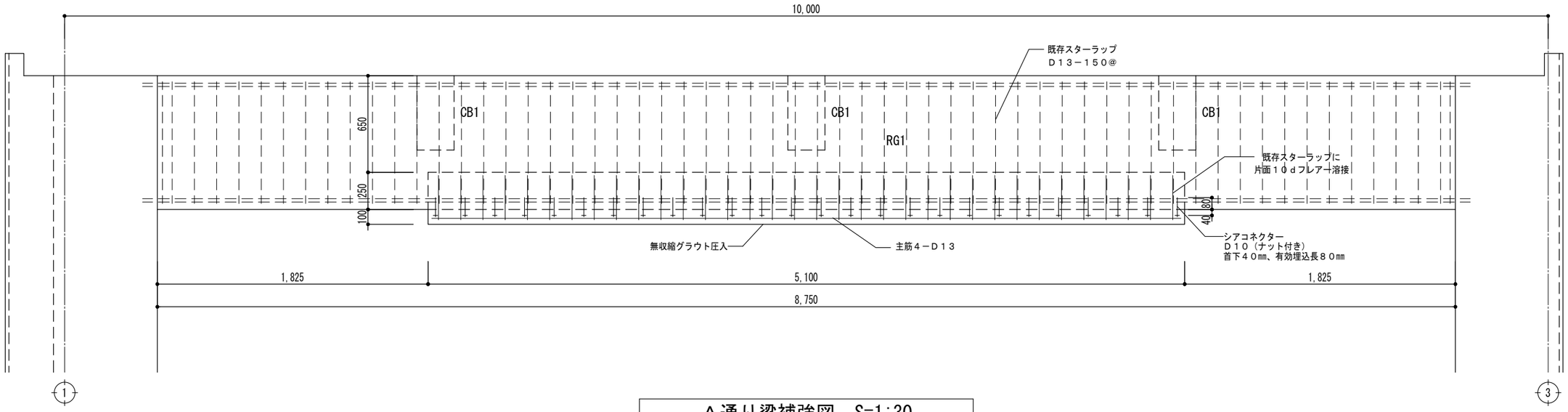

Ａ通り梁補強図　S=1:30

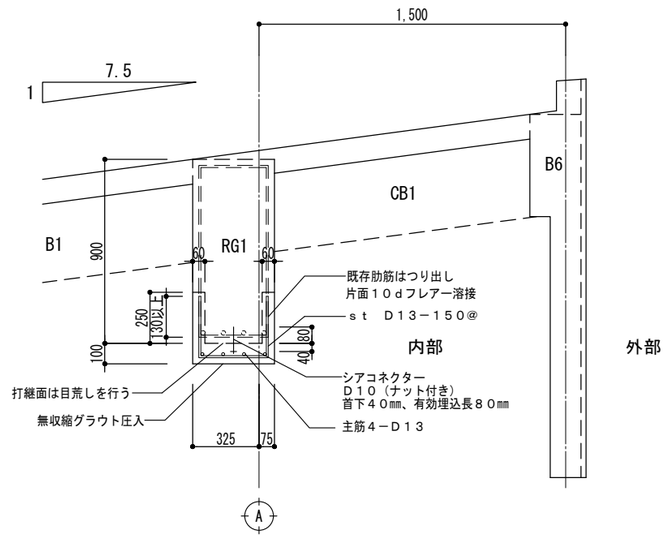

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０８
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 梁補強図（２）	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３４
	作成日 令和７年３月	全４４葉

工事名称・　富岡幼稚園園舎安全対策工事

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　浦安市富岡一丁目1番2号

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
幼稚園	RC造	2		(6) 項 ニ	特定防火対象物	

3.工事種目（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工事種別 園舎				屋外
○ 受変電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 電灯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 雷保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 火災報知設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内配電線路	○	○	○	○	○ 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4.指定部分　○ 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和 4年版)」(以下、「標準仕･様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)（令和 4年版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和 4年版)」（以下、「標準図」という。）による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印のついたものを適用し、○ 印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 電気工作物の種類	○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)　● 一般用電気工作物
	○ 電気保安技術者・	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者(　　)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 施工従事者・・・	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第1種電気工事士により施工を行うものとする。
	● 化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 県内生産品・・・	受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し電子成果として提出することとする。
	○ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○ 適用区分・・・・	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (Vo=　m/s) 地表面粗度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (　　)
	● 機材の品質等・・	1.本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、予め監督職員の承諾を受ける。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表） ○ LED照明(一般屋内用に限る。) ○ 照明制御装置 ○ 可変速運転用インバータ装置 ○ 分電盤 ○ 制御盤 ○ キュービクル式配電盤 ○ 高圧スイッチギア(CW形) ○ 高圧スイッチギア(PW形) ○ 高圧交流遮断器 ○ 高圧進相コンデンサ ○ 高圧限流ヒューズ ○ 高圧負荷開閉器 ○ 高圧変圧器(特定機器) ○ 交流無停電電源装置 ○ 太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置) ○ 監視カメラ装置 ○ 中央監視制御(監視制御装置) （表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）
	● 工事用水・・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる(　○ 有償　○ 無償)
	● 工事用電力・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる(　○ 有償　○ 無償)
	● 監督職員事務所・	○ 設ける　● 設けない
	● 工事用仮設物・・	構内につくることが　● できる　○ できない
	● 官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	○ 足場その他・・・	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 機械設備工事　○ 建築工事　で設置する。） ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○　種 ○　種） ○ 外部足場等（○　種 ○　種）
	● 工事写真・・・・	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和3年版)」による。
	● CADデータ・・・・	設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない 著作権　：　● 浦安市　○ (　　) 貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	○ 電子納品・・・・	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」。）に基づいて行う。 2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。 3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 ○ 完成図面：○ 図面(A1版)を折りたたんだ製本 ○ 図面(A1版)見開き製本　サイズ ○ A4版 ○ 版　○ 1 部 ○ 部 ○ 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　○ 1 部 ○ 部 ○ 完成写真：○ キャビネ版 ○　撮影箇所 ○ 箇所 ○ 箇所　○ 1 部 ○ 部 ○ 保全に関する資料：－　○ 2 部 ○ 部 ○ 電子成果品：電子納品による　○ 3 部 ○ 部
	● 引渡しを要するもの	●　なし　○　あり(　　) 特別管理産業廃棄物 ○ なし　○ あり(PCB使用機器:　　) PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	● 建設副産物の処理等	1.共通事項 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含める各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア 搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ 土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ 搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊 (　t) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊 (　t) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材 (　t) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥 (　t) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 5) (　) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 6) (　) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 7) (　) は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※ 中間処理場 ・ 最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア 搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ 土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ 搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システムを活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。

章	項目	特記事項
● 一般事項		2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
	● 環境への配慮・・	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月)による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。
	● 環境対策・・・・	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 化学物質の濃度測定	○ 施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○ パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○ 行わない　○ 行う 測定対象室　○ 図示　○ (　　) 測定個所数　○ 図示　○ (　　) 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	● 保険・・・・・・	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　工事完成後10日以内
	● 工事現場管理・・	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	● 安全対策・・・・	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	○ 他工事との取合い	別表1による。
	○ 中間検査・・・・	○中間検査を実施する。 (回数　回、　実施時期　工事完了時) 中間検査の範囲 (　　)
	○ 中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○ 条件明示項目・・	○ 施工可能期間 月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日まで に下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（　　）

工事名称：青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番：Ｅ－０１
図面名称：富岡幼稚園安全対策工事 電気設備工事特記仕様書（１）	縮尺：―	
担当課：健康こども部　保育幼稚園課	工事番号：07-05	通し番号：３５
	作成日：令和７年３月	全４４葉

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 施設点検・・・・	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課から依頼があり次第施設点検に立会い協力するものとする。
	● その他・・・・・	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和 4年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領2．(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領2．(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領4．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
● 共通事項	● 金属製露出管路・(亜鉛メッキ面)の塗装	●すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ●配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り) を行う。 ○
	● 厚鋼電線管・・・及び同附属品・・	電線管外面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管内面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管付属品は、 ● 上記と同等の防食性能を有する防水形 ○ 標準品 とする。
	○ フロアープレート フロアーカバー・	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 砲金製 ○ アルミ合金製 ○ ステンレス製 〃 ○ 水平高低調整式(空転防止リング付) OA用インナーコンセント ○ 樹脂製 ○ アルミ合金製
	● フラッシュプレート	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 樹脂製 ● アルミ合金製 ○ ステンレス製
	● 呼び線・・・・・	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	● 保温・結露防止・	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	● 合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	● 屋外プルボックス	● 溶融亜鉛メッキ製 ○ ステンレス製 防水形とする。
	● はつり・・・・・	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	● 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	● 再使用機器・・・	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○ 耐震措置・・・・	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中 間 階・	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階・	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階縦の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視装置 ○

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
● 共通事項	● 工事前の絶縁抵抗測定 ● 施工調査・・・・	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。 事前調査 ● 本工事 ○ 別途 調査項目 ○ 既存資料調査 ○ 調査範囲 ○ 図示 ○ 調査方法 ○ 図示 ○ ○ はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
○ 受変電設備	○ 電気方式・・・・ ○ 主遮断機・・・・ ○ 設備容量・・・・ ○ 進相コンデンサ・ ○ 配電盤・・・・・ ○ 絶縁ゴムマット・ ○ その他・・・・・	高圧 ○ 三相3線式 6kV 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ CB形(5サイクル以内) ○ PF-S形 変圧器総容量 kVA (うち本工事に係るもの kVA) ○ 高圧 kVar ○ 低圧 自動力率制御(○ あり ○ なし) ○ 屋内形 ○ 屋外形 W1000×10t×L 1)変圧器は ○ 油入形 ○ モールド形 変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
● 電灯設備	● 電気方式・・・・ ○ ハイテンション・アウトレット・・ ○ 非常照明器具・・ ● 配線器具・・・・ ○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数	幹線 ○ 単相3線式 200V/100V ○ 直流2線式 100V 分岐 ● 単相2線式 100V ○ 直流2線式 100V ○ 単相2線式 200V ○ 外部固定式 ○ 内部固定式 ○ 回転形又は上下動形 ○ アップ形 ○ 電池内蔵形 ○ 電池別置形 ● タンブラスイッチは ○ ワイド形 ● 大角形 ● 壁付コンセントは(2口は複式で可) ○ ワイド形 ● 大角形 測定数 ： 監督職員の指示による。
○ 動力設備	○ 電気方式・・・・ ○ 機器への接続・・	幹線 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 分岐 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は ○ 本工事 ○ 別途工事
○ 構内配電線路	○ 電気方式・・・・ ○ 電線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ 装柱機材・・・・ ○ 外灯接地・・・・ ○ 区分開閉器等・・ ○ その他・・・・・	○ 高圧 三相3線式 6kV ○ 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ 単相 線式 V ○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○ 耐塩形(ケーブル端末処理材とも) ○ 重耐塩形 ○ 1基毎単独 ○ 共用(ケーブル1芯使用) 1)架空引込 高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込 地中線用高圧ガス負荷開閉器(UGS)(SOG+DGR)付 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○ 構内通信線路	○ 配線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ その他・・・・・	○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○ その他	○ 上ガス対策・・・	○ なし ○ あり(下記による) ○ 自然換気口 ○ ガス抜き管 ○ 強制換気装置 ○ ガス検知器 ○ その他( ) ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
● 別表1(ここ)	○ 接地極・・・・・	接地極の材料は原則として下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○	共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	A種接地	E_A	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	B種接地	E_B	150/IΩ以下※	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	C種接地	E_C	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	D種接地	E_D	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	D種接地	E_D	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	交換装置用	E_t	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	測定用	E_0		EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1

※ 接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

● 機器取付高・・・ 図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

	名 称	測 点	取付高(mm)
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器(低圧)	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300
	〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	〃 (台上)	台上～中心	150～200
	〃 (車椅子用)	床上～中心	900
	ブラケット(一般)	〃	2,100～2,300
	〃 (踊場)	〃	2,000～2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500
	開閉器箱	〃	1,500 (上端1,900以下)
	制御用スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤(室内)	床上～下端 天井下～上端 床上～中心	300 200 1,300
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500
	子時計	〃	(天井高)×0.9
拡声	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0.9
	壁付アッテネーター	〃	1,300
出退・マルチサイン	情報表示盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	壁付押ボタン(一般)	〃	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	「標準図」による	「標準図」による
	壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
	壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900(400)
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	テレビ端子直列ユニット(和室)	〃	150
自動火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信器	床上～中心	800～1,500
	警報ベル	〃	(天井高)×0.9
	表示灯	〃	(天井高)×0.8
	液化石油ガス検知器	床上～上端	300

(備考) (天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
● 別表1(ここ)	○ 工事区分表・・・	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)	鉄筋補強	●	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口 換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		●	○	○
基礎	屋内 配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●	／	／
	屋内 受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外 配電盤、制御盤、キュービクル 受水槽、消化水槽	鉄筋基礎	○	●	●
		無筋基礎	○	○	○
	屋上 テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	屋上 高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
			／	／	／
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー (ダクト、チャンバー接続フランジを含む)		●	○	○

● 施工図等の取扱い 施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０２
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 電気設備工事特記仕様書（２）	縮尺 ―	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３６
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例			
記　号	名　　称		
コンセント設備			
EET	コンセント	2P15A×1　接地極 接地端子付	
配線・配管等			
――――	天井内配線		
MM1-*	1種金属線ぴ	立上り	(*は規格を示す)
*-nSB	1種金属線ぴ付属品	n個用スイッチボックス	(*は規格を示す)
*-CB	1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス	(*は規格を示す)

図　示　記　号　一　覧	
▨	既設機器取外し再取付

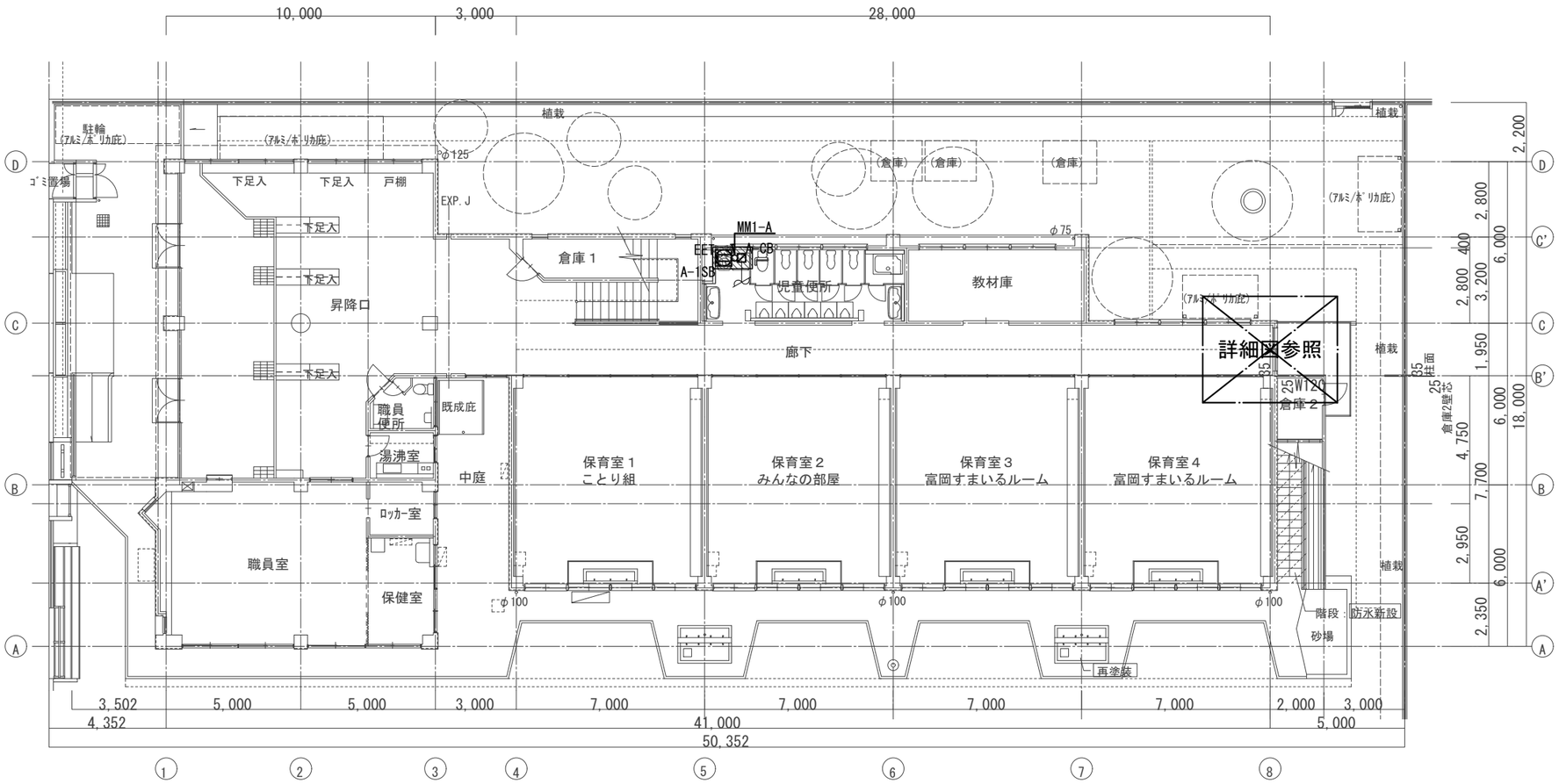

1階平面図 S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０３
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備１階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３７
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例			
記　号	名　　称		
コンセント設備			
EET	コンセント	2P15A×1　接地極 接地端子付	
配線・配管等			
――――	天井内配線		
MM1-*	1種金属線ぴ	立上り	(*は規格を示す)
*-nSB	1種金属線ぴ付属品	n個用スイッチボックス	(*は規格を示す)
*-CB	1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス	(*は規格を示す)

図　示　記　号　一　覧	
▨	既設機器取外し再取付

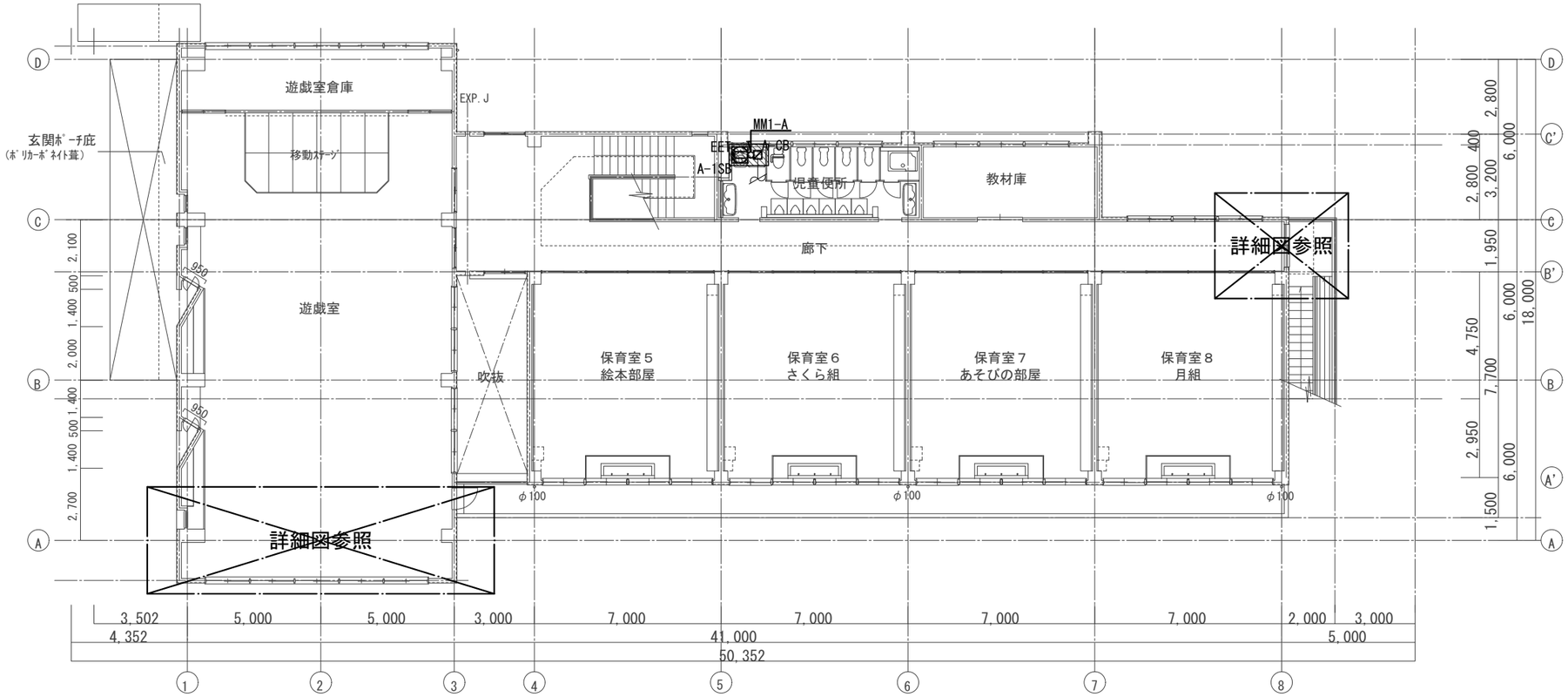

2階平面図 S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０４
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３８
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
電灯設備	
⊗	誘導灯　　避難口 B級BH形 SH1-FSF20-BH
機械警備設備	（別途工事）
⊘	検知器　　（空間検知）
配線・配管等	
————	天井内配線

図　示　記　号　一　覧	
▨	既設機器取外し再取付

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

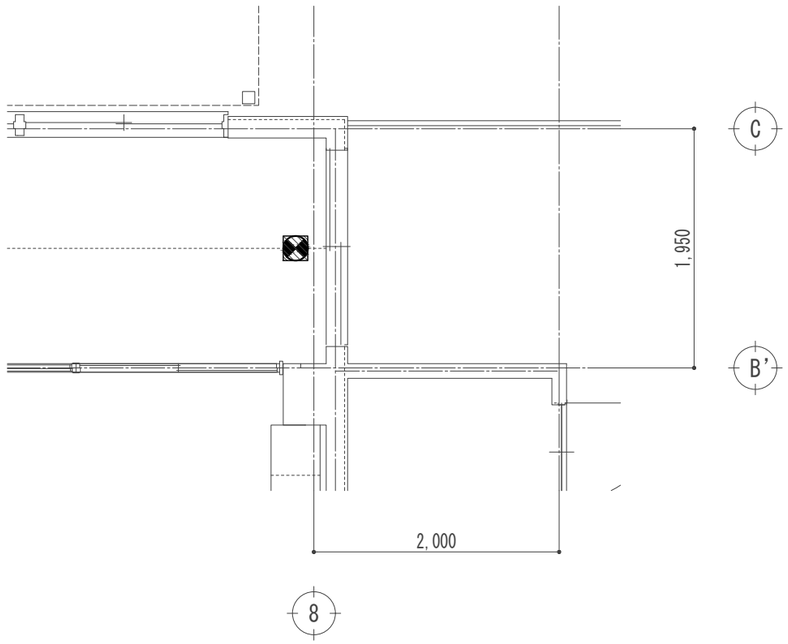

電灯設備１階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

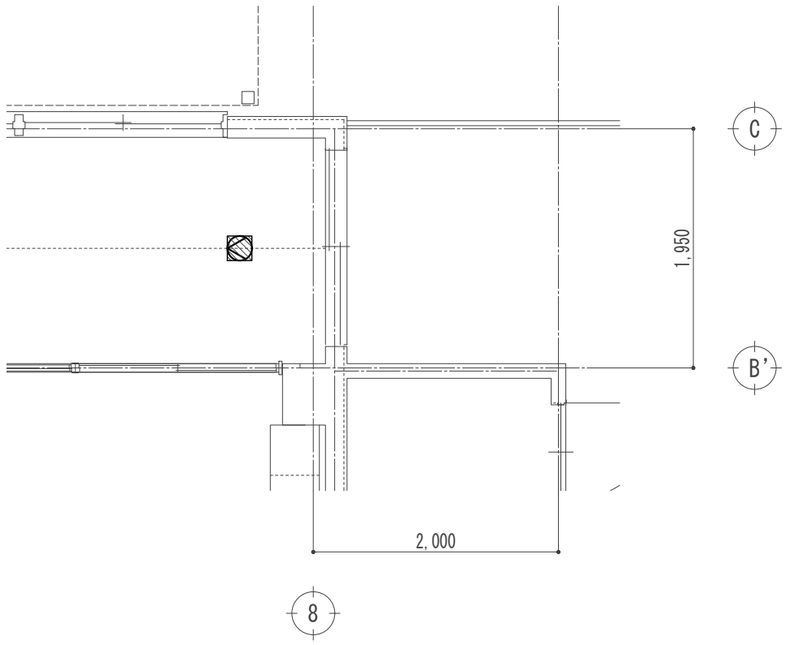

弱電設備１階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－０５
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備１階平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３９
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
電灯設備	
	避難口誘導灯　　B級BH型　天井付　リニューアルプレート共
機械警備設備	（別途工事）
	検知器　　（空間検知器）
配線・配管等	
————	天井内配線

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

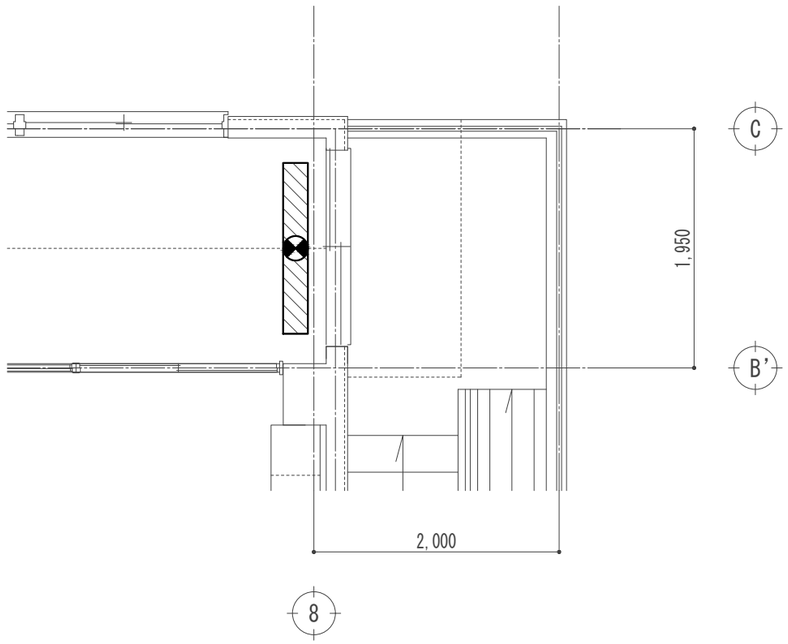

電灯設備２階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

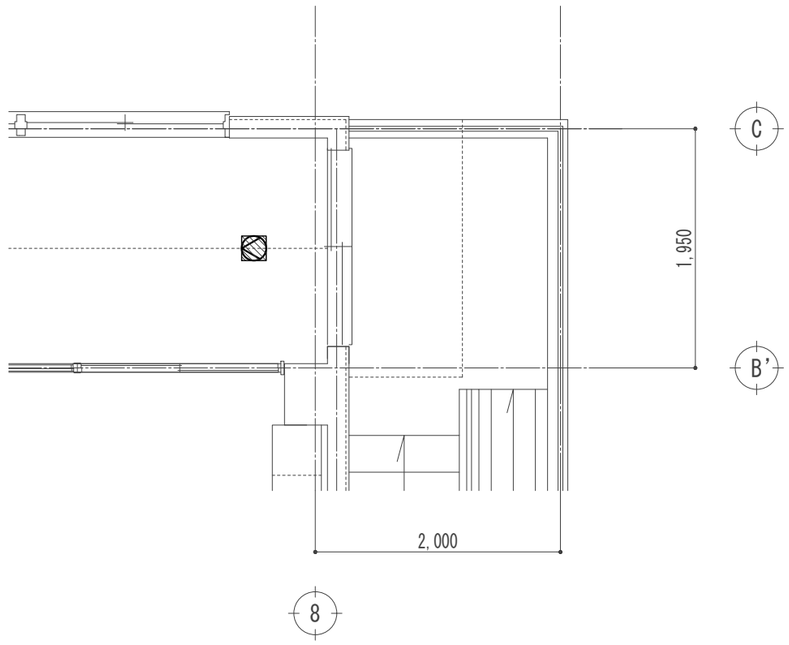

弱電設備２階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－０６
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備２階平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４０
	作成日 令和７年３月	全４４葉

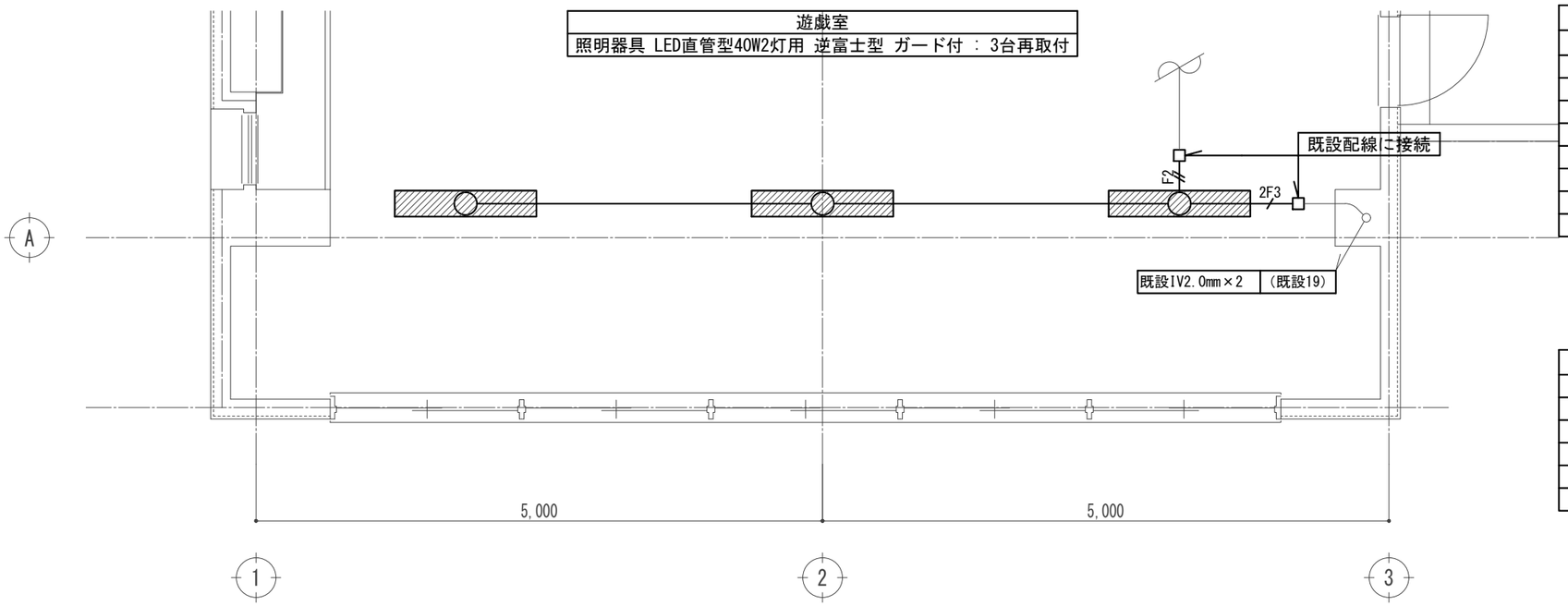

電灯設備２階遊戯室平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
電灯設備	
	照明器具　　天井付
自動火災報知設備	
	差動式スポット型感知器　　2種
Ω	終端抵抗
配線・配管等	
	天井内配線
□	ジャンクションボックス　　アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
F2	EM-EEF1.6mm-2C×条数
	EM-EEF1.6mm-3C
2F3	EM-EEF2.0mm-3C
自動火災報知設備	
HP	EM-HP1.2mm-2C

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付

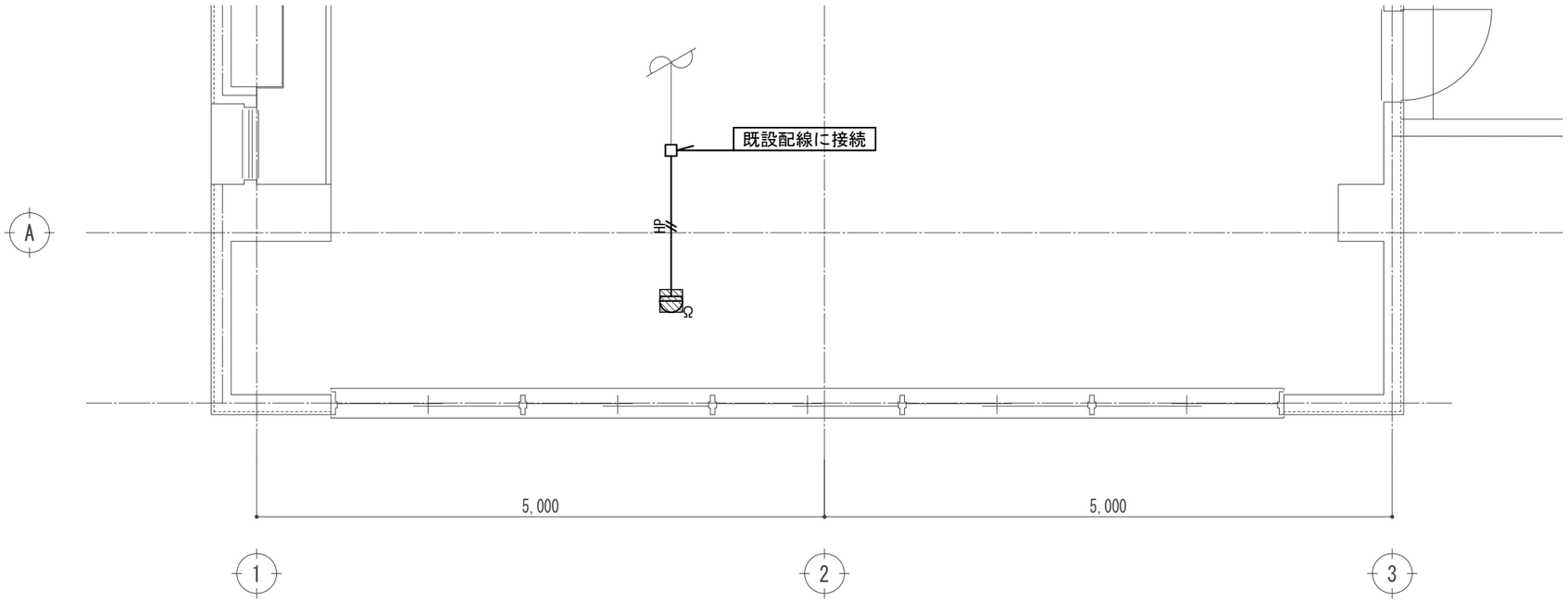

弱電設備２階遊戯室平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－０７
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備２階遊戯室平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４１
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	誘導灯	避難口 B級BH形 SH1-FSF20-BH
3	タンブラスイッチ	1P15A×1, 3W15A×1
機械警備設備	(別途工事)	
	検知器	(空間検知)
配線・配管等		
	天井内配線	
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2(19)
	IV1.6mm×3(19)
機械警備	
K	機械警備配線（別途工事）
(K)	機械警備配線（19）
C	導入線1.2φ（19）

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去
	既設配線・配管撤去

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

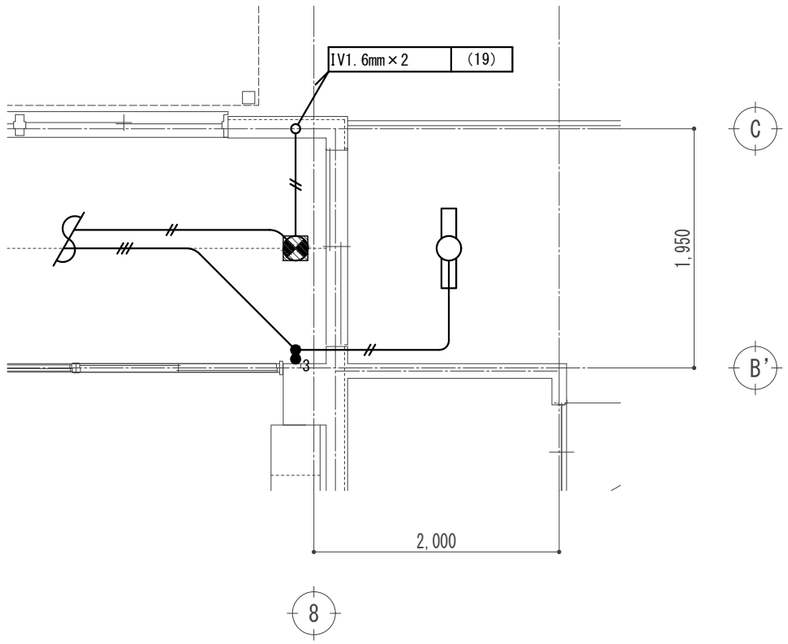

電灯設備１階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

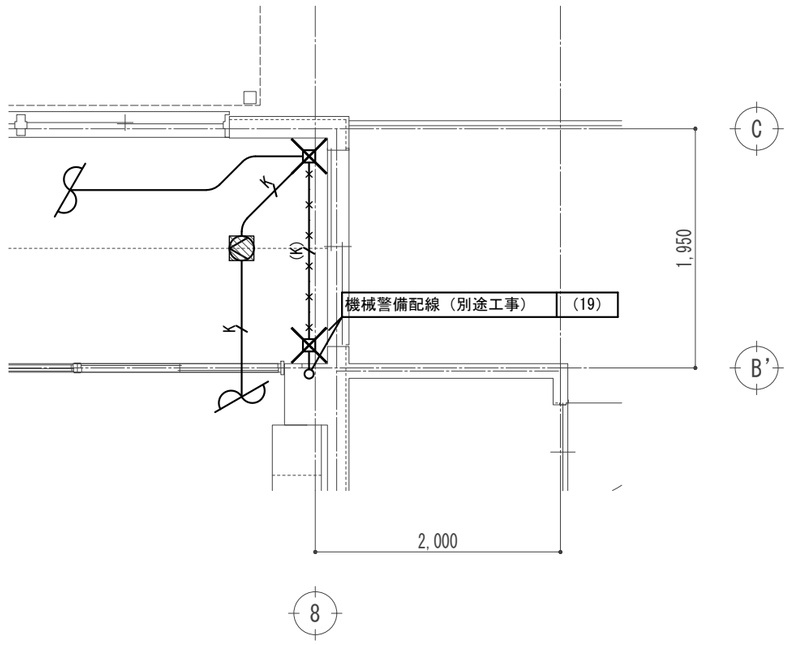

弱電設備１階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 E－０８
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 電気設備１階平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４２
	作成日 令和７年３月	全４４葉

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
電灯設備	
	誘導灯　　避難口 B級BH型 SH1-FSF20-BH ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ
機械警備設備	（別途工事）
	検知器　　（空間検知器）
	ブランクプレート　　新金属製
配線・配管等	
	天井内配線

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
機械警備	
K	機械警備配線（別途工事）
(K)	機械警備配線 (19)
C	導入線1.2φ (19)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去
	既設配線・配管撤去

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

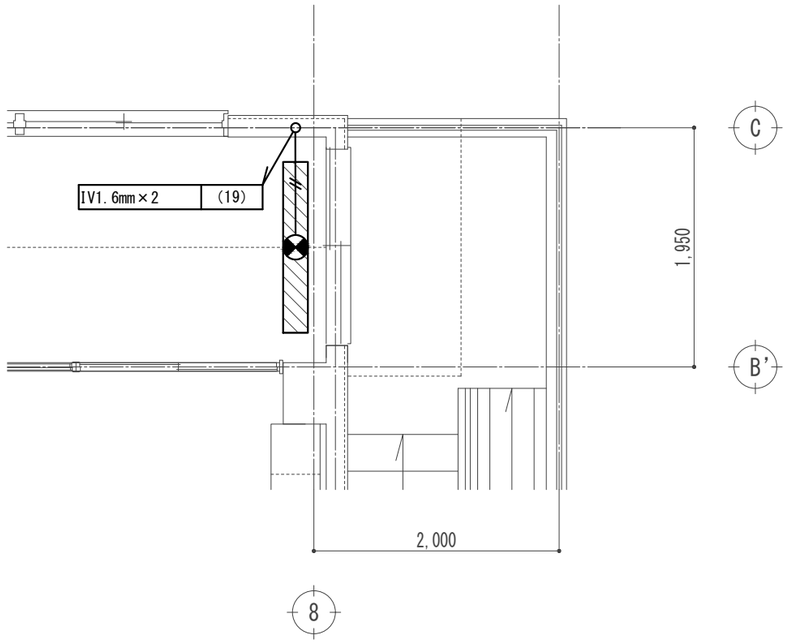

電灯設備２階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

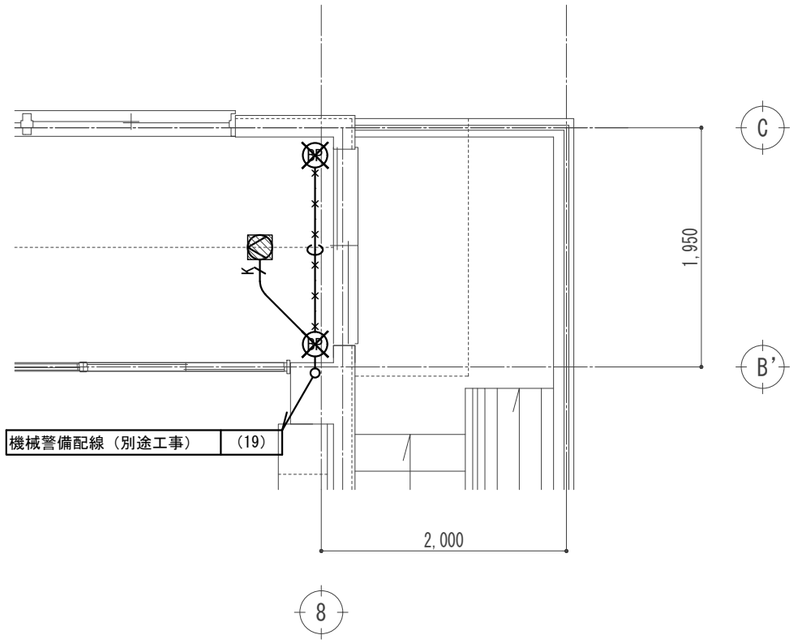

弱電設備２階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０９
図面名称 富岡幼稚園安全対策工事 電気設備２階平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４３
	作成日 令和７年３月	全４４葉

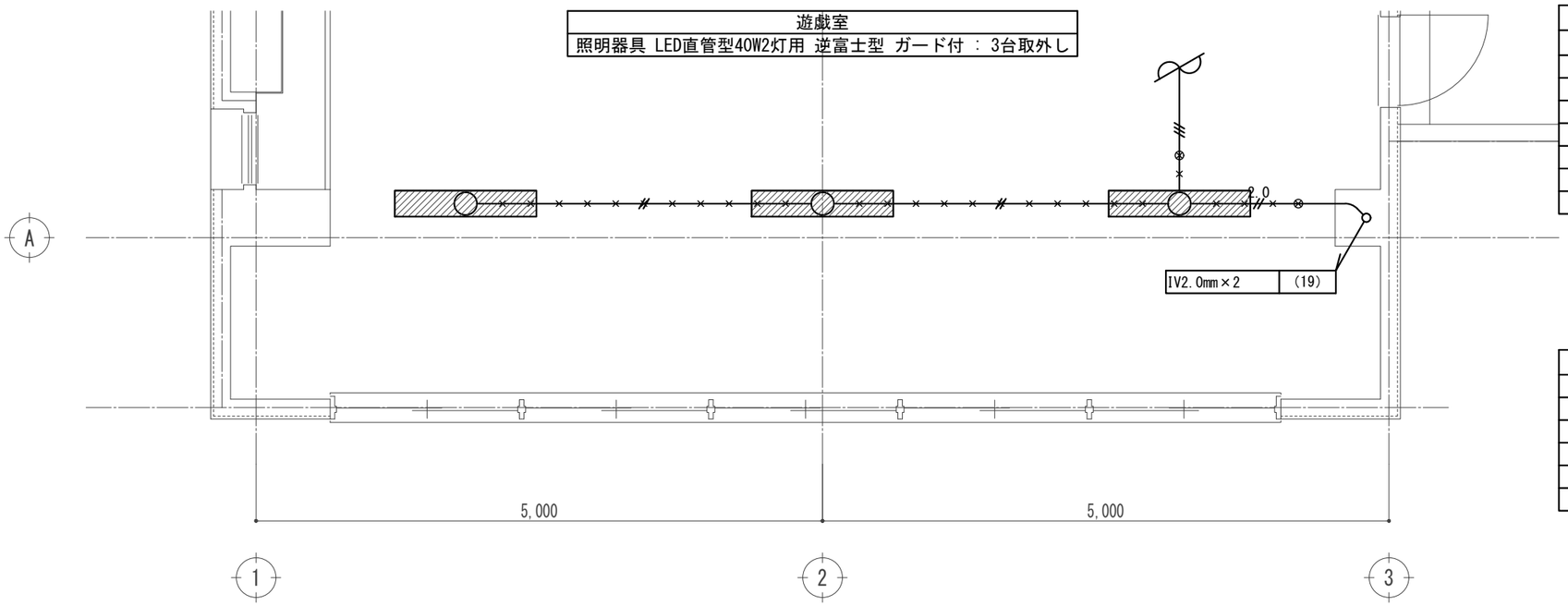

電灯設備２階遊戯室平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
電灯設備	
	照明器具　　天井付
自動火災報知設備	
	差動式スポット型感知器　　2種
Ω	終端抵抗
配線・配管等	
	天井内配線

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
	IV1.6mm×3 (19)
2.0	IV2.0mm×2 (19)
自動火災報知設備	
1.2	HIV1.2mm×2 (19)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設配線・配管撤去
⊗	既設配線・配管切断箇所

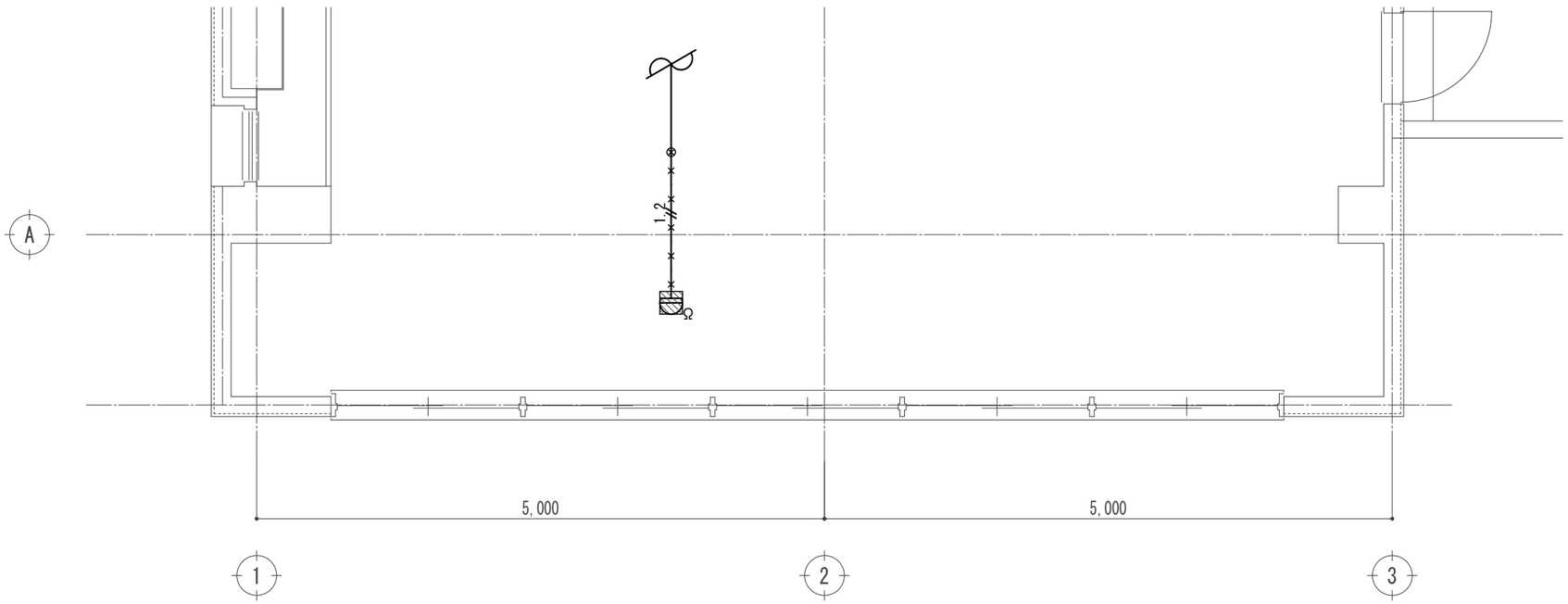

弱電設備２階遊戯室平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－１０
図面名称　富岡幼稚園安全対策工事 電気設備２階遊戯室平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４４
	作成日 令和７年３月	全４４葉

美浜南認定こども園安全対策工事

令和７年３月

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
Ａ－００	図面リスト	Ｓ－０１	建築改修工事特記仕様書（構造１）	Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）
Ａ－０１	浦安市工事特記仕様書（１）	Ｓ－０２	建築改修工事特記仕様書（構造２）	Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書（２）
Ａ－０２	浦安市工事特記仕様書（２）	Ｓ－０３	２階梁伏図（補強位置図）	Ｅ－０３	電気設備　１階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０３	浦安市工事特記仕様書（３）	Ｓ－０４	Ｒ階梁伏図（補強位置図）	Ｅ－０４	電気設備　２階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書１	Ｓ－０５	既存躯体撤去図	Ｅ－０５	電気設備　１階平面詳細図＜改修後＞
Ａ－０５	建築改修工事特記仕様書２	Ｓ－０６	梁補強図	Ｅ－０６	電気設備　２階平面詳細図＜改修後＞
Ａ－０６	建築改修工事特記仕様書３			Ｅ－０７	電気設備　１階平面詳細図＜改修前＞
Ａ－０７	建築改修工事特記仕様書４			Ｅ－０８	電気設備　２階平面詳細図＜改修前＞
Ａ－０８	建築改修工事特記仕様書５				
Ａ－０９	建築改修工事特記仕様書６				
Ａ－１０	建築改修工事特記仕様書７				
Ａ－１１	建築改修工事特記仕様書８				
Ａ－１２	配置図				
Ａ－１３	１階平面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１４	２階平面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１５	屋根伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１６	立面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１７	①二次部材補強　外部断面詳細図＜改修前＞				
Ａ－１８	②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞				
Ａ－１９	②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞				
Ａ－２０	１階天井伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２１	２階天井伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２２	建具表＜改修前・改修後＞				
Ａ－２３	仮設計画図				
Ａ－２４	概略工事工程表				

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－００
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 図面リスト	縮尺	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０１
	作成日 令和７年３月	全３９葉

案内図

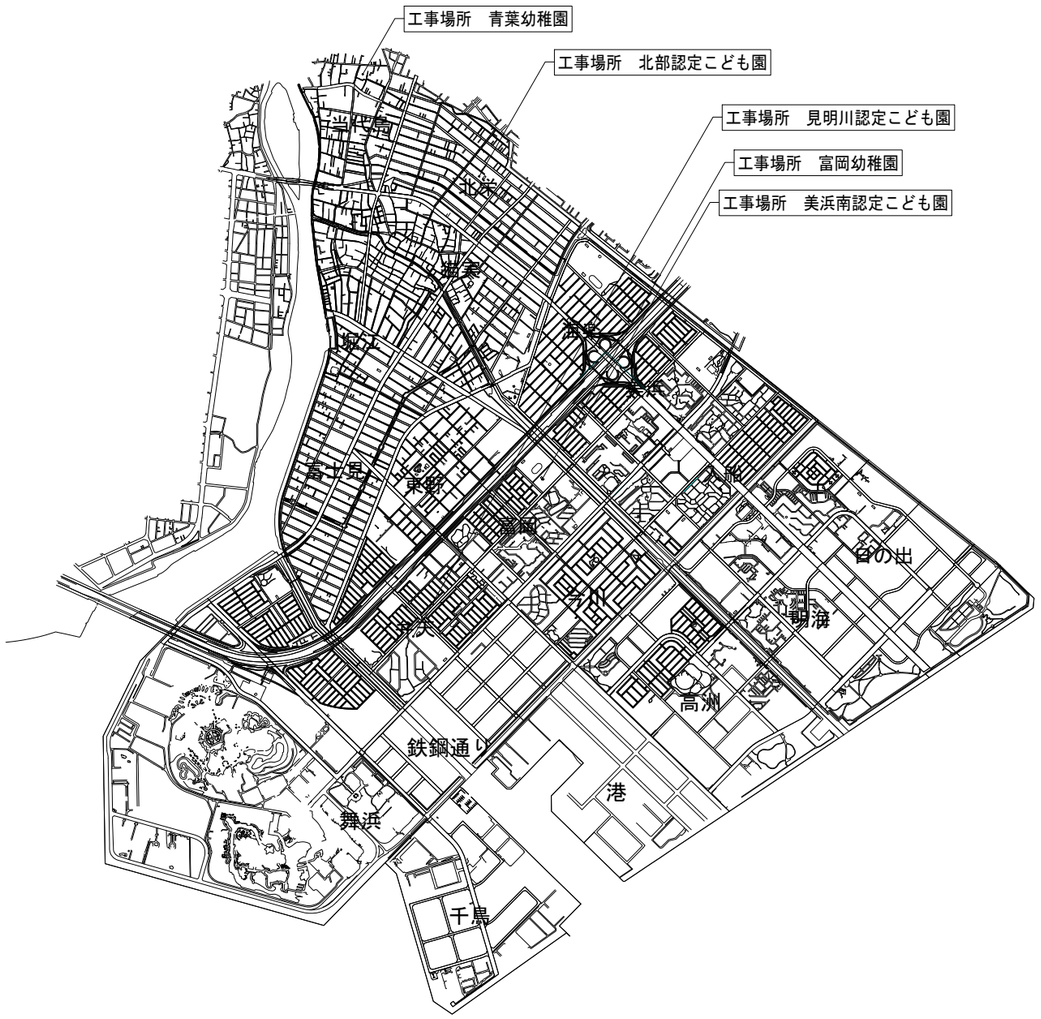

図面リスト

図番	図面名	図番	図面名
	別紙図面リストによる		

工期

~~●本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制モデル工事の対象工事（発注者指定方式）である。~~

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
　なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
　ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
　イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年５月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
　ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
　エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
　オ 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。

工事概要

青葉幼稚園園舎・北部認定こども園園舎・見明川認定こども園園舎・富岡幼稚園園舎・美浜南認定こども園園舎
・構造二次部材の耐震補強工事
・非構造部材の耐震化工事
・上記に伴う電気設備工事
見明川認定こども園園舎
・トイレ改修工事

特記事項

・現場における工事は夏休み期間中とし、検査課検査（現場）を受けること。
（VOC測定結果（速報）も提出すること。）
・本工事はこども園施設内で行われるため。園児等関係者への安全確保に努めながら工事を行うこと。

一般共通事項

項目		特記事項
特.1.1	適用範囲	・本工事は、1.質疑回答書 2.特記仕様書 3.図面 4.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書により、工事を行う。
特.1.2	工期	・契約締結日の翌日から令和７年１０月３１日まで。 ~~ただし、8月31日までに工事完了し、使用できるように中間検査を完了させること。~~
特.1.3	工事作業時間	・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。
特.1.4	作業休日	・原則として日曜日及び祝日とする。
特.1.5	工事場所の環境	・工事場所：青葉幼稚園　浦安市当代島三丁目１２番１号 北部認定こども園　浦安市北栄三丁目２０番２号 見明川認定こども園　浦安市弁天三丁目１番３号 富岡幼稚園　浦安市富岡一丁目１番２号 美浜南認定こども園　浦安市美浜三丁目１５番２号 ・工事車輌の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。
特.1.6	公害防止	・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。
特.1.7	安全対策	・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輌の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。
特.1.8	工事用道路	~~・仮設道路を整備する。幅員　m、延長　m~~ ~~・砕石敷き・鉄板敷き~~
特.1.9	仮囲い	・仮設計画図（参考）を基本とする。 ~~・万能鋼板(H=3,000)修景に配慮した物とする。　延長　m~~ ~~・B型バリケード(H=1,800)程度とする。　延長　m~~
特.1.10	工事内容掲示板の設置	・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表 建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。
特.1.11	残土・産業廃棄物の処理	・再生資源の利用促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。
特.1.12	諸官公署による指導	・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。
特.1.13	光熱水費等	~~・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。~~ ・本施設のものを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。
特.1.14	受電に伴う主任技術者の立会い	~~・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。~~
特.1.15	経年検査	・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ~~竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築・設備全般について経年検査を行う。~~ ~~立会者：請負者各工事担当者・主任技術者~~
特.1.16	環境に対する配慮	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型(超低騒音型含む)機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・CO等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。
特.1.17	建物解体に関する法令の遵守	・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則・建設ﾘｻｲｸﾙ法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。
特.1.18	浦安市検査監理課による検査	・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。
特.1.19	契約時に提出する書面	・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条にに基づく書面を契約書とともに提出すること。 （１）建築物解体:延べ面積　80㎡以上 （２）建築物新築・増築:延べ面積　500㎡以上 （３）建築物修繕・模様替え:　請負代金　1億円以上 （４）土木工事等:請負代金　500万円以上
特.1.20	設計変更等	・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。
特.1.21	LED照明器具の採用について	~~・JIS C7550：2011 4.4リスクグループ分類内の免除グループのLED器具であること。~~
特.1.22	フロン排出抑制法の遵守	・空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が運営する冷媒管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 ・フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に入力すること。 ・機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書、フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 ・なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。
1.1.1	標準仕様書の適用範囲	・標準仕様書の通りとする。
1.1.2	用語の定義	・標準仕様書の通りとする。
1.1.3	官公署その他への届出手続等	・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。
1.1.4	工事実積情報の登録	・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）
1.1.5	書類の書式等	・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。
1.1.6	別契約の関連工事	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 Ａ．別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 Ｂ．本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。
1.1.7	設計図書等の取扱い	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.13による。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０１
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（１）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０２
	作成日 令和７年３月	全３９葉

項目		特記事項
1.1.8	疑義に対する協議等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.9	工事の一時中止に関わる事項	・標準仕様書の通りとする。
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	・標準仕様書の通りとする。
1.1.11	特許権等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.12	文化財その他の埋蔵物	・標準仕様書の通りとする。
1.1.13	関係法令等の遵守	・標準仕様書の通りとする。
1.2.1	実施工程表	・標準仕様書の通りとする。
1.2.2	施工計画書	・標準仕様書の通りとする。
1.2.3	施工図等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・施工図の製作は円滑に行うこと。また施工図を製作後速やかに関連する設備担当者と打合せ、遺漏のないことを確認した後、監督職員へ提出し、承認を受けること。 ・承認期限は工事着工の約７日前に承認を受けること。
1.2.4	工事の記録	・標準仕様書の通りとする。
1.2.5	工程会議及び工程表	・請負者は週間工程、月間工程を作成すると共に、~~週１回の割りで日を定め、~~関係者全員による工程会議を行いお互いにそれぞれの事項を確認し合うこと。
1.2.6	提出書類等の様式	・工事に関する各種書類の形式及び体裁は、浦安市営繕工事書類作成の手引きによる。
1.2.7	提出書類	Ａ．着工時 １．現場代理人・主任技術者・監理技術者届　２部 ２．全体工程表　３部 ３．設計図面製本・~~設計図書縮小版~~　５部 ４．総合仮設計画　１部 Ｂ．工事中（監督職員の指示による。） １．工事工程表(月間・週間)　１部 ２．工事打合せ議事録（質疑回答書・指示書）　１部 ３．工事記録写真　１部 ４．検査願・立会検査結果　１部 ５．工事使用材料承諾願　１部 ６．施工計画書（各工種）　１部 ７．下請業者リスト　１部 ８．製造業者リスト　１部 ９．産業廃棄物処理計画書　１部 １０．施工図及び製作図承諾願　１部 １１．工事進捗状況報告書　１部 Ｃ．検査時（工事中提出書類の報告書の他、次に挙げるものとする。） １．使用材料品質証明報告書　１部 ２．産業廃棄物処理報告書　１部 ３．工事完成図報告書　１部
1.2.8	色、柄等の指示	・監督職員により決定したものを色見本帳として作成し、提出する。
1.3.1	施工管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.2	施工管理技術者	・標準仕様書の通りとする。
1.3.3	電気保安技術者	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ~~・要~~　・不要
1.3.4	工事用電力設備の保安責任者	・標準仕様書の通りとする。

項目		特記事項
1.3.5	施工条件	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事用車両の駐車場所　※図示　Ａ－３７図参照 ~~・資機材置き場　※図示~~ ~~・建設発生土仮置場　※図示~~
1.3.6	品質管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.7	施工中の安全確保	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事の着手に際し、総括安全監理責任者を定め、工事場に出入りする下請業者それぞれの安全責任者を統合した安全委員会を組織し、工事に携わる全ての職員・作業員を対象に随時安全教育を行うなどして現場内の保全対策を周知せしめ、工事場内を常に安全に保つための努力を怠らぬように注意する。 また、工事場の労務者その他出入りの管理・風紀衛生の取締に十分注意する。 また、休務日の安全管理に十分注意する。 大型資材搬入時、道路掘削工事・大型車輌使用工事等の際には交通整理員を配置し車輌の整理を行い、事故の完絶を図ること。特に学校・幼稚園等が付近にある場合は十分な安全対策を行うこと。
1.3.8	交通安全管理	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事により生ずる各種公害は極力これを防止するように努める。特に騒音･振動･塵埃については注意し必要に応じ周辺住民町内会あるいは事業所等と工程・作業時間・道路使用等の事前打合わせをするなどして、工事の円滑な進捗を計るものとする。日曜・祝日は原則として休務日とする。 特に騒音･振動を伴う作業は行ってはならない。 尚、浦安市環境保全条例及び指導に従い工事を行う。
1.3.9	災害時の安全確保	・標準仕様書の通りとする。
1.3.10	施工中の環境保全等	・標準仕様書の通りとする。
1.3.11	発生材の処理等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・場外搬出適切処理。 ・市に引き渡す発生材は発生材調書と共に引渡す。 ・監督職員の指示により処理。 ・発生材の処理の運搬処分地等は関係法令等に従いこれを行う。 ・処分に当たりその通行経路・運搬台車・処分地等の計画書を監督職員へ提出し、承諾を受ける。
1.3.12	養生	・標準仕様書の通りとする。
1.3.13	後片付け	・標準仕様書の通りとする。
1.3.14	各種保険	・請負者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、請負者が必要と考える各種保険(火災保険・賠償責任保険等)に加入すること。 請負者は自己の責任をもって監督職員の承諾する妥当な金額の各種保険を付し、その写しを提出する。
1.3.15	周辺環境の調査及び管理	・工事着手に先立ち、周辺民家･事業所等の建物及び公園用地の現状を出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあると予見できる箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 ・工事期間中も定期的に調査すること。 ・特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 ・工事による隣地･公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によってすみやかに復旧すること。
1.4.1	環境への配慮	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・構造材、仕上材、造作材、塗装材、下地材、断熱材、緩衝材、家具材等及び加工(接着剤含む)に使用する材料は、特記なき限りﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾃﾞﾋﾄﾞに関する規制対象外建材(Ｆ☆☆☆☆又は大臣認定品)とする。 変更によりＦ☆☆☆以下の材料を使用する場合は、関係法令を遵守し、監督職員の承諾を得ること。

項目		特記事項
1.4.2	材料の品質等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会等)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ・建築材料の製造所･製品及び施工業者などは、特記された物、又は同等品以上とし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。ただし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
1.4.3	材料の搬入	・標準仕様書の通りとする。
1.4.4	材料の検査等	・標準仕様書の通りとする。
1.4.5	材料の検査に伴う試験	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.4.6	材料の保管	・標準仕様書の通りとする。
1.5.1	施工	・標準仕様書の通りとする。
1.5.2	技能士	・標準仕様書の通りの他、適用については次に挙げるものとする。 ~~・下記表中○印の工種について適用する~~　・適用しない

適用工事種類	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄鋼作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業 ・自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業　・壁装作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	・造園工事作業

項目		特記事項
1.5.3	技能資格者	・標準仕様書の通りとする。
1.5.4	一工程の施工の確認及び報告	・標準仕様書の通りとする。
1.5.5	施工の検査等	・標準仕様書の通りとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.5.6	施工の検査等に伴う試験	・標準仕様書の通りとする。
1.5.7	施工の立会い等	・標準仕様書の通りとする。
1.5.8	工法の提案	・標準仕様書の通りとする。
1.5.9	化学物質の濃度測定	・施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定物質は、次による。 ・学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ~~・その他　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン~~ その他、濃度測定箇所・方法等については監督職員の指示による。
1.6.1	工事検査	・標準仕様書の通りとする。
1.6.2	技術検査	・標準仕様書の通りとする。
1.7.1	完成時の提出図書	・整理箱にて納品すること。 (参考品番)積水ｶｾｲ成型株式会社　S-54-Ⅱ、ﾌﾀS-54 （上記以外の整理箱を使用する際は監督職員の承認を得ること。）
1.7.2	完成図	・標準仕様書の通り他、次に挙げる竣工図書を引渡しと共に提出する。 ~~Ａ．竣工図２つ折り製本　（白焼）　１部~~ Ｂ．竣工図２つ折り製本縮小版　（白焼）　３部 Ｃ．施工図２つ折り製本（白焼）　１部 Ｄ．竣工引渡書　１部 Ｅ．竣工図PDF・CADﾃﾞｰﾀ(浦安市指定ﾌｫｰﾏｯﾄによる。)　１部 ※竣工図作成において工事中の設計変更による図面修正を含むものとする。 Ｆ．浦安市工事検査提出図書一式（決裁を受けたもの。）　１部
1.7.3	保全に関する資料	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ~~・長期保全計画書を作成し提出する。~~
1.7.4	記録	・工事記録写真及び竣工写真の作成は、次の通りとする。 Ａ．工事着手前の状況写真（Ｌ判）　１部 Ｂ．工事状況写真　（Ｌ判）　１部 ※上記写真作成は、浦安市工事写真管理基準及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）による。 ~~Ｃ．竣工写真(金文字黒表紙)1部、PDFﾌｧｲﾙ1部~~ ~~※カラー写真とし、各面の外観(夜景1面)、内観各室1カット程度を監督職員の指示に従って、監督職員の承諾する撮影業者に撮影させること。~~

※図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　電気設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　機械設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築木造工事共通仕様書　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築物解体工事共通仕様書　(最新版)

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０２
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（２）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０３
	作成日 令和７年３月	全３９葉

浦安市工事特記仕様書（石綿含有建材を使用する建築物の解体工事に係る特記仕様書）

項目	特記事項

1.1 一般事項

石綿等の取扱については、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)（以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等を遵守すること。 <標準9.1.1><共通6.1.1～2>

この特記仕様書に記載されていない事項は「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」等による。（各最新版）

この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。

1.2 発注者からの情報

石綿則第8・9条に基づき、発注者は石綿に関する下記情報を受注者に提供するとともに法令に基づく調査への配慮をするものとする。

⊙竣工図面　⊙工事書類（過去実施）　⊙石綿含有調査報告書

1.3 事前調査

石綿則第3条、大気法第18条により、事前調査を実施すること。

また、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号）に基づく方法（下記）による。

<標準1.5.1><共通6.1.3>

⊙JISA1481-1または2の「アスベスト定性分析」によるものとする。

1.2の「発注者からの情報」以外に、分析調査等が必要となった場合は、事前に監督職員に報告し、協議すること。

調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議すること。

1.4 調査結果報告・届出

調査結果は、図面等に記録し、書面により監督職員に報告すること。

また、各法の工事内容・規模等に応じて、必要な届出・報告を各法の定める期限内に遅滞なく行うこと。 <標準1.5.1><共通6.1.3>

1.5 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所は下記による。 <標準9.1.1(5)><共通6.1.4>

測定方法は、「JIS K 3850-1　空気中の繊維状粒子測定方法－第1部－：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

・測定時期・測定場所・測定点は下記のとおりとする。

適用	測定名称	測定時期	測定場所（注１）	測定点	室名等
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	点	
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	点	
・	測定４		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	点	
・	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	点	
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	点	
・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内又は敷地境界	点	
測定点総計				点	

注1：監督職員と協議し決める。

なお、事前調査の結果及び新たな箇所で石綿含有物の撤去が必要となった場合は、上記測定内容を監督職員と協議すること。

~~・測定時期・測定場所・測定点は別紙図　　のとおりとする。~~

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５mm		４７mm
試料の吸引流量	１L／min	５L／min	１０L／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	長さ５μm以上、幅３μm未満 アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／L	０．４７本／L	０．３本／L

1.6 除去工事共通事項

記録する項目

ア．測定結果
イ．測定時間
ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
エ．サンプリング条件
　（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ．マウンティング法
カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
キ．測定時（各測定場所ごと）の
　天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関

都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、施工計画書に記載し、報告すること。

事前に「建築物解体工事共通仕様書」及び「石綿則」に定められた内容を盛り込んだ施工計画書及び工事に相応した技術を有することを証明する資料(建築物解体工事共通仕様書6.2.1)を監督員に提出し、承諾を得た後に施工を行なうこと。

専門工事業者 <標準9.1.2(1)><共通6.2.1>

石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。

石綿作業主任者 <標準9.1.2(2)><共通6.2.2>

石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

石綿作業主任技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

除去作業者の教育 <標準9.1.2(3)><共通6.2.3>

作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <標準9.1.2(4)><共通6.2.4>

産業廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置する。ただし、石綿含有整形板の除去工事を除く。

施工区画 <標準9.1.2(5)><共通6.2.5>

石綿含有建材の除去に当たり、直接除去を行う区域（場所）、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成する廃棄物保管場所等で、除去工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。

表示及び掲示 <標準9.1.2(6)><共通6.2.6>

※作業場等の見やすいところに掲示するもの
　※喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外立入禁止
　※石綿作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項
　※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要
　※石綿を取り扱う作業場であること（石綿有の場合）
　※石綿の人体に及ぼす作用
　※石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具
　※運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱注意事項
※労働者及び周辺住民の見やすいところに掲示するもの
　※「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」
　（特定粉じん排出等作業を行う場合は届出の内容を上記に追記する）
※公衆が見やすいところに掲示するもの
　※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要

保護具等 <標準9.1.2(8)><共通6.2.7>

石綿則に基づき、作業内容に応じた、呼吸用保護具（半面系は保護めがね又はフードを併用）を使用すること。

保護衣・作業衣 <標準9.1.2(9)><共通6.2.8>

石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。ただし、隔離空間で作業する場合は、保護衣を使用する。

保護衣はJIS T 8115（化学防護服）の浮遊個体粉塵防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、原則使い捨てのものとする。

作業衣は、石綿が付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

1.7 作業計画

石綿解体工事開始前に作業計画を作成し、監督職員の承認をえること。

石綿解体ﾚﾞﾙ1・2は法に基づき、関係省庁に計画届等を届出すること。

1.8 保管、運搬及び処分

一定の場所に、他の建設副産物と分別保管し、シートで覆うなど飛散防止処置を講ずる。また、保管場所の表示（内容）をする。なお、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管すること。

運搬及び処分を委託する場合は、委託契約書及びマニュフェストに、必要事項を記載すること。（吹付け材及び保温材は、固形化又は安定化の方法、廃石綿等込を、成形板は石綿含有廃棄物込を記載）

隔離養生に用いたｼｰﾄ、使用した使い捨て保護衣等、高性能真空掃除機ﾌｨﾙﾀｰ、粉じんﾌｨﾙﾀｰ等は粉じんが飛散しないようにし、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(0.15mm以上、二重梱包)に密封する。

運搬車及び運搬容器は、飛散及び流出のおそれがないものとし、荷台に覆いをかけるなどの飛散防止措置を講ずること。

廃棄する石綿含有物により、中間・最終処分場に運搬し処分すること。

集積及び積込に当たっては高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努めること。

また、成形板は原形のままﾌﾟﾗｽﾁｯｸｼｰﾄにて梱包するか、原形のまま入れることの出来る十分な大きさ且つ丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れるなど飛散防止等の処置を講じる。やむを得ず破損した成形板の廃材は湿潤化のうえ、丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れ飛散防止の処置を講じること。

除去した石綿含有物等を現場に保管する場合は一定の保管場所を定め他の廃棄物と分別して保管するものとし、ｼｰﾄで覆う等飛散防止の処置を講ずること。

<標準9.1.2(7)・9.1.3(3)・9.1.4(3)・9.1.5(3)・9.1.6(4)>
<共通6.3.3・6.4.4・6.5.4>

1.9 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

作業場等の隔離等 <標準9.1.3(1)><共通6.3.1>

※　作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※　床面	※　0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※　壁面	※　0.08mm以上のプラスチックシート等

セキュリティーゾーンの設置 <標準9.1.3(1)><共通6.3.1>

※　下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※　更衣ロッカー　※　呼吸用保護具保管箱 ※　新品の保護具　※　洗顔(眼)、うがい設備
※	洗身室	負圧	※　エアシャワー（温水シャワー）
※	前室	負圧	・　高性能真空掃除機　HEPAﾌｨﾙﾀ付(同等性能可) ・　使用済み保護衣保管かご

※上記、隔離シートの性能及びセキュリティーゾーンの設置の特例（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書をを取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。

除去 <標準9.1.3(2)><共通6.3.2>

石綿含有吹付け材に飛散抑制剤を散布し、湿潤化した後除去する。

また、飛散抑制剤の効果を確認し、除去すること。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

除去物及び汚染等 <標準9.1.3(2)><共通6.3.2>

除去物を湿潤化又は固形化し、耐水性の材料で密封処理（二重袋梱包）すること。（隔離シート、使用済み保護衣、各フィルタ含む）

確認及び後片付け <標準9.1.3(4)><共通6.3.4>

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

隔離シートを撤去する前に付着物を除去し、室内の空気を吸引・ろ過し隔離内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、確認後に撤去すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.10 石綿含有保温材の除去

石綿含有保温材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

<標準9.1.4><共通6.4.1～3.5>

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

除去及び除去後の各作業については、1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法の場合にも1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

1.11 石綿含有成形板の除去

石綿含有成形板の除去工事　・行う　⊙行わない

（適用範囲　　）

<標準9.1.5><共通6.5.1～3.5>

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

作業場（内部）は隔離シートで囲むこと。仕様は1.9「石綿含有吹付け材の除去」と同様の性能のシートで囲むこととする。

石綿含有成形板の除去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等を散布し、十分に湿潤化し、原型のまま、手ばらしすること。特に釘・ﾋﾞｽ周りを十分に湿潤化すること。また、除去作業中も石綿含有を常に湿潤な状態に保つため、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等の吹付けを行うこと。

石綿含有成形板がくぎ･ﾋﾞｽ等により下地材に固定化されている場合は事前にくぎ･ﾋﾞｽ等を取り除き成形板に破損が及ばないように除去すること。

石綿含有成形板の除去作業は「手ばらし」とし、可能な限り破断を伴わない方法で行なうものとするが、やむを得ず破壊しなければならない場合は、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等を吹付け、湿潤化した状態で作業を行なうこと。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

確認及び後片付け <標準9.1.5(4)><共通6.5.5>

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.12 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去工事　⊙行う　・行わない

（適用範囲　　）

施工区画し、内部においては隔離シートも行うこと。（仕様1.11）

撤去方法は関係法令・技術指針等を遵守し、行うこと。

水洗工法を実施する場合は、使用した液体が飛散しないよう養生する他使用済みの液体を適切に回収すること。

<標準9.1.6>

特.1 施工記録報告書の提出

下記の書類を提出すること。

1．施工計画書（作業計画・産業廃棄物処理計画）
2．工事記録及び工事写真
3．産業廃棄物処理記録
4．事前調査結果報告書
5．法令に基づく官公庁等提出書類の写
6．作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
7．粉じん濃度測定結果（測定時間、測定位置、使用機器の規格・仕様（サンプリング条件）、測定方法、測定時の気候（風速込）
8．その他必要事項

特.2 工事写真

写真の撮り方は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方」に従い下記の撮影箇所、撮影項目を行なうが、下記に明示していない場合監督員と協議して定める。

撮影箇所は石綿解体の除去対象部位ごとに下記の①～③を施工手順ごとに実施内容が確認できる写真として記録すること。

撮影項目

①除去工事前：除去前の対象部位及び粉じん飛散抑制剤等の吹付け状況が確認できる写真。
②除去工事中：除去作業のやり方がわかる写真。成形板の場合は、中くぎやﾋﾞｽ等を取り除く際に除去する成形板が破損しないように作業している状況が確認できる写真。
③除去工事後：除去後の当該部位の状況及び除去物の梱包状況が確認できる写真。

特.3 その他

・石綿解体工事は関係者以外が作業区画にはいらないように対策を講じた上で行ない、原則として一時的に施設を閉鎖するか、又は、利用者がいない時間帯に行なうものとする。
・学校及び児童福祉施設等での石綿解体工事を実施する場合は、原則として、解体対象が室内であれば作業場周辺、外部であれば敷地に児童生徒がいない日(土・日・祝祭日、施設の休日）に行なうものとする。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０３
図面名称	美浜南認定こども園安全対策工事 浦安市工事特記仕様書（３）	縮尺 －	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０４
		作成日 令和７年３月	全３９葉

工事名称　　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所

美浜南認定こども園
千葉県浦安市美浜三丁目15番2号

2 改修建物概要

建物名称	構造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)	備考
美浜南認定こども園　園舎	RC造	地上２階	ー	1,136.08	

3 工事種目　（ ● 印の付いた種目）
○大規模改修　　○構造改修　　○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

4 工事内容　（ ● 印の付いた種目）

(1) 大規模改修

外　部

○屋上防水改修　　●外壁改修　　●金属製建具一部取り替え
○ガラス取り替え　　○サッシ廻りシーリング打ち替え　　○ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ取り替え
○屋上手摺取り替え　　○竪樋取り替え　　○ガラスシール替え
○＿＿＿＿　　○＿＿＿＿　　○＿＿＿＿

内　部

●天井張り替え　　●内壁塗り（貼り）替え　　●巾木塗り（貼り）替え
●床張り替え　　○便所改修　　○障害者便所設置
○便所地下ピット設置　　○土間配管（配線）ピット設置　　○＿＿＿＿
○木製建具取り替え　　○黒板張り替え　　○掲示板張り替え
○教壇取り替え　　○ロッカー取り替え　　○＿＿＿＿
○＿＿＿＿　　○＿＿＿＿　　○＿＿＿＿

(2) 構造改修

○構造壁設置　（鉄骨ブレース壁 ＿＿箇所、RC造＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿）
○柱設置　（RC造 ＿＿箇所、S柱 ＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿）
○柱補強　（鉄板巻き ＿＿箇所、RC増打＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿）
○その他　（RC袖壁 ＿＿箇所、RC床＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿）
（片持ち梁二次部材補強、ＣＢ壁撤去＿＿＿＿＿＿＿）

(3) その他

○＿＿＿＿＿＿＿
○＿＿＿＿＿＿＿

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様

(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
●公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
●公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
●建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）

(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図、機械設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（⊗及び○は適用しない。）
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) Ｇ 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項目	特記事項

1 各章共通事項

● 1　適用基準等

●建築工事標準詳細図　（令和4年）
●営繕工事写真撮影要領　（令和3年）
●建築工事安全施工技術指針　（平成27年）
●建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年）
●千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成28年）
●公共建築木造工事標準仕様書　（令和4年）
●デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国営整第221号　平成29年3月1日）
●施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月）
○＿＿＿＿＿＿＿＿

● 2　工事実績情報の登録　[1.1.4]

最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。
(1) 工事受注時　　契約締結後10日以内
(2) 登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内
(3) 工事完成時　　工事完成後10日以内

● 3　発生材の処理等　[1.3.12]

発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。

○ 4　適用区分

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○風圧力
風速(Vo＝ ＿＿m/s)
地表面粗度区分（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ）
○積雪荷重
平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（＿＿＿＿）

○ 5　電気保安技術者　[1.3.3]

○自家用電気工作物　　○一般電気工作物
ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。
工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（＿＿＿＿）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。

○ 6　工事用電力設備の保安責任者　[1.3.4]

工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。

● 7　条件明示項目　[1.3.5]

フレックス工期契約制度
●適用する　工事着手期限　（令和＿年＿月＿日）、工期の終期日（令和＿年＿月＿日）
留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条）
~~(1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。~~
~~(2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。~~
~~(3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。~~
~~(4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。~~
~~(5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。~~
~~(6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）~~
○適用しない

工事を施工しない日・時間帯
●令和7年7月20日　～7年10月31日　＿：＿　～＿：＿
○令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿

資材置場及び駐車場所
●　敷地内　　○敷地外（　○無償　　○有償）
（千葉県＿＿市＿＿町＿＿丁目＿番地＿号）

部分使用
●有り　　○無し
令和7年9月1日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。
部分使用箇所（施工範囲すべて＿＿＿＿＿＿＿＿）

● 8　環境への配慮　[1.4.1]

建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。
(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
(2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
(3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
(4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

● 9　材料の品質等　[1.4.2]

1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。
3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。
ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
(3) 安定的な供給が可能であること。
(4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
(5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
(6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。
5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料
床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水材、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた

●10　材料の試験　[1.4.5]

コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。

○11　ワンデーレスポンス

本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち(２４時間以内)」に回答するよう対応することである。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。
(1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。
(2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

○12　石綿含有建材の調査　[1.5.1]

調査
⊗石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。^m
貸与資料(＿＿＿＿＿＿)
○分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法

材料名	定性分析方法 (JIS A 1481-1)または(JIS A 1481-2)	定量分析方法 (JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）

サンプル数　　1箇所あたり３サンプル
採取箇所
○図示による　　○＿＿＿＿＿＿

○13　技能士　[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業
外壁改修工事	○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業
建具改修工事	○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業
内装改修工事	○自動ドア施工作業 ○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業
塗装改修工事	○建築塗装作業
耐震改修工事	○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業
ブロック工事	○コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣ工事	○ＡＬＣパネル工事作業
石工事	○石張り作業
植栽工事	○造園工事作業

○14　化学物質の濃度測定　[1.7.9]

施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。
測定対象物質は、次による。
○学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン
○庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン
着工前の測定　　○行う　　○行わない
測定対象室　　○仕上表による　○図示　　○＿＿＿＿
測定箇所数　　○仕上表による　○図示　　○＿＿＿＿
測定時間　　⊗24時間　　○＿＿＿＿
（「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照）
~~測定はパッシブ型採取機器により行う。~~
その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。

●15　中間検査　[1.8.2]

●中間検査を実施する　（回数：　1回）
実施時期：　令和 7年 8月30日
中間検査の範囲　（部分使用範囲＿＿＿＿）

○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。
(1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。
(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

●16　完成時の提出図書等　[1.9.1～3][表1.9.1]

工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様		部数
⊗完成図面	○図面（A1版）折りたたみ製本 ●図面（A3版）見開き製本	サイズ ○A4 版 / ●A4 版	⊗ 1 部 ● 3 部
⊗工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		⊗ 1 部 ○　部
○完成写真	○　キャビネ判 ○＿＿＿＿	撮影箇所 ○ 2箇所 / ○　箇所	○ 1 部 ○　部
⊗保全に関する資料			⊗ 1 部 ○　部
⊗電子成果品	電子納品による		⊗ 2 部 ○　部

⊗完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。

●17　ＣＡＤデータ

設計図ＣＡＤデータ　⊗貸与する　　○貸与しない
貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。

○18　電子納品

1 本工事は、電子納品の対象工事である。
電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。
2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。
3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。また、その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。
なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。
4 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

●19　施工図等の取扱

施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

●20　県内生産品

受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。
メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp
なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。

○21　施設点検

本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、２年以内（原則として１年目）に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、施設改修課から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。

●22　埋設配管・配線及び鉄筋調査

あと施工アンカー工事
建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。

コア抜き、はつり工事等
⊗既存資料調査
●探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査
配管　配線等の位置の墨出しを行う。
範囲　　⊗図示
○放射線透過試験
労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。
(1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。
(2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。
(3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。
(4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。
(5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。
撮影枚数＿＿枚
フィルムサイズ　＿＿＿＿
コンクリート厚さ　＿＿cm

●23　設備工事との取合い

設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
施工範囲は別記－２（工事区分表）による。

●24　設計ＧＬ

⊗図示　　○設計ＧＬ＝現状ＧＬ

●25　安全対策

1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。
2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施行条件検討、安全点検等に協力すること。

●26　保険等

1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。
2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。
3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。

●27　過積載による違法運行の防止

工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。
(1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
(2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。
(3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受けるなど、過積載を助長するすることのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。

●28　工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。

●29　環境対策

受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。
(1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。
○大気汚染対策　　⊗騒音、振動対策　　○水質汚濁対策
○地盤沈下対策　　○防塵対策　　○一般廃棄物対策　　○交通障害対策
○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿）
(2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。
(3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。
(4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。
(5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。
(6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。

●30　創意工夫等

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名称	図番
青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	Ａ－０４
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書１	縮尺　－
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05 / 通し番号　０５
	作成日　令和７年３月 / 全３９葉

2 仮設工事

◉ 1 騒音　粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル　　○防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
○図示　○＿＿＿＿＿＿

◉ 2 足場その他

[2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

◉内部足場　　種別　⊠脚立、足場板等　○＿＿＿
○外部足場　　○設置する　　○設置しない
防護シートによる養生　⊠行う　○行わない
ネット養生シート（⊠防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類　○＿＿＿＿＿＿）

[表2.2.1]

材料、撤去材料等の運搬方法
○Ａ種　⊠Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種
○その他　（ダストシュート）
Ｃ種　利用可能なエレベーター（＿＿＿＿＿＿＿＿）
Ｄ種　利用可能な階段　（＿＿＿＿＿＿＿＿）

◉ 3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
◉既存部分　　養生方法　⊠ビニールシート　合板等　○＿＿＿＿＿
◉既存家具、既存設備等　養生方法　⊠ビニールシート等　○＿＿＿＿＿
◉既存ブラインド、カーテン等
養生方法　◉ビニールシート等　○＿＿＿＿＿
保管場所等　◉指定場所に保管、再取付け　○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動　◉行わない　○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

○ 4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　○図示　○＿＿＿＿＿＿＿
2 仮設間仕切りの種別と材質

種　別	下　地	仕上材（厚さ mm）	塗　装	充填材
○Ａ種	○木 ○軽量鉄骨	○せっこうボード（⊠ 9.5　○＿） 種類（○＿＿＿＿＿＿） ○合板（⊠ 9.0　○＿＿＿＿＿） 材種（＿＿＿＿＿＿）	○片面 ○なし	⊠有り
○Ｂ種				
⊠Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上材（厚さ mm）	塗　装	設　置　場　所	充填材
⊠木扉 ○鋼扉	⊠合板張り程度 ○＿＿＿＿＿	⊠無し ○片面	⊠図示　○＿＿か所	○有り ○無し

充填材　⊠グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）

○ 5 監督職員事務所

[2.4.1]

○既存建物内の一部を利用する　　○構内に設置する　　○設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度　　○２０㎡程度　　○３５㎡程度　　○ユニットハウス程度

○ 6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

◉ 7 工事用水

構内既存の施設　⊠利用できない
◉利用できる　（　⊠有償　○無償　）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する

◉ 8 工事用電力

構内既存の施設　⊠利用できない　◉利用できる　（　⊠有償　○無償　）

○ 9 仮囲い等

仮囲い　⊠成型鋼板　　Ｈ＝＿＿m　　Ｌ＝＿＿m
○ガードフェンス　　Ｈ＝１．８ｍ　　Ｌ＝＿＿m
○カラーコーン及びコーンバー　　Ｈ＝０．７ｍ　　Ｌ＝＿＿m
出入口　○シートゲート　　Ｈ＝＿＿m　　Ｌ＝＿＿m　　＿＿箇所
○キャスターゲート　　Ｈ＝１．８ｍ　　Ｌ＝＿＿m　　＿＿箇所

○10 仮設道路

○砕石敷き　（厚さ＿＿mm　幅　＿＿mm）　Ｌ＝＿＿m
（砕石は、再生クラッシャラン Ｇ を使用）
○鋼板敷　（長さ６ｍ　幅１．５ｍ　厚さ２２mm ）　＿＿枚

◉11 交通誘導員

配置人数　１０人
配置期間　施工期間　資材・重機　搬入搬出時
配置場所　工事車両進入口

3 防水改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　　○図示　○＿＿＿＿＿
調査方法　　○図示　○＿＿＿＿＿
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○＿＿＿＿＿
調査報告書　提出部数　○２部　○＿＿＿＿＿

○ 2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

⊠　改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
既存防水層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　○行う（○M4AS　○M4ASI　○M4C　○M4DI　○L4X）
○行わない

○ 4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　○図示　○＿＿＿＿＿
POS工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　⊠改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　○＿＿＿＿
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理　○図示　○＿＿＿＿

○ 5 アスファルト防水

[3.3.2～5][表3.3.3～10]

屋根保護防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○P2A	○A-1 ⊠A-2 ○A-3			⊠ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上 又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ○＿＿＿＿
○P1B	○B-1 ⊠B-2			
○P2AI	○AI-1 ⊠AI-2 ○AI-3		(種類) ⊠JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	⊠ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度
○P1BI	○BI-1 ⊠BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　⊠水下　80mm以上　○＿＿＿＿＿
床タイル張り　⊠水下　60mm以上　○＿＿＿＿＿
立上り部の保護工法
○既存保護材（品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表による）
窯業系パネルⅠ類　（厚さ＿＿＿(mm)　幅＿＿＿(mm)）
○コンクリート押え
○モルタル押え（屋内）
○れんが押え　（ ⊠JIS R 1250　○＿＿＿＿＿）

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○M4C	○C-1 ⊠C-2 ○C-3 ○C-4			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	
○M3D ○P0D	○D-1 ⊠D-2			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○P0DI ○M3DI ○M4DI	○DI-1 ⊠DI-2		改修特記仕様書3.3.2(9) (種類) ○＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿	○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
⊠図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　⊠アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○＿個

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種　別	施　工　箇　所
○Ｐ１Ｅ ○Ｐ２Ｅ	○Ｅ－１ ○Ｅ－２	

保護層　○設ける（⊠図示　○＿＿＿）
○設けない
○Ｅ－１の工程３を行う部位
⊠貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　○＿＿＿＿＿
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿
屋上排水溝　○図示　○＿＿＿＿＿

○ 6 改質アスファルトシート防水

[3.4.2～4][表3.4.1～3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○MA4S	○AS-T1 ○AS-T2 ○AS-J2			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	
○M3AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○P0AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1 ○AS-J3			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○M3A SI ○M4A SI ○P0A SI	○ASI -T1 ○ASI -J1		改修特記仕様書3.4.2(3)(ｳ) (種類) ○＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿	○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない 防湿層 ○設ける ○設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
⊠ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿＿
材料による区分　⊠Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
⊠アルミニウム製　L-35×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿＿
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定
設置数量　⊠改質アスファルトシートの製造所の指定　○＿個
絶縁断熱工法の防湿用シート　○設置する　○設置しない

○ 7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4][表3.5.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0S ○S4S	○S-F1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
	○S-F2					○適用する	
	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	
	○S-M2					○適用する	
○S3S	○S-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○		○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
○M4S	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-M2					○適用する	
○P0SI ○S3SI ○S4SI ○M4SI	○SI-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○	改修特記仕様書3.5.2(3) (ｴ)(b) (種類) ○＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
	○SI-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
	○SI-M1		改修特記仕様書3.5.2(3) (ｴ)(a) (種類) ○＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	⊠ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○	○適用する	
	○SI-M2					○適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　⊠非歩行仕様　○軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム　○設置する　○設置しない

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚(mm)	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
○PIS	○S-C1		○＿＿＿＿	⊠7mm以下 ○＿＿＿

平場の保護モルタル床塗りにおける床の目地の目地割り及び種類
目地割　⊠2㎡程度、最大目地間隔3m程度　○＿＿＿＿＿
目地の種類　⊠押し目地　○＿＿＿＿＿
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
⊠改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
○JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（＿＿＿＿）　厚さ（＿＿）mm
絶縁用シートの材質　⊠発泡ポリエチレンシート　○＿＿＿＿＿
固定金具の材質、形状及び寸法
⊠厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○＿＿＿＿＿
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠ルーフィングシート製造所の指定による
設置数量　⊠ルーフィングシート製造所の指定による　○＿個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
○行う（　○図示　○＿＿＿＿＿）　○行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-FI、SI-F1の場合）
○行う（　○図示　○＿＿＿＿＿）　○行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3 ）倍の風圧力に対応した工法

○ 8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	⊠X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚ ○設ける ○設けない
○L4X	○X-1 ⊠X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　⊠主材料の製造所の仕様　○＿＿
設置数量　⊠主材料の製造所の仕様　○＿個

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○設ける ○設けない
○P2Y	⊠Y-2 ○＿＿		⊠主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿	○設ける ○設けない

○ 9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
○シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　○適用する　○適用しない
エッジング材張り　○適用する　○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）

仕上を行わない施工箇所　○図示　○＿＿用
シーリング材の目地寸法　⊠図示　○＿＿＿
接着性試験　⊠簡易接着性試験　○引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
○１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
○２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取箇所　計＿＿＿箇所
２）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。
３）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

○10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　10年
○合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　○10年　○15年
○塗膜防水　5年　（X-1工法は、10年）
⊠受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０５
図面名称　奥浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書２	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０６
	作成日 令和７年３月	全３９葉

3 防水改修工事

○11　とい　　[3.8.2、3][表3.8.1]

といその他の材種
○配管用鋼管　　○硬質ポリ塩化ビニル管　　○ルーフドレン
○表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　○＿＿＿＿＿）　　○＿＿＿＿＿

ルーフドレンの種別及び呼び

種別		呼び	施工箇所
○ろく屋根用たて形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○ろく屋根用横形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○バルコニー中継用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	
○バルコニー用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	

とい受金物の材種、形状及び取付け間隔　　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　　○＿＿＿
足金物の材種、形状及び取付け間隔　　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　　○＿＿＿
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔　　⊠0.5m 以下
防露材のホルムアルデヒド放散量　　⊠Ｆ☆☆☆☆
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法　　⊠図示　　○＿＿＿＿
鋼管製といの防露巻き　　⊠改修標準仕様書表3.8.4による　　○＿＿＿＿
たてどい受金物の取付け　　⊠図示　　○＿＿＿＿
ルーフドレンの取付け　　⊠水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○12　アルミニウム製笠木　　[3.9.2、3][表3.9.1]

種類　○オーブン形式（○押出250形　　○押出300形　　○押出350形　）
　　○板材折曲げ形（○ オーブン形式　○ シール形式　）
　　本体幅（＿＿＿）mm　　板厚（⊠2.0mm　　○＿＿mm　）

表面処理　種別（＿＿＿）種
　　色合　○標準色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○特注色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
既存笠木等の撤去　○行う（範囲　○図示　　○＿＿＿＿＿＿＿）
　　○ 行わない
下地補修の工法　　⊠図示　　○＿＿＿＿＿
板材折曲げ形の笠木の取付方法　　⊠図示　　○＿＿＿＿＿
笠木の固定金具の工法等
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法

3-2 屋根工事

○ 1　長尺金属板葺　　[13.2.2、3)(表13.2.1、2)]

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	⊠JIS G 3322の屋根用 着色　○有 ○＿＿＿	○5類（AZ150） ○＿＿＿＿＿	○0.4 ○0.5 ○＿	○心木なし瓦棒葺 ○立平葺 ○蟻掛葺　横葺 ○＿＿＿	

下葺材料　　○アスファルトルーフィング940
　　○改質アスファルトルーフィング下葺材
　　（　○一般タイプ　　○複層基材タイプ　　○粘着層付タイプ　）
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め　　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○設置しない

○ 2　折板葺　　(13.2.2、3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ﾋﾟｯﾁによる区分 山高	山ﾋﾟｯﾁ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○重ね形 ○はぜ締め形 ○かん合形			（ ＿）種	⊠鋼板製 ○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		○有り ○無し	○30分 ○無し

材料　鋼板の種類（⊠JIS G 3322の屋根用　（着色　○有　○＿＿））
　　塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（○5類(AZ150)　○＿＿）
断熱材張り　○行う（種別：＿＿＿＿＿、厚さ(mm)：＿＿＿、防火性能：＿＿時間）
　　○行わない
耐雪性能に対応した工法の適用　　○適用する　　○適用しない
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　折板のけらば納め　　⊠けらば包みによる方法　　○＿＿＿＿＿＿
雪止め　　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○設置しない

4 外壁改修工事

○ 1　施工数量調査　　[1.6.2、3]

調査範囲　○外壁改修範囲　　○図示の範囲
調査時期　○外壁仕上げ等除去前　　○外壁仕上げ等除去後
調査内容
　ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

　モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

　コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。
　塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

　既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　　○＿＿＿＿＿＿
　調査報告書（提出部数　○２部　　○＿＿＿＿）

4-1 外壁改修工事　コンクリート打放し仕上げ外壁

○ 1　ひび割れ部改修工法　　[4.1.4][4.2.4～7]

○樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿

4-2 外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁

○ 1　既存モルタル塗りの撤去

○ 2　ひび割れ部改修工法　　[4.1.4][4.3.5～8]

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿
○Ｕカットシール材充填工法
　○シーリング材
　　充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　○＿＿＿＿＿
　　シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
　　シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
　○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
　○パテ状エポキシ樹脂　　○可とう性エポキシ樹脂

○ 3　欠損部改修工法　　[4.1.4][4.3.9、10]

○充填工法
　○エポキシ樹脂モルタル　○ ポリマーセメントモルタル
○モルタル塗替え工法
　○現場調合材料
　　セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
　○既調合材料
　既製目地材　○使用する（形状　○図示　　○＿＿＿）
　仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4　浮き部改修工法　　[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○＿＿	⊠25 ○＿＿			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠50
○充填工法					
○モルタル塗替え工法					

アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
　○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　○＿＿＿＿＿＿
注入工法用材料
　○ポリマーセメントスラリー

広がり速度(cm/s)	長さ変化量(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

　保水係数　0.35～0.55
　粘調係数　0.50～1.00
充填工法用材料
　○エポキシ樹脂モルタル　　○ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料
　○現場調合材料
　　セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
　○既調合材料（　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　既製目地材　○使用する（形状　○図示　○＿＿＿）
　仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　⊠図示　○＿＿＿

4-3 外壁改修工事　タイル張り仕上げ外壁

○ 1　既存タイル張りの撤去

○ 2　タイルの形状、寸法等

○外壁タイル張り全面　○図示の範囲
　撤去範囲　⊠下地モルタルまで　○張付けモルタルまで

タイルの形状、寸法等　　[4.4.5、8]

施工箇所	形状／寸法(mm)	再生材料の適用	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ 3　ひび割れ部改修工法　　[4.1.4][4.4.5、6]

改修箇所　⊠既存タイル張り面
　　○既存タイル撤去面（　○コンクリート面　○モルタル面　）

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4　欠損部改修工法　　[4.1.4][4.4.5、7、8]

○タイル部分張替え工法
　接着剤の種類
　○ポリマーセメントモルタル
　○外壁タイル接着剤 JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
、
○タイル張替え工法
　張替え用材料
　○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
　○張付けモルタル　　（○現場調合材料　　○既製調合モルタル　）

　伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
　　⊠ 改修標準仕様書表4.4.2による　　○ 図示
　外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
　　○行う　　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
　下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　タイル張りの工法
　　外装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
　　ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
　シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
　下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　シーリング材の種類
　　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿
　　伸縮調整目地その他の目地　　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
　シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 5　浮き部改修工法　　[4.1.4][4.4.5、9～15]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○＿＿	⊠25 ○＿＿			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠50
○注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	○＿＿	○＿＿			⊠25
○タイル部分張り替え工法					
○タイル張り替え工法					

アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
　○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
　○＿＿＿＿＿＿
○タイル部分張替え工法
　接着剤の種類
　○ポリマーセメントモルタル
　○JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

○タイル張替え工法
　張替え用材料
　○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
　○張付けモルタル　　（○現場調合材料　　○既製調合モルタル　）
　伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
　　⊠改修標準仕様書表4.4.2による　　○図示
　外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
　　○行う　　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
　下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　タイル張りの工法
　　外装タイル　　○密着張り　　○改良圧着張り
　　ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
　シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
　下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　シーリング材の種類
　　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿
　　伸縮調整目地その他の目地　　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
　シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 6　目地改修工法　　[4.1.4][4.4.5、16]

○目地ひび割れ部改修工法
○伸縮調整目地改修工法
　伸縮調整目地の位置及び寸法　○図示　○＿＿＿＿
シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

4-4 外壁改修工事　仕上塗材仕上げ外壁等改修

○ 1　既存塗膜等の除去及び下地処理　　[4.5.4][表4.5.4～7]

工　法	処理範囲	下地処理（下地のひび割れ部等の補修）
○サンダー工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	○ひび割れ部改修工法 ○浮き部改修工法 ○欠損部改修工法
○高圧水洗工法 加圧力⊠30MPa程度以上	⊠既存仕上げ面全体 ○図示 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
○塗膜はく離剤工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	
○水洗い工法	⊠ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ○図示	

○ 2　下地調整塗材　　[4.5.2][4.5.4、5]

○下地調整塗材（Ｃ－１）
⊠下地調整塗材（Ｃ－２）
○下地調整塗材（ＣＭ－２）
○下地調整塗材Ｅ
○ ポリマーセメントモルタル

○ 3　仕上塗材仕上げ　　[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類
○薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装薄塗材Si	○＿＿＿	○砂壁状
○可とう形外装薄塗材Si	○＿＿＿	○ゆず肌状（○吹付け　○ローラー塗り）
○外装薄塗材E	○＿＿＿	○さざ波状　　○平たん状
○可とう形外装薄塗材E	○＿＿＿	○凹凸状（○吹付け　○こて塗り）
○防水形外装薄塗材E	○＿＿＿	○着色骨材砂壁状（○吹付け　○こて塗り）
○外装薄塗材S	○＿＿＿	○砂壁状じゅらく　○京壁状じゅらく

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装厚塗材C	○＿＿＿	○吹放し　○凸部処理　○平たん状
○外装厚塗材Si	○＿＿＿	○凹凸状　○ひき起こし　○かき落とし
○外装厚塗材E	○＿＿＿	上塗材　○適用する　○適用しない

○複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 複層塗材CE	○＿＿＿	○ゆず肌状　○凸部処理　○凹凸状
○ 可とう形複層塗材CE	○＿＿＿	耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 複層塗材Si	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 複層塗材E	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系
○ 複層塗材RE	○＿＿＿	樹脂　⊠アクリル系
○ 防水形複層塗材CE	○＿＿＿	○シリカ系　○ポリウレタン系
○ 防水形複層塗材E	○＿＿＿	○アクリルシリコン系　○ふっ素系
○ 防水形複層塗材RE	○＿＿＿	外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 可とう形改修塗材E	○＿＿＿	○平たん状　○さざ波状　○ゆず肌状 耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 可とう形改修塗材RE	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 可とう形改修塗材CE	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系 樹脂　⊠アクリル系 ○シリカ系　○ポリウレタン系 ○アクリルシリコン系　○ふっ素系 外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○ 4　マスチック塗材塗り　　[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

種別　○Ａ種　○Ｂ種

○ 5　外壁用塗膜防水材塗り　　[4.1.5][4.7.2～4][表4.7.1]

　仕上げの形状　○＿＿＿＿
　工法　　○＿＿＿＿
　仕上塗料の耐候性　○＿＿＿＿

　下地挙動緩衝材の適用
　　○適用する
　　○適用しない
　　コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章2節による
　　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-1章　外壁改修工事
　　コンクリート打放し仕上げ外壁による
　　モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修標準仕様書4章3節による　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-2章
　　外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁による
　吹付け工法の模様材の種類　○＿＿＿＿　　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
　外壁用仕上塗料の種類　　○＿＿＿＿　　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
　既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4.5.4(1)～(6)による

工事名称：青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番：Ａ－０６
図面名称：美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書３	縮尺：－	
担当課：健康こども部　保育幼稚園課	工事番号：07-05	通し番号：０７
	作成日：令和７年３月	全３９葉

5 建具改修工事

● 1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
● アルミニウム製建具		○	●	● 建具表による ○
○ 樹脂製建具			○	○ 建具表による ○
○ 鋼製建具	○ 外部	○	○	○ 建具表による ○
	○ 内部	○	○	○ 建具表による ○
○ 鋼製軽量建具		○	○	○ 建具表による ○
○ ステンレス製建具		○	○	○ 建具表による ○
○ 木製建具		○	○	○ 建具表による ○

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※図示 ○
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○
建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○ 2 防火戸 [5.1.4]
防火戸の指定
○ 指定する（適用箇所 ○建具表による ○ ）○指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
○ 連動させる （○建具表による ○ ） ○連動しない

○ 3 見本の製作等 [5.1.5]
建具見本の製作 ○行う（建具符号： ）
○行わない
建具見本制作の目的等（ ）
特殊な建具の仮組 ○行う（建具符号： ）
○行わない

○ 4 防犯建物部品 [5.1.7]
○ 適用する（○建具表による ○ ）
○ 適用しない

● 5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表5.2.1]
性能値等
耐風圧性等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）

外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○ A種	S-4	A-3	W-4	● 70	※図示
○ B種	S-5			○ 100	※図示
○ C種	S-6	A-4	W-5	○	※図示

○ 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○ 耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
アルミニウム材 改修標準仕様書5.2.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具 種別 ○BB-1 ○BB-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ○標準色 ○特注色
屋内の建具 種別 ○BC-1 ○BC-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ○標準色 ○特注色
結露水の処理方法 ○水貯め式 ○排水式
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

○ 6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
○ 防虫網	※合成樹脂製 ○ ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ○	※16～18メッシュ ○
○ 防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]
性能値等
耐風圧性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○ A種	S-4	A-4	W-4	○	※図示
○ B種	S-5		W-5	○	※図示
○ C種	S-6			○	※図示

○ 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（○T-1 ○T-2）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 断熱ドア、断熱サッシ G 断熱性の等級（○H-4 ○H-5 ○H-6 ○H-7 ○H-8）
（建具符号：○建具表による ○ ）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ○
枠の見込み寸法 ○建具表による ○
材料
樹脂形材 改修標準仕様書5.3.3(1)による
ガラス ※複層ガラス ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面色 ○標準色 ○特注色
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

● 8 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2～5][表5.4.2]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○ 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○ 耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。^m
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。^m
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 改修標準仕様書5.4.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.4.2による ○ mm
標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による ○

○ 9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～5]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する（建具符号：建具表による）
○ 適用しない
○ 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○ 耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 ○亜鉛めっき鋼板 ○ビニル被覆鋼板 ○カラー鋼板 ○ステンレス鋼板
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL
召合せ、縦小包み板の材質 ※鋼板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム合金
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.5.1による ○ （使用箇所： ）

○10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]
性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○ 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○ 耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面仕上げ ※HL ○鏡面仕上げ ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL程度 ○No.2B程度
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ○角出し曲げ

○11 木製建具 [5.7.2～4][表5.7.5]
建具材の加工、組立時の含水率 ※Ａ種 ○
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆ ○
○ フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による ○

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
○ 普通合板 G	表面の樹種 ○ 板面の品質（※広葉樹１等 ○ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○ 天然木化粧合板 G	樹種名（ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○ 特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ○ ポリエステル化粧合板 ○ メラミン化粧合板 ○ 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○ ＭＤＦ G		

表面板の厚さ ※改修標準仕様書表5.7.6による ○
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ○適用しない ○適用する
○ かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ○建具表による ○
○ ふすま
張りの種別（○Ｉ型 ○Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ○鳥の子 ○新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ○塗り縁 ○生地縁（素地） ○生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ○建具表による ○
○ 戸ぶすま
表面板の仕上 ○建具表による ○
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
○ 紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
枠、くつずりの材料 ○建具表による ○

●12 建具用金物 [5.8.2、3]
金物の種類及び見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による ○
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.2による
○ 建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.3による
○ 建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.4による
○ 建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※改修標準仕様書表5.8.5による
○ 建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
○ 建具表による
○
錠前類
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠（品質 性能、試験方法は別表による）
クローザ類（品質 性能、試験方法は別表による）

○13 鍵 [5.8.4]
マスターキー ○製作する ○製作しない ○既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵の製作本数 ※各室３本１組（室名札付き） ○
鍵箱 ○無し ○有り

○14 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3] [表5.9.4]
戸の開閉方式 ○建具表による ○
○ 引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.1による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
種類 開閉方式 （ ）
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○ 車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.2による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○ 引き戸用検出装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.3による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
防錆 （ ）
防滴 （ ）
電源 （ ）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目
○ 建具表による
○
タッチスイッチの種類
○ 無線式タッチスイッチ
○ 光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
○ 大形押しボタンスイッチ
○ 非接触スイッチ
凍結防止装置 ○行う ○行わない

○15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.2、3]
性能値等
※改修標準仕様書表5.10.1による
○ 以下による
手動開き力 （ ）
手動閉じ力 （ ）
閉じ速度の調整 （ ）
制動区間 （ ）
開閉繰返し （ ）
耐衝撃性 （ ）

○16 重量シャッター [5.11.2、3]
シャッターの種類 ○管理用シャッター
○外壁用防火シャッター
○屋内用防火シャッター
○防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（ ）Pa
開閉方式の種類 ※電動式（手動併用） ○手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
管理用シャッターのシャッターケース ○設ける ○設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ○JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量 ※Z12又はF12 ○
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○

○17 軽量シャッター [5.12.2～4]
開閉方式の種類 ※手動式 ○電動式（手動併用）
耐風圧強度 （ ）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
スラットの材質の種類
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06 ○ ）
○JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90 ○ ）
スラットの形状 ○インターロッキング形 ○オーバーラッピング形

○18 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ○ アルミニウムタイプ ○ ファイバーグラスタイプ	○50 ○75 ○100 ○125	※バランス式 ○ チェーン式 ○ 電動式	○スタンダード形 ○ ローヘッド形 ○ ハイリフト形 ○ バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ○ ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）

●19 ガラス [5.14.2～4]
適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。

○ フロート板ガラス	
フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
○ 型板ガラス	
型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による ○
○ 網入板ガラス	
網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
○ 合わせガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による ○
形状による種類	○平面合わせガラス ○曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅱ－１類 ○Ⅱ－２類 ○Ⅲ類
● 強化ガラス	
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による ○
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅲ類
○ 熱線吸収板ガラス	
板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
性能による種類	○１種 ○２種
○ 複層ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による ○
断熱性による区分	○Ｔ１ ○Ｔ２ ○Ｔ３ ○Ｔ４ ○Ｔ５ ○Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	○Ｇ ○Ｓ
乾燥気体の種類	○空気 ○アルゴン
○ 熱線反射ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
日射熱遮へい性による区分	○１種 ○２種 ○３種

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０７
図面名称 奥浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書４	縮尺 －	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０８
	作成日 令和７年３月	全３９葉

5 建具改修工事

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	◉シーリング材 ○グレイジングチャンネル ○＿＿＿	※建具の製造所の仕様による ○図示 ○＿＿＿
鋼製及び鋼製軽量	○シーリング材 ○＿＿＿	※建具の製造所の仕様による ○図示 ○＿＿＿
ステンレス製	○シーリング材 ○＿＿＿	※建具の製造所の仕様による ○図示 ○
樹脂製	○グレイジングチャンネル ○＿＿＿	※建具の製造所の仕様による ○図示 ○＿＿＿

○20 ガラスブロック [5.14.5]

呼び寸法（mm）	厚さ（mm）	色調	目地幅（mm）	伸縮調整目地位置（mm）	防火性能
○160×160	○95 ○＿＿				
○200×200	○95 ○＿＿				

壁用金属枠及び補強材　※図示　○＿＿＿
力骨　材質　※ステンレス鋼(SUS304)　○＿＿＿
寸法　※径5.5mm　○＿＿＿
形状　※はしご形状複筋及び単筋　○＿＿＿
化粧目地モルタルの色（○白　○グレー）
金属製化粧カバー　材質　○ステンレス製　○アルミニウム製
寸法　○図示　○＿＿＿　形状　○図示　○＿＿＿
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による　○図示　○＿＿＿
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.5 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法

○21 ガラス用フィルム

種　類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
○日射調整フィルム G	○ＳＣ－１	○ＳＣ－２	
○低放射フィルム	○ＬＥ		
○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＩ－１	○ＧＩ－２	
○相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＤ－１	○ＧＤ－１	
○ガラス貫通防止フィルム	○ＳＦ		

品質　JIS A 5759による

6 内部改修工事

◉ 1 改修範囲 [6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※既存のまま　○図示

◉ 2 既存床の撤去及び下地補修 [6.2.2]

ビニル床シート等の除去　※仕上げ材のみ（接着剤とも）
○下地モルタルとも（○図示の範囲　○除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　○機械的除去工法　○目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　※室内の改修箇所　○＿＿＿＿＿＿

◉ 3 既存壁の撤去及び下地補修 [6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
※改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り　○＿＿＿＿＿＿
（全塗厚が25mmを超える場合の処置　※図示）

○ 4 施工一般 [6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　○＿＿＿＿＿＿

○ 5 製材 G [6.5.2]

○JAS1083-5　製材-第5部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級 ○＿＿	※A種　○B種　○＿＿		○＿＿
		※2級 ○＿＿	※A種　○B種　○＿＿		○＿＿

○JAS1083-2　製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え係り面		※上小節 ○＿＿	※A種　○B種　○＿＿		○＿＿
見え係り面以外		※小節以上 ○＿＿	※A種　○B種　○＿＿		○＿＿

○JAS1083-6　製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※1級 ○＿＿	※10%以下 ○A種　○B種　○＿＿		○＿＿
		※1級 ○＿＿	※10%以下 ○A種　○B種　○＿＿		○＿＿
		※1級 ○＿＿	※10%以下 ○A種　○B種　○＿＿		○＿＿

○JAS1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		（＿＿＿＿＿） 造作材の場合 （※(a)種　(b)種）	○適用する ○適用しない	※A種 ○B種 ○＿＿	○＿＿＿
		（＿＿＿＿＿） 造作材の場合 （※(a)種　(b)種）	○適用する ○適用しない	※A種 ○B種 ○＿＿	○＿＿＿

○ 6 造作用修成材 G [6.5.2]

○「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等　○2等	○＿＿＿
					※1等　○2等	○＿＿＿

○「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ（mm）	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板：＿ 芯材：				※1等　○2等	○＿＿＿
		化粧薄板：＿ 芯材：＿＿				※1等　○2等	○＿＿＿

○「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法（mm）	見付け材面の品質	含有率	間伐材等の適用
				※15%以下 ○＿＿＿	○＿＿＿

○「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板：＿ 芯材：＿＿＿				※15%以下 ○	○＿＿＿

○ 7 造作用単板積層材 G [6.5.2]

○JAS0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				○適用する ○適用しない	○＿＿＿

○JAS0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			※14%以下 ○＿＿＿	○適用する ○適用しない	○＿＿＿

○JAS3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
							○＿＿

○ 8 合板等 [6.5.2]

○「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※5.5 ○＿＿		※1類 ○2類	広葉樹　※2等以上　○1等 針葉樹　※C-D以上　○	○適用する ○適用しない	○＿＿

○「合板の日本農業規格」構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※2級 以上 ○1級		※1類 ○特類	※C-D 以上 ○	※12 ○＿	○適用する ○適用しない	○適用する （＿＿） ○適用しない	○＿＿

○「合板の日本農林規格による」化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			○特類 ○1類	○適用する ○適用しない	○＿＿＿

○「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用
			○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

○「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	化粧加工方法	防虫処理の適用
			○1類 ○2類		○適用する ○適用しない

○パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	※15 ○＿		※13タイプ ○＿＿＿	※P又はM ○	

○JAS0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法（mm）

○ＭＤＦ G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

○ 9 接合具等 [6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち
※隠し釘打ち　○釘頭埋め木　○つぶし頭釘打ち　○釘頭現し
諸金物
※かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度）
○＿＿＿（形状：＿＿＿　寸法：＿＿＿　材質：＿＿＿）

◉10 接着剤 [6.5.3、4]

接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿

○11 防腐・防蟻処理 [6.5.5]

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ○	※JIS K 1571に適合又は同等品

○薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

○12 内部間仕切軸組及び床組み [6.5.6]

○間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松　○＿＿＿
○床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※杉又は松　○＿＿＿

○13 窓、出入口その他 [6.5.7]

○窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉　○＿＿＿

◉14 軽量鉄骨天井下地 [6.6.2～4] [表6.6.2]

野縁等の種類
屋外（※ 25 形　○ 19 形）　屋内（※ 19 形　○ 25 形）
屋外の形式及び寸法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔　○図示　○＿＿＿
周辺部の端からの間隔　○図示　○＿＿＿
野縁の間隔　○図示　○＿＿＿
既存の埋込みインサート　◉使用する　○使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
○行う
試験箇所数　※屋内の場合、該当階において３箇所
○（＿＿）箇所
引張試験にて確認する強度
※つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の
単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
○（＿＿）N
○行わない
○つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※図示　○＿＿＿
○天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※図示　○＿＿＿
○天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※図示　○＿＿＿
補強方法　※図示　○＿＿＿

○15 軽量鉄骨壁下地 [6.7.3、4]

スタッド、ランナーの種類
※改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　○＿＿＿
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示　○＿＿＿
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　※標準仕様書 6.7.4(5) による　○＿＿＿

◉16 ビニル床シート G [6.8.2、3]

種類の記号	色　柄	厚さ(mm)	備考
※ＦＳ（複層ビニル床シート） ○＿＿＿＿＿ ○＿＿＿＿＿	○無地 ○ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ○柄物	※ 2.0 ○＿＿＿	

接合部の処理　※熱溶接工法　○＿＿＿

○17 ビニル床タイル G [6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法（mm）	厚さ(mm)	備考
※ＫＴ(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○	※2.0 ○3.0	
○ＴＴ(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○	○2.0 ○＿＿	
○ＦＴ(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○＿＿＿	○2.0 ○2.5 ○3.0	
○ＦＯＡ(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○500×500 ○＿＿＿	○4.0 ○＿＿	
○ＦＯＢ(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○＿＿＿	○＿＿	

○18 特殊機能床材 [6.8.2]

	厚さ、寸法、形状	性　能	種　類
○帯電防止床シート	＿＿＿(mm)		
○帯電防止床タイル	×＿＿(mm)		
○視覚障害者用床タイル	＿＿＿(mm)		
○耐動荷重性床シート	＿＿＿(mm)		
○防滑性床シート	＿＿＿(mm)		
○防滑性床タイル	×＿＿(mm)		

視覚障害者用床タイル　突起の形状、寸法及びその配列は JIS T 9521 による

○19 ビニル幅木 [6.8.2]

材質の種類　○軟質　○硬質
高さ(mm)　※60　○75　○100
厚さ(mm)　※1.5以上　○＿＿＿＿

○20 ゴム床タイル [6.8.2]

種類　○単送品　○積層品
色柄　（＿＿＿）
厚さ(mm)　○3.0 ○4.5 ○6.0 ○9.0
寸法(mm)（＿＿＿）×（＿＿＿）

○21 カーペット敷き G [6.9.2、3] [表6.9.1、2]

○ 織じゅうたん

織り方	パイル形状
○ウェストンカーペット ○ダブルフェースカーペット ○アキスミンスターカーペット	○カットパイル ○ループパイル ○カット／ループ

色柄　※模様のない無地　○＿＿＿＿
パイル糸の繊維種等
※無地の織りじゅうたんの種別（種別：○A種　○B種　○C種　）
○＿＿＿＿＿
帯電性　○適用する　○適用しない
織じゅうたんの接合方式　※ヒートボンド工法　○つづり縫い
下敷き材　※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　○＿＿＿＿

○ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ（mm）	工法	帯電性	備　考
○ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	○5～7	○全面接着工法 ○ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ 工法	○適用する ○適用しない	
○ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	○4～6			
○ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	○			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　○＿＿＿

○タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ（mm）	備　考
※ループパイル	※ 第一種 ○ 第二種		※500×500 ○＿＿＿	※6.5 ○＿＿＿	
○カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		※500×500 ○＿＿＿	※6.5 ○＿＿＿	
○カット、ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		※500×500 ○＿＿＿	※6.5 ○＿＿＿	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
タイルカーペットの敷き方　平　場　※市松敷き　○模様流し　○＿＿＿
階段部分　※模様流し　○市松敷き　○＿＿＿
見切り、押え金物　材質（＿＿＿＿）　種類（＿＿＿＿＿）
形状等　※図示　○＿＿＿

○22 合成樹脂塗床 [6.10.2、3] [表6.10.5～7]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ○防滑仕上げ ○つや消し仕上げ
○厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		○薄膜流しのべ工法 ○厚膜流しのべ工法 ○樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	○平滑仕上げ ○防滑仕上げ
○薄膜型塗床材 （ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床）			※平滑仕上げ
○ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 （防塵塗料塗り）		※製造所の指定による	表面仕上げ　※平滑 溶剤　※水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量　※Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿

○23 フローリング張り G [6.11.2～6] [表6.11.1～4]

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
※改修標準仕様書6.11.2(2)による　○＿＿＿＿＿＿
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量
※Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿

○単層フローリング（フローリングボード1等）
工法　○釘止め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　※なら　○＿＿＿＿＿
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種　○＿＿＿＿＿
厚さ(mm)　○＿＿＿＿＿
大きさ　○＿＿＿＿＿
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○複合フローリング
工法　○釘留め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　※なら　○＿＿＿＿＿
種別　○A種　○B種　○C種
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　○＿＿＿＿＿
○現場塗装仕上げ
※ウレタン樹脂ワニス塗り
○オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
○生地のままﾜｯｸｽ塗り

○24 畳敷き [6.12.2] [表6.12.1]

種別　○A種　○B種　○C種　○D種　（畳床：○KT-Ⅰ　○KT-Ⅱ　○KT-Ⅲ　○KT-K　○KT-N　）
下地の種類　○標準仕様書　表12.6.1による床組
○ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
○＿＿＿＿＿
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、
発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：○C1　○C2）

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０８
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書５	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０９
	作成日 令和７年３月	全３９葉

●25 せっこうボード その他のボード張り

[6.13.2、3] [表6.13.1]

ＭＤＦ及びパーティクルボートのホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆ ○＿＿＿＿＿

合板のホルムアルデヒド放散量
☒改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか
○＿＿＿＿＿

接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆ ○＿＿＿＿＿

木質系セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＷ）	○15 ○20 ○25 ○＿＿＿
○中質（ＭＷ）	○15 ○20 ○25 ○＿＿＿
○普通（ＮＷ）	○15 ○20 ○25 ○＿＿＿

木片セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＦ）	○12 ○15 ○18 ○21 ○＿＿＿
○普通（ＮＦ）	○30 ○＿＿＿

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
●けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）●5○6 ○8
○化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6 ○8 表面への化粧張り等の加工 ○アクリル樹脂系焼付け　○＿＿＿

火山性ガラス質複層板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○火山性ガラス質複層板	○図示

繊維板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ハードボード（素地） スタンダードボード（無処理）	○素地ハードボード (○未研磨板（RN）　●研磨板（RS）） ○内装用化粧ハードボード（DI） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○テンパードボード（処理）	○素地ハードボード (○未研磨板（RN）　●研磨板（RS）） ○外装用化粧ハードボード（DE） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○ミディアムデンシティ ファイバーボード（MDF） G	○3　○7　○9　○12
○インシュレーションボード G	A級（ ○天井仕上　○内装仕上　○＿＿》 ○9　○12　○15　○18

パーティクルボード G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○単板張りパーティクルボード	○無研磨板(VN)　　○研磨板(VS) ○10　○12　○15　○18
○化粧パーティクルボード	○単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)　　○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ○塗装(DC) ○10（難燃）　○12（難燃）　○＿＿＿

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ロックウール化粧吸音板(DR)	○フラットタイプ （ ○9（不燃）　○12（不燃）　○＿＿） ○凹凸タイプ （ ○12（不燃）　○15（不燃）　○＿＿））
○ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	○ 25　○＿＿＿
○グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	○ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　○＿＿＿

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
○せっこうボード(GB-R)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5　（不燃）　○化粧無（下地張り用） ○化粧有（トラバーチン模様）
○シージングせっこうボード(GB-S)	○12.5（☒不燃　○準不燃）
○強化せっこうボード(GB-F)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○せっこうラスボード(GB-L)	9.5
●化粧せっこうボード(GB-D)	○木目　12.5（不燃）幅440mm程度 模様（○柾目　○板目）専用下地材有り ●トラバーチン模様　9.5（準不燃）

合板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （☒ｳﾚﾝ合板程度　○＿＿＿） 不透明塗料塗り （☒しな合板程度　○＿＿＿） 板面の品質　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○天然木化粧合板	化粧板の樹種名　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（○ｵｰﾊﾞｰﾚｲ ○ﾌﾟﾘﾝﾄ ○塗装） 表面性能（＿＿＿）タイプ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない

化粧板

○メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による（☒1.2　○＿＿＿）
○ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
☒図示　○＿＿＿＿＿
合板類の張付け　○A種　☒B種　○＿＿＿＿＿
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
☒仕上げ表による

○26 壁紙張り

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類

突付け工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクェアエッジ
目透し工法のエッジの種類	○ベベルエッジ　○スクェアエッジ

化粧加工の方法（○オーバーレイ　○プリント　○塗装　○＿＿＿＿）

[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆ ○＿＿＿＿＿

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備　考
	紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
せっこうボード面及びその他のの素地ごしらえの種別　☒B種　○A種

●27 モルタル塗り

[6.15.3～6] [表6.15.2]

モルタル　●現場調合材料　○既調合材料（＿＿＿＿＿＿）
既製目地材　○設ける
施工箇所（＿＿＿＿）　形状（☒図示　○＿＿＿＿）
○設けない
床目地　○設ける
目地割り　☒２㎡程度（最大目地間隔３ｍ程度）　○＿＿＿
目地の種類　☒押し目地　○＿＿＿
○設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
○図示　○＿＿＿

○28 タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　☒縦、横とも4m以内ごと　○図示　○＿＿＿＿＿
床タイル以外　○図示　○＿＿＿＿＿
伸縮目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書3章7節による
見本焼き　○行う（施工箇所：＿＿＿＿）　○行わない
試験張り　○行う（範囲、仕様等は図示による）　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタルの品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(1)4章
既調合モルタル（内装改修工事共通）による
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材の品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6章
タイル張りによる
壁タイル張りの工法
内装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内壁タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

○29 セルフレベリング材塗り

[6.17.2、3]

塗厚（mm）
○＿＿＿＿＿

6-2 ユニット及びその他の工事

○ 1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	○置敷式 ○支柱調整式	○500×500 ○		○1.0G ○0.6G	○3000 ○5000	○帯電防止床ﾀｲﾙ ○ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ○＿＿＿	

寸法精度
☒標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による
○以下による
パネルの長さの寸法精度（＿＿＿》
パネルの平面形状（角度）の寸法精度（＿＿＿》
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（＿＿＿》
帯電防止性能
○評価値（U）≧0.6以上　○評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）≧1×106Ω
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章フリーアクセスフロアによる

○ 2 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類		パネル表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
	ｽﾀｯﾄﾞ	ﾊﾟﾈﾙ			
○スタッド式(内蔵) ○スタッド式(露出) ○スタッドパネル式 ○パネル式			○ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ○壁紙張り ○＿＿＿＿＿	○0 ○12 ○20 ○28 ○36	○不燃

パネル内に取付ける建具　○あり（☒図示　○＿＿）○なし
パネル内に取り付ける建具のドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは
標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章8節による。
パネル材のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿

○ 3 移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	パネル圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材		遮音性(db/500Hz)
				材質	仕上げ	
○平行方向移動式 ○二方向 移動式	○手動式 ○電動式 ○部分電動式	○ブッシュ式 ○ハンドル式 ○＿＿＿		○鋼板 ○＿＿＿	○焼付塗装 ○壁紙張り ○＿＿＿	○36未満 ○36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
ハンガーレールの取付け下地の補強
☒取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
○図示
パネルをランナーに取り付ける部品
☒ランナーに加わる重量の５倍以上の荷重に耐えられるもの
○＿＿＿＿＿＿
ハンガーレール及びランナー
☒パネル重量の５倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
品質、性能は建築材料等品質性能法（改修）(2)6-2章移動間仕切による
○＿＿＿＿＿＿

○ 4 トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類	脚部	ドアエッジ	
	種類	材質	形状
○メラミン樹脂系化粧板 ○ポリエステル樹脂系化粧板 ○＿＿＿＿＿	☒幅木タイプ ○＿＿＿＿＿	☒製造所の仕様による ○アルミニウム製 ○ステンレス製 ○表面材と同材	○標準 ○Rﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章トイレブースによる

○ 5 視覚障害者用床タイル

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		○塩化ビニル製　○＿＿＿＿＿	○300×300 ○＿＿＿	○7.0 ○＿＿＿
		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
屋外		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿

ブロックパターンは JIS T 9251 による

○ 6 手すり

(20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
○SUS304　表面処理　☒HL程度　○＿＿＿＿＿
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき（☒標準仕様書表14.2.2による種別（＿＿種））
○アルミニウム　表面処理（☒標準仕様書表14.2.1による種別（＿＿種））
色合等　○標準色（＿＿＿）　○特注色（＿＿＿）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○集成材 （材種：＿＿）	○クリアラッカー ○＿＿＿＿＿	○30程度 ○35程度 ○45程度		
○ビニル製ハンドレール		○30程度 ○35程度 ○45程度		

○ 7 階段滑り止め

(20.2.7)

材種
○ステンレス製　○黄銅製押出型材　○アルミニウム製押出型材　○＿＿＿
形状
☒タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂等）　○タイヤレス型
端部の形状
○フラットエンドあり　○フラットエンドなし
寸法(幅)
○35mm程度　○40mm程度　○50mm程度
取付け工法
☒接着工法　○埋込み工法

○ 8 黒板及びホワイトボード G

(20.2.9)

○黒板
区分　☒焼き付け　○＿＿＿＿＿
種類　○鋼製黒板　○ほうろう黒板　○＿＿＿＿＿
色　☒緑　○＿＿＿＿＿
○ホワイトボード

○ 9 鏡

(20.2.10)

取付箇所　（＿＿＿＿＿＿＿）
寸法（mm）　○図示　○＿＿＿＿＿
厚さ（mm）　☒5　○＿＿＿＿＿

○10 表示

(20.2.11)

衝突防止表示
○設置場所　☒図示
形状、寸法（○30φ　○＿＿＿》
材質　（○ステンレス製　○塩ビシート　）
○設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示
☒消防法に適合する市販品　○＿＿＿＿＿
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（室内用図記号はJIS Z 8210による）
☒図示

○11 タラップ

(20.2.12)

材質及び仕上げ
○SUS304（スリップ止め加工　☒あり　○なし　）
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（標準仕様書表14.2.2による種別（☒C種　○＿種）　）

○12 ブラインド

(20.2.14)

形　式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ　ﾚｰﾙの材種	幅、高さ取付箇所
○横型	○手動	☒ギヤ式 ○コード式 ○操作棒式	☒アルミニウム合金製 G ○＿＿＿＿＿	☒ 25 ○＿＿＿	☒鋼製 ○＿＿＿	○図示 ○＿＿＿
	○電動					
○縦型	○手動	☒２本操作ｺｰﾄﾞ式 ○１本操作ｺｰﾄﾞ式	○ アルミスラット ○ クロススラット	○ 80 ○ 100	☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ○＿＿＿	○図示 ○＿＿＿
	○電動					

縦型ブラインドのスラットの材質
○アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
○クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

○13 ロールスクリーン

(20.2.15)

操作方法	スクリーンの材種	その他の材料	幅、高さ取付箇所	品質等
○スプリング式 ○コード式 ○電動式	○ガラス繊維製 ○合成、天然繊維製	☒製造所の仕様	○図示 ○＿＿＿＿＿	○＿＿＿

スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する
場合は G とする

○14 カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
○ｼﾝｸﾞﾙ ○ﾀﾞﾌﾞﾙ	○片引き ○引分け	○手引き ○ひも引き ○電動	○つまみひだ ○箱ひだ、片ひだ ○プレーンひだ		○図示 ○＿＿＿	
						(暗幕)

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　☒300mm以上　○＿＿＿＿＿

○15 カーテンレール

(20.2.16)

材料による区分　☒ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
○ ステンレス製
強さによる区分　☒10-90　○＿＿＿＿＿
仕上げ　☒アルマイト　○＿＿＿＿＿
形状　☒角形　○＿＿＿＿＿

○16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　○90×150　○120×80　○120×150　○150×80　○図示
材質　○集成材（仕上げ：＿＿＿＿＿）
○アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書　表 14.2.1）　○BC-1種　○BC-2種
色合い　○標準色（＿＿＿）　○特注色（＿＿＿）
○鋼製（仕上げ：＿＿＿＿＿）

●17 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○＿＿＿	●450×450 ○600×600 ○＿＿＿	●一般形 ○気密形	○屋内外用 ●屋内用	●額縁タイプ ○目地タイプ	●額縁ﾀｲﾌﾟ ○目地ﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章天井点検口による

○18 床点検口

材種	寸法	形式		備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製 ○鋼製	○450×450 ○600×600 ○＿＿＿	○一般形 ○密閉形	○屋内外用 ○屋内用	○鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章床点検口による

○19 止水板

形　状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
施工箇所　○ 図示　○＿＿＿＿＿

○20 エキスパンションジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従量(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○＿＿＿	（避難経路の床等） ＿＿＿以上 （その他） ＿＿＿以上	○有り （ ＿ ） ○無し	○有り （ ＿ ） ○無し	
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○＿＿＿	（避難経路の床等） ＿＿＿以上 （その他） ＿＿＿以上	○有り （ ＿ ） ○無し	○有り （ ＿ ） ○無し	

外部に設置するものは、防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 A－０９
図面名称	美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書６	縮尺 －
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 １０
		作成日 令和７年３月
		全３９葉

6-2 ユニット及びその他の工事

○21 くつふきマット

材種	受け枠	備考
○塩化ビニル又はゴム製	○ステンレス鋼（SUS304）	
○硬質アルミニウム合金製	○硬質アルミニウム合金	
○ステンレス鋼（SUS304）製	○＿＿＿＿	
○＿		

○22 流し台ユニット

材　種	寸法(mm) W	D	H	備考
○流し台	○1200 ○1500 ○1800	○550 ○600 ○650	○800 ○850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○コンロ台	○600	○550 ○600 ○650	○620 ○670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○つり戸棚	○1200 ○900	○450	○500 ○700	市販品
○水切り	○1200 ○900 ○600			市販品 ステンレス製 ○1段式　○＿

品質、性能
外観はJIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。
　構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の既定による。
形状
　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

○23 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	JISによる種類
○鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○１種　○２種　○３種
○鋼製物品棚		○４種　○５種　○６種

○24 屋内掲示板

枠の材質　⊠アルミニウム製　○＿＿＿＿＿＿
表面の材質　⊠塩ビ発泡シート張り　○＿＿＿＿＿＿

○25 洗面カウンター

材　　種　○メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き(mm)　○約 450　○約 600

○26 防煙垂れ壁

○固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
⊠網入り磨板ガラス ○線入り磨板ガラス	⊠6.8 ○＿＿＿	⊠500 ○＿＿＿	アルミ製枠付き

○可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
○垂直降下式 （巻取り型）	⊠ 不燃布 （不燃認定品）	⊠500 ○800 ○＿＿＿	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠500 ○800 ○＿＿＿	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○＿＿＿

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○28 収納家具

材料のホルムアルデヒドの放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
材質、形状、寸法　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

7 塗装改修工事

○ 1 材料　[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
防火材料　⊠屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　○次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：＿＿＿＿＿＿）

● 2 下地調整　[7.2.1～7] [表7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　⊠劣化部分は除去し、活膜部分は残す　○図示　○＿＿＿＿＿＿
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　○行う（＿＿＿＿箇所）　○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	⊠不透明塗料塗りの場合はＲＢ種 ○＿＿＿＿	
鉄鋼面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
亜鉛めっき面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
モルタル、 せっこうプラスター面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	○行う ○行わない
コンクリート面(DP以外)、 ＡＬＣパネル面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	○行う ○行わない
押出成形セメント板面	○ＲＡ種　○ＲＢ種 ○ＲＣ種	○行う ○行わない
コンクリート面(DP)	○ＲＢ種　○ＲＣ種	○行う ○行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	

● 3 素地ごしらえ　[7.3.2～7] [表7.3.1～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠Ａ種　○Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	⊠Ｂ種　○Ａ種
鉄鋼面（DP以外）		⊠Ｃ種　○Ａ種　○Ｂ種
鉄鋼面（DP）		⊠Ｂ種　○Ａ種　○Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		○Ａ種　○Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		⊠Ｂ種　○Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		⊠Ｂ種　○Ａ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		○Ａ種　○Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		⊠Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	⊠Ａ種　○Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	⊠Ｂ種　○Ａ種

○ 4 錆止め塗料塗り　[7.4.2、3] [表7.4.1～6]

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP （工程の種別は表7.4.3）	塗替え	Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G （工程の種別は表7.4.3）	塗替え	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	DP （工程の種別は表7.4.4）	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b)による。	○Ａ種（下地調整ＲＡ種） ○Ｂ種（下地調整ＲＢ種） ○Ｃ種（下地調整ＲＣ種）
		新規	7.4.2(1)(イ)(a)による。	○Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP （工程の種別は表7.4.5）	塗替え	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規　その他	⊠Ｂ種　○	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G （工程の種別は表7.4.5）	塗替え	⊠Ｃ種　○	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ｃ種　○	⊠Ａ種　○＿＿
		新規　その他	⊠Ｃ種　○	⊠Ｂ種　○＿＿
	DP （工程の種別は表7.4.6）	塗替え	⊠Ｂ種　○	
		新規	⊠Ｂ種　○＿＿	

● 5 塗装　[7.5.2～7.12.2] [表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
● 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ⊠1種　○2種	木部屋外	⊠B種　○＿＿	⊠A種　○＿＿
	木部屋内	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
	鉄鋼面	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具）	⊠A種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
	亜鉛めっき鋼面（鋼製建具以外）	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
○ クリヤラッカー塗り(CL)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○ アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○ 耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○A-1種　○A-2種 ○B-1種　○B-2種 ○C-1種　○C-2種	○A-1種　○＿ ○B-1種　○＿ ○C-1種　○＿
● つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	屋内の木部	⊠B種　○＿＿	⊠A種　○＿＿
	屋内の鉄鋼面	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	屋内の亜鉛めっき面	⊠A種　○＿＿	⊠A種　○B種
○ 合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
○ ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
○ ステイン塗り		○ピグメントステイン塗り ○オイルステイン塗り（ＯＳ）	
○ 木材保護塗料塗り(WP)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
○ 高日射反射率塗料塗り G
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　○ＲＡ種　⊠ＲＢ種　○ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	○１級 ○２級 ○３級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程２の適用
　○適用しない
　○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色の適用
　○適用する
　○適用しない
オイルステイン塗りの工程等
　○製造所の仕様による

○ 6 有害物質の処理

除去処理対象物質　○ＰＣＢ　○六価クロム　○＿＿＿＿
　除去対象物　○＿＿＿＿
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去方法　○＿＿＿＿
　処分　○＿＿＿＿
　有害物質の取扱については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 環境配慮改修工事

● 1 石綿含有建材の除去工事　[9.1.1、3～6]

○石綿粉じん濃度測定
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 2		調査対象室外部の付近	○計＿＿点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	○計＿＿点
○	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹き出し 風速 1m/s以下の位置 ○計＿＿点
○	測定 6		処理作業室外 ○施工区画周辺 ○敷地境界	○計＿＿点
○ ○	測定 7	処理作業後（ｼｰﾄ養生中）	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 8	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 9		調査対象室外部の付近	○計＿＿点

測定方法
○自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測定 4 ○測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

○JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)
○測定 4 ○測定 5 ○＿	25	5	30
○測定 ○＿	47	10	120
○測定 ○＿	47	10	240
○測定 ○＿			

○ 3 ＰＣＢ含有シーリング材の処分　[9.1.3～6]

石綿含有建材の処理
○石綿含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法
　　⊠改修標準仕様書9.1.3（2）(ｱ)による　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
　　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有吹付け材等の処分
　　○埋立処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法　○破砕して除去　○手ばらし
　除去した石綿含有保温材等の飛散防止　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有保温材等の処分
　　○埋立処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有成形板の処分
　　○石綿含有せっこうボード
　　⊠埋立処分（管理型最終処分場）
　　○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　○埋立処分（安定型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　隔離養生（負圧不要）方法
　　○ビニールシート等による養生を行う　○＿＿＿＿
　足場　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　　○埋立処分（安定型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）
　　○＿＿＿＿
● 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
　除去対象範囲　●図示　○＿＿＿＿
　着工前の試験施工　⊠行う　●行わない
　除去工法
　　● 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
　　○ 集じん装置併用手工具ケレン工法
　　○ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
　　○ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○ 剥離剤併用超音波ケレン工法
　　○ 剥離剤併用手工具ケレン工法
　　○ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
　　○ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○ 超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
　養生方法
　　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有仕上塗材の処分
　　● 埋め立て処分（安定型最終処分場）
　　○ 埋め立て処分（管理型最終処分場）
　　○ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　●図示　○＿＿＿＿

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	

○ 4 外断熱改修工事 G　[9.2.1～4]

断熱材
　断熱材の種類　○＿＿＿＿
　断熱材の厚さ（mm）○＿＿＿＿
　施工箇所　○図示　○＿＿＿＿
　ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
外装材

種類	防火性能	備考
○＿＿＿		

鋼材
　改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木
　改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
　既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
　下地面の清掃　○行う　○行わない
　欠損部の改修工法
　　○改修標準仕様書4章による
　　○＿＿＿＿
工法
　1-4　適用区分による風圧力（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　不陸等の下地調整　○＿＿＿＿
　断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　通気層の有無　○有（＿＿＿mm）　○無
　外装材の外壁への取付け　○図示　○＿＿＿＿
　笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○＿＿＿＿

○ 5 断熱・防露改修工事 G　[9.3.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
工法
○断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　○＿＿＿＿
　厚さ(mm)　○＿＿＿＿
　施工場所　○＿＿＿＿
○断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○＿＿＿＿
　吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○＿＿＿＿
　施工場所　○図示　○＿＿＿＿
○断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　（＿＿＿＿＿）　厚さ（mm）　（＿＿＿＿＿）
　○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
　　材質　○＿＿＿＿＿　厚さ　○＿＿＿＿(mm)
　○張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　○＿＿＿＿
　　断熱材へのボードの張付け工法　○＿＿＿＿

○ 6 屋上緑化改修工事 G　[9.4.1～4]

植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の種類等　⊠図示　○＿＿＿＿
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○＿＿＿＿
　品質、性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)9章　屋上緑化改修による
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○＿＿＿＿＿＿）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○＿＿＿＿

○ 7 透水性アスファルト舗装改修工事　[9.5.2～5、9] [表9.5.7]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○＿＿＿＿
路床
　路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○＿＿
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G　○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○＿	○図示 ○＿＿
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○＿＿

○凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験
　○行う　○行わない
○路床安定処理　○適用する　○適用しない
　安定処理の方法　○置き換え工法（○＿＿＿）○安定処理工法
　路床安定処理添加材料
　　種類　○普通ポルトランドセメント　○高炉セメントＢ種 G
　　○フライアッシュセメントＢ種
　　○生石灰（○特号　○1号）　○消石灰（○特号　○1号）
　　添加量　○＿＿＿　kg/m3　（目標CBR　⊠3 以上　○＿＿＿）
　　目標ＣＢＲを満足する添加量の確認方法
　　○安定処理土のＣＢＲ試験　○＿＿＿
○ジオテキスタイル
　単位面積質量　○60g/㎡以上　○＿＿＿
　厚さ（mm）　○0.5～1.0　○＿＿＿
　引張強さ　○98N/5cm（10kgf/5cm）以上　○＿＿＿
　透水係数　○1.5×10-1cm/sec以上　○＿＿＿

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－10
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書７	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 11
	作成日 令和７年３月	全３９葉

8 環境配慮改修工事

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　○行う（___箇所）　○行わない
路床締固め度の試験　○行う（___箇所）　○行わない
現場ＣＢＲ試験　○行う（___箇所）　○行わない
六価クロム溶出試験　○行う（現場説明書による）　○行わない
路盤
路盤の厚さ　○図示　○_____
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン　G
○再生粒度調整砕石　G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ　G
○粒度調整鉄鋼スラグ　G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ　G
舗装の構成　○図示　○_____
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う　○行わない
舗装の平たん性　⊗著しい不陸がないもの　○_____

9 その他

○ 1 土工事

1. 埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
種別　○A種　⊗B種　○C種　○D種
○建設汚泥から再生した処理土　G
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」
（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2. 建設発生土の処理　(3.2.5)
○構外搬出適切処理（別記－１による）
○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（_____）

○ 2 コンクリートブロック工事

1. 補強コンクリートブロック造　(8.2.2～5)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○_____				○無、○有		
○_____				○無、○有		

モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　_____）：砂（　_____））
各部の配筋　：　⊗図示、○（_____）
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊗図示、○（　_____）

2. コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○_____				○無、○有		

塀の厚さ（mm）　：_____
塀の高さが2m以下　⊗120 、○（_____）
塀の高さが2m超え　⊗150 、○（_____）
壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊗図示、○（_____）
各部の配筋　：⊗図示、○（_____）

○ 3 ガラスクリーニング

施　工
⊗外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○ 4 既存建具金物調整

○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所
○金属製建具　（　○内外共　○外部　○_____）
○木製建具

○ 5 コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、
これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○ 6 上ガス対策

○なし　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器
○その他（_____））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記１「建設副産物の処理」

◎ 1 共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○ 2 建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
_____工事
_____市_____町地先
イ　土質及び処分量　：　第____種建設発生土 _____m3
ウ　搬出時期　：　令和___年___月～令和___年___月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（_____m3）は、_____ 市 _____ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（_____m3）は、片道運搬距離 _____kmに搬出するものとする。

○ 3 路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___t	___郡市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	

◎ 4 建設廃業物等

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○コンクリート塊（有筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃プラスチック	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○金属くず	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○混合廃棄物	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○		___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○スクラップ控除	___t		___km	⊗有価物処理	

なお、上記数量については参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（_____）
②特別管理産業廃棄物
○無　○有　品目名（_____）ー処理方法（_____）
③現場において再利用を図るもの（　_____）

別記２

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	解体、穴明け	●	○	○
		鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	●	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	●	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	●	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	●	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	●	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	●	●
		切込み　（開口補強無し）	○	●	●
基礎	屋内	配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	●	○	○
		受水槽、タンク類等	○	●	●
	屋上	テレビアンテナ、避雷針、	●	○	○
		高架水槽、クーリングタワー	○	●	●
		消火水槽等			
	屋外	キュービクル、受水槽、	○	●	●
		タンク類等	○	●	●
点検口	架台、アンカーボルト		●	●	●
	床、壁、天井		●	○	○
	配管ピット、トレンチピット		●	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	●	○
		二次側	○	●	●
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	●	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	●	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	●	○
	換気扇取付パネル		●	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

枠組み本足場

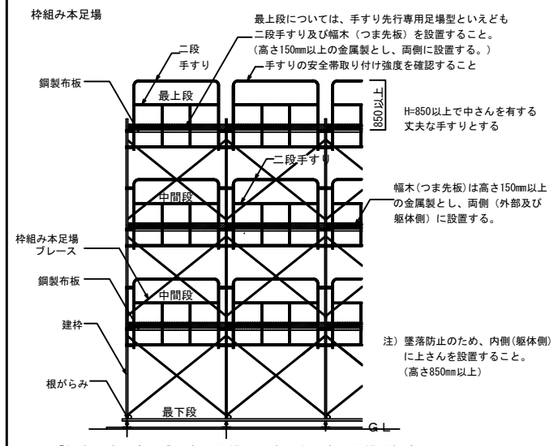

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番　Ａ－１１
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事　建築改修工事特記仕様書８	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　１２
	作成日　令和７年３月	全３９葉

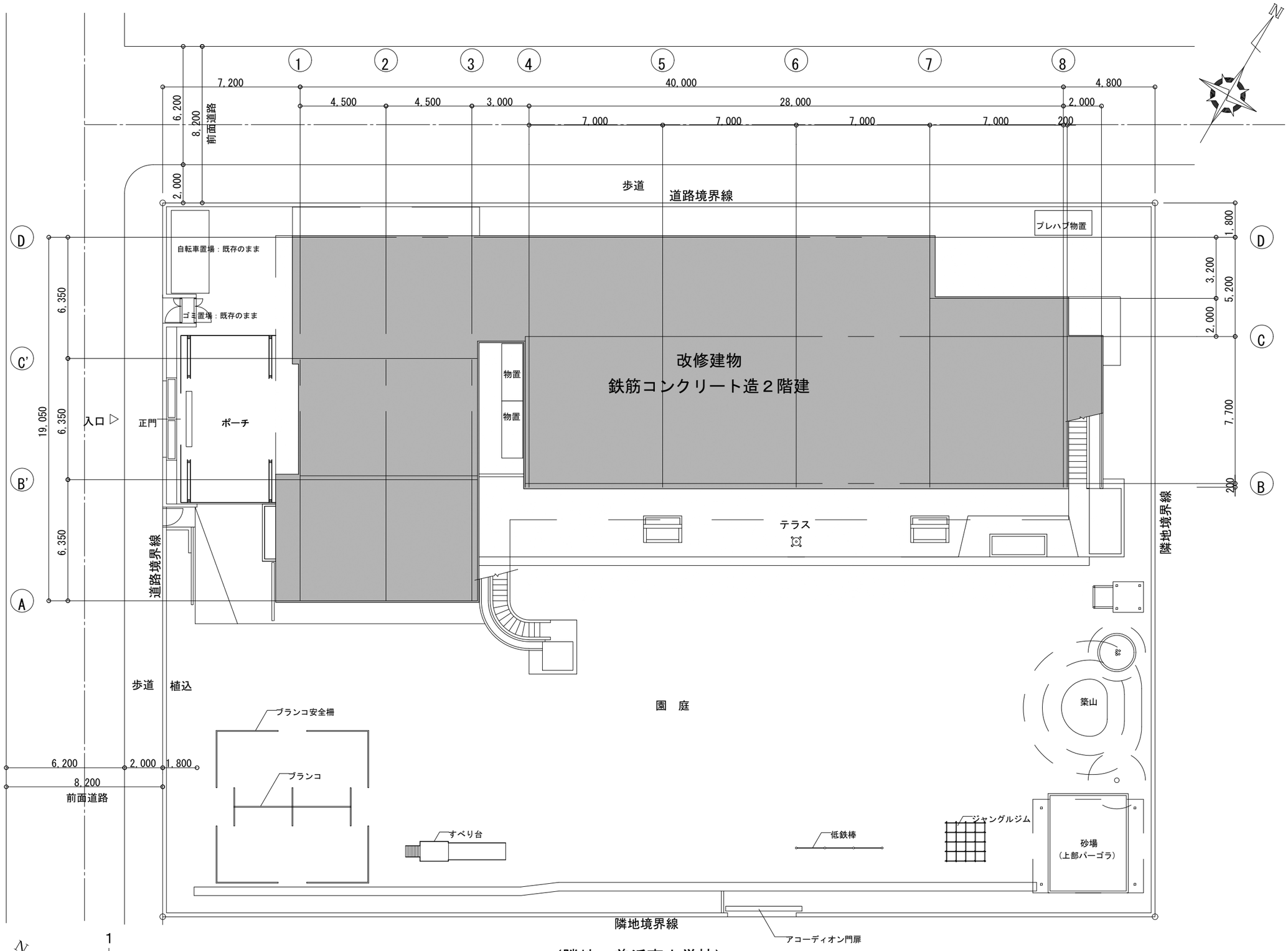

（隣地：美浜南小学校）

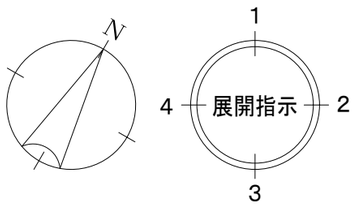

配置図　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１２
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 配置図	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １３
	作成日 令和７年３月	全３９葉

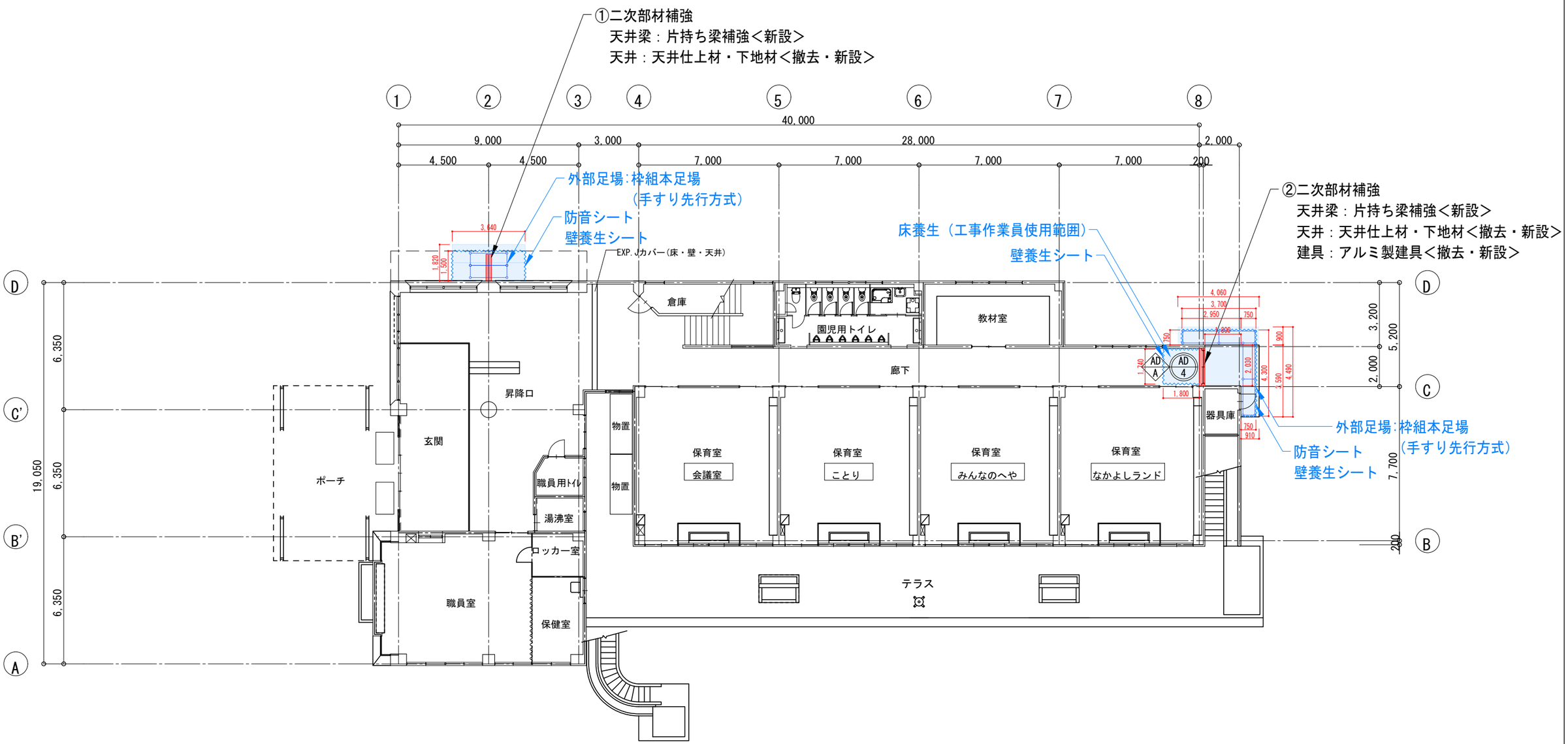

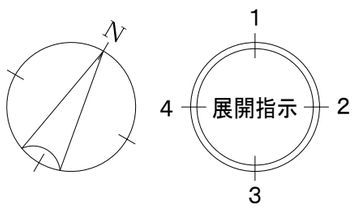

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１３
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 １階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １４
	作成日 令和７年３月	全３９葉

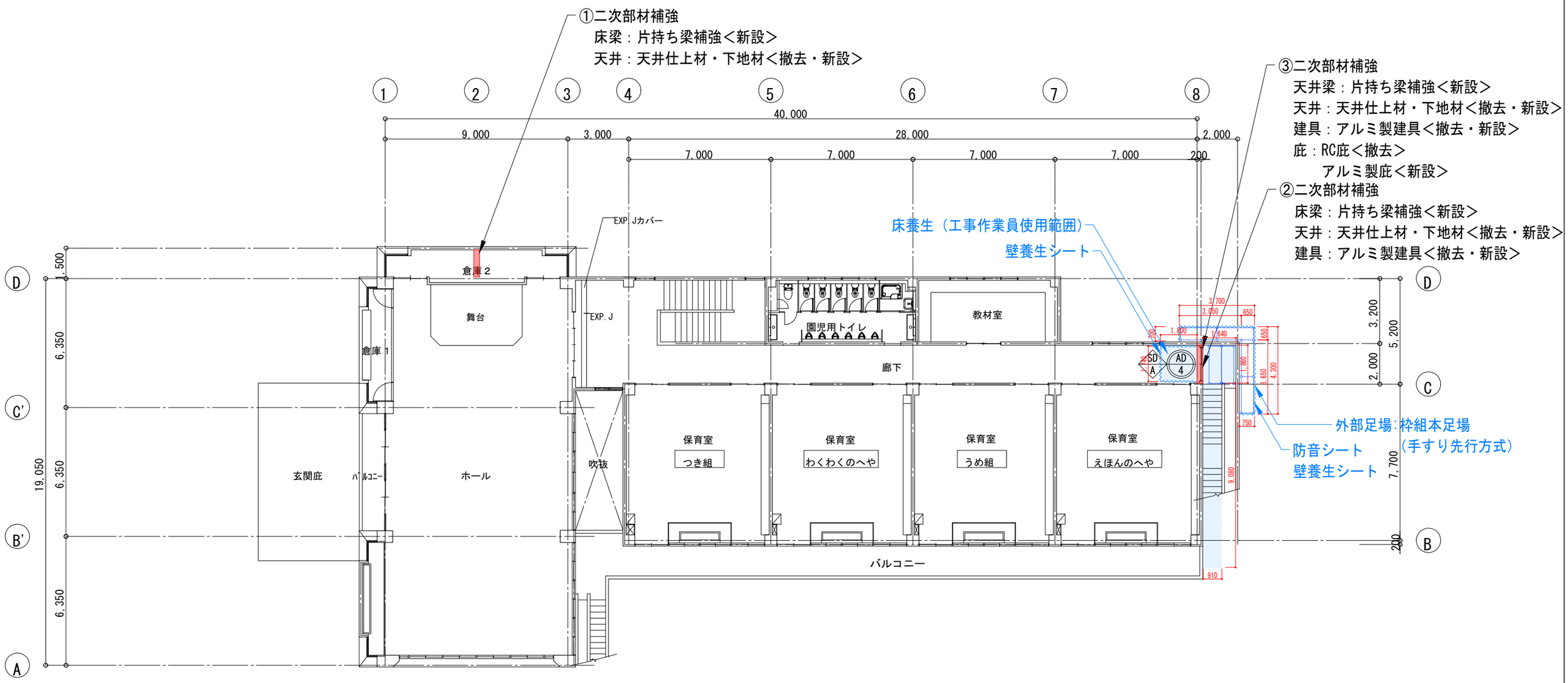

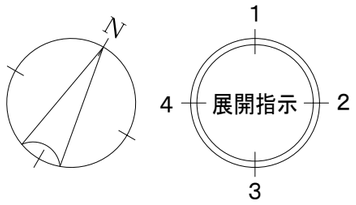

２階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１４
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 ２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １５
	作成日 令和７年３月	全３９葉

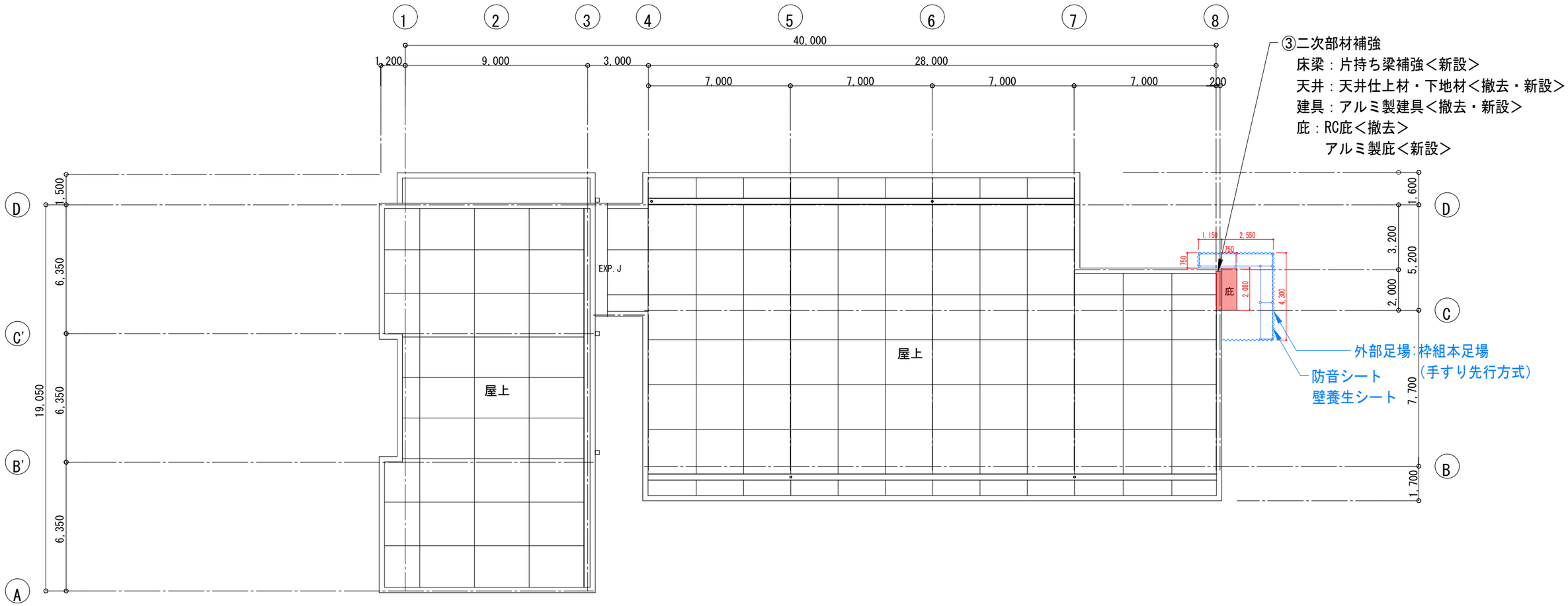

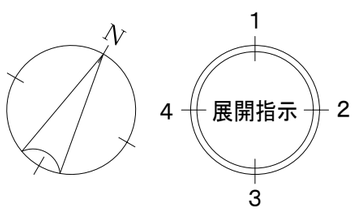

屋根伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ａ－１５
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 屋根伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １６
	作成日 令和７年３月	全３９葉

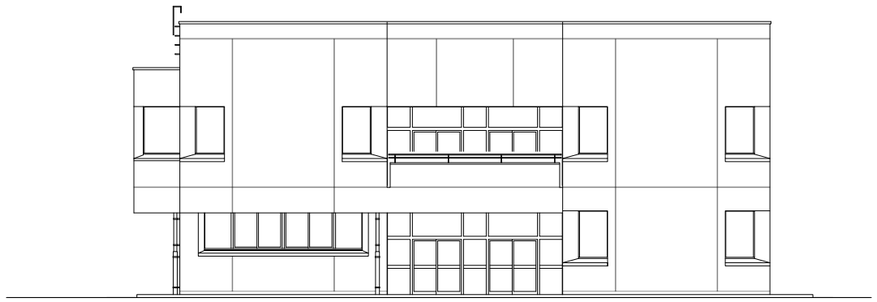

西立面図　　1/200

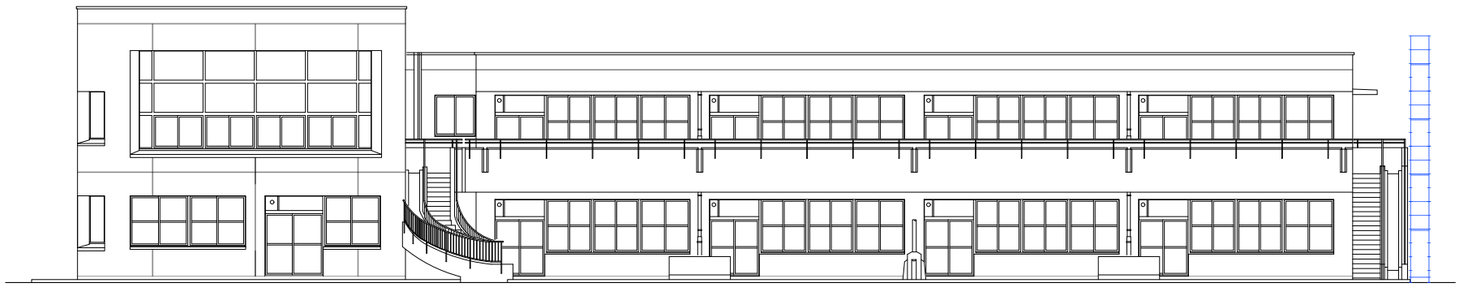

南立面図　　1/200

③二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞
天井：天井仕上材・下地材＜撤去・新設＞
建具：アルミ製建具＜撤去・新設＞
庇：RC庇＜撤去＞
　　アルミ製庇＜新設＞

①二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞
天井：天井仕上材・下地材＜撤去・新設＞

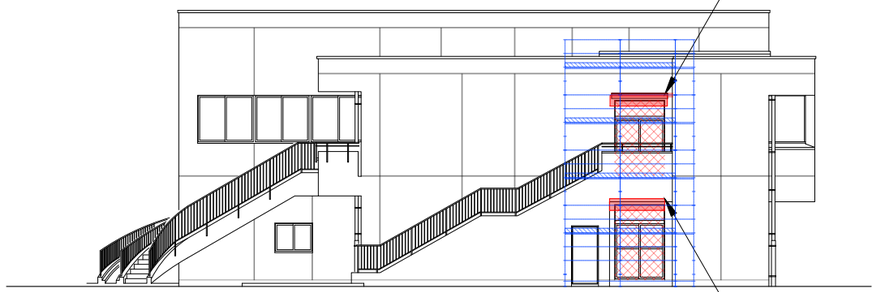

東立面図　　1/200

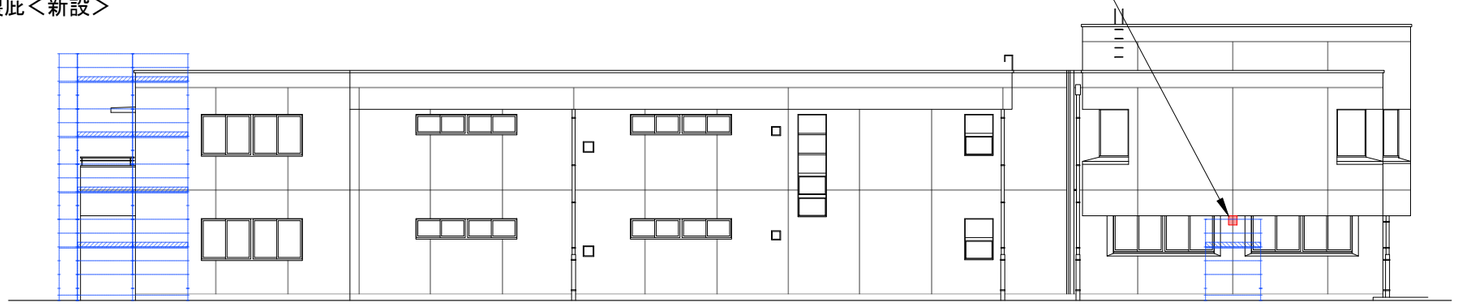

北立面図　　1/200

②二次部材補強
梁：片持ち梁補強＜新設＞
天井：天井仕上材・下地材＜撤去・新設＞
建具：アルミ製建具＜撤去・新設＞

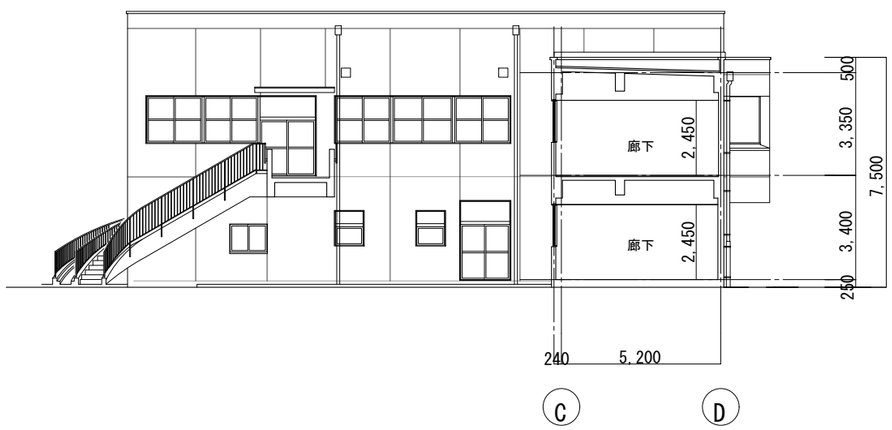

東立面図　　1/200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ａ－１６
図面名称　奥浜南認定こども園安全対策工事 立面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １７
	作成日 令和７年３月	全３９葉

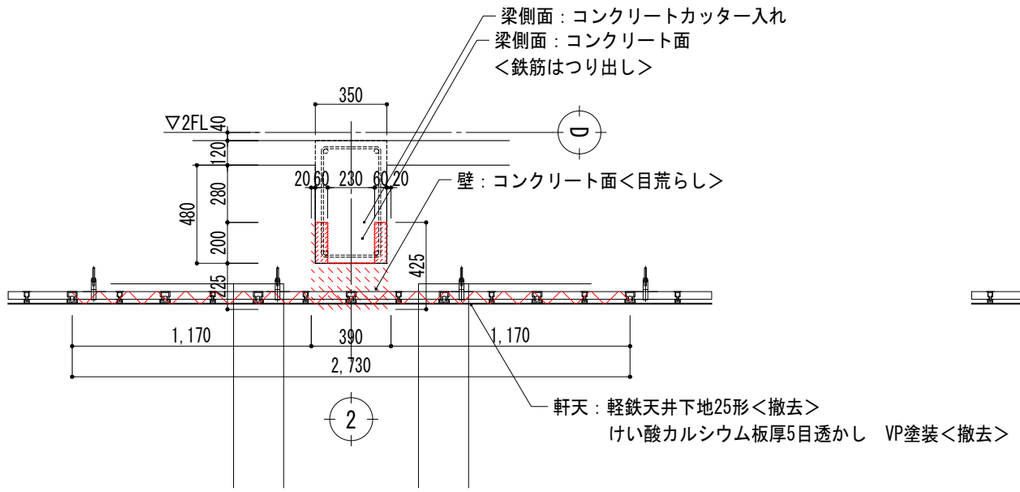

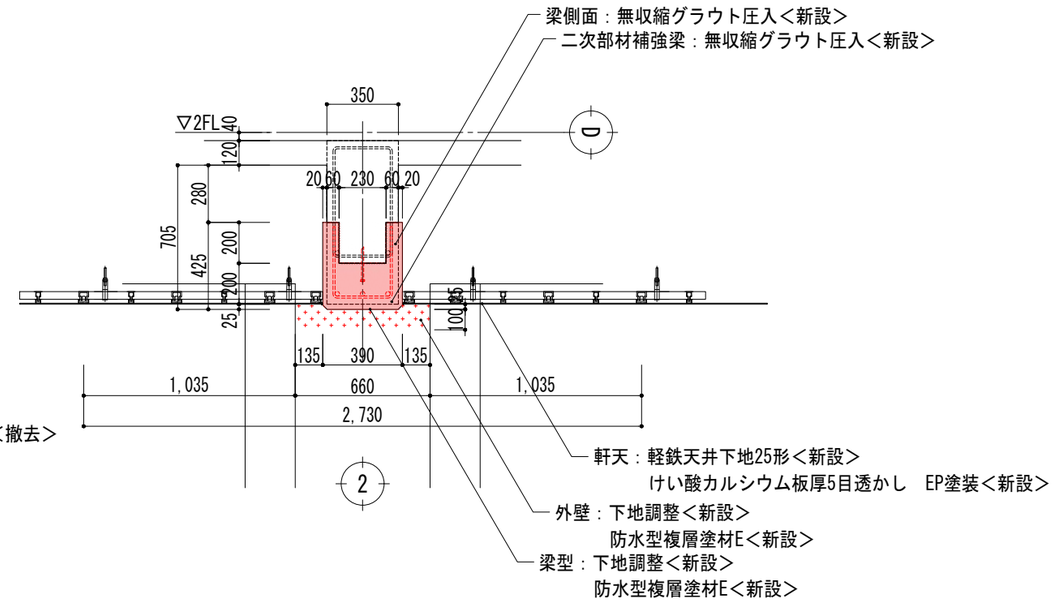

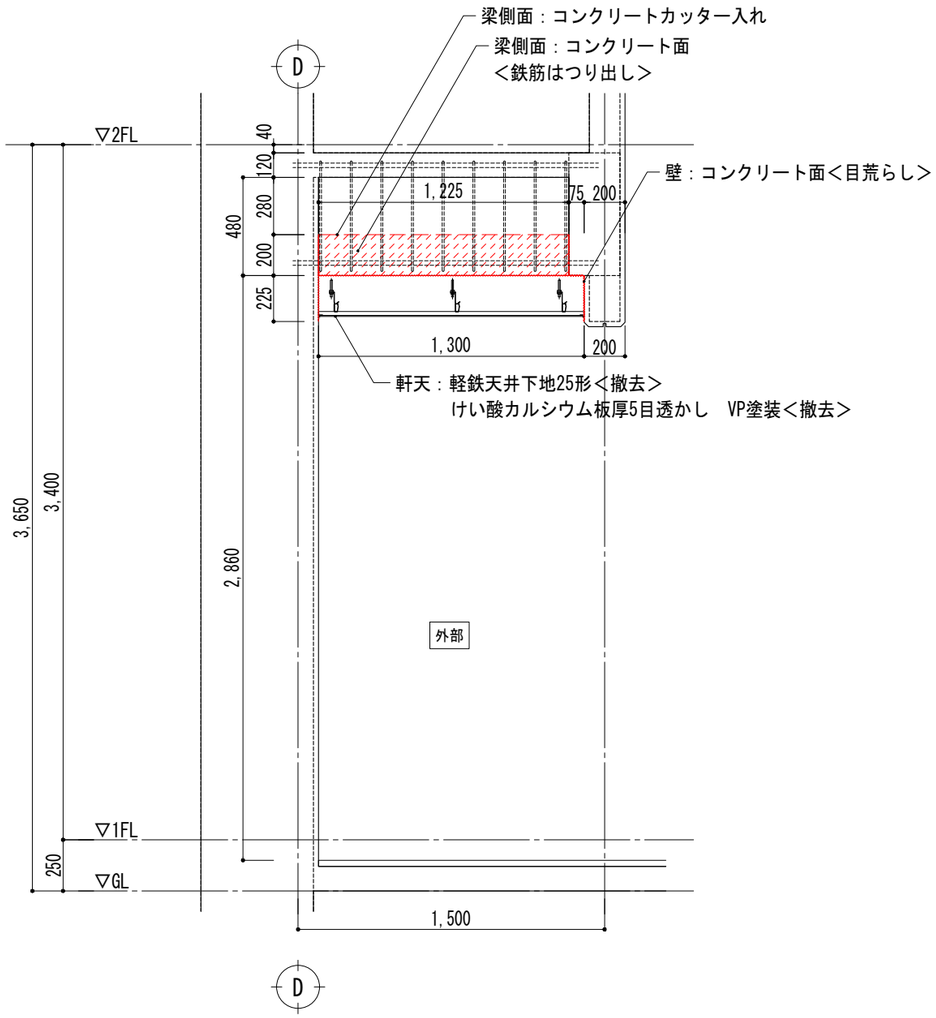

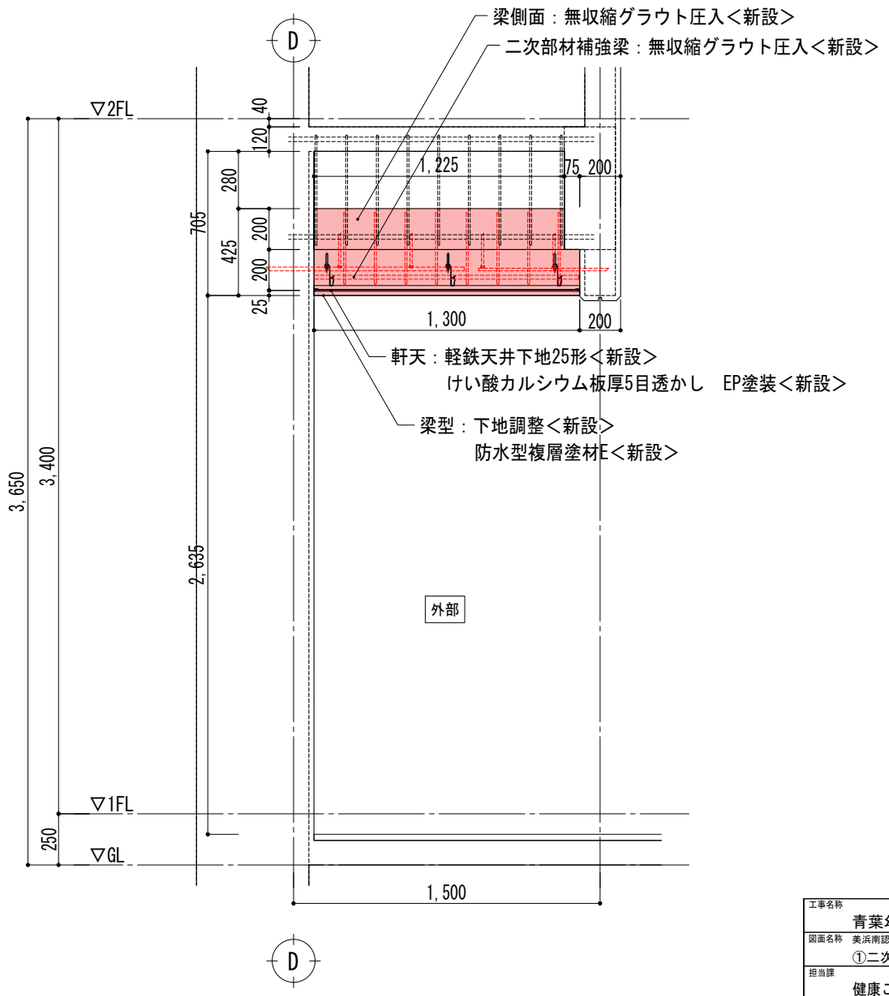

①二次部材補強　外部　断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

①二次部材補強　外部　断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１７
図面名称　奥浜南認定こども園安全対策工事 ①二次部材補強　外部断面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １８
	作成日 令和７年３月	全３９葉

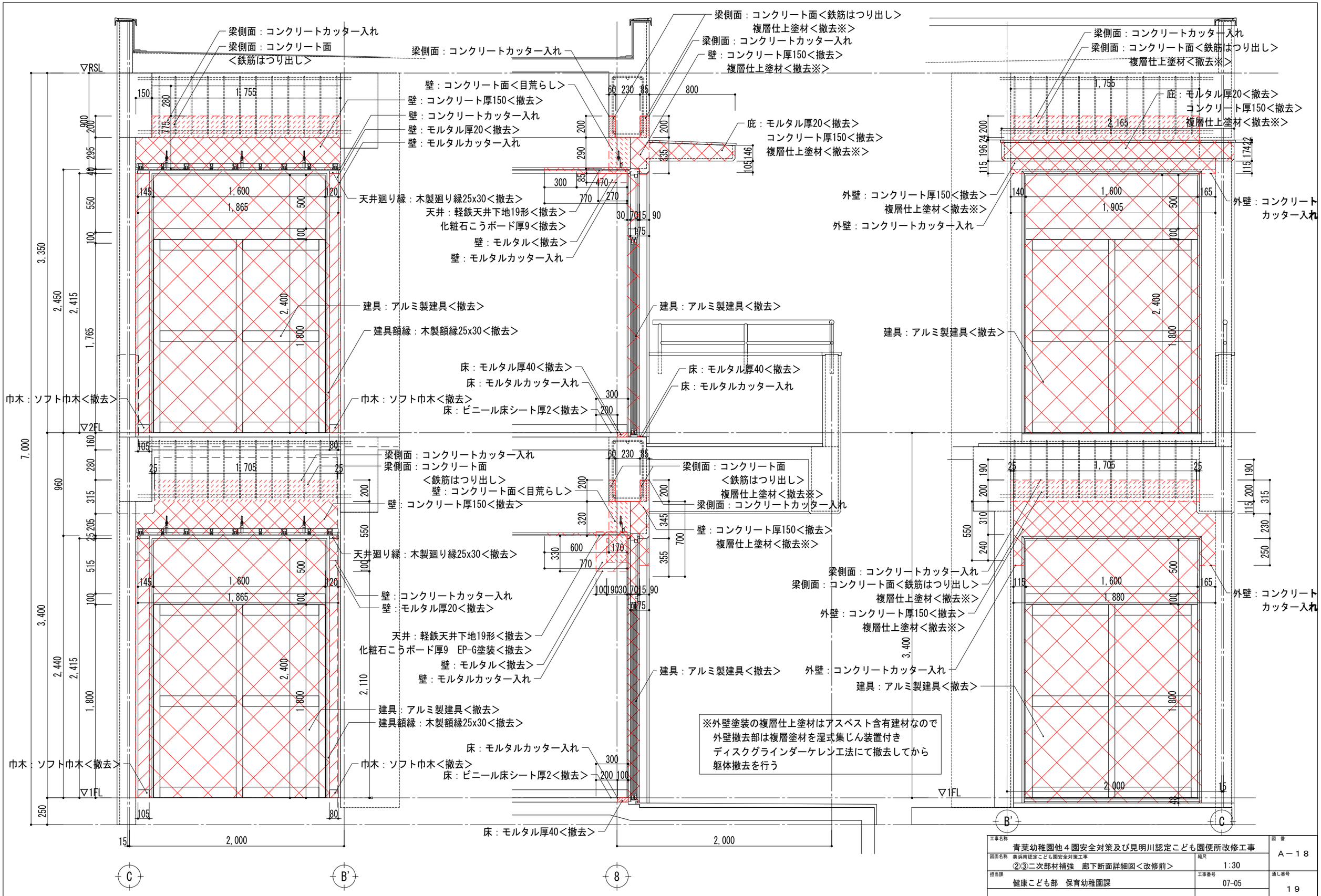

※外壁塗装の複層仕上塗材はアスベスト含有建材なので
外壁撤去部は複層塗材を湿式集じん装置付き
ディスクグラインダーケレン工法にて撤去してから
躯体撤去を行う

②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－１８
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 ②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １９
	作成日 令和７年３月	全３９葉

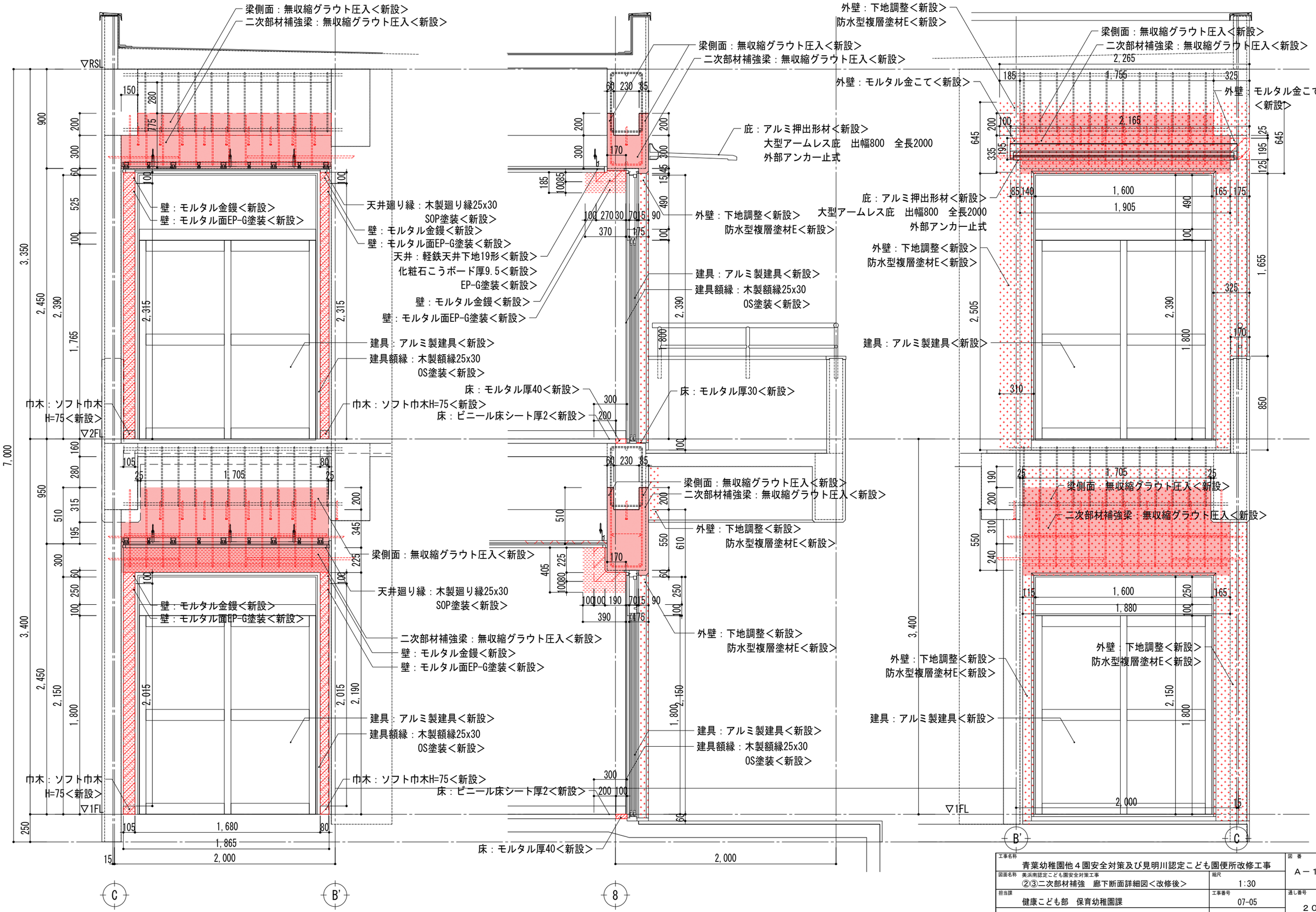

②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 A－１９
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事	②③二次部材補強　廊下断面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:30
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ２０
		作成日 令和７年３月
		全３９葉

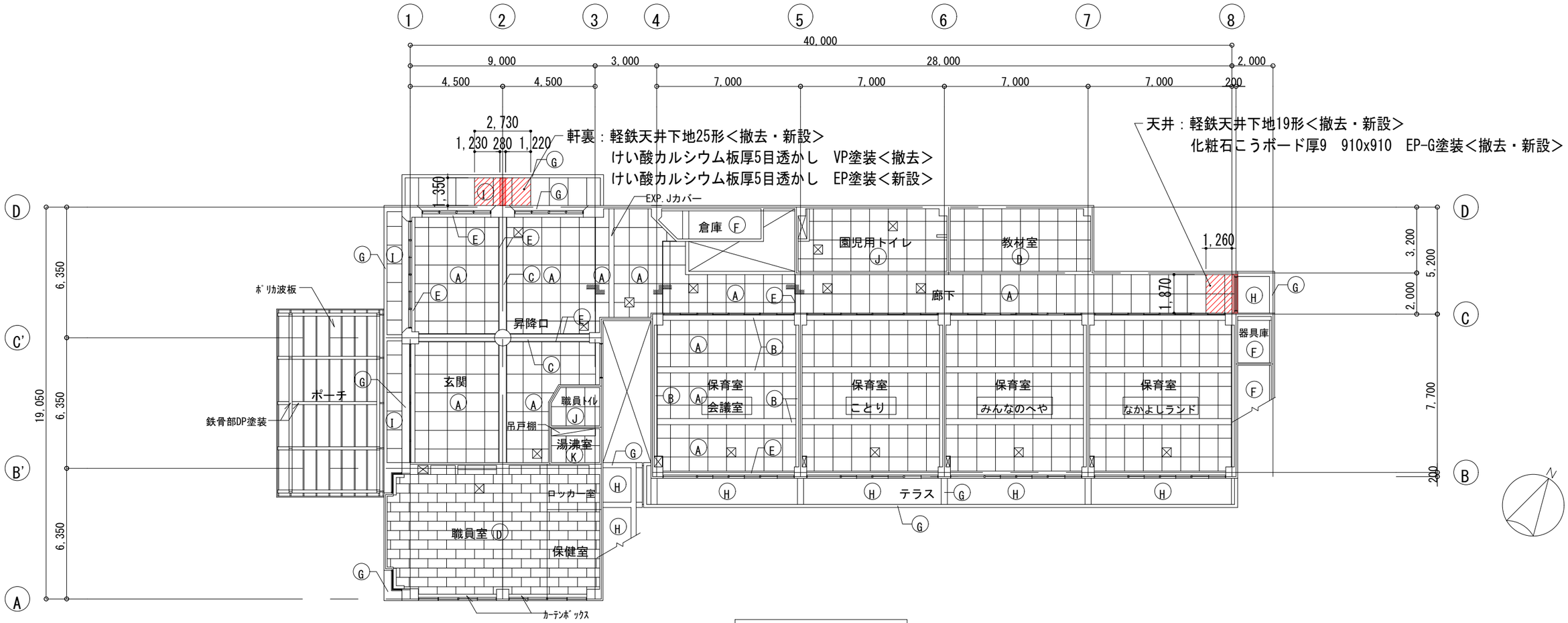

1階天井伏図　1/200

☒：450角天井点検口(アルミ)

1階天井伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

○凡例

A	化粧石膏ボード t=9 (910×910) 既存下地調整の上 EP-G塗装	G	コンクリート打放し 水性弾性セラミシリコン仕上
B	石膏ボード t=9 (GL工法) AEP 既存下地調整の上 EP-G塗装	H	コンクリート打放し 水性アクリルシリコン仕上
C	石膏ボード t=9 (GL工法) ビニルクロス貼 ビニルクロス貼替	I	ケイ酸カルシウム板 EP塗装
D	化粧石膏ボード t=9	J	耐水シナ合板 t=4 AEP (木下地共) LGS下地 化粧石膏ボード t=9.5
E	ｶｰﾃﾝBOX・見切縁：ﾗﾜﾝ OS 既存下地調整の上 EP-G塗装	K	フレキシブルボード t=4 ア VP (木下地共) LGS下地 化粧石膏ボード t=9.5
F	コンクリート打放し		

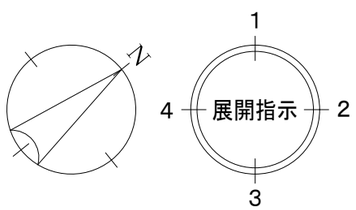

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２０
図面名称　奥浜南認定こども園安全対策工事 １階天井伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２１
	作成日 令和７年３月	全３９葉

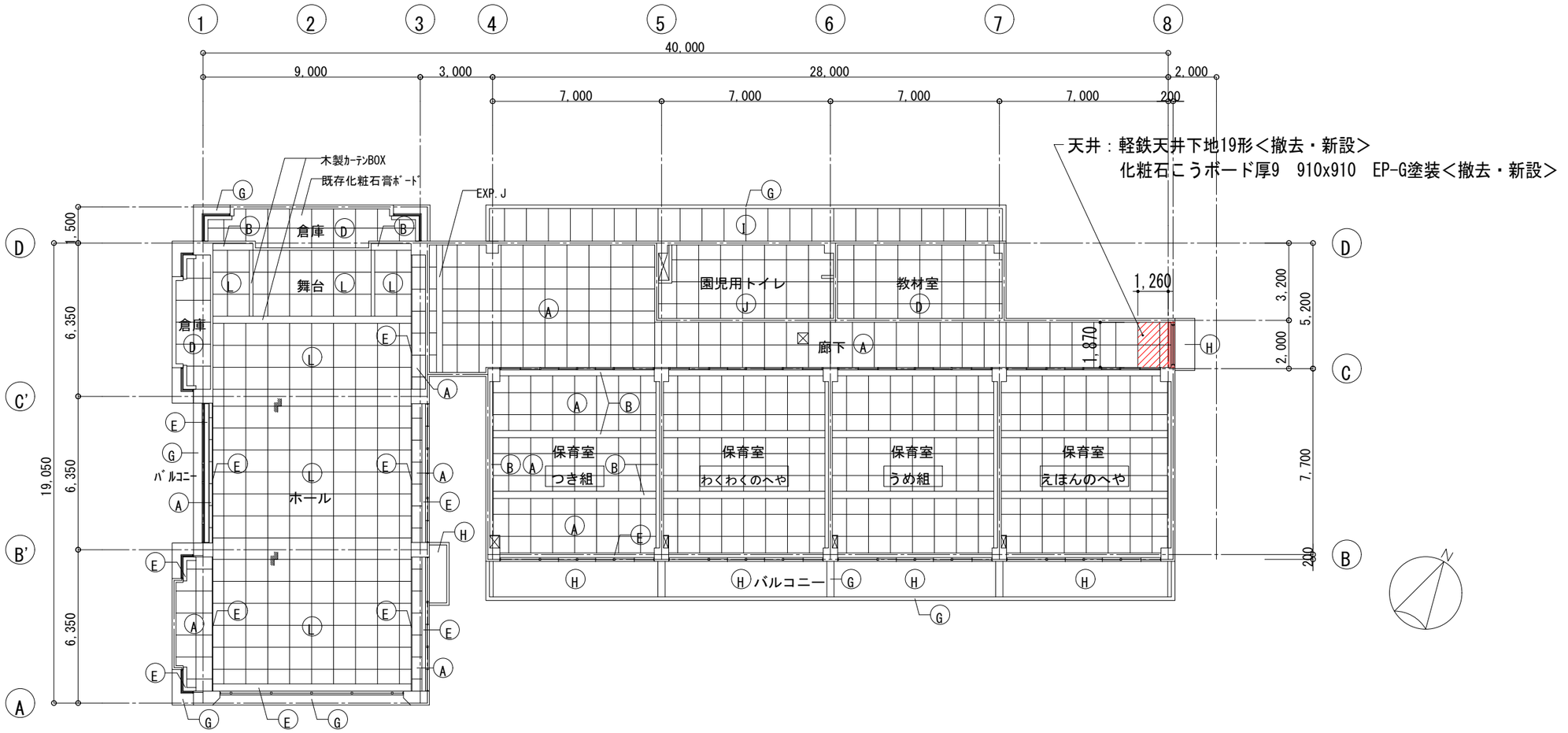

２階天井伏図　1/200

⊠：450角天井点検口(アルミ)

○凡例

Ⓐ	化粧石膏ボード t=9（910×910）既存下地調整の上 EP-G塗装	Ⓘ	ケイ酸カルシウム板 EP塗装
Ⓑ	石膏ボード t=9（GL工法）AEP 既存下地調整の上 EP-G塗装	Ⓙ	耐水シナ合板 t=4 AEP（木下地共） LGS下地 化粧石膏ボード t=9.5
Ⓒ	石膏ボード t=9（GL工法）ビニルクロス貼 ビニルクロス貼替	Ⓚ	フレキシブルボード t=4 ㋐VP（木下地共） LGS下地 化粧石膏ボード t=9.5
Ⓓ	化粧石膏ボード t=9	Ⓛ	化粧石膏ボード t=9
Ⓔ	ｶｰﾃﾝBOX・見切縁：ﾗﾜﾝ OS 既存下地調整の上 EP-G塗装	Ⓜ	照明BOX：ﾗﾜﾝ OS
Ⓕ	コンクリート打放し		
Ⓖ	コンクリート打放し 水性弾性セラミシリコン仕上		
Ⓗ	コンクリート打放し 水性アクリルシリコン仕上		

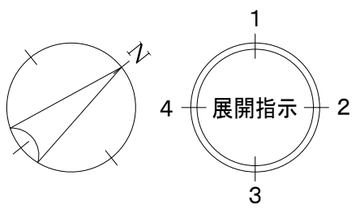

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２１
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 ２階天井伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２２
	作成日 令和７年３月	全３９葉

建具記号							
名称	AD 4	引違い戸					
階数		1F	2F				TOTAL
個数		1	1				2

姿図

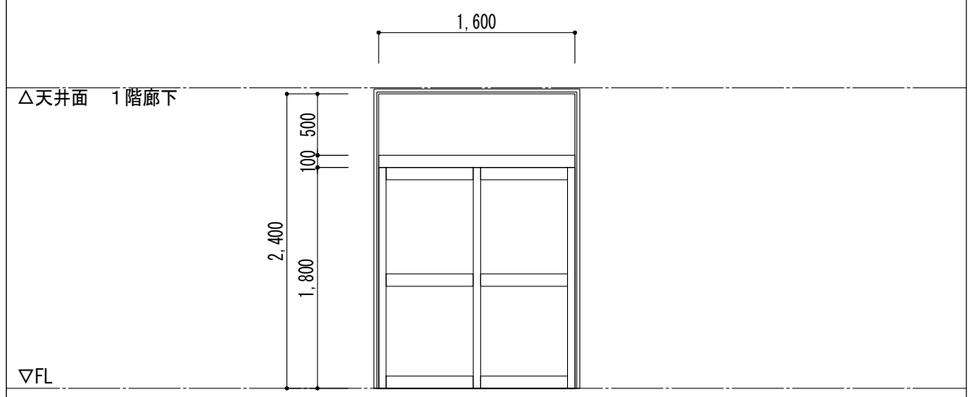

材料・仕上	アルミ製<取付枠共撤去>
付属金物	クレセント<撤去>、下枠レール<撤去>
摘要・ガラス	枠見込70・学校用強化ガラス厚4<撤去>

建具記号								
名称	AD A	引違い戸						
階数		1F	2F					TOTAL
個数		1						1

姿図

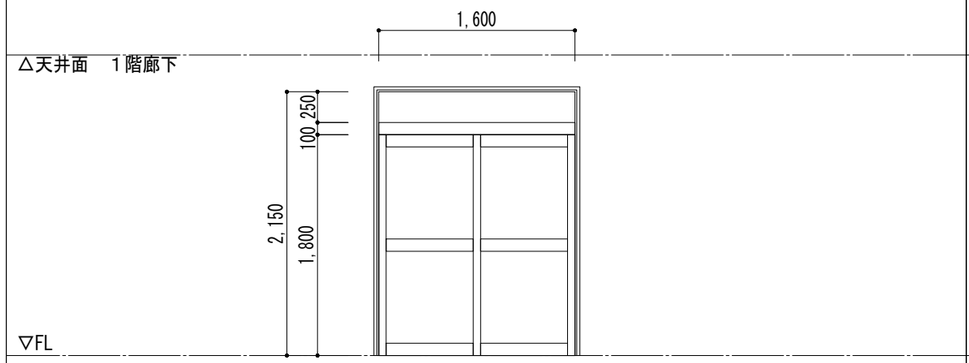

材料・仕上	アルミ製<新設>
付属金物	戸車<新設>、引手<新設>、クレセント<新設>、下枠レール：ステンレス<新設>、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込70　戸見込14・学校用強化ガラス厚4<新設>飛散防止フイルム貼り<新設>

建具記号								
名称	SD A	引違い戸						
階数		1F	2F					TOTAL
個数		1						1

姿図

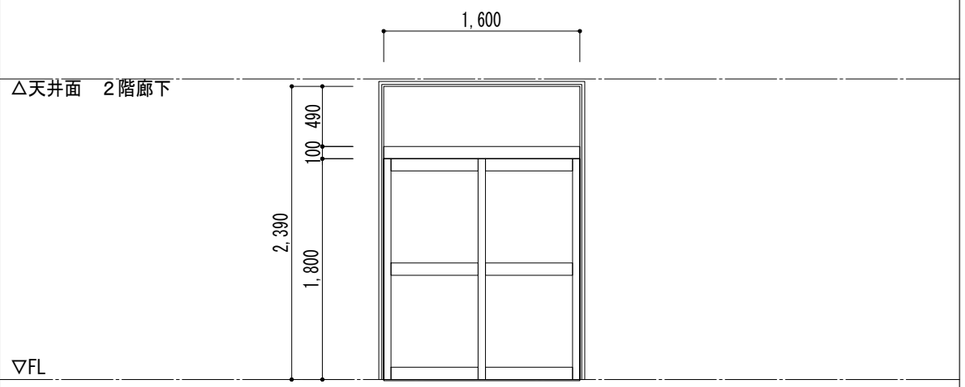

材料・仕上	スチール製　大臣認定防火設備（個別認定）・アクリル樹脂焼付塗装<新設>
付属金物	戸車<新設>、引手<新設>、クレセント<新設>、下枠レール：ステンレス<新設>、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込70　網入り型板ガラス厚6.8<新設>

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ａ－２２
図面名称	美浜南認定こども園安全対策工事 建具表<改修前・改修後>	縮尺 1:50
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ２３
		作成日 令和７年３月
		全３９葉

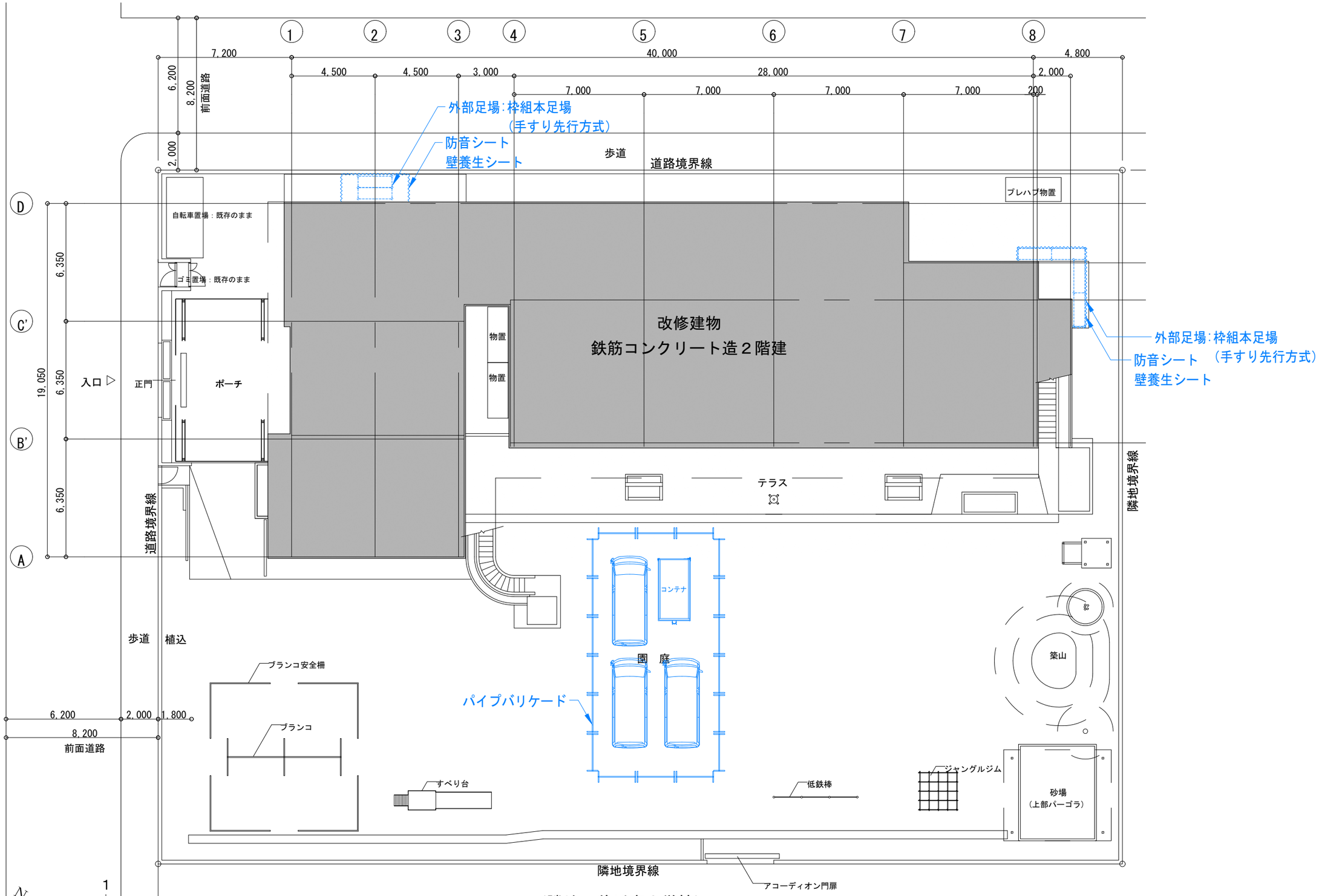

（隣地：美浜南小学校）

※工事車両等により、園庭に影響を与えた場合は
現状復旧すること。

仮設計画図（参考）　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２３
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 仮設計画図（参考）	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２４
	作成日 令和７年３月	全３９葉

概略工事工程表

工事名：美浜南認定こども園安全対策工事

年		令和7年＜2025年＞		
月		7月	8月	9月	10月
日		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 ～ 31
日数		31	62	92	123
	準備期間				
1	共通仮設 直接仮設	内部養生 内部・外部足場	内部養生撤去 適宜　取付・撤去	竣工清掃 適宜　内部養生取付・撤去 竣工清掃	
2	＜内部仕上撤去＞ 天井撤去 壁仕上撤去	天井撤去 壁仕上撤去			
3	＜外部仕上撤去＞ R階庇撤去 建具撤去 梁鉄筋はつり出し	R階庇撤去 二次部材補強RF建具撤去 二次部材補強2F建具撤去 二次部材補強RF梁鉄筋はつり出し 二次部材補強2F梁鉄筋はつり出し			
4	＜二次部材補強＞ ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠 無収縮モルタル圧入	ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠 無収縮モルタル圧入	型枠撤去		
5	＜内部仕上＞ 鋼製建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装		鋼製建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地 軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装	軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装	
6	＜外部仕上＞ 外壁塗装 鋼製建具 アルミ製庇取付		外壁塗装下地塗 外壁塗装仕上塗 鋼製建具	アルミ製庇取付	
7	＜電気設備＞ 照明器具撤去 配線切廻し 照明器具再取付	照明器具撤去 配線切廻し・照明器具再取付			
8	＜工事書類整理期間＞ ＜検査課完了検査＞		工事書類整理期間 検査課中間検査	検査課完了検査	引き渡し

※夏休み期間は7月19日～8月31日
※夏休み期間に検査課中間検査（現場）を受けること。
※基本的には夏休み期間内での施工完了を目標とするが、一部施工が残った場合は完了検査（10月末）までの施工は可とする。ただし、施工日は発注者と協議し決定すること。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２４
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 概略工事工程表（参考）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２５
	作成日 令和７年３月	全３９葉

構造特記仕様書

1.工 事 概 要

1.工 事 名 称　美浜南認定こども園園舎安全対策工事

2.施設構造・ 改修概要

施設構造等

⊙ 構造　⊙ 鉄筋コンクリート造　・ 壁式鉄筋コンクリート造　・ 鉄骨造(屋根)

・ 規模　地上 2 階 地下 ___ 階　塔屋 ___ 階

・ 面積　延べ面積 _____ m2　建築面積 _____ m2

・ 建築年月　昭和 55 年 4 月

構造改修概要

・ 構造壁設置(鉄骨ブレース壁 ____ 箇所、塔屋RC壁 ____ 箇所、_____)

・ 柱設置(RC柱 ____ 箇所、S柱 ____ 箇所、_____)

・ 柱補強(鉄板巻き ____ 箇所、RC増し打ち ____ 箇所、その他 _____)

⊙ その他(RC袖壁 ____ 箇所、RC床 ____ 箇所、基礎補強 _____)

(RC壁開口閉塞 ____ 箇所、耐震スリット ____ 箇所、柱増打ち補修 ____ 箇所)

(梁増打ち補強 3 箇所、庇撤去 ____ 箇所)

1.耐震改修工事仕様

1.共 通 仕 様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)

設計基準は下記によるものとし、施工にあたり参考にすること。

⊙「2017年版　既存鉄筋コンクリート構造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「学校施設の耐震補強マニュアル　RC造校舎編、S造屋内運動場編《2003年改訂版》」(文部科学省)

・「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成18年版)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

⊙「2011年改訂版　耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針:同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「2013年改訂版　既存鉄骨造建築物の耐震改修施工マニュアル」((一財)日本建築防災協会)

2.特 記 仕 様

1) 項目は、番号に ◯ 印のついたものを適用する。

2) 特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。

⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。。

⊙ 印と ⊗ 印のついた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の[　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

また、(　)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	特　記　事　項
①一般事項	本工事は、既存の構造体に対して補強等することにより耐震性の向上及び構造の改善を図るもので、既存部材との接合がきわめて重要である。また、この工事は、改修工事であることから一般の建築工事とは施工方法等に異なる面があるので特に次の点に十分注意すること。 1)躯体寸法・部材寸法・階高寸法等は、実測による。 2)既存コンクリートとの一体化をはかること。 3)補強部材の製作は基本的に下記のフローチャートに従って行う。また、フローチャートが設計図書に明記されている場合はそれによる。

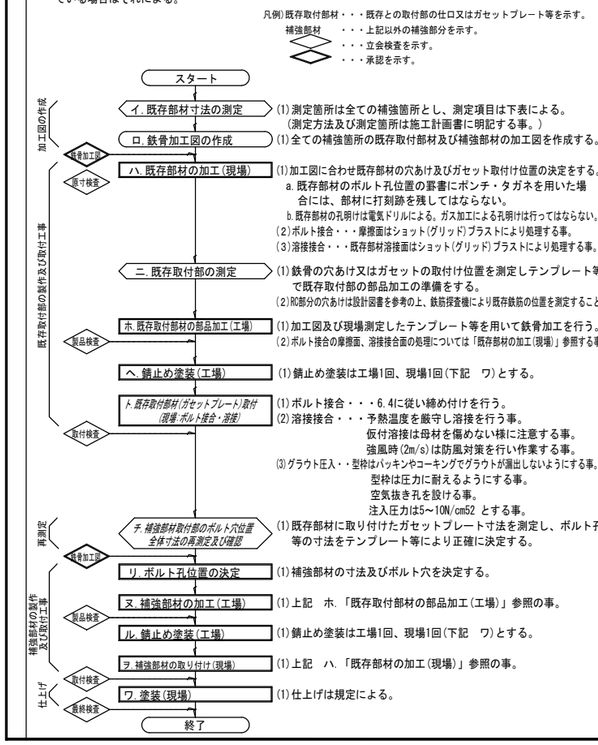

章	特　記　事　項
①一般事項	4) 測定項目　　検:検査報告書　監:監理報告書

No	測 定 項 目	測 定 器 具 等	報告書
1	⊙ 階高(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
2	⊙ 柱スパン(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
3	⊙ 架構(骨組)の対角寸法(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器、ピアノ線等	⊙ 検・ 監
4	⊙ 部材断面		⊙ 検・ 監
4−1	⊙ 断面形状	設計図、目視等	
4−2	⊙ 断面寸法(断面成、フランジ幅等)	コンベックススケール等	
4−3	⊙ 板厚	ノギス、超音波板厚計等	
4−4	⊙ 材質	設計図、鋼材材質識別計等	
5	⊙ 鉄筋の位置	設計図、鉄筋探査機、コンベックススケール等	⊙ 検・ 監
6	・ コンクリートのひび割れの有無	目視、クラックスケール等	・ 検・ 監
7	・ コンクリート強度	設計図、シュミットテストハンマー等	・ 検・ 監
8	⊙ 現場作業範囲の確認	目視、コンベックススケール等	・ 検・ 監

5) 施工に先立ち全工程の施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。なお、施工計画書には工事中の安全対策についての方法等を明記すること。

6) 既存部材の穴あけに失敗しない様に十分に注意し、穴あけ位置を誤った場合には監督職員の指示によること。

7) 補強部材の寸法違いが生じた場合は監督職員の指示によること。

8) その他

・ 工事に先立ち、下記の項目について調査を行い、不具合等が認められた場合にはその部分の補修を行うものとする。

(a)既存部材接合部(高力ボルト接合部及び溶接部)の現況調査

調査箇所:鉄骨大梁接合部

なお、調査箇所の状況により他の部分についても調査が必要と判断された場合には、監督職員と協議のうえ、別途調査を行うものとする。

章	項　目	特　記　事　項
②耐震改修工事(鉄筋工事編)	鉄筋工事編 ①鉄筋	鉄筋の種類　[8.2.1]　[表8.2.1]

規格	種別	呼び径	適用
JIS　G3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	※ SR235　・	※ 6φ　・ D6　・ 9φ　・	
	※ SD295　・	※ D16以下　・	補強部鉄筋
	※ SD345　・	※ D19以上　・	補強部鉄筋

2.溶接金網　網目の形状寸法及び鉄線の径　[8.2.2]

規格	網目の形状寸法	鉄線の径(mm)
網目の形状寸法及び鉄線の径 JIS　G3551	※ 100	※ 6
	・	

③鉄筋の材料試験　改修標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。[8.2.3]

④鉄筋の継手　継手方法　[8.3.4]

規格	呼び径	適用箇所
・ ガス圧接		
・ 重ね継ぎ手		
⊙ フレア溶接		梁補強

※フレア溶接部外観検査、自主検査100%、第三者検査100%とする。

鉄筋の継手位置　[8.3.4][表8.3.2][表8.3.3]

⊙ 図示

重ね継手

主筋及び耐力壁の重ね長さ

・ 図示

・ 改修標準仕様書　表8.3.2による

5.帯筋 組立の形　組立の形　[8.3.1][8.3.2][8.3.3]

・ 図示

・

⑥鉄筋のかぶり厚さ及び間隔　鉄筋及び溶接金網の最少かぶり厚さ　[8.3.5][表8.3.6]

⊙ 表8.3.6による

・ 耐久上不利な箇所の鉄筋の最少かぶり厚さは下表による(下表の適用箇所以外は、表8.3.6による。)

施工箇所	表8.3.6の数値に加える寸法(mm)
柱・梁・壁及び庇等の外気に接する打放面	・ 10　・
塩害のおそれのある部分等	・

最少かぶり厚さは目地底から算定する。

⑦各部の配筋　構造関係共通図(配筋標準図)による。

割裂防止筋

※ ラップ長はピッチの2倍以上とし結束線で縛ること　⊙ 図示

8.ガス圧接　圧接完了後の検査

※ 超音波探傷試験　[8.3.8][5.4.9)

箇所数

※ 全圧接部

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・標準仕様書 5.4.9.(2)(i)による

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・ 引張試験

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	コンクリート工事編 1.レディーミクストコンクリートの類別	※ 1類　・ 2類　[8.1.3][表8.1.1](6.2.1)

2.コンクリートの品質

※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	気乾単位容積質量(t/m3)	スランプ(cm)	適用箇所
※ 24	2.3程度	15 又は 18	
		18	
・ 18 ・ 27	2.3程度	15 又は 18	
		18	

3.コンクリートの温度補正　※ 別記による　[8.2.5] [表8.2.4]

4.セメントの種類

セメントの種類	適用箇所
※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	
・ 高炉セメントB種 G	
・ フライアッシュセメントB種 G	

※　普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメントの品質は、JISR5210に示された規定の他、次の規定に適合ばならしなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g 以下
	28d	402J/g 以下

5.骨材の品質　※ A　[8.2.5](6.3.2)

・ B(コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m3以下)

6.混和材料の種別　[8.2.5](6.3.2)

・ 混和剤(JIS　A　6204に適合するAE剤、AE減水剤または高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分は1種とする。

また、防錆材を併用する場合はJIS A 6205による防錆材とする。)

・ 混和材(JIS　A　6201に適合するフライアッシュの1種又は2種若しくは4種、

JIS A 6206による高炉スラグ微粉末、

JIS A 6207によるシリカフューム又はJIS　A　6202に適合する膨張材とする。)

7.型枠　せき板の材料　[8.2.7]

※ 複合合板(JAS規格品とし監督職員の承諾を受けること)

コンクリート打設時の充填性確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は強度、変形等について、事前に監督職員と協議すること

・ 床型枠用鋼製デッキプレート

・

スリーブの材種　[8.2.7][表8.2.6]

・ 改修標準仕様書8.2.6(f)(2)及び改修標準仕様書表8.2.4による

打増し厚さ　[8.7.8]

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)

・ 20mm　・

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)

・ 10mm　・ 20mm　・

・ 外装タイル後張り面の打増し処理

・ 20mm　・

打増し範囲

・ 図示(床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面の打増し部に限る。)

・

8.型枠(せき板)の組立　シアコネクタとセパレーターの兼用

・ 兼用してもよい　・ 兼用しない　・(　　)　[8.7.8]

9.打放し仕上げの種別　[8.1.4][表8.1.4]

種　別	施　工　箇　所
・ A種	
※ B種	
・ C種	

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	10.MCR工法用シート	気泡緩衝材の種別　(6.8.3) ※ 難燃処理を行った合成樹脂製の気泡性緩衝シート　・
	11.コンクリートの打込み	コンクリートの打込み工法　[8.7.3][8.21.8] ※ 流込み工法 ・ 圧入工法 既存構造体との取り合い ※ 既存RC梁と増設壁との間隔を200mmとし、無収縮グラウトを圧入する。 ・
	12.無筋コンクリート	コンクリートの種類　[8.11.1](6.14.1~3) ※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ(cm)	セメントの種類	適用箇所
※ 18 ・	※ 15 又は18 ・	・ 普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメント又は混合セメントのA種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎
		・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	13.コンクリートの試験	*印は第三者機関による試験 試し練り検査 ・ 実施する(箇所　　)　・ 実施しない　[8.2.5](6.3.2) 試料採取方法 JIS A 1115による。但し、トラックアジテータから採取する場合は、排出の初めと終わりの部分から採取してはならない。分取試料はコンクリート流の全横断面から採取する。[8.8.2](6.9.2) *スランプ JIS A 1101による。　スランプ　21　許容差±1.5　スランプ　8~18　許容差±2.5 *空気量　[8.6.3](6.9.3) JIS A 1116, JIS A 1118, JIS A 1128のいずれかを適用。　許容差±1.5 *軽量コンクリートの単位容積質量 JIS A 1116による。　許容範囲±3.5%　[8.9.4](6.10.4) *温度 JIS A 1156による。　[8.7.7](6.7.1) *塩化物量　[8.6.3](6.5.3) (財)国土開発技術研究センターの技術的評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における3回の測定の平均値とする。[8.6.4](6.5.4) *圧縮強度試験　[8.8.3~6](6.9.3~6) 試験回数は、製造工場及びコンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつコンクリート150m3ごと及びその端数につき1回以上とする。 a)調合強度管理のための試験 1)JIS A 1108 「コンクリートの圧縮強度試験方法」による。 2)試験は標準養生で材齢28日で行い、回数は試料採取方法欄に示す割合で行い、3回を1検査ロットとして合否を判定する。1回の供試体本数は3個を標準とする。 b)構造体コンクリート強度推定のための試験 1)JASS5T-603 「構造体コンクリート強度推定のための圧縮強度試験方法」による。 2)試験の回数は試料採取方法欄に示す回数とし、各回ごとに判定を行う。供試体本数は1回につき3個を標準とする。供試体は、適当な間隔をあけた任意の3台の運搬車から1個ずつ3個採取する。 材齢が28日の場合は現場水中養生とし、材齢が28日を超え91日以内の場合は現場封かん養生とする。

別　記　　コンクリートの構造体強度補正値(S)　※ 適用期間については配合計画書にて再度確認すること。

セメントの種別　※ 普通ポルトランドセメント　・ 早強ポルトランドセメント

本工事の対象地区	地　区	市 町 村 名	セメントの種類	普通ポルトランドセメント			早強ポルトランドセメント		
			打設後28日までの平均気温	暑中におけるコンクリート	8以上	0以上8未満	暑中におけるコンクリート	5以上	0以上5未満
			補正値　(S)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)
・	千葉中央地区	千葉市・市原市・四街道市		7/15~9/7	2/28~7/14 9/8~12/1	12/2~2/27	7/15~9/7	1/1~7/14 9/8~12/31	該当なし
・	千葉北部地区	我孫子市・柏市・鎌ヶ谷市・野田市・松戸市・流山市		7/11~9/3	3/3~7/10 9/4~11/21	11/22~3/2	7/11~9/3	2/1~7/10 9/4~12/14	12/15~1/31
・	千葉西部地区	市川市・浦安市・習志野市・八千代市・船橋市・印西市・白井市・本埜村		7/15~9/4	3/4~7/14 9/5~11/18	11/19~3/3	7/15~9/4	2/7~7/14 9/5~12/11	12/12~2/6
・	北総地区	成田市・佐倉市・八街市・神崎町・栄町・酒々井町・芝山町・多古町・富里市・印旛村		7/21~9/3	3/7~7/20 9/4~11/17	11/18~3/6	7/21~9/3	2/11~7/20 9/4~12/7	12/8~2/10

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 S−01
図面名称	美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書（構造１）	縮尺 −	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２６
		作成日 令和７年３月	全３９葉

章	項目	特記事項

④ 耐震改修工事（グラウト工事編）

グラウト工事編

①材料

・ 構造体用モルタル [8.2.12]
材料 ・ 改修標準仕様書[8.2.5]
圧縮強度 ・ 図示 ・
フロー値 ・ 図示 ・

材料の種類 [8.2.11]

種類	
⊙ 無収縮グラウト	無収縮グラウトはプレミックスタイプとし、材齢28日:40.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.11」による。
・ 無収縮モルタル	無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、材齢28日:45.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.10」による。

②圧入工事 [8.21.9]
（既存構造体との取合）
圧入工事はグラウトポンプ等により行い、空隙が密実に充填できるように計画すること。
グラウト材の攪拌にはアルミ羽の攪拌機は用いないこと。
オーバーフロー管の流出先の高さは、圧入高さよりも10cm程度以上高くすること。
周囲はグラウト用配管枠にて隙間なく固定すること。

③材料試験 改修標準仕様書8.2.11 による。 [8.2.12]

※ コンシステンシー試験
「J14ロート試験」による。1作業班ごとに午前と午後の作業開始前に測定する。

※ 圧縮試験
(1)供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm高さ100mmの円柱とする。
(2)供試体の材令は3日、7日及び28日とし、養生は封かん養生とする。
(3)供試体の採取は、午前、午後の打設前、及び最終打設時の3回を標準とする。
数量は材例に応じてそれぞれ1体とする。ただし1日の打設料が3m53を超える場合、増加量2m53当り1回を追加する。

⑤ 耐震改修工事（あと施工アンカー工事編）

あと施工アンカー工事編

①あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料 [8.12.1]
・ 金属系アンカー(耐震補強用 等辺山形鋼固定用（補強プレート受け））
㊗ 接着系アンカー（補強プレート接合部、各妻面、玄関、機械室等）
接着材の材質及びカプセルの種類 ※ 回転・打撃式ガラス管タイプ有機系カプセル
接合筋の種類 ※ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ・

②あと施工アンカーの施工

アンカー穿孔前に鉄筋探査機等を用いて障害物の確認をすること。
作業者の資格
※ 第一種あと施工アンカー施工士「(社)日本建築あと施工アンカー協会(JCAA)」
・

穿孔機械 ※ ハンマードリル(メタルセンサーリールを使用する) ・
穿孔に失敗した場合は、アンカー芯よりも内側に再度穿孔すること(下図ー1)
穿孔失敗部分は、躯体と同等以上の強度のモルタル等で補修すること。
アンカーの定着 ※ RC増設部は表ー1、S増設部は表ー2
⊙ 図示
アンカー長さは、首下までの寸法とする。 [8.12.2]
カプセルはガラス管製を使用すること。

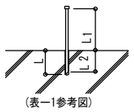

（表ー1参考図）

表ー1 （単位:mm）

接着系アンカー径	L 1	L 2
・ D10	―	※100 ・
・ D13	300	※130 ・
・ D16	350	※160 ・
・ D19	400	※190 ・
・ D22	450	※220 ・

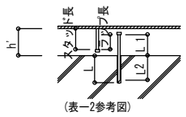

（表ー2参考図）

L :コンクリートの穿孔深さ
L1:アンカー筋の定着長さ
L2:アンカーの有効埋め込み長さ

表ー2 （単位:mm）

接着系アンカー径	h'	L 1	L 2	ラップ長
・ D16	※ 160 ・	※ 120 ・	160	60以上
・ D19	※ 200 ・	※ 150 ・	190	80以上
・ D22	※ 250 ・ 200 ・	※ 190 ・ 150 ・	220	130以上

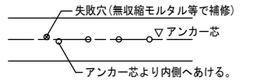

(図ー1)

③あと施工アンカーの確認試験

打音確認 ※ 接着系アンカー(※ 全数 ・ ）・
引張試験 [8.12.7]
引張試験は、改修標準仕様書8.11.5により行うこと。
ただし、1ロットは、1日に施工されたものの各径及び各仕様ごとととする。

設計引張強度は、図示による。

アンカー径	ピッチ(mm)	引張試験確認強度(kN)	備考
~~D10~~	~~－~~	~~15~~	
~~D13~~	~~－~~	~~25~~	
~~D16~~	~~－~~	~~40~~	
D19	－	60	

※本工事での引張試験による強度確認は、Ｄ１９（３本）のみとする。

6 耐震改修工事（鉄骨工事編）

鉄骨工事編

1.鉄骨の製作工場

製作工場の加工能力 [8.1.5](7.1.3)
・ 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評定機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Mグレード」以上として国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場

・ 監督職員の承諾する製作工場
施工管理技術者 [8.1.6](7.1.4)
※ 適用する ・ 適用しない

2. 入熱、パス間温度の溶接条件

鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
※ 図示 ・

適用箇所
・ 図示 ・ 柱、梁、ブレース、 のフランジ端部の完全溶け込み溶接部
[8.2.8](7.2.1)

3.鋼材の材質

種類の記号	使用箇所	規格等
※ SS400 ・ SN400	※ ブレース構成材 ・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格

4.高力ボルト

区分 [8.2.9](7.2.2)
・ トルシア形高力ボルト 2種(S10T)(建築基準法に基づき認定を受けたもの)
・ JIS形高力ボルト 2種(F10T)(JIS B 1186(摩擦接合用高力ボルト)
高力ボルトの径
※ 図示 ・
すべり係数試験
※ 行わない ・ 行う

5.縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等

※ 構造関係共通図(鉄骨標準図)1 縁端距離及びボルト間隔による [8.1.6](7.3.2)

6.溶融亜鉛メッキ高力ボルト

セットの種類
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当)(建築基準法に基づき認定を受けたもの)
摩擦面の処理
※ ブラスト処理(表面粗度 50μmRz以上)
・ りん酸塩処理
すべり耐力の確認方法
・ 図示 ・
[8.2.10](7.2.5)

7.溶接材料

次の規格品のうち、母材の種類・寸法及び溶接条件に適した種類のものとする。
JIS Z 3211,JIS Z 3214,JIS Z 3312,JIS Z 3313,JIS Z 3315,JIS Z 3320
JIS Z 3313,JIS Z 3183,JIS Z 3351,JIS Z 3352,JIS Z 3353

8.貫通ボルト

材質 (7.2.4)
・ 構造用(JIS B 1220)転造ネジ
・ ABR400 ・ ABR490(ボルト材質SNR490B) ・SNR400B（溶融亜鉛メッキ）
・ 建方用(JIS G 3101)
・ SS400 ・

9.スタッド

スタッドは、JIS B 1198 規格品とし、頭付きスタッドとする。
スタッドボルトが継手プレートに当たる場合は、原則としてプレートを避けて打つ。

（単位 :mm）

スタッド径	L1(首下までのスタッド長)
・ 16φ	※ 120(ダブル) ・
・ 19φ	※ 150(ダブル) ・
・	

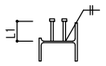

10.ターンバックル

JIS A 5540 規格品とする。 (7.2.6)

11.溶接工法

スカラップの形状
・ 改良型 ・
エンドタブの切除
・ 行う 適用箇所:・ 全て ・ 構造図( )による
・ 行わない

12.錆止め塗料

工場製作の素地調整は、ショット(グリッド)ブラストによる。 [7.3.2](18.3.2)
下記錆止め塗料を工場２回、現場１回塗りとする。
ただし、コンクリートに接する摩擦接合面及び高力ボルト接合部摩擦面は塗布しない。
(改修標準仕様書8.16.2による。)
鉄鋼面

種別	錆止め塗料	適用箇所
A種	・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(1種)	・
B種	・ JASS18 M-111(水系さび止め)	・
	・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(2種)	・
	・ 耐候性塗料塗り(ＤＰ)	・

亜鉛メッキ鉄鋼面

種別	錆止め塗料	適用箇所
A種	・ JIS K5629(鉛酸カルシウム)	・
B種	・ JASS18 M-109(変性エポキシ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ)	・
C種	・ JASS18 M-111(水系さび止め)	・

13.溶融亜鉛メッキ

種別等 ・外部に面する鋼材 [8.20.4][表8.20.1)(7.12.4)(表14.2.2)

亜鉛メッキの種別	材料	適用箇所
・A種(HDZ55)	最小板厚6.0mm以上の形鋼、4.5mm以上の鋼板	※ 図示 ・
・B種(HDZ45)	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板	
・C種(HDZ35)	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

めっき作業はJIS認定工場において行う。
素地ごしらえは、JIS H 8641溶融亜鉛メッキ作業標準による。

14.仮組み

・ 実施する ( ) ※ 実施しない [8.13.10]

15.ベースプレート下面のモルタル

モルタルの種別 (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.1)[8.2.12]
・ 無収縮モルタル
圧縮強度
・ 図示 ・
材料、調合等
・ 標準仕様書 7.2.9による
品質及び試験方法
・ 標準仕様書 表7.2.5による
工法の種別
・ 標準仕様書 表7.10.2
・ A種[モルタル厚さ50] ・ B種[モルタル厚さ30]

16.耐火被覆

種別 [8.18.1～9](7.9.2)
・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火材吹付け
・ 耐火板張り ・ 図示
所要性能(区分)
・ 30分耐火(＿＿＿＿＿＿) ・ 1時間耐火(＿＿＿＿＿＿＿＿)
・

17.製作精度

※ (一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則6[鉄骨精度検査基準]による。 (7.3.3)
※ 通しダイアフラムの許容誤差
・ 全てのダイアフラムはH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること
・ ダイアフラムをH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り
補強方法
・ 「突合わせ継ぎ手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・

18.鉄骨の試験及び検査

*印は第三者機関による試験

立会検査
・ 現寸検査 ・ 組立検査 ・ 製品検査 [8.18.3](7.10.5)
・ 施工図を作成し承認を得ること
*材料試験
下記材料は、標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 [8.2.14](7.2.10)
鋼材、スタッド、HTB、アンカー

溶接工の技量付加試験 [8.15.3](7.6.3)
・ JIS Z 3801, JIS Z 3841による(「鉄骨工事 3技術者資格等」参照)。
・ AW検定試験規定による。
・ AW検定有資格者は省略できる。

すみ肉溶接及び完全溶込溶接の自主検査 [8.15.11](7.6.11)
1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法及び合否判定は自社基準による。検査は下表を対象とする。

*すみ肉溶接及び完全溶込溶接の受入検査 [8.14.11](7.6.11)
1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準・ 同解説」による。合否判定は原則として7.2.1(1)「溶接部に引張力が作用する場合」による。検査は下表を対象とする。

	溶接場所	製作工場		第三者機関	
		外観検査	超音波探傷試験	外観検査	超音波探傷試験
すみ肉溶接	工場溶接	100%	―	30%	―
	現場溶接	100%	―	100%	―
完全溶込溶接	工場溶接	100%	100%	30%	30%
	現場溶接	100%	100%	100%	100%

高力ボルト締付け施工法の確認 [8.14.5](7.4.8)
1)高力ボルトの締付け作業開始時に、工事で採用する締付け施工法に関する確認作業を行う。
2)確認の方法は、JASS 6 6.5[締付け施工法の確認]に準じるものとする。

トルシア形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8)
改修標準仕様書[8.13.8(a)]による

JIS形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8)
改修標準仕様書[8.13.8(b)]による

標準ﾎﾞﾙﾄ張力
標準ボルト張力(単位:kN)

ねじの呼び / セットの種類(ﾎﾞﾙﾄの等級)	M12	M16	M20	M22	M24
2種(S10T、F10T)	62.6	117	182	226	262

・高力ﾎﾞﾙﾄ軸力試験を行う

*すべり試験 [8.14.2](7.4.2)
・ すべり耐力試験 ・ すべり係数試験
・ 行わない ・ 行う (摩擦面の状態)

スタッﾄﾞ溶接部の受入れ検査 [8.16.6](7.7.6)
溶接完了後、ハンマーにより15度打撃曲げ検査を行う。本数は100本又は梁・ 柱材1個に溶接した本数のいずれか少ない方を1ロットとし、1ロットにつき1本とする。

⑦ 耐震改修工事（その他）

①既存部分の撤去・処理

騒音,粉塵,落下防止等、十分考慮して施工すること。 [8.21.2]
既存腰壁、アルミサッシ取り壊し前にカッター入れを行い既存柱・梁を損傷しないこと。

適用範囲 [8.19.3][8.21.2][8.21.3]
※ 既存コンクリートとの打ち継ぎ面
※ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合部
・

既存コンクリートの目荒しの範囲
⊙ 平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける。
・

既存コンクリートの目荒しの程度
⊙ 既存柱、梁面 打継ぎ面の全面
⊙ 既存壁 打継ぎ面の全面
・

既存躯体及び既存CB壁撤去後の処理
⊙ 既存鉄筋防錆処理の上、樹脂モルタル等で補修する。
・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5]
・ 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6]
・ 連続繊維補強工法 [8.24.1]

2.柱補強

7 耐震改修工事（その他）

3.連続繊維シート巻き

材料・ 形状 [8.2.13]
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・ 2500N/mm52 以上 ・ 3000N/mm52 以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・ 2.35×1055 N/mm52 程度 ・ 2.00×1055 N/mm52 以上
工法
※ (一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 [8.24.1]
・
下地調整
ひび割れ部の改修工法の種類
・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
柱の隅角部の面取り
※ 工法の評価内容による

4.スリットの施工

形状 [8.25.1]
※ 完全スリット ・部分スリット
スリット部の配管等の探査
※ 探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・ はつり出し
工法
・ ・

・ 溶接規準図

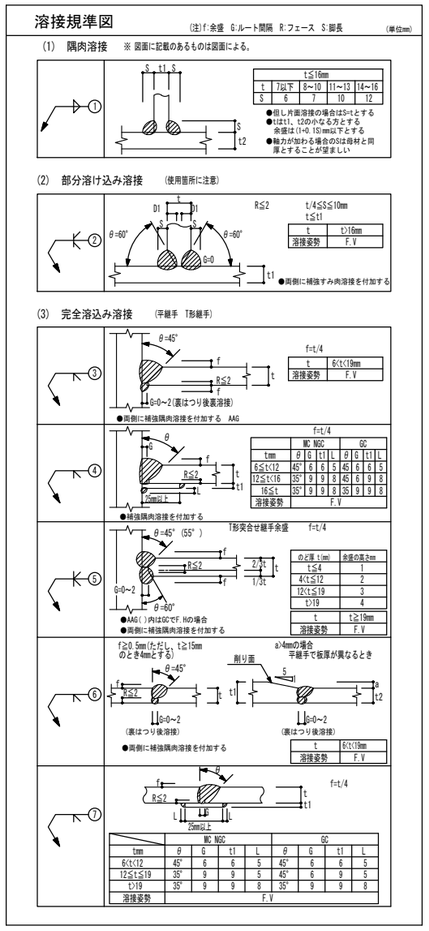

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－０２
図面名称	美浜南認定こども園安全対策工事 建築改修工事特記仕様書（構造２）	縮尺 －	
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２７
		作成日 令和７年３月	全３９葉

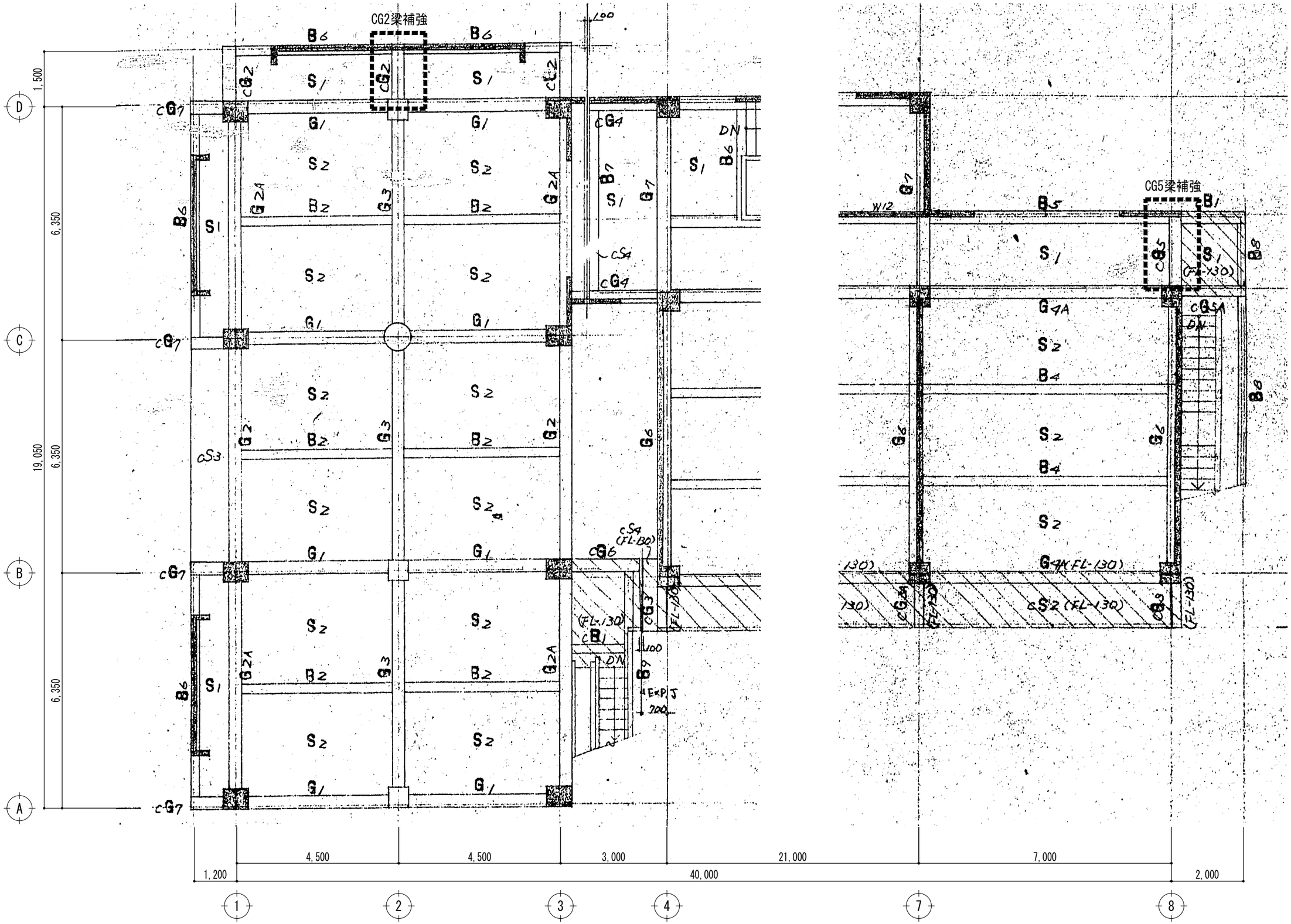

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０３
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 ２階梁伏図（補強位置図）	縮尺 1:100	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２８
	作成日 令和７年３月	全３９葉

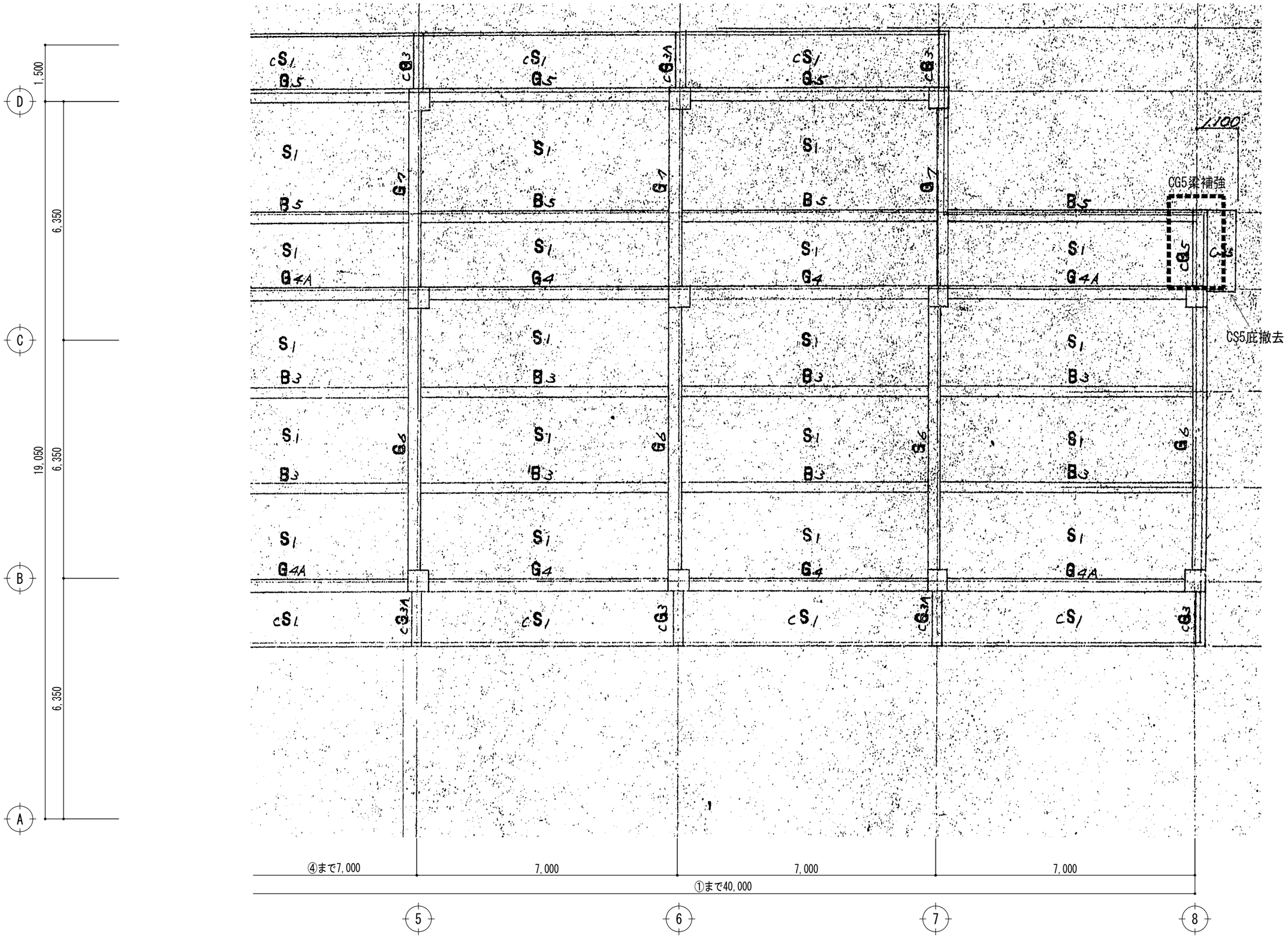

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ｓ－０４
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 Ｒ階梁伏図（補強位置図）	縮尺 1:100	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２９
	作成日 令和７年３月	全３９葉

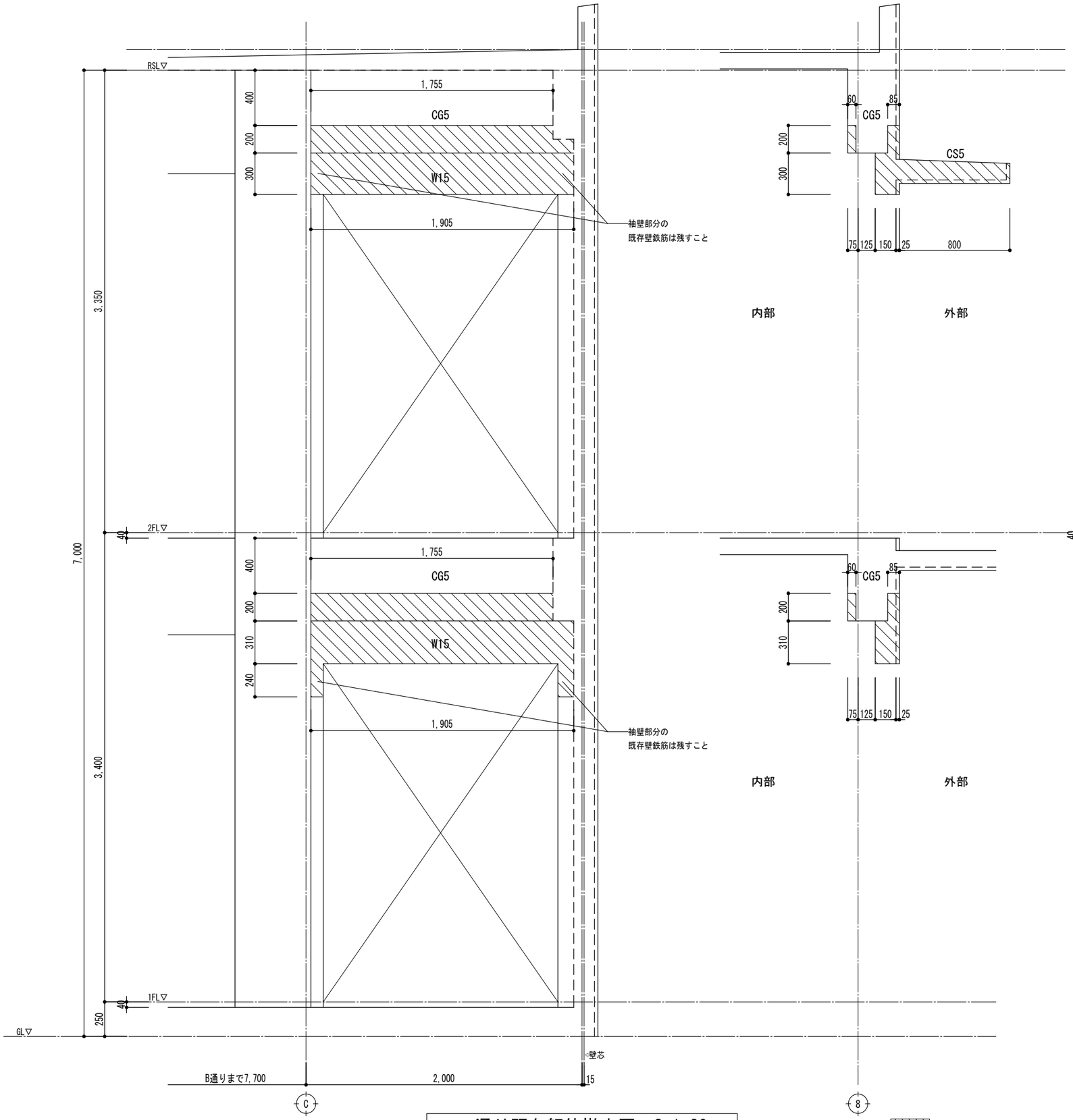

符号	CG2	CG5
位置	全断面	全断面
断面	600 / 350	600 / 350
上筋	3-D22	5-D22
下筋	2-D22	2-D22
肋筋	D10-150@	D10-150@

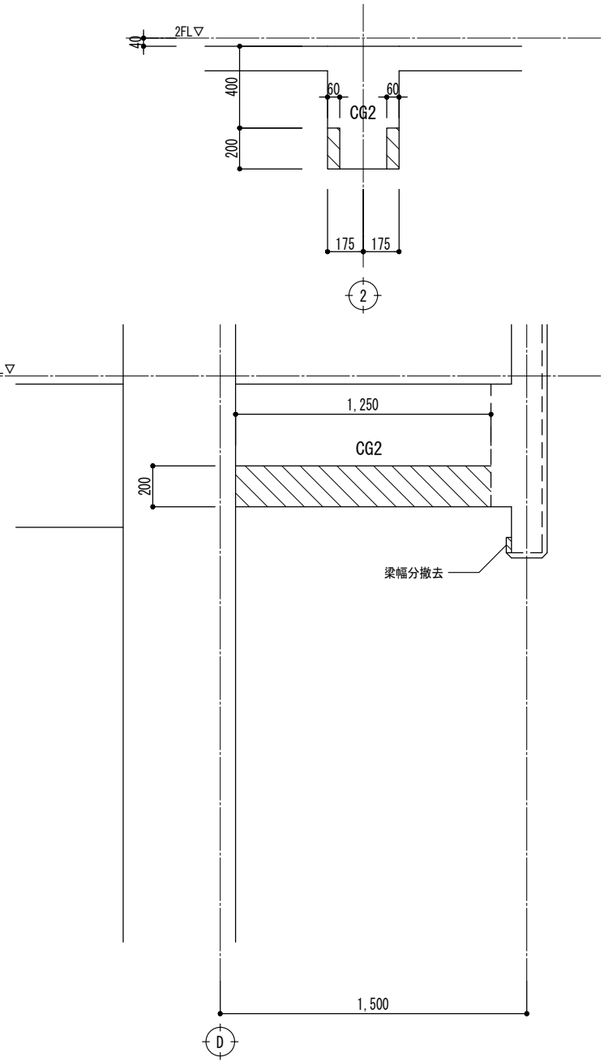

２通り既存躯体撤去図　S=1:30

８通り既存躯体撤去図　S=1:30

部分は撤去範囲とする

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－05
図面名称 葉浜南認定こども園安全対策工事 既存躯体撤去図	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 30
	作成日 令和７年３月	全３９葉

特記事項

・補強部材に接する躯体面の表面仕上材、モルタルは撤去し、
　コンクリート面の目荒らしを行うこと。

・あと施工アンカーの打設前に、鉄筋探査を行い既存鉄筋位置
　を確認後施工すること。

使用材料　・鉄筋　Ｄ１６以下　ＳＤ２９５
　　Ｄ１９以上　ＳＤ３４５
　　・無収縮グラウト　設計基準強度Ｆｃ＝４０Ｎ／mm2

・あと施工アンカーの引張強度試験は、Ｄ１９（３本）とする。

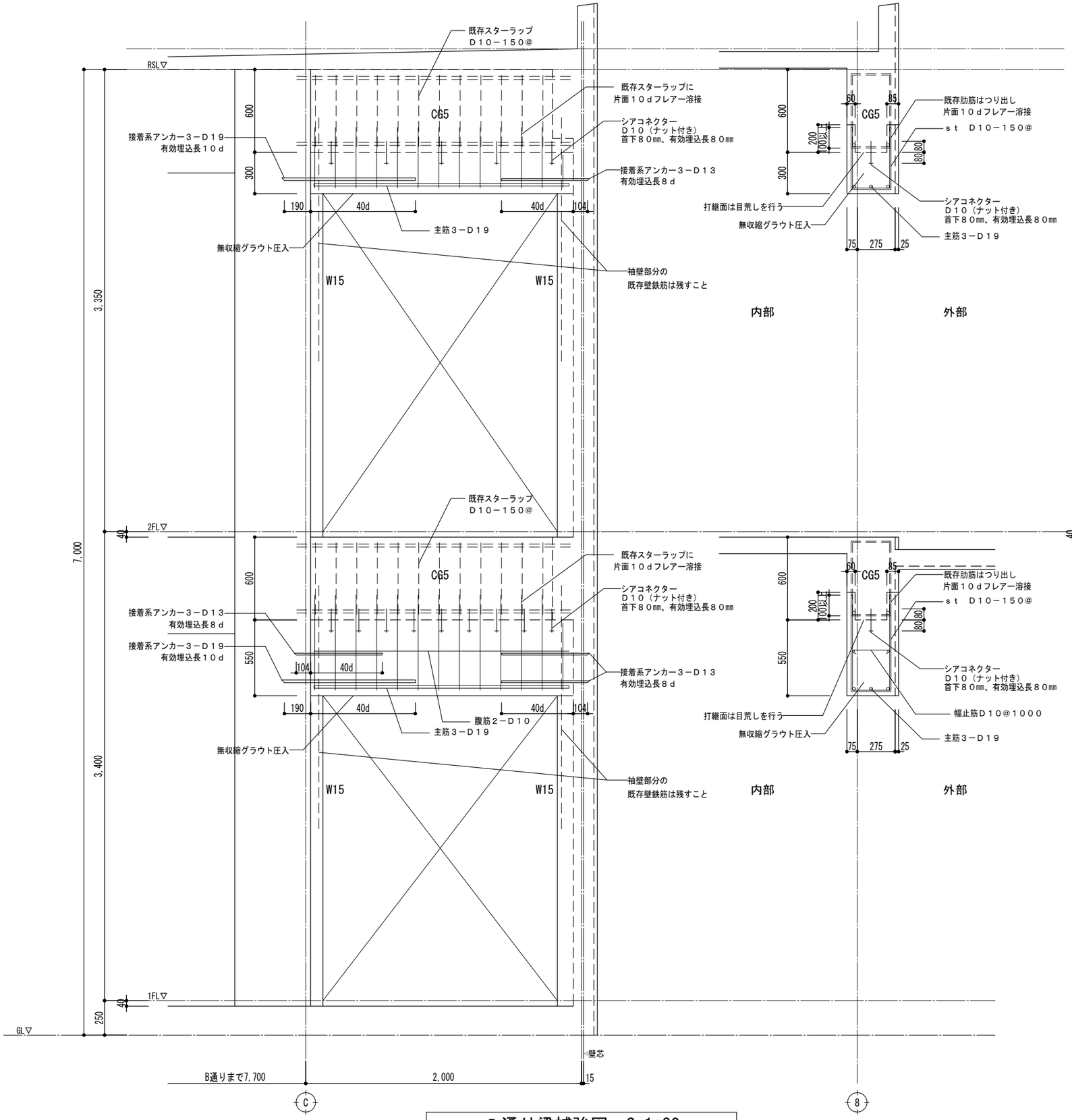

８通り梁補強図　S=1:30

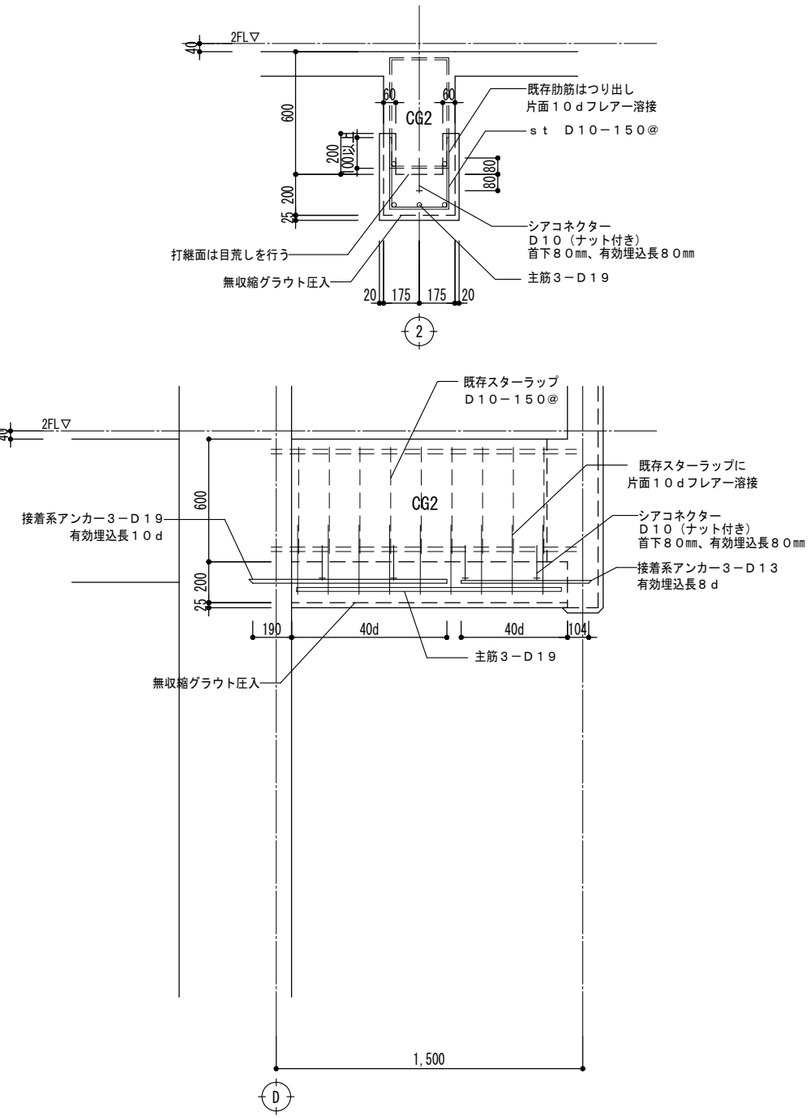

２通り梁補強図　S=1:30

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番　Ｓ－０６
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事　梁補強図	縮尺　1:30	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　３１
	作成日　令和７年３月	全３９葉

工事名称・　美浜南認定こども園園舎安全対策工事

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　浦安市美浜三丁目9番

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
認定こども園	RC造	2		(6) 項 ハ (3)	特定防火対象物	

3.工事種目（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別 園舎				屋外
○ 受変電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 電灯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 雷保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 火災報知設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内配電線路	○	○	○	○	○ 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4.指定部分　○ 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和 4年版)」(以下、「標準仕･様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)（令和 4年版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和 4年版)」（以下、「標準図」という。）による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印のついたものを適用し、○ 印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 電気工作物の種類	○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)　● 一般用電気工作物
	○ 電気保安技術者・	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者(　　)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 施工従事者・・・	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第1種電気工事士により施工を行うものとする。
	● 化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 県内生産品・・・	受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し電子成果として提出することとする。
	○ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○ 適用区分・・・・	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (Vo=　　m/s) 地表面粗度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (　　)
	● 機材の品質等・・	1.本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、予め監督職員の承諾を受ける。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表）

	機材等
○	LED照明(一般屋内用に限る。)
○	照明制御装置
○	可変速運転用インバータ装置
○	分電盤
○	制御盤
○	キュービクル式配電盤
○	高圧スイッチギア(CW形)
○	高圧スイッチギア(PW形)
○	高圧交流遮断器
○	高圧進相コンデンサ
○	高圧限流ヒューズ
○	高圧負荷開閉器
○	高圧変圧器(特定機器)
○	交流無停電電源装置
○	太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)
○	監視カメラ装置
○	中央監視制御(監視制御装置)

（表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 工事用水・・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償）
	● 工事用電力・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる（ ○ 有償　○ 無償）
	● 監督職員事務所・	○ 設ける　● 設けない
	● 工事用仮設物・・	構内につくることが　● できる　○ できない
	● 官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	○ 足場その他・・・	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 機械設備工事　○ 建築工事　で設置する。） ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○　種 ○　種） ○ 外部足場等（○　種 ○　種）
	● 工事写真・・・・	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和3年版)」による。
	● CADデータ・・・・	設計図CADデータ　：● 貸与する　○ 貸与しない 著作権　：● 浦安市　○（　　） 貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	○ 電子納品・・・・	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。 3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。

提出図書等	仕様		部数
○ 完成図面	○ 図面(A1版)を折りたたんだ製本 ○ 図面(A1版)見開き製本	サイズ　○ A4版 ○ 版	○ 1 部 ○ 部
○ 工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		○ 1 部 ○ 部
○ 完成写真	○ キャビネ版 ○	撮影箇所　○ 箇所 ○ 箇所	○ 1 部 ○ 部
○ 保全に関する資料	―		○ 2 部 ○ 部
○ 電子成果品	電子納品による		○ 3 部 ○ 部

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 引渡しを要するもの	●　なし　○　あり(　　) 特別管理産業廃棄物　○　なし　○　あり(PCB使用機器:　　) PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	● 建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含める各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 5)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 6)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 7)　（　）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの （※　中間処理場　・　最終処分場）　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システムを活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。

章	項目	特記事項
● 一般事項		2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○　埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
	● 環境への配慮・・	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月)による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。
	● 環境対策・・・・	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 化学物質の濃度測定	○　施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○　パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○　行わない　○　行う 測定対象室　○　図示　○（　　） 測定個所数　○　図示　○（　　） 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	● 保険・・・・・・	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　工事完成後10日以内
	● 工事現場管理・・	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	● 安全対策・・・・	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	○ 他工事との取合い	別表1による。
	○ 中間検査・・・・	○中間検査を実施する。 (回数　回、　実施時期　工事完了時) 中間検査の範囲 (　　)
	○ 中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○ 条件明示項目・・	○　施工可能期間 月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○　改修工事の部分使用 月　日まで に下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（　　）

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０１
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備工事特記仕様書（１）	縮尺 ―	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３２
	作成日 令和７年３月	全３９葉

章	項目	特記事項
●一般事項	○ 施設点検・・・・	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課から依頼があり次第施設点検に立会い協力するものとする。
	● その他・・・・・	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和 4年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領2．(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領2．(3)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領4．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
●共通事項	● 金属製露出管路・(亜鉛メッキ面)の塗装	●すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ●配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り) を行う。 ○
	● 厚鋼電線管・・・及び同附属品・・	電線管外面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管内面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管付属品は、 ● 上記と同等の防食性能を有する防水形 ○ 標準品 とする。
	○ フロアープレート フロアーカバー・	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 砲金製 ○ アルミ合金製 ○ ステンレス製 〃 ○ 水平高低調整式(空転防止リング付) OA用インナーコンセント ○ 樹脂製 ○ アルミ合金製
	● フラッシュプレート	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 樹脂製 ● アルミ合金製 ○ ステンレス製
	● 呼び線・・・・・	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	● 保温・結露防止・	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	● 合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	● 屋外プルボックス	● 溶融亜鉛メッキ製 ○ ステンレス製 防水形とする。
	● はつり・・・・・	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	● 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	● 再使用機器・・・	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○ 耐震措置・・・・	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中 間 階・	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階・	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階縦の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視装置 ○

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
●共通事項	● 工事前の絶縁抵抗測定 ● 施工調査・・・・	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。 事前調査 ● 本工事 ○ 別途 調査項目 ○ 既存資料調査 ○ 調査範囲 ○ 図示 ○ 調査方法 ○ 図示 ○ ○ はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
○受変電設備	○ 電気方式・・・・ ○ 主遮断機・・・・ ○ 設備容量・・・・ ○ 進相コンデンサ・ ○ 配電盤・・・・・ ○ 絶縁ゴムマット・ ○ その他・・・・・	高圧 ○ 三相3線式 6kV 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ CB形(5サイクル以内) ○ PF-S形 変圧器総容量 kVA (うち本工事に係るもの kVA) ○ 高圧 kVar ○ 低圧 自動力率制御(○ あり ○ なし) ○ 屋内形 ○ 屋外形 W1000×10t×L 1)変圧器は ○ 油入形 ○ モールド形 変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
●電灯設備	● 電気方式・・・・ ○ ハイテンション・アウトレット・・ ○ 非常照明器具・・ ● 配線器具・・・・ ○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数	幹線 ○ 単相3線式 200V/100V ○ 直流2線式 100V 分岐 ● 単相2線式 100V ○ 直流2線式 100V ○ 単相2線式 200V ○ 外部固定式 ○ 内部固定式 ○ 回転形又は上下動形 ○ アップ形 ○ 電池内蔵形 ○ 電池別置形 ● タンブラスイッチは ○ ワイド形 ● 大角形 ● 壁付コンセントは(2口は複式で可) ○ ワイド形 ● 大角形 測定数 ： 監督職員の指示による。
○動力設備	○ 電気方式・・・・ ○ 機器への接続・・	幹線 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 分岐 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は ○ 本工事 ○ 別途工事
○構内配電線路	○ 電気方式・・・・ ○ 電線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ 装柱機材・・・・ ○ 外灯接地・・・・ ○ 区分開閉器等・・ ○ その他・・・・・	○ 高圧 三相3線式 6kV ○ 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ 単相 線式 V ○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○ 耐塩形(ケーブル端末処理材とも) ○ 重耐塩形 ○ 1基毎単独 ○ 共用(ケーブル1芯使用) 1)架空引込 高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込 地中線用高圧ガス負荷開閉器(UGS)(SOG+DGR)付 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○構内通信線路	○ 配線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ その他・・・・・	○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○その他	○ 上ガス対策・・・	○ なし ○ あり(下記による) ○ 自然換気口 ○ ガス抜き管 ○ 強制換気装置 ○ ガス検知器 ○ その他( ) ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
●別表1(ここ)	○ 接地極・・・・・	接地極の材料は原則として下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○	共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	A種接地	E_A	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	B種接地	E_B	150/IΩ以下※	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	C種接地	E_C	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	D種接地	E_D	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	D種接地	E_D	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	交換装置用	E_t	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	測定用	E_0		EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1

※ 接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

● 機器取付高・・・ 図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

	名 称	測 点	取付高(mm)
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器(低圧)	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300
	〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	〃 (台上)	台上～中心	150～200
	〃 (車椅子用)	床上～中心	900
	ブラケット(一般)	〃	2,100～2,300
	〃 (踊場)	〃	2,000～2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500
	開閉器箱	〃	1,500 (上端1,900以下)
	制御用スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤(室内)	床上～下端 天井下～上端 床上～中心	300 200 1,300
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500
	子時計	〃	(天井高)×0.9
拡声	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0.9
	壁付アッテネーター	〃	1,300
出退・マルチサイン	情報表示盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	壁付押ボタン(一般)	〃	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	「標準図」による	「標準図」による
	壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
	壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900(400)
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	テレビ端子直列ユニット(和室)	〃	150
自動火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信器	床上～中心	800～1,500
	警報ベル	〃	(天井高)×0.9
	表示灯	〃	(天井高)×0.8
	液化石油ガス検知器	床上～上端	300

(備考) (天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
●別表1(ここ)	○ 工事区分表・・・	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)	鉄筋補強	●	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口 換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		●	○	○
基礎	屋内 配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●		
	屋内 受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外 配電盤、制御盤、キュービクル 受水槽、消化水槽	鉄筋基礎	○	●	●
		無筋基礎	○	○	○
	屋上 テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー (ダクト、チャンバー接続フランジを含む)		●	○	○

● 施工図等の取扱い 施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ｅ－０２
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事	電気設備工事特記仕様書 （２）	縮尺 ―
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 ３３
		作成日 令和７年３月
		全３９葉

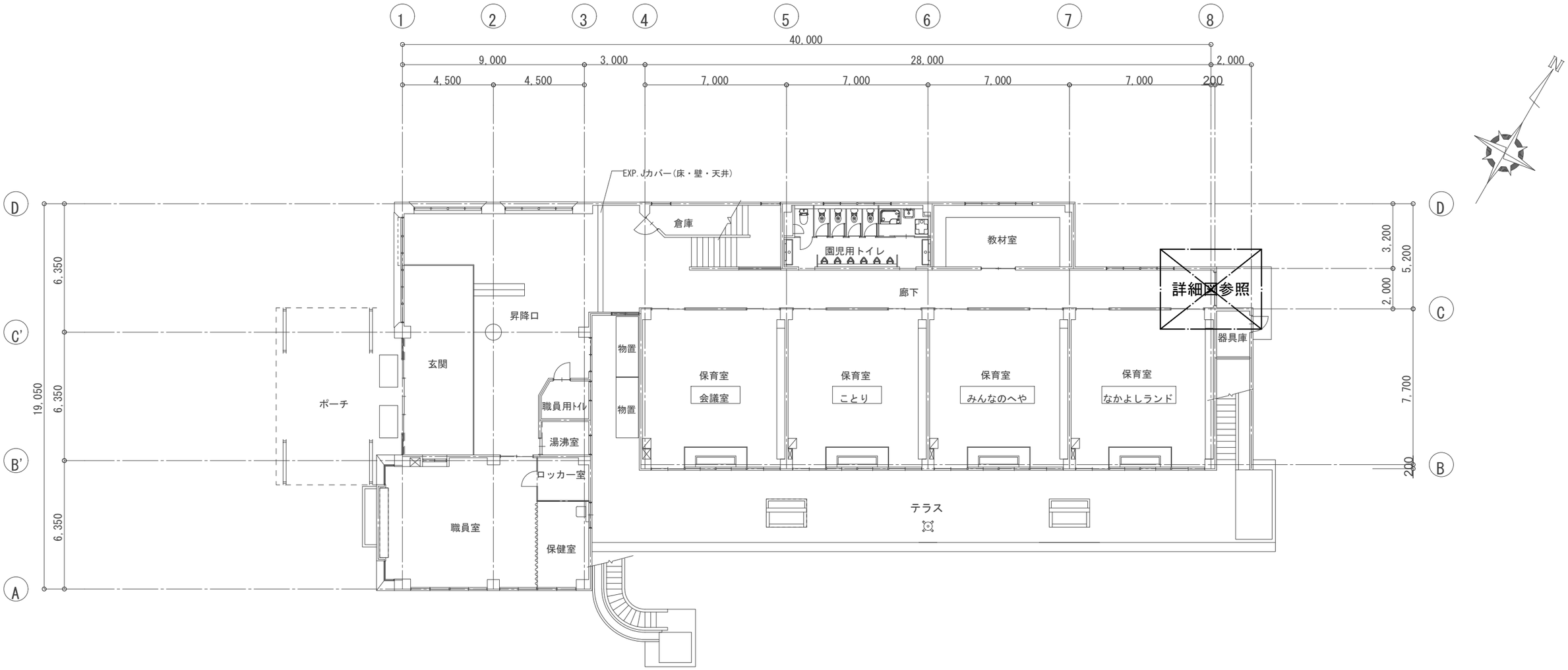

1階平面図　1/200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０３
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備１階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３４
	作成日 令和７年３月	全３９葉

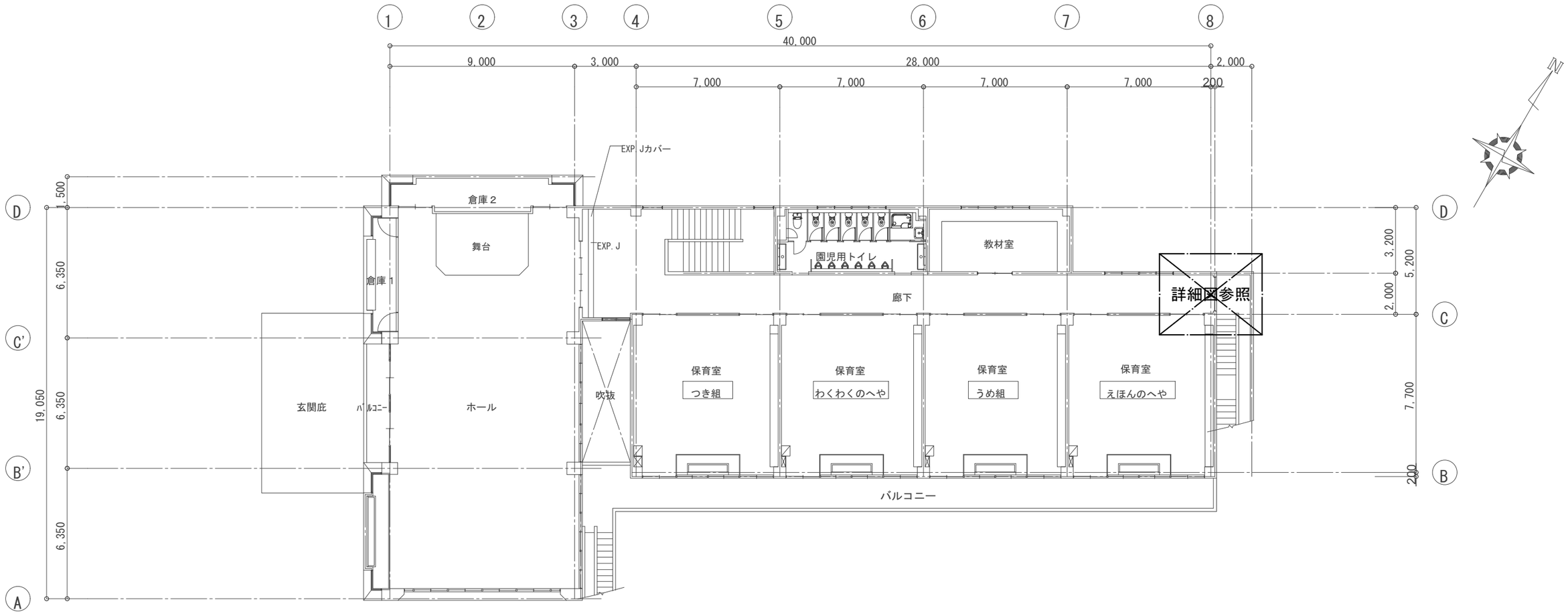

２階平面図　　1/200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０４
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３５
	作成日 令和７年３月	全３９葉

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	壁付
	誘導灯	避難口 A級 SH1-FSF20-A ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ
3	タンブラスイッチ	1P15A×1, 3W15A×1
機械警備設備	(別途工事)	
	検知器	(空間検知器)
	防犯カメラ	
配線・配管等		
	天井内配線	
	実管スリーブ	配管サイズは傍記による。
	プルボックス	材質、寸法は傍記による。
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
	IV1.6mm×4 (25)
	IV1.6mm×5 (25)
機械警備	
K	機械警備配線 (別途工事)
(K)	機械警備配線 (G22)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

1階　廊下
誘導灯 避難口 A型 ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ付 : 1台

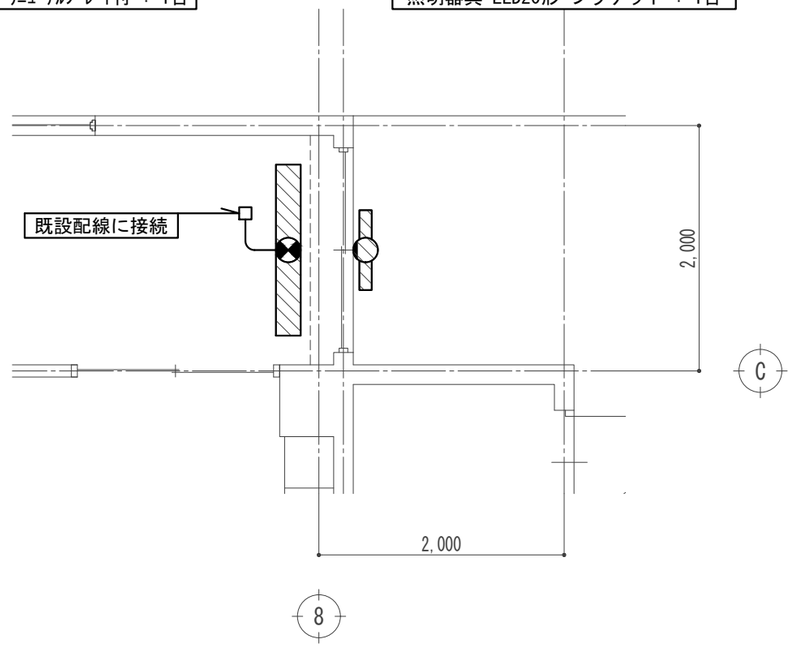

外部
照明器具 LED20形 ブラケット : 1台

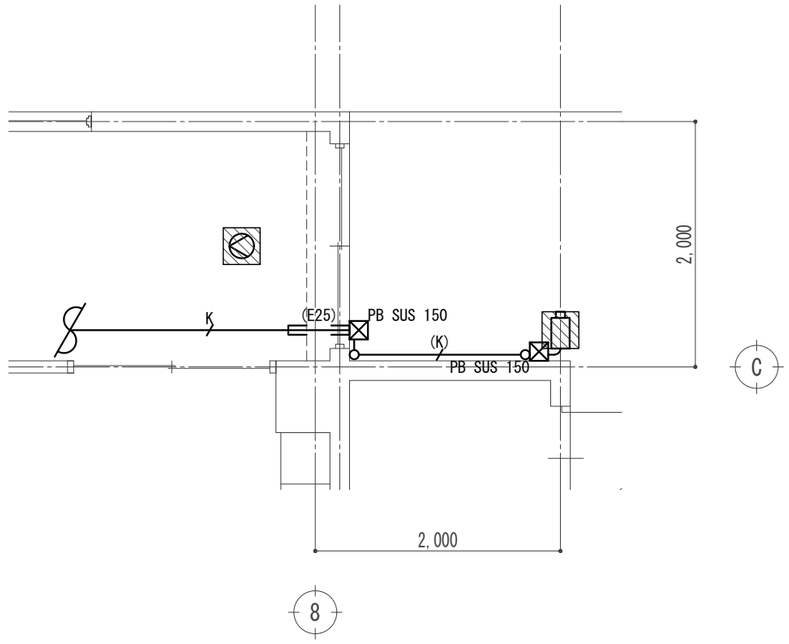

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０５
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備１階平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３６
	作成日 令和７年３月	全３９葉

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	誘導灯	避難口 A級 SH1-FSF20-A ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ
配線・配管等		
	天井内配線	
	露出配線・配管	
	プルボックス	材質、寸法は傍記による。
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
	EM-EEF1.6mm-3C
	EM-IE1.6mm×3 (G22)
	EM-IE1.6mm×5 (G22)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付

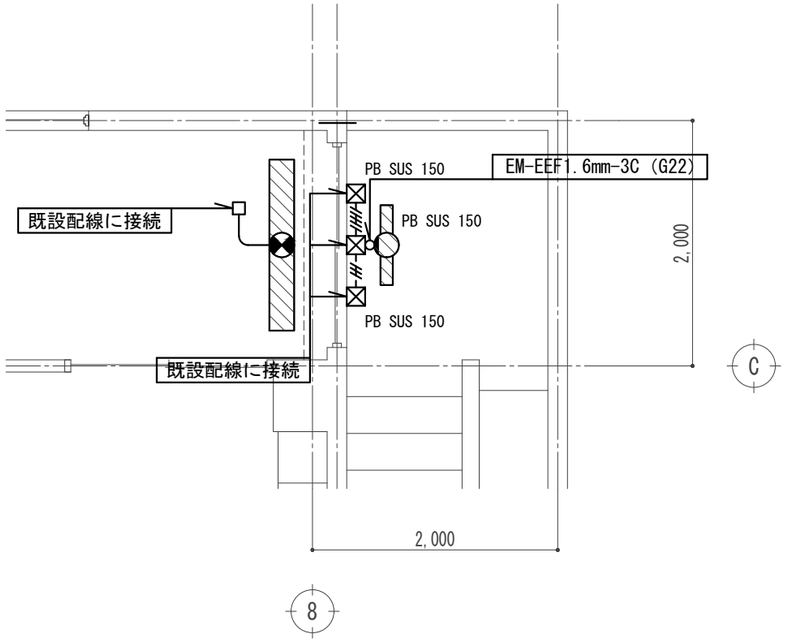

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－０６
図面名称　美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備２階平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３７
	作成日 令和７年３月	全３９葉

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	壁付
	誘導灯	避難口 A級 SH1-FSF20-A ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ
3	タンブラスイッチ	1P15A×1, 3W15A×1
機械警備設備	(別途工事)	
	検知器	(空間検知器)
	防犯カメラ	
配線・配管等		
	天井内配線	
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
	IV1.6mm×4 (25)
	IV1.6mm×5 (25)
機械警備	
K	機械警備配線 (別途工事)
(K)	機械警備配線 (PF16)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去
	既設配線・配管撤去

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

1階　廊下
誘導灯 避難口 A型 ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ付 : 1台

外部
照明器具 LED20形 ブラケット : 1台

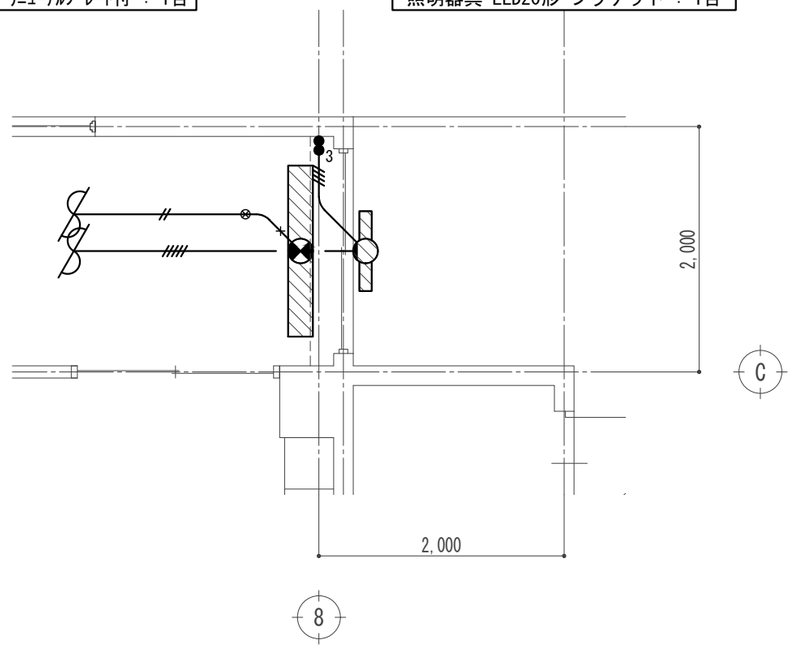

電灯設備１階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

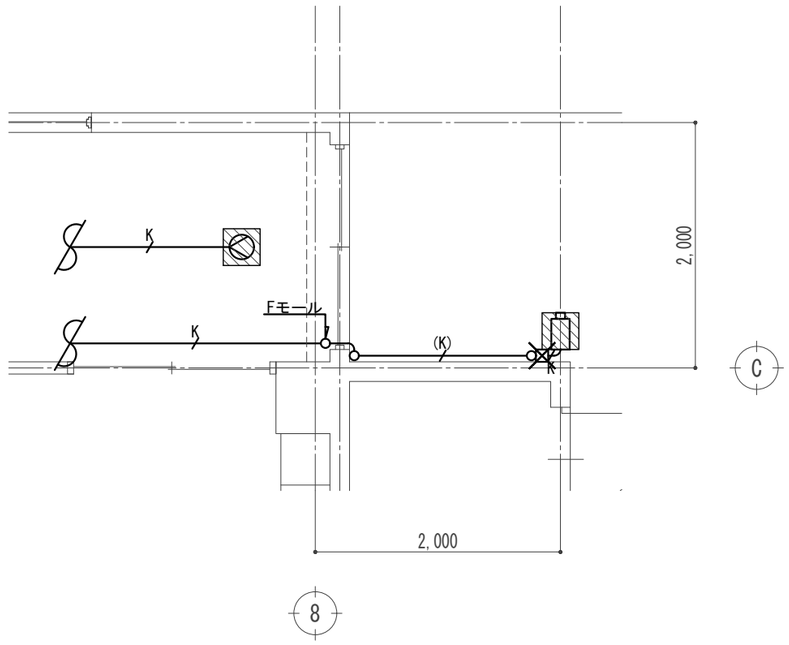

弱電設備１階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０７
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備１階平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３８
	作成日 令和７年３月	全３９葉

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	誘導灯	避難口 A級 SH1-FSF20-A ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ
	タンブラスイッチ	1P15A×1, 3W15A×1
配線・配管等		
	天井内配線	

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
	IV1.6mm×3 (19)
	IV1.6mm×5 (25)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設配線・配管撤去

２階　廊下
誘導灯 避難口 A型 ﾘﾆｭｰｱﾙﾌﾟﾚｰﾄ付 : 1台

外部
照明器具 LED20形 ブラケット : 1台

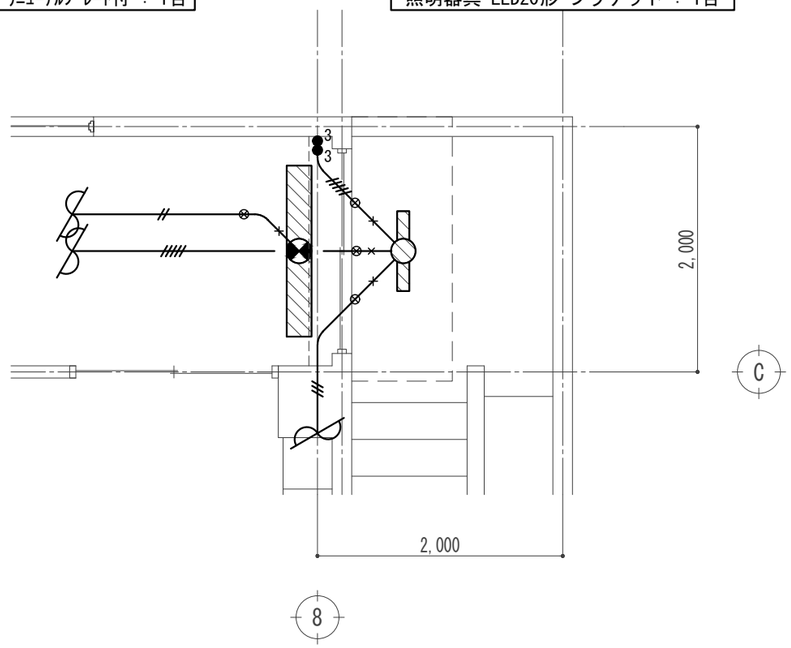

電灯設備２階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番
図面名称 美浜南認定こども園安全対策工事 電気設備２階平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	Ｅ－０８
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３９
	作成日 令和７年３月	全３９葉

見明川認定こども園安全対策
及び便所改修工事

令和７年３月

図面リスト

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
Ａ－００	図面リスト	Ｓ－０１	建築改修工事特記仕様書（構造１）	Ｅ－０１	電気設備工事特記仕様書（１）
Ａ－０１	浦安市工事特記仕様書（１）	Ｓ－０２	建築改修工事特記仕様書（構造２）	Ｅ－０２	電気設備工事特記仕様書（２）
Ａ－０２	浦安市工事特記仕様書（２）	Ｓ－０３	２階・Ｒ階梁伏図（補強位置図）	Ｅ－０３	電気設備　１階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０３	浦安市工事特記仕様書（３）	Ｓ－０４	既存躯体撤去図	Ｅ－０４	電気設備　２階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－０４	建築改修工事特記仕様書１	Ｓ－０５	梁補強図	Ｅ－０５	電気設備　１階・２階平面詳細図＜改修前・改修後＞
Ａ－０５	建築改修工事特記仕様書２			Ｅ－０６	電気設備　１階園児トイレ　平面詳細図＜改修前・改修後＞
Ａ－０６	建築改修工事特記仕様書３			Ｅ－０７	電気設備　１階職員トイレ　平面詳細図＜改修前・改修後＞
Ａ－０７	建築改修工事特記仕様書４				
Ａ－０８	建築改修工事特記仕様書５				
Ａ－０９	建築改修工事特記仕様書６			Ｍ－０１	機械設備工事特記仕様書（１）
Ａ－１０	建築改修工事特記仕様書７			Ｍ－０２	機械設備工事特記仕様書（２）
Ａ－１１	建築改修工事特記仕様書８			Ｍ－０３	機械設備工事特記仕様書（３）
Ａ－１２	案内図、配置図			Ｍ－０４	１階平面図＜改修前・改修後＞
Ａ－１３	１階平面図＜改修前・改修後＞			Ｍ－０５	１階園児用トイレ平面詳細図＜改修前・改修後＞
Ａ－１４	２階平面図＜改修前・改修後＞			Ｍ－０６	職員トイレ平面詳細図＜改修前・改修後＞
Ａ－１５	屋根伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１６	立面図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１７	②１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修前・改修後＞				
Ａ－１８	②１階園児用トイレ　展開図＜改修前＞				
Ａ－１９	②１階園児用トイレ　展開図＜改修後＞				
Ａ－２０	③職員トイレ　平面詳細図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２１	③職員トイレ　展開図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２２	③廊下（職員トイレ前）　展開図＜改修前・改修後＞				
Ａ－２３	①外部階段下倉庫　立面図＜改修前＞				
Ａ－２４	①外部階段下倉庫　立面図＜改修後＞				
Ａ－２５	④・⑤二次部材補強　廊下・階段下倉庫　平面詳細図＜改修前＞				
Ａ－２６	④・⑤二次部材補強　廊下・階段下倉庫　平面詳細図＜改修後＞				
Ａ－２７	④・⑤二次部材補強　断面詳細図＜改修前＞				
Ａ－２８	④・⑤二次部材補強　断面詳細図＜改修後＞				
Ａ－２９	天井伏図＜改修前・改修後＞				
Ａ－３０	建具表１＜改修前・改修後＞				
Ａ－３１	建具表２＜改修前・改修後＞				
Ａ－３２	建具表３＜改修前・改修後＞				
Ａ－３３	仮設計画図（参考）				
Ａ－３４	概略工程表				

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ａ－００
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 図面リスト	縮尺	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０１
	作成日 令和７年３月	全５３葉

案内図

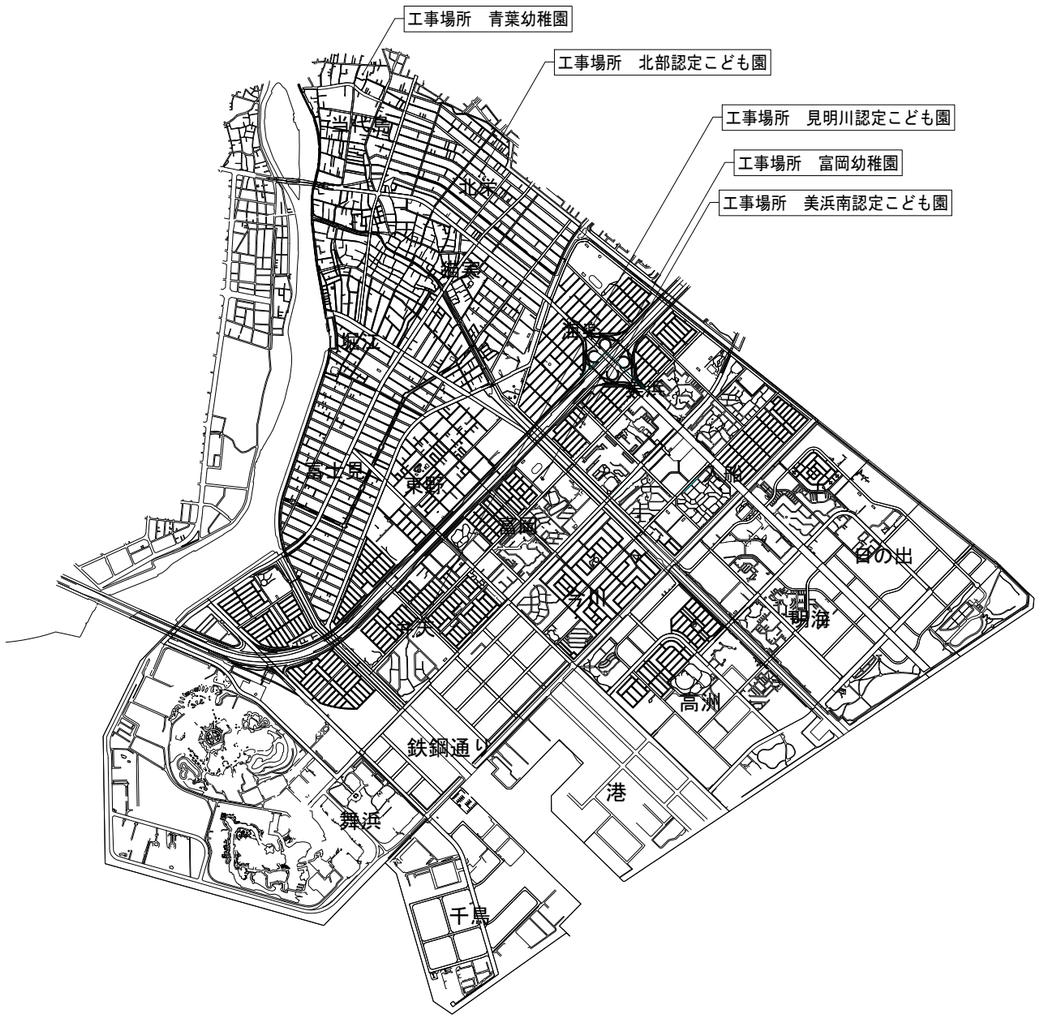

図面リスト

図番	図面名	図番	図面名
	別紙図面リストによる		

工期

~~●本工事は、発注者が週休２日に取り組むことを指定する週休２日制モデル工事の対象工事（発注者指定方式）である。~~

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
　なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
　ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
　イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年５月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
　ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
　エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所等の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
　オ 前払金は、工事着手日の10日前までは請求できない。

工事概要

青葉幼稚園園舎・北部認定こども園園舎・見明川認定こども園園舎・富岡幼稚園園舎・美浜南認定こども園園舎
・構造二次部材の耐震補強工事
・非構造部材の耐震化工事
・上記に伴う電気設備工事
見明川認定こども園園舎
・トイレ改修工事

特記事項

・現場における工事は夏休み期間中とし、検査課検査（現場）を受けること。
（VOC測定結果（速報）も提出すること。）
・本工事はこども園施設内で行われるため。園児等関係者への安全確保に努めながら工事を行うこと。

一般共通事項

項目		特記事項
特.1.1	適用範囲	・本工事は、1.質疑回答書 2.特記仕様書 3.図面 4.国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書により、工事を行う。
特.1.2	工期	・契約締結日の翌日から令和７年１０月３１日まで。 ~~ただし、8月31日までに工事完了し、使用できるように中間検査を完了させること。~~
特.1.3	工事作業時間	・原則として8:00～18:00とするが、作業日も含めて担当課と調整の上、詳細決定するものとする。
特.1.4	作業休日	・原則として日曜日及び祝日とする。
特.1.5	工事場所の環境	・工事場所：青葉幼稚園　浦安市当代島三丁目１２番１号 北部認定こども園　浦安市北栄三丁目２０番２号 見明川認定こども園　浦安市弁天三丁目１番３号 富岡幼稚園　浦安市富岡一丁目１番２号 美浜南認定こども園　浦安市美浜三丁目１５番２号 ・工事車輌の駐車及び資材置き場等は工事範囲敷地内で計画すること。
特.1.6	公害防止	・工事に伴う公害防止のため、施工方法、機械施設、作業時間等の制限は浦安市環境保全条例による。
特.1.7	安全対策	・施設利用者・関係者に十分配慮した安全計画とすること。 ・工事車輌の出入が多い場合には、必要に応じ適宜、交通誘導員を出入口付近に配置し、第三者の安全を図り、事故の完絶を計ること。
特.1.8	工事用道路	~~・仮設道路を整備する。幅員　m、延長　m~~ ~~・砕石敷き・鉄板敷き~~
特.1.9	仮囲い	・仮設計画図（参考）を基本とする。 ~~・万能鋼板(H=3,000)修景に配慮した物とする。　延長　m~~ ~~・B型バリケード(H=1,800)程度とする。　延長　m~~
特.1.10	工事内容掲示板の設置	・工事契約後直ちに工事内容の掲示板を作成し、正面道路に面して見やすい位置に掲示する。 （建設業の許可票・労災保険関係成立票・作業主任者・緊急時連絡表 建築基準法による確認表示板・施工体系図・下請負人に対する通知 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識・石綿則関連標識） ・掲示内容その他については監督職員の指示による。
特.1.11	残土・産業廃棄物の処理	・再生資源の利用促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱、その他関係法令に従い適切に処理し監督職員に報告する。
特.1.12	諸官公署による指導	・諸官公署による指導は本工事に含むものとする。
特.1.13	光熱水費等	~~・竣工引渡しまでの期間の基本料金及び使用料金は本工事に含むものとする。~~ ・本施設のものを無償にて使用してよいがその量が著しく多くなる場合はこの限りではない。
特.1.14	受電に伴う主任技術者の立会い	~~・受電に伴う主任技術者の立会費及び申請関係等は一式本工事に含むものとする。~~
特.1.15	経年検査	・工事完成後、請負者は契約書に準ずる期間は、保証の責に任ずる。 ~~竣工引渡し後12ヶ月かつ24ヶ月には建築・設備全般について経年検査を行う。~~ ~~立会者：請負者各工事担当者・主任技術者~~
特.1.16	環境に対する配慮	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定に該当する場合は、必要な措置を講ずること。 ・施工機械については、低騒音型(超低騒音型含む)機種を使用し、必要な申請を行うこと。 ・使用材料については、積極的に再生材料を使用し、再利用できるものについては、これを再利用に供する。 ・AS・CO等の廃材については、積極的に再利用に務め、再利用及び処理方法については監督職員に承諾を受ける。
特.1.17	建物解体に関する法令の遵守	・本工事施工において、建物の撤去解体を行う際には石綿障害予防規則・建設ﾘｻｲｸﾙ法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・その他法令を遵守し、必要な措置を講ずること。
特.1.18	浦安市検査監理課による検査	・本工事施工において、請負者は浦安市検査監理課の指示に従い工事完了後、検査を受検すること。 ・請負者は工事の中間検査、出来形検査、完了検査については現場代理人、監理技術者及び主任技術者等を同席させること。
特.1.19	契約時に提出する書面	・以下に示す工事に該当する場合において建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条及び第13条にに基づく書面を契約書とともに提出すること。 （１）建築物解体:延べ面積　80㎡以上 （２）建築物新築・増築:延べ面積　500㎡以上 （３）建築物修繕・模様替え:　請負代金　1億円以上 （４）土木工事等:請負代金　500万円以上
特.1.20	設計変更等	・設計変更等については、約款第18条から第26条に記載しているが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負に係る設計変更等ガイドライン令和4年4月」（浦安市）によること。
特.1.21	LED照明器具の採用について	~~・JIS C7550：2011 4.4リスクグループ分類内の免除グループのLED器具であること。~~
特.1.22	フロン排出抑制法の遵守	・空調用エアコン及び冷凍冷蔵機器等、フロン類を使用する機器で「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」において定められた「第一種特定製品」に該当する機器を設置する場合は、一般財団法人 日本冷媒・環境保全機構（JRECO）が運営する冷媒管理システム「RaMS」における機器管理番号シールの購入・貼付、機器の基本的な情報の入力や設置時追加充填量の入力を行うこと。 ・フロン類を修理等により再充填する場合は、システムの整備記録簿に入力すること。 ・機器を撤去する場合は、システム内で回収依頼書を代行入力し送付すること。その後、フロン回収証明書、フロン破壊・再生証明書の提出をシステム内で行うこと。 ・なお、機器管理番号シールの購入や回収依頼書の発行、システムへの登録の費用は請負者の負担とすること。
1.1.1	標準仕様書の適用範囲	・標準仕様書の通りとする。
1.1.2	用語の定義	・標準仕様書の通りとする。
1.1.3	官公署その他への届出手続等	・標準仕様書の通りの他、事前に届出の有無を確認し、速やかに手続きを行い工程の遅れのないようにする。 ・手続きの費用は請負者の負担とする。
1.1.4	工事実積情報の登録	・標準仕様書の通りの他、登録内容について承諾を受けた後、期間内に登録の手続きを行う。 （請負額が500万円以上の工事について受注・変更・竣工登録を行う）
1.1.5	書類の書式等	・標準仕様書の通りの他、次の通りとする。 ・設計図書は、主要な部位・事項についての設計意図を示すものであり必ずしも工事の完成に必要なすべての情報を網羅するものではない。 ・受注者は、設計図書等に示された情報をもとに、製造者等の特定を経て、工程や下地等を考慮の上、生産設計、製作、施工を行い、工事の適切な遂行と完成に必要なものを供給する。 ・所管公署による指導は本工事に含むものとする。
1.1.6	別契約の関連工事	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 Ａ．別途工事との調整に当たって、監督職員より指示のある場合はこれに従う。 Ｂ．本工事と別途工事の工事区分は設計図書に示す。 但し同項に記載なくも工事を完成するために当然必要な工事及び材料は本工事に含む。
1.1.7	設計図書等の取扱い	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、1.1.13による。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０１
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 浦安市工事特記仕様書（１）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０２
	作成日 令和７年３月	全５３葉

項目		特記事項
1.1.8	疑義に対する協議等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.9	工事の一時中止に関わる事項	・標準仕様書の通りとする。
1.1.10	工期の変更に係る資料の提出	・標準仕様書の通りとする。
1.1.11	特許権等	・標準仕様書の通りとする。
1.1.12	文化財その他の埋蔵物	・標準仕様書の通りとする。
1.1.13	関係法令等の遵守	・標準仕様書の通りとする。
1.2.1	実施工程表	・標準仕様書の通りとする。
1.2.2	施工計画書	・標準仕様書の通りとする。
1.2.3	施工図等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・施工図の製作は円滑に行うこと。また施工図を製作後速やかに関連する設備担当者と打合せ、遺漏のないことを確認した後、監督職員へ提出し、承認を受けること。 ・承認期限は工事着工の約７日前に承認を受けること。
1.2.4	工事の記録	・標準仕様書の通りとする。
1.2.5	工程会議及び工程表	・請負者は週間工程、月間工程を作成すると共に、~~週１回の割りで日を定め、~~関係者全員による工程会議を行いお互いにそれぞれの事項を確認し合うこと。
1.2.6	提出書類等の様式	・工事に関する各種書類の形式及び体裁は、浦安市営繕工事書類作成の手引きによる。
1.2.7	提出書類	Ａ．着工時 １．現場代理人・主任技術者・監理技術者届　２部 ２．全体工程表　３部 ３．設計図面製本・~~設計図書縮小版~~　５部 ４．総合仮設計画　１部 Ｂ．工事中（監督職員の指示による。） １．工事工程表(月間・週間)　１部 ２．工事打合せ議事録（質疑回答書・指示書）　１部 ３．工事記録写真　１部 ４．検査願・立会検査結果　１部 ５．工事使用材料承諾願　１部 ６．施工計画書（各工種）　１部 ７．下請業者リスト　１部 ８．製造業者リスト　１部 ９．産業廃棄物処理計画書　１部 １０．施工図及び製作図承諾願　１部 １１．工事進捗状況報告書　１部 Ｃ．検査時（工事中提出書類の報告書の他、次に挙げるものとする。） １．使用材料品質証明報告書　１部 ２．産業廃棄物処理報告書　１部 ３．工事完成図報告書　１部
1.2.8	色、柄等の指示	・監督職員により決定したものを色見本帳として作成し、提出する。
1.3.1	施工管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.2	施工管理技術者	・標準仕様書の通りとする。
1.3.3	電気保安技術者	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 ~~・要~~　・不要
1.3.4	工事用電力設備の保安責任者	・標準仕様書の通りとする。

項目		特記事項
1.3.5	施工条件	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事用車両の駐車場所　※図示　Ａ－３７図参照 ~~・資機材置き場　※図示~~ ~~・建設発生土仮置場　※図示~~
1.3.6	品質管理	・標準仕様書の通りとする。
1.3.7	施工中の安全確保	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事の着手に際し、総括安全監理責任者を定め、工事場に出入りする下請業者それぞれの安全責任者を統合した安全委員会を組織し、工事に携わる全ての職員・作業員を対象に随時安全教育を行うなどして現場内の保全対策を周知せしめ、工事場内を常に安全に保つための努力を怠らぬように注意する。 また、工事場の労務者その他出入りの管理・風紀衛生の取締に十分注意する。 また、休務日の安全管理に十分注意する。 大型資材搬入時、道路掘削工事・大型車輌使用工事等の際には交通整理員を配置し車輌の整理を行い、事故の完絶を図ること。特に学校・幼稚園等が付近にある場合は十分な安全対策を行うこと。
1.3.8	交通安全管理	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・工事により生ずる各種公害は極力これを防止するように努める。特に騒音･振動･塵埃については注意し必要に応じ周辺住民町内会あるいは事業所等と工程・作業時間・道路使用等の事前打合わせをするなどして、工事の円滑な進捗を計るものとする。日曜・祝日は原則として休務日とする。 特に騒音･振動を伴う作業は行ってはならない。 尚、浦安市環境保全条例及び指導に従い工事を行う。
1.3.9	災害時の安全確保	・標準仕様書の通りとする。
1.3.10	施工中の環境保全等	・標準仕様書の通りとする。
1.3.11	発生材の処理等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・場外搬出適切処理。 ・市に引き渡す発生材は発生材調書と共に引渡す。 ・監督職員の指示により処理。 ・発生材の処理の運搬処分地等は関係法令等に従いこれを行う。 ・処分に当たりその通行経路・運搬台車・処分地等の計画書を監督職員へ提出し、承諾を受ける。
1.3.12	養生	・標準仕様書の通りとする。
1.3.13	後片付け	・標準仕様書の通りとする。
1.3.14	各種保険	・請負者は、労働者災害補償保険等、法律によって定められた保険に加入する他、請負者が必要と考える各種保険(火災保険・賠償責任保険等)に加入すること。 請負者は自己の責任をもって監督職員の承諾する妥当な金額の各種保険を付し、その写しを提出する。
1.3.15	周辺環境の調査及び管理	・工事着手に先立ち、周辺民家･事業所等の建物及び公園用地の現状を出来得る限り調査し、将来損害補償要求の提起せられる恐れがあると予見できる箇所等は、写真撮影などしておく。ただし、調査にあたりいたずらに人心を刺激することのないように十分に配慮する。 ・工事期間中も定期的に調査すること。 ・特に土工事完了までは周辺地盤の沈下に対して厳重に管理を行う。 ・工事による隣地･公道及び既存排水溝への損傷は請負者の負担によってすみやかに復旧すること。
1.4.1	環境への配慮	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・構造材、仕上材、造作材、塗装材、下地材、断熱材、緩衝材、家具材等及び加工(接着剤含む)に使用する材料は、特記なき限りﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾃﾞﾋﾄﾞに関する規制対象外建材(F☆☆☆☆又は大臣認定品)とする。変更によりF☆☆☆以下の材料を使用する場合は、関係法令を遵守し、監督職員の承諾を得ること。

項目		特記事項
1.4.2	材料の品質等	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・本工事に使用する材料は、設計図書に定める所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASのマーク表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定、免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関((社)公共建築協会等)が発行する「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価書の写しを、監督職員に提出して承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ・建築材料の製造所･製品及び施工業者などは、特記された物、又は同等品以上とし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。ただし、資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。
1.4.3	材料の搬入	・標準仕様書の通りとする。
1.4.4	材料の検査等	・標準仕様書の通りとする。
1.4.5	材料の検査に伴う試験	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.4.6	材料の保管	・標準仕様書の通りとする。
1.5.1	施工	・標準仕様書の通りとする。
1.5.2	技能士	・標準仕様書の通りの他、適用については次に挙げるものとする。 ~~・上記表中○印の工種について適用する~~　・適用しない

適用工事種類	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	・型枠工事作業 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄鋼作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ ・ALCﾊﾟﾈﾙ ・押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業 ・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 ・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
ﾀｲﾙ工事	・ﾀｲﾙ張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業 ・自動ﾄﾞｱ施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・金属製ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事作業 ・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ｶﾞﾗｽ工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業 ・ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ・ﾎﾞｰﾄﾞ仕上工事作業　・壁装作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業 ・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	・造園工事作業

項目		特記事項
1.5.3	技能資格者	・標準仕様書の通りとする。
1.5.4	一工程の施工の確認及び報告	・標準仕様書の通りとする。
1.5.5	施工の検査等	・標準仕様書の通りとする。 ・検査･試験に必要な経費は全て請負者の負担とする。
1.5.6	施工の検査等に伴う試験	・標準仕様書の通りとする。
1.5.7	施工の立会い等	・標準仕様書の通りとする。
1.5.8	工法の提案	・標準仕様書の通りとする。
1.5.9	化学物質の濃度測定	・施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定物質は、次による。 ・学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ~~・その他　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン~~ その他、濃度測定箇所・方法等については監督職員の指示による。
1.6.1	工事検査	・標準仕様書の通りとする。
1.6.2	技術検査	・標準仕様書の通りとする。
1.7.1	完成時の提出図書	・整理箱にて納品すること。 (参考品番)積水ｶｾｲ成型株式会社　S-54-Ⅱ、ﾌﾀS-54 (上記以外の整理箱を使用する際は監督職員の承認を得ること。)
1.7.2	完成図	・標準仕様書の通り他、次に挙げる竣工図書を引渡しと共に提出する。 ~~Ａ．竣工図２つ折り製本　(白焼)　１部~~ Ｂ．竣工図２つ折り製本縮小版　(白焼)　３部 Ｃ．施工図２つ折り製本（白焼）　１部 Ｄ．竣工引渡書　１部 Ｅ．竣工図PDF・CADﾃﾞｰﾀ(浦安市指定ﾌｫｰﾏｯﾄによる。)　１部 ※竣工図作成において工事中の設計変更による図面修正を含むものとする。 Ｆ．浦安市工事検査提出図書一式（決裁を受けたもの。）　１部
1.7.3	保全に関する資料	・標準仕様書の通りの他、次に挙げるものとする。 ~~・長期保全計画書を作成し提出する。~~
1.7.4	記録	・工事記録写真及び竣工写真の作成は、次の通りとする。 Ａ．工事着手前の状況写真（Ｌ判）　１部 Ｂ．工事状況写真　（Ｌ判）　１部 ※上記写真作成は、浦安市工事写真管理基準及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方（建築編・建築設備編）による。 ~~Ｃ．竣工写真(金文字黒表紙)１部、PDFﾃﾞｰﾀ１部~~ ~~※カラー写真とし、各面の外観(夜景１面)、内観各室１カット程度を監督職員の指示に従って、監督職員の承諾する撮影業者に撮影させること。~~

※図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて以下による。

・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　電気設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　機械設備工事監理指針　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　公共建築木造工事共通仕様書　(最新版)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　建築物解体工事共通仕様書　(最新版)

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０２
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 浦安市工事特記仕様書（２）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０３
	作成日 令和７年３月	全５３葉

浦安市工事特記仕様書（石綿含有建材を使用する建築物の解体工事に係る特記仕様書）

項目	特記事項

1.1 一般事項

石綿等の取扱については、大気汚染防止法（以下「大防法」という。）廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)（以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令等を遵守すること。 <標準9.1.1><共通6.1.1～2>

この特記仕様書に記載されていない事項は「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」等による。（各最新版）

この工事は設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。

1.2 発注者からの情報

石綿則第8・9条に基づき、発注者は石綿に関する下記情報を受注者に提供するとともに法令に基づく調査への配慮をするものとする。

⊙竣工図面　⊙工事書類（過去実施）　⊙石綿含有調査報告書

1.3 事前調査

石綿則第3条、大気法第18条により、事前調査を実施すること。

また、分析による石綿含有の調査を行う場合は、「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成18年8月21日基発第0821002号、最終改正令和3年12月22日基発1222第17号）に基づく方法（下記）による。

<標準1.5.1><共通6.1.3>

⊙JISA1481-1または2の「アスベスト定性分析」によるものとする。

1.2の「発注者からの情報」以外に、分析調査等が必要となった場合は、事前に監督職員に報告し、協議すること。

調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議すること。

1.4 調査結果報告・届出

調査結果は、図面等に記録し、書面により監督職員に報告すること。

また、各法の工事内容・規模等に応じて、必要な届出・報告を各法の定める期限内に遅滞なく行うこと。 <標準1.5.1><共通6.1.3>

1.5 石綿粉じん濃度測定

石綿粉じん濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所は下記による。 <標準9.1.1(5)><共通6.1.4>

測定方法は、「JIS K 3850-1　空気中の繊維状粒子測定方法－第1部－：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。

・測定時期・測定場所・測定点は下記のとおりとする。

適用	測定名称	測定時期	測定場所（注１）	測定点	室名等
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	点	
・	測定２		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	点	
・	測定４		セキュリティゾーン入口（空気の流れを確認）	点	
・	測定５		負圧・粉じん装置の排出吹出口（除じん装置の性能確認）	点	
・	測定６		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定７	処理作業後シート撤去前	処理作業室内	点	
・	測定８		施工区画周辺又は敷地境界	点	
・	測定９	処理作業後シート撤去後	処理作業室内又は敷地境界	点	
測定点総計				点	

注1：監督職員と協議し決める。

なお、事前調査の結果及び新たな箇所で石綿含有物の撤去が必要となった場合は、上記測定内容を監督職員と協議すること。

~~・測定時期・測定場所・測定点は別紙図　　のとおりとする。~~

（例）アスベスト粉じん濃度測定方法

	測点３	測点１，２，４，６，７，８	測点５
数計機器	位相差・分散顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	２５mm		４７mm
試料の吸引流量	１L／min	５L／min	１０L／min
試料の吸引時間	5min	１２０min	２４０min
試料の透明化	アセトン固定－有機物灰化－屈折率浸液法		
計数条件	総合倍率４００倍、アスベスト繊維総数、通常５０視野		
計数アスベスト	長さ５μm以上、幅３μm未満 アスペクト比（長さ／幅）３以上		
定量限界	５０本／L	０．４７本／L	０．３本／L

1.6 除去工事共通事項

記録する項目

ア．測定結果
イ．測定時間
ウ．測定位置（測定高さとともに図面上に記載する。）
エ．サンプリング条件
　（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ．マウンティング法
カ．顕微鏡視野面積、計数視野数
キ．測定時（各測定場所ごと）の
　天候、温度、湿度、外気の風速及び風量

測定機関

都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とし、施工計画書に記載し、報告すること。

事前に「建築物解体工事共通仕様書」及び「石綿則」に定められた内容を盛り込んだ施工計画書及び工事に相応した技術を有することを証明する資料(建築物解体工事共通仕様書6.2.1)を監督員に提出し、承諾を得た後に施工を行なうこと。

専門工事業者 <標準9.1.2(1)><共通6.2.1>

石綿含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する書類を監督職員に提出する。

石綿作業主任者 <標準9.1.2(2)><共通6.2.2>

石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。

石綿作業主任技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者とする。

除去作業者の教育 <標準9.1.2(3)><共通6.2.3>

作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。

なお、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常のない者とする。

特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <標準9.1.2(4)><共通6.2.4>

産業廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを配置する。ただし、石綿含有整形板の除去工事を除く。

施工区画 <標準9.1.2(5)><共通6.2.5>

石綿含有建材の除去に当たり、直接除去を行う区域（場所）、前室、洗身室及び更衣室の3室で構成する廃棄物保管場所等で、除去工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。

表示及び掲示 <標準9.1.2(6)><共通6.2.6>

※作業場等の見やすいところに掲示するもの
　※喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外立入禁止
　※石綿作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項
　※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要
　※石綿を取り扱う作業場であること（石綿有の場合）
　※石綿の人体に及ぼす作用
　※石綿取扱い上の注意事項及び使用すべき保護具
　※運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱注意事項
※労働者及び周辺住民の見やすいところに掲示するもの
　※「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」
　（特定粉じん排出等作業を行う場合は届出の内容を上記に追記する）
※公衆が見やすいところに掲示するもの
　※石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要

保護具等 <標準9.1.2(8)><共通6.2.7>

石綿則に基づき、作業内容に応じた、呼吸用保護具（半面系は保護めがね又はフードを併用）を使用すること。

保護衣・作業衣 <標準9.1.2(9)><共通6.2.8>

石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。ただし、隔離空間で作業する場合は、保護衣を使用する。

保護衣はJIS T 8115（化学防護服）の浮遊個体粉塵防護用密閉服（タイプ5）同等品以上のものとし、原則使い捨てのものとする。

作業衣は、石綿が付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

1.7 作業計画

石綿解体工事開始前に作業計画を作成し、監督職員の承認をえること。

石綿解体ﾚﾞﾙ1・2は法に基づき、関係省庁に計画届等を届出すること。

1.8 保管、運搬及び処分

一定の場所に、他の建設副産物と分別保管し、シートで覆うなど飛散防止処置を講ずる。また、保管場所の表示（内容）をする。なお、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管すること。

運搬及び処分を委託する場合は、委託契約書及びマニュフェストに、必要事項を記載すること。（吹付け材及び保温材は、固形化又は安定化の方法、廃石綿等込を、成形板は石綿含有廃棄物込を記載）

隔離養生に用いたｼｰﾄ、使用した使い捨て保護衣等、高性能真空掃除機ﾌｨﾙﾀｰ、粉じんﾌｨﾙﾀｰ等は粉じんが飛散しないようにし、ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(0.15mm以上、二重梱包)に密封する。

運搬車及び運搬容器は、飛散及び流出のおそれがないものとし、荷台に覆いをかけるなどの飛散防止措置を講ずること。

廃棄する石綿含有物により、中間・最終処分場に運搬し処分すること。

集積及び積込に当たっては高所より投下しないことの他、粉じんの飛散防止に努めること。

また、成形板は原形のままﾌﾟﾗｽﾁｯｸｼｰﾄにて梱包するか、原形のまま入れることの出来る十分な大きさ且つ丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れるなど飛散防止等の処置を講じる。やむを得ず破損した成形板の廃材は湿潤化のうえ、丈夫なﾌﾟﾗｽﾁｯｸ袋(厚0.15mm以上)等に入れ飛散防止の処置を講じること。

除去した石綿含有物等を現場に保管する場合は一定の保管場所を定め他の廃棄物と分別して保管するものとし、ｼｰﾄで覆う等飛散防止の処置を講ずること。

<標準9.1.2(7)・9.1.3(3)・9.1.4(3)・9.1.5(3)・9.1.6(4)>
<共通6.3.3・6.4.4・6.5.4>

1.9 石綿含有吹付け材の除去

石綿含有吹付け材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

作業場等の隔離等 <標準9.1.3(1)><共通6.3.1>

※　作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により飛散防止をすること。

隔離シートの性能

※　床面	※　0.15mm以上のプラスチックシート等で二重
※　壁面	※　0.08mm以上のプラスチックシート等

セキュリティーゾーンの設置 <標準9.1.3(1)><共通6.3.1>

※　下表による

適用	室名	状態	
※	更衣室		※　更衣ロッカー　※　呼吸用保護具保管箱 ※　新品の保護具　※　洗顔(眼)、うがい設備
※	洗身室	負圧	※　エアシャワー（温水シャワー）
※	前室	負圧	・　高性能真空掃除機　HEPAﾌｨﾙﾀ付(同等性能可) ・　使用済み保護衣保管かご

※上記、隔離シートの性能及びセキュリティーゾーンの設置の特例
（一財）日本建築センターの「建設技術審査証明事業」による「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術（除去）」の審査証明書をを取得している工法と同等の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には監督職員の承諾を得ること。

除去 <標準9.1.3(2)><共通6.3.2>

石綿含有吹付け材に飛散抑制剤を散布し、湿潤化した後除去する。

また、飛散抑制剤の効果を確認し、除去すること。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

除去物及び汚染等 <標準9.1.3(2)><共通6.3.2>

除去物を湿潤化又は固形化し、耐水性の材料で密封処理（二重袋梱包）すること。（隔離シート、使用済み保護衣、各フィルタ含む）

確認及び後片付け <標準9.1.3(4)><共通6.3.4>

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

隔離シートを撤去する前に付着物を除去し、室内の空気を吸引・ろ過し隔離内部の空気中の総繊維数濃度を測定し、確認後に撤去すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.10 石綿含有保温材の除去

石綿含有保温材の除去工事　・行う　・行わない

（適用範囲　　）

<標準9.1.4><共通6.4.1～3.5>

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

除去及び除去後の各作業については、1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

掻き落とし、破砕、切断による除去方法の場合にも1.9「石綿含有吹付け材の除去」に準ずること。

1.11 石綿含有成形板の除去

石綿含有成形板の除去工事　・行う　⊙行わない

（適用範囲　　）

<標準9.1.5><共通6.5.1～3.5>

基本、原形のまま、手ばらしとし、下記の項目を実施すること。

施工区画し、作業場所を隔離シートで覆い、場外への飛散防止を行う。

区画内の当該作業者以外の立入禁止とすること。

作業場（内部）は隔離シートで囲むこと。仕様は1.9「石綿含有吹付け材の除去」と同様の性能のシートで囲むこととする。

石綿含有成形板の除去に先立ち、粉じん飛散抑制剤等を散布し、十分に湿潤化し、原型のまま、手ばらしすること。特に釘・ﾋﾞｽ周りを十分に湿潤化すること。また、除去作業中も石綿含有を常に湿潤な状態に保つため、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等の吹付けを行うこと。

石綿含有成形板がくぎ･ﾋﾞｽ等により下地材に固定化されている場合は事前にくぎ･ﾋﾞｽ等を取り除き成形板に破損が及ばないように除去すること。

石綿含有成形板の除去作業は「手ばらし」とし、可能な限り破断を伴わない方法で行なうものとするが、やむを得ず破壊しなければならない場合は、必要に応じて粉じん飛散抑制剤等を吹付け、湿潤化した状態で作業を行なうこと。

除去終了後、残確認し、有れば再度湿潤化し撤去すること。

確認及び後片付け <標準9.1.5(4)><共通6.5.5>

除去作業及び清掃終了後、監督職員の立ち合いのもと確認すること。

各機材、仮設材等も十分に清掃し、付着物を取除いた後撤去すること。

1.12 石綿含有仕上塗材の除去

石綿含有仕上塗材の除去工事　⊙行う　・行わない

（適用範囲　　）

施工区画し、内部においては隔離シートも行うこと。（仕様1.11）

撤去方法は関係法令・技術指針等を遵守し、行うこと。

水洗工法を実施する場合は、使用した液体が飛散しないよう養生する他使用済みの液体を適切に回収すること。

<標準9.1.6>

特.1 施工記録報告書の提出

下記の書類を提出すること。

1．施工計画書（作業計画・産業廃棄物処理計画）
2．工事記録及び工事写真
3．産業廃棄物処理記録
4．事前調査結果報告書
5．法令に基づく官公庁等提出書類の写
6．作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録
7．粉じん濃度測定結果（測定時間、測定位置、使用機器の規格・仕様（サンプリング条件）、測定方法、測定時の気候（風速込）
8．その他必要事項

特.2 工事写真

写真の撮り方は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方」に従い下記の撮影箇所、撮影項目を行なうが、下記に明示していない場合監督員と協議して定める。

撮影箇所は石綿解体の除去対象部位ごとに下記の①～③を施工手順ごとに実施内容が確認できる写真として記録すること。

撮影項目

①除去工事前：除去前の対象部位及び粉じん飛散抑制剤等の吹付け状況が確認できる写真。
②除去工事中：除去作業のやり方がわかる写真。成形板の場合は、中くぎやﾋﾞｽ等を取り除く際に除去する成形板が破損しないように作業している状況が確認できる写真。
③除去工事後：除去後の当該部位の状況及び除去物の梱包状況が確認できる写真。

特.3 その他

・石綿解体工事は関係者以外が作業区画にはいらないように対策を講じた上で行ない、原則として一時的に施設を閉鎖するか、又は、利用者がいない時間帯に行なうものとする。
・学校及び児童福祉施設等での石綿解体工事を実施する場合は、原則として、解体対象が室内であれば作業場周辺、外部であれば敷地に児童生徒がいない日(土・日・祝祭日、施設の休日）に行なうものとする。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０３
図面名称	見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 浦安市工事特記仕様書（３）	縮尺 －	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０４
		作成日 令和７年３月	全５３葉

工事名称　　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事
特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1 工事場所

見明川認定こども園
千葉県浦安市弁天三丁目1番3号

2 改修建物概要

建 物 名 称	構　造	階　数	建築面積（㎡）	延べ面積（㎡）	備　考
見明川認定こども園　園舎	RC造	地上２階	613.15	1,076.25	

3 工事種目　（ ● 印の付いた種目）
○大規模改修　　○構造改修　　○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

4 工事内容　（ ● 印の付いた種目）
(1) 大規模改修
外　部
○屋上防水改修　　●外壁改修　　●金属製建具一部取り替え
○ガラス取り替え　　●サッシ廻りシーリング打ち替え　　○ｴｷｽﾊﾟﾝｼｮﾝｼﾞｮｲﾝﾄ取り替え
○屋上手摺取り替え　　○竪樋取り替え　　○ガラスシール替え
○＿＿＿＿＿＿　　○＿＿＿＿＿＿　　○＿＿＿＿＿＿

内　部
●天井張り替え　　●内壁塗り（貼り）替え　　●巾木塗り（貼り）替え
●床張り替え　　●便所改修　　○障害者便所設置
○便所地下ピット設置　　○土間配管（配線）ピット設置　　○＿＿＿＿＿＿
●木製建具取り替え　　○黒板張り替え　　○掲示板張り替え
○教壇取り替え　　○ロッカー取り替え　　○＿＿＿＿＿＿
○＿＿＿＿＿＿　　○＿＿＿＿＿＿　　○＿＿＿＿＿＿

(2) 構造改修
○構造壁設置　（鉄骨ブレース壁　＿＿＿箇所、RC造＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱設置　（RC造　＿＿＿箇所、S柱　＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○柱補強　（鉄板巻き　＿＿＿箇所、RC増打＿＿＿箇所、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
○その他　（RC袖壁　＿＿＿箇所、RC床＿＿＿箇所、基礎補強＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
（片持ち梁二次部材補強、ＣＢ壁撤去＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

(3) その他
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅱ　建築改修工事仕様

1 共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、●を付けたものを適用する。
● 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
● 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
(2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの工事特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図、機械設備工事の特記仕様書は（＿＿／＿＿）図による。

2 特記仕様
(1) 項目は、番号に●印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、●印の付いたものを適用する。（⊗及び○は適用しない。）
(3) 特記事項に記載の［　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
また、（　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。
(5) 構造改修については、別記構造特記仕様による。

章	項　目	特　記　事　項
1 各章共通事項	● 1 適用基準等	● 建築工事標準詳細図　（令和4年） ● 営繕工事写真撮影要領　（令和3年） ● 建築工事安全施工技術指針　（平成27年） ● 建設工事公衆災害防止対策要綱　（令和元年） ● 千葉県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル　（平成28年） ● 公共建築木造工事標準仕様書　（令和4年） ● デジタル工事写真の小黒板情報電子化について　（国営整第221号　平成29年3月1日） ● 施設整備・管理のための天然ガス対策ガイドブック（平成19年3月） ○ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	● 2 工事実績情報の登録	[1.1.4] 最終請負代金（消費税込）が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続きにより登録すると共に、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　　変更契約締結後10日以内 (3) 工事完成時　　工事完成後10日以内
	● 3 発生材の処理等	[1.3.12] 発生材の処理等は、別記－１「建設副産物の処理」による。
	○ 4 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○風圧力 風速(Vo＝ ＿m/s) 地表面粗度区分（ ○Ⅰ　○Ⅱ　○Ⅲ　○Ⅳ ） ○積雪荷重 平成12年5月31日建設省告示第1455号における区域　別表（＿＿＿＿）
	○ 5 電気保安技術者	[1.3.3] ○自家用電気工作物　　○一般電気工作物 ただし、自家用電気工作物の場合は[1.3.3(1)～(3)]の他、次によるものとする。 工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第3条に定める工事管理者（＿＿＿＿＿）の任命する監督職員の指示に従い保安業務を行う。
	○ 6 工事用電力設備の保安責任者	[1.3.4] 工事用電力設備の保安責任者は、使用区域を変更しようとする場合は、千葉県自家用電気工作物保安規程第26条第3項の規定による「自家用電気工作物使用区域変更届出書」の作成に必要な資料を提出すること。
	● 7 条件明示項目	[1.3.5] フレックス工期契約制度 ● 適用する　工事着手期限　（令和＿年＿月＿日）、工期の終期日（令和＿年＿月＿日） 留意事項（千葉県建設工事フレックス工期契約制度実施要領第5条） ~~(1) 発注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書を発注者に届け出なければならない。~~ ~~(2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。~~ ~~(3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。~~ ~~(4) 工事着手日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、共機材等の発注及び工場製作等を含む）を行ってはならない。~~ ~~(5) 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。~~ ~~(6) 工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。~~ ~~（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）~~ ○適用しない 工事を施工しない日・時間帯 ● 令和 7 年 7 月20日　～7 年10月31日　＿：＿　～＿：＿ ○ 令和＿年＿月＿日　～＿年＿月＿日　＿：＿　～＿：＿ 資材置場及び駐車場所 ●　敷地内　　○敷地外（　○無償　　○有償） （千葉県＿＿市＿＿町＿＿丁目＿番地＿号） 部分使用 ● 有り　　○無し 令和 7 年 9 月 1 日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（施工範囲すべて　　）
	● 8 環境への配慮	[1.4.1] 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(4)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 (2) 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 (3) 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 (4) (1) の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
	● 9 材料の品質等	[1.4.2] 1 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 2 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受ける。 3 標準仕様書及び改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 4 本工事に使用する材料のうち、5 に指定する材料の製造業者等は、次の(1)から(6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 (1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 (2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 (3) 安定的な供給が可能であること。 (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (6) 販売、保守等の営業体制を整えていること。 5 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフドレン、吸水調整材、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水材、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、錆鉄製ふた
	●10 材料の試験	[1.4.5] コンクリートの圧縮試験及び鉄筋の引張り試験については、（公財）千葉県建設技術センター等の試験機関で実施すること。
	○11 ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち（２４時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 (1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 (2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明すると共に速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○12 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ⊗石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。"m 貸与資料(＿＿＿＿＿＿＿＿) ○分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	定性分析方法	定量分析方法
	(JIS A 1481-1)または(JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3)、(JIS A 1481-4)または(JIS A 1481-5)
＿＿＿＿	○＿＿（箇所）	○＿＿（箇所）
＿＿＿＿	○　　（箇所）	○　　（箇所）
＿＿＿＿	○　　（箇所）	○　　（箇所）

サンプル数　　１箇所あたり３サンプル
採取箇所
○図示による　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○13 技能士	[1.7.2]

適用工事種別	技能検定の職種
防水改修工事	○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　○ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ○ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　○合成ゴム系ｼｰﾄ防水工事作業 ○塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　○ﾓﾙﾀﾙ系防水工事作業 ○ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　○改質ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ○ＦＲＰ防水工事作業　○左官作業　○内外装板金作業
外壁改修工事	○左官作業　○タイル張り作業　○建築塗装作業
建具改修工事	○ビル用サッシ工事作業　○ガラス工事作業
内装改修工事	○自動ドア施工作業 ○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　○ｶｰﾍﾟｯﾄ系床仕上げ作業 ○ボード仕上げ工事作業　○鋼製下地工事作業 ○塗装作業　○大工工事作業　○タイル張り作業
塗装改修工事	○建築塗装作業
耐震改修工事	○鉄筋組立作業　○型枠工事作業　○とび作業
ブロック工事	○コンクリートブロック工事作業
ＡＬＣ工事	○ＡＬＣパネル工事作業
石工事	○石張り作業
植栽工事	○造園工事作業

●14 化学物質の濃度測定	[1.7.9] 施工完了時及び部分使用引渡しに先立ち、室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定対象物質は、次による。 ● 学校施設　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ○ 庁舎、住宅等　ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン 着工前の測定　　○行う　　●行わない 測定対象室　　○仕上表による　○図示　　● 職員トイレ、幼児用トイレ 測定箇所数　　○仕上表による　○図示　　● ２箇所＿＿＿ 測定時間　　⊗24時間　　○＿＿＿＿＿＿ （「官庁営繕部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」（平成24年4月5日　国営整第4号）、「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」参照） ~~測定はスタンプ法採取機器により行う。~~ その他、濃度測定方法等については、監督職員の指示による。
●15 中間検査	[1.8.2] ● 中間検査を実施する　（回数：　1回） 実施時期：　令和 7年 8月27日 中間検査の範囲　（部分使用範囲＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） ○本工事が低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「調査対象工事」という）に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱（検査の区分を規定）及び中間検査実施細則（中間検査実施区分を規定）の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として２ヶ月に１回、及び主要工種を考慮して施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
●16 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。　[1.9.1～3][表1.9.1]

提出図書等	仕様		部数
⊗完成図面	○ 図面（A1版）折りたたみ製本 ● 図面（A3版）見開き製本	サイズ　○A4 版 ●A4 版	⊗ 1 部 ● 3 部
⊗工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの		⊗ 1 部 ○ 部
○完成写真	○　キャビネ判 ○	撮影箇所　○ 2箇所 ○　箇所	○ 1 部 ○ 部
⊗保全に関する資料			⊗ 1 部 ○ 部
⊗電子成果品	電子納品による		⊗ 2 部 ○ 部

⊗完成写真の撮影者は、監督員が承諾した撮影者とする。

●17 ＣＡＤデータ	設計図ＣＡＤデータ　⊗貸与する　　○貸与しない 貸与するＣＡＤデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
○18 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。また、その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。 なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合、受注者は修正作業を行わなければならない。 4 「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
●19 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
●20 県内生産品	受注者は「県内生産品使用状況調査票」を作成し工事完了時に監督職員に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」【営繕工事編】に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出することとする。
○21 施設点検	本工事完成（「工事目的物の引渡し」を行った日）後、２年以内（原則として１年目）に施設点検（不具合の有無を確認し、その処理について協議）を行うので、施設改修課から依頼があり次第、施設点検に立ち会い協力するものとする。
●22 埋設配管・配線及び鉄筋調査	あと施工アンカー工事 建築改修工事特記仕様書（構造）第5章による。 コア抜き、はつり工事等 ⊗既存資料調査 ● 探査機（電磁波レーダー法又は電磁誘導法）による探査 配管　配線等の位置の墨出しを行う。 範囲　⊗図示 ○ 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射機より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数＿＿＿枚 フィルムサイズ　＿＿＿＿ コンクリート厚さ　＿＿＿cm
●23 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲は別記－２（工事区分表）による。
●24 設計ＧＬ	⊗図示　　○設計ＧＬ＝現状ＧＬ
●25 安全対策	1 受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 2 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施行条件検討、安全点検等に協力すること。
●26 保険等	1 本工事の完成引渡しまで工事目的物及び工事材料を火災保険、建設工事保険その他の保険に付すること。 2 「建設業退職金共済制度」に基づく「建設業退職金共済証紙購入状況報告書」は工事契約締結後、１か月以内に提出すること。 3 法定外の労災保険に加入し、工事着手までに保険証券の写し又はこれに代わるものを提出すること。
●27 過積載による違法運行の防止	工事の施工にあたっては、次の事項を厳守すること。 (1) 積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また、積み込ませないこと。 (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の見張りを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状況を解消する措置を講じること。
●28 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、不法　違反無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
●29 環境対策	受注者は、環境保全対策関係法令に従い工事現場地域の保全と円滑な工事施工を図ること。 (1) 受注者は、施工計画書“環境対策”内に、下記の項目について記載するものとする。 ○大気汚染対策　⊗騒音、振動対策　○水質汚濁対策 ○地盤沈下対策　○防塵対策　○一般廃棄物対策　○交通障害対策 ○その他　（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿） (2) 建設機械は、排ガス対策車及び低騒音型を使用すること。 (3) 特定粉じん排出等作業（法定外建築物　作業を含む）は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき施工する。 (4) 本工事で使用する軽油については、ＪＩＳ規格軽油を使用すること。 (5) 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜取調査に対しては、監督員の指示により協力しなければならない。 (6) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物の負荷低減に配慮されていること。」）に留意すること。
●30 創意工夫等	受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ａ－０４
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建築改修工事特記仕様書１	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０５
	作成日 令和７年３月	全５３葉

2 仮設工事

● 1 騒音 粉じん等の対策

[2.1.3]

○防音パネル　●防音シート
防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲
●図示　○＿＿＿＿＿＿＿＿

● 2 足場その他

[2.2.1]

1 足場を設ける場合は、改修標準仕様書2.2.1 (2) によるほか、設置等においては、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うとともに、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する構造とすること。
2 棚足場については、計算により安全性を確認すること。
3 定置する足場及び作業構台の類は、別契約の関係受注者に無償で使用させる。

●内部足場　種別　☒脚立、足場板等　○＿＿＿
●外部足場　●設置する　○設置しない
防護シートによる養生　☒行う　○行わない
ネット養生シート（☒防炎Ⅰ類　○防炎Ⅱ類　○＿＿＿＿＿）

[表2.2.1]

材料、撤去材料等の運搬方法
○Ａ種　☒Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種　○Ｅ種
○その他　（ダストシュート）
Ｃ種　利用可能なエレベーター（＿＿＿＿＿＿＿＿）
Ｄ種　利用可能な階段　（＿＿＿＿＿＿＿＿）

● 3 既存部分の養生

[2.3.1]

1 養生の方法等
● 既存部分　養生方法　☒ビニールシート　合板等　○＿＿＿＿
● 既存家具、既存設備等　養生方法　☒ビニールシート等　○＿＿＿＿
● 既存ブラインド、カーテン等
養生方法　●ビニールシート等　○＿＿＿＿
保管場所等　●指定場所に保管、再取付け　○撤去、処分
備品、机、ロッカー等の移動　●行わない　○行う（図示）
2 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。

● 4 仮設間仕切り

[2.3.2][表2.3.1]

1 仮設間仕切り及び仮設扉の設置場所　●図示　○＿＿＿＿＿＿
2 仮設間仕切りの種別と材質

種　別	下　地	仕上材（厚さ mm）	塗　装	充填材
○Ａ種	○木 ●軽量鉄骨	●せっこうボード（☒ 9.5　○＿） 種類（○＿＿＿＿＿＿） ○合板（☒ 9.0　○＿＿＿＿＿） 材種（＿＿＿＿＿＿）	○片面 ●なし	☒有り
●Ｂ種				
☒Ｃ種	単管	防炎シート		

充填材　☒グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）
3 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等

材　質	仕上材（厚さ mm）	塗　装	設　置　場　所	充填材
☒木扉 ● 鋼扉	☒合板張り程度 ○＿＿＿＿	☒無し ○片面	☒図示　○＿＿か所	○有り ● 無し

充填材　☒グラスウール　32ｋ（厚：50mm以上）

● 5 監督職員事務所

[2.4.1]

● 既存建物内の一部を利用する　○構内に設置する　●設けない
監督職員事務所の規模
○１０㎡程度　○２０㎡程度　○３５㎡程度　○ユニットハウス程度

○ 6 監督職員事務所の備品等

○下記のものを常備する
机、椅子、書棚、ゴム長靴、保護帽子、消火器、打合せテーブル、検査用機器等

● 7 工事用水

構内既存の施設　☒利用できない
●利用できる　（　☒有償　○無償　）
有償、無償に関係なく子メーターを設置する
●Ａ－０１　特.1.13による

● 8 工事用電力

構内既存の施設　☒利用できない　●利用できる　（　☒有償　○無償　）
●Ａ－０１　特.1.13による

● 9 仮囲い等

仮囲い　☒成型鋼板　Ｈ＝＿＿m　Ｌ＝＿＿m
○ガードフェンス　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿m
○カラーコーン及びコーンバー　Ｈ＝０．７ｍ　Ｌ＝＿＿m
出入口　○シートゲート　Ｈ＝＿＿m　Ｌ＝＿＿m　＿＿箇所
○キャスターゲート　Ｈ＝１．８ｍ　Ｌ＝＿＿m　＿＿箇所
●パイプバリケード　Ｌ=2.0ｍ　１９箇所

○10 仮設道路

○砕石敷き　（厚さ＿＿mm　幅　＿＿mm）　Ｌ＝＿＿m
（砕石は、再生クラッシャラン Ｇ を使用）
○鋼板敷　（長さ６ｍ　幅１．５ｍ　厚さ２２mm　）　＿＿枚

●11 交通誘導員

配置人数　１０人
配置期間　施工期間　資材・重機　搬入搬出時
配置場所　工事車両進入口

3 防水改修工事

○ 1 施工数量調査

[1.6.2、3]

調査範囲　○図示　○＿＿＿＿
調査方法　○図示　○＿＿＿＿
既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　○＿＿＿＿
調査報告書　提出部数　○２部　○＿＿＿＿

○ 2 降雨等に対する養生方法（とい共）

[3.1.3]

☒　改修標準仕様書3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　○＿＿＿＿＿＿＿＿

○ 3 既存防水の処理

[3.1.4] [3.2.3、4、6]

既存保護層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
既存防水層の撤去　○行う（範囲　○図示　○＿＿＿＿＿＿）
○行わない
露出防水層表面の仕上げ塗装除去　○行う（○M4AS　○M4ASI　○M4C　○M4DI　○L4X）
○行わない

○ 4 既存下地の処理

[3.2.6]

既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等　○図示　○＿＿＿＿
POSI工法及びPOSI工法（機械的固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の処理　☒改修標準仕様書3.2.6(4)(ｳ)(g)①～③による　○＿＿＿＿
設備機器架台、配管請部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層端末部の納まり部の処理　○図示　○＿＿＿＿

○ 5 アスファルト防水

[3.3.2～5][表3.3.3～10]

屋根保護防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート
○P2A	○A-1 ☒A-2 ○A-3			☒ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ 厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度 ○＿＿＿＿
○P1B	○B-1 ☒B-2			
○P2AI	○AI-1 ☒AI-2 ○AI-3		(種類) ☒JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	☒ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度
○P1BI	○BI-1 ☒BI-2			

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　☒水下　80mm以上　○＿＿＿＿
床タイル張り　☒水下　60mm以上　○＿＿＿＿
立上り部の保護工法
○乾式保護材（品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表による）
窯業系パネルⅠ類　（厚さ＿＿(mm)　幅＿＿(mm)）
○コンクリート押え
○モルタル押え（屋内）
○れんが押え　（☒JIS R 1250　○＿＿＿＿）

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○M4C	○C-1 ☒C-2 ○C-3 ○C-4			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3D ○P0D	○D-1 ☒D-2			○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0DI ○M3DI ○M4DI	○DI-1 ☒DI-2		改修特記仕様書3.3.2(9) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	○ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.3.3から表3.3.9による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
絶縁断熱工法の場合のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
☒図示
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　☒アスファルトルーフィング類の製造所の指定
設置数量　☒アスファルトルーフィング類の製造所の指定　○＿個

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種　別	施　工　箇　所
○Ｐ１Ｅ ○Ｐ２Ｅ	○Ｅ－１ ○Ｅ－２	

保護層　○設ける（☒図示　○＿＿＿）
○設けない
○Ｅ－１の工程３を行う部位
☒貯水槽、浴槽等常時水に接する部位　○＿＿＿＿
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
☒アルミニウム製　L-30×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿
屋上排水溝　○図示　○＿＿＿＿

○ 6 改質アスファルトシート防水

[3.4.2～4][表3.4.1～3]

屋根露出防水（既存）
新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○MA4S	○AS-T1 ○AS-T2 ○AS-J2			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
○M3AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○P0AS	○AS-T3 ○AS-T4 ○AS-J1 ○AS-J3			○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○M3A SI ○M4A SI ○P0A SI	○ASI -T1 ○ASI -J1		改修特記仕様書3.4.2(3)(ｳ) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○＿＿＿＿	○改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない 防湿層 ○設ける ○設けない

改質アスファルトシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
☒ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
☒ 改修標準仕様書表3.4.1から表3.4.3による
○JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　○＿＿＿＿
材料による区分　☒Ｒ種
厚さ　（＿＿）mm以上
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
☒アルミニウム製　L-35×15×2.0mm程度　○＿＿＿＿
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
種類　☒改質アスファルトシートの製造所の指定
設置数量　☒改質アスファルトシートの製造所の指定　○＿個
絶縁断熱工法の防湿用シート　○設置する　○設置しない

○ 7 合成高分子系ルーフィングシート防水

[3.5.2～4][表3.5.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0S ○S4S	○S-F1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
	○S-F2					○適用する	
	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
	○S-M2					○適用する	
○S3S	○S-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○		○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
○M4S	○S-M1			○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない
	○S-M2					○適用する	
○P0SI ○S3SI ○S4SI ○M4SI	○SI-F1	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○	改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(b) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
	○SI-F2	○ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ○				○適用する	
	○SI-M1		改修特記仕様書3.5.2(3)(ｴ)(a) (種類) ○＿＿＿＿ (厚さ)(mm) ○25　○50	○ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	
	○SI-M2					○適用する	

S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　☒非歩行仕様　○軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム　○設置する　○設置しない

屋内防水
防水層の種別

改修工法	種別	施工箇所	保護層 平場の保護モルタル塗厚(mm)	保護層 立上り部の保護モルタル塗厚
○PIS	○S-CI		○＿＿＿＿	☒7mm以下 ○＿＿＿＿

平場の保護モルタル床塗りにおける床の目地の目地割り及び種類
目地割　☒2m程度、最大目地間隔3m程度　○＿＿＿＿
目地の種類　☒押し目地　○＿＿＿＿
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
☒改修標準仕様書表3.5.1から表3.5.3による
○JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類（＿＿＿＿）　厚さ（＿＿）mm
絶縁用シートの材質　☒発泡ポリエチレンシート　○＿＿＿＿
固定金具の材質、形状及び寸法
☒厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの
○＿＿＿＿
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
種類　☒ルーフィングシート製造所の指定による
設置数量　☒ルーフィングシート製造所の指定による　○＿個
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
○行う（　○図示　○＿＿＿＿）　○行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-FI、SI-F1の場合）
○行う（　○図示　○＿＿＿＿）　○行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3 ）倍の風圧力に対応した工法

● 8 塗膜防水

[3.6.2～4][表3.6.1～3]

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	仕上塗料 種類	仕上塗料 使用量	高日射反射率防水 G	備考
○P0X	☒X-1 ○X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない 改修ﾄﾞﾚﾝ ○設ける ○設けない
○L4X	○X-1 ☒X-2 ○X-1H ○X-2H ○＿＿		○主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	☒主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○適用する	脱気装置 ○設ける ○設けない

ウレタンゴム系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量
種類　☒主材料の製造所の仕様　○＿＿
設置数量　☒主材料の製造所の仕様　○＿個

新設防水層の種別

改修工法	新設種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層
○P1Y	☒Y-2 ○＿＿		☒主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○設ける ○設けない
○P2Y	☒Y-2 ○＿＿		☒主材料の製造所の仕様 ○＿＿＿＿	○設ける ○設けない

● 9 シーリング

[3.1.4][3.7.2～8]

シーリング改修工法の種類
●シーリング充填工法
○シーリング再充填工法
○拡幅シーリング再充填工法
○ブリッジ工法
ボンドブレーカー張り　○適用する　○適用しない
エッジング材張り　○適用する　○適用しない

シーリング材の種類、施工箇所
下表以外は、改修標準仕様書表3.7.1による。

施工箇所	ｼｰﾘﾝｸﾞ材の種類（記号）

仕上を行わない施工箇所　○図示　○＿＿用
シーリング材の目地寸法　☒図示　○＿＿＿
接着性試験　☒簡易接着性試験　○引張接着性試験

ＰＣＢ含有シーリング調査
○１次分析（ＰＣＢ含有分析の要否判定）
工事に先立ち、工事範囲のシーリング材を各部位毎に採取し、シーリング材種についての判定を行うこと。なお、判定結果は速やかに監督職員に報告し、ＰＣＢ含有分析が必要な場合は監督職員と協議すること。
○２次分析（ＰＣＢ含有分析）
ＰＣＢの含有について分析を行うこと。なお、分析結果は監督職員に報告すること。
１）採取箇所　計＿＿＿箇所
２）採取方法　分析機関の指定する方法により採取する。
３）分析方法　ＧＣ－ＥＣＤ法による（ＪＩＳ　Ｋ０１１４）
シーリングにＰＣＢが含有していた場合の措置
１）除去方法　「標準施工要領書」（日本シーリング工業協同組合連合会／日本シーリング材工業会）による
２）処理方法　関係法令により適切に処理すること。また、密封できる容器に保管し、採取時期、使用部位、ＰＣＢが含有していること等を明記の上、施設管理者へ引き渡す。

○10 保証年限

○ｱｽﾌｧﾙﾄ防水　10年
○合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　○10年　○15年
○塗膜防水　5年　（X-1工法は、10年）
☒受注者は、防水施工業者及び材料メーカーと連名で年限保証する。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 Ａ－０５
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事	建築改修工事特記仕様書２	縮尺 －
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05 / 通し番号 ０６
		作成日 令和７年３月 / 全５３葉

3 防水改修工事

○11　とい　　[3.8.2、3][表3.8.1]

といその他の材種
○配管用鋼管　　○硬質ポリ塩化ビニル管　　○ルーフドレン
○表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類　○＿＿＿＿＿）　　○＿＿＿＿＿

ルーフドレンの種別及び呼び

種別		呼び	施工箇所
○ろく屋根用たて形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○ろく屋根用横形Ⅰ型	⊠ねじ込み式	○80　○100　○125　○150	
○バルコニー中継用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	
○バルコニー用	⊠ねじ込み式	○50　○80　○100	
	○差し込み式	○50　○75　○100	

とい受金物の材種、形状及び取付け間隔　　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　　○＿＿＿
足金物の材種、形状及び取付け間隔　　⊠改修標準仕様書表3.8.2による　　○＿＿＿
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔　　⊠0.5m 以下
防露材のホルムアルデヒド放散量　　⊠Ｆ☆☆☆☆
既存のといその他の撤去、降雨等に対する養生方法　　⊠図示　　○＿＿＿＿
鋼管製といの防露巻き　　⊠改修標準仕様書表3.8.4による　　○＿＿＿＿
たてどい受金物の取付け　　⊠図示　　○＿＿＿＿
ルーフドレンの取付け　　⊠水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填

○12　アルミニウム製笠木　　[3.9.2、3][表3.9.1]

種類　○オープン形式（○押出250形　　○押出300形　　○押出350形　）
　　○板材折曲げ形（○ オープン形式　○ シール形式　）
　　本体幅（＿＿＿）mm　　板厚（⊠2.0mm　　○＿＿mm　）

表面処理　種別（＿＿＿）種
　　色合　○標準色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○特注色（＿＿＿＿＿＿＿＿）
既存笠木等の撤去　○行う（範囲　○図示　　○＿＿＿＿＿＿＿）
　　○ 行わない
下地補修の工法　　⊠図示　　○＿＿＿＿＿
板材折曲げ形の笠木の取付方法　　⊠図示　　○＿＿＿＿＿
笠木の固定金具の工法等
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法

3-2 屋根工事

○ 1　長尺金属板葺　　[13.2.2、3)(表13.2.1、2)]

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	⊠JIS G 3322の屋根用 着色　○有 ○＿＿＿	○5類（AZ150） ○＿＿＿＿＿	○0.4 ○0.5 ○＿	○心木なし瓦棒葺 ○立平葺 ○蟻掛葺　　横葺 ○	

下葺材料　　○アスファルトルーフィング940
　　○改質アスファルトルーフィング下葺材
　　（　○一般タイプ　　○複層基材タイプ　　○粘着層付タイプ　）
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め　　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○設置しない

(13.2.2、3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分 山高	山ピッチ	耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	耐火性能
	○重ね形 ○はぜ締め形 ○かん合形			（＿）種	⊠鋼板製 ○ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		○有り ○無し	○30分 ○無し

材料　鋼板の種類（⊠JIS G 3322の屋根用　（着色　○有　○＿＿））
　　塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（○5類(AZ150)　○＿＿）
断熱材張り　○行う（種別：＿＿＿＿＿、厚さ(mm)：＿＿＿、防火性能：＿＿時間）
　　○行わない
耐雪性能に対応した工法の適用　　○適用する　　○適用しない
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　折板のけらば納め　　⊠けらば包みによる方法　　○＿＿＿＿＿＿
雪止め　　○設置する（形状及施工箇所　⊠図示　　○＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　　○設置しない

4 外壁改修工事

○ 1　施工数量調査　　[1.6.2、3]

調査範囲　○外壁改修範囲　　○図示の範囲
調査時期　○外壁仕上げ等除去前　　○外壁仕上げ等除去後
調査内容
　ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

　モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。

　コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。
　塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びひび割れを壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。

　既存部分の破壊を行った場合の補修方法　○図示　　○＿＿＿＿＿＿
　調査報告書（提出部数　○２部　　○＿＿＿＿）

4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁

○ 1　ひび割れ部改修工法　　[4.1.4][4.2.4～7]

○樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　　○＿＿＿＿＿

○ 2　欠損部改修工法

○Ｕカットシール材充填工法
○シーリング材
　充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿＿
　シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
　シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
　○パテ状エポキシ樹脂　　○可とう性エポキシ樹脂

[4.1.4][4.2.4、8]

充填工法
○エポキシ樹脂モルタル
○ポリマーセメントモルタル

4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

○ 1　既存モルタル塗りの撤去

○ 2　ひび割れ部改修工法　　[4.1.4][4.3.5～8]

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　　○＿＿＿＿＿
○Ｕカットシール材充填工法
○シーリング材
　充填材料の種類　⊠1成分形又は2成分形ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿＿
　シーリング材のうえにポリマーセメントモルタルの充填　○行う　○行わない
シーリング材の試験は改修標準仕様書3.7.8による
○可とう性エポキシ樹脂
○シール工法
　○パテ状エポキシ樹脂　　○可とう性エポキシ樹脂

○ 3　欠損部改修工法　　[4.1.4][4.3.9、10]

○充填工法
　○エポキシ樹脂モルタル　○ ポリマーセメントモルタル
○モルタル塗替え工法
　○現場調合材料
　　セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
　○既調合材料
　既製目地材　○使用する（形状　○図示　　○＿＿＿）
　仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4　浮き部改修工法　　[4.1.4][4.3.11～16]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○＿＿	⊠25 ○＿＿			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○＿＿	⊠20 ○＿＿	⊠12 ○＿＿	⊠20 ○	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○＿＿	⊠16 ○＿＿	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠50
○充填工法					
○モルタル塗替え工法					

アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
　○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度　　○＿＿＿＿＿＿
注入工法用材料
　○ポリマーセメントスラリー

広がり速度(cm/s)	長さ変化量(収縮)(%)	引張接着性(材齢28日)(N/mm2)	曲げ性能(材齢28日)(N/mm2)	吸水性(72時間)(%)	耐久性(劣化曲げ強さ)(N/mm2)
3以上	3以下	0.5以上	5.0以上	15以下	5.0以上

　保水係数　0.35～0.55
　粘調係数　0.50～1.00
充填工法用材料
　○エポキシ樹脂モルタル　　○ポリマーセメントモルタル
モルタル塗替え工法用材料
　○現場調合材料
　　セメントは、改修標準仕様書8.2.5による
　○既調合材料（　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）
　既製目地材　○使用する（形状　○図示　○＿＿＿）
　仕上厚又は全塗厚が25mmを超える場合の措置　⊠図示　○＿＿＿

4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

○ 1　既存タイル張りの撤去

○ 2　タイルの形状、寸法等

○外壁タイル張り全面　○図示の範囲
　撤去範囲　⊠下地モルタルまで　○張付けモルタルまで

[4.4.5、8]

タイルの形状、寸法等

施工箇所	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分 Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

○ 3　ひび割れ部改修工法

標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
見本焼き
　○行う（施工箇所：＿＿＿＿＿）　　○行わない
試験張り
　○行う（範囲、使用は図示による）　　○行わない

[4.1.4][4.4.5、6]

改修箇所　⊠既存タイル張り面
　　○既存タイル撤去面（　○コンクリート面　○モルタル面　）

○ 樹脂注入工法

工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量（ml/m）
⊠自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～1.0 未満	⊠200～300　○＿＿	○130　○＿＿
○手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.2以上～0.3 未満	○50 ～100　○＿＿	○40　○＿＿
	0.3以上～0.5 未満	○100～200　○＿＿	○70　○＿＿
○機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	0.5以上～1.0 以下	○150～250　○＿＿	○130　○＿＿
		○＿＿	○＿＿

注入状況の確認方法　⊠コアの抜取りを行う
　　抜取り個数（　⊠長さ500mごと及びその端数につき1個　○＿＿）
　　抜取り部の補修方法　⊠図示　○＿＿＿＿＿

○ 4　欠損部改修工法

[4.1.4][4.4.5、7、8]

○タイル部分張替え工法
　接着剤の種類
　○ポリマーセメントモルタル
　○外壁タイル接着剤 JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
、
○タイル張替え工法
　張替え用材料
　○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
　○張付けモルタル　　（○現場調合材料　　○既製調合モルタル　）

　伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
　　⊠ 改修標準仕様書表4.4.2による　　○ 図示
　外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
　　○行う　　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
　下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　タイル張りの工法
　　外装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
　　ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
　シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
　下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　シーリング材の種類
　　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿
　　伸縮調整目地その他の目地　　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
　シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 5　浮き部改修工法

[4.1.4][4.4.5、9～15]

工法の種類	ｱﾝｶｰﾋﾟﾝの本数(本/㎡) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/㎡) 一般部	指定部	注入量(ml/箇所)
○アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠16 ○	⊠25 ○			⊠25
○アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠13 ○	⊠20 ○	⊠12 ○	⊠20 ○	⊠25
○アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠13 ○	⊠20 ○	⊠12 ○	⊠20 ○	⊠50
○注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○＿＿			⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠25
○注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠9 ○	⊠16 ○	⊠50
○注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	○＿＿	○＿＿			⊠25
○タイル部分張り替え工法					
○タイル張り替え工法					

アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの
　○＿＿＿＿＿＿
注入口付アンカーピンの材質
　⊠ステンレス鋼(SUS304)呼び径外径6mm程度
　○＿＿＿＿＿＿
○タイル部分張替え工法
　接着剤の種類
　○ポリマーセメントモルタル
　○JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系

○タイル張替え工法
　張替え用材料
　○外壁タイル接着剤JIS A 5557に基づく一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系
　○張付けモルタル　　（○現場調合材料　　○既製調合モルタル　）
　伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置
　　⊠改修標準仕様書表4.4.2による　　○図示
　外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験
　　○行う　　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
　下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　タイル張りの工法
　　外装タイル　　○密着張り　　○改良圧着張り
　　ユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り
　シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
　下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の下地処理
　　○目荒し工法（改修標準仕様書4.3.10(3)による）　　○＿＿＿＿＿
　シーリング材の種類
　　打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地　⊠ポリウレタン系　　○＿＿＿＿＿
　　伸縮調整目地その他の目地　　⊠変成シリコーン系　○＿＿＿＿＿
　シーリングのその他事項は、改修標準仕様書3章7節による

○ 6　目地改修工法　　[4.1.4][4.4.5、16]

○目地ひび割れ部改修工法
○伸縮調整目地改修工法
　伸縮調整目地の位置及び寸法　○図示　　○＿＿＿＿
シーリング　　改修標準仕様書3章7節による

4-4 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁等改修

● 1　既存塗膜等の除去及び下地処理　　[4.5.4][表4.5.4～7]

工　法	処理範囲	下地処理（下地のひび割れ部等の補修）
○サンダー工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	○ひび割れ部改修工法 ○浮き部改修工法 ○欠損部改修工法
○高圧水洗工法 加圧力⊠30MPa程度以上	⊠既存仕上げ面全体 ○図示 （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
○塗膜はく離剤工法	⊠既存仕上げ面全体 ○図示	
○水洗い工法	⊠ｻﾝﾀﾞｰ工法、高圧水洗工法、塗膜はく離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ○図示	

● 2　下地調整塗材　　[4.5.2][4.5.4、5]

●下地調整塗材（Ｃ－１）
⊠下地調整塗材（Ｃ－２）
○下地調整塗材（ＣＭ－２）
○下地調整塗材Ｅ
○ ポリマーセメントモルタル

● 3　仕上塗材仕上げ　　[4.1.5][4.5.2][表4.5.1]

新規仕上塗材の種類
○薄付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装薄塗材Si	○＿＿＿	○砂壁状
○可とう形外装薄塗材Si	○＿＿＿	○ゆず肌状（○吹付け　○ローラー塗り）
○外装薄塗材E	○＿＿＿	○さざ波状　　○平たん状
○可とう形外装薄塗材E	○＿＿＿	○凹凸状（○吹付け　○こて塗り）
○防水形外装薄塗材E	○＿＿＿	○着色骨材砂壁状（○吹付け　○こて塗り）
○外装薄塗材S	○＿＿＿	○砂壁状じゅらく　○京壁状じゅらく

○厚付け仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○外装厚塗材C	○＿＿＿	○吹放し　○凸部処理　○平たん状
○外装厚塗材Si	○＿＿＿	○凹凸状　○ひき起こし　○かき落とし
○外装厚塗材E	○＿＿＿	上塗材　○適用する　○適用しない

○複層仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 複層塗材CE	○＿＿＿	●ゆず肌状　○凸部処理　○凹凸状
○ 可とう形複層塗材CE	○＿＿＿	耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 複層塗材Si	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 複層塗材E	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系
○ 複層塗材RE	○＿＿＿	樹脂　⊠アクリル系
○ 防水形複層塗材CE	○＿＿＿	○シリカ系　○ポリウレタン系
● 防水形複層塗材E	○＿＿＿	○アクリルシリコン系　○ふっ素系
○ 防水形複層塗材RE	○＿＿＿	外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○可とう形改修用仕上塗材

種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等
○ 可とう形改修塗材E	○＿＿＿	○平たん状　○さざ波状　○ゆず肌状 耐候性　⊠耐候形３種　○＿＿＿
○ 可とう形改修塗材RE	○＿＿＿	上塗材の種類
○ 可とう形改修塗材CE	○＿＿＿	溶媒　⊠水系　○溶剤系　○弱溶剤系 樹脂　⊠アクリル系 ○シリカ系　○ポリウレタン系 ○アクリルシリコン系　○ふっ素系 外観　⊠つやあり　○つやなし　○ﾒﾀﾘｯｸ

○ 4　マスチック塗材塗り　　[4.1.5][4.6.2][表4.6.1]

種別　○Ａ種　○Ｂ種

○ 5　外壁用塗膜防水材塗り　　[4.1.5][4.7.2～4][表4.7.1]

　仕上げの形状　○＿＿＿＿
　工法　　○＿＿＿＿
　仕上塗料の耐候性　○＿＿＿＿

　下地挙動緩衝材の適用
　　○適用する
　　○適用しない
　　コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修標準仕様書4章2節による
　　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-1章　外壁改修工事
　　コンクリート打放し仕上げ外壁による
　　モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修標準仕様書4章3節による　ただし、下地挙動緩衝材を適用する場合は改修特記仕様書4-2章
　　外壁改修工事　モルタル塗り仕上げ外壁による
　吹付け工法の模様材の種類　○＿＿＿＿　　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
　外壁用仕上塗料の種類　　○＿＿＿＿　　（○所要量＿＿＿(kg/㎡)）
　既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整は、改修標準仕様書4.5.4(1)～(6)による

工事名称：青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番：Ａ－０６
図面名称：見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建築改修工事特記仕様書３	縮尺：－	
担当課：健康こども部　保育幼稚園課	工事番号：07-05	通し番号：０７
	作成日：令和７年３月	全５３葉

5 建具改修工事

● 1 改修工法 [5.1.3]

建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所
●アルミニウム製建具		○	●	●建具表による ○
○樹脂製建具			○	○建具表による ○
○鋼製建具	○外部	○	○	○建具表による ○
	○内部	○	○	○建具表による ○
●鋼製軽量建具		○	●	●建具表による ○
○ステンレス製建具		○	○	○建具表による ○
○木製建具		○	○	○建具表による ○

新規に建具を設ける場合
壁部分の開口の開け方 ※図示 ○
新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示 ○
建具周囲のシーリング 改修標準仕様書3章7節による

○ 2 防火戸 [5.1.4]

防火戸の指定
○指定する（適用箇所 ○建具表による ○ ）○指定しない
防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸とヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動
○連動させる （○建具表による ○ ） ○連動しない

○ 3 見本の製作等 [5.1.5]

建具見本の製作 ○行う（建具符号： ）
○行わない
建具見本制作の目的等（ ）

特殊な建具の仮組 ○行う（建具符号： ）
○行わない

○ 4 防犯建物部品 [5.1.7]

○適用する（○建具表による ○ ）
○適用しない

● 5 アルミニウム製建具 [5.2.2～5][表5.2.1]

性能値等
耐風圧性等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）

外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○Ａ種	S-4	A-3	W-4	●70	※図示
○Ｂ種	S-5			○100	※図示
○Ｃ種	S-6	A-4	W-5	○	※図示

○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）

耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
アルミニウム材 改修標準仕様書5.2.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具 種別 ○BB-1 ○BB-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ●標準色 ○特注色
屋内の建具 種別 ○BC-1 ○BC-2（改修標準仕様書 表5.2.2）
着色 ●標準色 ○特注色
結露水の処理方法 ○水貯め式 ○排水式
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

● 6 網戸等 [5.2.3][5.3.3]

種類	材種	線径	網目
●防虫網	※合成樹脂製 ○ガラス繊維入り合成樹脂製 ○ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ○	※16～18メッシュ ○
○防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

○ 7 樹脂製建具 [5.2.2][5.3.2～5]

性能値等
耐風圧性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
気密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
水密性の等級 ○ （建具符号：○建具表による ）
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○Ａ種	S-4	A-4	W-4	○	※図示
○Ｂ種	S-5		W-5	○	※図示
○Ｃ種	S-6			○	※図示

○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（○T-1 ○T-2）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 断熱性の等級（○H-4 ○H-5 ○H-6 ○H-7 ○H-8）
（建具符号：○建具表による ○ ）
外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ○
枠の見込み寸法 ○建具表による ○
材料
樹脂形材 改修標準仕様書5.3.3(1)による
ガラス ※複層ガラス ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面色 ○標準色 ○特注色
工法
水切り板、ぜん板 ※図示 ○

● 8 鋼製建具 [5.2.2][5.4.2～5][表5.4.2]

性能値等
簡易気密型ドアセット ○適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ））
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。^m
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。^m
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 改修標準仕様書5.4.3(1)による
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.4.2による ○ mm
標準型鋼製建具の形式及び寸法 ※建具表による ○

● 9 鋼製軽量建具 [5.2.2][5.5.2～5]

性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する（建具符号：建具表による）
○ 適用しない
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
鋼板 ●亜鉛めっき鋼板 ○ビニル被覆鋼板 ○カラー鋼板 ○ステンレス鋼板
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL
召合せ、縦小包み板の材質 ※鋼板 ○ステンレス鋼板 ○アルミニウム合金
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ ※改修標準仕様書表5.5.1による ○ （使用箇所： ）

○10 ステンレス製建具 [5.2.2][5.4.2][5.6.2～5]

性能値等
簡易気密型ドアセット ○ 適用する
（建具符号：○建具表による ○ ）
○ 適用しない
外部に面する建具の耐風圧性 ○S-4 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-5 （建具符号：○建具表による ○ ）
○S-6 （建具符号：○建具表による ○ ）
○防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
○断熱ドア、断熱サッシ G 耐熱性の等級 （ ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
耐震性能
RC壁に設置する特定室等及び避難経路の扉
○耐震ドア 面内変形追随性の等級（○D-1：1/300 ○D-2：1/120 ○D-3：1/100 ）
（建具符号：○建具表による ○ ）
重量がある扉
以下の設計用震度の地震力及び層間変形角に対して、脱落しないものとする。
なお、水平方向の地震力に対する確認は面内方向及び面外方向について行う。
設計用水平震度（KH） ※1.0 ○
設計用鉛直震度（KV） ※0.5 ○
（建具符号：○建具表による ○ ）
材料
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ○
形状及び仕上げ
表面仕上げ ※HL ○鏡面仕上げ ○
ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL程度 ○No.2B程度
工法
ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ○角出し曲げ

○11 木製建具 [5.7.2～4][表5.7.5]

建具材の加工、組立時の含水率 ※Ａ種 ○
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※Ｆ☆☆☆☆ ○
○フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※改修標準仕様書5.7.2(2)(イ)(a)による ○

表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
○普通合板 G	表面の樹種 ○ 板面の品質（※広葉樹１等 ○ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○天然木化粧合板 G	樹種名（ ） 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法 ※プリント ○ポリエステル化粧合板 ○メラミン化粧合板 ○ 接着の程度（○１類 ○２類 ）	
○ＭＤＦ G		

表面板の厚さ ※改修標準仕様書表5.7.6による ○
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ○適用しない ○適用する
○かまち戸
かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ）
見込み寸法 ※36mm ○建具表による ○
○ふすま
張りの種別（○Ｉ型 ○Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外） ○鳥の子 ○新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ ○塗り縁 ○生地縁（素地） ○生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法 ※19.5mm ○建具表による ○
○戸ぶすま
表面板の仕上 ○建具表による ○
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
○紙張り障子
見込み寸法 ※30mm ○建具表による ○
枠、くつずりの材料 ○建具表による ○

●12 建具用金物 [5.8.2、3]

金物の種類及び見え掛り部の材質等
※改修標準仕様書表5.8.1により適用は建具表による ○
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.2による
○建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.3による
○建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※改修標準仕様書表5.8.4による
○建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※改修標準仕様書表5.8.5による
○建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置
●建具表による
○
錠前類
シリンダ箱錠及びシリンダ本締まり錠（品質 性能、試験方法は別表による）
クローザ類（品質 性能、試験方法は別表による）

●13 鍵 [5.8.4]

マスターキー ○製作する ○製作しない ●既存のマスターキーに合わせる
その他の鍵の製作本数 ※各室３本１組（室名札付き） ○
鍵箱 ●無し ○有り

○14 自動ドア開閉装置 [5.9.2、3] [表5.9.4]

戸の開閉方式 ○建具表による ○
○引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.1による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
種類 開閉方式 （ ）
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.2による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
温度上昇 （ ）
耐久性（サイクル） （ ）
防錆 （ ）
電源 （ ）
○引き戸用検出装置
性能値 ※改修標準仕様書表5.9.3による （防錆 ○適用する ○適用しない）
○以下による
耐電圧 （ ）
防錆 （ ）
防滴 （ ）
電源 （ ）
引き戸用検出装置の種類及び必要性能項目
○建具表による
○
タッチスイッチの種類
○無線式タッチスイッチ
○光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
○大形押しボタンスイッチ
○非接触スイッチ
凍結防止装置 ○行う ○行わない

●15 自閉式上吊り引戸装置 [5.10.2、3]

性能値等
※改修標準仕様書表5.10.1による
○以下による
手動開き力 （ ）
手動閉じ力 （ ）
閉じ速度の調整 （ ）
制動区間 （ ）
開閉繰返し （ ）
耐衝撃性 （ ）

○16 重量シャッター [5.11.2、3]

シャッターの種類 ○管理用シャッター
○外壁用防火シャッター
○屋内用防火シャッター
○防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（ ）Pa
開閉方式の種類 ※電動式（手動併用） ○手動式
安全装置
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
電動式シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
管理用シャッターのシャッターケース ○設ける ○設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類 ○JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量 ※Z12又はF12 ○
ガイドレール、まぐさ、雨掛りに用いる座板及び座板のカバー、雨掛りに用いるスイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430JIL、又はSUS443JI ○

○17 軽量シャッター [5.12.2～4]

開閉方式の種類 ※手動式 ○電動式（手動併用）
耐風圧強度 （ ）Pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）
スラットの材質の種類
○JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※Z06又はF06 ○ ）
○JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量（※AZ90 ○ ）
スラットの形状 ○インターロッキング形 ○オーバーラッピング形

○18 オーバーヘッドドア [5.13.2、3]

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ○アルミニウムタイプ ○ファイバーグラスタイプ	○50 ○75 ○100 ○125	※バランス式 ○チェーン式 ○電動式	○スタンダード形 ○ローヘッド形 ○ハイリフト形 ○バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ○ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置
（設置箇所 ○建具表による ○ ）

●19 ガラス [5.14.2～4]

適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。

○フロート板ガラス	
フロート板ガラスの品種及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
●型板ガラス	
型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による ○
●網入板ガラス	
網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類	※建具表による ○
○合わせガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による ○
形状による種類	○平面合わせガラス ○曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅱ－１類 ○Ⅱ－２類 ○Ⅲ類
○強化ガラス	
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による ○
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類	○Ⅰ類 ○Ⅲ類
○熱線吸収板ガラス	
板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
性能による種類	○１種 ○２種
○複層ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による ○
断熱性による区分	○Ｔ１ ○Ｔ２ ○Ｔ３ ○Ｔ４ ○Ｔ５ ○Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	○Ｇ ○Ｓ
乾燥気体の種類	○空気 ○アルゴン
○熱線反射ガラス	
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ○
日射熱遮へい性による区分	○１種 ○２種 ○３種

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－０７
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事	建築改修工事特記仕様書４	縮尺 －	
担当課	健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０８
		作成日 令和７年３月	全５３葉

5 建具改修工事

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	◉シーリング材 ○グレイジングチャンネル ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____
鋼製及び鋼製軽量	◉シーリング材 ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____
ステンレス製	○シーリング材 ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○
樹脂製	○グレイジングチャンネル ○_____	⊗建具の製造所の仕様による ○図示 ○_____

○20 ガラスブロック

[5.14.5]

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
○160×160	○95 ○_____				
○200×200	○95 ○_____				

壁用金属枠及び補強材　⊗図示　○_____
力骨　材質　⊗ステンレス鋼(SUS304)　○_____
寸法　⊗径5.5mm　○_____
形状　⊗はしご形状複筋及び単筋　○_____
化粧目地モルタルの色（○白　○グレー）
金属製化粧カバー　材質　○ステンレス製　○アルミニウム製
寸法　○図示　○_____　形状　○図示　○_____
目地部の横力骨の納まり
⊗ガラスブロック製造所の仕様による　○図示　○_____
工法
1-4 適用区分による風圧力の（○1 ○1.5 ○1.3）倍の風圧力に対応した工法

○21 ガラス用フィルム

種類	記号 内貼り用	記号 外貼り用	その他性能等
○日射調整フィルム G	○ＳＣ－１	○ＳＣ－２	
○低放射フィルム	○ＬＥ		
○衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＩ－１	○ＧＩ－２	
○相関変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	○ＧＤ－１	○ＧＤ－１	
○ガラス貫通防止フィルム	○ＳＦ		

品質　JIS A 5759による

6 内部改修工事

◉ 1 改修範囲　[6.1.3]

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲
⊗壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
⊗壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　○図示
既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
⊗既存のまま　○図示

◉ 2 既存床の撤去及び下地補修　[6.2.2]

ビニル床シート等の除去　⊗仕上げ材のみ（接着剤とも）
○下地モルタルとも（○図示の範囲　○除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　○機械的除去工法　○目荒し工法
改修後の床の清掃範囲　⊗室内の改修箇所　○_____

◉ 3 既存壁の撤去及び下地補修　[6.3.2]

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修
⊗改修標準仕様書4.3.10によるモルタル塗り　○_____
（全塗厚が25mmを超える場合の処置　⊗図示）

◉ 4 施工一般　[6.5.2]

材料のホルムアルデヒド放散量
⊗Ｆ☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(ｳ)(b)による　○_____

○ 5 製材 G　[6.5.2]

○JAS1083-5　製材-第5部に基づく下地用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		⊗2級 ○_____	⊗A種　○B種　○____		○____
		⊗2級 ○_____	⊗A種　○B種　○____		○____

○JAS1083-2　製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え係り面		⊗上小節 ○_____	⊗A種　○B種　○____		○____
見え係り面以外		⊗小節以上 ○_____	⊗A種　○B種　○____		○____

○JAS1083-6　製材-第6部に基づく広葉樹製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種　○B種　○____		○____
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種　○B種　○____		○____
		⊗1級 ○_____	⊗10%以下 ○A種　○B種　○____		○____

○JAS1083（製材）以外の製材

施工箇所	寸法(mm)	材面の品質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		(_____) 造作材の場合 (※Ⓐ種　Ⓑ種)	○適用する ○適用しない	⊗A種 ○B種 ○_____	○_____
		(_____) 造作材の場合 (※Ⓐ種　Ⓑ種)	○適用する ○適用しない	⊗A種 ○B種 ○_____	○_____

○ 6 造作用修成材 G　[6.5.2]

○「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					⊗1等　○2等	○_____
					⊗1等　○2等	○_____

○「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板：__ 芯材：				⊗1等　○2等	○_____
		化粧薄板：__ 芯材：____				⊗1等　○2等	○_____

○「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	見付け材面の品質	含有率	間伐材等の適用
				⊗15%以下 ○_____	○_____

○「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種名	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板：__ 芯材：_____				⊗15%以下 ○	○_____

○ 7 造作用単板積層材 G　[6.5.2]

○JAS0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
				○適用する ○適用しない	○_____

○JAS0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質	含水率	防虫処理	間伐材等の適用
			⊗14%以下 ○_____	○適用する ○適用しない	○_____

○JAS3079に基づく直交集成板

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能(使用環境)	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
							○____

○ 8 合板等　[6.5.2]

○「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	⊗5.5 ○____		⊗1類 ○2類	広葉樹　⊗2等以上　○1等 針葉樹　⊗C-D以上　○	○適用する ○適用しない	○____

○「合板の日本農業規格」構造用合板 G

施工箇所	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	厚さ(mm)	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	⊗2級以上 ○1級		⊗1類 ○特類	⊗C-D ○以上	⊗12 ○__	○適用する ○適用しない	○適用する (____) ○適用しない	○____

○「合板の日本農林規格による」化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理	間伐材等の適用
			○特類 ○1類	○適用する ○適用しない	○_____

○「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	化粧板に使用する単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用
			○1類 ○2類	○適用する ○適用しない

○「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	化粧加工方法	防虫処理の適用
			○1類 ○2類		○適用する ○適用しない

○パーティクルボード G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分
	⊗15 ○__		⊗13タイプ ○_____	⊗P又はM ○	

○JAS0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法(mm)

○ＭＤＦ G

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

◉ 9 接合具等　[6.5.3]

造作材の化粧面の釘打ち
⊗隠し釘打ち　○釘頭埋め木　○つぶし頭釘打ち　○釘頭現し
諸金物
⊗かすがい、座金、箱金物、短冊金物
（改修標準仕様書表6.5.3～5に示す程度の市販品　表8.20.1のF種程度）
○_____　（形状：_____　寸法：_____　材質：_____ ）

◉10 接着剤　[6.5.3、4]

接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊗Ｆ☆☆☆☆　○_____

○11 防腐・防蟻処理　[6.5.5]

薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４
	○Ｋ２　○Ｋ３　○Ｋ４

薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	⊗薬剤の製造所の仕様による ○_____	⊗JIS K 1571に適合又は同等品

○薬剤の接着材への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（_____）
○合板等の加圧注入処理等の適用
適用部位（_____）

○12 内部間仕切軸組及び床組み　[6.5.6]

○間仕切軸組に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗杉又は松　○_____
○床組みに用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗杉又は松　○_____

○13 窓、出入口その他　[6.5.7]

○窓、出入口その他に用いる木材の樹種名（製材を用いる場合）
⊗吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉　○_____

◉14 軽量鉄骨天井下地　[6.6.2～4] [表6.6.2]

野縁等の種類
屋外（⊗ 25 形　○ 19 形）　屋内（⊗ 19 形　○ 25 形）
屋外の形式及び寸法
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔　○図示　○_____
周辺部の端からの間隔　○図示　○_____
野縁の間隔　○図示　○_____
既存の埋込みインサート　◉使用する　○使用しない
あと施工アンカーの施工後の確認試験
○行う
試験箇所数　⊗屋内の場合、該当階において３箇所
○（_____）箇所
引張試験にて確認する強度
⊗つりボルト受け等の間隔が900mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/㎡以内の天井の場合は400N程度
○（_____）N
◉行わない
○つりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　⊗図示　○_____
○天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　⊗図示　○_____
○天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　⊗図示　○_____
補強方法　⊗図示　○_____

◉15 軽量鉄骨壁下地　[6.7.3、4]

スタッド、ランナーの種類
⊗改修標準仕様書表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　○_____
スタッドの高さが5.0mを超える場合　⊗図示　○_____
出入口及びこれに準ずる開口部の補強　⊗標準仕様書 6.7.4(5) による　○_____

◉16 ビニル床シート G　[6.8.2、3]

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
⊗ＦＳ（複層ビニル床シート） ○_____ ○_____	○無地 ◉ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ◉柄物	⊗ 2.0 ○_____	

接合部の処理　⊗熱溶接工法　○_____

○17 ビニル床タイル G　[6.8.2]

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
⊗ＫＴ(ｺﾝﾎﾟｼｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	⊗2.0 ○3.0	
○ＴＴ(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○	○2.0 ○____	
○ＦＴ(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○300×300 ○450×450 ○_____	○2.0 ○2.5 ○3.0	
○ＦＯＡ(置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○500×500 ○_____	○4.0 ○____	
○ＦＯＢ(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	○無地 ○柄物	○_____	○____	

◉18 特殊機能床材　[6.8.2]

	厚さ、寸法、形状	性能	種類
○帯電防止床シート	_____(mm)		
○帯電防止床タイル	×____(mm)		
○視覚障害者用床タイル	_____(mm)		
○耐動荷重性床シート	_____(mm)		
◉防滑性床シート	_____(mm)		
○防滑性床タイル	×____(mm)		

視覚障害者用床タイル　突起の形状、寸法及びその配列は JIS T 9521 による

◉19 ビニル幅木　[6.8.2]

材質の種類　◉軟質　○硬質
高さ(mm)　⊗60　○75　○100
厚さ(mm)　⊗1.5以上　○_____

○20 ゴム床タイル　[6.8.2]

種類　○単送品　○積層品
色柄　(_____)
厚さ(mm)　○3.0 ○4.5 ○6.0 ○9.0
寸法(mm)（_____）×（_____）

○21 カーペット敷き G　[6.9.2、3] [表6.9.1、2]

○ 織じゅうたん

織り方	パイル形状
○ウェストンカーペット ○ダブルフェースカーペット ○アキスミンスターカーペット	○カットパイル ○ループパイル ○カット／ループ

色柄　⊗模様のない無地　○_____
パイル糸の繊維種等
⊗無地の織りじゅうたんの種別（種別：○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　）
○_____
帯電性　○適用する　○適用しない
織じゅうたんの接合方式　⊗ヒートボンド工法　○つづり縫い
下敷き材　⊗反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　○_____

○ タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
○ｶｯﾄﾊﾟｲﾙ	○5～7	○全面接着工法 ○ｸﾞﾘｯﾊﾟｰ工法	○適用する ○適用しない	
○ﾙｰﾌﾟﾊﾟｲﾙ	○4～6			
○ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	○			

下敷き材(グリッパー工法の場合)
⊗反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号　呼び厚さ 8mm　○_____

○タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
⊗ループパイル	⊗ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	
○カットパイル	○ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	
○カット、ループ併用	○ 第一種 ○ 第二種		⊗500×500 ○_____	⊗6.5 ○_____	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量
⊗Ｆ☆☆☆☆　○_____
タイルカーペットの敷き方　平　場　⊗市松敷き　○模様流し　○_____
階段部分　⊗模様流し　○市松敷き　○_____
見切り、押え金物　材質（_____）　種類（_____）
形状等　⊗図示　○_____

○22 合成樹脂塗床　[6.10.2、3] [表6.10.5～7]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
○厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			⊗平滑仕上げ ○防滑仕上げ ○つや消し仕上げ
○厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		○薄膜流しのべ工法 ○厚膜流しのべ工法 ○樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	○平滑仕上げ ○防滑仕上げ
○薄膜型塗床材 (ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床)			⊗平滑仕上げ
○ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		⊗製造所の指定による	表面仕上げ　⊗平滑 溶剤　⊗水性

塗床材のホルムアルデヒド放散量　⊗Ｆ☆☆☆☆　○_____

○23 フローリング張り G　[6.11.2～6] [表6.11.1～4]

フローリングのホルムアルデヒドの放散量等
⊗改修標準仕様書6.11.2(2)による　○_____
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量
⊗Ｆ☆☆☆☆　○_____

○単層フローリング（フローリングボード1等）
工法　○釘止め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　⊗なら　○_____
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○単層フローリング（フローリングブロック1等）
樹種　○_____
厚さ(mm)　○_____
大きさ　○_____
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
○複合フローリング
工法　○釘留め工法（○根太張り　○直張り）
○接着工法
樹種　⊗なら　○_____
種別　○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種
間伐材等の適用　○適用する　○適用しない
接着工法の場合の不陸緩和材　⊗合成樹脂発泡シート　○_____
○現場塗装仕上げ
⊗ウレタン樹脂ワニス塗り
○オイルステインの上、ﾜｯｸｽ塗り
○生地のままﾜｯｸｽ塗り

○24 畳敷き　[6.12.2] [表6.12.1]

種別　○A種　○B種　○C種　○D種　（畳床：○KT-Ⅰ　○KT-Ⅱ　○KT-Ⅲ　○KT-K　○KT-N　）
下地の種類　○標準仕様書　表12.6.1による床組
○ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
○_____
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳（畳表：○C1　○C2）

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－０８
図面名称	見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建築改修工事特記仕様書５	縮尺 －	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ０９
		作成日 令和７年３月	全５３葉

6 内装改修工事

●25 せっこうボード その他のボード張り

[6.13.2、3] [表6.13.1]

ＭＤＦ及びパーティクルボートのホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

合板のホルムアルデヒド放散量
☒改修標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)の(a)～(d)のいずれか
○＿＿＿＿

接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

木質系セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿
○中質（ＭＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿
○普通（ＮＷ）	○15　○20　○25　○＿＿＿

木片セメント板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○硬質（ＨＦ）	○12　○15　○18　○21　○＿＿＿
○普通（ＮＦ）	○30　○＿＿＿

繊維強化セメント板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6　○8
○化粧けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　タイプ2（無石綿）　○6　○8 表面への化粧張り等の加工 ○アクリル樹脂系焼付け　○＿＿＿

火山性ガラス質複層板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○火山性ガラス質複層板	○図示

繊維板

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ハードボード（素地） スタンダードボード（無処理）	○素地ハードボード (○未研磨板（RN）　◉研磨板（RS）） ○内装用化粧ハードボード（DI） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○テンパードボード（処理）	○素地ハードボード (○未研磨板（RN）　◉研磨板（RS）） ○外装用化粧ハードボード（DE） ○2.5 ○3.5 ○5　○7
○ミディアムデンシティ ファイバーボード（MDF） G	○3　○7　○9　○12
○インシュレーションボード G	A級（○天井仕上　○内装仕上　○＿＿》 ○9　○12　○15　○18

パーティクルボード G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○単板張りパーティクルボード	○無研磨板(VN)　○研磨板(VS) ○10　○12　○15　○18
○化粧パーティクルボード	○単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DV)　○ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ(DO) ○塗装(DC) ○10（難燃）　○12（難燃）　○＿＿＿

吸音材料

種　類	厚さ(mm)、規格等
○ロックウール化粧吸音板(DR)	○フラットタイプ （ ◉9（不燃）　○2（不燃）　○＿＿） ○凹凸タイプ （ ○2（不燃）　○5（不燃）　○＿＿））
○ロックウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ1号	○ 25　○＿＿＿
○グラスウール吸音ﾎﾞｰﾄﾞ32K	○ 25(ｶﾞﾗｽｸﾛｽ包)　○＿＿＿

せっこうボード製品

種　類	厚さ(mm)、規格等
◉せっこうボード(GB-R)	○12.5（不燃）　○15（不燃）　◉ 9.5（準不燃）
○不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5　（不燃）　○化粧無（下地張り用） ○化粧有（トラバーチン模様）
○シージングせっこうボード(GB-S)	○12.5（☒不燃　○準不燃）
○強化せっこうボード(GB-F)	○12.5（不燃）　○15（不燃）
○せっこうラスボード(GB-L)	9.5
◉化粧せっこうボード(GB-D)	○木目　12.5（不燃）幅440mm程度 模様（○柾目　○板目）専用下地材有り ◉トラバーチン模様　9.5（準不燃）

合板 G

種　類	厚さ(mm)、規格等
○普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り （☒ｳﾚﾝ合板程度　○＿＿＿） 不透明塗料塗り （☒しな合板程度　○＿＿＿） 板面の品質　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○天然木化粧合板	化粧板の樹種名　○＿＿＿ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない
○特殊加工化粧合板	化粧加工の方法（○ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　○ﾌﾟﾘﾝﾄ　○塗装） 表面性能（＿＿＿）タイプ 厚さ(mm)　☒図示　○＿＿＿ 防虫処理　○行う　○行わない

化粧板

◉メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による（☒1.2　○＿＿＿）
○ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類（ロックウール吸音板を除く）の重ね張りを行う場合
☒図示　○＿＿＿＿
合板類の張付け　○A種　☒B種　○＿＿＿＿
せっこうボードの目地工法等
目地工法の種類
☒仕上げ表による

○26 壁紙張り

突付け工法及び目透し工法のエッジの種類
突付け工法のエッジの種類　○ベベルエッジ　○スクェアエッジ
目透し工法のエッジの種類　○ベベルエッジ　○スクェアエッジ
化粧加工の方法（○オーバーレイ　○プリント　○塗装　○＿＿＿＿）

[6.14.2、3]

ホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備　考
	紙	繊維	塩化ﾋﾞﾆｰﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	
	○	○	○	○	○	○	○不燃○準不燃○難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　☒B種　○A種
せっこうボード面及びその他のの素地ごしらえの種別　☒B種　○A種

○27 モルタル塗り

[6.15.3～6] [表6.15.2]

モルタル　○現場調合材料　○既調合材料（＿＿＿＿＿＿）
既製目地材　○設ける
施工箇所（＿＿＿＿）　形状（☒図示　○＿＿＿＿）
○設けない
床目地　○設ける
目地割り　☒２㎡程度（最大目地間隔３ｍ程度）　○＿＿＿
目地の種類　☒押し目地　○＿＿＿
○設けない
壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が25mmを超える場合の下地処理
○図示　○＿＿＿

○28 タイル張り

[6.16.2～4]

伸縮調整目地の位置　床タイル　☒縦、横とも4m以内ごと　○図示　○＿＿＿＿
床タイル以外　○図示　○＿＿＿＿
伸縮目地のシーリング材、目地寸法は改修標準仕様書3章7節による
見本焼き　○行う（施工箇所：＿＿＿＿）　○行わない
試験張り　○行う（範囲、仕様等は図示による）　○行わない

○セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
既調合モルタルの品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(1)4章
既調合モルタル（内装改修工事共通）による
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
既製調合目地材の品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6章
タイル張りによる
壁タイル張りの工法
内装タイル　○密着張り　○改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル　○マスク張り　○モザイクタイル張り

○有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り
タイルの形状、寸法等

施工箇所	種類	形状／寸法(mm)	再生材料の適用 G	吸水率による区分			うわぐすり		役物		色			耐凍害性		耐滑り性	備考
				Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類	施ゆう	無ゆう	有	無	標準	特注	有	無			
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内壁タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

○29 セルフレベリング材塗り

[6.17.2、3]

塗厚（mm）
○＿＿＿＿

6-2 ユニット及びその他の工事

○ 1 フリーアクセスフロア

(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上材	備考
	○置敷式 ○支柱調整式	○500×500 ○		○1.0G ○0.6G	○3000 ○5000	○帯電防止床ﾀｲﾙ ○ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ○＿＿＿	

寸法精度
☒標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による
○以下による
パネルの長さの寸法精度（＿＿＿》
パネルの平面形状（角度）の寸法精度（＿＿＿》
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（＿＿＿》
帯電防止性能
○評価値（U）≧0.6以上　○評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）≧1×106Ω
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章フリーアクセスフロアによる

○ 2 可動間仕切

(20.2.3)

構造形式による種類	構成基材の種類 ｽﾀｯﾄﾞ	構成基材の種類 ﾊﾟﾈﾙ	パネル表面仕上げ	遮音性(db/500Hz)	防火性能
○スタッド式(内蔵) ○スタッド式(露出) ○スタッドパネル式 ○パネル式			○ﾒﾗﾐﾝ樹脂焼付又は ｱｸﾘﾙ樹脂焼付 ○壁紙張り ○＿＿＿＿	○0 ○12 ○20 ○28 ○36	○不燃

パネル内に取付ける建具　○あり（☒図示　○＿＿）○なし
パネル内に取り付ける建具のドアクローザー、丁番、錠前、上げ落としは
標準仕様書16章8節の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章8節による。
パネル材のホルムアルデヒド放散量
☒Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿

○ 3 移動間仕切

(20.2.4)

走行方向	操作方法による種類	パネル圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材 材質	パネル表面材 仕上げ	遮音性(db/500Hz)
○平行方向移動式 ○二方向 移動式	○手動式 ○電動式 ○部分電動式	○ブッシュ式 ○ハンドル式 ○＿＿＿		○鋼板 ○＿＿＿	○焼付塗装 ○壁紙張り ○＿＿＿	○36未満 ○36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能　標準仕様書19章による
ハンガーレールの取付け下地の補強
☒取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
○図示
パネルをランナーに取り付ける部品
☒ランナーに加わる重量の５倍以上の荷重に耐えられるもの
○＿＿＿＿＿＿
ハンガーレール及びランナー
☒パネル重量の５倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの
品質、性能は建築材料等品質性能法（改修）(2)6-2章移動間仕切による
○＿＿＿＿＿＿

◉ 4 トイレブース

(20.2.5)

表面材の種類	脚部 種類	ドアエッジ 材質	ドアエッジ 形状
◉メラミン樹脂系化粧板 ○ポリエステル樹脂系化粧板 ○＿＿＿＿	☒幅木タイプ ○＿＿＿＿	☒製造所の仕様による ○アルミニウム製 ○ステンレス製 ○表面材と同材	○標準 ◉Rﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章トイレブースによる

○ 5 視覚障害者用床タイル

施工箇所		種類	寸法(mm)	厚さ(mm)
屋内		○塩化ビニル製　○＿＿＿＿＿＿	○300×300 ○＿＿＿	○7.0 ○＿＿＿
屋内		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
屋内		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
屋外		○磁器質タイル　○せっ器質タイル	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿
屋外		○レジンコンクリート製　○コンクリート製	○300×300 ○＿＿＿	○＿＿＿

ブロックパターンは JIS T 9251 による

○ 6 手すり

(20.2.6)

材料の種類及び仕上げ
○SUS304　表面処理　☒HL程度　○＿＿＿＿＿＿
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき（☒標準仕様書表14.2.2による種別（＿種））
○アルミニウム　表面処理（☒標準仕様書表14.2.1による種別（＿種））
色合等　○標準色（＿＿＿）　○特注色（＿＿＿）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
○集成材 （材種：＿＿）	○クリアラッカー ○＿＿＿＿＿＿	○30程度 ○35程度 ○45程度		
○ビニル製ハンドレール		○30程度 ○35程度 ○45程度		

○ 7 階段滑り止め

(20.2.7)

材種
○ステンレス製　○黄銅製押出型材　○アルミニウム製押出型材　○＿＿＿
形状
☒タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂等）　○タイヤレス型
端部の形状
○フラットエンドあり　○フラットエンドなし
寸法(幅)
○35mm程度　○40mm程度　○50mm程度
取付け工法
☒接着工法　○埋込み工法

○ 8 黒板及びホワイトボード G

(20.2.9)

○黒板
区分　☒焼き付け　○＿＿＿＿＿＿
種類　○鋼製黒板　○ほうろう黒板　○＿＿＿＿＿＿
色　☒緑　○＿＿＿＿＿＿
○ホワイトボード

○ 9 鏡

(20.2.10)

取付箇所　（＿＿＿＿＿＿＿＿）
寸法（mm）　○図示　○＿＿＿＿＿＿
厚さ（mm）　☒5　○＿＿＿＿＿＿

◉10 表示

(20.2.11)

衝突防止表示
○設置場所　☒図示
形状、寸法（○30φ　○＿＿＿＿》
材質　（○ステンレス製　○塩ビシート　）
○設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示
☒消防法に適合する市販品　○＿＿＿＿＿＿
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等（室内用図記号はJIS Z 8210による）
☒図示

○11 タラップ

(20.2.12)

材質及び仕上げ
○SUS304（スリップ止め加工　☒あり　○なし　）
○鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（標準仕様書表14.2.2による種別（☒C種　○＿種）　）

○12 ブラインド

(20.2.14)

形　式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ　ﾚｰﾙの材種	幅、高さ取付箇所
○横型	○手動	☒ギヤ式 ○コード式 ○操作棒式	☒アルミニウム合金製 G ○＿＿＿＿＿＿	☒ 25 ○＿＿	☒鋼製 ○＿＿	○図示 ○＿＿
	○電動					
○縦型	○手動	☒２本操作ｺｰﾄﾞ式 ○１本操作ｺｰﾄﾞ式	○ アルミスラット ○ クロススラット	○ 80 ○ 100	☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製 ○＿＿	○図示 ○＿＿
	○電動					

縦型ブラインドのスラットの材質
○アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
○クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ﾎﾟﾘｴｽﾃﾙ繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

○13 ロールスクリーン

(20.2.15)

操作方法	スクリーンの材種	その他の材料	幅、高さ取付箇所	品質等
○スプリング式 ○コード式 ○電動式	○ガラス繊維製 ○合成、天然繊維製	☒製造所の仕様	○図示 ○＿＿＿＿	○＿＿＿

スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する
場合は G とする

○14 カーテン

(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付箇所	備考
○ｼﾝｸﾞﾙ ○ﾀﾞﾌﾞﾙ	○片引き ○引分け	○手引き ○ひも引き ○電動	○つまみひだ ○箱ひだ、片ひだ ○プレーンひだ		○図示 ○＿＿	
						(暗幕)

生地の仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は
G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　☒300mm以上　○＿＿＿＿＿＿

○15 カーテンレール

(20.2.16)

材料による区分　☒ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材
○ ステンレス製
強さによる区分　☒10-90　○＿＿＿＿＿＿
仕上げ　☒アルマイト　○＿＿＿＿＿＿
形状　☒角形　○＿＿＿＿＿＿

○16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ（mm）　○90×150　○120×80　○120×150　○150×80　○図示
材質　○集成材（仕上げ：＿＿＿＿＿＿）
○アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書　表 14.2.1）　○BC-1種　○BC-2種
色合い　○標準色（＿＿＿＿）　○特注色（＿＿＿＿）
○鋼製（仕上げ：＿＿＿＿＿＿）

◉17 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
☒ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○＿＿＿	◉450×450 ○600×600 ○	◉一般形 ○気密形	○屋内外用 ◉屋内用	◉額縁タイプ ○目地タイプ	◉額縁ﾀｲﾌﾟ ○目地ﾀｲﾌﾟ

品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章天井点検口による

◉18 床点検口

材種	寸法	形式		備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ◉ｽﾃﾝﾚｽ製 ○鋼製	◉450×450 ○600×600 ○	○一般形 ◉密閉形	○屋内外用 ◉屋内用	○鍵付き

密閉形とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。
品質、性能、試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)6-2章床点検口による

○19 止水板

形　状　○ 差込式　○ 据置式　○ 壁張り式
施工箇所　○ 図示　○＿＿＿＿＿＿

○20 エキスパンションジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従量(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○	（避難経路の床等） ＿＿以上 （その他） ＿＿以上	○有り （ ＿） ○無し	○有り （ ＿） ○無し	
○ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ○ｽﾃﾝﾚｽ製	＿階～＿階 ＿階～＿階	○50 ○100 ○150 ○	（避難経路の床等） ＿＿以上 （その他） ＿＿以上	○有り （ ＿） ○無し	○有り （ ＿） ○無し	

外部に設置するものは、防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番 A－０９
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事	建築改修工事特記仕様書６	縮尺 －
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05
		通し番号 １０
		作成日 令和７年３月
		全５３葉

6-2 ユニット及びその他の工事

○21 くつふきマット

材種	受け枠	備考
○塩化ビニル又はゴム製	○ステンレス鋼（SUS304）	
○硬質アルミニウム合金製	○硬質アルミニウム合金	
○ステンレス鋼（SUS304）製	○＿＿＿＿	
○＿＿＿＿		

○22 流し台ユニット

材　種	寸法(mm) W	D	H	備考
○流し台	○1200 ○1500 ○1800	○550 ○600 ○650	○800 ○850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
○コンロ台	○600	○550 ○600 ○650	○620 ○670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
○つり戸棚	○1200 ○900	○450	○500 ○700	市販品
○水切り	○1200 ○900 ○600			市販品 ステンレス製 ○1段式　○＿＿

品質、性能
外観はJIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1による。
　構成材は、JIS A 4420の8により試験を行ったとき、表1の既定による。
形状
　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

○23 鋼製書架及び物品棚

種　類	規格等	JISによる種類
○鋼製書架	JIS S 1039 の規格による	○１種　○２種　○３種
○鋼製物品棚		○４種　○５種　○６種

○24 屋内掲示板

枠の材質　⊠アルミニウム製　○＿＿＿＿＿＿
表面の材質　⊠塩ビ発泡シート張り　○＿＿＿＿＿＿

○25 洗面カウンター

材　　種　○メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材）　○人工大理石
奥行き(mm)　○約 450　○約 600

○26 防煙垂れ壁

○固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
⊠網入り磨板ガラス ○線入り磨板ガラス	⊠6.8 ○＿＿＿	⊠500 ○＿＿＿	アルミ製枠付き

○可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
○垂直降下式 （巻取り型）	⊠ 不燃布 （不燃認定品）	⊠500 ○800 ○＿＿＿	ガイドレール ⊠ 固定式（壁埋込型） ○ 可動式（天井収納型）
○回転降下式	鋼板製又はアルミ製	⊠500 ○800 ○＿＿＿	表面仕上げ ⊠ 天井材張り ○＿＿＿

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

○28 収納家具

材料のホルムアルデヒドの放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
材質、形状、寸法　⊠図示　○＿＿＿＿＿＿

7 塗装改修工事

● 1 材料　[7.1.3]

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿＿＿
防火材料　⊠屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。
　○次の箇所を除き防火材料とする。（箇所：＿＿＿＿＿＿）

● 2 下地調整　[7.2.1～7] [表7.2.1～7]

塗替えＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲
　⊠劣化部分は除去し、活膜部分は残す　○図示　○＿＿＿＿＿＿
既存錆止め塗料の鉛含有量調査　○行う（＿＿＿＿箇所）　○行わない
下地調整

下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部の補修
木部	⊠不透明塗料塗りの場合はＲＢ種 ○＿＿＿＿	
鉄鋼面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
亜鉛めっき面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
亜鉛めっき面（鋼製建具等）	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	
モルタル、 せっこうプラスター面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	○行う ○行わない
コンクリート面(DP以外)、 ＡＬＣパネル面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	○行う ○行わない
押出成形セメント板面	○ＲＡ種　○ＲＢ種 ○ＲＣ種	○行う ○行わない
コンクリート面(DP)	○ＲＢ種　○ＲＣ種	○行う ○行わない
せっこうボード面及び その他ボード面	⊠ＲＢ種　○＿＿＿＿	

● 3 素地ごしらえ　[7.3.2～7] [表7.3.1～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	⊠Ａ種　○Ｂ種
	透明塗料塗りの場合	⊠Ｂ種　○Ａ種
鉄鋼面（DP以外）		⊠Ｃ種　○Ａ種　○Ｂ種
鉄鋼面（DP）		⊠Ｂ種　○Ａ種　○Ｃ種
亜鉛めっき鋼面		○Ａ種　○Ｂ種
モルタル面及びせっこうプラスター面		●Ｂ種　○Ａ種
コンクリート面（DP以外）及びＡＬＣパネル面		⊠Ｂ種　○Ａ種
押出成形セメント板面及びコンクリート面（DP）		○Ａ種　○Ｂ種
コンクリート面（DPのみ）		⊠Ｂ種　○Ａ種
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	⊠Ａ種　○Ｂ種
	目地：継目処理工法以外	⊠Ｂ種　○Ａ種

○ 4 錆止め塗料塗り　[7.4.2、3] [表7.4.1～6]

錆止め塗料塗りの種別

素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別
鉄鋼面	SOP (工程の種別は表7.4.3)	塗替え	Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G (工種の種別は表7.4.3)	塗替え	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規見え掛り	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規見え隠れ	⊠Ｂ種　○Ａ種	⊠Ｂ種　○＿＿
	DP (工種の種別は表7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(イ)(b)による。	○Ａ種（下地調整ＲＡ種） ○Ｂ種（下地調整ＲＢ種） ○Ｃ種（下地調整ＲＣ種）
		新規	7.4.2(1)(イ)(a)による。	○Ａ種
亜鉛めっき鋼面	SOP (工種の種別は表7.4.5)	塗替え	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ａ種　○Ｂ種	⊠Ａ種　○＿＿
		新規　その他	⊠Ｂ種　○	⊠Ｂ種　○＿＿
	EP-G (工種の種別は表7.4.5)	塗替え	⊠Ｃ種　○	⊠Ｃ種　○＿＿
		新規　鋼製建具等	⊠Ｃ種　○	⊠Ａ種　○
		新規　その他	⊠Ｃ種　○	⊠Ｂ種　○
	DP (工種の種別は表7.4.6)	塗替え	⊠Ｂ種　○	
		新規	⊠Ｂ種　○＿＿	

● 5 塗装　[7.5.2～7.12.2] [表7.5.1～7.13.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
●合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種類 ⊠1種　○2種	木部屋外	⊠B種　○＿＿	⊠A種　○＿＿
	木部屋内	⊠B種　○	⊠B種　○
	鉄鋼面	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	⊠A種　○＿＿	⊠B種　○
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	⊠B種　○＿＿	⊠B種　○＿＿
○クリヤラッカー塗り(CL)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種
○耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級（　）級		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級（　）級		
	ｺﾝｸﾘｰﾄ面及び押出成形ｾﾒﾝﾄ板面	○A-1種　○A-2種 ○B-1種　○B-2種 ○C-1種　○C-2種	○A-1種　○＿ ○B-1種　○＿ ○C-1種　○
●つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	ｺﾝｸﾘｰﾄ面等	⊠B種　○	⊠B種　○A種
	屋内の木部	⊠B種　○	⊠A種　○
	屋内の鉄鋼面	⊠B種　○	⊠B種　○A種
	屋内の亜鉛めっき面	⊠A種　○＿＿	⊠A種　○B種
○合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		⊠B種　○	⊠B種　○A種
○ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)		⊠B種　○	⊠B種　○A種
○ステイン塗り		○ピグメントステイン塗り ○オイルステイン塗り（ＯＳ）	
○木材保護塗料塗り(WP)		⊠B種　○A種	⊠B種　○A種

つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面）の塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.9.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め
　⊠B種又はC種の場合は改修標準仕様書表7.10.1の工程１の下塗りをしみ止めｼｰﾗｰとする
　○＿＿＿＿
○高日射反射率塗料塗り G
下地調整（改修標準仕様書表7.2.2）　○ＲＡ種　⊠ＲＢ種　○ＲＣ種

工程	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量 (kg/㎡)
塗料塗り	JIS K 5675	屋根用高日射反射率塗料	2種	○１級 ○２級 ○３級	塗料製造所の仕様による

クリヤラッカー塗りＡ種の工程２の適用
　○適用しない
　○適用する（着色剤：○溶剤系着色剤　○油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程１の着色の適用
　○適用する
　○適用しない
オイルステイン塗りの工程等
　○製造所の仕様による

○ 6 有害物質の処理

除去処理対象物質　○ＰＣＢ　○六価クロム　○＿＿＿＿
　除去対象物　○＿＿＿＿
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去方法　○＿＿＿＿
　処分　○＿＿＿＿
　有害物質の取扱については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。

8 環境配慮改修工事

○ 1 石綿含有建材の除去工事　[9.1.1、3～6]

○石綿粉じん濃度測定
　測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
○	測定 1	処理作業前	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 2		調査対象室外部の付近	○計＿＿点
○	測定 3	処理作業中	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 4		ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	○計＿＿点
○	測定 5		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹き出し風速 1m/s以下の位置 ○計＿＿点
○	測定 6		処理作業室外 ○施工区画周辺 ○敷地境界	○計＿＿点
○ ○	測定 7	処理作業後(ｼｰﾄ養生中)	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 8	処理作業後(ｼｰﾄ撤去後1週間以降)	処理作業室内	○計＿＿点
○	測定 9		調査対象室外部の付近	○計＿＿点

測定方法
○自動測定器による測定

測定名称	測定方法
○測定 4 ○測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

○JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径 (mm)	試料の吸引流量(l/min)	試料の吸引時間(min)
○測定 4 ○測定 5 ○	25	5	30
○測定 ○＿	47	10	120
○測定 ○＿	47	10	240
○測定 ○＿			

○ 3 ＰＣＢ含有シーリング材の処分　[9.1.3～6]

石綿含有建材の処理
○石綿含有吹付け材の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法
　　⊠改修標準仕様書9.1.3（2）(ｱ)による　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
　　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有吹付け材等の処分
　　○埋立処分(管理型最終処分場)
　　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去工法　○破砕して除去　○手ばらし
　除去した石綿含有保温材等の飛散防止　⊠湿潤化　○固形化
　除去した石綿含有保温材等の処分
　　○埋立処分(管理型最終処分場)
　　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有成形板の処分
　　○石綿含有せっこうボード
　　⊠埋立処分(管理型最終処分場)
　　○石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板
　　○埋立処分(安定型最終処分場)
　　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
○石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去
　除去対象範囲　○図示　○＿＿＿＿
　隔離養生（負圧不要）方法
　　○ビニールシート等による養生を行う　○＿＿＿＿
　足場　○図示　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分
　　○埋立処分(安定型最終処分場)
　　○中間処理(溶融施設又は無害化処理施設)
　　○＿＿＿＿
●石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去
　除去対象範囲　●図示　○＿＿＿＿
　着工前の試験施工　⊠行う　○行わない
　除去工法
　　○集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
　　○集じん装置併用手工具ケレン工法
　　○集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度）
　　○集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○剥離剤併用超音波ケレン工法
　　○剥離剤併用手工具ケレン工法
　　○剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度）
　　○剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa以上）
　　○超音波ケレン工法（HEPAフィルター付き掃除機併用）
　養生方法
　　○＿＿＿＿
　除去した石綿含有仕上塗材の処分
　　●埋め立て処分（安定型最終処分場）
　　●埋め立て処分（管理型最終処分場）
　　○中間処理（溶融施設または無害化処理施設）
石綿含有建材除去後の仕上げ工事　○図示　○＿＿＿＿

種　類	採取する部位、箇所数	備考
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第一次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	
○ＰＣＢ含有シーリング分析調査（第二次判定）	部位　○図示　○＿＿ 箇所数　＿＿箇所	

○ 4 外断熱改修工事 G　[9.2.1～4]

断熱材
　断熱材の種類　○＿＿＿＿
　断熱材の厚さ（mm）○＿＿＿＿
　施工箇所　○図示　○＿＿＿＿
　ホルムアルデヒド放散量　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
外装材

種類	防火性能	備考
○＿＿＿		

鋼材
　改修標準仕様書表8.2.7による。
笠木
　改修標準仕様書3章9節による。
既存外壁の処置
　既存外壁仕上材の撤去　○行う　○行わない
　下地面の清掃　○行う　○行わない
　欠損部の改修工法
　　○改修標準仕様書4章による
　　○＿＿＿＿
工法
　1-4　適用区分による風圧力（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
　不陸等の下地調整　○＿＿＿＿
　断熱材の施工　○断熱材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　外壁材の施工　○外壁材製造所の仕様による　○＿＿＿＿
　通気層の有無　○有（＿＿＿mm）　○無
　外装材の外壁への取付け　○図示　○＿＿＿＿
　笠木の施工　○改修標準仕様書3章9節による　○＿＿＿＿

○ 5 断熱・防露改修工事 G　[9.3.2～4]

フェノールフォーム断熱材又は保温剤、接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量
　⊠Ｆ☆☆☆☆　○＿＿＿＿
工法
○断熱材打込み工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　○＿＿＿＿
　厚さ(mm)　○＿＿＿＿
　施工場所　○＿＿＿＿
○断熱材現場発泡工法
　断熱材の種類　○Ａ種１　○Ａ種１Ｈ　○＿＿＿＿
　吹付け厚さ(mm)　○25　○30　○＿＿＿＿
　施工場所　○図示　○＿＿＿＿
○断熱材後張り工法
　断熱材　JIS A 9521 に基づく発泡プラスチック断熱材
　種類　（＿＿＿＿＿）　厚さ（mm）　（＿＿＿＿＿）
　○断熱材にせっこうボード等を貼り付けたパネル
　　材質　○＿＿＿＿　厚さ　○＿＿＿＿(mm)
　○張り付け工法
　　断熱材の張り付け工法　○＿＿＿＿
　　断熱材へのボードの張付け工法　○＿＿＿＿

○ 6 屋上緑化改修工事 G　[9.4.1～4]

植栽基盤及び材料
○屋上緑化軽量システム
　芝及び地被類の種類等　⊠図示　○＿＿＿＿
　見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　⊠図示　○＿＿＿＿
　品質、性能及び試験方法は建築材料等品質性能表（改修）(2)9章　屋上緑化改修による
工法
　1-4 適用区分による風圧力の（○1　○1.15　○1.3）倍の風圧力に対応した工法
かん水装置　○設置する（種類　○＿＿＿＿＿＿）
既存保護層の撤去　○行う　○行わない
新植した芝及び地被類の枯保証の期間　⊠引き渡しの日から１年　○＿＿＿＿

○ 7 透水性アスファルト舗装改修工事　[9.5.2～5、9] [表9.5.7]

適用範囲：歩道
既存舗装の撤去及び再利用　⊠図示　○＿＿＿＿
路床
　路床の材料

種別	材料	厚さ(mm)
○盛土	○Ａ種　○Ｂ種　○Ｃ種　○Ｄ種 ○建設汚泥から再生した処理土 G	○図示 ○＿＿
○凍上抑制層	○再生クラッシャラン G　○クラッシャラン ○切込み砂利 ○砂（改修標準仕様書表9.5.1による） ○＿＿＿＿	○図示 ○＿＿
○フィルター層	○改修標準仕様書表9.5.3(2)(ｳ)による	○図示 ○＿＿

○凍結抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験
　○行う　○行わない
○路床安定処理　○適用する　○適用しない
　安定処理の方法　○置き換え工法（○＿＿＿）○安定処理工法
　路床安定処理添加材料
　　種類　○普通ポルトランドセメント　○高炉セメントＢ種 G
　　○フライアッシュセメントＢ種
　　○生石灰（○特号　○1号）　○消石灰（○特号　○1号）
　　添加量　○＿＿＿　kg/m3　（目標CBR　⊠3 以上　○＿＿＿）
　　目標ＣＢＲを満足する添加量の確認方法
　　○安定処理土のＣＢＲ試験　○＿＿＿
○ジオテキスタイル
　単位面積質量　○60g/㎡以上　○＿＿＿
　厚さ（mm）　○0.5～1.0　○＿＿＿
　引張強さ　○98N/5cm（10kgf/5cm）以上　○＿＿＿
　透水係数　○1.5×10-1cm/sec以上　○＿＿＿

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－10
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建築改修工事特記仕様書７	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 11
	作成日 令和７年３月	全５３葉

8 環境配慮改修工事

試験
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　○行う（___箇所）　○行わない
路床締固め度の試験　○行う（___箇所）　○行わない
現場ＣＢＲ試験　○行う（___箇所）　○行わない
六価クロム溶出試験　○行う（現場説明書による）　○行わない
路盤
路盤の厚さ　○図示　○_____
路盤材料（改修標準仕様書表9.5.3による種別）
○クラッシャラン　○粒度調整砕石　○再生クラッシャラン　G
○再生粒度調整砕石　G　○クラッシャラン鉄鋼スラグ　G
○粒度調整鉄鋼スラグ　G　○水硬性粒度調整鉄鋼スラグ　G
舗装の構成　○図示　○_____
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　○行う　○行わない
舗装の平たん性　⊗著しい不陸がないもの　○_____

9 その他

○ 1 土工事

1. 埋め戻し及び盛り土　(3.2.3)（表3.2.1）
種別　○A種　⊗B種　○C種　○D種
○建設汚泥から再生した処理土　G
千葉県条例に基づく「建設発生土管理基準」及び「建設副産物処理基準」
（別記ー1）に基づき適正に処理すること。
2. 建設発生土の処理　(3.2.5)
○構外搬出適切処理（別記－１による）
○構内指示の場所に敷き均し、　○構内指示の場所に堆積、○（_____）

○ 2 コンクリートブロック工事

1. 補強コンクリートブロック造　(8.2.2～5)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
○_____				○無、○有		
○_____				○無、○有		

モルタル調合（容積比）　：○（セメント（　_____）：砂（　_____））
各部の配筋　：　⊗図示、○（_____）
モルタル又はコンクリートで充填するブロックの範囲　：⊗図示、○（　_____）

2. コンクリートブロック帳壁及び塀　(8.3.2～4)
○ブロックの種類：

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ（mm）	モジュール呼び寸法（mm） 長さ	高さ	化粧の有無	表8.3.1以外の適用箇所	備考
○空洞ブロックC(16)				○無、○有		
○型枠状ブロック20				○無、○有		
○_____				○無、○有		

塀の厚さ（mm）　：_____
塀の高さが2m以下　⊗120 、○（_____）
塀の高さが2m超え　⊗150 、○（_____）
壁鉄筋の接手、定着及び末端部の折り曲げ形状　：　⊗図示、○（_____）
各部の配筋　：⊗図示、○（_____）

○ 3 ガラスクリーニング

施　工
⊗外壁面に取りつく金属製建具の既存ガラスクリーニング(両面)は本工事とする。

○ 4 既存建具金物調整

○破損及び滅失金物は、交換又は取付、その他の金物は調整する。
調整建具箇所
○金属製建具　（　○内外共　○外部　○_____）
○木製建具

○ 5 コンクリート二次製品

○千葉県型コンクリート二次製品はエコセメント使用品を原則とし、
これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

○ 6 上ガス対策

○なし　○あり（○自然換気口　○ガス抜き管　○強制換気装置　○ガス検知器
○その他（_____））
○施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

別記１「建設副産物の処理」

◉ 1 共通事項

1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。
また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事
「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。
建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

3) 建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票を提示すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

○ 2 建設発生土

土砂等に係る条例を遵守し、また、「建設発生土管理基準」及び「建設副産物に係る処理基準及び再生資材の利用基準」に従い適正に処理を行うこと。
なお、この基準は次のものに適用する。
○埋立て或いは、工事間利用等をする建設発生土の管理
○公共工事以外から搬入される土砂等の管理
（１）指定（Ａ）（工事間利用）の場合
発生する建設発生土のうち、下記に示す発生土については、工事間利用を図り指定地に搬出するものとする。
ア　搬出先（相手先工事名、工事場所等）
_____工事
_____市_____町地先
イ　土質及び処分量　：　第____種建設発生土 _____m3
ウ　搬出時期　：　令和___年___月～令和___年___月
（２）指定（Ａ）（その他）の場合
建設発生土（_____m3）は、_____ 市 _____ 町地先に搬出するものとする。
（３）指定（Ｂ）の場合
建設発生土（_____m3）は、片道運搬距離 _____kmに搬出するものとする。

○ 3 路盤廃材

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○路盤廃材	___t	___郡市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	

◉ 4 建設廃業物等

	数　量	搬出先	片道運搬距離	処分方法	備　考
○コンクリート塊（無筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○コンクリート塊（有筋）	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○アスファルト塊	___t	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他がれき類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃プラスチック	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○金属くず	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○その他くず類	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○廃石膏ボード	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○混合廃棄物	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○建設汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○カッター汚泥	___m3	___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○	m3		km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○		___市 ___町地先	___km	⊗中間処理場 ○最終処分場	
○スクラップ控除	___t		___km	⊗有価物処理	

なお、上記数量については参考数量とし、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。
工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員に報告するものとする。
その他特記事項
①発注者に引渡しを要するもの（_____）
②特別管理産業廃棄物
○無　○有　品目名（_____）ー処理方法（_____）
③現場において再利用を図るもの（　_____）

別記２

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械
開口部	鉄筋コンクリート、コンクリートブロックの　柱、梁、壁、床に設ける開口	解体、穴明け	◉	○	○
		鉄筋補強	◉	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋無し）	◉	○	○
		スリーブ、型枠（補強筋有り）	◉	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋無し）	◉	○	○
		埋戻し、穴埋め（補強筋有り）	◉	○	○
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類に設ける開口	開口補強	◉	○	○
		切込み　（開口補強有り）	○	◉	◉
		切込み　（開口補強無し）	○	◉	◉
基礎 屋内	配電盤、制御盤、ｷｭｰﾋﾞｸﾙ	躯体と一体のもの	◉	○	○
	受水槽、タンク類等	上記以外のもの	○	◉	◉
屋上	テレビアンテナ、避雷針、高架水槽、クーリングタワー消火水槽等	躯体と一体のもの	◉	○	○
		上記以外のもの	○	◉	◉
屋外	キュービクル、受水槽、タンク類等	鉄筋コンクリート製	○	◉	◉
		無筋コンクリート製、その他	○	◉	◉
点検口	架台、アンカーボルト		◉	◉	◉
	床、壁、天井		◉	○	○
	配管ピット、トレンチピット		◉	○	○
			○	○	○
配管配線	機器付属の制御盤（接地とも）	一次側	○	◉	○
		二次側	○	◉	◉
	熱感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配線配管		○	◉	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配管		○	◉	○
	防火シャッターから熱感知器に至る配線		○	◉	○
	換気扇取付パネル		◉	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○
			○	○	○

仮設足場（参考）

枠組み本足場

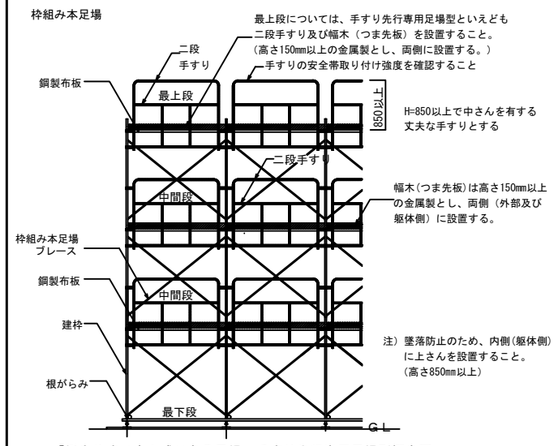

「働きやすい安心感のある足場」手すり先行専用足場型概念図

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省　基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番　Ａ－１１
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事　建築改修工事特記仕様書８	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　１２
	作成日　令和７年３月	全５３葉

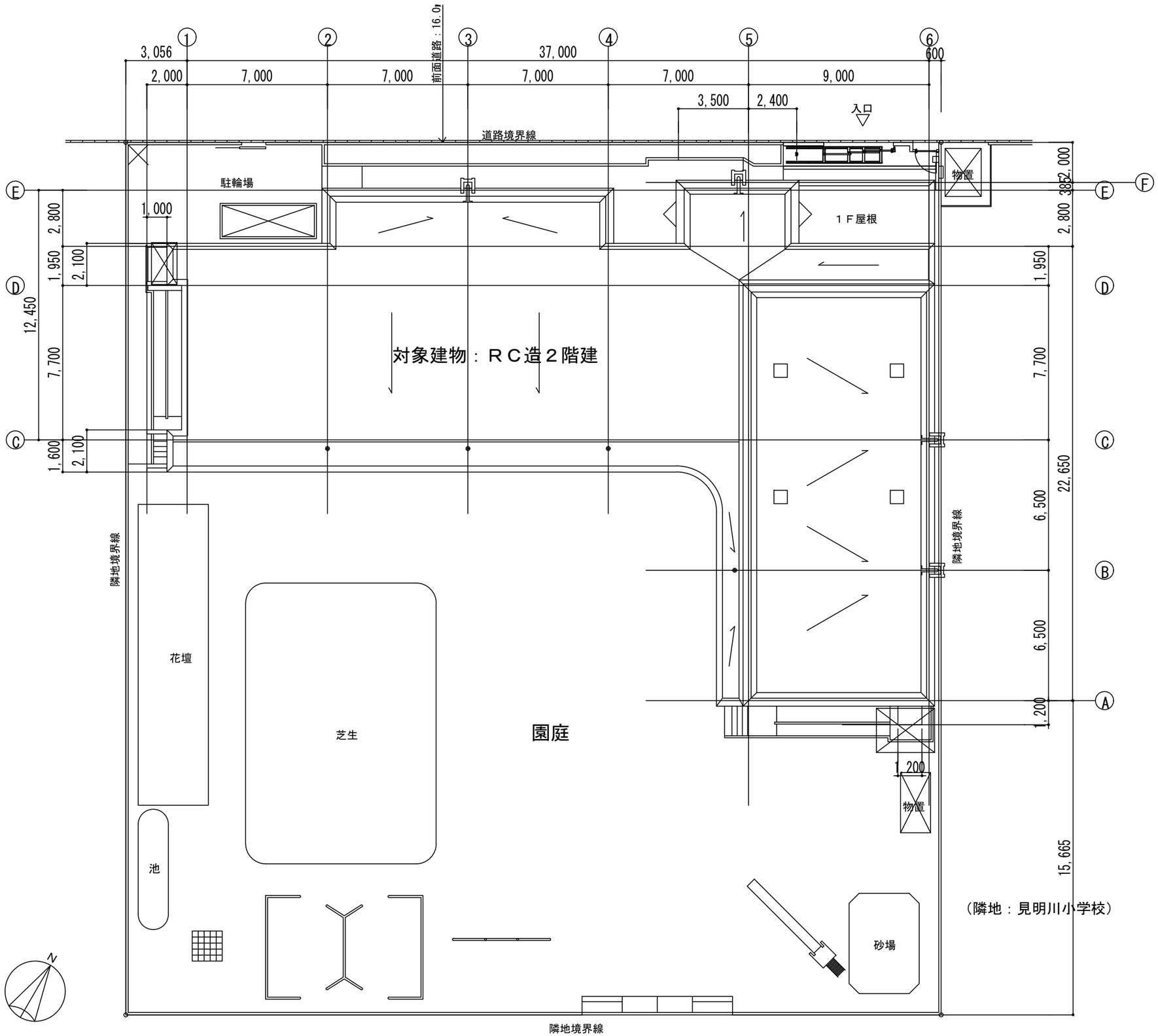

配　置　図　　1/200

○建物概要

建物名称　：見明川認定こども園園舎

所在地　　：浦安市弁天三丁目１番３号

敷地面積　：１，６５２．９１㎡

前面道路　：１６．０ｍ

用途地域　：第一中高層住居専用地域

高度地区　：第二種高度地区

防火地域　：法22条区域

建ぺい率　：　６０％

容積率・　：２００％

主要用途　：認定こども園

構造規模　：鉄筋コンクリート造 地上２階建

最高高さ　：８．２５ｍ

建築面積　：　６１３．１６㎡

延床面積　：１，０７６．２５㎡

（２Ｆ：５３５．８３㎡
１Ｆ：５４０．４２㎡）

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１２
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 配置図	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １３
	作成日 令和７年３月	全５３葉

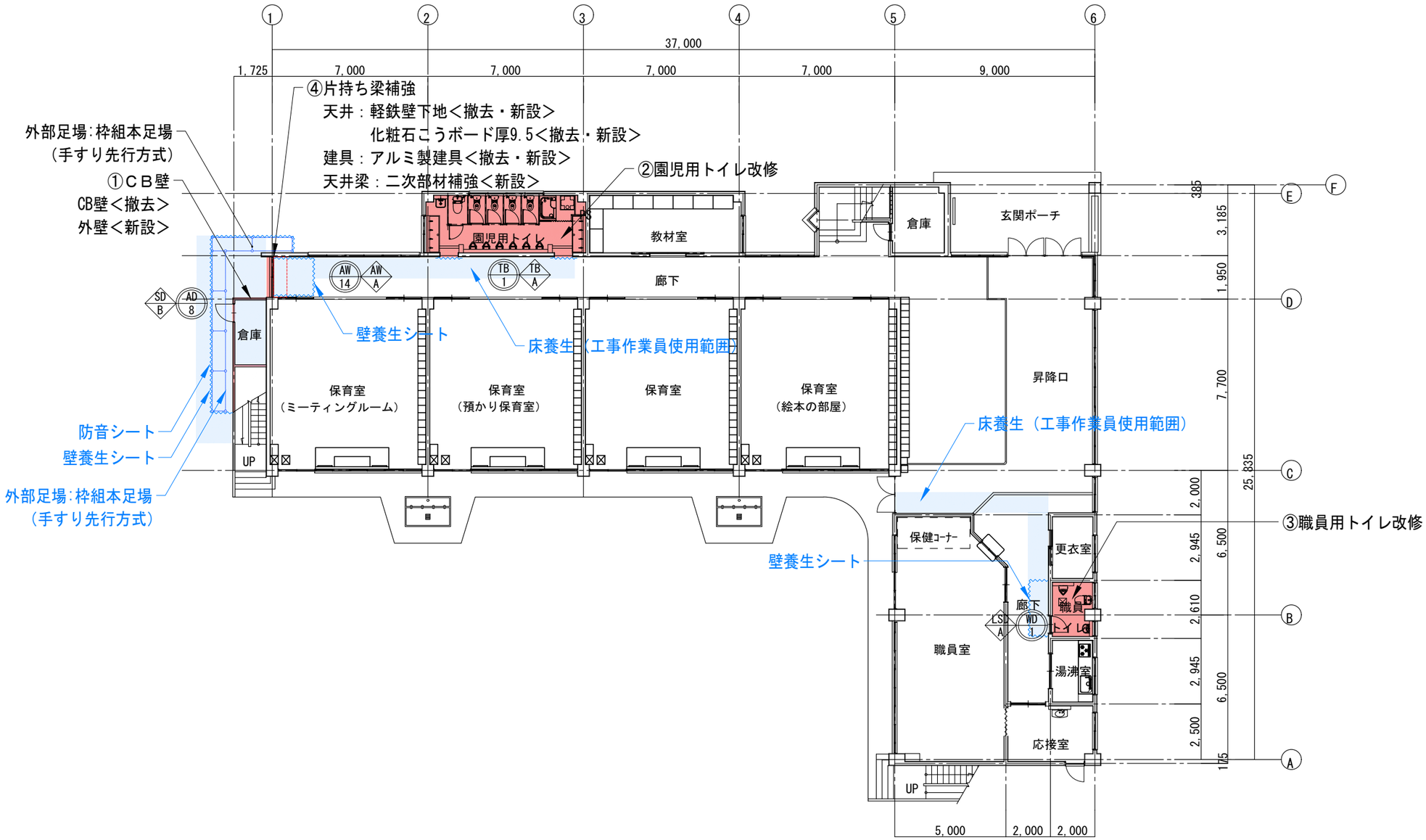

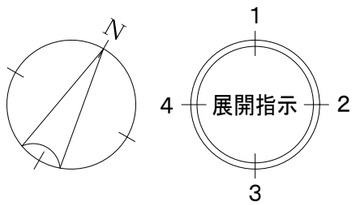

１階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１３
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １４
	作成日 令和７年３月	全５３葉

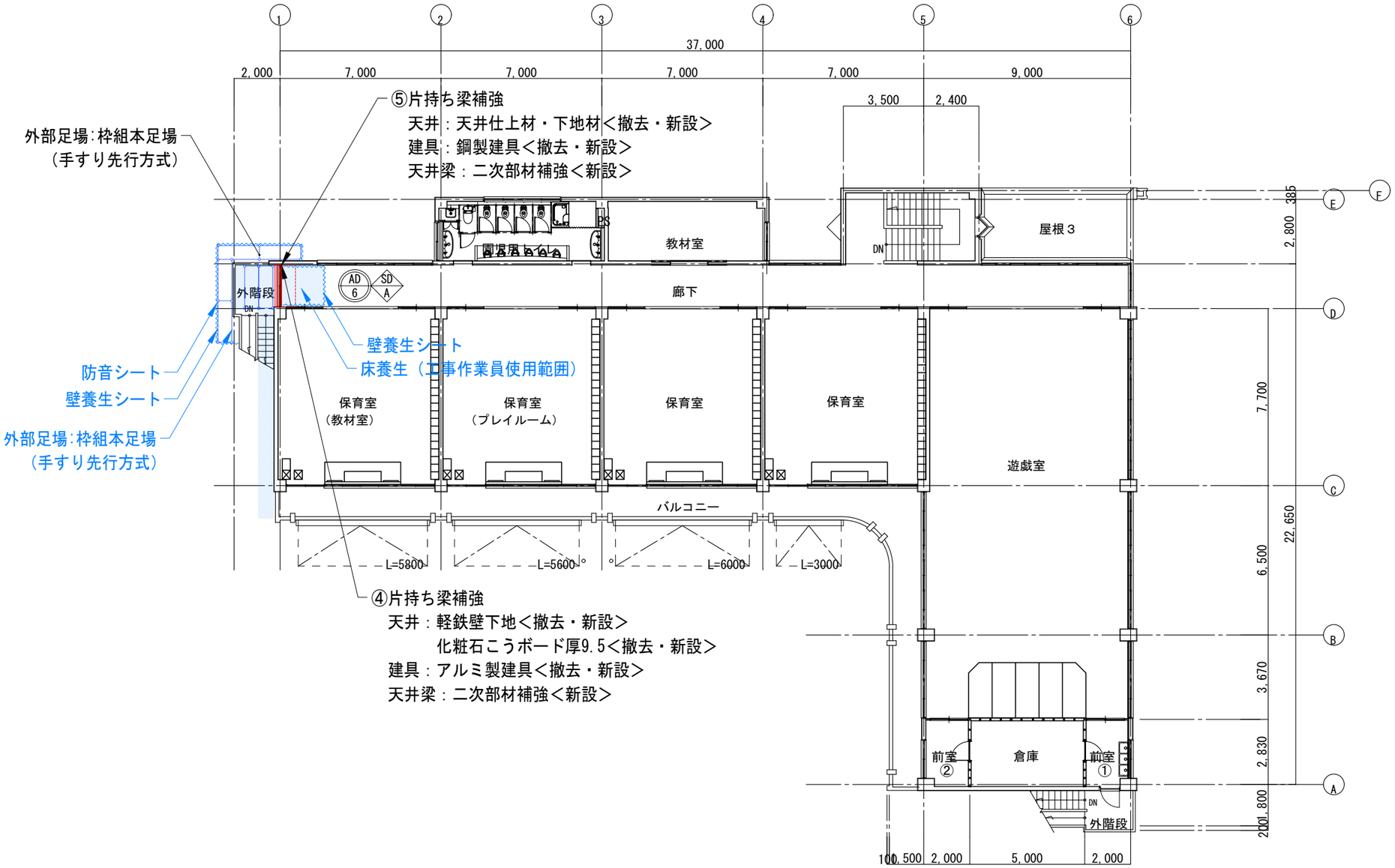

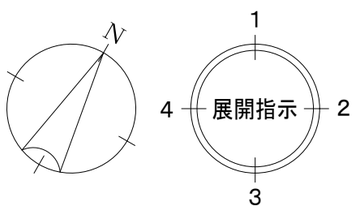

２階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１４
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １５
	作成日 令和７年３月	全５３葉

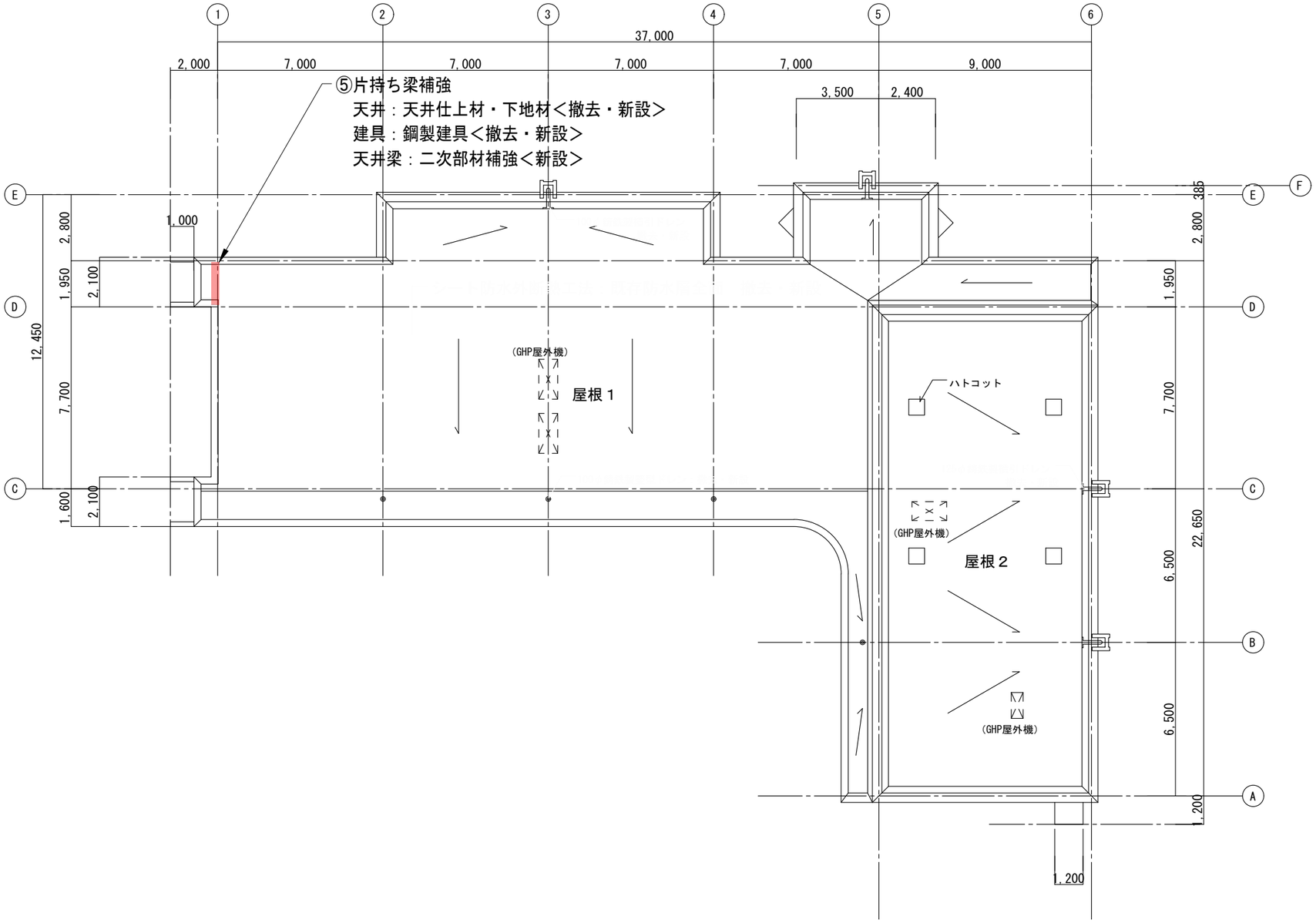

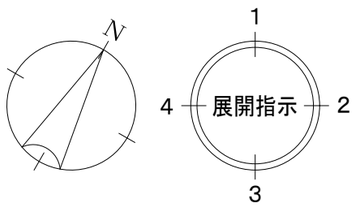

屋根伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１５
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 屋根伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １６
	作成日 令和７年３月	全５３葉

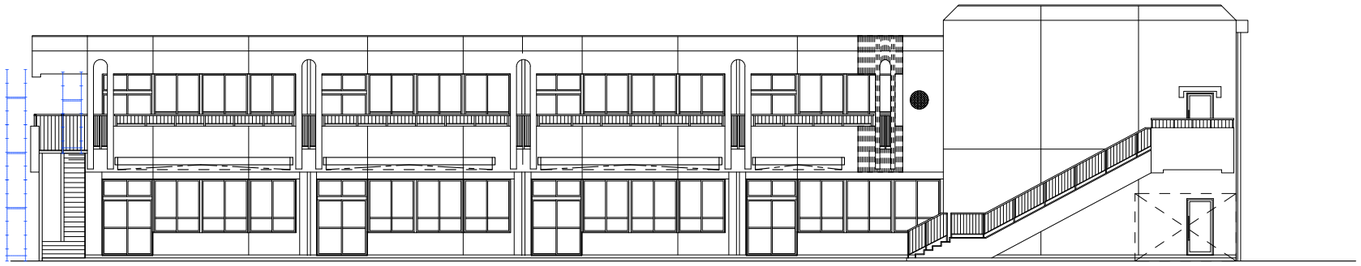

南側立面図　1/200

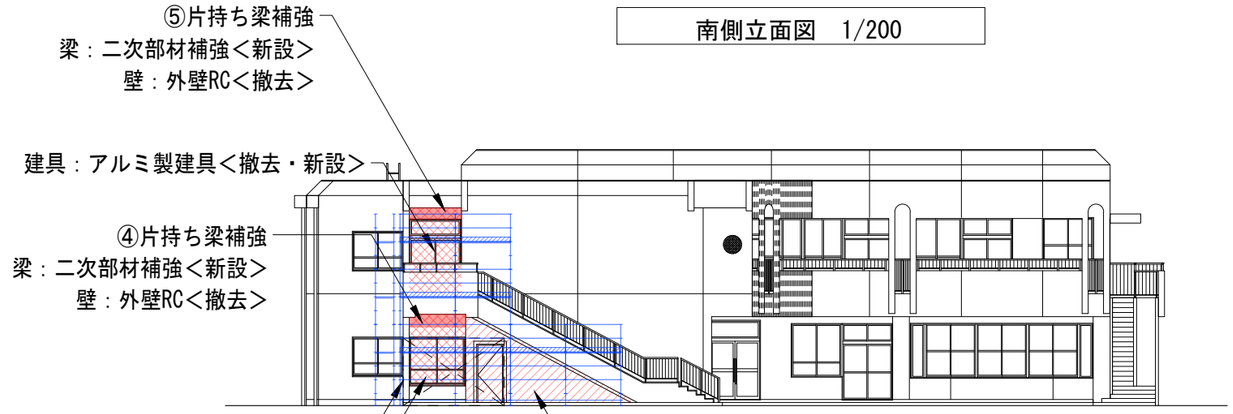

西側立面図　1/200

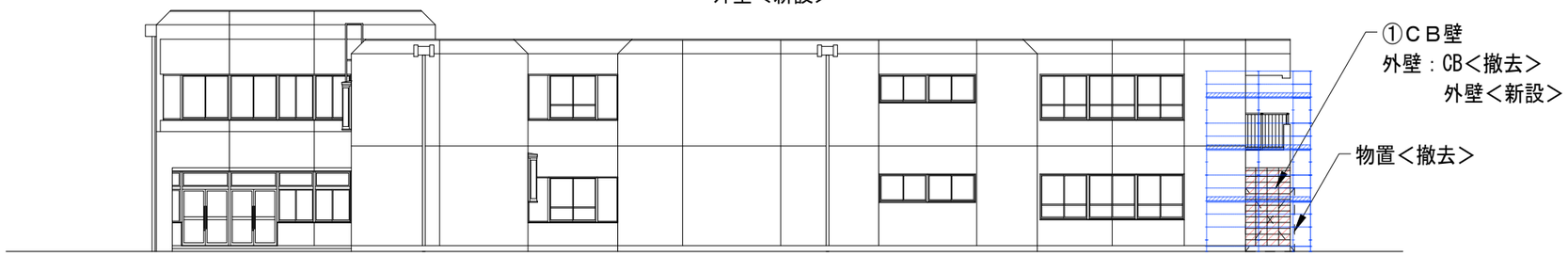

北側立面図　1/200

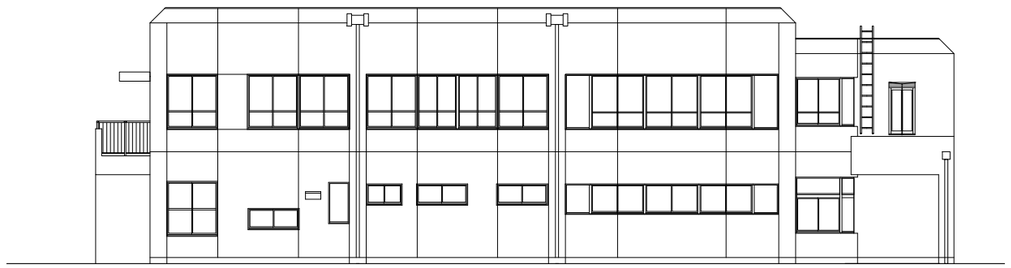

東側立面図　1/200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ａ－１６
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 立面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １７
	作成日 令和７年３月	全５３葉

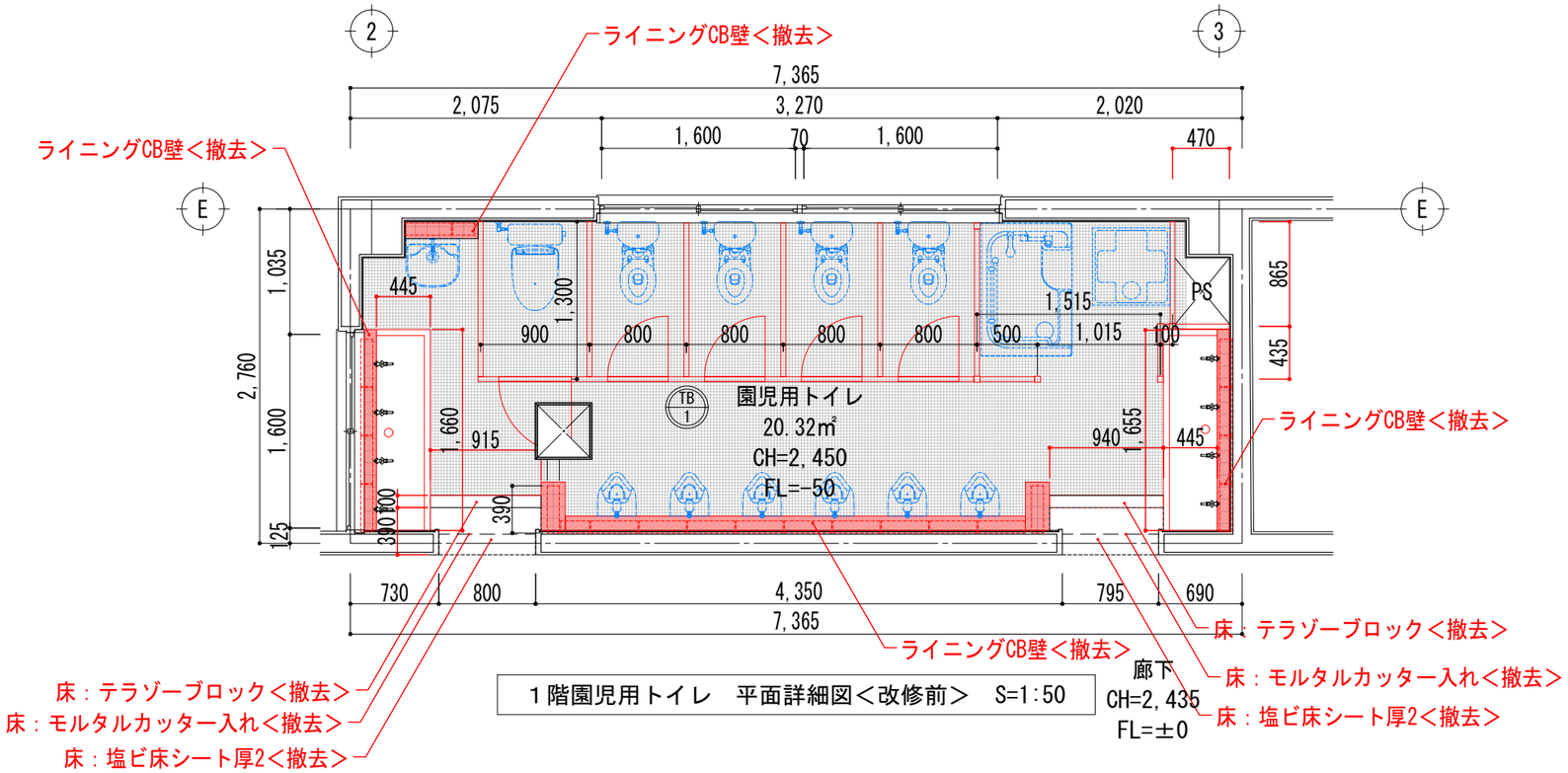

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

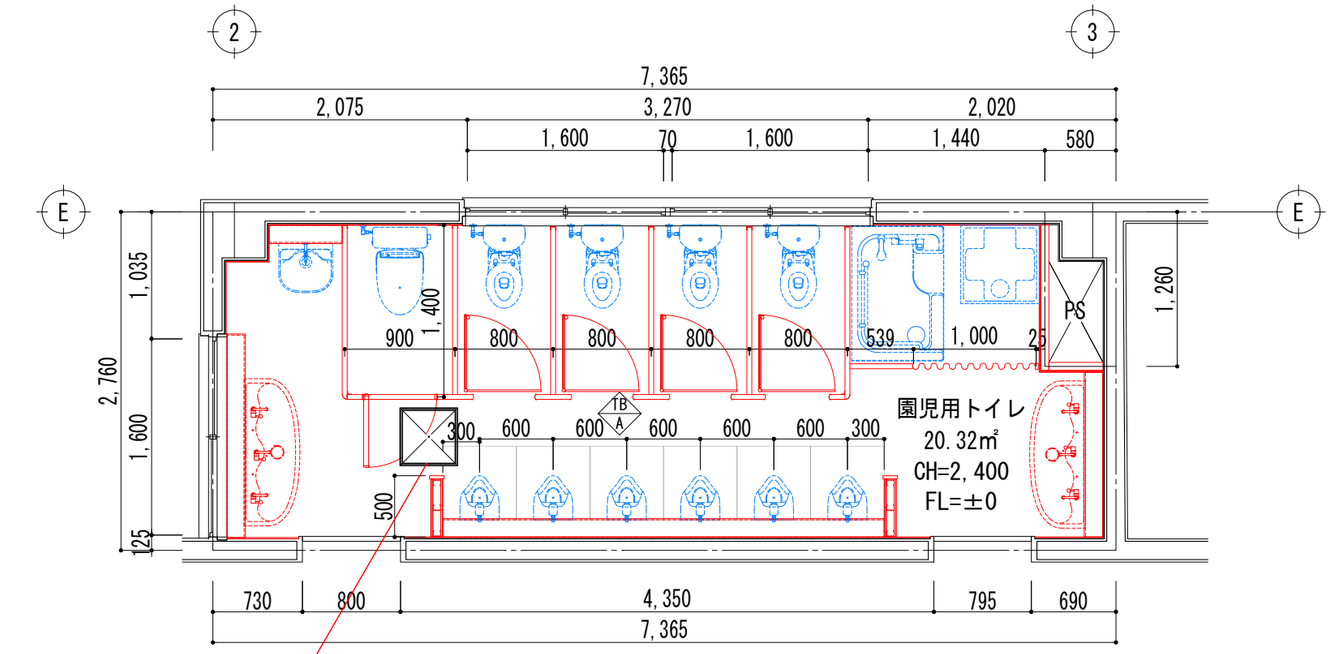

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

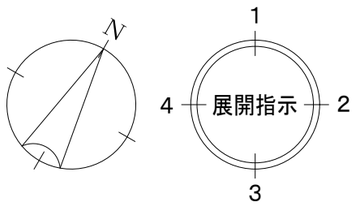

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－１７
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階園児用トイレ平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １８
	作成日 令和７年３月	全５３葉

室　名	園児用トイレ＜改修前＞
天　井	軽鉄天井下地＜撤去＞ 化粧石こうボード厚9.5　910x910＜撤去＞
壁	RC面：100角タイル＜撤去＞ モルタル厚20＜既存のまま＞ CB面：100角タイル＜撤去＞ モルタル厚20＜既存のまま＞ CB厚100＜撤去＞
巾　木	
床	モザイクタイル厚10＜撤去＞ 下地モルタル厚20＜撤去＞
備　考	

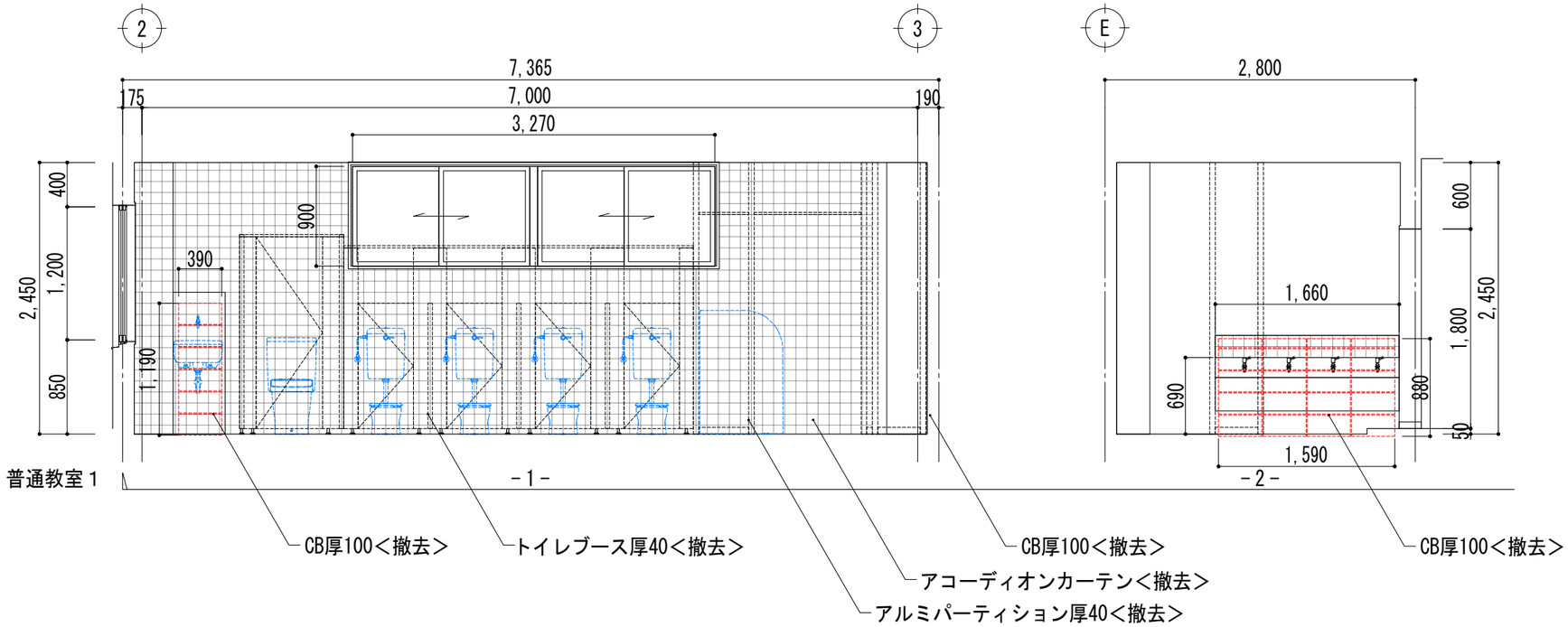

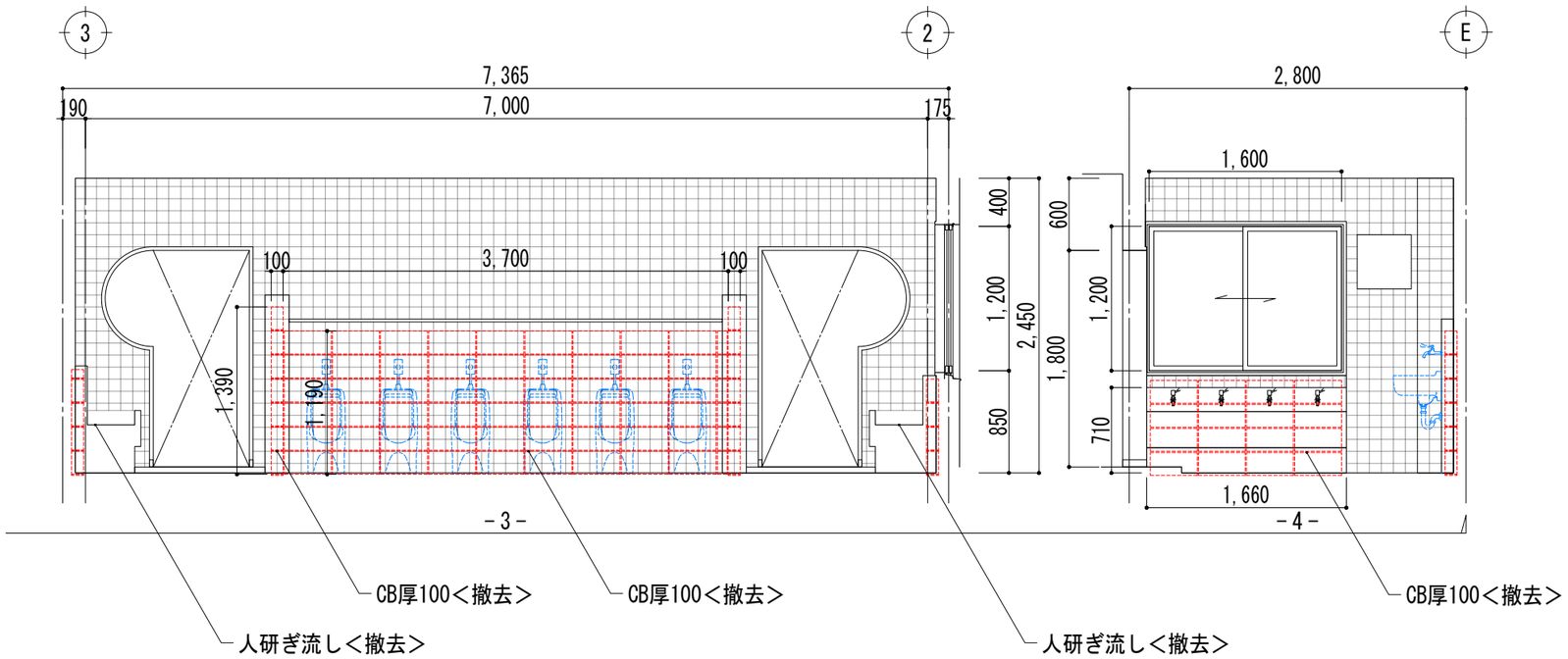

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ａ－１８
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階園児用トイレ平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 １９
	作成日 令和７年３月	全５３葉

室　名	園児用トイレ＜改修後＞
天　井	軽鉄天井下地19形＜新設＞ 化粧石こうボード厚9.5　910x910＜新設＞
壁	RC面：メラミン化粧板厚3＜新設＞ モルタル面下地処理＜新設＞ LGS面：メラミン化粧板厚3＜新設＞ 石こうボード厚12.5＜新設＞ 軽鉄壁下地50形＜新設＞
巾　木	床材貼り上げH=60＜新設＞
床	ビニール床シート厚2防滑仕様＜新設＞ RC打設厚80＜新設＞RC金鏝＜新設＞ 溶接金網100x100φ6＜新設＞
備　考	

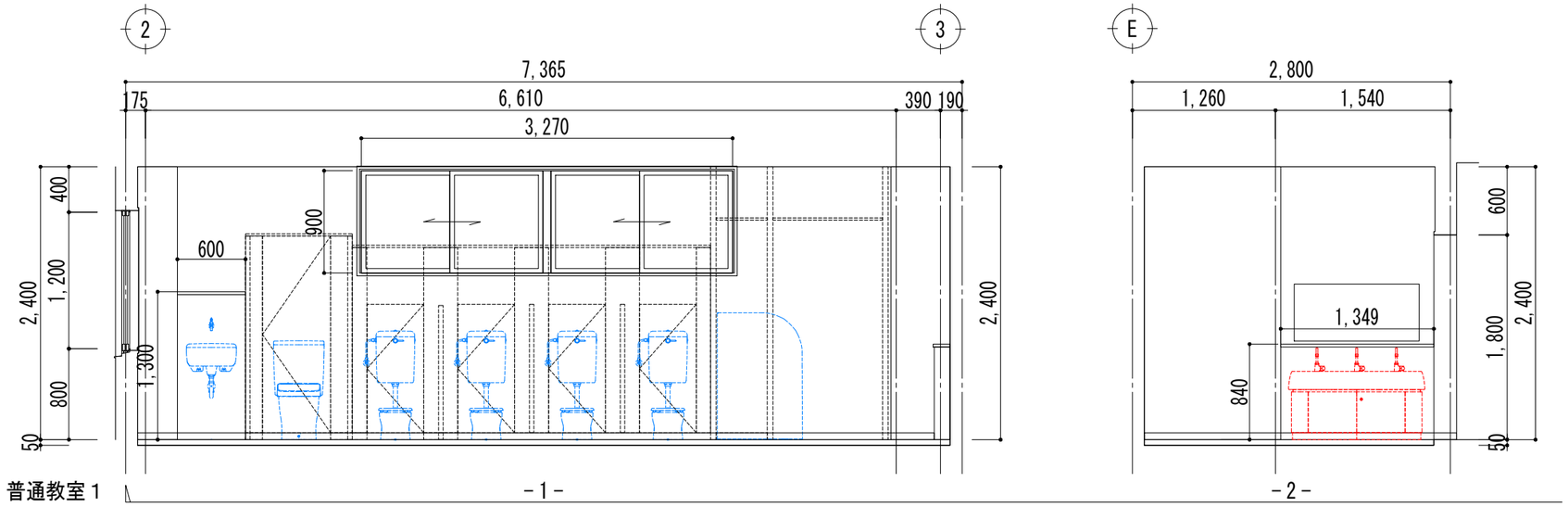

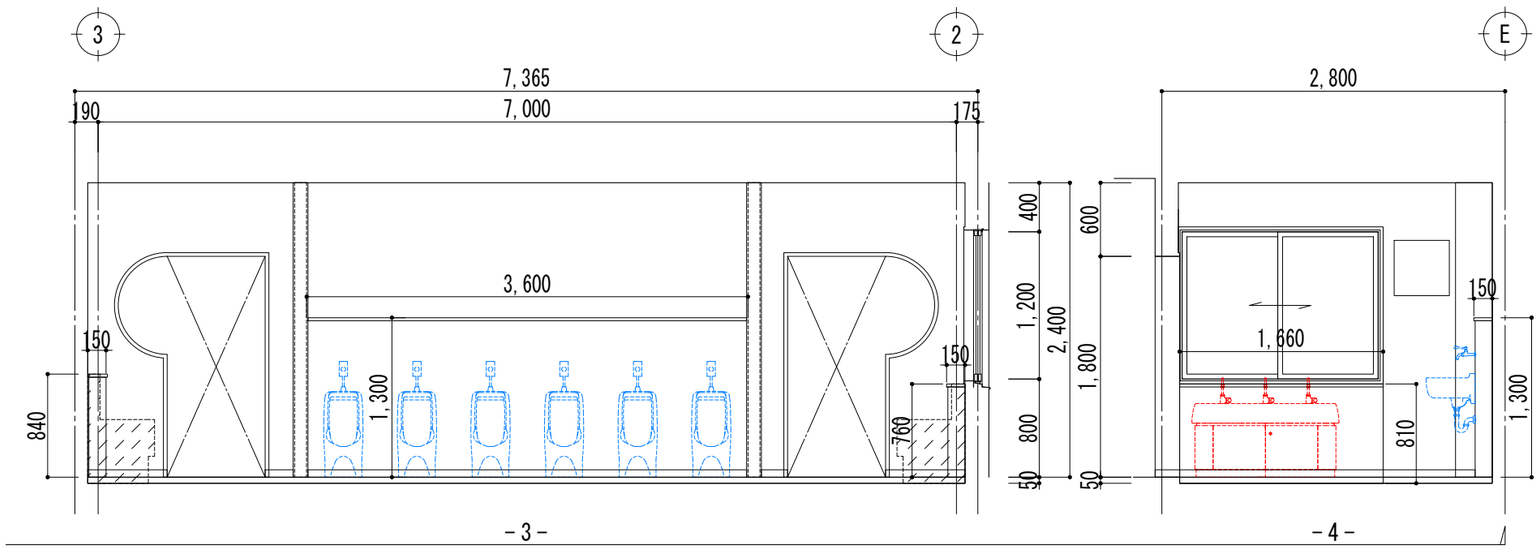

工事名称		図　番
青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		Ａ－１９
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階園児用トイレ平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２０
	作成日 令和７年３月	全５３葉

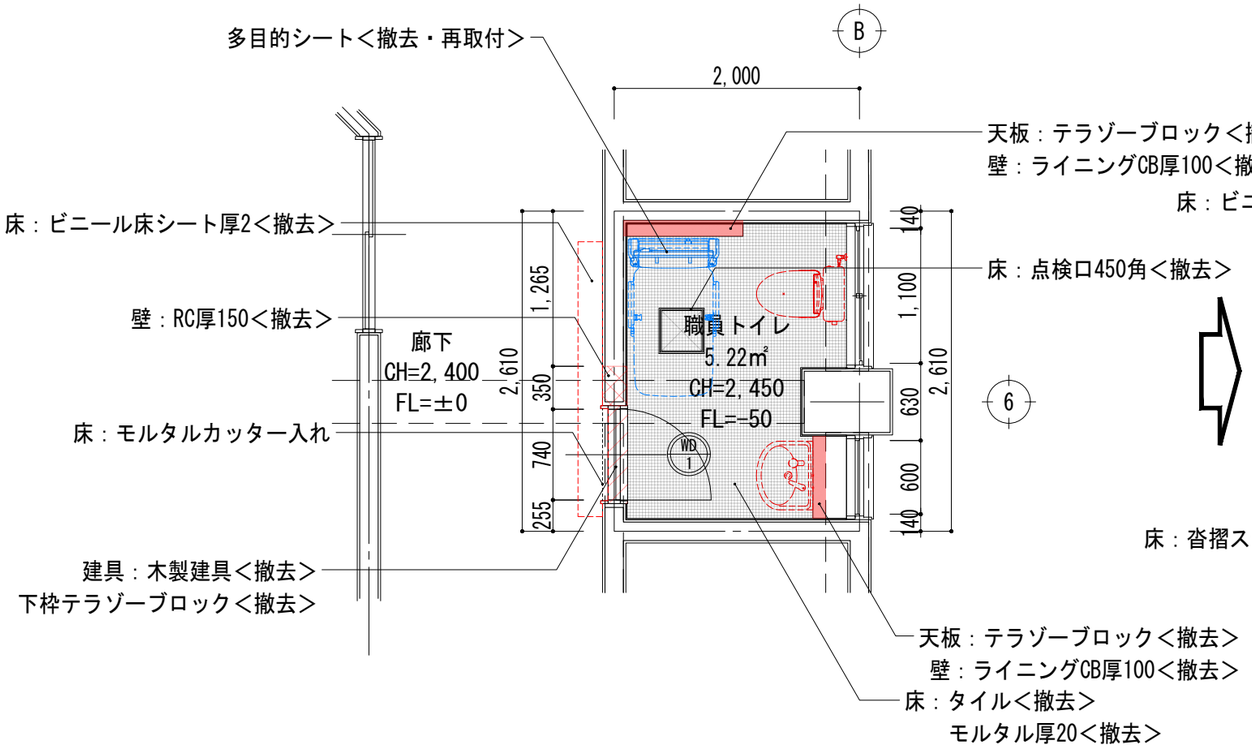

③職員トイレ　平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

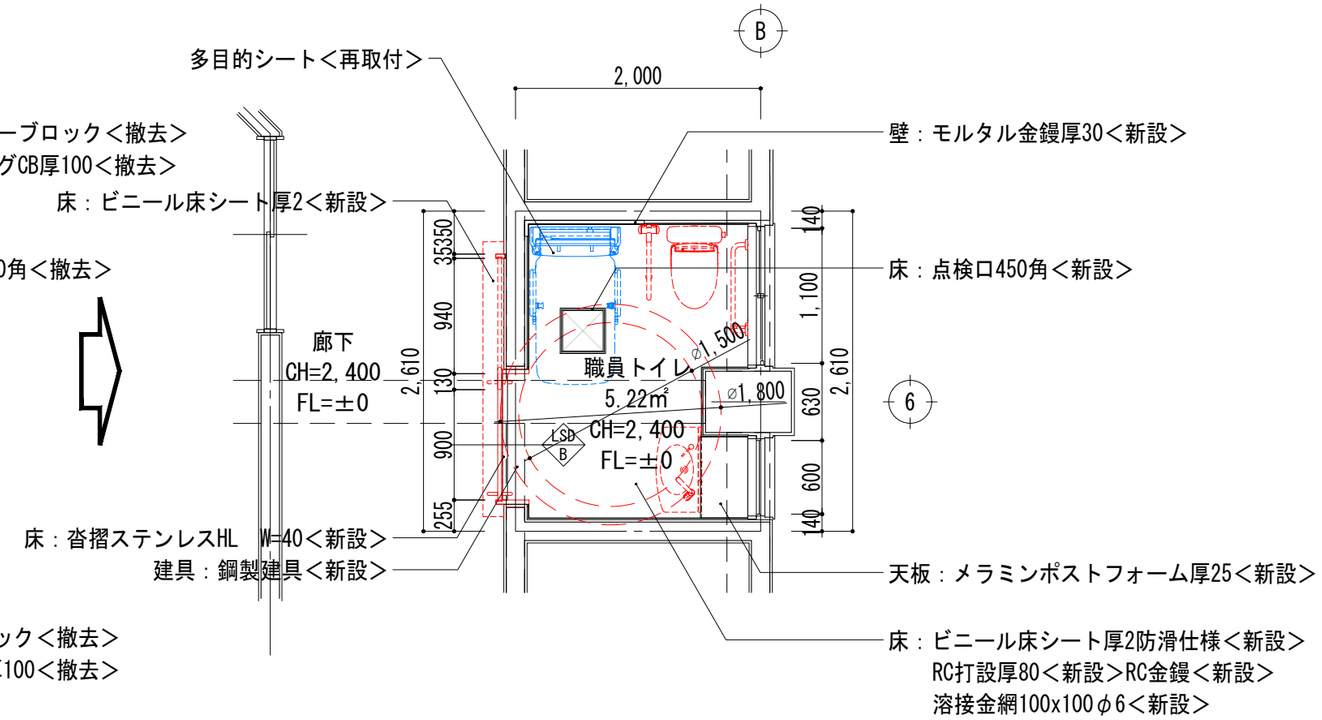

③職員トイレ　平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

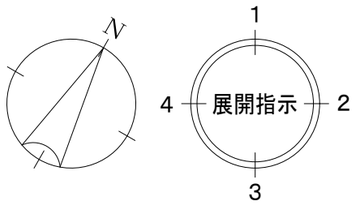

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２０
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ③職員トイレ 平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２１
	作成日 令和７年３月	全５３葉

室　名	職員トイレ＜改修前＞
天　井	軽鉄天井下地＜撤去＞ 耐水しな合板厚4　目透張りAEP＜撤去＞
壁	RC面：100角タイル＜撤去＞ モルタル厚20＜既存のまま＞ CB面：100角タイル＜撤去＞ モルタル厚20＜既存のまま＞ CB厚100＜撤去＞
巾　木	
床	モザイクタイル＜撤去＞ 下地モルタル＜撤去＞
備　考	

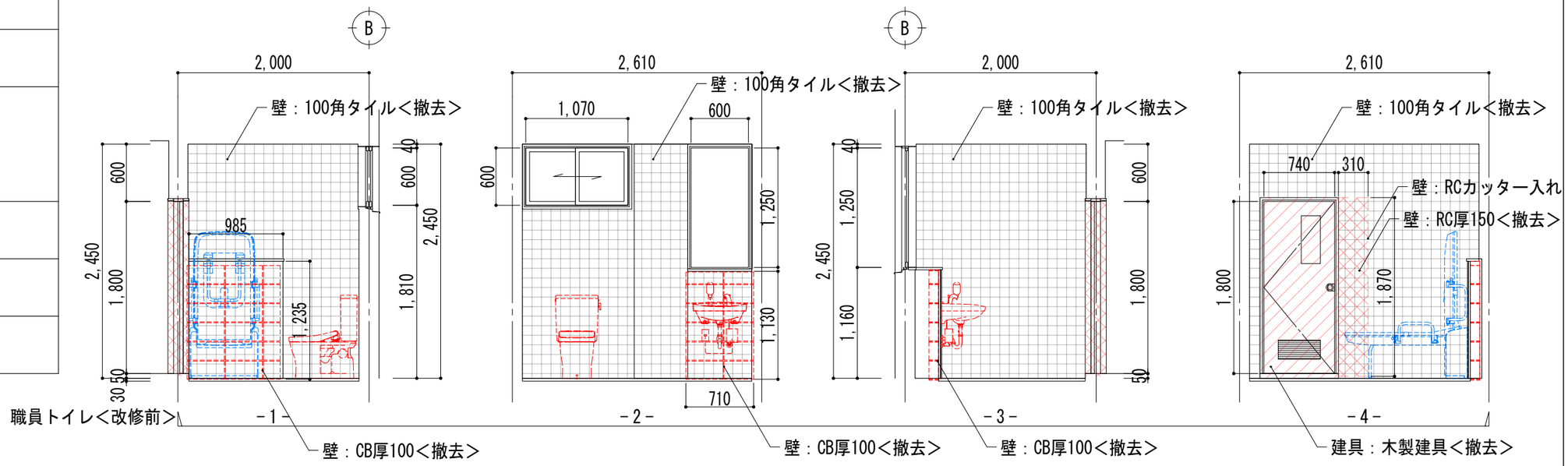

室　名	職員トイレ＜改修後＞
天　井	軽鉄天井下地19形＜新設＞ 化粧石こうボード厚9.5　910x910＜新設＞
壁	RC面：メラミン化粧板厚3＜新設＞ モルタル面下地処理＜新設＞ LGS面：メラミン化粧板厚3＜新設＞ 石こうボード厚12.5＜新設＞ 軽鉄壁下地50形＜新設＞
巾　木	床材貼り上げH=60＜新設＞
床	ビニール床シート厚2防滑仕様＜新設＞ RC打設厚80＜新設＞RC金鏝＜新設＞ 溶接金網100x100φ6＜新設＞
備　考	

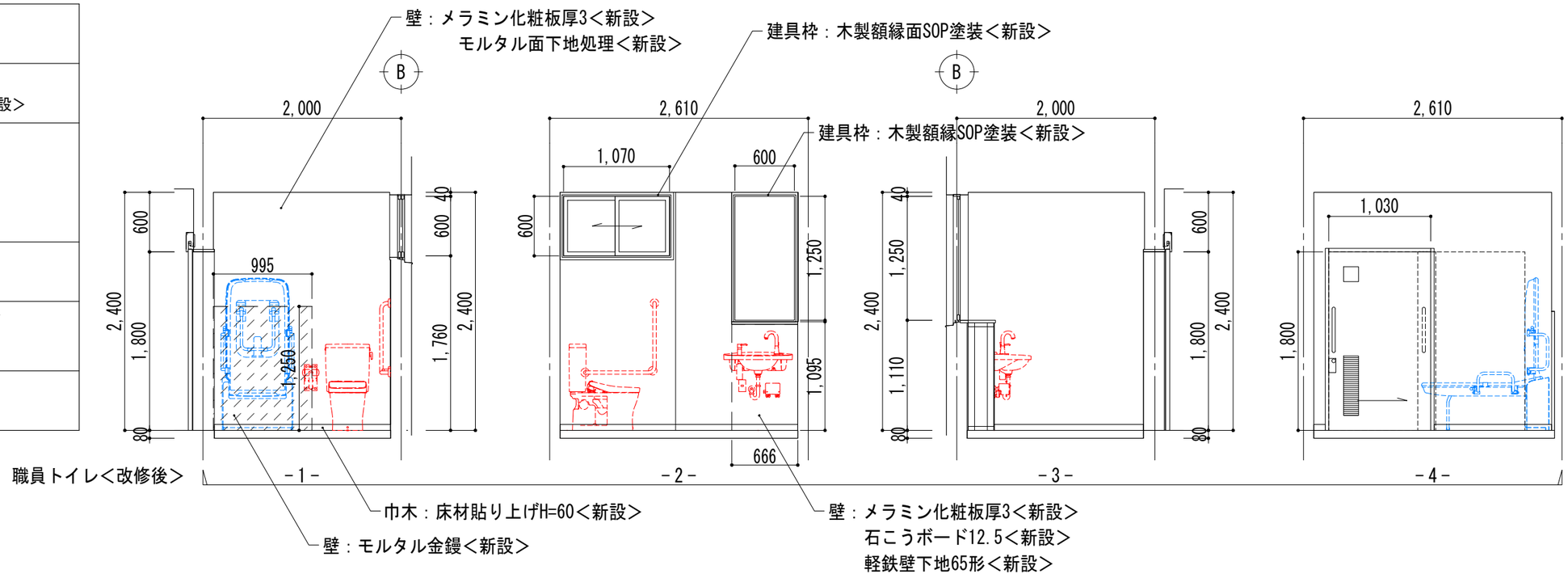

工事名称		図　番
青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		Ａ－２１
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ③職員トイレ　展開図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２２
	作成日 令和７年３月	全５３葉

室　名	廊下（職員トイレ前）＜改修前＞
天　井	軽鉄天井下地＜既存のまま＞ 化粧石こうボード厚9＜既存のまま＞
壁	RC面：モルタル厚20＜一部撤去＞ EP-G塗装＜一部撤去＞
巾　木	ソフト巾木H=60＜一部撤去＞
床	ビニール床シート厚2＜一部撤去＞ 下地モルタル＜既存のまま＞
備　考	

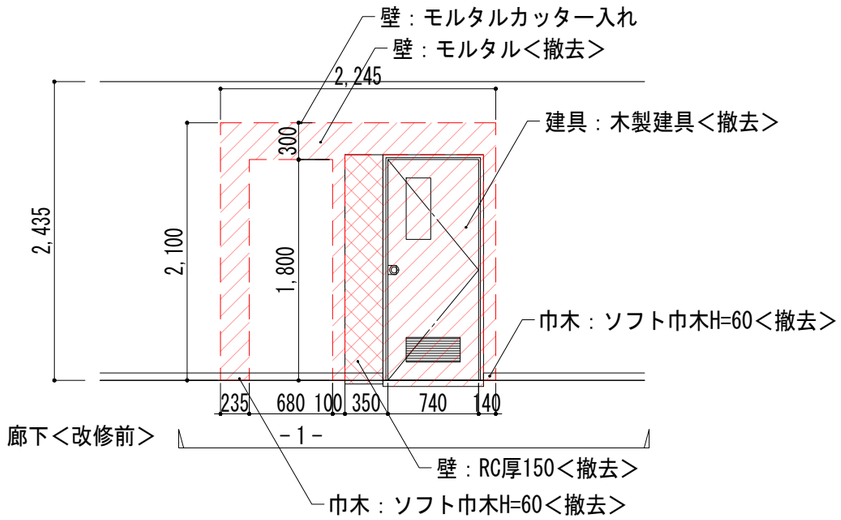

室　名	廊下（職員トイレ前）＜改修後＞
天　井	軽鉄天井下地＜既存のまま＞ 化粧石こうボード厚9＜既存のまま＞
壁	RC面：モルタル厚20＜一部新設＞ EP-G塗装＜一部新設＞
巾　木	ソフト巾木H=60＜一部新設＞
床	ビニール床シート厚2＜一部新設＞ 下地モルタル＜既存のまま＞
備　考	

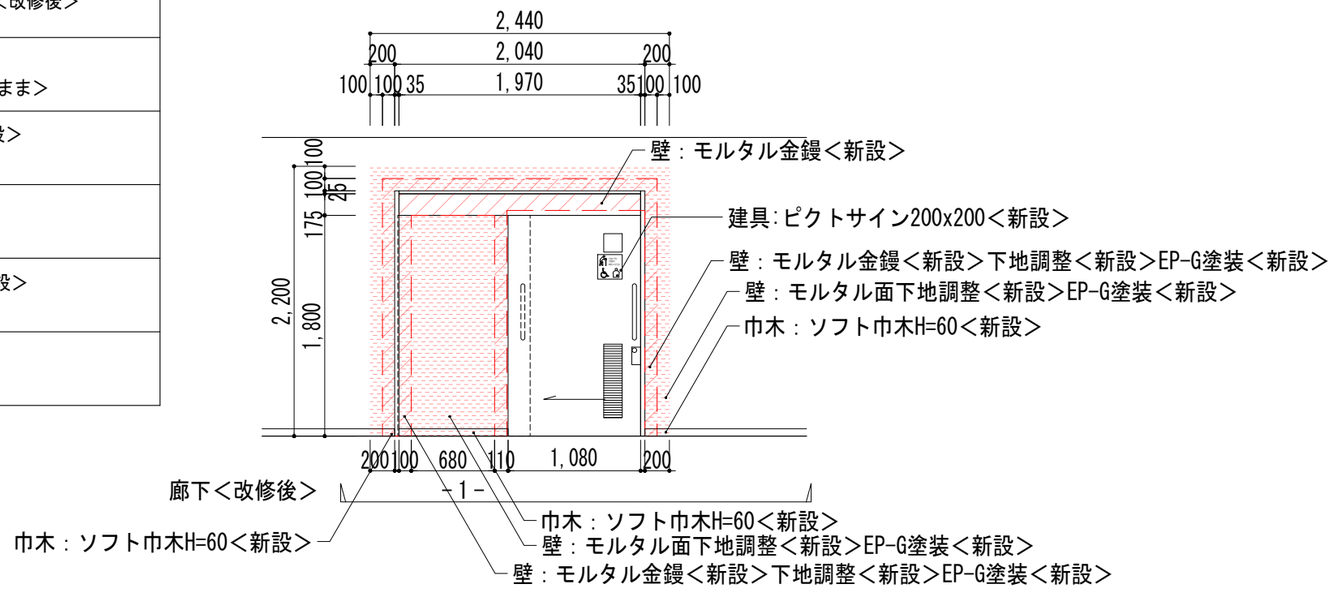

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ａ－２２
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ③職員トイレ　展開図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２３
	作成日 令和７年３月	全５３葉

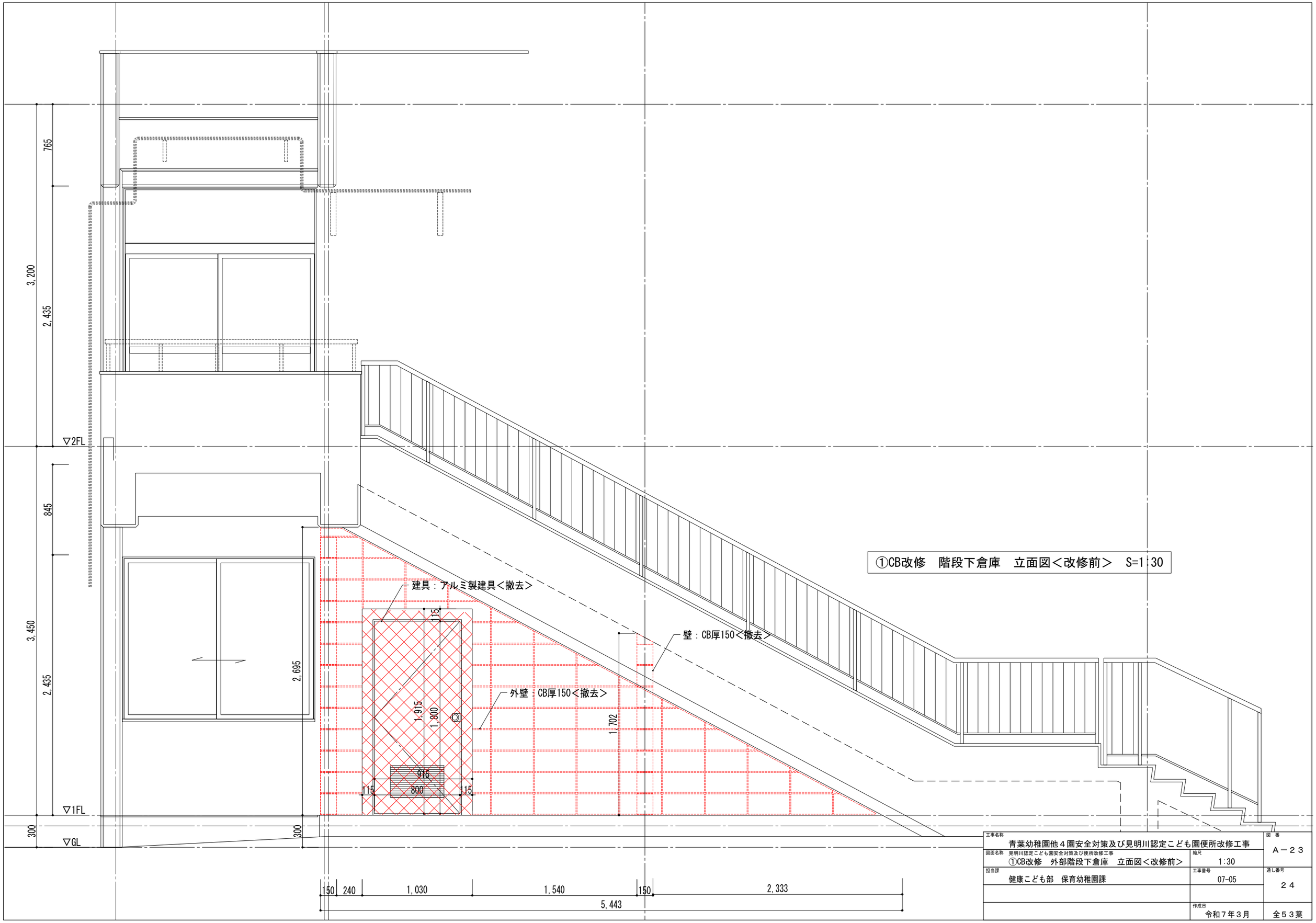

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２３
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ①CB改修　外部階段下倉庫　立面図＜改修前＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２４
	作成日 令和７年３月	全５３葉

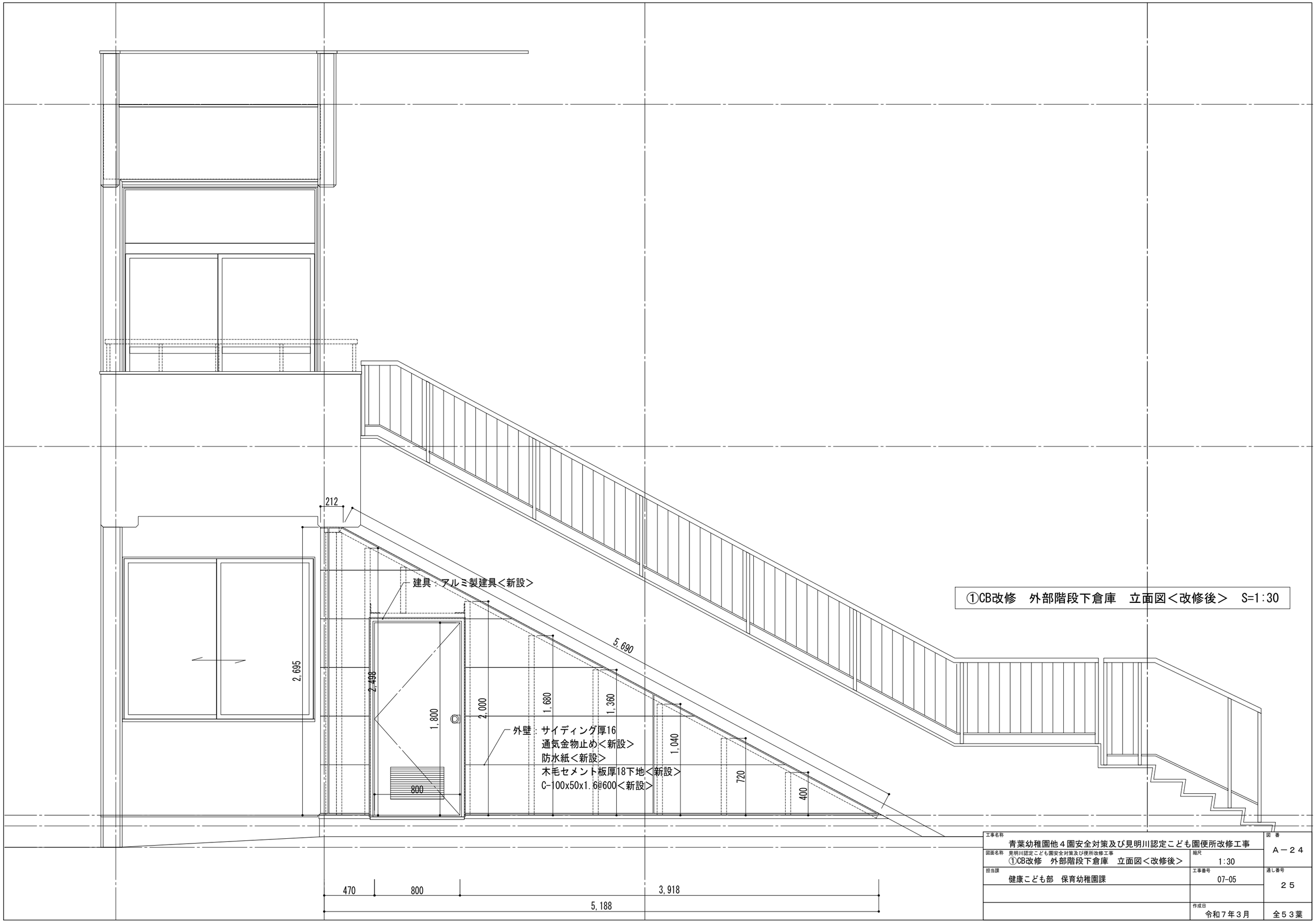

①CB改修　外部階段下倉庫　立面図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２４
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ①CB改修　外部階段下倉庫　立面図＜改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２５
	作成日 令和７年３月	全５３葉

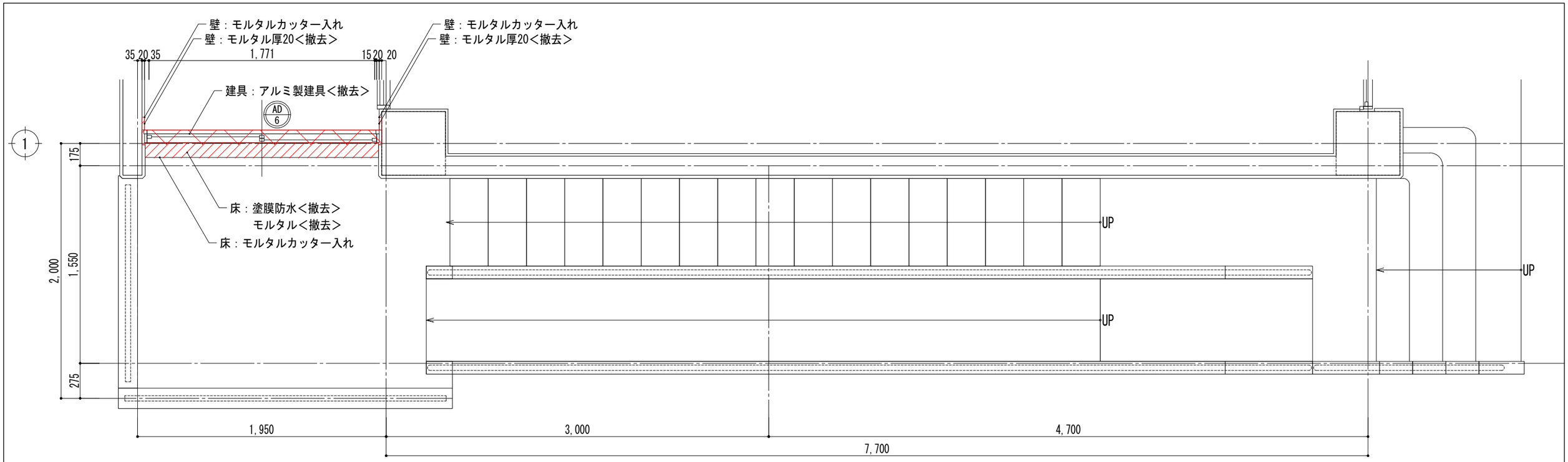

④・⑤二次部材補強　２階平面断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

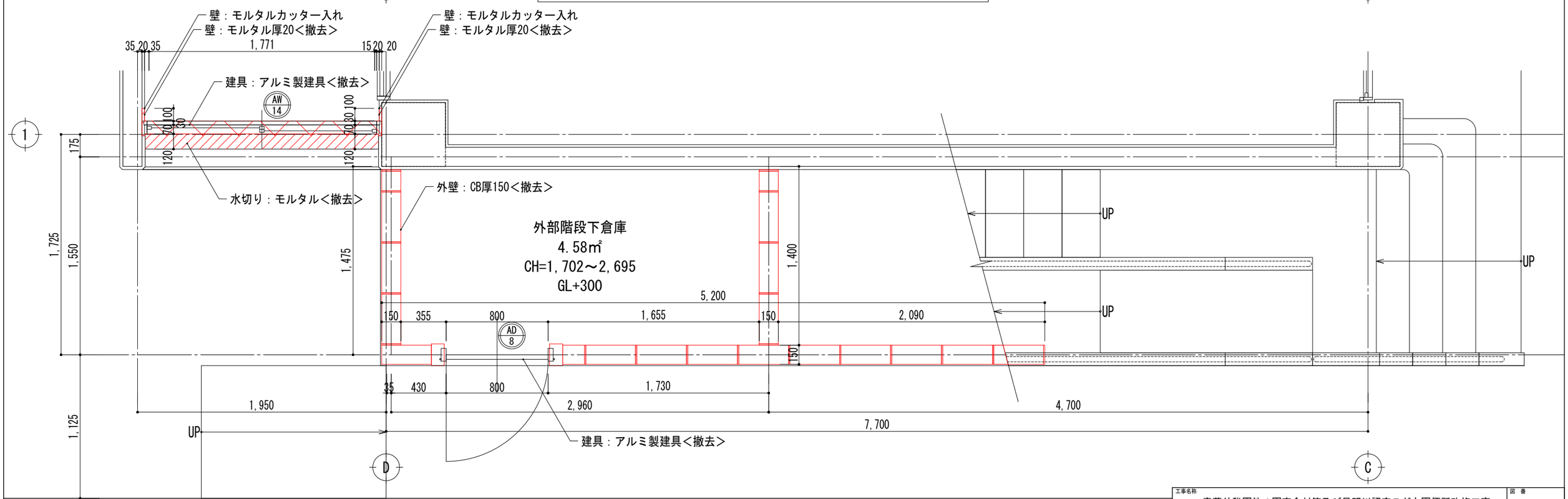

④・⑤二次部材補強　１階平面断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２５
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ④・⑤二次部材補強　廊下・外部階段下倉庫平面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２６
	作成日 令和７年３月	全５３葉

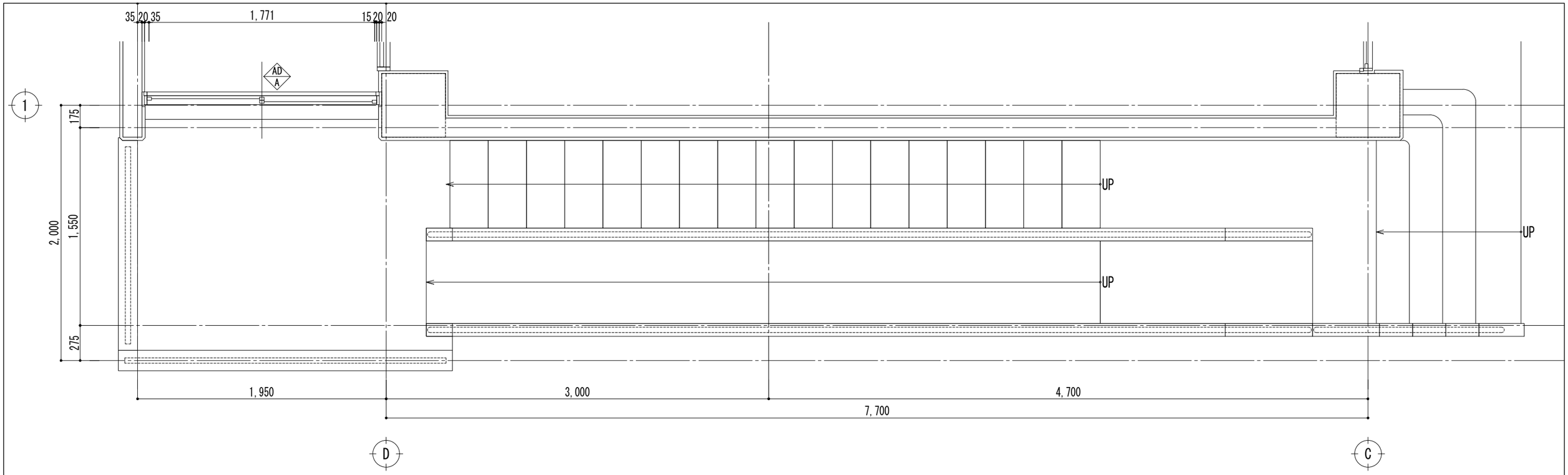

④・⑤二次部材補強　２階平面断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

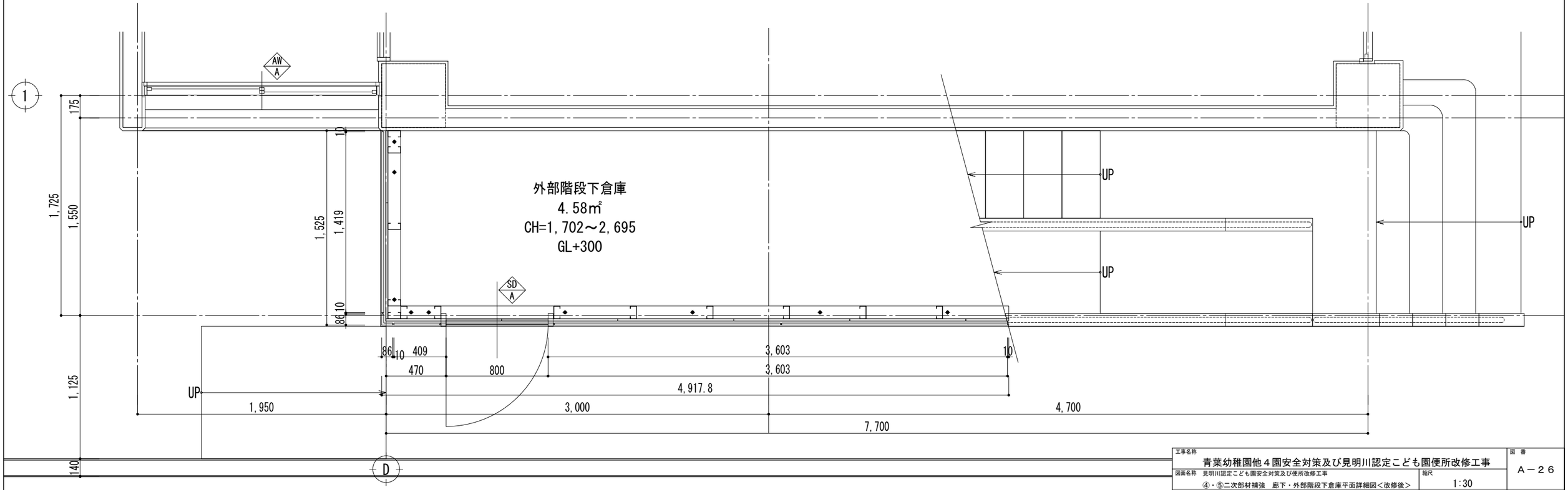

⑤二次部材補強１通り廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２６
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ④・⑤二次部材補強　廊下・外部階段下倉庫平面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２７
	作成日 令和７年３月	全５３葉

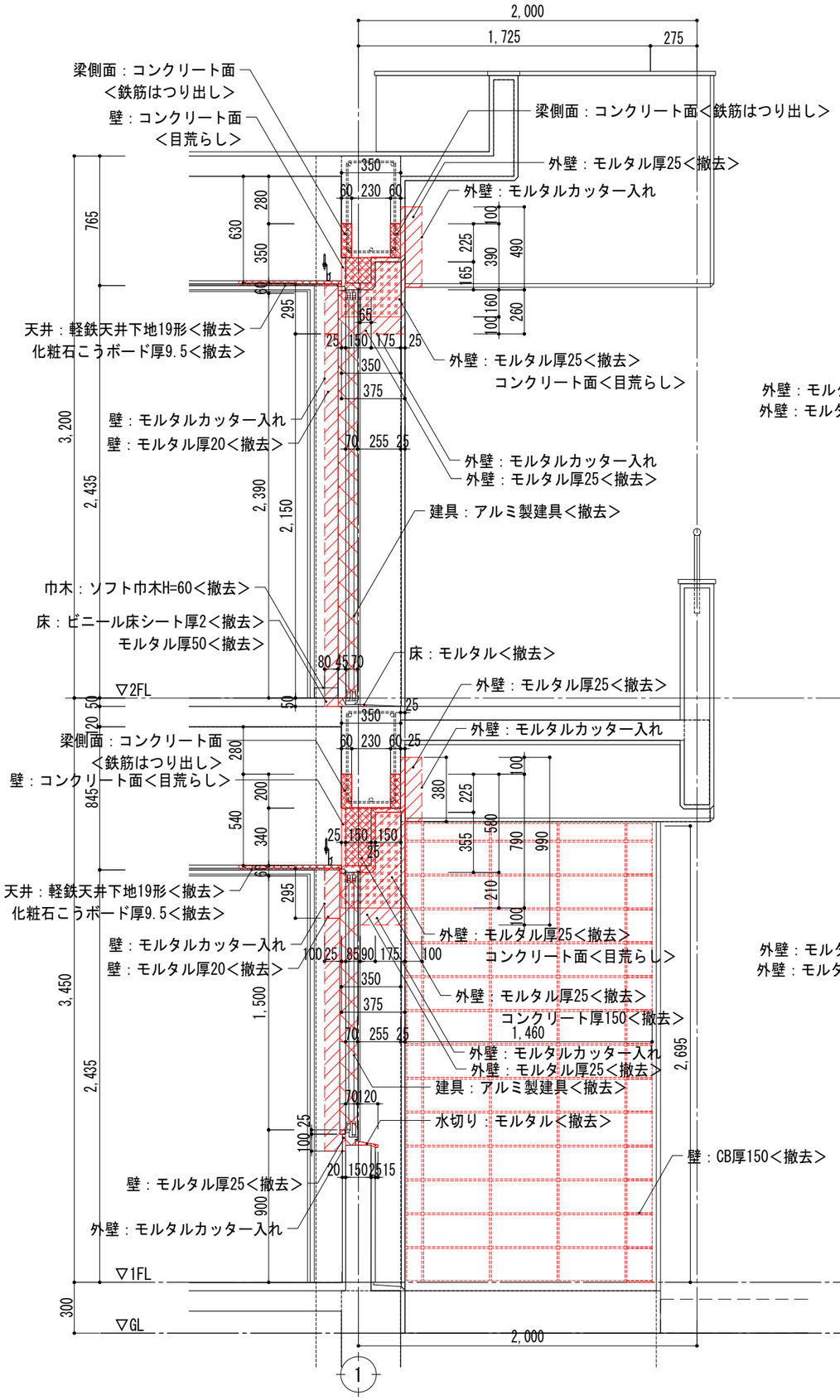

D通り廊下断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

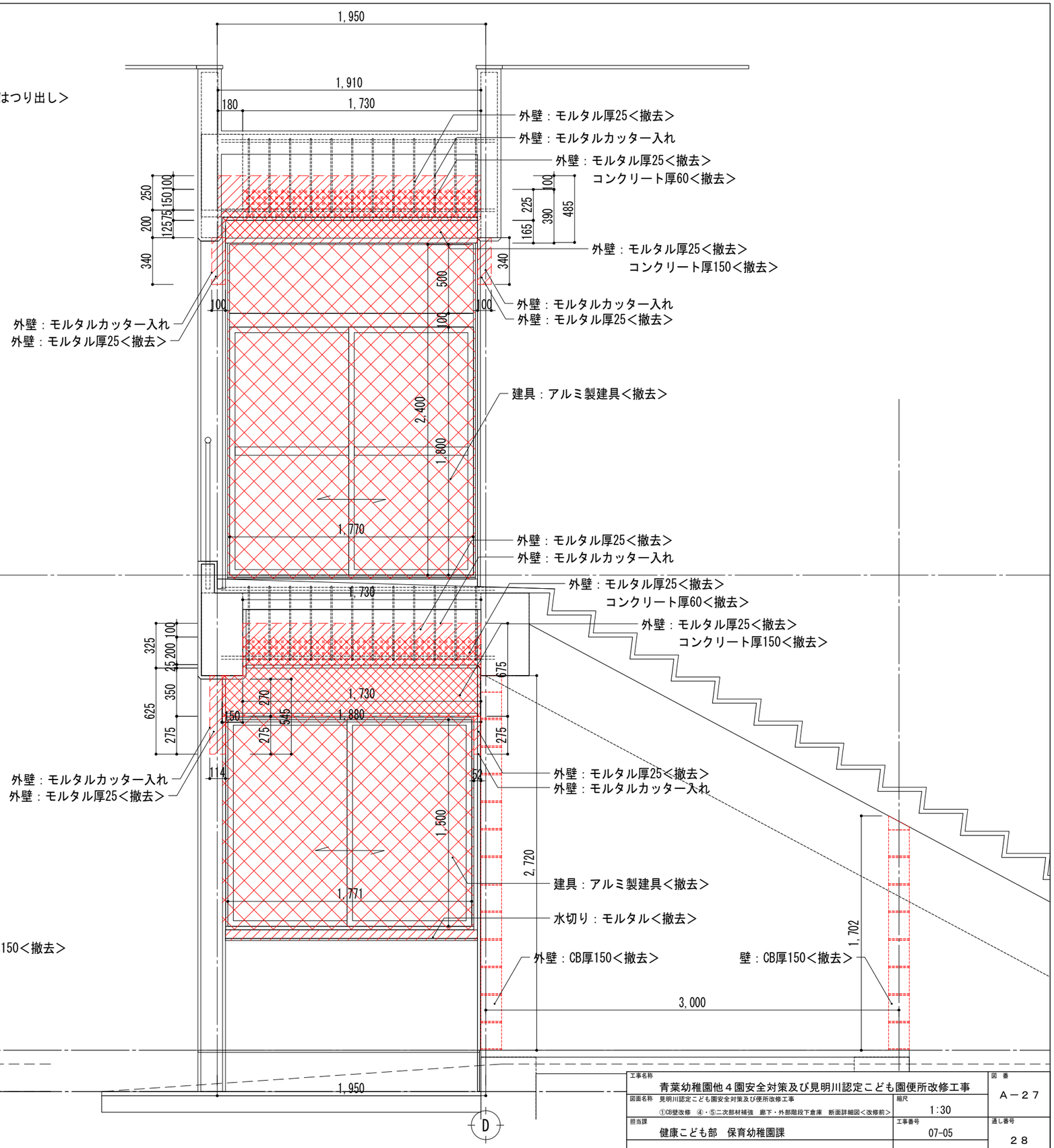

1通り廊下断面詳細図＜改修前＞　S=1:30

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－27
図面名称	見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ①CB壁改修　④・⑤二次部材補強　廊下・外部階段下倉庫　断面詳細図＜改修前＞	縮尺 1:30	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 28
		作成日 令和７年３月	全５３葉

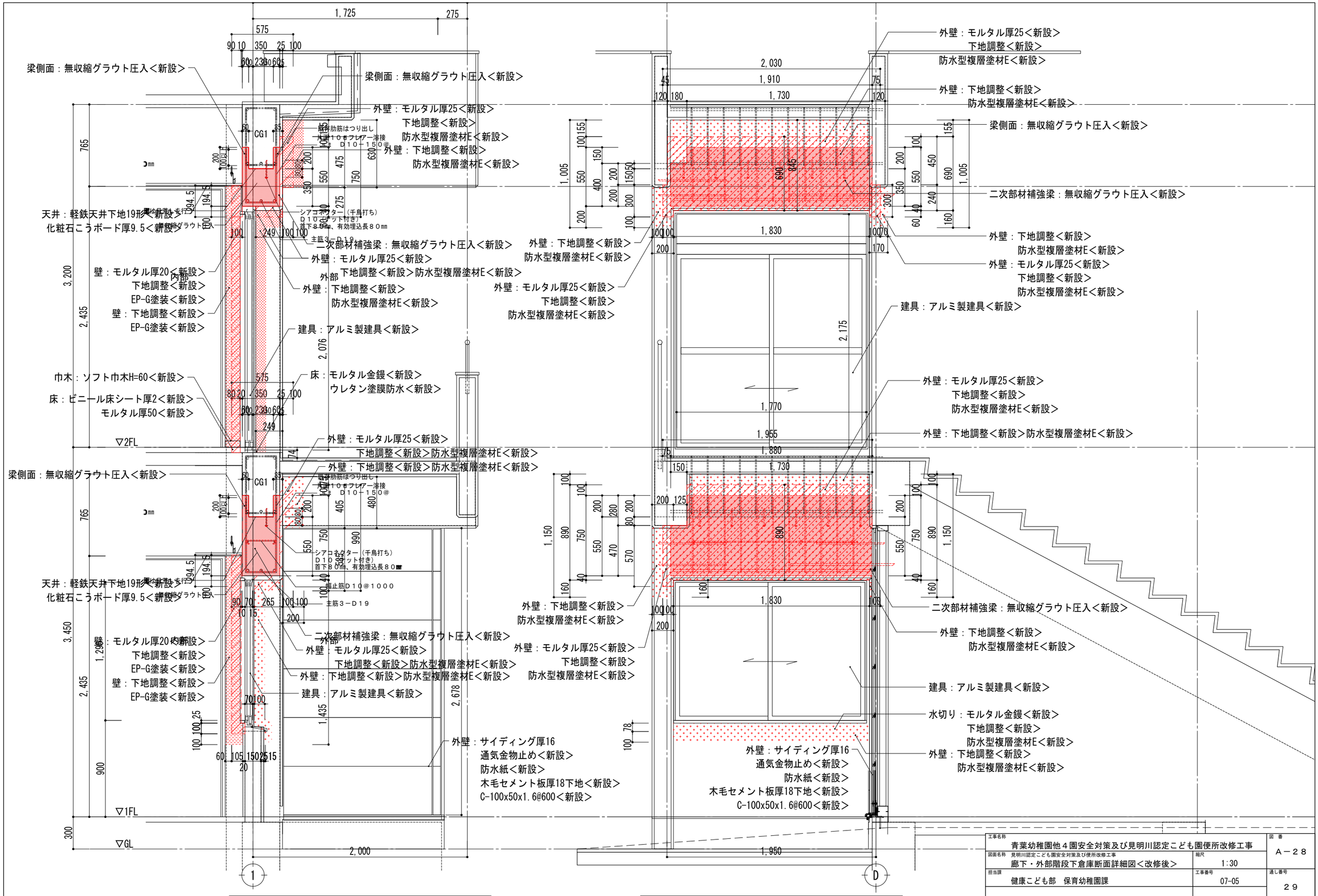

D通り廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

1通り廊下断面詳細図＜改修後＞　S=1:30

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２８
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 廊下・外部階段下倉庫断面詳細図＜改修後＞	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ２９
	作成日 令和７年３月	全５３葉

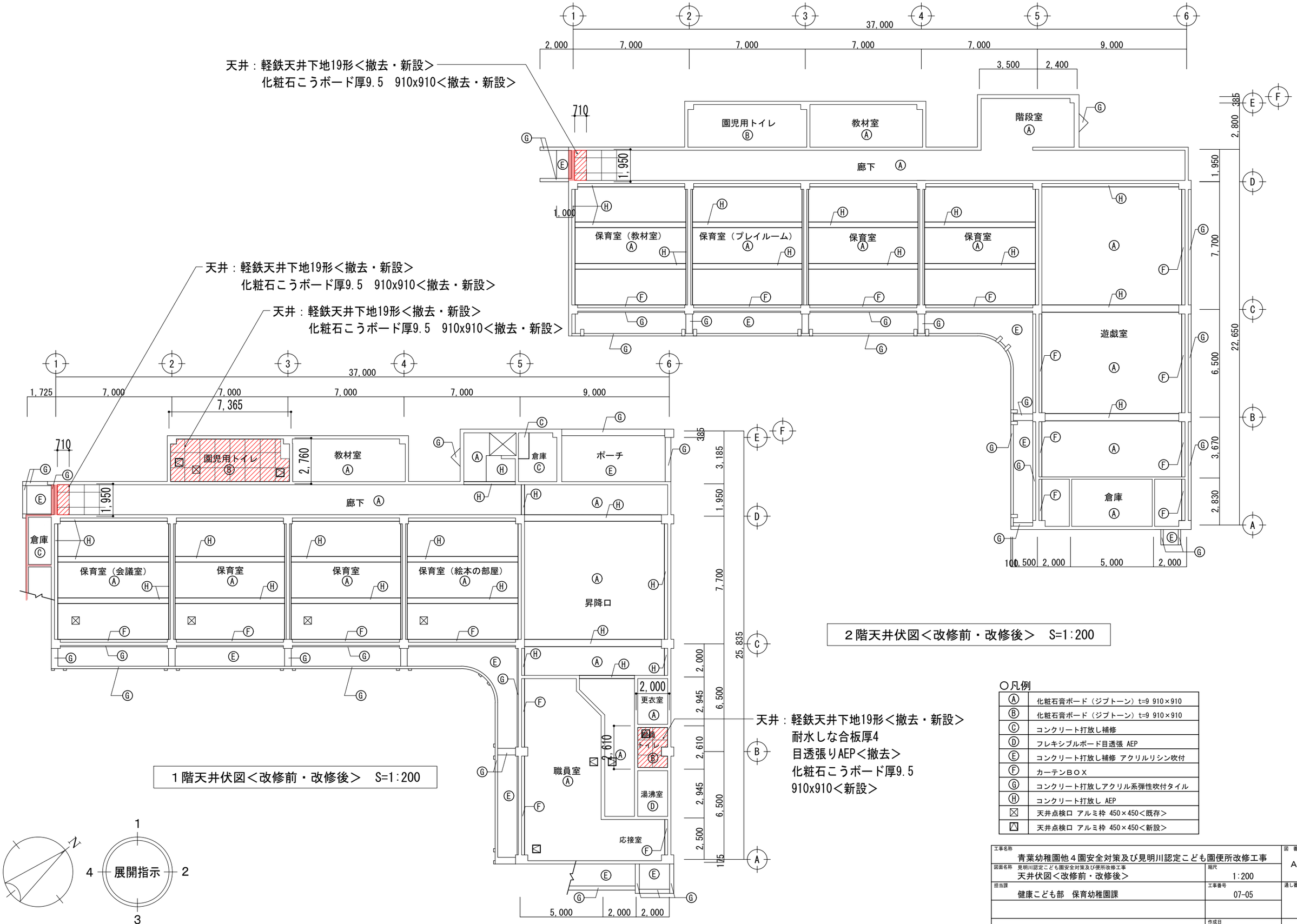

２階天井伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

１階天井伏図＜改修前・改修後＞　S=1:200

○凡例

Ⓐ	化粧石膏ボード（ジプトーン）t=9 910×910
Ⓑ	化粧石膏ボード（ジプトーン）t=9 910×910
Ⓒ	コンクリート打放し補修
Ⓓ	フレキシブルボード目透張 AEP
Ⓔ	コンクリート打放し補修 アクリルリシン吹付
Ⓕ	カーテンＢＯＸ
Ⓖ	コンクリート打放しアクリル系弾性吹付タイル
Ⓗ	コンクリート打放し AEP
⊠	天井点検口 アルミ枠 450×450＜既存＞
⊠	天井点検口 アルミ枠 450×450＜新設＞

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－２９
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 天井伏図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３０
	作成日 令和７年３月	全５３葉

建具記号 AD 6

名称	引違い戸			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

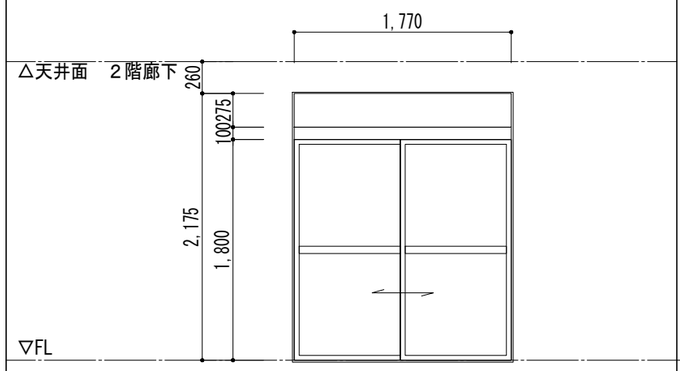

材料・仕上	アルミ製<撤去>
付属金物	シリンダー錠<撤去>、3方アングル<撤去>、下枠レール<撤去>
摘要・ガラス	枠見込70・線入りガラス厚6.8<撤去>

建具記号 AD 8

名称	開き戸			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

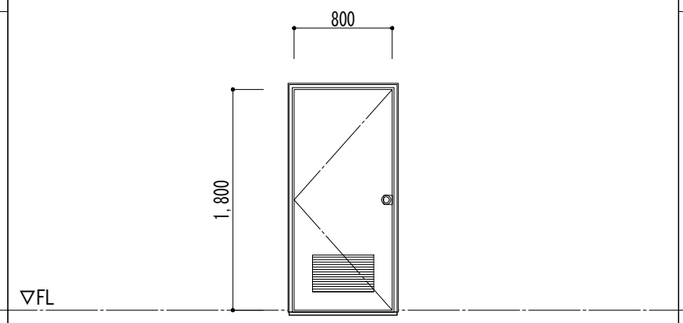

材料・仕上	アルミ製フラッシュ<撤去>
付属金物	モノロック錠（空錠・サムターン）<撤去>、ドアクローザー<撤去>、丁番<撤去> SUS製下枠<撤去>
摘要・ガラス	枠見込70

建具記号 AW 14

名称	引違い窓			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

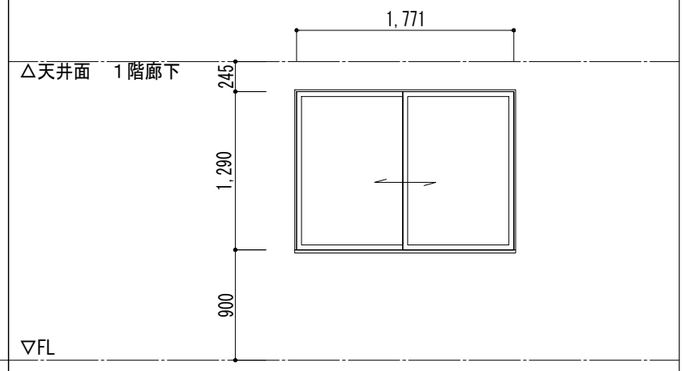

材料・仕上	アルミ製<撤去>
付属金物	クレセント<撤去>、4方アングル<撤去>
摘要・ガラス	枠見込70・線入りガラス厚6.8<撤去>

建具記号 SD A

名称	引違い戸			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

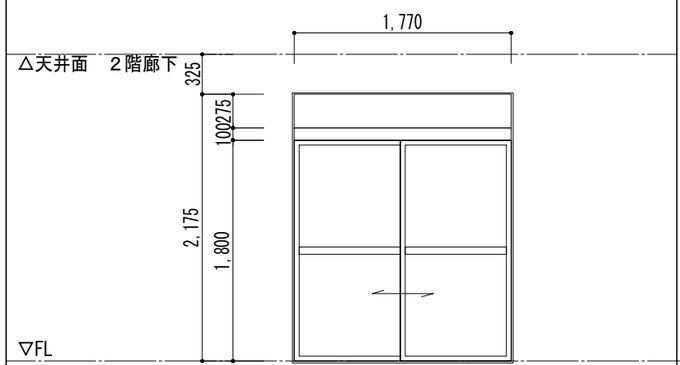

材料・仕上	スチール製　防火設備<新設>・アクリル樹脂焼付塗装
付属金物	引手<新設>、引き違い戸錠内部サムターン<新設>、下枠レール：ステンレス<新設> その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込70・網入り磨き板ガラス厚6.8<新設>

建具記号 SD B

名称	開き戸			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

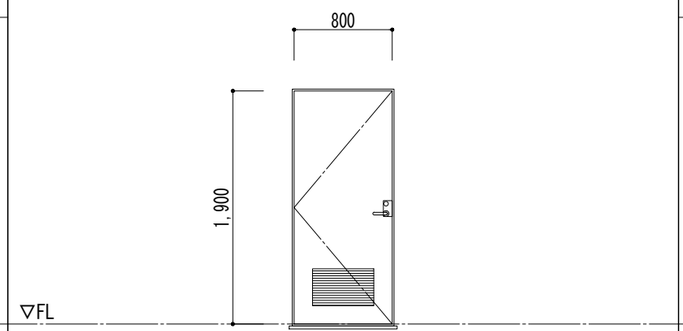

材料・仕上	スチール製　防火設備<新設>・表面材：焼付塗装仕上鋼板t=1.0　芯材：グラスウール
付属金物	レバーハンドル錠（内部サムターン）<新設>、ドアクローザー<新設>、丁番<新設> SUS製下枠<新設>、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込80　戸見込36

建具記号 AW A

名称	引違い窓			
階数	1F	2F		TOTAL
個数	1			1

姿図

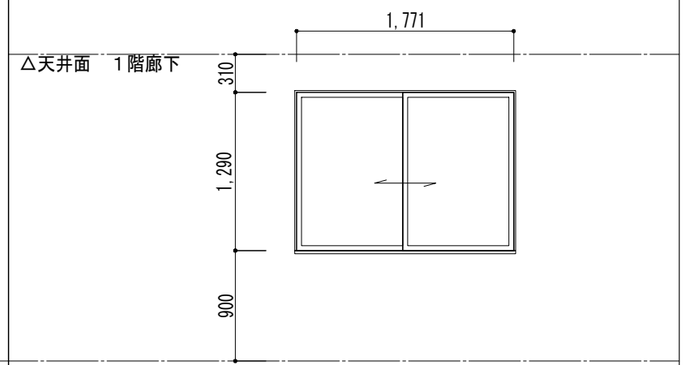

材料・仕上	アルミ製　防火設備<新設>・電解着色
付属金物	引手<新設>、クレセント<新設>、網戸<新設>その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込70　・網入り磨き板ガラス厚6.8<新設>

工事名称：青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番：Ａ－３０
図面名称：見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事　建具表１<改修前・改修後>	縮尺：1:50	
担当課：健康こども部　保育幼稚園課	工事番号：07-05	通し番号：３１
	作成日：令和７年３月	全５３葉

建具記号					
名称	WD 1	開き戸			
階数		１Ｆ	２Ｆ		ＴＯＴＡＬ
個数		1			1

姿　図

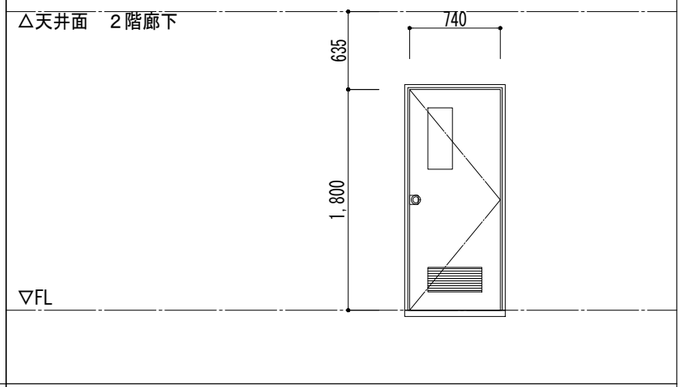

材料 ・ 仕上	木製しな合板厚4　フラッシュ戸<撤去>・OP塗装<撤去>
付属金物	SUS握り玉付空錠<撤去>、丁番<撤去>、DC<撤去>
摘要・ガラス	戸見込36・型板ガラス厚4<撤去>

建具記号					
名称	LSD A	引き戸			
階数		１Ｆ	２Ｆ		ＴＯＴＡＬ
個数		1			1

姿　図

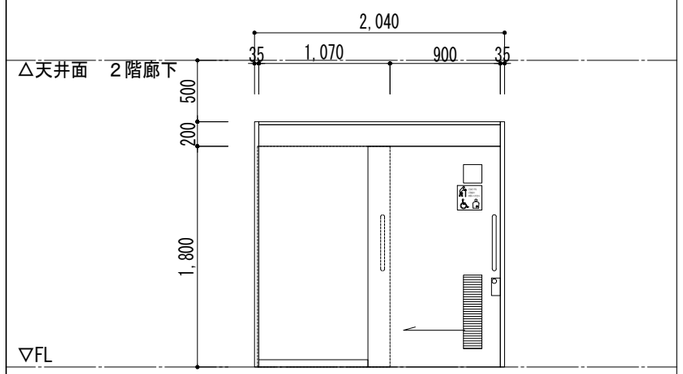

材料 ・ 仕上	化粧鋼板フラッシュ・焼付塗装
付属金物	引手、大型サムターン、表示付非常解シリンダー、自動閉鎖装置、その他付属金物一式
摘要・ガラス	枠見込135　戸見込40・学校用型板強化ガラス厚4

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－３１
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建具表２<改修前・改修後>	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３２
	作成日 令和７年３月	全５３葉

建具記号					
名称	TB 1	トイレブース			
階数		1F	2F		TOTAL
個数		1			1

建具記号					
名称	TB A	トイレブース			
階数		1F	2F		TOTAL
個数		1			1

姿　図

△天井面　１階園児用トイレ

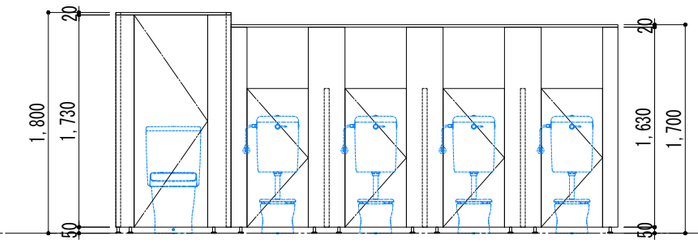

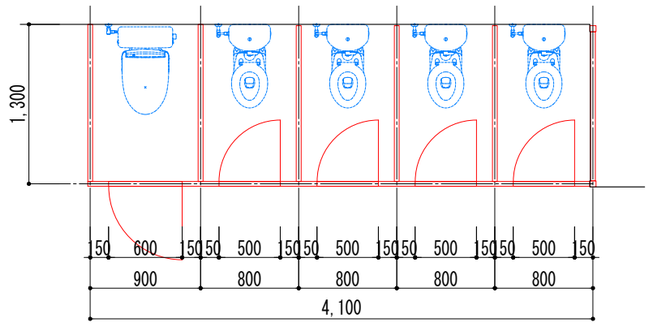

△天井面　１階園児用トイレ

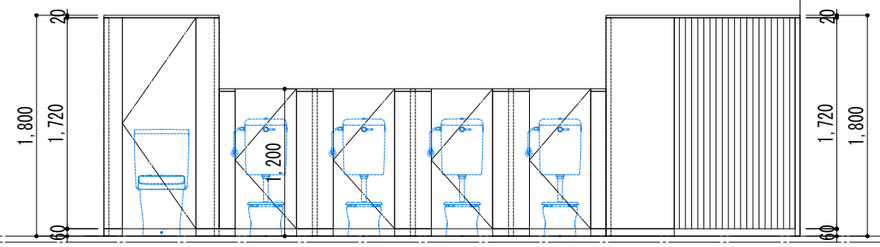

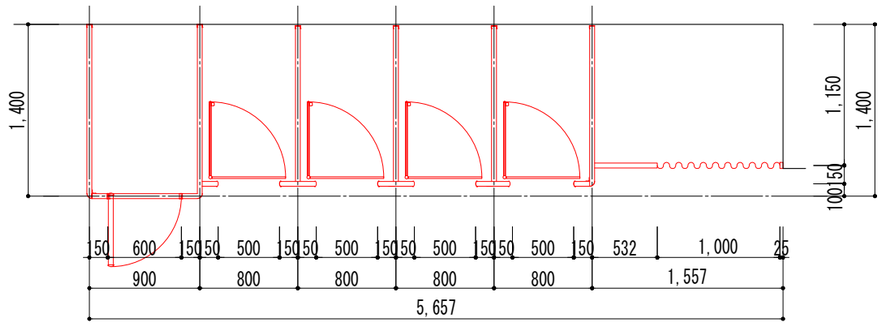

材料・仕上	メラミン化粧合板フラッシュ厚40<撤去>		メラミン化粧合板フラッシュ厚40<新設>
付属金物	ラバトリーヒンジ<撤去>、ラバトリー錠<撤去>、頭つなぎ<撤去> 脚部：ステンレス<撤去>、アルミエッジ<撤去>		ラバトリーヒンジ<新設>、ラバトリー錠<新設>、頭つなぎ<新設> 脚部：ステンレス<新設>、アルミエッジ<新設>
摘要・ガラス	枠見込40　戸見込40		枠見込40　戸見込40

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事	図番
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事	建具表３<改修前・改修後>	縮尺 1:50	Ａ－３２
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号
			３３
		作成日 令和７年３月	全５３葉

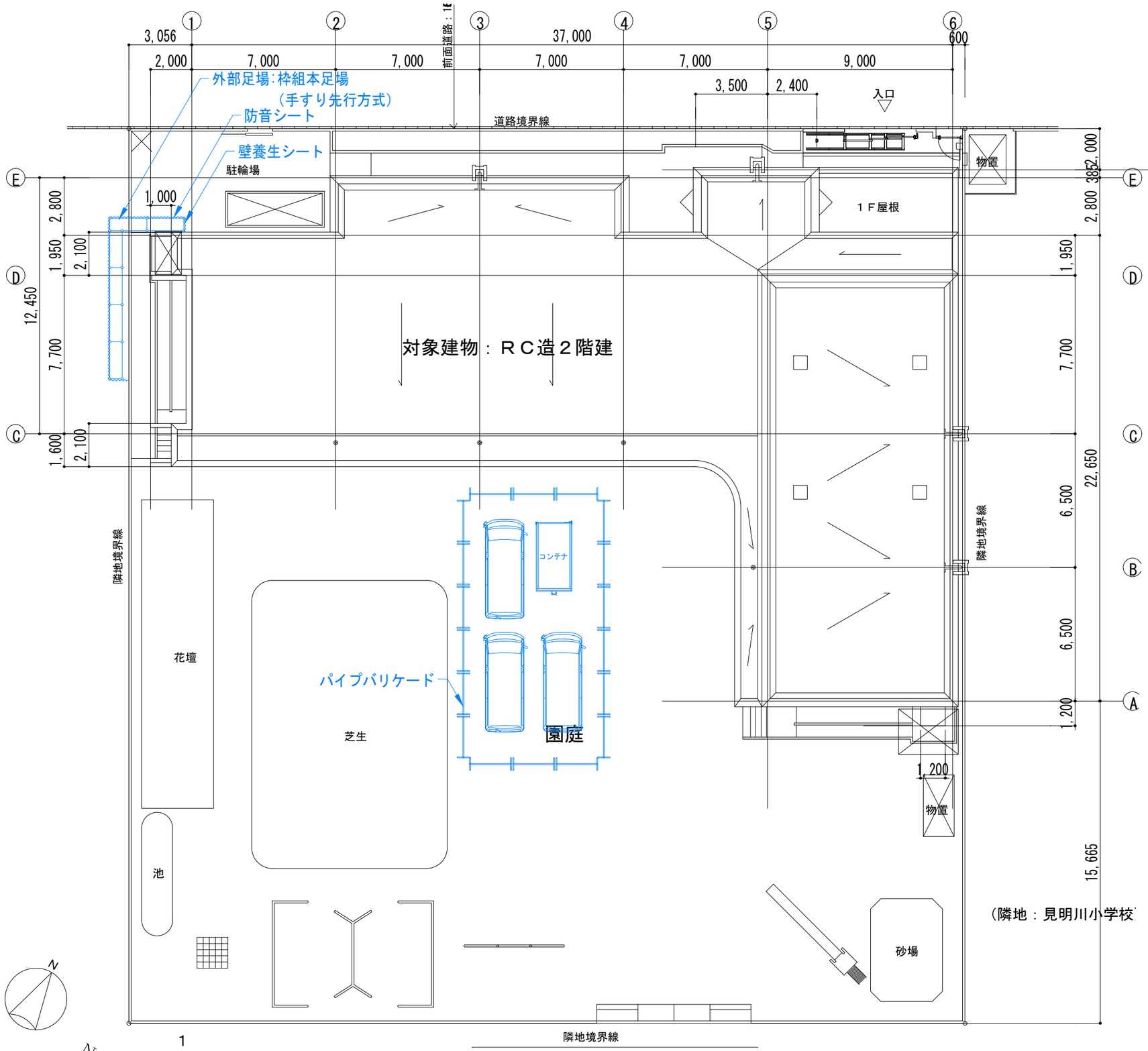

◆工事期間中に舞浜認定こども園へ移動物品リスト

品名	サイズ（単位：mm）			数量
	W	H	D	
冷蔵庫	500	1300	500	1台
食器乾燥機	400	500	400	1台
三段ロッカー	880	420	300	2台
レジスター	500	200	400	1台
靴入れ	500	400	200	4台
ラジカセ（ＣＤ）	300	300	200	1台
防災頭巾セット	400	900	400	1箱
救急箱	400	200	300	1台
コット（お昼寝用）	1500	580	150	15台
遊具棚	1300	900	440	1台
おやつボード	600	450	1	1台
ゴザ	900	1200	600	6枚
タオル、コート掛け	950	900	400	4台
折り紙棚	400	520	195	1台
ワゴン	900	800	400	1台
おもちゃ類	段ボール箱			10箱程度
乳児用机	1100	600	700	2台
かき氷機	400	300	450	1台
書類セット	段ボール箱			5箱程度
小物（蚊取り線香・洗剤・雑巾等）	段ボール箱			1箱
掃除機	300	300	300	1台
プールセット	段ボール箱			2箱
DVD	段ボール箱			1箱
絵本	段ボール箱			1箱程度
おやつ入れ（ケース）	段ボール箱			1箱

※工事車両等により、園庭に影響を与えた場合は
現状復旧すること。

仮設計画図（参考）　S=1:200

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 A－３３
図面名称	見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 仮設計画図（参考）	縮尺 1:200	
担当課	健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３４
		作成日 令和７年３月	全５３葉

概略工事工程表

工事名：見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事

		年	令和7年＜2025年＞		
		月	7月	8月	9月	10月
		日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	1 ～ 31
		日数	31	62	92	123
	準備期間					
1	共通仮設 直接仮設		内部養生 内部・外部足場	内部養生撤去 適宜　取付・撤去	竣工清掃 適宜　内部養生取付・撤去 竣工清掃	
2	＜内部仕上撤去＞ トイレブース撤去 天井撤去 壁仕上撤去 CB壁撤去		天井撤去 壁仕上撤去	トイレブース撤去 天井撤去 壁仕上撤去 CB壁撤去		
3	＜外部仕上撤去＞ CB壁撤去 建具撤去 梁鉄筋はつり出し		CB壁撤去 二次部材補強RF建具撤去 二次部材補強2F建具撤去 二次部材補強RF梁鉄筋はつり出し 二次部材補強2F梁鉄筋はつり出し			
4	＜二次部材補強＞ ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠 無収縮モルタル圧入		ケミカルアンカー打ち 補強鉄筋溶接 型枠 無収縮モルタル圧入	型枠撤去		
5	＜内部仕上＞ 鋼製建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード トイレブース再取付 天井梁型塗装 壁塗装			建具 軽鉄壁下地 軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード トイレブース再取付	軽鉄天井下地 壁下地ボード 壁仕上ボード 天井仕上ボード 天井梁型塗装 壁塗装	
6	＜外部仕上＞ 軽鉄壁下地 鋼製建具 壁下地ボード 壁仕上ボード 外壁塗装			軽鉄壁下地 鋼製建具 壁下地ボード 壁仕上ボード 外壁塗装下地塗 外壁塗装仕上塗	鋼製建具 壁下地ボード 壁仕上ボード	
7	＜電気設備＞ 照明器具撤去 配線切廻し 照明器具再取付		照明器具撤去 配線切廻し・照明器具再取付			
8	＜機械設備＞ トイレ改修		衛生器具撤去 トイレ改修・衛生器具取付			
9	＜工事書類整理期間＞ ＜検査課完了検査＞			工事書類整理期間 検査課中間検査	検査課完了検査	引き渡し

※夏休み期間は7月19日～8月31日
※夏休み期間に検査課中間検査（現場）を受けること。
※基本的には夏休み期間内での施工完了を目標とするが、一部施工が残った場合は完了検査（10月末）までの施工は可とする。ただし、施工日は発注者と協議し決定すること。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ａ－３４
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 概略工事工程表（参考）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３５
	作成日 令和７年３月	全５３葉

構造特記仕様書

1.工 事 概 要

1.工 事 名 称　見明川認定こども園園舎安全対策工事

2.施設構造・ 改修概要

施設構造等

⊙ 構造　⊙ 鉄筋コンクリート造　・ 壁式鉄筋コンクリート造　・ 鉄骨造(屋根)

・ 規模　地上 2 階 地下 ___ 階　塔屋 ___ 階

・ 面積　延べ面積 _____ m2　建築面積 _____ m2

・ 建築年月　昭和 53 年 8 月

構造改修概要

・ 構造壁設置(鉄骨ブレース壁 ____ 箇所、塔屋RC壁 ____ 箇所、_____)

・ 柱設置(RC柱 ____ 箇所、S柱 ____ 箇所、_____)

・ 柱補強(鉄板巻き ____ 箇所、RC増し打ち ____ 箇所、その他 _____)

⊙ その他(⊙袖壁 ____ 箇所、RC床 ____ 箇所、基礎補強 _____)

(RC壁開口閉塞 ____ 箇所、耐震スリット ____ 箇所、柱増打ち補修 ____ 箇所)

(梁増打ち補強 2 箇所、塔屋方立壁撤去 ____ 箇所)

1.耐震改修工事仕様

1.共 通 仕 様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、下記による。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)ただし、改修標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)

設計基準は下記によるものとし、施工にあたり参考にすること。

⊙「2017年版　既存鉄筋コンクリート構造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「学校施設の耐震補強マニュアル　RC造校舎編、S造屋内運動場編《2003年改訂版》」(文部科学省)

・「屋内運動場等の耐震性能診断基準」(平成18年版)(文部科学省大臣官房文教施設企画部)

⊙「2011年改訂版　耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断及び耐震改修指針:同解説」((一財)日本建築防災協会)

・「2013年改訂版　既存鉄骨造建築物の耐震改修施工マニュアル」((一財)日本建築防災協会)

2.特 記 仕 様

1) 項目は、番号に ◯ 印のついたものを適用する。

2) 特記事項は、⊙ 印のついたものを適用する。

⊙ 印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。。

⊙ 印と ⊗ 印のついた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の[　]内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

また、(　)内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	特　記　事　項
①一般事項	本工事は、既存の構造体に対して補強等することにより耐震性の向上及び構造の改善を図るもので、既存部材との接合がきわめて重要である。また、この工事は、改修工事であることから一般の建築工事とは施工方法等に異なる面があるので特に次の点に十分注意すること。 1)躯体寸法・部材寸法・階高寸法等は、実測による。 2)既存コンクリートとの一体化をはかること。 3)補強部材の製作は基本的に下記のフローチャートに従って行う。また、フローチャートが設計図書に明記されている場合はそれによる。

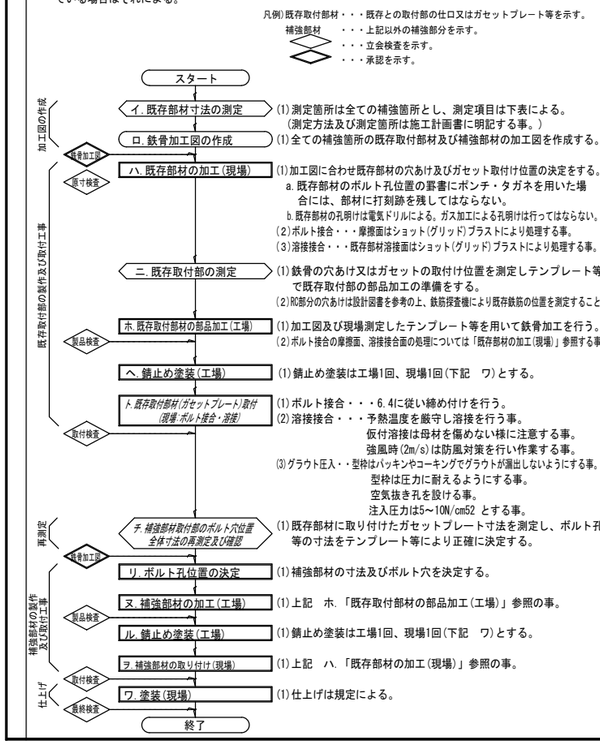

章	特　記　事　項
①一般事項	4) 測定項目　　検:検査報告書　監:監理報告書

No	測 定 項 目	測 定 器 具 等	報告書
1	⊙ 階高(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
2	⊙ 柱スパン(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器等	⊙ 検・ 監
3	⊙ 架構(骨組)の対角寸法(内法寸法)	鋼製巻尺、三次元計測器、ピアノ線等	⊙ 検・ 監
4	⊙ 部材断面		⊙ 検・ 監
4−1	⊙ 断面形状	設計図、目視等	
4−2	⊙ 断面寸法(断面成、フランジ幅等)	コンベックススケール等	
4−3	⊙ 板厚	ノギス、超音波板厚計等	
4−4	⊙ 材質	設計図、鋼材材質識別計等	
5	⊙ 鉄筋の位置	設計図、鉄筋探査機、コンベックススケール等	⊙ 検・ 監
6	・ コンクリートのひび割れの有無	目視、クラックスケール等	・ 検・ 監
7	・ コンクリート強度	設計図、シュミットテストハンマー等	・ 検・ 監
8	⊙ 現場作業範囲の確認	目視、コンベックススケール等	・ 検・ 監

5) 施工に先立ち全工程の施工計画書を作成し、監督職員の承諾を得ること。なお、施工計画書には工事中の安全対策についての方法等を明記すること。

6) 既存部材の穴あけに失敗しない様に十分に注意し、穴あけ位置を誤った場合には監督職員の指示によること。

7) 補強部材の寸法違いが生じた場合は監督職員の指示によること。

8) その他

・ 工事に先立ち、下記の項目について調査を行い、不具合等が認められた場合にはその部分の補修を行うものとする。

(a)既存部材接合部(高力ボルト接合部及び溶接部)の現況調査

調査箇所:鉄骨大梁接合部

なお、調査箇所の状況により他の部分についても調査が必要と判断された場合には、監督職員と協議のうえ、別途調査を行うものとする。

章	項　目	特　記　事　項
②耐震改修工事(鉄筋工事編)	鉄筋工事編 ①鉄筋	鉄筋の種類　[8.2.1]　[表8.2.1]

規格	種別	呼び径	適用
JIS　G3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	※ SR235　・	※ 6φ　・ D6　・ 9φ　・	
	※ SD295　・	※ D16以下　・	補強部鉄筋
	※ SD345　・	※ D19以上　・	補強部鉄筋

2.溶接金網　網目の形状寸法及び鉄線の径　[8.2.2]

規格	網目の形状寸法	鉄線の径(mm)
網目の形状寸法及び鉄線の径 JIS　G3551	※ 100	※ 6
	・	

③鉄筋の材料試験　改修標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。[8.2.3]

④鉄筋の継手　継手方法　[8.3.4]

規格	呼び径	適用箇所
・ ガス圧接		
・ 重ね継ぎ手		
⊙ フレア溶接		梁補強

※フレア溶接部外観検査、自主検査100%、第三者検査100%とする。

鉄筋の継手位置　[8.3.4][表8.3.2][表8.3.3]

⊙ 図示

重ね継手

主筋及び耐力壁の重ね長さ

・ 図示

・ 改修標準仕様書　表8.3.2による

5.帯筋 組立の形　組立の形　[8.3.1][8.3.2][8.3.3]

・ 図示

・

⑥鉄筋のかぶり厚さ及び間隔　鉄筋及び溶接金網の最少かぶり厚さ　[8.3.5][表8.3.6]

⊙ 表8.3.6による

・ 耐久上不利な箇所の鉄筋の最少かぶり厚さは下表による(下表の適用箇所以外は、表8.3.6による。)

施工箇所	表8.3.6の数値に加える寸法(mm)
柱・梁・壁及び庇等の外気に接する打放面	・ 10　・
塩害のおそれのある部分等	・

最少かぶり厚さは目地底から算定する。

⑦各部の配筋　構造関係共通図(配筋標準図)による。

割裂防止筋

※ ラップ長はピッチの2倍以上とし結束線で縛ること　⊙ 図示

8.ガス圧接　圧接完了後の検査

※ 超音波探傷試験　[8.3.8][5.4.9)

箇所数

※ 全圧接部

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・標準仕様書 5.4.9.(2)(i)による

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

・ 引張試験

適用箇所

・ 構造図(　　)による　・

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	コンクリート工事編 1.レディーミクスト コンクリートの類別	※ 1類　・ 2類　[8.1.3][表8.1.1](6.2.1)

2.コンクリートの品質

※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	気乾単位容積質量(t/m3)	スランプ(cm)	適用箇所
※ 24	2.3程度	15 又は 18	
		18	
・ 18 ・ 27	2.3程度	15 又は 18	
		18	

3.コンクリートの温度補正　※ 別記による　[8.2.5] [表8.2.4]

4.セメントの種類

セメントの種類	適用箇所
※ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種	
・ 高炉セメントB種 G	
・ フライアッシュセメントB種 G	

※　普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメントの品質は、JISR5210に示された規定の他、次の規定に適合ばならしなければならない。ただし、無筋コンクリートに用いる場合を除く。

水和熱	7d	352J/g 以下
	28d	402J/g 以下

5.骨材の品質　※ A　[8.2.5](6.3.2)

・ B(コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3.0kg/m3以下)

6.混和材料の種別　[8.2.5](6.3.2)

・ 混和剤(JIS　A　6204に適合するAE剤、AE減水剤または高性能AE減水剤とし、化学混和剤の塩化物イオン量による区分は1種とする。

また、防錆材を併用する場合はJIS A 6205による防錆材とする。)

・ 混和材(JIS　A　6201に適合するフライアッシュの1種又は2種若しくは4種、

JIS A 6206による高炉スラグ微粉末、

JIS A 6207によるシリカフューム又はJIS　A　6202に適合する膨張材とする。)

7.型枠　せき板の材料　[8.2.7]

※ 複合合板(JAS規格品とし監督職員の承諾を受けること)

コンクリート打設時の充填性確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は強度、変形等について、事前に監督職員と協議すること

・ 床型枠用鋼製デッキプレート

・

スリーブの材種　[8.2.7][表8.2.6]

・ 改修標準仕様書8.2.6(f)(2)及び改修標準仕様書表8.2.4による

打増し厚さ　[8.7.8]

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)

・ 20mm　・

・ 打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)

・ 10mm　・ 20mm　・

・ 外装タイル後張り面の打増し処理

・ 20mm　・

打増し範囲

・ 図示(床型枠用鋼製デッキプレートの梁側面の打増し部に限る。)

・

8.型枠(せき板)の組立　シアコネクタとセパレーターの兼用

・ 兼用してもよい　・ 兼用しない　・(　　)　[8.7.8]

9.打放し仕上げの種別　[8.1.4][表8.1.4]

種　別	施　工　箇　所
・ A種	
※ B種	
・ C種	

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	10.MCR工法用シート	気泡緩衝材の種別　(6.8.3) ※ 難燃処理を行った合成樹脂製の気泡性緩衝シート　・
	11.コンクリートの打込み	コンクリートの打込み工法　[8.7.3][8.21.8] ※ 流込み工法 ・ 圧入工法 既存構造体との取り合い ※ 既存RC梁と増設壁との間隔を200mmとし、無収縮グラウトを圧入する。 ・
	12.無筋コンクリート	コンクリートの種類　[8.11.1](6.14.1～3) ※ 普通コンクリート

設計基準強度 Fc(N/mm2)	スランプ(cm)	セメントの種類	適用箇所
※ 18 ・	※ 15 又は18 ・	・ 普通ﾎﾟﾙトランﾄﾞセメント又は混合セメントのA種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎
		・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種	・ 捨てコンクリート　保護コンクリート ・ 設備基礎

章	項　目	特　記　事　項
3 耐震改修工事(コンクリート工事編)	13.コンクリートの試験	*印は第三者機関による試験 試し練り検査 ・ 実施する(箇所　　)　・ 実施しない　[8.2.5](6.3.2) 試料採取方法 JIS A 1115による。但し、トラックアジテータから採取する場合は、排出の初めと終わりの部分から採取してはならない。分取試料はコンクリート流の全横断面から採取する。[8.8.2](6.9.2) *スランプ JIS A 1101による。　スランプ　21　許容差±1.5　スランプ　8～18　許容差±2.5 *空気量　[8.6.3](6.9.3) JIS A 1116, JIS A 1118, JIS A 1128のいずれかを適用。　許容差±1.5 *軽量コンクリートの単位容積質量 JIS A 1116による。　許容範囲±3.5%　[8.9.4](6.10.4) *温度 JIS A 1156による。　[8.7.7](6.7.1) *塩化物量　[8.6.3](6.5.3) (財)国土開発技術研究センターの技術的評価を受けた塩化物量測定器により、試験値は同一試料における3回の測定の平均値とする。[8.6.4](6.5.4) *圧縮強度試験　[8.8.3～6](6.9.3～6) 試験回数は、製造工場及びコンクリートの種類が異なるごとに1日1回以上、かつコンクリート150m3ごと及びその端数につき1回以上とする。 a)調合強度管理のための試験 1)JIS A 1108 「コンクリートの圧縮強度試験方法」による。 2)試験は標準養生で材齢28日で行い、回数は試料採取方法欄に示す割合で行い、3回を1検査ロットとして合否を判定する。1回の供試体本数は3個を標準とする。 b)構造体コンクリート強度推定のための試験 1)JASS5T-603 「構造体コンクリート強度推定のための圧縮強度試験方法」による。 2)試験の回数は試料採取方法欄に示す回数とし、各回ごとに判定を行う。供試体本数は1回につき3個を標準とする。供試体は、適当な間隔をあけた任意の3台の運搬車から1個ずつ3個採取する。 材齢が28日の場合は現場水中養生とし、材齢が28日を超え91日以内の場合は現場封かん養生とする。

別　記　　コンクリートの構造体強度補正値(S)　※ 適用期間については配合計画書にて再度確認すること。

セメントの種別　※ 普通ポルトランドセメント　・ 早強ポルトランドセメント

本工事の対象地区	地　区	市　町　村　名	セメントの種類	普通ポルトランドセメント			早強ポルトランドセメント		
			打設後28日までの平均気温	暑中におけるコンクリート	8以上	0以上8未満	暑中におけるコンクリート	5以上	0以上5未満
			補正値　(S)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)	6(N/mm52)	3(N/mm52)	6(N/mm52)
・	千葉中央地区	千葉市・市原市・四街道市		7/15～9/7	2/28～7/14 9/8～12/1	12/2～2/27	7/15～9/7	1/1～7/14 9/8～12/31	該当なし
・	千葉北部地区	我孫子市・柏市・鎌ヶ谷市・野田市・松戸市・流山市		7/11～9/3	3/3～7/10 9/4～11/21	11/22～3/2	7/11～9/3	2/1～7/10 9/4～12/14	12/15～1/31
・	千葉西部地区	市川市・浦安市・習志野市・八千代市・船橋市・印西市・白井市・本埜村		7/15～9/4	3/4～7/14 9/5～11/18	11/19～3/3	7/15～9/4	2/7～7/14 9/5～12/11	12/12～2/6
・	北総地区	成田市・佐倉市・八街市・神崎町・栄町・酒々井町・芝山町・多古町・富里市・印旛村		7/21～9/3	3/7～7/20 9/4～11/17	11/18～3/6	7/21～9/3	2/11～7/20 9/4～12/7	12/8～2/10

工事名称　青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番　S－01
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事　建築改修工事特記仕様書（構造１）	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　３６
	作成日　令和７年３月	全５３葉

章	項目	特記事項

④ 耐震改修工事（グラウト工事編）

グラウト工事編

①材料

・ 構造体用モルタル [8.2.12]
材料 ・ 改修標準仕様書[8.2.5]
圧縮強度 ・ 図示 ・
フロー値 ・ 図示 ・

材料の種類 [8.2.11]

種　類	
⊙ 無収縮グラウト	無収縮グラウトはプレミックスタイプとし、材齢28日:40.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.11」による。
・ 無収縮モルタル	無収縮モルタルはプレミックスタイプとし、材齢28日:45.0N/mm2以上とする。その他詳細は「改修標準仕様書8.2.10」による。

②圧入工事 [8.21.9]
（既存構造体との取合）
圧入工事はグラウトポンプ等により行い、空隙が密実に充填できるように計画すること。
グラウト材の攪拌にはアルミ羽の攪拌機は用いないこと。
オーバーフロー管の流出先の高さは、圧入高さよりも10cm程度以上高くすること。
周囲はグラウト用配管枠にて隙間なく固定すること。

③材料試験 改修標準仕様書8.2.11 による。 [8.2.12]

※ コンシステンシー試験
「J14ロート試験」による。1作業班ごとに午前と午後の作業開始前に測定する。

※ 圧縮試験
(1)供試体は、JIS A 1132(コンクリートの強度試験用供試体の作り方)に準じて、直径50mm高さ100mmの円柱とする。
(2)供試体の材令は3日、7日及び28日とし、養生は封かん養生とする。
(3)供試体の採取は、午前、午後の打設前、及び最終打設時の3回を標準とする。
数量は材例に応じてそれぞれ1体とする。ただし1日の打設料が3m53を超える場合、増加量2m53当り1回を追加する。

⑤ 耐震改修工事（あと施工アンカー工事編）

あと施工アンカー工事編

①あと施工アンカーの材料

あと施工アンカーの材料 [8.12.1]
・ 金属系アンカー(耐震補強用 等辺山形鋼固定用（補強プレート受け））
㊙ 接着系アンカー（補強プレート接合部、各妻面、玄関、機械室等）
接着材の材質及びカプセルの種類 ※ 回転・打撃式ガラス管タイプ有機系カプセル
接合筋の種類 ※ 鉄筋コンクリート用棒鋼 ・

②あと施工アンカーの施工

アンカー穿孔前に鉄筋探査機等を用いて障害物の確認をすること。
作業者の資格
※ 第一種あと施工アンカー施工士「(社)日本建築あと施工アンカー協会(JCAA)」
・

穿孔機械 ※ ハンマードリル(メタルセンサーリールを使用する) ・
穿孔に失敗した場合は、アンカー芯よりも内側に再度穿孔すること(下図ー1)
穿孔失敗部分は、躯体と同等以上の強度のモルタル等で補修すること。
アンカーの定着 ※ RC増設部は表ー1、S増設部は表ー2
⊙ 図示
アンカー長さは、首下までの寸法とする。 [8.12.2]
カプセルはガラス管製を使用すること。

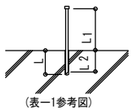

（表ー1参考図）

表ー1 （単位:mm）

接着系アンカー径	L 1	L 2
・ D10	―	※100 ・
・ D13	300	※130 ・
・ D16	350	※160 ・
・ D19	400	※190 ・
・ D22	450	※220 ・

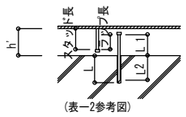

（表ー2参考図）

L :コンクリートの穿孔深さ
L1:アンカー筋の定着長さ
L2:アンカーの有効埋め込み長さ

表ー2 （単位:mm）

接着系アンカー径	h'	L 1	L 2	ラップ長
・ D16	※ 160 ・	※ 120 ・	160	60以上
・ D19	※ 200 ・	※ 150 ・	190	80以上
・ D22	※ 250 ・ 200 ・	※ 190 ・ 150 ・	220	130以上

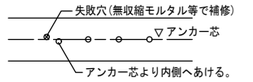

(図-1)

③あと施工アンカーの確認試験

打音確認 ※ 接着系アンカー(※ 全数 ・ ）・
引張試験 [8.12.7]
引張試験は、改修標準仕様書8.11.5により行うこと。
ただし、1ロットは、1日に施工されたものの各径及び各仕様ごとととする。

設計引張強度は、図示による。

アンカー径	ピッチ(mm)	引張試験確認強度(kN)	備考
~~D10~~	~~－~~	~~15~~	
~~D13~~	~~－~~	~~25~~	
~~D16~~	~~－~~	~~40~~	
D19	－	60	

※本工事での引張試験による強度確認は、Ｄ１９（３本）のみとする。

6 耐震改修工事（鉄骨工事編）

鉄骨工事編

1.鉄骨の製作工場

製作工場の加工能力 [8.1.5](7.1.3)
・ 建築基準法第77条の45第1項に基づき国土交通大臣から性能評定機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鐵構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Mグレード」以上として国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場

・ 監督職員の承諾する製作工場
施工管理技術者 [8.1.6](7.1.4)
※ 適用する ・ 適用しない

2. 入熱、パス間温度の溶接条件

鋼材と溶接材料の組み合わせと溶接条件
※ 図示 ・

適用箇所
・ 図示 ・ 柱、梁、ブレース、 のフランジ端部の完全溶け込み溶接部
[8.2.8](7.2.1)

3.鋼材の材質

種類の記号	使用箇所	規格等
※ SS400 ・ SN400	※ ブレース構成材 ・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格
・	・	※ JIS規格

4.高力ボルト

区分 [8.2.9](7.2.2)
・ トルシア形高力ボルト 2種(S10T)(建築基準法に基づき認定を受けたもの)
・ JIS形高力ボルト 2種(F10T)(JIS B 1186(摩擦接合用高力ボルト)
高力ボルトの径
※ 図示 ・
すべり係数試験
※ 行わない ・ 行う

5.縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等

※ 構造関係共通図(鉄骨標準図)1 縁端距離及びボルト間隔による [8.1.6](7.3.2)

6.溶融亜鉛メッキ高力ボルト

セットの種類
・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当)(建築基準法に基づき認定を受けたもの)
摩擦面の処理
※ ブラスト処理(表面粗度 50μmRz以上)
・ りん酸塩処理
すべり耐力の確認方法
・ 図示 ・
[8.2.10](7.2.5)

7.溶接材料

次の規格品のうち、母材の種類・寸法及び溶接条件に適した種類のものとする。
JIS Z 3211,JIS Z 3214,JIS Z 3312,JIS Z 3313,JIS Z 3315,JIS Z 3320
JIS Z 3313,JIS Z 3183,JIS Z 3351,JIS Z 3352,JIS Z 3353

8.貫通ボルト

材質 (7.2.4)
・ 構造用(JIS B 1220)転造ネジ
・ ABR400 ・ ABR490(ボルト材質SNR490B) ・SNR400B（溶融亜鉛メッキ）
・ 建方用(JIS G 3101)
・ SS400 ・

9.スタッド

スタッドは、JIS B 1198 規格品とし、頭付きスタッドとする。
スタッドボルトが継手プレートに当たる場合は、原則としてプレートを避けて打つ。

（単位 :mm）

スタッド径	L1(首下までのスタッド長)
・ 16φ	※ 120(ダブル) ・
・ 19φ	※ 150(ダブル) ・
・	

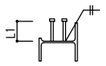

10.ターンバックル

JIS A 5540 規格品とする。 (7.2.6)

11.溶接工法

スカラップの形状
・ 改良型 ・
エンドタブの切除
・ 行う 適用箇所:・ 全て ・ 構造図( )による
・ 行わない

12.錆止め塗料

工場製作の素地調整は、ショット(グリッド)ブラストによる。 [7.3.2](18.3.2)
下記錆止め塗料を工場２回、現場１回塗りとする。
ただし、コンクリートに接する摩擦接合面及び高力ボルト接合部摩擦面は塗布しない。
(改修標準仕様書8.16.2による。)
鉄鋼面

種別	錆止め塗料	適用箇所
A種	・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(1種)	・
B種	・ JASS18 M-111(水系さび止め)	・
	・ JIS K5674(鉛・ クロムフリー)(2種)	・
	・ 耐候性塗料塗り(ＤＰ)	・

亜鉛メッキ鉄鋼面

種別	錆止め塗料	適用箇所
A種	・ JIS K5629(鉛酸カルシウム)	・
B種	・ JASS18 M-109(変性エポキシ樹脂ﾌﾟﾗｲﾏｰ)	・
C種	・ JASS18 M-111(水系さび止め)	・

13.溶融亜鉛メッキ

種別等 ・外部に面する鋼材 [8.20.4][表8.20.1)(7.12.4)(表14.2.2)

亜鉛メッキの種別	材料	適用箇所
・A種(HDZ55)	最小板厚6.0mm以上の形鋼、4.5mm以上の鋼板	※ 図示 ・
・B種(HDZ45)	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板	
・C種(HDZ35)	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚1.6mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

めっき作業はJIS認定工場において行う。
素地ごしらえは、JIS H 8641溶融亜鉛メッキ作業標準による。

14.仮組み

・ 実施する （ ） ※ 実施しない [8.13.10]

15.ベースプレート下面のモルタル

モルタルの種別 (7.2.9)(7.10.3)(表7.10.1)[8.2.12]
・ 無収縮モルタル
圧縮強度
・ 図示 ・
材料、調合等
・ 標準仕様書 7.2.9による
品質及び試験方法
・ 標準仕様書 表7.2.5による
工法の種別
・ 標準仕様書 表7.10.2
・ A種[モルタル厚さ50] ・ B種[モルタル厚さ30]

16.耐火被覆

種別 [8.18.1～9](7.9.2)
・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火材吹付け
・ 耐火板張り ・ 図示
所要性能(区分)
・ 30分耐火(＿＿＿＿＿) ・ 1時間耐火(＿＿＿＿＿＿＿)
・

17.製作精度

※ (一社)日本建築学会「JASS 6 鉄骨工事」付則6[鉄骨精度検査基準]による。 (7.3.3)
※ 通しダイアフラムの許容誤差
・ 全てのダイアフラムはH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定する仕様を満足すること
・ ダイアフラムをH12建告第1464号第二号イ(1)(2)に規定するただし書きの計算確認有り
補強方法
・「突合わせ継ぎ手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・

18.鉄骨の試験及び検査

*印は第三者機関による試験

立会検査
・ 現寸検査 ・ 組立検査 ・ 製品検査 [8.18.3](7.10.5)
・ 施工図を作成し承認を得ること
*材料試験
下記材料は、標準仕様書に従い材料試験を行う。但し規格品証明書又は原本相当規格証明書を提出し、監督職員の承諾を受けて省略することができる。 [8.2.14](7.2.10)
鋼材、スタッド、HTB、アンカー

溶接工の技量付加試験 [8.15.3](7.6.3)
・ JIS Z 3801, JIS Z 3841による(「鉄骨工事 3技術者資格等」参照)。
・ AW検定試験規定による。
・ AW検定有資格者は省略できる。

すみ肉溶接及び完全溶込溶接の自主検査 [8.15.11](7.6.11)
1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法及び合否判定は自社基準による。検査は下表を対象とする。

*すみ肉溶接及び完全溶込溶接の受入検査 [8.14.11](7.6.11)
1)外観検査及び超音波探傷試験(完全溶込溶接のみ)によるものとし、方法は日本建築学会「鋼構造建築溶接部の超音波探傷検査基準・ 同解説」による。合否判定は原則として7.2.1(1)「溶接部に引張力が作用する場合」による。検査は下表を対象とする。

	溶接場所	製作工場		第三者機関	
		外観検査	超音波探傷試験	外観検査	超音波探傷試験
すみ肉溶接	工場溶接	100%	―	30%	―
	現場溶接	100%	―	100%	―
完全溶込溶接	工場溶接	100%	100%	30%	30%
	現場溶接	100%	100%	100%	100%

高力ボルト締付け施工法の確認 [8.14.5](7.4.8)
1)高力ボルトの締付け作業開始時に、工事で採用する締付け施工法に関する確認作業を行う。
2)確認の方法は、JASS 6 6.5[締付け施工法の確認]に準じるものとする。

トルシア形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8)
改修標準仕様書[8.13.8(a)]による

JIS形高力ボルトの締付け検査 [8.14.7](7.4.8)
改修標準仕様書[8.13.8(b)]による

標準ﾎﾞﾙﾄ張力
標準ボルト張力(単位:kN)

ねじの呼び / セットの種類(ﾎﾞﾙﾄの等級)	M12	M16	M20	M22	M24
2種(S10T、F10T)	62.6	117	182	226	262

・高力ﾎﾞﾙﾄ軸力試験を行う

*すべり試験 [8.14.2](7.4.2)
・ すべり耐力試験 ・ すべり係数試験
・ 行わない ・ 行う (摩擦面の状態)

スタッﾄﾞ溶接部の受入れ検査 [8.16.6](7.7.6)
溶接完了後、ハンマーにより15度打撃曲げ検査を行う。本数は100本又は梁・ 柱材1個に溶接した本数のいずれか少ない方を1ロットとし、1ロットにつき1本とする。

⑦ 耐震改修工事（その他）

①既存部分の撤去・処理

騒音,粉塵,落下防止等、十分考慮して施工すること。 [8.21.2]
既存腰壁、アルミサッシ取り壊し前にカッター入れを行い既存柱・梁を損傷しないこと。

適用範囲 [8.19.3][8.21.2][8.21.3]
※ 既存コンクリートとの打ち継ぎ面
※ 既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合部
・

既存コンクリートの目荒しの範囲
⊙ 平均深さで2～5mm(最大で5～7mm)程度の凹面を、全体にわたってつける。
・

既存コンクリートの目荒しの程度
⊙ 既存柱、梁面 打継ぎ面の全面
⊙ 既存壁 打継ぎ面の全面
・

既存躯体及び既存CB壁撤去後の処理
⊙ 既存鉄筋防錆処理の上、樹脂モルタル等で補修する。
・ 溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法 [8.23.5]
・ 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 [8.23.6]
・ 連続繊維補強工法 [8.24.1]

2.柱補強

7 耐震改修工事（その他）

3.連続繊維シート巻き

材料・ 形状 [8.2.13]
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度(含浸硬化後)
・ 2500N/mm52 以上 ・ 3000N/mm52 以上
ヤング係数(含浸硬化後)
・ 2.35×1055 N/mm52 程度 ・ 2.00×1055 N/mm52 以上
工法
※ (一財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 [8.24.1]
・
下地調整
ひび割れ部の改修工法の種類
・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
柱の隅角部の面取り
※ 工法の評価内容による

4.スリットの施工

形状 [8.25.1]
※ 完全スリット ・部分スリット
スリット部の配管等の探査
※ 探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・ はつり出し
工法
・ ・

・ 溶接規準図

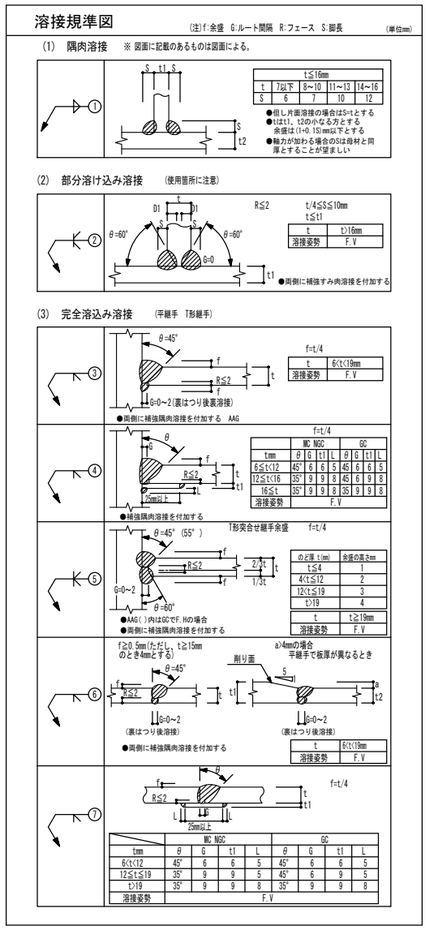

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－０２
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 建築改修工事特記仕様書（構造２）	縮尺 －	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３７
	作成日 令和７年３月	全５３葉

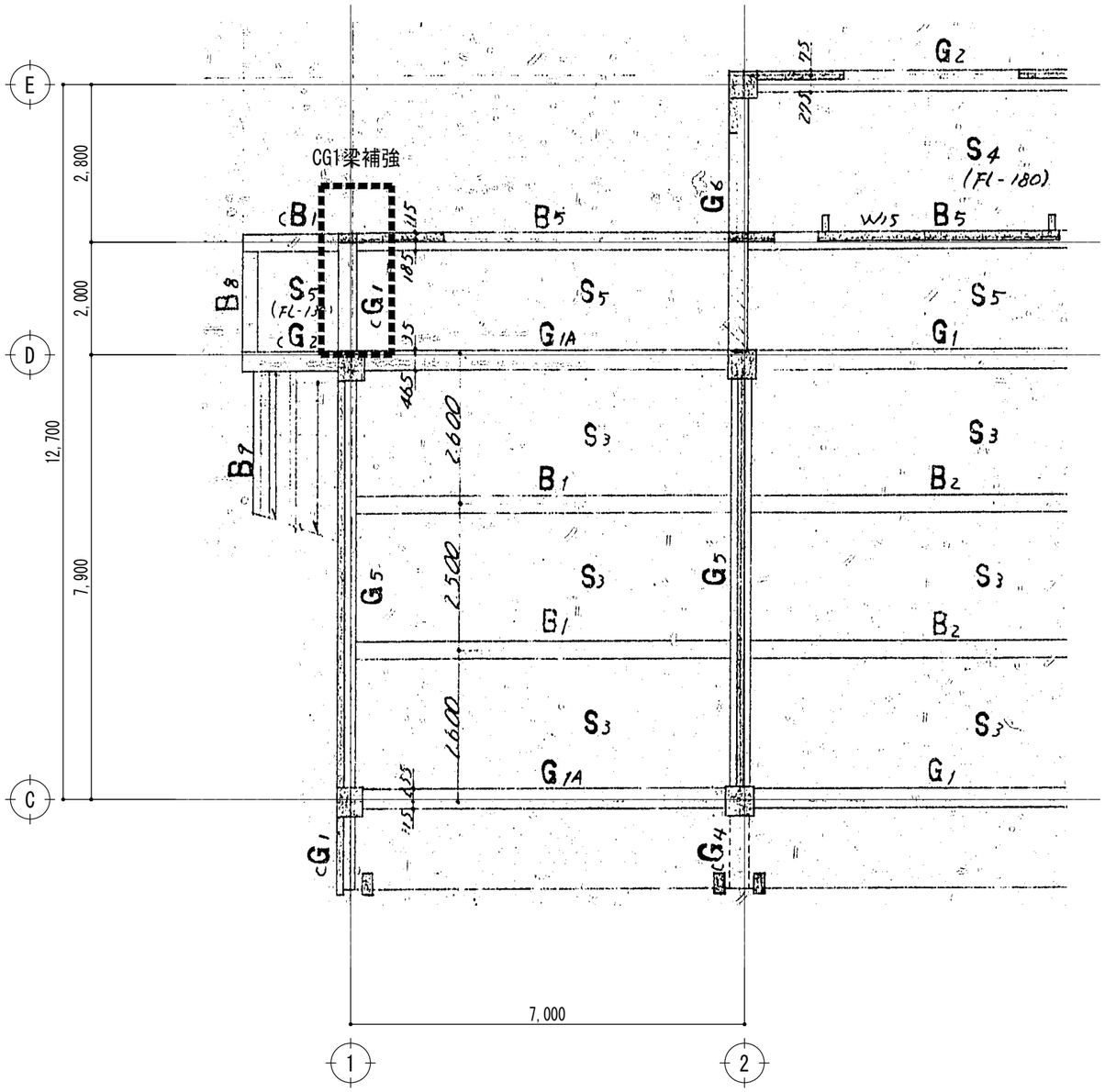

２階梁伏図（補強位置図）　S=1:100

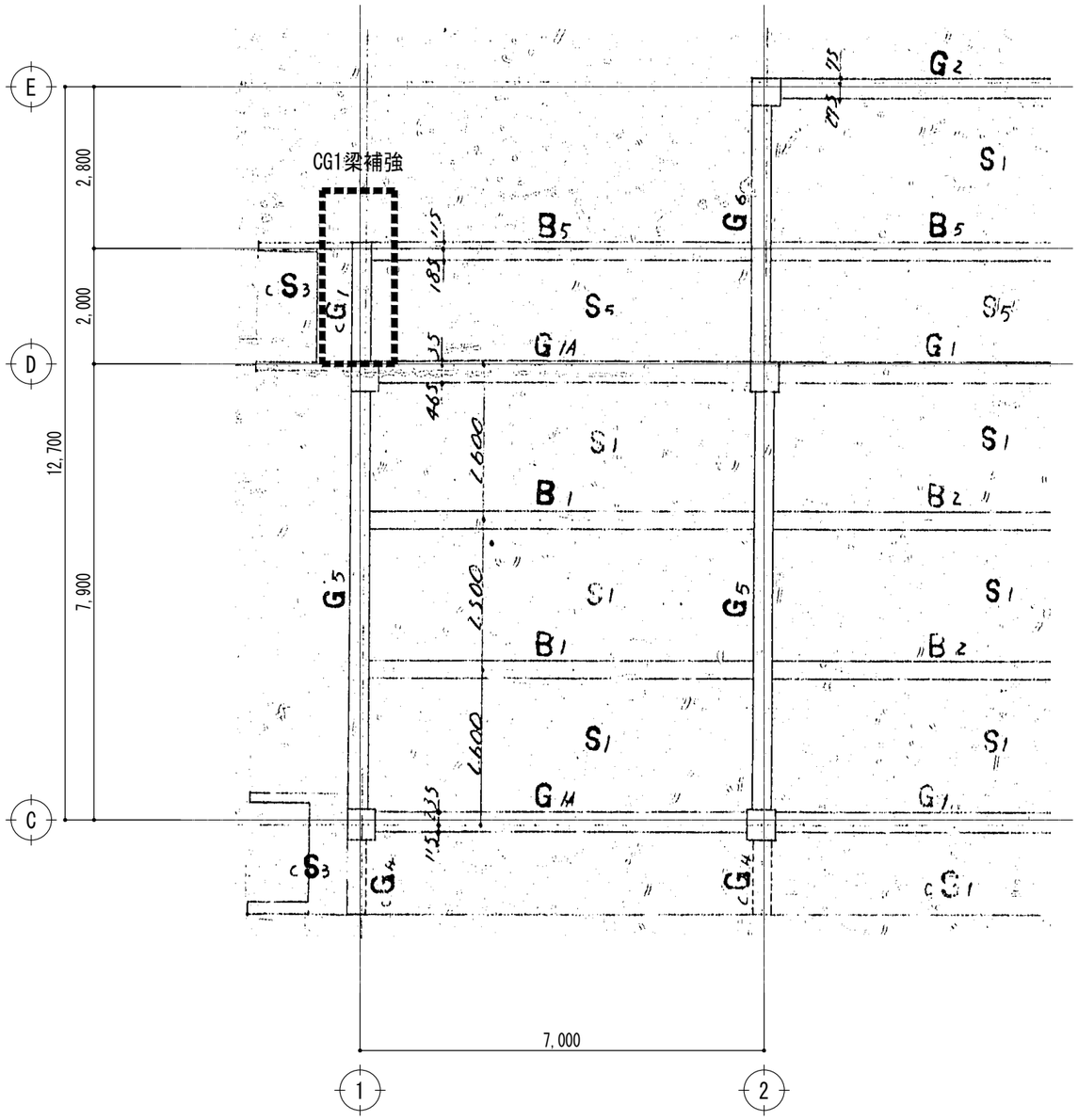

Ｒ階梁伏図（補強位置図）　S=1:100

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０３
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 ２階・Ｒ階梁伏図（補強位置図）	縮尺 1:100	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３８
	作成日 令和７年３月	全５３葉

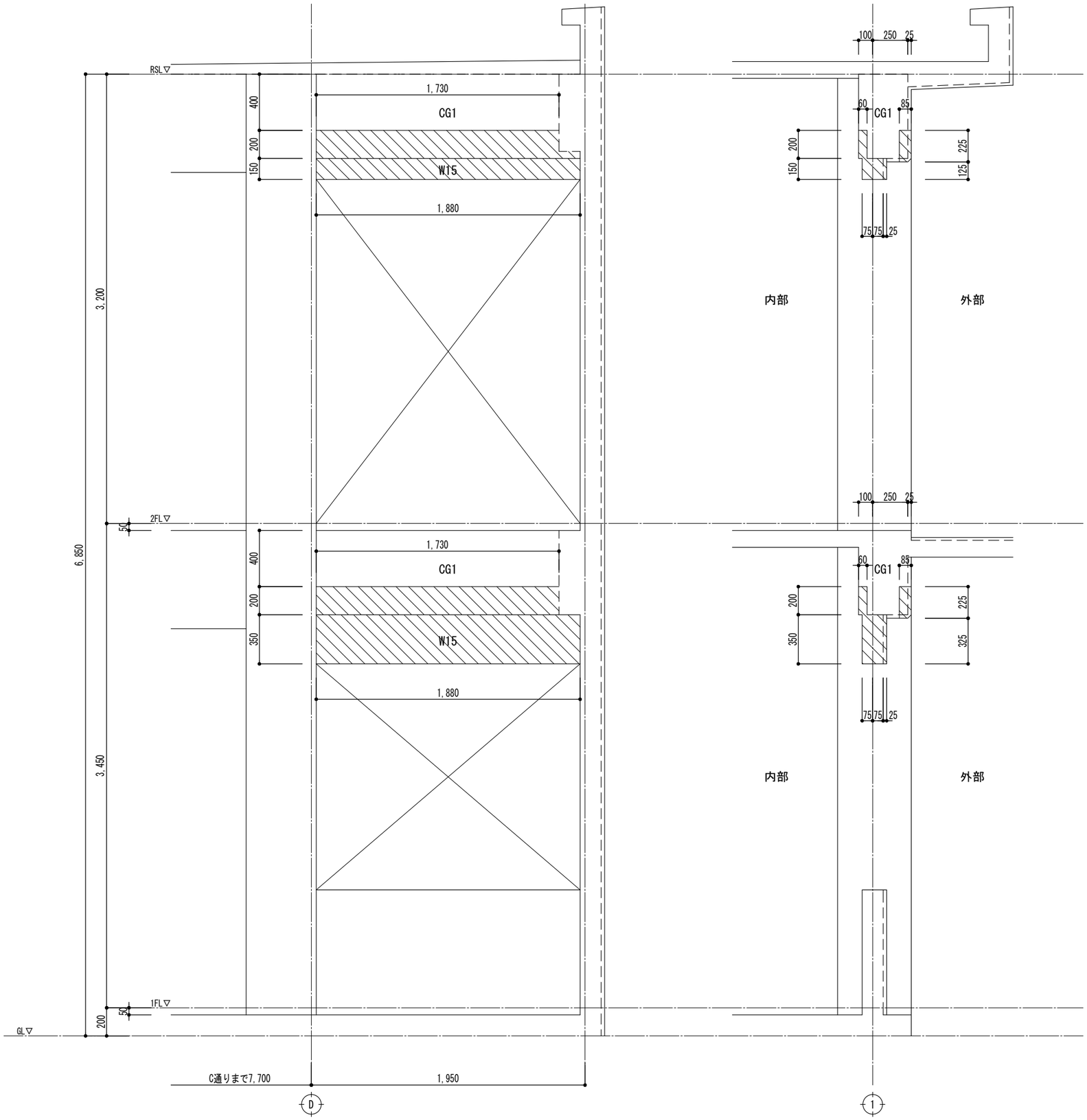

符号	CG1
位置	全断面
断面	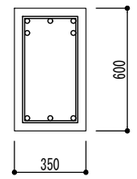
上筋	5-D22
下筋	3-D22
肋筋	9φ-150@

１通り既存躯体撤去図　S=1:30

部分は撤去範囲とする

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｓ－０４
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 既存躯体撤去図	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ３９
	作成日 令和７年３月	全５３葉

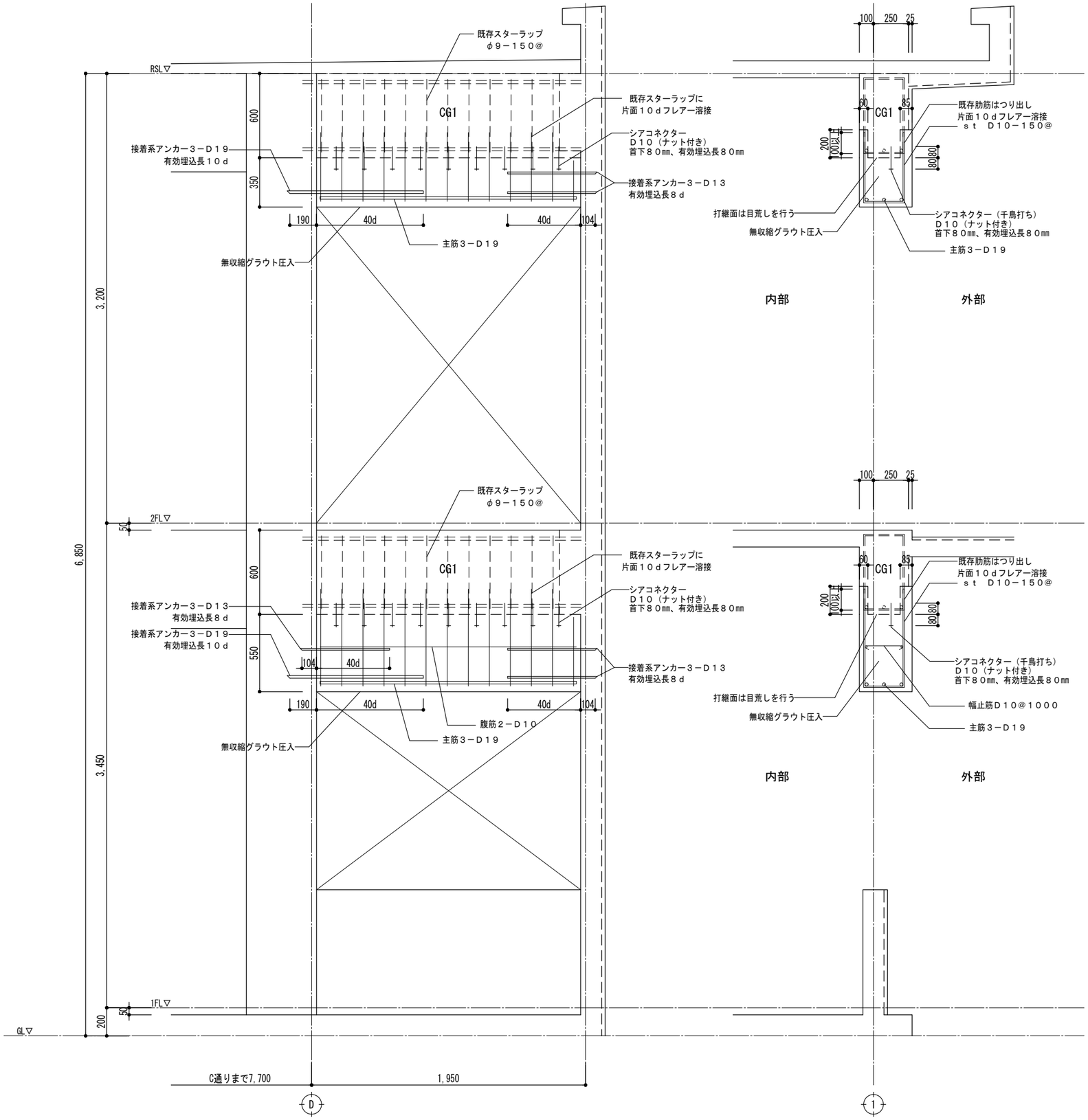

１通り梁補強図　S=1:30

特記事項

・補強部材に接する躯体面の表面仕上材、モルタルは撤去し、コンクリート面の目荒らしを行うこと。

・あと施工アンカーの打設前に、鉄筋探査を行い既存鉄筋位置を確認後施工すること。

使用材料　・鉄筋　D16以下　SD295
　　D19以上　SD345

・無収縮グラウト　設計基準強度Fc＝40N／mm2

・あと施工アンカーの引張強度試験は、D19（3本）とする。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 S－05
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 梁補強図	縮尺 1:30	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 40
	作成日 令和7年3月	全53葉

工事名称・　見明川認定こども園園舎安全対策工事

●本工事は、浦安市建設工事フレックス工期契約制度を適用する工事である。
なお、当該制度の取扱いについては、「浦安市建設工事フレックス工期契約制度実施要領」のとおりとする。
(1)工事着手期限日（契約締結日の翌日から60日以内）
(2)工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工事の最終日）
(3)留意事項
ア 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後、速やかに工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届けなければならない。
イ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
ウ 契約締結日の翌日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第10条に基づく現場代理人の設置を要しない。
エ 工事着手日の前日までの間は、現場施工（現場事務所の設置、資機材等の搬入又は仮設工事等）を行ってはならない。
オ 前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。

Ⅰ．工事概要

1.工事場所　浦安市弁天三丁目1番3号

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
認定こども園	RC造	2		(6) 項 ハ (3)	特定防火対象物	

3.工事種目（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印の付いたものは適用しない。）

建物別及び屋外 工事種目	工事種別 園舎				屋外
○ 受変電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 電灯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 動力設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 雷保護設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 電力貯蔵設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 発電設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内情報通信網設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 構内交換設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 情報表示設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 映像・音響設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 拡声設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 誘導支援装置	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ テレビ共同受信設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 監視カメラ設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 防犯・入退室管理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
● 火災報知設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○ 中央制御監視設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 構内配電線路	○	○	○	○	○ 一式
○ 構内通信線路	○	○	○	○	○ 一式
○	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式

4.指定部分　○ 無　○ 有（対象部分　　）
指定部分工期　　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1.共通仕様
工事発注に関する説明事項書(質疑に対する回答書を含む)、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和 4年版)」(以下、「標準仕･様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編)（令和 4年版)」(以下、「改修工事標準仕様書」という。）及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和 4年版)」（以下、「標準図」という。）による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、● 印のついたものを適用し、○ 印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般事項	● 電気工作物の種類	○ 事業用電気工作物(自家用電気工作物)　● 一般用電気工作物
	○ 電気保安技術者・	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者(　　)の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	● 施工従事者・・・	電気工作物においては法令で定める電気工事士とする。契約電力 500kW以上の電気工作物においても、第1種電気工事士により施工を行うものとする。
	● 化学物質を放散させる建築材料等	1.本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の1)から4)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 2)接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 3)接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ−n−ブチル及びフタル酸ジ−2−エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。 4) 1)の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 2.設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分においては、「規制対象外」とは、次の1)又は2)に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の3)又は4)に該当する材料を指す。 1)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 2)建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 3)建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 4)建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 県内生産品・・・	受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先：kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し電子成果として提出することとする。
	○ ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは受注者からの質問、協議への回答は、基本的に、「その日のうち(24時間以内)」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。 1)受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 2)受注者は工事施行中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
	○ 適用区分・・・・	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速 (Vo=　　m/s) 地表面粗度区分 ○Ⅰ ○Ⅱ ○Ⅲ ○Ⅳ) ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表 (　　)
	● 機材の品質等・・	1.本工事に使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、予め監督職員の承諾を受ける。 2.下記の表に機材名が記載された製造業者等は、次の 1)から 6)までの全ての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者名等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3)安定的な供給が可能であること。 4)法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6)販売、保守等の営業体制が整えられていること。 （表） ○ LED照明(一般屋内用に限る。) ○ 照明制御装置 ○ 可変速運転用インバータ装置 ○ 分電盤 ○ 制御盤 ○ キュービクル式配電盤 ○ 高圧スイッチギア(CM形) ○ 高圧スイッチギア(PM形) ○ 高圧交流遮断器 ○ 高圧進相コンデンサ ○ 高圧限流ヒューズ ○ 高圧負荷開閉器 ○ 高圧変圧器(特定機器) ○ 交流無停電電源装置 ○ 太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置) ○ 監視カメラ装置 ○ 中央監視制御(監視制御装置) （表記以外に品質等の確認が必要な機材がある場合は記載する。）
	● 工事用水・・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる(　○ 有償　○ 無償)
	● 工事用電力・・・	構内の既存施設　○ 利用できない　○ 利用できる(　○ 有償　○ 無償)
	● 監督職員事務所・	○ 設ける　● 設けない
	● 工事用仮設物・・	構内につくることが　● できる　○ できない
	● 官公署等への手続	工事に必要な官公署への手続きは受注者が代行し、速やかに行う。
	○ 足場その他・・・	○ 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ○ 機械設備工事　○ 建築工事　で設置する。） ○ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場等（○　種 ○　種） ○ 外部足場等（○　種 ○　種）
	● 工事写真・・・・	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領(令和3年版)」による。
	● CADデータ・・・・	設計図CADデータ　：● 貸与する　○ 貸与しない 著作権　：● 浦安市　○（　　） 貸与するCADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	○ 電子納品・・・・	1.本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和4年1月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2.工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、「センター」という。）から発行される「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」を携行すること。 3.工事完成検査後は、速やかに電子媒体1部と「千葉県電子媒体(副本)納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体(副本)受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4.「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。 ○ 完成図面：○ 図面(A1版)を折りたたんだ製本 ○ 図面(A1版)見開き製本　サイズ ○ A4版 ○ 版　○ 1 部 ○ 部 ○ 工事関係図書：本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの　○ 1 部 ○ 部 ○ 完成写真：○ キャビネ版 ○　撮影箇所 ○ 箇所 ○ 箇所　○ 1 部 ○ 部 ○ 保全に関する資料：－　○ 2 部 ○ 部 ○ 電子成果品：電子納品による　○ 3 部 ○ 部
	● 引渡しを要するもの	●　なし　○　あり(　　) 特別管理産業廃棄物 ○ なし　○ あり(PCB使用機器:　　) PCB使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。
	● 建設副産物の処理等	1.共通事項 1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成し、施工計画書に含める各1部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)　「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。 3)　建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提出すること。 2.建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　m3)は、　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　m3)は、片道運搬距離　kmに搬出するものとする。 3.路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　t)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの　に運搬し、処理するものとする。 4.建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥（　t）は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 5)　(　)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 6)　(　)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 7)　(　)は　市　町地先、片道運搬距離　kmの (※　中間処理場　・　最終処分場)　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5.再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間利用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　工事　市　町地先 イ　土質及び処理量　第　種建設発生土　m3 ウ　搬出時期　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用にあたっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1.利用先の確保 建設発生土情報交換システムを活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間流用により利用先の確保に努める。

章	項目	特記事項
● 一般事項		2.中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3.品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4.一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には、廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。
	● 環境への配慮・・	1.千葉県で定める「環境配慮物品調達方針」に基づき環境に配慮した物品を優先的に使用する。 2.「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の特定調達品目の判断基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月)による。 3.環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料及び機材を含む）の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。
	● 環境対策・・・・	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	○ 化学物質の濃度測定	○ 施工完了時に室内空気中の揮発性有機化合物の濃度を測定し、報告すること。 ○ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ○ パラジクロロベンゼン（用途が学校の場合、上記項目に追加する。） 測定はパッシブ型採集機器により行う。 着工前の測定　○ 行わない　○ 行う 測定対象室　○ 図示　○（　　） 測定個所数　○ 図示　○（　　） 測定値が厚生労働省指針値を超えた場合は、換気後再測定し報告書を提出すること。
	● 保険・・・・・・	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 1)被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 2)保険金額　請負代金全額 3)保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が500万円以上となる場合には、工事実績情報システム(CORINS)に基づき、工事実績データを作成する。 また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に(一財)日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 1)工事受注時　契約締結後10日以内 2)登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 3)工事完成時　工事完成後10日以内
	● 工事現場管理・・	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 1)積載重量制限を超過して土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 2)さし枠装着車、不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。 3)過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けるなど、過積載を助長することのないようにすること。 4)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 5)建設発生土の処理及び骨材等の購入にあたって、下請事業者及び骨材等納入者の利益を不当に害することのないようにすること。 6)以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の書式により提出することができる。
	● 安全対策・・・・	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	○ 他工事との取合い	別表1による。
	○ 中間検査・・・・	○中間検査を実施する。 (回数　回、　実施時期　工事完了時) 中間検査の範囲 (　　)
	○ 中間検査の対象工事	本工事が、低入札価格調査制度調査対象工事(以下「調査対象工事」という。)に該当した場合は、千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)及び中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 1)調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 2)中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象としない。
	○ 条件明示項目・・	○ 施工可能期間 月　日～　月　日（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日まで に下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所（　　）

工事名称：青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番：Ｅ－０１
図面名称：見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備工事特記仕様書（１）	縮尺：―	
担当課：健康こども部　保育幼稚園課	工事番号：07-05	通し番号：４１
	作成日：令和７年３月	全５３葉

章	項目	特記事項
● 一般事項	○ 施設点検・・・・	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、1年目及び2年目に関係者(営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課から依頼があり次第施設点検に立会い協力するものとする。
	● その他・・・・・	本工事に含まれる建築工事、機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の標準仕様書(令和 4年版)に準拠して行う。 情報システム課が設置した機器(アクセスポイント、サーバラック等)がある場合は、取扱いを監督職員と協議すること。
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1)から4)の全てを実施することとする。 1)対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降「使用機器」と称する)については、営繕工事写真撮影要領２．(３)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」 URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、 URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 2)デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、1)の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２．(３)撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 3)小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、2)に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 4)小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。 なお納品時に、受注者は URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
● 共通事項	● 金属製露出管路・(亜鉛メッキ面)の塗装	●すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り)を行う。 ●配線室以外の管路は、すべて下地処理の後、塗装(調合ペイント2回塗り) を行う。 ○
	● 厚鋼電線管・・・及び同附属品・・	電線管外面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管内面の仕上げは、 ● 溶融亜鉛メッキ ○ 製造者標準 とする。 電線管付属品は、 ● 上記と同等の防食性能を有する防水形 ○ 標準品 とする。
	○ フロアープレート フロアーカバー・	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 砲金製 ○ アルミ合金製 ○ ステンレス製 〃 ○ 水平高低調整式(空転防止リング付)
		0A用インナーコンセント ○ 樹脂製 ○ アルミ合金製
	● フラッシュプレート	特記あるもの及び特殊なものを除き ○ 樹脂製 ● アルミ合金製 ○ ステンレス製
	● 呼び線・・・・・	長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニール被覆鉄線を挿入する。
	● 保温・結露防止・	建築工事にてFP板(スタイロホーム等)打ち込みの箇所に取付ける位置ボックス等は、保温、結露防止処理を行う。
	● 合成樹脂製可とう電線管	合成樹脂製可とう電線管(PF)は、一重管とする。
	● 屋外プルボックス	● 溶融亜鉛メッキ製 ○ ステンレス製 防水形とする。
	● はつり・・・・・	既存のコンクリート床、壁などの配管貫通部の穴開けは、原則としてダイヤモンドカッタによる。
	● 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し既存躯体に穿孔する場合は、金属の探知により電源供給が停止できる付付属装置等を用いて施工する。
	● 再使用機器・・・	取り外し再使用機器は、清掃および絶縁抵抗測定のうえ取り付けを行う。ただし、絶縁劣化等により再使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
	○ 耐震措置・・・・	設備機器の固定は、次に示す事項を除き「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(独立行政法人建築研究所監修)による。 1)設計用水平地震力 機器の重量(kN)に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、次による。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中 間 階・	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・1階・	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

【備考】・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階縦の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
・水槽類に燃料小出槽を含む。

重要機器は次のものを示す。
○ 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 直流電源装置
○ 交流無停電電源装置 ○ 交換機 ○ 自動火災報知受信機
○ 中央監視装置 ○

2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

章	項目	特記事項
● 共通事項	● 工事前の絶縁抵抗測定 ● 施工調査・・・・	改修する回路の絶縁抵抗は、比較のため工事の前後で測定すること。 事前調査 ● 本工事 ○ 別途 調査項目 ○ 既存資料調査 ○ 調査範囲 ○ 図示 ○ 調査方法 ○ 図示 ○ ○ はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。
○ 受変電設備	○ 電気方式・・・・ ○ 主遮断機・・・・ ○ 設備容量・・・・ ○ 進相コンデンサ・ ○ 配電盤・・・・・ ○ 絶縁ゴムマット・ ○ その他・・・・・	高圧 ○ 三相3線式 6kV 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ CB形(5サイクル以内) ○ PF-S形 変圧器総容量 kVA (うち本工事に係るもの kVA) ○ 高圧 kVar ○ 低圧 自動力率制御(○ あり ○ なし) ○ 屋内形 ○ 屋外形 W1000×10t×L 1)変圧器は ○ 油入形 ○ モールド形 変圧器とする。 2)高圧交流負荷開閉器(LBS)はストライカ式とする。 3)変圧器のB種接地線には、漏電警報器(ELR)を設置する。 4)DS・LBS等の充電部が露出する機器には、十分な強度を有する透明アクリル板保護扉を設ける。
● 電灯設備	● 電気方式・・・・ ○ ハイテンション・アウトレット・・ ○ 非常照明器具・・ ● 配線器具・・・・ ○ 非常用の照明装置の照度測定箇所数	幹線 ○ 単相3線式 200V/100V ○ 直流2線式 100V 分岐 ● 単相2線式 100V ○ 直流2線式 100V ○ 単相2線式 200V ○ 外部固定式 ○ 内部固定式 ○ 回転形又は上下動形 ○ アップ形 ○ 電池内蔵形 ○ 電池別置形 ● タンブラスイッチは ○ ワイド形 ● 大角形 ● 壁付コンセントは(2口は複式で可) ○ ワイド形 ● 大角形 測定数 ： 監督職員の指示による。
○ 動力設備	○ 電気方式・・・・ ○ 機器への接続・・	幹線 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 分岐 ○ 三相3線式 200V ○ 相 線式 V 本工事制御盤より別途電動機等への配線接続は ○ 本工事 ○ 別途工事
○ 構内配電線路	○ 電気方式・・・・ ○ 電線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ 装柱機材・・・・ ○ 外灯接地・・・・ ○ 区分開閉器等・・ ○ その他・・・・・	○ 高圧 三相3線式 6kV ○ 低圧 ○ 三相3線式 200V ○ 三相 線式 V ○ 単相3線式 200V/100V ○ 単相 線式 V ○ 単相 線式 V ○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 ○ 耐塩形(ケーブル端末処理材とも) ○ 重耐塩形 ○ 1基毎単独 ○ 共用(ケーブル1芯使用) 1)架空引込 高圧気中負荷開閉器(PAS)、(SOG+DGR)付収納箱(ステンレス製) 2)地中引込 地中線用高圧ガス負荷開閉器(UGS)(SOG+DGR)付 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シート(高圧は管理者名入り)を設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○ 構内通信線路	○ 配線方式・・・・ ○ 地中線路の余長・ ○ 地中管の材質・・ ○ その他・・・・・	○ 地中線式 ○ 架空線式 マンホール、ハンドホール内で各系統2箇所以上(1巻程度)ケーブルの余長を設ける。 ○ 厚鋼電線管(防食テープ1/2重ね2回巻き、4層) ○ 波付硬質ポリエチレン管 ○ 防水鋳鉄管 ※防食テープはJIS Z-1901を使用し、地上立ち上がり部分はGL+300mmまでテープ巻きを行う。 地中線には、ケーブル埋設標及び埋設標識シートを設ける。 埋設標 ○ 鉄製 ○ コンクリート製 標識シート ○ (GL-300 ○ 2倍折り)
○ その他	○ 上ガス対策・・・	○ なし ○ あり(下記による) ○ 自然換気口 ○ ガス抜き管 ○ 強制換気装置 ○ ガス検知器 ○ その他( ) ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項
● 別表1(ここ)	○ 接地極・・・・・	接地極の材料は原則として下記による。

	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格・数量
○	共同接地	$E_{A,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	共同接地	$E_{A,C,D}$	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	A種接地	E_A	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	B種接地	E_B	150/Ιφ以下※	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	C種接地	E_C	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	D種接地	E_D	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	D種接地	E_D	Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	交換装置用	E_t	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(10Ω)	E_{At}	10Ω以下	EB(D=14,L=1,500又は W=40,L=1,200)×3連ー 組
○	通信用(100Ω)	E_{Dt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	電話引込口の保安器用	E_{Lt}	100Ω以下	EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1
○	測定用	E_0		EB(D=10,L=1,000又は W=30,L=900)×1

※ 接地抵抗値は、電気事業者と協議のうえ決定すること。

● 機器取付高・・・ 図面に記載のなき場合、機器の取付高さは原則として下記による。

	名 称	測 点	取付高(mm)
電力共通	積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000
	引込開閉器(低圧)	地上～中心	1,800～2,200
	分電盤	床上～中心	1,500
電灯	スイッチ	床上～中心	1,300
	〃 (多機能トイレ)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	〃 (台上)	台上～中心	150～200
	〃 (車椅子用)	床上～中心	900
	ブラケット(一般)	〃	2,100～2,300
	〃 (踊場)	〃	2,000～2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500
	開閉器箱	〃	1,500 (上端1,900以下)
	制御用スイッチ	〃	1,300
構内交換	端子盤(室内)	床上～下端 天井下～上端 床上～中心	300 200 1,300
時計	壁掛形親時計	床上～中心	1,500
	子時計	〃	(天井高)×0.9
拡声	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0.9
	壁付アッテネーター	〃	1,300
出退・マルチサイン	情報表示盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル、ブザー、チャイム	〃	2,300
	壁付押ボタン(一般)	〃	1,300
誘導支援	外部受付用ｲﾝﾀｰﾎﾝ(子機)	「標準図」による	「標準図」による
	壁付インターホン(上記以外)	床上～中心	1,300
	壁付呼出ボタン(多機能トイレ)	〃	900(400)
テレビ共同受信	機器収容箱	天井下～上端	200
	テレビ端子直列ユニット(一般)	床上～中心	300
	テレビ端子直列ユニット(和室)	〃	150
自動火災報知	受信機・副受信機	床上～操作部	800～1,500
	機器収容箱	〃	800～1,500
	発信器	床上～中心	800～1,500
	警報ベル	〃	(天井高)×0.9
	表示灯	〃	(天井高)×0.8
	液化石油ガス検知器	床上～上端	300

(備考) (天井高)×0.9及び(天井高)×0.8は天井高が2,500～3,000mmの場合に適用する。
注) 天井高3,000mm以上の場合及び上記取付高さでは機器の使用に支障がある場合は、監督職員と協議する。
呼出ボタン(多機能トイレ)の取付高さ(400)は床に転倒した時を考慮した高さを示す。

章	項目	特記事項
● 別表1(ここ)	○ 工事区分表・・・	図面に記載のなき場合、各工事との取り合いは原則として下記による。

	工事内容		施工区分 建築	電気	機械
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	●	○	○
		スリーブ、型枠	○	●	●
	埋込形(分電盤、端子盤、プルボックス)	鉄筋補強	●	○	○
	風道、埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口 換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	○	●	●
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切り込み	補強とも	●	○	○
		補強のない場合	○	●	●
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		●	●	●
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ(工場加工)		●	○	○
基礎	屋内 配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	●		
	屋内 受水槽、サービスタンク	上記以外	○	●	●
	屋外 配電盤、制御盤、キュービクル 受水槽、消化水槽	鉄筋基礎	○	●	●
		無筋基礎	○	○	○
	屋上 テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	●	○	○
	高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	○	●	●
	架台、アンカーボルト		○	●	●
点検口	床、天井、壁		●	○	○
	配線ピット、トレンチピット		●	○	○
配管配線	機器付属の制御盤(接地共)	一次側	○	●	○
		二次側	●	●	●
	制御盤と動力盤の間(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	天井吊り型FCU及び全熱交換形換気(接地共)	電源供給	○	●	○
		操作 配管	○	○	○
		回路 配線( )	○	○	○
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		○	●	○
その他	防油提		●	○	○
	インサート、吊りボルト		●	●	●
	換気扇枠		○	○	○
	外部取り付けギャラリー (ダクト、チャンバー接続フランジを含む)		●	○	○

● 施工図等の取扱い 施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０２
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備工事特記仕様書 （２）	縮尺 ―	
担当課 健康こども部 保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４２
	作成日 令和７年３月	全５３葉

機　器　凡　例	
記　号	名　　称
コンセント設備	
◪	分電盤
配線・配管等	
――――	天井内配線
D	防火区画貫通措置　　丸形貫通処理（壁用）　片側施工
■	壁貫通補修

配　線　凡　例	
コンセント設備	
2F3	EM-EEF2.0mm-3C

図　示　記　号　一　覧	
⊠	天井点検口（建築工事）

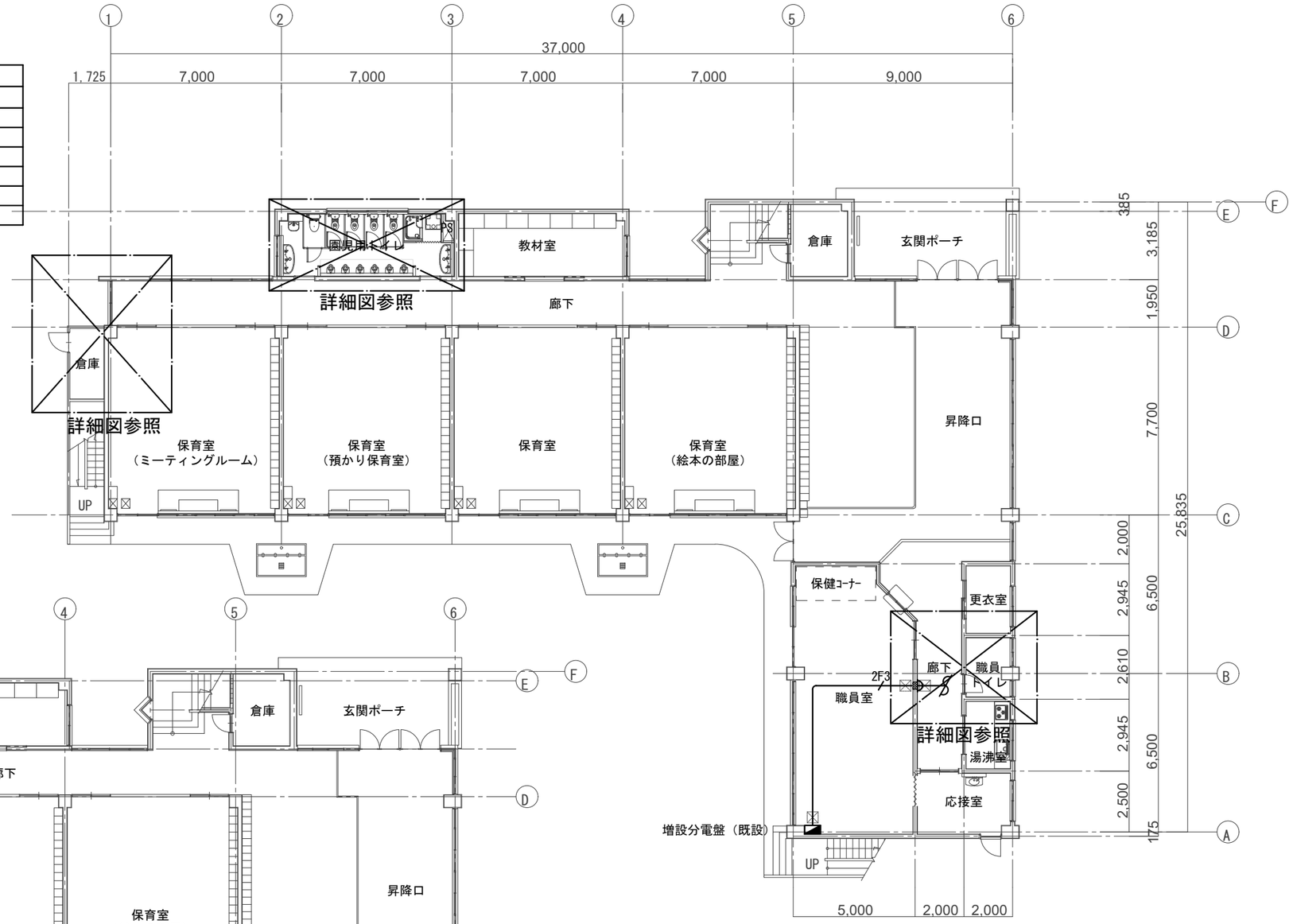

１階平面図＜改修後＞　S=1:200

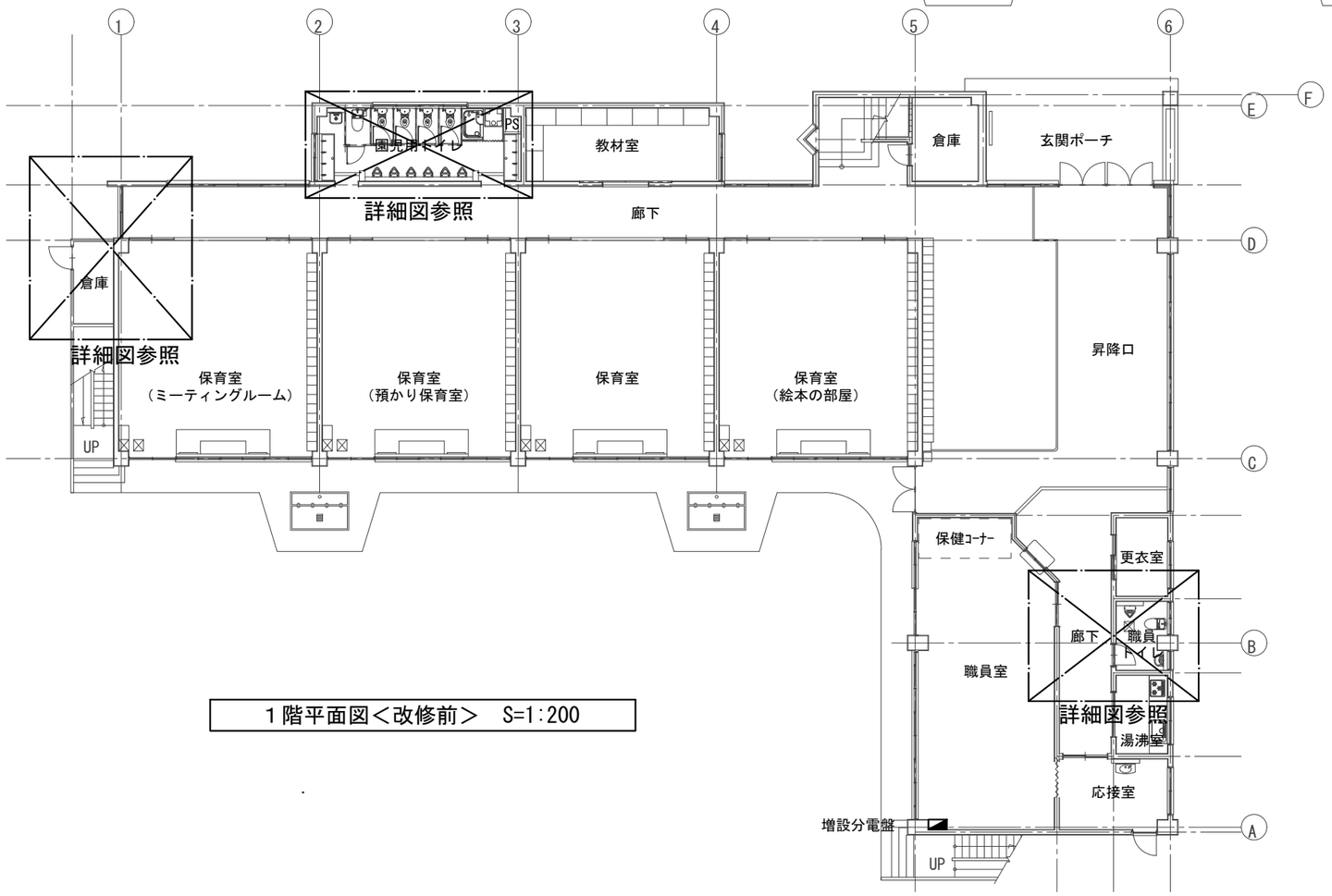

１階平面図＜改修前＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図　番 Ｅ－０３
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備１階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４３
	作成日 令和７年３月	全５３葉

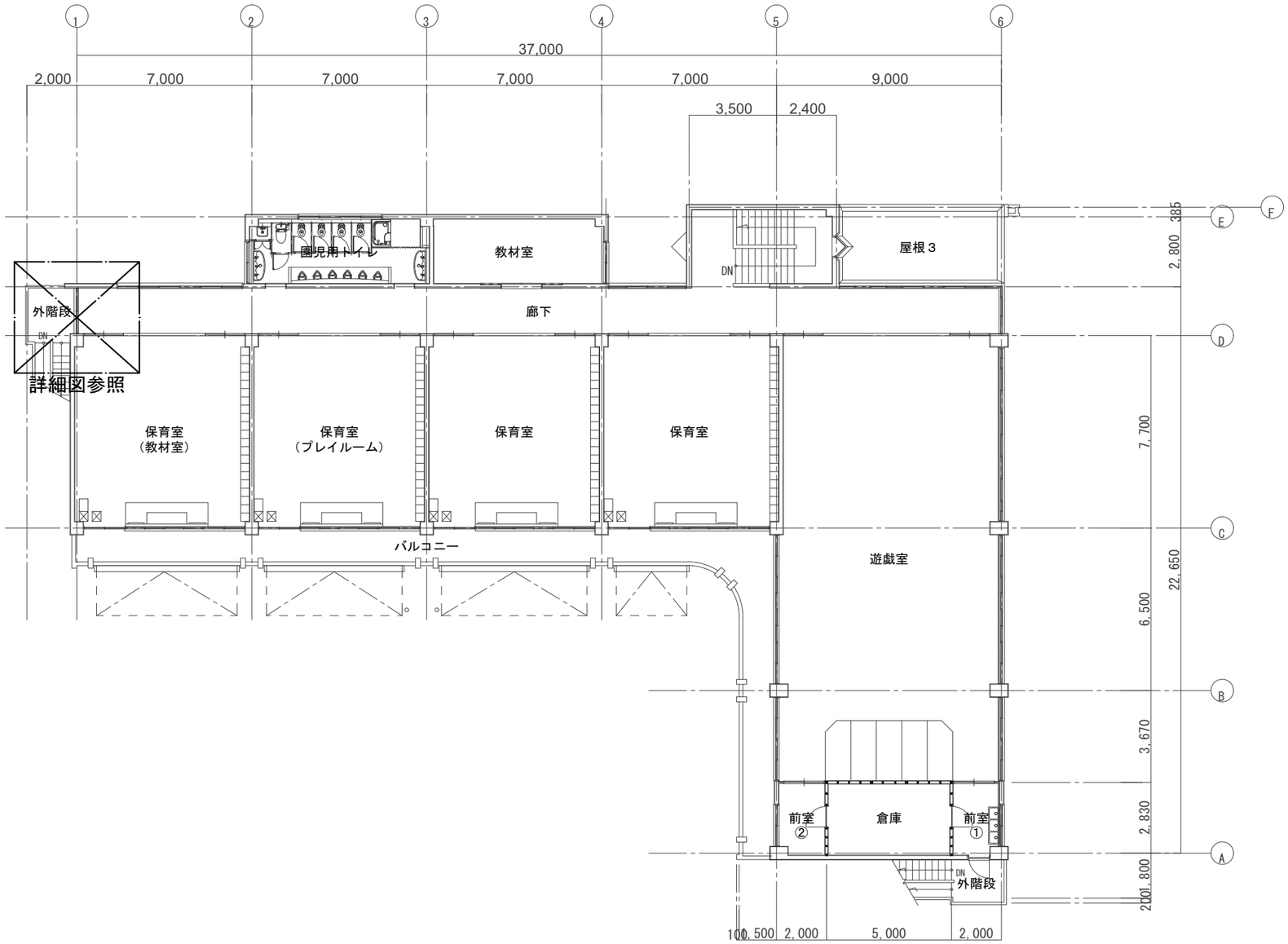

２階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０４
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備２階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４４
	作成日 令和７年３月	全５３葉

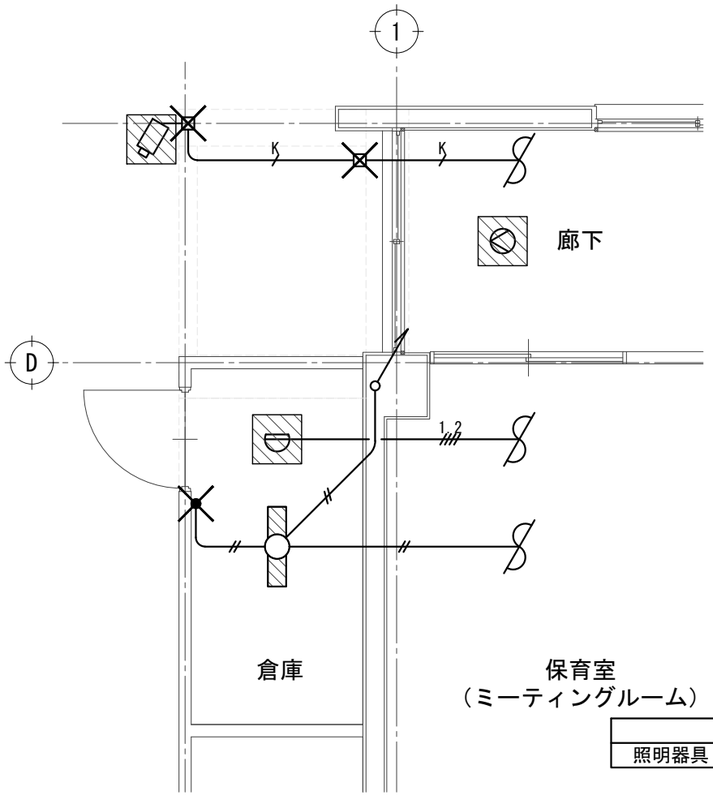

倉庫
照明器具 LDL20形×2 逆富士型 ： 1台

電気設備　１階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

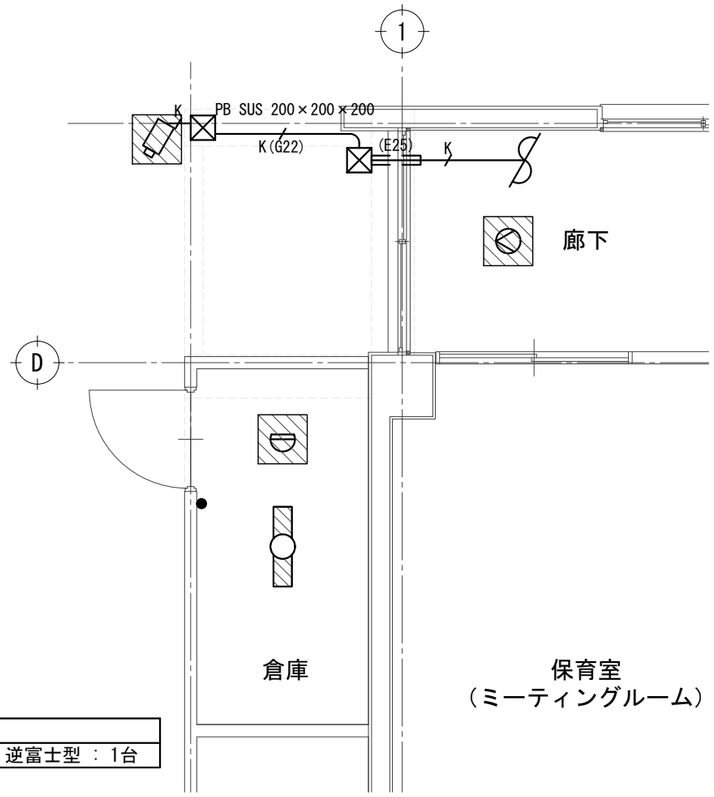

電気設備　１階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	照明器具	壁付
	避難口誘導灯	B級BL型　天井付　リニューアルプレート共
	タンブラスイッチ	1P15A×n　(nは個数)
自動火災報知設備		
	差動式スポット型感知器	2種
機械警備設備	（別途工事）	
	検知器	（空間検知器）
	防犯カメラ	
配線・配管等		
	天井内配線	
	実管スリーブ	配管サイズは傍記による。
	プルボックス	材質、寸法は傍記による。
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
自動火災報知設備	
1,2	IV1.2mm×4 (19)
機械警備	
K	機械警備配線（別途工事）

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去

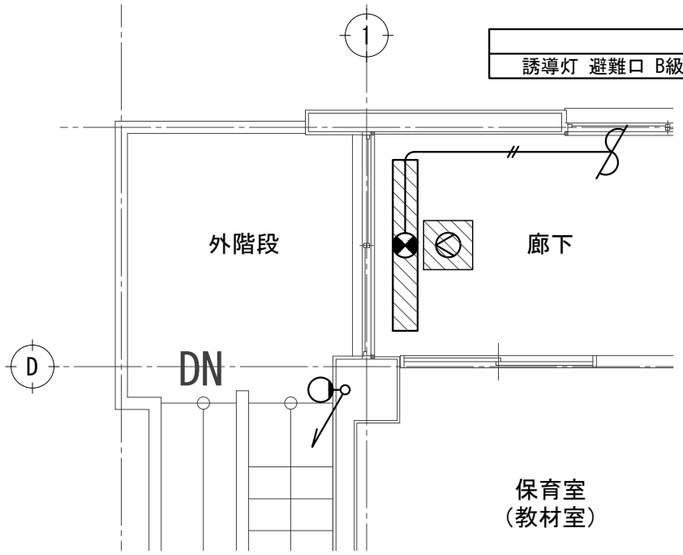

廊下
誘導灯 避難口 B級BL型 リニューアルプレート共 ： 1台

電気設備　２階平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

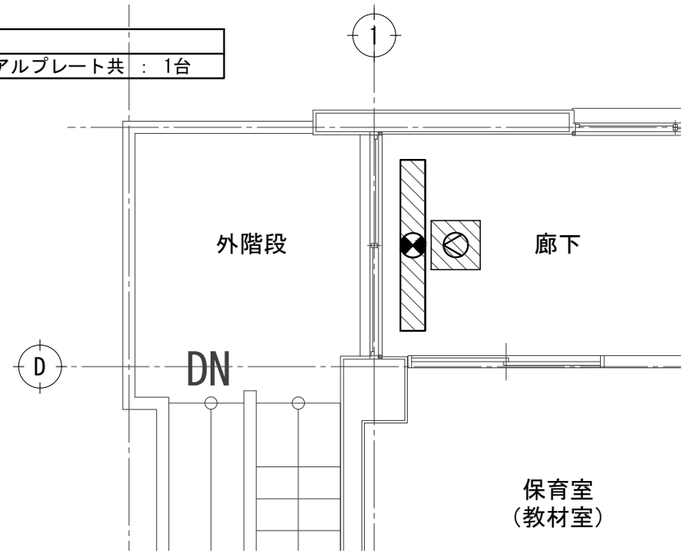

電気設備　２階平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

注記

１．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

２．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０５
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備１階・２階平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４５
	作成日 令和７年３月	全５３葉

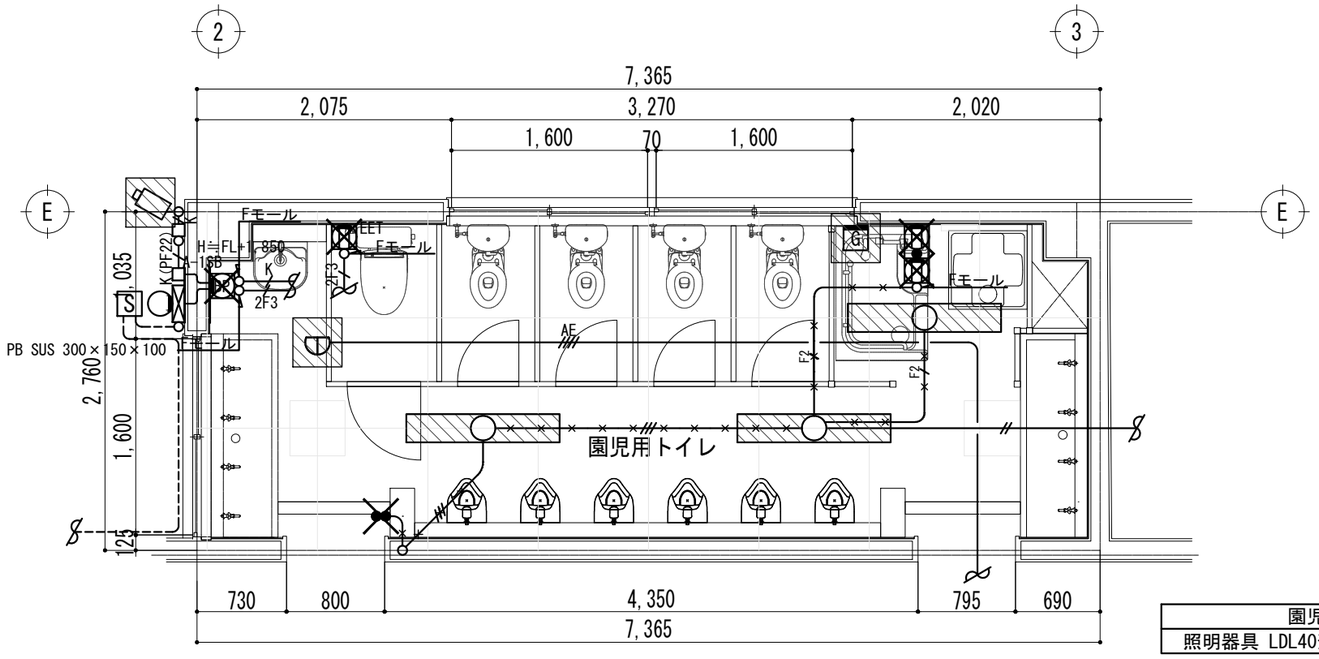

園児用トイレ
照明器具 LDL40形×2 逆富士型 ： 3台

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

廊下
CH=2,435
FL=±0

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	照明器具	壁付
	タンブラスイッチ	1P15A×n　(nは個数)
コンセント設備		
	コンセント	2P15A×2
EET	コンセント	2P15A×1　接地極 接地端子付
	コンセント	2P15A×1　タンブラスイッチ 1P15A×1付
自動火災報知設備		
	定温式スポット型感知器	1種 防水型
ガス漏れ警報設備		
G	ガス漏れ検知器	壁掛型　都市ガス用　100V
機械警備設備	(別途工事)	
	防犯カメラ	
配線・配管等		
	天井内配線	
	露出配線	1種金属線ぴ
	プルボックス	材質、寸法は傍記による。
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型
BP	ブランクプレート	新金属製
MM1-*	1種金属線ぴ	立上り　(*は規格を示す)
*-nSB	1種金属線ぴ付属品	n個用スイッチボックス　(*は規格を示す)
*-CB	1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス　(*は規格を示す)

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
	IV1.6mm×3 (19)
F2	EM-EEF1.6mm-2C
	EM-EEF1.6mm-3C
2F3	EM-EEF2.0mm-3C
自動火災報知設備	
AE	EM-AE0.9mm-4C (PF16)
機械警備	
K	機械警備配線 (別途工事)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去
	既設配線・配管撤去

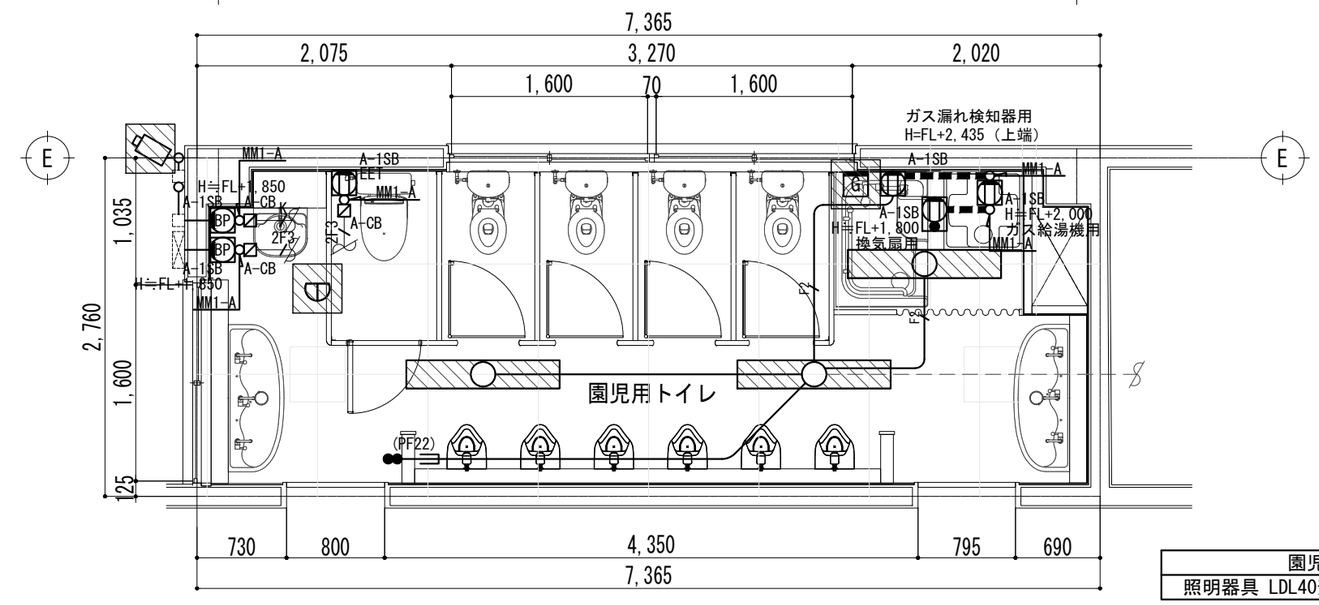

園児用トイレ
照明器具 LDL40形×2 逆富士型 ： 3台

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

廊下
CH=2,435
FL=±0

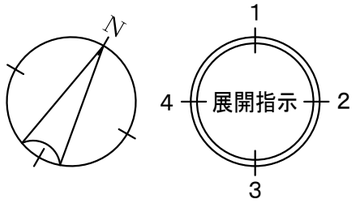

注記

1．機械警備工事において本工事では配管の切り廻しを工事対象とし、機械警備機器の一時撤去・再取付け、及び配線撤去・布設替えは別途発注工事にて行うものとする。

2．別途発注工事を行うため、施設管理者と協議し、余裕を持った工期日程で依頼が出来るように協力すること。

3．屋外照明用電源及び温水洗浄便座用コンセントの立上り配線は取外し再使用、配管は撤去・新設とする。尚、工事中配線は影響範囲外で養生とする。

4．感知器取外し再取付けに伴い、配線・配管は養生とする。

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｅ－０６
図面名称 見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備 １階園児用トイレ 平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４６
	作成日 令和７年３月	全５３葉

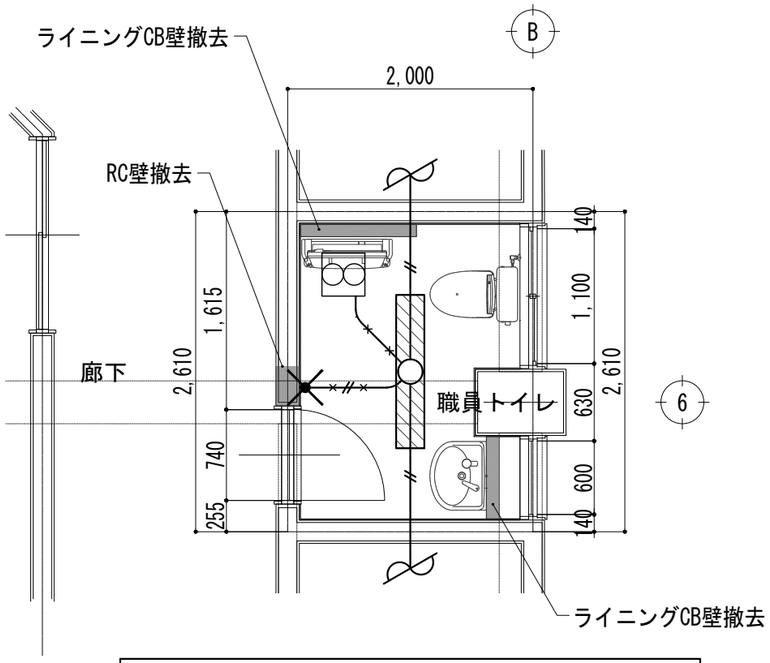

１階職員トイレ　平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

職員トイレ
照明器具 LDL40形×2 逆富士型 ： 1台

機　器　凡　例		
記　号	名　　称	
電灯設備		
	照明器具	天井付
	照明器具	壁付
●	タンブラスイッチ	1P15A×n　(nは個数)
●L	タンブラスイッチ	1PL15A×n　(nは個数)
コンセント設備		
EET	コンセント	2P15A×1　接地極 接地端子付
自動火災報知設備		
	定温式スポット型感知器	1種 防水型
配線・配管等		
	天井内配線	
	露出配線	１種金属線ぴ
	プルボックス	材質、寸法は傍記による。
	ジャンクションボックス	アウトレットボックス　中四角　浅型
BP	ブランクプレート	新金属製
MM1-*	1種金属線ぴ	立上り　(*は規格を示す)
*-nSB	1種金属線ぴ付属品	n個用スイッチボックス　(*は規格を示す)
*-CB	1種金属線ぴ付属品	コーナーボックス　(*は規格を示す)
	壁貫通補修	

配　線　凡　例	
電灯設備	
	IV1.6mm×2 (19)
F2	EM-EEF1.6mm-2C×条数
	EM-EEF1.6mm-3C
2F3	EM-EEF2.0mm-3C
自動火災報知設備	
AE	EM-AE0.9mm-4C (PF16)

図　示　記　号　一　覧	
	既設機器取外し再取付
	既設機器撤去
	既設配線・配管撤去

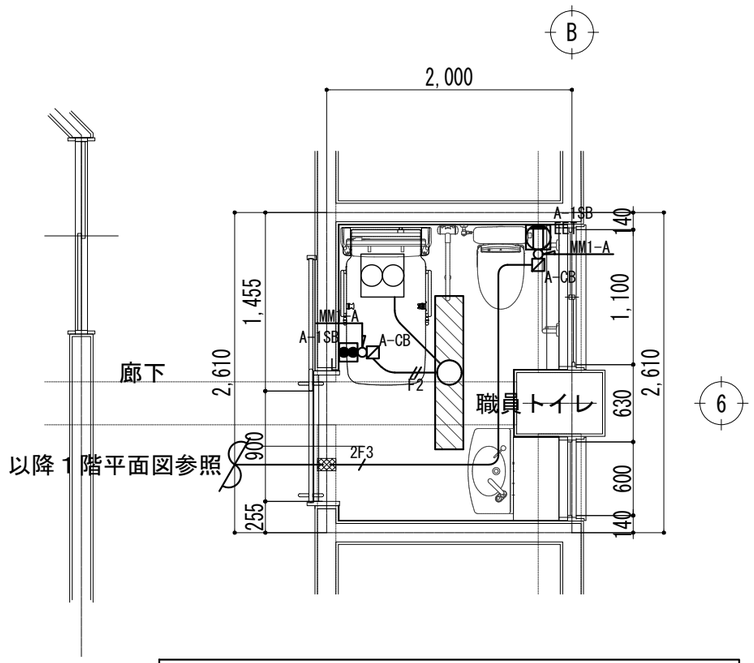

１階職員トイレ　平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

職員トイレ
照明器具 LDL40形×2 逆富士型 ： 1台

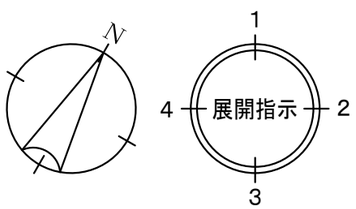

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図 番 Ｅ－０７
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 電気設備　１階職員トイレ　平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ４７
	作成日 令和７年３月	全５３葉

工事名称　見明川認定こども園園舎安全対策工事

○ フレックス工期契約制度
○ 適用する　工事の着手期限日　令和○年○月○日　　工事の終期日　令和○年○月○日　　○適用しない
留意事項
・受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後７日以内に工事着手日通知書（第１号様式）を発注者に届け出なければならない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
・契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
・工事着手までの間は、工事の施工（現場事務所の設置、資機材等の発注及び工場製作を含む）を行ってはならない。
・前金払は、工事着手日の10日前までは請求できない。
・工事実績情報システムへの登録に際しては、主任（監理）技術者及び現場代理人の従事期間は、工事着手日をもって登録するものとする。（工事契約日から工事着手日の前日までを除くこととする。）

Ⅰ.工事概要

1.工事場所　　浦安市弁天三丁目１番３号

2.建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m2)	消防法施行令別表第一	施設の分類	備考
見明川認定こども園	RC造	２		６項　ハ（３）		

3.工事種目（●印の付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別 園舎棟						屋外
○ 空気調和設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 換気設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排煙設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 自動制御設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 衛生器具設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 排水設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 給湯設備	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 消火設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 厨房設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ ガス設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 排水処理設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○ 雨水利用設備	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
● 撤去工事	● 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式	○ 一式
○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○

4.指定部分　　○ 無　　○有　対象部分（　　　　　　　　　　）
指定部分工期　令和　年　月　日

5.設備概要（●印の付いたものを適用する。）

方式及び種類	設備概要
○ 空調方式	○ ヒートポンプパッケージ型空調機
○ 主要熱源機器	○
○ 自動制御方式	○ 電気式　○ 電子式　○ デジタル式
● 給水方式	○ 高置タンク方式　○ ポンプ直送方式　● 水道直結方式
● 排水方式	建物内の汚水と雑排水（　○ 合流式　● 分流式　） ポンプ排水　○ 有（　○ 汚物　○ 雑排水　○湧水　）　○無 建物外放流先　(1) 汚水　● 直放流下水管　○ 合併処理浄化槽 (2) 雑排水 ● 直放流下水管　○ 合併処理浄化槽
○ 消火設備の種類	○ 屋内消火栓設備　○ スプリンクラー設備　○ 泡消火設備 ○ 連結散水設備　○ 連結送水管　○ 不活性ガス消火設備（ ○　　　）

Ⅱ.工事仕様

1.共通仕様
(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記仕様書等のうち、●印の付いたものを適用する。
● 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）
● 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
● 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和4年版）（以下「標準図」という。）
(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を適用する。
なお、電気設備工事の特記仕様書は（　/　）図、建築工事の特記仕様書は（　/　）図による。

2.特記仕様
章、項目及び特記事項共に、●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	● 機材の品質等	(1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等以上のものとする。ただし、同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ②生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。
	● 環境への配慮	(1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和3年2月)」による。 (2) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項(「資材(材料および機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)に留意すること。 (3) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 (4) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	○ 室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン(用途が学校の場合は、パラジクロロベンゼンを含む)の濃度を測定し、監督職員に報告すること。 測定はパッシブ型採集機器により行う。 測定時期　○ 工事着手前　○ 施工終了時 測定対象室　○ 図示　○（　　　） 測定箇所数　○ 図示　○（　　　）

章	項目	特記事項
	○ 電気保安技術者	本工事現場に置く電気保安技術者は、千葉県自家用電気工作物保安規程第三条に定める工事管理者（　　　　）の任命する監督職員の職務を補佐し、電気工作物の保安業務を行うものとする。
	○ 技能士の適用	原則として、新築または増改築に係る面積が3,000m2を超える建物の内、適用職種作業の各直接工事費が1,000万円以上の大規模工事に適用。 ○ 配管施工(配管工事)　○ 建築板金施工(ダクト製作及び取付け) ○ 熱絶縁施工(保温工事)　○ 冷凍空気調和機器施工(冷凍空調機器の据付)
	○ 監督職員事務所	○ 設けない　○ 設ける
	● 工事用電力・水・その他	● 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続等の費用はすべて受注者の負担とする。 工事用水　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ● 有償　○ 無償 ） 工事電力　構内の施設　○ 利用できない　● 利用できる（ ● 有償　○ 無償 ）
	○ 工事用仮設物	構内につくることが　○ できる　○ できない
	● 足場その他	● 別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 （ ● 建築工事　○ 電気設備工事　で設置する。） ○ 本工事で設置とする。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ○ 内部足場　（ ○　種 ○　種 ○　種 ） ○ 外部足場　（ ○　種 ○　種 ○　種 ○　種 ）
	● 建設副産物の処理等	1 共通事項 1)「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。 また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。 ◎作成対象工事 「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額 100 万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。 2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」 に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」 を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。 建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。 3)建設副産物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票の D 票及び E 票の写しを提出すること。 また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体または建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（譲渡確認票等）を提出すること。 2 建設発生土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。 2)指定(A)(その他)の場合 建設発生土(　　m3)は、　　地先に搬出するものとする。 なお、詳細については監督職員の指示によるものとすること。 3)指定(B)の場合 建設発生土(　　m3)は、片道運搬距離　　kmに搬出するものとする。 3 路盤廃材 本工事により発生する 路盤廃材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの に運搬し、処理するものとする。 4 建設廃棄物 本工事により発生する 1)アスコン塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 2)コンクリート塊(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 3)建設発生木材(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 4)建設汚泥(　　t)は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 5)ガラスくず及び陶器くず(　　m3) は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 6)金属くず(　　m3) は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 7)廃プラスチック(　　m3) は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 8)混合廃棄物(　　m3) は　　市　　町地先、片道運搬距離　　kmの （※ 中間処理場 ・ 最終処分場）　　に運搬し、処理するものとする。 なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。 工事発注後、事情により上記の指定処理により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 5 再生処理土 1)指定(A)(工事間利用)の場合 本工事により再生処理した処理土のうち、下記に示す処理土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。 ア　搬出先(相手先工事名、場所等)　　工事　　市　　町地先 イ　土質及び処理量　　第　種建設発生土　　m3 ウ　搬出時期　　年　月 ～　年　月 なお、搬出手続き等は監督職員の指示によること。また、建設汚泥の再生利用に当たっては、平成18年6月12日付国土交通事務次官通知「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」等に基づき、適正に処理すること。 留意事項 1 利用先の確保 建設発生土情報交換システム(JACIC)を活用して、建設発生土と同様、積極的に工事間利用により利用先の確保に努める。 2 中間処理施設の選定 中間処理施設の選定に当たっては、利用先の品質要件にあう発生処理土を確保するため、他の残土と混ざらないようにいかに再生処理できるかが大きな要素となる。このため、経済性を含めて、総合的に判断する必要がある。 また、リサイクル原則化ルールに基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS:JACICシステム)の登録処理業者を活用して、50km範囲で検索する。 3 品質・安全性の確保 処理土の品質・安全性を確認するため、土質試験、土壌分析試験などを行う。 4 一時保管 利用先との工程調整のため一時保管する場合には廃棄物処理法等の手続きが必要となるので注意する。
	○ 建設発生土の処理	○ 埋め戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○
	○ 埋め戻し土・盛土	○ 根切り土の中の良質土　○ 山砂の類
	● 工事写真	国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「営繕工事写真撮影要領（令和3年版）」による。

章	項目	特記事項
	● デジタル工事写真の小黒板情報電子化	デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。 対象工事では、以下の（１）から（４）の全てを実施することとする。 (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降「使用機器」と称する）については、営繕工事写真撮影要領2.(3)に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (2) デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入 受注者は、（１）の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事撮影要領２.（3）撮影方法」による。 ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。 (3) 小黒板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、（２）に示す小黒板情報の電子的記入については、同要領４．で規定されている写真編集には該当しない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、（２）に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。
	● 設計図CADデータ	・設計図CADデータ　：　● 貸与する　○ 貸与しない 貸与する設計図CADデータを当該工事の施工図または完成図の作成以外の目的に使用してはならない。
	● 電子納品	1 本工事は、電子納品の対象工事である。 電子納品は、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】令和４年１月」（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて行う。 2 工事完成検査時には、（公財）千葉県建設技術センター（以下、センターという。）から発行される「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」を、携行すること。 3 工事完成検査後は、速やかに電子媒体の１部と「千葉県電子媒体（副本）納品事前受付書」をセンターに送付すること。その後、センターから発行される「千葉県電子媒体（副本）受領書」を監督職員に提出すること。なお、電子成果品は工事請負契約書第45条の対象とし、電子データに不備が確認された場合は、受注者は修正作業を行わなければならない。 4「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は、監督職員と協議の上で決定すること。
	● 完成時の提出図書等	工事完成時の提出図書等は以下のものとする。（下表）
	○ 県内生産品	受注者は、「県内生産品使用状況調査票」を作成し、工事完成時に提出するとともに、完成検査後に以下の技術管理課メールアドレスに電子データで提出しなければならない。 メール送付先　kensanhin@mz.pref.chiba.lg.jp なお、監督職員への提出にあたっては、この特記仕様書の完成図等に含むものとし、「千葉県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」に基づき、その他フォルダに保存し、電子成果として提出する。
	○ 運転操作説明板	系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。 説明板の大きさは約 ＿＿ m2とする。
	● 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集(令和元年版)によるほか、監督職員との協議による。
	● 総合調整	● 本工事　○ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ● 風量調整　● 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定 ○ 室内気流及びじんあいの測定　○ 飲料水の水質の測定
	● 電動機	換気扇、圧力扇及び標準仕様書に記載なく特記のないものの電動機の保護規格は、製造者規格による標準品としてよい。
	● 容量等の表示	1)機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 2)電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	● 耐震措置	耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針2014年版（独立行政法人建築研究所監修）による。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。（下表「設計用標準水平震度」） ・上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 ・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの ・水槽類にはオイルタンクを含む。 ・重要機器は次のものを示す。 ○ 給水機器（　　） ○ 排水機器（　　） ○ 換気機器　○ 空調機器　○ 熱源機器　○ 防災設備 ○ 監視制御設備　○ 危険物貯蔵装置　○ 火を使用する設備　○ 避難経路上に設置する機器 (2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。
	○ 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力　風速（Vo=　　m/s） 地表面粗度区分　（ ○Ⅰ　○ Ⅱ　○ Ⅲ　○ Ⅳ ） ○ 積雪荷重　建設省告示第1455号における区域　別表（　）
	○ 配管	(1) ステンレス鋼管の接合は、下記による。 ○ 呼び径６０Ｓｕ以下（　　ＳＡＳ３２２を満足した継手。 ） ○ 呼び径７５Ｓｕ以上（　　　） (2) 建築物導入部の変位吸収方法は、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）による。 ○（ａ）　○（ｂ）　○（ｃ） (3) 溶接部の非破壊検査　○ 不要　○ 要（　　　）

工事完成時の提出図書等

提出図書等	仕様			部数
○ 完成図面	○ 図面（A1版）折りたたみ製本 ○ 図面（A1版）見開き製本	サイズ	○ A4版 ○ A4版	○ １部 ○ ２部
○ 工事関係図書	本工事中に作成した工事関係書類等をまとめたもの			○ １部 ○　部
○ 完成写真	○ キャビネ版 ○	撮影箇所	○　箇所 ○　箇所	○ １部 ○　部
○ 保全に関する資料	―			○ １部 ○　部
○ 電子成果品	電子納品による			○ ２部 ○　部

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	● 特定の施設 重要機器	● 特定の施設 一般機器	○ 一般の施設 重要機器	○ 一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

章	項目	特記事項
	○ 絶縁継手	「機器と配管接続部」取り付け箇所は図示による。
	○ 地中埋設標等	(1) 地中埋設標　○ 要（図示による。）　○ 不要 (2) 埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）　○ 不要
	● 保温	● 別表－２　保温工事仕様による。 ○ 屋外露出部（　○ 下記の機器類 ○ 給水管 ○ 消火管 ○ 膨張管 ○ ドレン管（配管類には弁類を含む））は ○ 防凍保温　○ 凍結防止ヒーター）を行う。 （対象機器：　　　　） 防凍保温は、厚さを配管の呼び径25以下は50mm、呼び径32以上は40mmとし、保温を施す。 凍結防止ヒーターは、自己サーモ式とし、保温を施すものとする。 ○ 共同溝、トレンチの保温は（標準仕様書第２編の施工箇所　　　　）を適用する。 ○ 多湿箇所は下記の場所とする。（天井内共多湿箇所とする。） （○ 浴室（ユニットは除く）　○ 脱衣室　○　　○　　） ○ 屋内露出　（ ○ 実験室　○　　）の保温外装は（ ○ ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ　○　　）とする。 ○ 合成樹脂製カバーは（ ○ １シートタイプ　○２ジャケットタイプ ）とする。
	○ 塗装、仕上げ	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ○ 屋外　○ ドレン管　（○ 指定色塗装　○　　） ○ 金属電線管　（○ 溶融亜鉛メッキ仕上げ［付着量300g/㎡以上］ ○ 指定色塗装 ） ○ 屋内　○　　（○ 指定色塗装　○　　）
	● はつり	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは、図面に特記のない場合はダイヤモンドカッターを用いる。
	○ 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編 1.5.1 表 4.1.11 による。
	○ 天井仕上区分	（　　　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	● 吊り及び支持金物	（ ● 床下ピット内 ○　　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。
	● 施工調査	○ 下記によるほか、改修標準仕様書第１編1.5.1及び1.5.2による。 調査項目　○ 調査範囲　○ 図示　○ 調査方法　○ 図示　○ ● はつり及び穿孔作業を行う場合、事前に走査式埋設物調査を行い報告すること。 ○ 石綿含有分析調査　○
	● 試験	既設配管を含む部分の試験　● 要　（方法及び圧力：　　　）　○ 不要
	● 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	● 他工事との取り合い	別表－３　工事区分表による。
	● 環境対策	建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の建設機械を使用すること。
	● 工事現場管理	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 不法・違反無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
	● 過積載による違法運行の防止	受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。 (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。 (3) 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。 (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。 (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (6) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。
	● 安全対策	受注者相互の緊密な連絡調整を図り、協力して工事を安全円滑に実施することを目的とする「工事関係者連絡会議」を設置すること。 また、発注者で組織する安全対策委員会が行う安全審査、施工条件検討、安全点検等に協力すること。
	● 保険	本工事については、工事目的物及び工事材料を次に示す内容で火災保険、組立保険その他の保険に附すること。 (1) 被保険者　発注者、受注者及びその全下請負人 (2) 保険金額　請負代金全額 (3) 保険期間　工事着手のときから工事引渡しまでの期間 なお、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提示すること。
	● 施設点検	本工事完成(「工事目的物の引渡し」を行った日)後、１年目及び２年目に関係者(営繕課、工事監理事務所、施設管理者、受注者)による施設点検(不具合の有無を確認し、その処理について協議)を行うので、当課からの依頼により、施設点検に立会い協力するものとする。
	● 工事実績情報の登録	本工事の最終請負代金(消費税込)が、500万円以上となる場合には、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事実績データを作成する。また、作成した内容について監督職員の確認を受けた後、以下に示す期間内に（一財）日本建設情報総合センターに所定の手続により登録するとともに、登録内容確認書の写しを提出する。 (1) 工事受注時　契約締結後10日以内 (2) 登録内容の変更時　契約事項の確定日から10日以内 (3) 工事完成時　工事完成後10日以内
	● 創意工夫等の実施	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
	● 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署などへの必要な手続等は受注者が代行し、遅滞なく行う。
	● 施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 中間検査	1 通常工事時 中間検査を実施する　（ 回数　回 、 実施時期　　） 中間検査の範囲　（　　　） 2 低入札価格調査制度調査対象工事時 千葉県建設工事検査要綱(検査の区分を規定)および中間検査実施細則(中間検査実施区分を規定)の定めに関わらず中間検査の指定対象工事として、中間検査を実施する。 (1) 調査対象工事の中間検査の実施は、「中間検査実施細則」に関わらず原則として2ケ月に1回、隔月ごと、及び主要工種を考慮し施工上の変化点等で行うが、実施時期は監督職員が指定する。 なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。 (2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。
	○ 条件明示項目	○ 施工可能期間 月　日～　月　日　（期間中も行事等により、短期の施工不能日あり） ○ 改修工事の部分使用 月　日までに下記部分について、部分使用するので協力すること。 部分使用箇所　（　　　）
	● ワンデーレスポンス	本工事は、ワンデーレスポンス対象工事である。 「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち（24時間以内）」に回答するよう対応することである。 ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」することとする。 １）受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら施工すること。 ２）受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

工事名称		図番
青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		Ｍ－０１
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 機械設備工事特記仕様書（１）	縮尺　－	
担当課　健康こども部　保育幼稚園課	工事番号　07-05	通し番号　４８
	作成日　令和７年３月	全５３葉

章	項目	特記事項
○空気調和設備	○ 設計用温湿度	○ 下表による。　○（　　）の温度条件による。

	外気		屋内（調整目標）					
			一般系統					
	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)	温度 (DB)	湿度 (RH)
夏期	34.8 ℃	58 %	26 ℃	%	℃	%	℃	%
冬期	1.7 ℃	42 %	22 ℃	%	℃	%	℃	%

章	項目	特記事項
	○ 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。 鋼板厚（　○ 3.2mm　○ 4.5mm ）
	○ ダクト	○ 低圧ダクト（　○ コーナーボルト工法（長辺の長さが1,500mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　○ スパイラルダクト　）とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	○ 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	○ チャンバー	(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 (2) 空気調和機に取り付けるサブライチャンバー、レタンチャンバー及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、点検口の大きさは図示による。 (3) ガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
	○ ダンパー	(1) 防煙ダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）定格入力はDC24V、0.7A以下とする。 (2) ピストンダンパー　復帰方式（ ○ 遠隔　○　　）
	○ 配管材料	(1) 冷温水管　○ (2) 冷却水管　○ (3) 油　管　○ (4) 蒸気管　給気管　○ 還　管　○ (5) 高温水管　○ (6) 膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管　○ (7) ドレン管　● 硬質ポリ塩化ビニル管 (8) 冷媒管　● 冷媒用断熱材被覆銅管
	○ 弁　類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K(図示部分) ） ○ 65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ○ 鋼管用伸縮継手の種類は図示による。 ○ ステンレス鋼管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。 ○ ファンコイルユニットと冷温水管の接続部（往・還）には、ボール弁を取付ける。 ○ ファンコイルユニットには、　○ 流量調整弁　○ 定流量弁　を設置する。
	○ 温度計	取付け箇所は図示による。
	○ 圧力計	取付け箇所は図示による。
	○ 瞬間流量計	取付け箇所は図示による。 なお、瞬間流量計（ ○ 固定型　○ 着脱型）はピトー管方式とし、止水コック付とする。
	○ 油面制御装置	制御盤には、（　○ 給油ポンプ制御　○ 満油警報　○ 遠隔警報　○ 漏えい検知警報　○ 返油ポンプ制御　○ 減油警報　○　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管・配線は製造者の標準仕様とする。
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	○ 保温及び消音内貼り	○ 還りダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　○　　） ● 外気ダクトの保温　範囲は（ ○ 図示による　● 全て　） ○ 膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 の温水管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.4 温水管の項による。(エア抜き弁以降の配管は、除く) ○ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編 3.1.5 の排水管の項による。 ● 冷媒管の保温外装は別表－２による。
●換気設備	● ダクト	● 低圧ダクト（　○ コーナーボルト工法（長辺の長さが 1500 mm以下の部分） ○ アングルフランジ工法　● スパイラルダクト　）とする。 ○ 高圧1ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より1番手厚いものを使用する。
	○ 風量測定口	取付箇所は図示による。
	○ ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 排気ダクトのシール	○ 浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　○ 厨房系統　○ 高圧2ダクトのシール　長方形ダクト　○ N＋Aシール　○ Bシール 円形ダクト　○ A，Bシール　○ Cシール
	○ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
	○ 保温	○ 全熱交換ユニット用の外気ダクト （ ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。　○　　） 多湿箇所のダクトの保温要 （ ○ 保温の厚さ25mm、範囲は図示による。　○　　） ○（　○ 厨房　○ 湯沸室　○　　）の隠ぺいダクト（仕様はh・(イ)・IX）とし、範囲は図示による。
○排煙設備	○ ダクト	○ 亜鉛鉄板　○ 普通鋼板（厚1.6mm）
	○ 排煙口の形式	○ 図示による。
	○ 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	○ ワイヤー式　○ 電気式（ 遠隔操作　○ 要　○ 不要 ）
	○ 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書平成28年度版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
○自動制御設備	○ 中央監視制御装置	○ 有り（ ○ 新設　○ 既設　）　○　無し
	○ システム構成・機能	図示による。
	○ 電気計装用配線	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記がなければ金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記がなければケーブル配線とする。
●衛生器具設備	● 自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量は４Ｌ/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 ● 個別感知ﾌﾗｯｼｭ方式　制御盤（　○ 要　○ 不要　）
	● 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
	○ 標記板	○ 要　材質（ ○　　）　（ ○ 大便器　○ 小便器 ）　○ 不要
	● 自動水栓の電源供給方式	● ＡＣ電源　● 自己発電　○
	○ 衛生器具ユニット	ユニットの配管材料は、図示による。
	● 洋風便器	タンク式は６．５Ｌ/回以下とする。
	○ 浴室ユニット	仕様は別図による。

章	項目	特記事項
●給水設備	● 配管材料	(1) 一般配管　● 硬質塩化ビニルライニング鋼管（VB）　● 硬質塩化ビニルライニング鋼管（HIVP） (2) 地中埋設配管　○ 硬質塩化ビニルライニング鋼管（VD） (3) 水道直結配管　○ 引き込みは水道事業者の指定により、量水器以降の地中配管は、（ ○　　）とし、他の部分は(1)による。
	○ 水栓	○ 台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ○ 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。 （ ○ ただし、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。）
	○ 量水器	○ 親メーター（ 貸与品 ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ） ○ 子メーター（ 買い取り ）　（ ○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ 量水器桝	○ 水道事業者指定品（ ○ 貸与品　○ 買取り ）　○ 標準図 MC 形
	○ 絶縁継手	図示の位置に取付ける。
	● 弁　類	JIS 又は JV　● 水道直結部分（ ● 10K　○　　） ○ その他の部分（ ○ 5K　○　　） ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	○ 管の地中埋設深さ	○ 管の上端より原則として、一般敷地は（　30 cm ）構内道路は（　60 cm ）以上とする。
	○ 水栓柱	○ 合成樹脂製　○ アルミニウム合金製　○ 人造石とぎ出し製　○ ステンレス製
	○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）の（ ○ (a)　○ (b)　○ (c) ）による。
	○ 引込納付金等	○ 要（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○　不要
●排水設備	● 配管材料	(1) 屋内　汚水管　● 硬質ポリ塩化ビニル管（VP）　● 硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（FDVP） 雑排水管　● 硬質ポリ塩化ビニル管（VP）　● 硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（FDVP） 通気管　● 硬質ポリ塩化ビニル管（VP）　● 硬質ポリ塩化ビニル耐火二層管（FDVP） ポンプアップ排水管　○ (2) 屋外　第一桝まで　○ 硬質ポリ塩化ビニル管（VP） ○ 桝間　○ 硬質ポリ塩化ビニル管（VU） ○
	● 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。 台所流し等の床上露出部分の配管は、ビニル管（RF-VP）でもよい。
	○ 満水試験継手	○ 標準仕様書第２編 2.4.8(f)による。　○ 図示の箇所に取り付ける。
	○ インバート桝・ため桝	○ プラスチック桝　（　○ 標準図による。　○　　） ○ コンクリート桝　（　○ 標準図による。　○ 本図面の施工要領図による。　○　　） ○
	○ 放流納付金等	○ 要（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
●給湯設備	● 配管材料	● 一般配管用ステンレス鋼鋼管
	○ 弁　類	JIS 又は JV （ ○ 5K　○ 10K（図示部分）） ○ ステンレス配管に取付ける弁類は、ステンレス製とする。
	○ 保温	湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第２編 3.1.5表 2.3.5のｈ・(イ)・IX とする。
○消火設備	○ 配管材料	(1) 屋内消火栓　一般　○ 地中　○ (2) 連結送水管　一般　○ 地中　○ (3)　○ ○
	○ 屋内消火栓種別	○ 易操作性１号消火栓　○ １号消火栓　○ ２号消火栓
	○ 屋内消火栓開閉弁	○ １０ｋ
	○ 保温	屋外露出配管は標準仕様書第２編 3.1.5　e2・(ﾊ)・VIIIによる保温を行う。
	○ 建物導入部配管	標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）（　○ (a)　○ (b)　○ (c) ）による。
	○ 不活性ｶﾞｽ消火設備	別図による。
	○ 泡消火設備	別図による。
○厨房設備	○ システム	○ ドライシステム　○
	○ 厨房用熱源	図示による。
	○ 機器の機能等	図示による。
○ガス設備	○ ガス種別	○ 都市ガス　（供給者名：東京ガス　発熱量　MJ/m3（N）） ○ 液化石油ガス
	○ 配管材料	○ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　(1) 一般　○ (2) 地中　○
	○ 充てん容器	別途（ ○ 50kg　○　　○　　）×　本
	○ 集合装置	○ 標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　本組。
	○ 転倒防止等	○ 標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）（ ○ (a)　○ (b) ）による。
	○ メーター	○ 親メーター（貸与品）（　○ 直読式　○ パルス式（パルス発信器は ○ 買い取り）） ○ 子メーター（買い取り）（　○ 直読式　○ パルス式 ）
	○ ガス漏れ警報器	○ 本工事（図示による）　○ 別途工事 外部警報端子（ ○ 無　○ 有 ）
	○ 漏洩検知装置	○ 要　○ 不要
	○ 電気防食	○ 要　○ 不要
	○ 引込負担金等	○ 要（ ○ 別途工事　○ 本工事 ）　○ 不要
	○ バルク貯槽	○ 横型　○ 竪型　（液化石油ガス貯蔵能力　ｋｇ）
○排水処理設備	○ 仕様等	別図による。
	○ 設備方式	○ 排水再利用　○ 浄化槽　○ 厨房除害
○雨水利用設備	○ 仕様等	別図による。

章	項目	特記事項
●撤去工事	● 撤去内容	● 図示による。 ○
	● 保温材	保温材は、配管・ダクト等より分離する。
	● 支持金物等	ダクト及び配管等の支持金物及び吊り金物は本工事にて撤去する。
	○ 石綿含有品	石綿含有分析調査　○ 本工事　○ 別途
		撤去方法　○ 図示による　○
	● 発生材の処理	● 金属類　（　○　　● ダクト　● 配管　● その他金属類）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○　　）とする。 ○ 特別管理産業廃棄物　（　○　　○　　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○別途　）とする。 ○ 石綿含有産業廃棄物　（ ○ 配管用成形保温材　○ フランジ用ガスケット　）の処理は （ ○ 構外搬出適切処理　○別途　）とする。 ● 上記以外のもの　（ ● 機器類　● 保温材類　）の処理は （ ● 構外搬出適切処理　○別途　）とする。
		○ 建設リサイクル法における再資源化等を行なう特定建設資材の構外搬出処理を本工事とする。
	○ 冷媒（フロン類）の回収	○ 本工事　○ 別途 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第３編２．４．３により、次の書類を監督職員に提出する。 ○ フロン回収行程管理表の写し ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し
○その他	○ 上ガス対策	○ なし ○ あり（ ○ 自然換気口　○ ガス抜き管　○ 強制換気装置　○ ガス検知器 ○ その他（　　）） ○ 施工にあたって、防災上必要な措置を講じること。

章	項目	特記事項

工事名称	青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事
図面名称	見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 機械設備工事特記仕様書（２）
担当課	健康こども部　保育幼稚園課
縮尺	－
工事番号	07-05
作成日	令和７年３月
図番	Ｍ－０２
通し番号	４９
	全５３葉

別表－２

保温工事仕様　　＊　適用する保温区分　（ ● 印の付いたものを適用し、○ 印のものは適用しない。）

区分	項目	施工箇所	保温材 GW	保温材 RW	保温材 PSF	保温仕様	外装材 カラー	外装材 SUS	外装材 AL
給排水衛生設備配管 給水管 排水管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （空調機等の排水管含む。）	給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	●	●	●	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	排水管・通気管		●	●	●		—	—	—
	給湯管		●	●	—		—	—	—
	給水管	機械室、書庫、倉庫	●	●	●	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	排水管・通気管		●	●	●		—	—	—
	給湯管		●	●	—		—	—	—
通気管 （屋外露出、床下、暗渠内は除く。） （排水管の分岐点より100mm以下の部分）	給水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	●	●	●	アルミガラスクロス化粧保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	排水管・通気管		●	●	●		—	—	—
	給湯管		●	●	—		—	—	—
消火管 （屋外露出部分のみ）	給水管・消火管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	●	●	●	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	●	○
	給湯管		○	○	—		○	○	○
	給水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	●	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
給湯管 （膨張管含む）	給湯管		○	○	—		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm						
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	80A以下：20mm、100A 以上：25mm						
給排水衛生設備機器 鋼製タンク 排気筒 貯湯タンク	鋼製タンク	屋内	○	○	○	鋲（PSFの場合鋲又は接着剤）＋保温板（厚さ25mm）＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	○		—	○	—
	貯湯タンク	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
	排気筒	隠ぺい箇所	—	○	—	保温帯（厚さ50mm）＋鉄線＋アルミガラスクロス＋金網	—	—	—
空気調和設備配管 温水管 （膨張管含む） 蒸気管 （低圧（0.1MPa未満）の蒸気）	温水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	—	保温筒＋鉄線＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温筒＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	温水管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	蒸気管		○	○	—		○	○	○
	温水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	—	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	蒸気管		○	○	—				
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	温水管			80A以下：20mm、100A～150A：25mm、200A以上：40mm			
			蒸気管			25A以下：20mm、32A～50A：30mm、65A 以上：40mm			
冷水管 冷温水管 （膨張管含む） 冷媒管 ブライン管	冷水管	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋合成樹脂製カバー	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管	機械室、書庫、倉庫	○	○	○	保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋原紙＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○	保温筒＋粘着テープ＋ポリエチレンフィルム＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷水管（水温度2～4℃）		—	—	○		—	—	—
	冷水管	天井内、パイプシャフト内、空隙壁中	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	冷水管（水温度2～4℃）	天井内、パイプシャフト内	—	—	○		—	—	—
	冷水管	屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋外装材	○	○	○
	冷温水管		○	○	○		○	○	○
	冷媒管		○	○	—		○	○	○
	ブライン管		—	—	○		○	○	○
	冷水管	暗渠内（ピット内含む）	○	○	○	保温筒＋鉄線（PSFの場合粘着テープ）＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス	—	—	—
	冷温水管		○	○	○		—	—	—
	冷媒管		○	○	—		—	—	—
	ブライン管		—	—	○		—	—	—
	保温厚	グラスウール保温筒（GW） ロックウール保温筒（RW）	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm						
		ポリスチレンフォーム保温筒（PSF）	冷水管・冷温水管	25A以下：30mm、32A～200A：40mm、250A 以上：50mm					
			冷水管（水温度2～4℃）	20A以下：30mm、25A～100A：40mm、125A 以上：50mm					
			ブライン管	25A以下：40mm、25A～ 80A：50mm、100A 以上：65mm					
冷媒管 （断熱材被覆銅管）	ガス管保温厚	10mm以上（冷媒専用で圧縮機が屋内の場合） 20mm以上				液管保温厚	10mm以上（ただし、9.52mm以下は8mm）		
	外装材	屋内露出（一般居室、廊下）	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		機械室、書庫、倉庫	○ 合成樹脂カバー　○ 保温化粧ケース（ ○　　製 ）						
		屋外露出	○ ステンレス鋼板　○ 保温化粧ケース（ ○ 樹脂製　○　　製 ）						
空気調和設備機器 冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー 冷温水タンク 冷水タンク 温水ヘッダー 蒸気ヘッダー 温水タンク 温水タンク 熱交換器	冷温水ヘッダー 冷水ヘッダー	屋内	○	○	○	鋲（PSFの場合鋲又は接着剤）＋保温板（厚さ50mm）＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	—	—
	冷温水タンク 冷水タンク	屋外	○	○	○		—	○	—
	温水ヘッダー 蒸気ヘッダー	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
	温水タンク 温水タンク 熱交換器	屋外	○	○	—		—	○	—
	膨張タンク	屋内	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋鉄線＋外装材	○	—	—
		屋外	○	○	—		—	○	—
空気調和設備ダクト	長方形ダクト（全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
	スパイラルダクト（全熱交換器用ダクトは、保温厚25mmとする）	屋内露出（一般居室、廊下）	○	○	—	保温板（厚さ50mm）＋外装材	○	—	—
		機械室、書庫、倉庫、屋内隠ぺい、ダクトシャフト内	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温板（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ	—	—	—
		屋外露出（バルコニー、開放廊下含む）浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない）	○	○	—	保温板（厚さ50mm）＋ポリスチレンフィルム＋鉄線＋外装材	○	○	○
消音内張り	サプライチャンバー		○	○	—	鋲＋保温板（厚さ50mm）＋ガラスクロス＋鋼きっ甲金網	—	—	—
	消音チャンバー・消音エルボ		○	○	—	鋲＋保温板（厚さ25mm）＋ガラスクロス	—	—	—
排煙ダクト	長方形	屋内隠ぺい	○	○	—	鋲＋アルミガラスクロス化粧保温板（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
	円形	屋内隠ぺい	○	○	—	アルミガラスクロス化粧保温帯（厚さ25mm）＋アルミガラスクロス粘着テープ＋きっ甲金網	—	—	—
煙道	長方形		—	○	—	ブランケット（厚さ75mm）＋鉄線＋外装材	○	○	—
	円形		—	○	—		○	○	—

※ 凡例　保温材　GW ：グラスウール保温材　RW ：ロックウール保温材　PSF：ポリスチレンホーム保温材
外装材　ｶﾗ：カラー亜鉛鉄板　SUS：ステンレス鋼板　AL ：溶融アルミニウム－亜鉛鉄板

※　不燃材以外の配管が建築基準法施行令第112条第15項に規定する準耐火構造等の防火区画を貫通する場合貫通部より 1m 以上はロックウール保温材を使用すること

※　配管の保温は、継手及び弁類を含む。図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書による。

別表－３

工事区分表

工事内容			施工区分 建築	電気	機械	
開口部	はり、床、壁貫通部	鉄筋補強	⊙	・	・	・
		スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	埋込形（分電盤、端子盤、プルボックス）、風道	鉄筋補強	⊙	・	・	・
	埋込形消火栓ボックス、吹出口、吸込口、換気扇、大便器等	スリーブ、型枠	・	⊙	⊙	・
	軽量鉄骨下地天井、壁ボード類の切込み	補強とも	⊙	・	・	・
		補強のない場合	・	⊙	⊙	・
	スリーブ穴埋め、型枠穴埋め		⊙	⊙	⊙	・
	鉄骨、PC板等への穴開け、補強、スリーブ入れ（工場加工）		⊙	・	・	・
基礎	屋内　配電盤、制御盤、発電機、キュービクル	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
	屋内　受水槽、サービスタンク	上記以外	・	⊙	⊙	・
	屋外　配電盤、制御盤、キュービクル	鉄筋基礎	・	⊙	⊙	・
	屋外　受水槽、消火水槽	無筋基礎	・	・	・	・
	屋上　テレビアンテナ、避雷針	躯体と一体のもの	⊙	・	・	・
	屋上　高架水槽、クーリングタワー、消火栓補給水槽	上記以外	・	⊙	⊙	・
	架台、アンカーボルト		・	⊙	⊙	・
			・	・	・	・
点検口	床、天井、壁		⊙	・	・	・
			・	・	・	・
	配線ピット、トレンチピット		⊙	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
			・	・	・	・
配管配線	機器付属の制御盤　（接地とも）	一次側	・	⊙	・	・
		二次側	⊙	⊙	⊙	・
	制御盤と動力盤の間　（接地とも）	電源供給	・	⊙	・	・
		操作　配管	・	・	・	・
		回路　配線（　）	・	・	・	・
	天井吊り形FCU及び全熱交換形換気扇　（接地とも）	電源供給	・	⊙	・	・
		操作　配管	・	・	・	・
		回路　配線（　）	・	・	・	・
	煙感知器から連動制御盤を経て防火ダンパーに至る配管配線		・	・	・	・
防油堤			⊙	・	・	・
インサート、吊りボルト			⊙	⊙	⊙	・
換気扇枠			・	・	・	・
外部取り付けガラリ（ダクト、チャンバー接続用フランジを含む）			⊙	・	・	・

別表－１

機材等	

冷媒配管支持要領

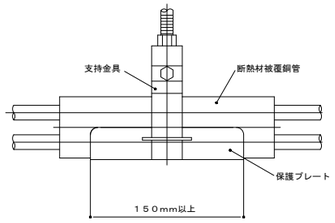

土間下配管詳細図

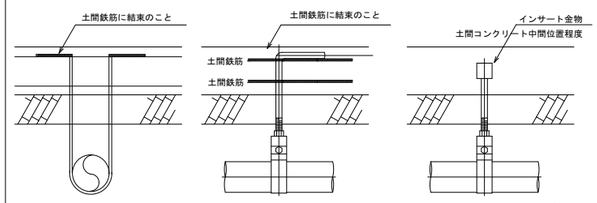

土間下地中配管は、9φ鉄筋（タールエポキシ塗り）にて、U字型支持のこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に結束する場合は、直接、接しないよう電蝕防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

吊りバンド、棒鋼はステンレス製とする。
棒鋼を土間鉄筋に仮止めする場合は、直接、接しないよう電蝕防止策を施すこと。
支持間隔は、仕様による。

インパート桝 施工要領図　　S-1 ・ S-2

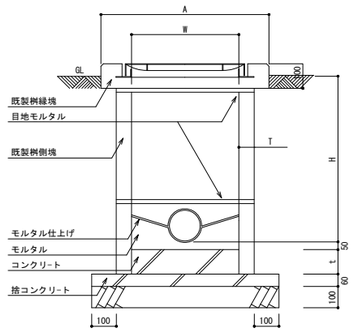

寸法＼深さ	H=600以下	H=600超
	S-1	S-2
W	450×450	600×600
T	45	50
t	100	120
A	700	850

1. 蓋は鋳鉄製防臭蓋とする。（鎖付き、汚水マーク入り）
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 既製桝側塊、縁塊は、ズレを防止する構造とする。

ため桝 施工要領図　　R-1 ・ R-2

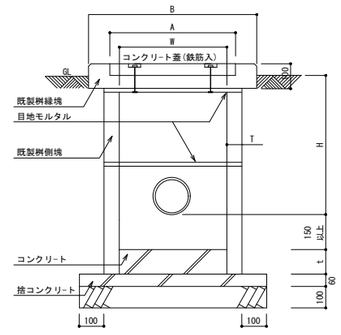

寸法＼深さ	H=600以下	H=600超
	R-1	R-2
W	450×450	600×600
A	520×520	670×670
B	650×650	800×800
T	45	50
t	100	120

1. コンクリート蓋は、既製桝用とし、鉄筋入とする。
2. 既製桝側塊、縁塊は、すべて鉄筋入りとする。
3. 鋳鉄蓋を使用する場合は汚水桝に準ずる。

桝蓋仕様

名称	記号	実内径	受枠	安全荷重	備考
防臭中耐蓋	MHA-45	450φ	560	1500kg以上	
防臭中耐蓋	MHA-60	600φ	710	1500kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-45	450φ	560	5000kg以上	
防臭重耐蓋	MHD-60	600φ	710	5000kg以上	

桝標準構成表

W	H	側塊 150H	300H	450H	600H	既製縁塊
450	250 ～ 400				1	1
450	400 ～ 550	1			1	1
450	560 ～ 700		1		1	1
450	710 ～ 850			1	1	1
600	530 ～ 680		1		1	1
600	690 ～ 830	1	1		1	1
600	840 ～ 980				2	1
600	990 ～ 1130	1			2	1
600	1140 ～ 1280		1		2	1
600	1290 ～ 1430	1	1		2	1

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｍ－０３
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 機械設備工事特記仕様書（３）	縮尺 －	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ５０
	作成日 令和７年３月	全５３葉

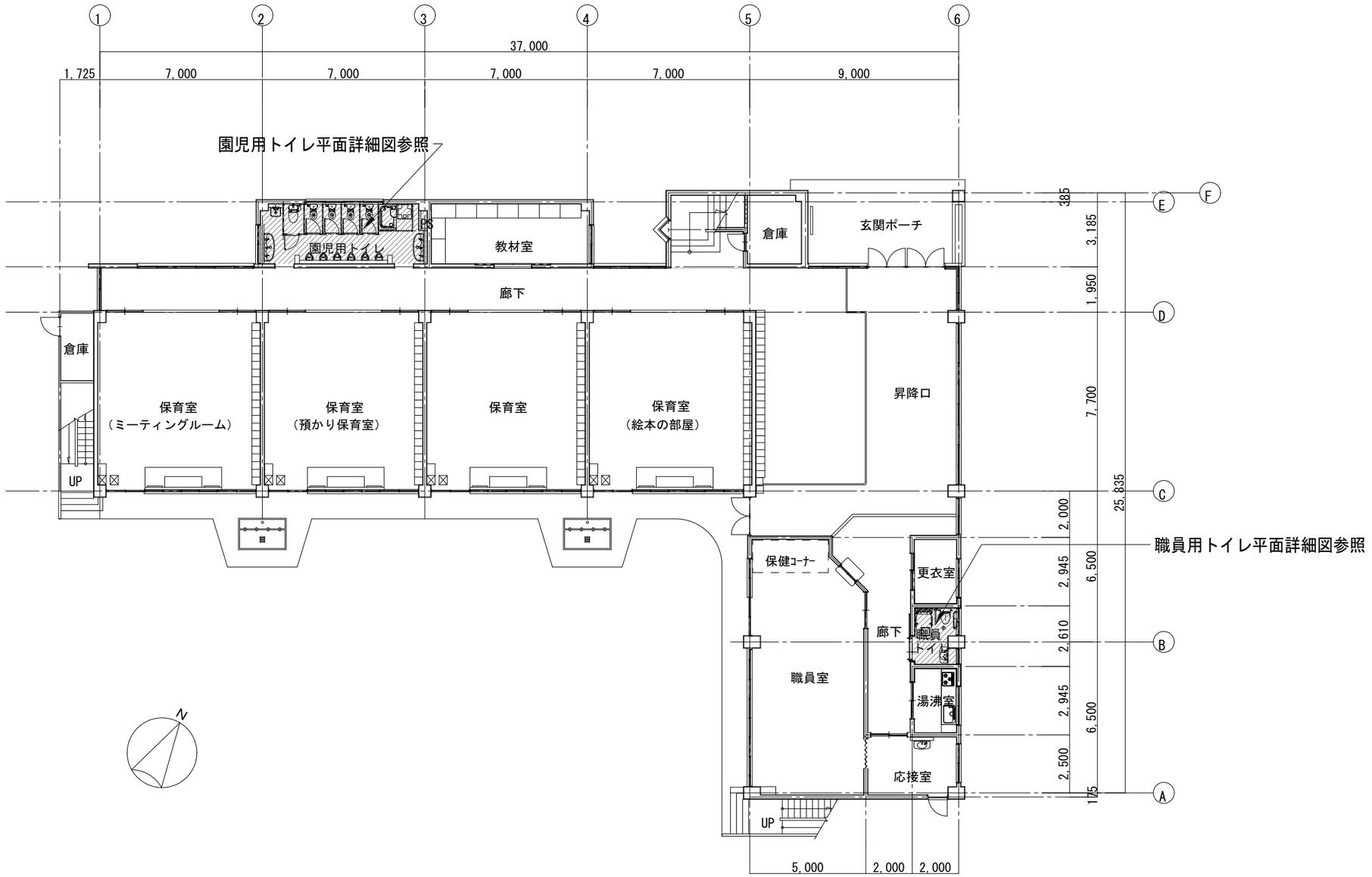

１階平面図＜改修前・改修後＞　S=1:200

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｍ－０４
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階平面図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:200	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ５１
	作成日 令和７年３月	全５３葉

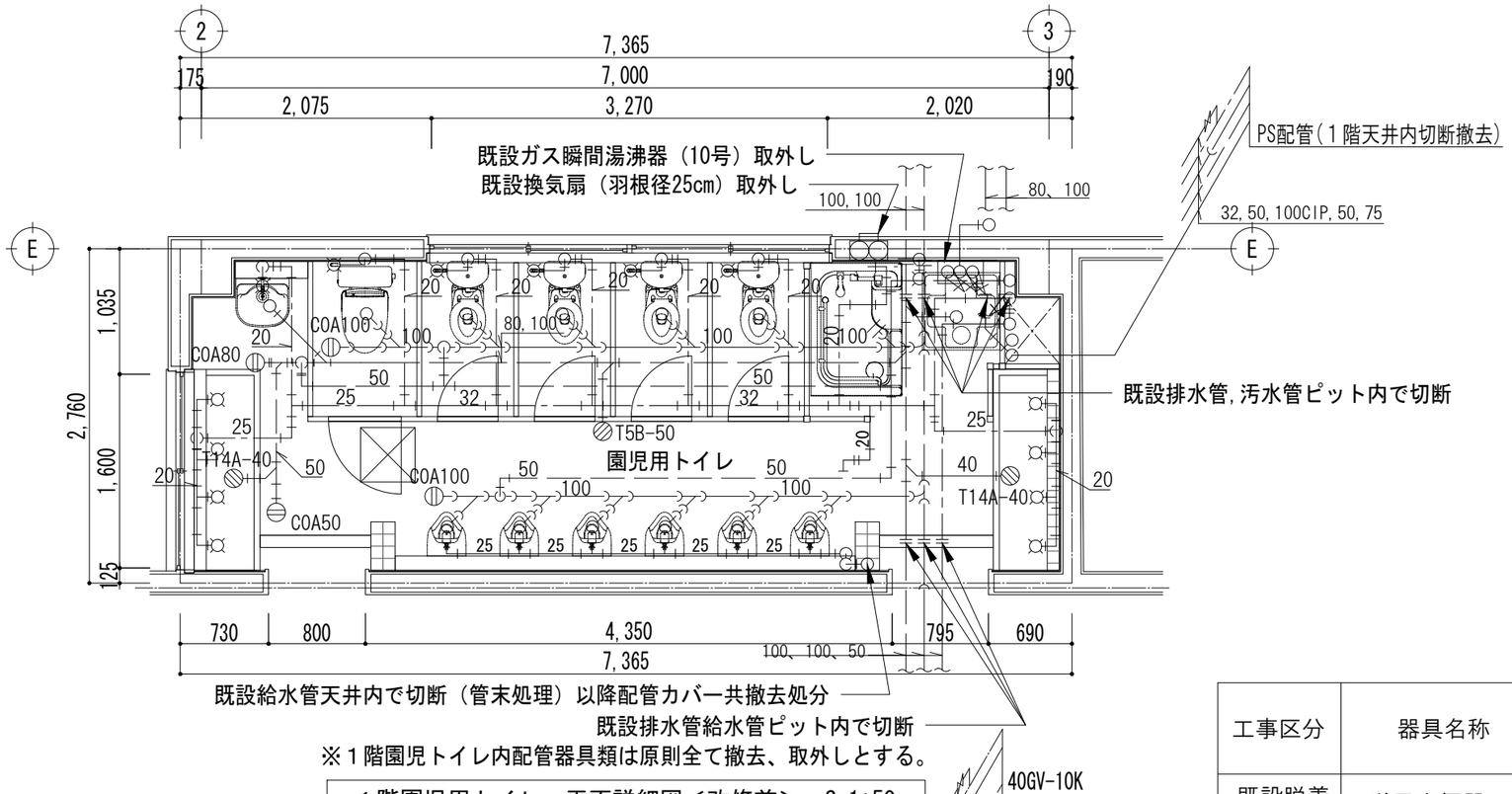

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

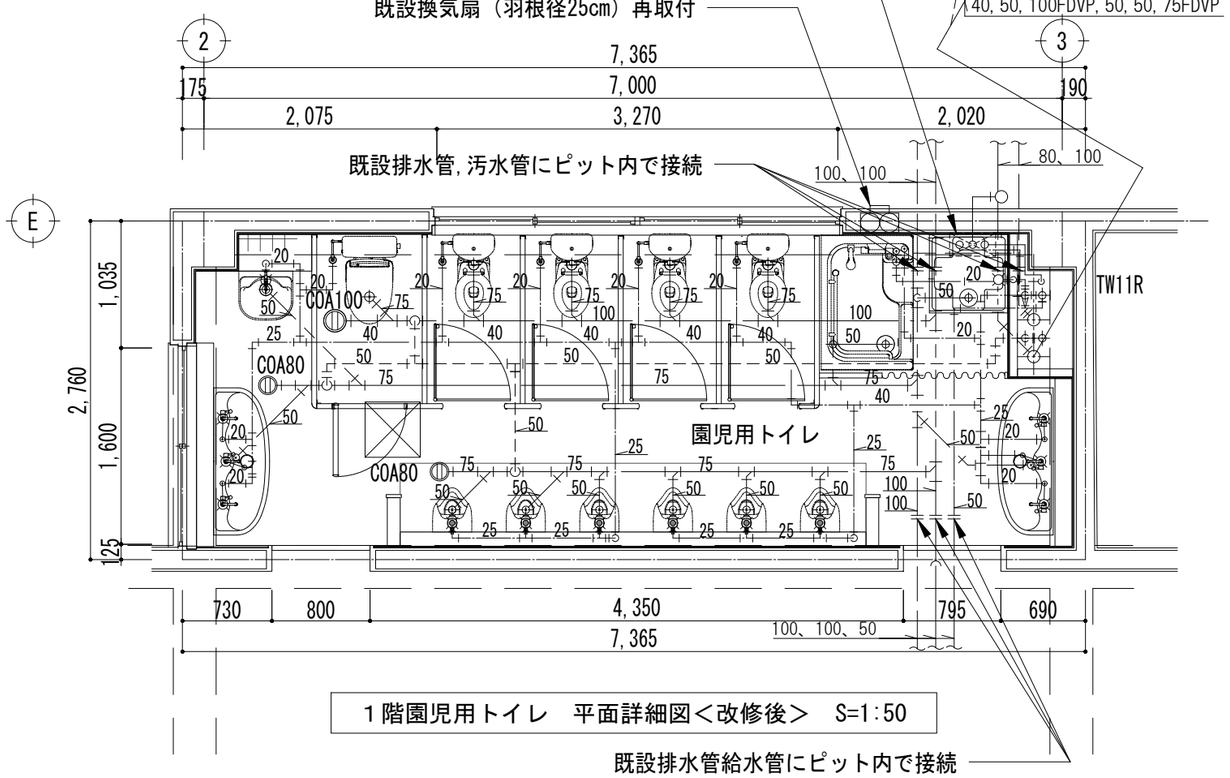

１階園児用トイレ　平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

研り補修（ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰ）リスト

配管口径	床厚さ	貫通口径	箇所数		
			給水設備	給湯設備	排水設備
20A, 25A	150mm程度	50mm	15	2	
40A, 50A	150mm程度	75mm	2		12
75A	150mm程度	125mm			9
100A	150mm程度	150mm			2

1階園児用トイレ衛生器具リスト

工事区分	器具名称	型番	付属品	改修前	改修後
既設脱着	洋風大便器	CS597BMS	手洗付タンクSH597BAR　洗浄便座TCF5513AUS（電源:AC100V-316W）	1	1
既設脱着	幼児用大便器	CS300B	平付タンク, 普通便座, 床給水止水栓（新設）	4	4
撤去新設	二連紙巻き器	YH650	既設品撤去、新設取付	5	5
取外し	幼児用床置小便器	U201M	フラッシュバルブUF-3JT（撤去）	6	
再取付	幼児用床置小便器	U201M	自動洗浄システムOKU-AT100SDJ（新設）		6
既設脱着	手摺	KF-AAA910CE40	取付金具（新設）	2	2
既設脱着	マルチシンク	SK500	水栓T200BSQ13　床排水金具T6SMR	1	1
新設	幼児用マルチシンク	SKL300LWBSZ	床給水、床排水、付属品一式 *壁材AA130#ＹＪ1SM(PS側), AA130#YJ1S(窓側)		2
既設脱着	幼児用シャワーパン	PFS1100R	排水ホース（新設取付）	1	1
新設	洗濯機水栓	TW11R			1
撤去	洗濯機パン	PWP640N2W	排水トラップ(横引き)PJ2008NW	1	
新設	洗濯機パン	PWP640N2W	排水トラップ(縦引き)PJ2009NW		1
撤去新設	大型鏡	MMA5A	（1300ｘ600）　*(PS側のみ設置)既設品撤去	1	1

*衛生器具取り付け部の下地補強及びライニングは建築工事

*共通事項　衛生器具取り付け金具、アングル水栓及びパッキン類は見込む

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｍ－０５
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 １階園児用トイレ平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 1:50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ５２
	作成日 令和７年３月	全５３葉

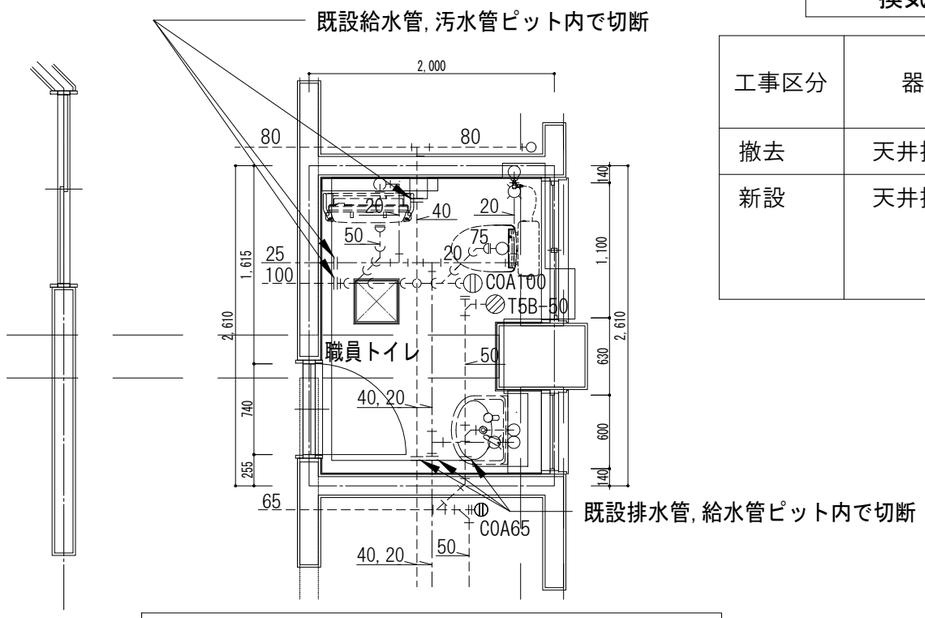

職員トイレ平面詳細図＜改修前＞　S=1:50

※職員トイレ内配管器具類は原則全て撤去、取外しとする。

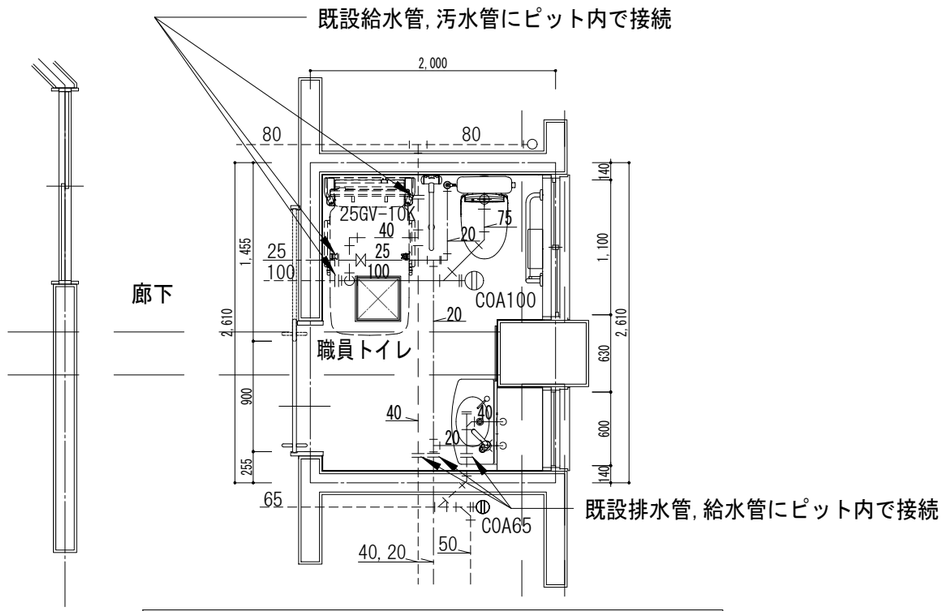

職員トイレ平面詳細図＜改修後＞　S=1:50

換気設備機器表

工事区分	器具名称	型番	仕様	改修前	改修後
撤去	天井換気扇	（既設品）		1	
新設	天井換気扇	VD-15ZPC14	天井埋込形（低騒音形） 風量：130m3/H、静圧　50Pa （電源:AC100V-20W）		1

斫り補修（ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰ）リスト

配管口径	床厚さ	貫通口径	箇所数	
			給水設備	排水設備
20A, 25A	150mm程度	50mm	2	
40A, 50A	150mm程度	75mm		1
75A	150mm程度	125mm		1
100A	150mm程度	150mm		1

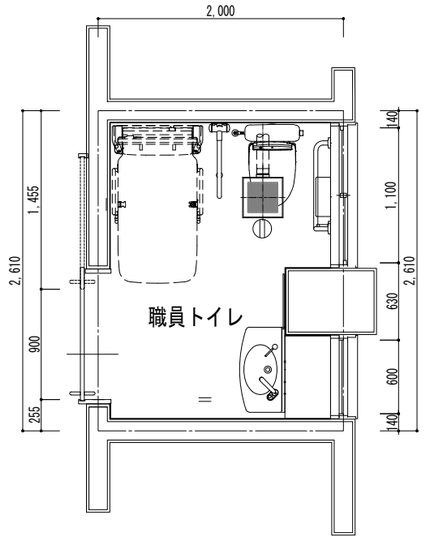

換気設備図＜改修前、改修後＞　S=1:50

職員トイレ衛生器具リスト

工事区分	器具名称	型番	付属品	改修前	改修後
撤去	洋風大便器	CS597BCS	密結タンク　普通便座	1	
新設	洋風大便器	CS597BMS	密結タンクSH596BAYR　洗浄便座TCF5513AUS 床給水　（電源:AC100V-316W）		1
撤去	二連紙巻き器	YH650		1	
新設	二連紙巻き器	YH702	棚付二連紙巻器、（立座ラク棚）		1
新設	手摺	T112CL10	L 型、樹脂被覆タイプφ34		1
新設	手摺	T112HK7R	跳ね上げ（可動式）、樹脂被覆タイプφ34		1
撤去	洗面器	L220D	水栓、水石鹸入れ　床排水金具	1	
新設	洗面器	L270CM	壁給水、壁排水、水石鹸入れ、付属品一式 台付自動水栓（単水発電タイプ）		1
撤去	化粧鏡	TS119AS3		1	
新設	化粧鏡	YM4560F	耐食鏡450×600、取付金具		1
既設脱着	ベビーシート		固定金具（新設）	1	1

*衛生器具取り付け部の下地補強及びライニングは建築工事

*共通事項　衛生器具取り付け金具は見込む

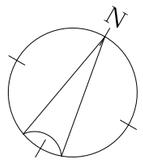

工事名称 青葉幼稚園他４園安全対策及び見明川認定こども園便所改修工事		図番 Ｍ－０６
図面名称　見明川認定こども園安全対策及び便所改修工事 職員トイレ平面詳細図＜改修前・改修後＞	縮尺 １：50	
担当課 健康こども部　保育幼稚園課	工事番号 07-05	通し番号 ５３
	作成日 令和７年３月	全５３葉